平 成 31 年

第 1 回 定 例 会 会 議 録

奄 美 市 議 会

第１回定例会　会議録目次

議事日程・付議事件 …… 1

第１回定例会一般質問通告 …… 7

２月19日（火）（第１日目）

出席議員及び欠席議員 ……19

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 ……19

職務のため出席した事務局職員 ……20

会議録署名議員の指名 ……21

会期の決定 ……21

議案第１号～第14号（14件）上程 ……22

議案付託 ……33

請願・陳情付託 ……33

２月25日（月）（第２日目）

出席議員及び欠席議員 ……35

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 ……35

職務のため出席した事務局職員 ……36

議案第15号～第33号（19件）上程 ……37

３月５日（火）（第３日目）

出席議員及び欠席議員 ……49

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 ……49

職務のため出席した事務局職員 ……50

一般質問

与　　勝広　君（公明党） ……51

竹山　耕平　君（自民新風会） ……62

平川　久嘉　君（奄美無所属クラブ） ……72

川口　幸義　君（自由民主党） ……81

３月６日（水）（第４日目）

出席議員及び欠席議員 ……91

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人 ……91

職務のため出席した事務局職員 ……92

一般質問

橋口　和仁　君（自民新風会） ……93

崎田　信正　君（日本共産党）　……102
三島　　照　君（日本共産党）　……112
安田　壮平　君（自民新風会）　……121

３月７日（木）（第５日目）
出席議員及び欠席議員　……133
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人　……133
職務のため出席した事務局職員　……134
一般質問
関　　誠之　君（社会民主党）　……135
橋口　耕太郎君（公明党）　……145
松山　さおり君（自民新風会）　……156
栄　ヤスエ　君（公明党）　……164

３月11日（月）（第６日目）
出席議員及び欠席議員　……177
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人　……177
職務のため出席した事務局職員　……178
一般質問
津畑　　誠　君（奄美無所属クラブ）　……179
林山　克巳　君（自民新風会）　……188
奥　　輝人　君（自由民主党）　……200
多田　義一　君（自民新風会）　……209

３月12日（火）（第７日目）
出席議員及び欠席議員　……223
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人　……223
職務のため出席した事務局職員　……224
議案第１号～第14号（14件）上程　……225
陳情第１号，３号，４号及び平成30年陳情第７号，９号（５件）上程　……230
議案第15号～第33号（19件）上程　……234
議案第34号～第35号（２件）上程　……236
発議第１号（１件）上程　……245
議案付託　……245

３月25日（月）（第８日目）
出席議員及び欠席議員　……247

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人　……247
職務のため出席した事務局職員　……248
議案第15号，第27号～第30号，第32号～第35号（９件）上程　……249
議案第16号～第26号，第31号（12件）上程　……254
議案第36号～第39号（４件）上程　……259
議案第40号～第55号（16件）上程　……260
議案第56号（１件）上程　……261
発議第２号（１件）上程　……262
発議第３号（１件）上程　……263
議員派遣について　……263
閉会中の継続審査申出　……263

別紙
各常任委員会審査報告書　……265
閉会中の継続審査の申出について　……271

参考資料（意見書等）　……273

会期・議事日程
付　議　事　件

平成31年 第1回奄美市議会定例会議事日程表

○平成30年2月13日　奄美市議会第1回定例会を招集した。
○会　期　35日間
○議事日程

月　日	曜	区　分	日　　程
2月19日	火	本会議	1　議席の変更 2　会議録署名議員の指名 3　会期の決定（35日間） 4　議案第1号～14号(14件)　　上程　説明　質疑　付託 ☆付託区分 総務企画－議案第10号～12号，14号(4件) 文教厚生－議案第2号～4号，8号(4件) 産業建設－議案第5号～7号，9号，13号(5件) 全委員会－議案第１号　平成30年度一般会計補正予算（第6号） は，所管する各常任委員会に付託 ※請願・陳情付託報告 総務企画-陳情第1号，3号，4 号 （継続分）平成30年陳情第7号，9号（2件） 産業建設-陳情第2号 ※会派代表者会 【議題】　①平成31年度予算等審査特別委員会の構成・調整について ②群島議員大会等の議題について　ほか
2月20日	水	休　会	※ 午前９時30分から常任委員会審査（文教厚生）
2月21日	木	休　会	※ 午前９時30分から常任委員会審査（産業建設）
2月22日	金	休　会	※ 午前９時30分から常任委員会審査（総務企画）
2月23日	土	休　会	
2月24日	日	休　会	
2月25日	月	本会議	1　議案第15号～33号(19件)　　上程　説明 (平成31年度関係議案・施政方針等) ※一般質問通告(本会議終了後)－順番抽選 ※全員協議会(本会議終了後) 【議題】　平成31年度予算等審査特別委員会の構成・調整について ※会派代表者会 ※奄美市議会活性化検討委員会
2月26日	火	休　会	報告書整理・議案等調査
2月27日	水	休　会	報告書整理・議案等調査
2月28日	木	休　会	報告書整理・議案等調査
3月1日	金	休　会	報告書整理・議案等調査
3月2日	土	休　会	報告書整理・議案等調査
3月3日	日	休　会	
3月4日	月	休　会	
3月5日	火	本会議	1 一般質問－与議員，　竹山議員，　平川議員，　川口議員（質問順）
3月6日	水	本会議	1 一般質問－橋口（和）議員，　崎田議員，　三島議員，　安田議員（質問順）
3月7日	木	本会議	1 一般質問－関議員，　橋口（耕）議員，　松山議員，　栄議員（質問順）

平成31年 第1回奄美市議会定例会議事日程表

○平成30年2月13日　奄美市議会第1回定例会を招集した。

○会　期　35日間

○議事日程

月　日	曜	区　分	日　　程
3月8日	金	休　会	
3月9日	土	休　会	
3月10日	日	休　会	
3月11日	月	本会議	1 一般質問－津畑議員，　林山議員，　奥議員，　多田議員（質問順）
3月12日	火	本会議	1　議案第1号～14号(14件)　　上程　報告　質疑　討論　採決 2　陳情第1号、3号、4号及び平成30年陳情第7号、9号（5件） 上程　報告　質疑　討論　採決 3　議案第15号～33号（19件）　　上程　質疑　付託 4　議案第34号、35号(2件)　　上程　説明　質疑　付託 5　発議第1号(気象事業の整備拡充を求める意見書について) 上程　説明　質疑　付託　採決 平成31年度関係議案 ☆付託区分 一般会計予算等審査特別委員会 議案第15号，27号～30号，32号～35号(9件) 特別会計予算等審査特別委員会 議案第16～26号，31号(12件)
3月13日	水	休　会	報告書整理
3月14日	木	休　会	※予算等審査特別委員会審査
3月15日	金	休　会	※予算等審査特別委員会審査
3月16日	土	休　会	
3月17日	日	休　会	
3月18日	月	休　会	※予算等審査特別委員会審査
3月19日	火	休　会	報告書整理
3月20日	水	休　会	報告書整理
3月21日	木	休　会	（春分の日）
3月22日	金	休　会	報告書整理
3月23日	土	休　会	
3月24日	日	休　会	
3月25日	月	本会議	1　議案第15、27号～30号、32号～35号(9件)　　上程　報告　質疑　討論　採決 2　議案第16号～26号、31号（12件）　　上程　報告　質疑　討論　採決 3　議案第36号～39号(4件)（人権擁護委員）　　上程　説明　質疑　討論　採決 4　議案第40号～55号(16件)（農業委員会委員）　　上程　説明　質疑　討論　採決 5　議案第56号(1件)（教育委員会委員）　　上程　説明　質疑　討論　採決 6　発議第2号（奄美市議会委員会条例の一部改正について） 上程　説明　質疑　討論　採決 7　発議第3号（奄美市議会会議規則の一部改正について） 上程　説明　質疑　討論　採決 8　議員派遣について 9　閉会中の継続審査について ※全員協議会(本会議終了後)

○　付議事件は，次のとおりである。

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
（1）	議案第１号	平成30年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について	H31.3.12	原案可決	全委員会
（2）	議案第２号	平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について	H31.3.12	原案可決	文教厚生
（3）	議案第３号	平成30年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	H31.3.12	原案可決	文教厚生
（4）	議案第４号	平成30年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について	H31.3.12	原案可決	文教厚生
（5）	議案第５号	平成30年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について	H31.3.12	原案可決	産業建設
（6）	議案第６号	平成30年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第４号）について	H31.3.12	原案可決	産業建設
（7）	議案第７号	平成30年度奄美市水道事業会計補正予算（第３号）について	H31.3.12	原案可決	産業建設
（8）	議案第８号	奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H31.3.12	原案可決	文教厚生
（9）	議案第９号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	H31.3.12	原案可決	産業建設
(10)	議案第10号	奄美市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について	H31.3.12	原案可決	総務企画
(11)	議案第11号	奄美市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H31.3.12	原案可決	総務企画
(12)	議案第12号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	H31.3.12	原案可決	総務企画
(13)	議案第13号	奄美市道路線廃止について	H31.3.12	原案可決	産業建設
(14)	議案第14号	奄美市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について	H31.3.12	原案可決	総務企画
(15)	陳情第１号	気象事業の整備拡充を求める陳情	H31.3.12	採択	総務企画
(16)	陳情第２号	全国一律最低賃金制度の実現を求める陳情	－	継続審査	産業建設
(17)	陳情第３号	核兵器禁止条約の批准を求める陳情	H31.3.12	不採択	総務企画
(18)	陳情第４号	辺野古の新基地建設を中止、全国民の責任で解決をはかる陳情	H31.3.12	不採択	総務企画

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(19)	発議第１号	気象事業の整備拡充を求める意見書の提出について	H31.3.12	原案可決	本会議
(20)	議案第15号	平成31年度奄美市一般会計予算について	H31.3.25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(21)	議案第16号	平成31年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について	H31.3.25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(22)	議案第17号	平成31年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について	H31.3.25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(23)	議案第18号	平成31年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について	H31.3.25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(24)	議案第19号	平成31年度奄美市介護保険事業特別会計予算について	H31.3.25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(25)	議案第20号	平成31年度奄美市訪問看護特別会計予算について	H31.3.25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(26)	議案第21号	平成31年度奄美市公共下水道事業特別会計予算について	H31.3.25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(27)	議案第22号	平成31年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算について	H31.3.25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(28)	議案第23号	平成31年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算について	H31.3.25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(29)	議案第24号	平成31年度奄美市と畜場特別会計予算について	H31.3.25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(30)	議案第25号	平成31年度奄美市交通災害共済特別会計予算について	H31.3.25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(31)	議案第26号	平成31年度奄美市水道事業会計予算について	H31.3.25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(32)	議案第27号	奄美市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について	H31.3.25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(33)	議案第28号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H31.3.25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(34)	議案第29号	奄美市森林環境譲与税基金条例の制定について	H31.3.25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(35)	議案第30号	奄美企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H31.3.25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(36)	議案第31号	奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	H31.3.25	原案可決	特別会計等審査特別委員会
(37)	議案第32号	奄美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	H31.3.25	原案可決	一般会計等審査特別委員会

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(38)	議案第33号	奄美市空き家等対策の推進に関する条例の制定について	H31.3.25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(39)	議案第34号	新たに生じた土地の確認について	H31.3.25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(40)	議案第35号	町の区域変更について	H31.3.25	原案可決	一般会計等審査特別委員会
(41)	議案第36号	人権擁護委員候補者の推薦について	H31.3.25	同　意	本会議
(42)	議案第37号	人権擁護委員候補者の推薦について	H31.3.25	同　意	本会議
(43)	議案第38号	人権擁護委員候補者の推薦について	H31.3.25	同　意	本会議
(44)	議案第39号	人権擁護委員候補者の推薦について	H31.3.25	同　意	本会議
(45)	議案第40号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(46)	議案第41号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(47)	議案第42号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(48)	議案第43号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(49)	議案第44号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(50)	議案第45号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(51)	議案第46号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(52)	議案第47号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(53)	議案第48号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(54)	議案第49号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(55)	議案第50号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(56)	議案第51号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(57)	議案第52号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(58)	議案第53号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(59)	議案第54号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(60)	議案第55号	農業委員会の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(61)	議案第56号	教育委員会委員の任命について	H31.3.25	同　意	本会議
(62)	発議第２号	奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	H31.3.25	原案可決	本会議
(63)	発議第３号	奄美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	H31.3.25	原案可決	本会議

※前議会からの継続審査事件

番 号	議案等番号	件　　名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(64)	平成30年 陳情第７号	おがみ山・「日本復帰記念観光公園」（仮称）の整備に関する陳情	H31.3.12	不採択	総務企画
(65)	平成30年 陳情第９号	防衛省へ「奄美市へのミサイル部隊配備計画」について説明会を求める陳情	H31.3.12	不採択	総務企画

第１回定例会一般質問通告

３月５日（火）

◎公明党　与　勝広

１　市長の政治姿勢について

（１）平成２９年度決算審査を終え財政健全化に向けての取組

（２）元号改正による市民への影響と対応について

（３）古見方地区将来構想検討委員会（仮称）の設置について

（４）本市のエネルギー政策の総括と今後の取組について

（５）改正漁業法が成立したが漁業振興の現状と今後の展望について

２　奄美群島振興開発特別措置法について

（１）２０１９年度奄振予算の閣議決定についての評価

３　世界自然遺産登録について

（１）登録までの現状と課題をどのように認識しているのか

４　福祉行政について

（１）発達障がい児支援について

（２）８０５０問題について

◎自民新風会　竹山　耕平

１　市長の政治姿勢について

（１）新年度からの「新たな奄振改正法」について

①主な改正点の概要と本市としてどのような事業メニューを重要点として推進するのか。

②本市においての利点（メリット）について。また、利点を活かすための具体的な取組み。（官民連携による取組み等合わせて）

③交付金制度の拡充による国と地元自治体が一堂に会して民間と連携した具体的な事業の件とする体制の構築とあるが、具体的な趣旨、目的等について

（２）本市の産業振興及び活性化の推進を図るためのまちづくりへの取組み。

①経済界をはじめ各種団体業界、地域との意見交換や意見集約等を開催しているが、施策等への反映は。また、効果と反応。

②シンクタンク等各種あるが、金融機関も重要な位置づけと考える。協議等の有無は。また、今後の産業振興を図るうえで、郡都としてのまちづくりの在り方や成長戦略に取組む必要性があると考えられるが如何か。

（３）キャリアアップ助成制度について

①今年度の実績、達成度についての検証は。
②各種団体との協議、意見の集約・要望等について
③広報の在り方について

（４）陸上自衛隊部隊配備に向けて
①新年度開設予定の陸上自衛隊部隊配備の現状（隊員の異動・機材資材の搬入・宿舎建設・開所式等）
②基地周辺対策事業について（環境整備法に基づく）

２　まちづくりについて
（１）マリンタウン事業の工事の進捗状況と今後のスケジュール、本事業の情報公開の在り方について

３　教育行政について
（１）「スポーツアイランド奄美」実現に向けて
①笠利町太陽が丘運動公園多目的グランド整備の必要性（サッカー・ラグビー場等の整備に向けて）
②広域なスポーツアイランド構想の状況について（大島本島内、広域で取組み及び実績）

（２）学校給食センターについて
①供用開始間もないが、今後の構想として、公立幼稚園や各保育所等へ配給するための協議の必要性を考えるが如何か。

◎奄美無所属クラブ　平川　久嘉

１　施政方針について
（１）新庁舎が完成し新鮮な思いで31年度の施政方針を示されました。市民とともに奄美の将来に向かって吹くフォローの風をしっかり受け止め、「誇りある奄美市の創造、幸せの島の実現」に向けて勇猛果敢に取り組まれることを述べられました。
①奄美市の振興の課題は
②奄美群島の自立的発展に寄与する重視施策は
③「陸上自衛隊奄美駐屯地（仮称）」への所感は

２　重点施策について
（１）児童福祉の向上と子育て支援について
①地域全体で子育てを支援する環境づくりは
②次期「子ども・子育て支援事業計画」の構想は
③朝日幼稚園の認定こども園への移行推進に当たっての課題は
④赤木名地区の認定こども園の検討状況は

３　世界自然遺産登録について

（１）政府が国連教育科学文化機関（ユネスコ）に奄美沖縄の世界自然遺産登録に向けての再申請をし実現が期待される。

①国際自然保護連合（ＩＵＣＮ）の現地調査への対応策は

②地域住民への普及啓発は

③受け入れ態勢は

４　高等教育について

（１）大学誘致の調査検討の状況について

（２）５市町村が連携した「共同キャンパス」検討の状況について

（３）大島北高の振興補助の状況は

◎自由民主党　川口　幸義

１　市長の政治姿勢について

（１）地元漁業者の頭越しに、企業に漁場を開放するのでないか。

（２）公選制をやめると漁業者の意見が軽視されませんか。

①遠洋、沖合漁業の船の大型化で沿岸漁業者が困りませんか。この件について

②密業が多くて困っているが

２　水道法の改正について

（１）水道事業民営化について

①民間事業者に運営を任せると水道料金が高騰しませんか。

②民間事業者に運営を任せても水道水の安全性に問題は生じませんか。

③民間事業者の監督、どのように行われるのですか。

３　出入国管理法改正について

（１）新たな在留資格について伺う

①特定技能１号について

②特定技能２号について

③外国人を受け入れる分野と受け入れ数の上限は。

３月６日（水）

◎自民新風会　橋口　和仁

１　住宅整備について

（１）公営住宅の整備状況について

①直近の需要の動向について

②地域住宅整備計画について

（２）空き家対策について

①直近の空き家件数について

②空き家バンク制度の現状と課題と対策について
③空き家再生等推進事業に向けて

2　経済対策について
（1）奄美に於けるキャッシュレス決済化についての見解は。
（2）インバウンド対策について
（3）中心商店街の活性化にむけて
（4）観光振興計画の策定について

3　農業振興について
（1）タンカン産地化にむけて
①選果場への搬入対策に向けて、その課題と対策は。
②樹園地環境の充実に向けて
③果樹産地構造改革計画について

◎日本共産党　﨑田　信正

1　市長の政治姿勢について
（1）財政運営について
①財政調整基金の目標額とその根拠は
（2）陸上自衛隊駐屯地の配置について
①説明会の開催は必要ではないか
②ｵｽﾌﾟﾚｲの危険性が増すのではないか
③米軍との共同訓練につながらないか
④世界自然遺産登録をめざし、自然豊かな平和な島をより一層アピールすべきと思うが、軍事施設との調和を同考えているか

2　就学援助制度について
（1）準要保護の認定基準は
（2）就学援助制度の実施状況は

3　国民健康保険制度について
（1）平成 31 年度予算で、国保会計の財政補てん額をこれまでの 2 億 5000 万円から 2 億円に削減した理由は。
（2）国民健康保険税の負担感をどう感じているか
（3）保険者努力支援制度の対応は。

4　千年松その後について
（1）千年松が伐採された後の対応は。

5　世界自然遺産登録をめざすなかでのゴミ対策について
（1）海岸漂着ごみの対策について

（２）平成 28 年度に市が取り組んだﾓﾆﾀｰｱﾝｹｰﾄに「町のきたなさにびっくりします」との表現がある。このことをどう受け止め、対策を取っているのか。
（３）行政・市民一体となった、きれいな町づくり宣言を
（４）観光地のゴミ箱設置は必要ではないか。

◎日本共産党　三島　照

１　市長の政治姿勢について
（１）防衛省からの「募集対象事業の紙媒体は、電子媒体での持ち出しを求められていると思うがどのように対応されたか。
（２）政府は 2 月 22 日に陸上自衛隊の駐屯地を奄美大島に新設する事を閣議決定したと報道された。今後の運用等を含めて市民への説明会を実施すべきと思うが市長の見解を求めます。
（３）平成 30 年第 4 回定例会での質問でミサイル訓練は、日本でなく、米国ですると言う点について防衛省へ問い合わせた結果はどうだったか。
２　教育行政について
（１）学校事故調査報告書について
①報告書を読んで教育長はどのように受け止めたのか見解を求めます。
②教育長の見解を踏まえて今後の対応策について、今、検討している事あれば示してほしい。
③提言では、教職員や生徒指導などの場面で本報告書を活用することを求めています。見解を求めます。
④本報告書を活用して、市教育委員会や教職員、保護者らを交えて議論すべきと思うが見解を求めます。
３　復帰運動資料館の建設について
（１）今、必要と思うが、見解を求めます。
（２）各種資料などの保存と活用の現状は。
（３）公開の現状はどのようになっているのか。

◎自民新風会　安田　壮平

１　市長の政治姿勢
（１）骨髄ドナー登録等への支援について
①本市におけるドナー登録の状況はいかがか。
②「骨髄移植ドナー等支援事業」の導入について見解は。
（２）元市税等収納嘱託員による公金横領について
①原因究明・実態解明と再発防止について

（３）民生委員について

①現在の定員に対する充足率や稼働率、課題は何か。

②行政による民生委員への支援のあり方は。

（４）「ガストロノミー」について

①霧島市が推進している「ガストロノミー」運動についての認識は。

②食文化を柱として地域振興を目指す「ガストロノミー」について、本市でも取り組むことへの見解は。

２　世界自然遺産登録

（１）「エコロジカルネットワーク」について

①この概念とは、何か。

②市有林について、国立公園上の保護区分指定状況は。

③本市において、市有林を中心に「エコロジカルネットワーク」の形成に取り組むことへの見解は。

３　情報産業

（１）情報産業振興について

①「光ブロードバンド整備事業」の成果として、利用率をどのように見ているか。

②奄振重点３分野としての情報産業振興に向けた次なる一手は何か。

３月７日（木）

◎社会民主党　関　誠之

１　市長の政治姿勢

（１）平成 31 年度・施政方針と予算編成について

①奄美市の現状と課題・経済状況の認識を伺う

②平成 31 年度予算に対する評価・見解を問う

③現在の財政状況認識と財政運営の基本を問う

２　教育行政について

（１）奄美市立中学校生徒の死亡時案に関する第三者委員会調査報告書の対応について

（２）奄美市立給食センターにおける副食への異物混入の一連の対応について

（３）笠利給食センターの委託業務について

（４）奄美市における集団フッ化物洗口について

３　市民生活に関する課題

（１）名瀬クリーンセンターの現況と課題について

◎公明党　橋口　耕太郎

1　防災行政について

（1）新庁舎の防災機能について

①名瀬地区の防災拠点、災害避難所としての新庁舎の具体的な防災機能について

②以前提案した紙カップ型自動販売機導入の可能性について

2　企業誘致について

（1）これまでの誘致活動の成果、課題について

3　少子化対策について

（1）直近の人口動向について

①婚姻数はどのように推移しているか

②出生数はどのように推移しているか

（2）結婚新生活支援事業の導入はできないか

4　自衛隊駐屯地配備に伴う周辺整備について

（1）防衛施設周辺対策事業を活用した事業の導入について

①大熊町内あるいは上方地区の各家庭へ防災行政無線の個別受信機を整備できないか

②隊員用宿舎周辺の公園に対してこの事業を活用して整備することはできないか

5　教育行政について

（1）名瀬・住用学校給食センターで先日の事故を受けてどのような再発防止策を講じ管理体制を強化したのか

（2）大島北高校の名瀬地区からの通学補助について、定期券購入時の自己負担の平準化はできないか

6　行政資料のペーパレス化の推進について

（1）行政の業務の効率化を含め今後どのような方向性を考えているか

◎自民新風会　松山　さおり

1　子育て支援について

（1）母子扶養手当について

①現在の受給者数について伺う。

②父母以外の受給者について

（2）部活動遠征費補助について

①遠征費補助の予算拡充について

2　環境について

（1）各地域の海岸の漂着物の現状について

①海岸漂着物地域対策推進員について

②世界自然遺産に向けての増員は

③世界自然遺産に対する市民の反応は

3　観光について

（1）奄美版ガストロノミーの構築について

①霧島ガストロノミーの取り組みについて

②奄美市での取り組みについての見解を伺う

◎公明党　栄　ヤスエ

1　児童虐待ゼロをめざして　本市の現状について

1月末、千葉県野田市にて虐待を受けて亡くなった女児は、父親から暴力を受けていることを学校でSOSを発信していた。児童相談所に一時保護されたが自宅に戻され、最悪の結末になった。事件では、児童相談所と学校、教育委員会の対応の不備や関係機関同士の連携不足が指摘されている。

（1）本市の相談・通報等の現状を伺う

（2）全国で虐待が疑われる全てのケースを緊急で安全確認が行われた。本市の現状を伺う

（3）野田市の女児の母親は、夫からのＤＶを受けていたこともわかった。女性相談・配偶者暴力相談支援センター・警察署や児童相談所等の関係機関との連携について伺う

（4）婦人相談員を増加し、配偶者暴力相談支援センター機能を持った、女性総合相談支援センターの設置はできないかを伺う

2　発達障がい児への支援について

（1）発達障害とは主にどのような症状かを伺う

（2）本市の発達障がい児は、およそどれくらいの割合かを伺う

（3）国は５歳児健診を推奨しているが、本市の考えを伺う

3　ヒト細胞白血病ウイルス１型（HTLV-１）の母子感染予防等について

（1）ヒト細胞白血病ウイルス１型（ＨＴＬＶ－１）について

①本市の現状を伺う

②母子感染防止の体制について伺う

③ヒト細胞白血病ｳｲﾙｽ（HTLV-1）やヒト免疫不全ｳｲﾙｽ（HIV）の抗体陽性妊婦から生まれた乳児を対象にした、粉ミルク代購入への助成金について伺う

④市民への正しい知識の啓発と周知について伺う

4　公営住宅建設について

（1）大笠利地区への公営住宅建設計画について伺う

（2）赤木名地区の築年数の古い公営住宅建替えの計画について伺う

３月１１日（月）

◎奄美無所属クラブ　津畑　誠

１　ふるさと納税制度について

（1）奄美市ふるさと納税等推進事業の実施状況について

（2）平成３１年度に向けたふるさと納税等推進事業について

（3）平成３１年６月以降に規制強化されるふるさと納税（地方税制改正案）について

２　まちづくりについて

（1）末広・港土地区画整理事業について

（2）名瀬港本港地区マリンタウン整備事業について

（3）名瀬港旅客用ターミナルビルについて

◎自民新風会　林山　克巳

１　平成から新元号に移行する新しい時代における市長の未来像について

（1）２０１５年～２０１９、２０２０～２０２５年

①財政状況の観点から(歳入・歳出・自主財源・依存財源)

②基金・起債の観点から（合併特例債・一本算定)

③大型事業完了また、これからの整備事業の進捗(マリンタウン整備事業・市民交流センター他)

２　市民生活の状況について

（1）雇用状況（労働状況）について

①平成 27 年～平成 30 年雇用状況（業界推移)

②奄美平均所得（課税者所得・非課税所得)（課税者数・非課税者数)

③国民健康保険料金の実態について

３　３件の不祥事について

（1）行政管理者の責任の有無について

①元市税等収納嘱託員公金横領について

②給食センター副菜の配膳中止について

③平成 27 年 11 月中学生死亡事故に関する調査報告書について

４　地震状況について

（1）奄美市・奄美群島の頻発する地震について

①危機管理室の見解を伺いたい。

５　自衛隊部隊開設について

（1）３月末にせまる自衛隊部隊開設の市民における影響と変化について

①１０００人規模の自衛隊員及び家族の詳細

②関係機関と連携した防災訓練の実施や、民間企業の研修機関としての取り組み

について

6　世界自然遺産登録について

（1）世界自然遺産登録にむけた再度の取り組みについて

①地元市民の登録に向けた機運などについて

②啓発活動について（子供達への自然学習など）

◎自由民主党　奥　輝人

1　収納嘱託員の任務について

（1）任務について

（2）領収書と現金の取り扱いについて

（3）チェック体制について

2　合併特例債について

（1）これまでの導入事業について（一般会計）

（2）年度別の発行額の推移について

（3）年度別の償還額の推移について

（4）特殊要因について

（5）今後の償還予定について

（6）終了時の対応について

3　住民からの要望について

（1）節田・須野、未指定漁港の浚渫について

①現状について

②可能性について

（2）節田の立神周辺の整備について

①観光地としての活用について

②市道 18 号線の整備について

◎自民新風会　多田　義一

1　末広・港区画整理事業について

（1）建物棟数の推移を伺う

（2）今後の民間投資計画はどの程度か伺う

（3）通行人調査の推移は

（4）空き店舗の推移を伺う

（5）住民の推移を伺う

（6）売上高の推移を伺う

（7）地元金融機関との連携は

２　中心市街地の活性化について

（１）民間投資を促す政策について

（２）人集めの対策は

（３）空き店舗と業種別支援について

（４）住みたい地域対策は

（５）売り上げを上げていく支援策は

（６）埋め立て地区との相関性と対策は

（７）世界が注目をしていく地域の中心地として課題は多いが、いろんな意味で残された時間は短いと思う。意気込みを。

第 1 回 定 例 会
平成 31 年 2 月 19 日
（第 1 日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　栄　ヤスエ　君
3番　津　畑　　誠　君	4番　師玉　敏代　君
5番　松山　さおり　君	7番　与　　勝広　君
8番　大迫　勝史　君	9番　渡　　雅之　君
10番　平川　久嘉　君	11番　元野　景一　君
12番　川口　幸義　君	13番　竹山　耕平　君
14番　安田　壮平　君	15番　西　　公郎　君
16番　関　　誠之　君	17番　三島　　照　君
18番　﨑田　信正　君	19番　戸内　恭次　君
21番　伊東　隆吉　君	22番　多田　義一　君
23番　橋口　和仁　君	24番　里　　秀和　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	東　美佐夫　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	手蓑　利文　君
笠利総合支所事務所長	髙　一也　君	総務部長	菊田　和仁　君
総務課長	三原　裕樹　君	企画調整課	山下　能久　君
財政課長	國分　正大　君	市民部長	前田　和男　君
税務課長	藤原　俊輔　君	国保年金課長	井上　裕之　君
保健福祉部長	奥田　敏文　君	福祉政策課長	石神　康郎　君
商工観光部長	武下　義広　君	商水情報課長	麻井　庄二　君
紬観光課長	島袋　　修　君	農政部長	山下　仁司　君
地域農政課長	山野　明人　君	建設部長	本山　末男　君
土木課長	保浦　正博　君	上下水道部長	橋口　義仁　君

教育委員会事務局長	山田　春輝君	教育委員会総務課長	徳永　恵三君
生涯学習課長	福長　敏文君	文化財課長	久　伸博君
スポーツ推進課長	大山　茂雄君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向井　渉君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから，平成３１年度第１回奄美市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程に入ります前に諸般の報告をいたします。

去る平成３０年第４回定例会において可決されました，和瀬バイパス国道５８号奄美市住用町城地区の早期供用開始に関する意見書の提出について，ほか１件につきましては，内閣総理大臣を初め関係方面に提出いたしましたので，御了承願います。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程に入ります。日程第１，議席の変更を議題といたします。

奄美市新庁舎議場の議席は，ただいま御着席のとおり変更したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，ただいま御着席のとおり議席を変更することに決定いたしました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第２，会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員に，与　勝広君，関　誠之君，里　秀和君の３人を指名いたします。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第３，会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期をお手元に配付いたしました議事日程表のとおり，本日から３月２５日までの３５日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本定例会の会期は，本日から３月２５日までの３５日間とすることに決定いたしました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第４，議案第１号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）についてから，議案第１４号　奄美市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定についてまでの１４件について，一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

また，市長から発言の申し入れがありましたので，これを許可いたします。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。議長のお許しをいただいて提案理由の説明に入ります前に，この場をお借りいたしまして，先日来，本市で発生いたしました事案につきまして，市民及び議会の皆様にお詫びをさせていただきたいと存じます。

まず，元市税等収納嘱託員によります公金横領に関しまして，先週２月１５日に議会の全員協議会や記者会見におきまして，概要を説明させていただきました。公金の横領という重大な問題により，市民及び議会の皆様に多大な御迷惑をおかけし，公務への信頼を損なう事態となりました。深くおわび申し上げます。

また，先月１月２４日に学校給食センターにおきまして，給食に洗浄剤の成分が付着したおそれがあることが判明いたしました。関係者の皆様方に大変御心配をおかけし，学校給食への信頼を損ねてしまいましたことにつきましても，心からお詫びを申し上げます。

これらの件につきましては，いずれも本市の組織的な管理体制が不十分であったことに起因するものでございます。その事態を重く受けとめお詫びいたしますとともに，市政に対する信頼回復に向けて実態の解明や再発防止に全力で取り組んでまいります。この度は誠に申し訳ございませんでした。

それでは，先ほど上程されました議案第１号から議案第１４号までの提案理由を御説明いたします。

まず，議案第１号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第１表，歳入歳出予算補正につきまして，まず歳出の主な内容を申し上げます。総務費につきましては，総務管理費において地域振興基金に１億８，０００万円，公共施設整備事業基金に１億９，９５３万８，０００円を積み立てるほか，国の補正予算を活用し，集会施設の改修に要する経費といたしまして４，６５８万円を新たに計上いたしております。民生費につきましては，社会福祉費において介護給付費等事業費などの障害者福祉費に要する経費として４，１０８万９，０００円を追加計上するほか，児童福祉費において国の基準単価の見直し等に伴い，保育所等給付費負担金４，６８３万８，０００円を追加計上いたしております。商工費につきましては，奄美群島振興交付金の追加交付分を活用し，大浜海浜公園の遊歩道整備に要する経費としまして５，１０４万５，０００円を計上いたしております。教育費につきましては，教育総務費において教育施設冷房設備整備事業の国の内示額に合わせ１億８，０００万円を減額いたしております。また，社会教育費において国の補正予算を活用し，奄美振興会館改修に要する経費を新たに計上いたしております。

次に，歳入の主な内容について御説明いたします。

国・県支出金につきましては，歳出予算の事務事業確定に伴う所要額を計上いたしております。その他寄附金におきまして，ふるさと納税寄附金８，０００万円を追加計上するとともに，市債において２億３，０２０万円を追加計上いたしております。

以上が歳入歳出予算の主な内容でありますが，今回の補正で３億６，７５８万４，０００円を追加することにより，平成３０年度奄美市一般会計予算の総額は３８０億７，５０６万円となります。

次に，第２表，繰越明許費については，教育施設冷房設備整備事業や奄美振興会館総合改修事業など翌年度に繰り越す事業及び金額を計上いたしております。

また，第３表，地方債補正につきましては，事業の追加や変更等に伴う限度額の変更を行うものであります。

議案第２号　平成３０年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費におきまして報酬の不用見込額を減額計上するとともに，保険給付費におきまして各給付費の所要見込額をそれぞれ増額，または減額計上いたしております。また，諸支出金におきまして，過年度分の療養給付費等負担金償還金を増額計上いたしております。

歳入につきましては，国民健康保険税におきまして，収納見込額をそれぞれ増額，または減額計上いたしております。また，県支出金におきまして，保険給付費の増額分に対する普通交付金を増額計上し，繰入金におきまして，出産育児一時繰入金の減額及び財政安定化支援事業繰入金の増額をそれぞれ追加計上いたしております。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ１億３７２万４，０００円の増額となり，平成３０年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は，５７億３，９８２万１，０００円となります。

議案第３号　平成３０年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，後期高齢者医療広域連合納付金におきまして，保険基盤安定負担金分の支出額の確定及び保険料納付金の支出見込み増に伴い，相当額を増額計上いたしております。

歳入につきましては，後期高齢者医療保険料の決算見込みにより増額するとともに，保険基盤安定負担金の支出額の確定に伴い一般会計繰入金を減額するものでございます。

今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ６３５万３，０００円の増額となり，平成３０年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は４億５，２６３万５，０００円となります。

議案第４号　平成３０年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては，総務費におきまして，介護保険事務システム改修負担金を増額計上するとともに，保険給付費及び地域支援事業費におきまして，これまでの実績をもとに見込額を計上いたしております。また，保険者機能推進強化交付金受け入れに伴い，基金積立金を増額計上いたしております。

歳入につきましては，分担金，負担金，国庫支出金，支払基金交付金，県支出金及び繰入金におきまして，歳

出の補正に係る相当額を負担割合にて計上いたしております。
今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ３，４０９万４，０００円の増額となり，平成３０年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は，４８億６，６５６万７，０００円となります。
次に，議案第５号　平成３０年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）の主な内容につきまして御説明いたします。
歳出につきましては，建設費の事業費確定に伴い，関係費目を減額計上いたしております。
歳入につきましては，事業費増額の確定に伴い，市債及び一般会計繰入金をそれぞれ減額計上いたしております。
また，第２表につきましては，翌年度に繰り越す事業に係る繰越明許費を計上いたしております。
今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ３，２０２万円の減額となり，平成３０年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は，２０億１，４２６万７，０００円となります。
議案第６号　平成３０年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして御説明いたします。
歳出につきましては，建設費の事業費確定に伴い，工事請負費を減額計上いたしております。
歳入につきましては，事業費の確定に伴い，市債を減額計上いたしております。
また，第２表につきましては，翌年度に繰り越す事業に係る繰越明許費を計上いたしております。
今回の補正によりまして，歳入歳出それぞれ９６０万円の減額となり，平成３０年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は，２億８，３６８万１，０００円となります。
次に，議案第７号　平成３０年度奄美市水道事業会計補正予算（第３号）の主な内容につきまして説明いたします。
歳出につきましては，収益的支出において，大川ダム管理業務の負担金，不用見込額といたしまして６８万２，０００円を減額いたしております。また，資本的支出につきましては，建設改良費において本年度に予定しておりました朝日地区簡易水道区域拡張事業におきまして，一部の工事を次年度に実施することに伴う２，８００万円の減額など，合わせて４，３００万円を減額いたしております。
今回の補正によりまして，資本的収入額が資本的支出額に対して不足する２億５，８５６万６，０００円は，損益勘定留保資金等で補填いたします。
議案第８号　奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，所得税法の一部改正等に伴い，関係する規定を見直すため，所要の規定を整備しようとするものでございます。
議案第９号　奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては，市営小湊住宅１棟２戸の解体撤去に伴い，所要の規定を整備しようとするものでございます。
議案第１０号　奄美市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては，民間住宅を活用した宇宿定住促進住宅ほか２件について，所有者との賃貸借契約期間が平成３１年３月３１日をもって終了するため，所要の規定を整備しようとするものでございます。
議案第１１号　奄美市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，定年制を廃止するため，所要の規定を整備しようとするものでございます。
議案第１２号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきましては，笠利辺地における総合整備計画の施設におきまして，新たな事業の追加や事業費等の変更に伴い，事前計画書より増減が見込まれます。継続して辺地債を適用するためには総合整備計画の変更が必要であることから，辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定に基づき，議会の議決を求めようとするものでございます。
議案第１３号　奄美市道路線の廃止につきましては，名瀬港本港地区マリンタウン整備事業及び農道への移管に伴い，４路線を廃止しようとするものでございます。
議案第１４号　奄美市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定につきましては，本市元市税等収納嘱託員の公金横領に関連いたしまして，指導監督責任を痛感し，市長と副市長の給料の削減を提案するものでございます。

以上をもちまして，議案第１号から議案第１４号までの提案理由の説明を終わりますが，何とぞ御審議の上議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（師玉敏代君）　これから，本案に関する質疑に入ります。

通告がありましたので，社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１６番（関　誠之君）　市民の皆さん，議場の皆さん，おはようございます。

早速，議案第１号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について質疑をさせていただきます。

まず，市長からも提案ありましたけれども，６ページから７ページの第２表，繰越明許費についてでございます。

まず第１に，奄美博物館リニューアル事業１億円，名瀬運動公園改修事業１，０００万円を当初予算に組んでありましたけれども，予算の執行というのは４月からできるはずなんですけれども，来年度に繰越明許費ということで出たまず説明をいただきたいと，そしてその事業内容，予算額，執行額，繰越明許費をお示しいただきたいと思います。ほかに当初予算で措置されたものが繰越明許費となった事業があれば，お答えをいただきたいと思います。

二つ目は，農業用施設改修事業，農山漁村地域整備交付金事業，住用地区内水対策事業，市民交流センター整備事業，国民体育大会準備事業について，繰越明許費が出ておりますけれどもその理由と，先ほどの申し上げました事業内容，予算額，執行額，そしてまた繰越明許額についてお示しをいただきたいと思います。

三つ目は，今年度の繰越明許費は４２事業，３４億９，０７４万円ということになっておりますが，今年度は特に多くなっておりますけれども，その要因は何であるかお示しをいただきたいと思います。過去の議会で公共事業の円滑な事業執行のため，繰り越しを安易にしないよう意識づけているとの答弁がありましたけれども，具体的にはどのような意識づけが行われたのか，お答えください。

四つ目，予算原則の会計年度独立の原則というのがありますけれども，その例外規定としてこの繰越明許費というのがありますけれども，この繰越明許費をどのように捉え，繰越明許費を査定するに当たっての基準があればお示しをいただきたいと思います。

大きな二つ目，（２）になりますけども，２５ページ，歳出予算になります。６款４項２目水産振興費，１９節大熊漁港製氷施設整備費補助金は，当初予算で１，２４１万７，０００円を計上しております。今回の３月最終補正で１，２５８万円を追加しましたけれども，繰越明許費として２，５０７万８，０００円が計上されております。このことに対して当初予算で計上し予算の執行がなされなかった理由と最終補正と合算して繰越明許費にした理由があればお答えいただきたいと思います。また，当初予算で組む必要性があったのかどうか，その辺のところまでお願いをいたしたいと思います。

（３）の２５ページの７款１項５目観光費，１９節奄美満喫ツアー実行委員会負担金は，９月補正で２，２５０万円を計上し，今回の最終補正で９月補正の約７割，１，５４４万円が補正減額となっておりますけれども，補正の組み方に問題はなかったのか，なぜこのようなことになったのかお答えをいただきたいと思います。

四つ目は，２８ページの１０款１項教育施設冷房整備，１５節の工事請負費１億８，０００万円の減額補正についてであります。１２月補正で１１億１，１００万円を計上し，幼稚園４園，小学校２１校，中学校１１校に新規３９７台，これは１２月の補正の説明のときに聞き取ったものでありますから，数字が違っておりましたら答弁の中で訂正をいただきたいと思います，を取りつける予定であったわけですけれども，今回の減額補正の理由と影響，取りつけ決定に当たっての優先順位等について具体的にお答えをいただきたいと思います。

また１３節の委託料，これは減額補正がないということがありますから，予算としてはそのまま残っておるということだと思います。そういう意味でこの委託料の執行状況，教育施設冷房整備費の今後の工程についてお示しをいただきたいと思います。

最後になりますけれども，３３ページから３４ページの当該年度中起債見込みについてであります。

まず，最初に当該年度起債見込みが８７億９，１３０万円となっておりますが，特殊要因の項目，また特別会計の起債見込みを示すとともに，当該年度の起債見込み，全会計をお示しをいただきたいと。というのは，３６億

という財政規律をつくっておりますが，そういう中で８７億９，１３０万円，この中に今言ったものを特殊要因とか特会の起債を引いて純然たる全会計のものが出てくるというふうに思っておりますので，そういったことについてお答えをいただきたいと。

最後になりますが，奄美市は第２次財政計画というのを平成２８年から３７年度でつくっております。その中には起債発行額，全会計３６億円と財政規律を定めておりますけれども，規律である３６億を超過したと思われますけれども，その額は幾らになるのか。起債枠を超えたときに，この財政計画の中にも書いてありますが，その超える額以上の事業起債の一部，一般財源の負担額を積立金で確保するというふうになっておりますけども，その辺の措置はどうとられているのかお答えをいただきたいと思います。以上です。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

文化財課長（久　伸博君）　それでは，御質問の最初の奄美博物館の展示リニューアル事業の繰り越しについて御説明申し上げます。

奄美博物館の展示リニューアル事業は，世界自然遺産登録により整備が想定されるガイダンス施設と展示の差異化，区別化を図るため，平成２９年３月に指定された奄美群島国立公園を基軸として進めているところです。その国立公園の管理計画の策定は，現在，環境省により進行中であり，県及び市関係部署と調整が行われております。平成３０年度末の策定になると伺っております。

展示内容の詳細部分において，国立公園管理計画との調整がどうしても必要となるため，複数の制作物が年度内には間に合わないという事態が生じたことによるものです。

リニューアル事業の主な内容は，奄美群島国立公園指定のコンセプトのうちの環境文化ということを主体的に１階から３階までの展示内容を大幅にリニューアルしていく予定としております。

予算額は１億２７０万円，現在までの執行額は１５７万３９４円，繰越明許費は１億円となっております。

以上です。よろしくお願いします。

スポーツ推進課長（大山茂雄君）　それでは，名瀬運動公園改修事業１，０００万円についてお答えさせていただきます。

名瀬運動公園につきましては，当初予算で工事請負費１，０００万円，９月補正で１，０７０万円を計上しております。当初予算の１，０００万円につきましては，クロスカントリー補修工事で，９８０万を執行しております。９月補正の１，０７０万につきましては，総合体育館屋根補修工事で７５０万，多目的広場防護柵取り替え工事で３２０万円を計上しております。総合体育館屋根補修工事におきましては，雨漏りの原因となっている天井の最上段にある７基のファンを撤去して，中央部分から２メーター幅で屋根を新設する予定でございました。それが簡易な工法に変更したため，執行残が出ております。当該執行残で多目的広場防護柵取り替え工事において，防護柵の延長を行い，またクロスカントリー沿いの排水施設整備工事の追加工事を行い，執行残である２８０万円を３月補正にて減額計上するものでございます。

なお，追加した二つの工事において資材の調達に不測に日数を要したため，二つの工事の合計額の６００万円を繰越明許するものでございます。御理解のほどよろしくお願いします。

財政課長（國分正大君）　おはようございます。

それでは，私のほうから幾つかございますが，まず（１）の①のほかに当初予算で措置されなかったかというものと，（１）の③，④，大きな（５）の①，②，続けて答弁させていただきたいと思います。

まず一つ目です。ほかに当初予算で計上されて繰越明許でなかったかということですが，お答えいたします。

今回の繰越明許費で計上している事業は４２事業，３４億９，０７４万円となっております。そのうち当初予算で計上したもので事業費に変更がない事業は，２１事業，６億９，１７５万２，０００円となっており，主な事業は，奄美博物館リニューアル事業１億円，公営住宅整備事業１億１，４１９万２，０００円などでございます。

次に，当初予算で計上し，その後補正予算で追加した事業が１２事業ございます。１４億８，１００万９，０００円となっておりまして，主な事業は，奄美振興会館総合改修事業４億７，３０４万５，０００円，住用地区内水対策事業３億４，８５０万円等であります。

以上，当初予算で計上し繰越明許費となった事業は，３３事業，２１億７，２７６万１，０００円となっております。

次に，（１）の③です。増額の要因ですが，増額の要因につきましては，国の補正による前倒しにより，今回の６号補正で計上をしております。防災関連施設整備事業４，８７３万８，０００円，奄美振興会館総合改修事業４億７，３０４万５，０００円，また年度末に奄美振興交付金などの財源が確保されたことにより，災害復旧費から組みかえとなった奄美の魅力満喫「海」エリア総合整備事業，大浜公園の整備事業です。これで５，８４３万７，０００円のほか，繰越事業規模の大きなものとして，教育施設冷房設備整備事業９億３，１００万円，住用地区内水対策事業３億４，８５０万円，災害復旧事業３億２，８８２万９，０００円などであります。

繰越を容易にしないようにする意識づけにつきましては，関係部局に対しまして，予算編成時，またヒアリング等機会あるごとに公共事業の円滑な事業を行うよう，私のほうの当課のほうで確認をしながら，繰越を安易にしないような意識づけを行っているところでございます。

次に，（１）の④です。予算原則の関係です。会計年度独立の原則から申し上げますと，一会計年度の歳出予算の支出の全てをその年度内に終わらせて次年度に関係させないことを理想とするものと考えております。したがって，一会計年度の歳出予算の経費の金額は，原則としてその年度内に使用し終わるべきものであって，使用し終わらなかった経費の金額については，これを全て不用とするのが建前でございます。しかしながら，国の補正予算の成立などによる年度途中の予算措置など，年度内の事業完了が困難であるケースがあるという現状も御理解いただきたいと思います。

また，繰越制度につきましては，国におきましても，本来であれば不用とすべき歳出予算の経費を一定の条件のもとで翌会計年度に繰越をして使用する途を開くことで，予算の経済的・効率的な執行を期待するものであるとしております。市といたしましても，繰越の制度は会計年度独立の原則に対する特例を出すものでありますが，これを無制限に認めることは適当でないと考えております。

また，繰越明許費を査定するに当たっては，国の制度においても繰越明許費の指定要件が経費の性質上年度内にその支出を終わらない見込みのものであるとされていることから，各事業の過程において，例えば気象の関係とか用地の関係，資材の入手の困難などの自然的・社会的諸条件により年度内に事業が完了しない見込みとなったものかを確認をして計上しているところでございます。

次に，大きな（５）番です。起債の見込額についてでございます。一般会計予算書３４ページの当該年度中の起債見込額８７億９，１３０万についてでございますが，この起債見込額には２９年度から３０年度へ繰り越した起債見込額１３億２，８３０万円が含まれております。この額を差し引いた起債見込額は７４億６，３００万円となります。このうち特殊要因につきましては，奄美市立学校給食センター建設，市民交流センター建設，庁舎建設，臨時財政対策債，各学校等の冷房施設にかかわる起債，あわせて４６億２，２７０万円が含まれております。これを先ほどの起債見込額７４億６，３００万円から差し引きました一般会計の起債見込額は，２８億４，０３０万円となっております。

続きまして，特別会計の起債額を申し上げますと，特別会計全体で９億８，９９０万円でございます。これから２９年度から３０年度へ繰り越した起債は２億４，３６０万円が含まれておりますので，これを差し引いた起債額見込みは７億４，６３０万円となります。

次に，企業会計，水道事業ですが，これの起債見込額が６億１００万円であります。同じく２９年度から３０年度へ繰り越した見込額が２億４，５００万含まれておりますので，差し引きますと３億５，６００万円となります。あわせまして，繰越事業にかかわる起債及び特殊要因を除いた全会計の起債見込額は，３９億４，２６０万円となっております。

最後になりますが，（５）の②です。第２次財政計画と財政規律の３６億の起債枠についてでございますが，起債見込額は，今述べましたように３９億４，２６０万円となり，財政規律として設定している３６億円枠を３億４，２６０万円超過している状況となっております。３６億枠を超過している主な要因としましては，先般の台

風１９号及び台風２４号に関する災害復旧事業債９，６８０万円，今議会で提案しております補正予算に含まれております。国の補正予算に伴う起債額２億１，７３０万円等が主なものになっております。御承知のとおり，３６億の起債の発行枠につきましては，財政規律の目安として設定することで，起債残高の縮減を図り，安定的な財政運営を行うために設定しているものでございます。これまで３６億の起債発行枠につきましては，これを遵守し，起債残高の縮減に努めてきたところでございますが，当初予算時点では想定できなかった台風等の大規模災害や国の２次補正を活用した公共施設の老朽化が進む事業の改修事業などに取り組むことで，後年度予定した事業を前倒しをする意味も含めまして，これが主な要因となってきているところでございます。

次に，起債枠を超えたときに財政計画で示しておりますとおり，一般財源負担額を積立金等で確保する措置がとられるかとの御質問でございますが，御指摘のとおり，一般財源相当額を積み立てることにより，３６億から除くこととしております。が，一方でこの特殊要因，償還を財源を確保しておくというこの措置につきましては，起債額を安易に増額させることにつながるということもございますので，国の２次補正等によるもの等については，安易に特殊要因，いわゆる償還財源という扱いをせず，通常の起債扱いとさせていただいたところでございます。単年度で３６億枠の財政規律を遵守することは，財政の健全化を進める上で重要なことと認識しておりますが，先ほど述べましたとおり，大規模災害や事業の前倒し等これを超過した分につきましては，長期的な視点とまた弾力的な運用という観点から，後年度の実施計画と財政計画のローリングを図ることでカバーしていきたいと考えているところでございますので，御理解を賜りたいと思います。

以上です。

地域農政課長（山野明人君）　始めます。

（１）番の２，農業用施設改良事業について繰越明許費が出た理由と事業内容，予算額，執行額，繰越明許費のうち農業用施設改修事業について御説明いたします。

この事業は，笠利町節田地区の神道川右岸の護岸改修をする工事であります。

繰越工事となりました理由は，サトウキビの収穫が終了していないと工事車両が現場に進入できないため，工事を繰り越すものでございます。

事業内容は，右岸水路護岸工事延長２０メーター，予算額５００万円，執行額０円で，繰越明許費５００万円全額を繰り越すものといたします。

以上です。

農林振興課長（栄　広久君）　おはようございます。

（１）の１の２です。名瀬農林振興課所管の農山漁村地域整備交付金事業について御説明いたします。

農山漁村地域整備交付金事業は，名瀬有良地区の林道有良線の延長１２メーターの橋梁架け替えとあと住用役勝地区の林道丸畑線の延長１２８メーターの舗装整備を行っております。

繰越理由につきましては，有良線につきましては，橋梁架け替え後に仮設道路の撤去，水道管及び下水道管の移設工事が必要であること，丸畑線は，奄美群島国立公園第２種特別地域内で世界自然遺産推薦区域に隣接することから，国・県との協議に時間を要しております。当初予算額は５，０８０万円，うち執行予定額は３，３５４万２，０００円，繰越明許費は１，７２５万８，０００円を計上しております。

以上です。

土木課長（保浦正博君）　おはようございます。

それでは，住用地区内水対策事業についてお答えします。

本事業に関しましては，実施設計業務委託の内容が排水機場本体建築，電気設備，機械設備と多岐にわたり，設計検討に時間を要したことから，平成３０年度に予定しておりました水槽や上屋建築工事及び機械電気設備のポンプ原動機，発動機等の製作について繰り越すこととしております。

予算額，繰越明許費はともに３億４，８５０万円となり，未契約繰越となりますが，早期の事業執行に向けて取り組み，平成３１年度での完了と考えております。以上でございます。

生涯学習課長（福長敏文君）　それでは，同じく生涯学習課の所管する市民交流センター整備事業に係る繰越明許費について御説明いたします。

繰越の理由につきましては，旧保健所，現水道課施設の移転作業に時間を要するため，関係機関と協議，調整を行い，全額を繰り越そうとするものでございます。

事業の内容につきましては，市民交流センター建設に伴う敷地内の施設解体工事でございます。当初予算において解体工事費５，０００万円を計上しておりました。解体に必要な経費が固まりましたので，不用となる８００万円を本議会に減額補正予算として計上したところでございます。繰越明許費として差し引き４，２００万円を計上しております。以上でございます。

スポーツ推進課長（大山茂雄君）　それでは，国民体育大会準備事業についてお答えします。

本事業につきましては，２０２０年かごしま国体相撲競技の会場である住用町奄美体験交流館の改修工事で当初予算１，２８２万４，０００円を計上しております。当該予算でアリーナの移動土俵及び土俵上のやぐらの昇降設備の改修工事を行う予定でしたが，工事内容の見直しにより残額３８２万４，０００円を３月補正にて減額計上いたします。

また，９００万円の繰越明許費につきましては，資材準備等の工事調整に時間を要し，着手が遅れたためでございます。御理解のほどよろしくお願いします。

商水情報課長（麻井庄二君）　では，大きな括弧の２番目になります。大熊漁港製氷施設整備事業費補助金に関する御質疑にお答えいたします。

本事業は，漁業所得の向上を目指す共同施設整備として宝勢丸鰹漁業生産組合のシャーベット氷施設整備に対する補助金でございます。

平成２９年１０月に事業主体であります宝勢丸生産組合から国に要望をしたところ，補助金の内諾があったため，３０年度の当初予算に計上いたしました。

当初予定では，３０年６月に製氷機を発注し，６カ月程度の製造期間を経て設置予定でございましたが，国からの交付決定後，シャーベット氷機器製造の発注予定先において機器製造が困難な状態となったことが判明いたしました。そのため，改めて同様のシャーベット氷製造機器メーカーの調査を行い，時間を要したところです。

また，併せまして宝勢丸生産組合から，夏場の最盛期にも対応できるよう，製造能力１日２トンから５トンへ整備計画の見直し要望があり，事業費の増額も含めて県や水産庁との協議にも時間を要したため，執行に至らなかったものです。

今回の１，２５８万７，０００円の増額補正は，この国・県によります協議による計画変更に伴う国庫補助額の追加分でございます。当初予算の１，２４１万７，０００円に補正額１，２５８万７，０００円を追加し，合計２，５００万４，０００円と事務費の７万４，０００円を加えまして２，５０７万８，０００円を繰越明許費に計上したところでございます。

紬観光課長（島袋　修君）　おはようございます。

それでは，大きな（３）奄美満喫ツアー実行委員会負担金につきまして御説明させていただきます。

平成３０年度の奄美満喫ツアー実行委員会負担金は，奄振交付金のＬＰ枠，リーディングプロジェクト推進枠を活用し予算編成したものでございます。

このリーディングプロジェクト推進枠は，平成３０年度予算制度の新たな取り組みとして地域特性を踏まえた政策ニーズを具体的に事業化し，奄美群島の産業振興を図るために設けられたものでございます。平成３０年２月に県から事業計画書の取りまとめの依頼があり，調整を図りました。この負担金については，リーディングプロジェクト推進枠を活用し，３，７５０万円とすることで県と調整を図ってまいりましたが，平成３０年度の奄美市当初予算編成時は奄振交付金の要求中であったことから，市負担分の１，５００万円を計上させていただきました。平成３０年度に入り，県から交付決定の通知があり，総事業費３，７５０万円の国・県分である２，

２５０万円を９月補正により計上させていただきました。今回，事業の状況を踏まえ，減額補正をしておりますが，リーディングプロジェクト推進枠の交付決定のスケジュールによる対応であることを御理解いただきたいと存じます。

教育委員会総務課長（徳永恵三君）　それでは，（４）１０款１項４目教育施設冷房設備に係る１５節工事請負費１億８，０００万円の減額補正について，①，今回の減額補正の理由と影響，取りつけ決定に当たっての優先順位等，関議員の質問にお答えします。

国の平成３０年度第１次補正予算で可決成立した冷房設備対応臨時特例交付金について，昨年１０月に普通教室・特別教室等の新設及び既存の更新分，合わせて４７５教室分を申請いたしましたが，昨年１２月１４日，国の内定は，新規に設置する分のみ３９７教室分の内定となっており，現在既に整備されている７８教室については，補助対象外となっております。

なお，補助対象外の７８台中１台分につきましては，旧本庁舎解体に伴い，早期発注済みとなっております。

したがいまして，既に整備されている補助対象外７７教室分の工事請負費１億８，０００万円分を減額しております。

なお，今回補助対象外となった７８教室のうち７７教室につきましては，設置からおおむね１０年を経過しておりますが，現在稼働中であることから，故障した場合は修理等により対応し，実施計画の中で年次的に更新を行いたいと考えております。

優先順位につきましては，来年度初めに旧本庁舎の解体工事を予定していることから，事業に影響がないように，旧本庁舎側の道路に面しております名瀬小学校２３号棟校舎及び名瀬幼稚園分について優先して現在既に発注済みで，いずれも旧本庁舎解体工事前までに早期完成を予定しております。

他の学校等につきましては，１月に発注しました設計業務委託の完了後，速やかに発注を予定しておりますが，具体的な発注計画につきましては，現在設計の中で検討しているところでございます。

続きまして，②の１３節委託料１億６００万円について，委託料の執行状況と教育施設冷房設備の工程についてお答えします。

設計業務委託の執行状況につきましては，内定をいただけなかった７８教室のうち７７教室につきましても，今後年次的に更新を行う予定ですので，現在既に整備されている既設を含めた委託内容となっております。

冷房設備整備の工程につきましては，先ほども答弁させていただきましたが，名瀬小学校２３号棟校舎及び名瀬幼稚園分は既に１月発注しており，旧本庁舎解体までに完了予定で，設計業務委託につきましても既に発注済みで，３１年度整備に向けて取り組んでいます。空調設備工事及び工事監理業務につきましては，設計業務完了後，速やかに発注を行い，平成３０年度の完成を見込んでおります。

議長（師玉敏代君）　答弁漏れはございませんですね。

１６番（関　誠之君）　ありがとうございました。

今回の総括は，予算の執行のあり方と補正予算編成等のあり方について質してきたつもりでございます。今答弁がありましたとおり，繰越明許費についても，工事的なものは本当にやむを得ないなというものもいっぱいありますけれども，中には例えば先ほど言っていましたサトウキビの収穫時，これは予定というか予測できる期間ですから，そういったものが中にはあるんではないかなというふうに思いますので，財政のほうでもそういったことも含めて，この繰越明許というときにはチェックをしていただきたいと。この繰越明許費がやはり多くなるということは，その単年度の地域経済にもかなり影響が出てくるんではないかというふうに思っておりますので，しっかりと繰越明許，先ほど来，財政課長お話ししているとおり，例外的な措置であるということをまず頭の中に入れて，年度内に予算を計上したらしっかりと年度内にこれを執行していくということをやっていただきたいなというふうに要望をしておきたいと思います。

それで先ほどの教育施設の冷房整備ということで，名小の２３，幼稚園も合わせてですかね，もう執行ができる状態であるということですから，それはそれとしていいんですけれども，これ全国的に前の議会でも議論にな

りましたけれども，業者が対応できるのかなと。まず先ほど内水面のこともありましたけれども，機器が手に入るか入らないかというのも大事ですから，その辺について３１年度に全部取りつけられるのかなと思いますけど，具体的にどういう計画をしておられるのかということについてお答えをしていただきたいというふうに思います。

前後しますけども，その大熊の宝勢丸云々の製氷機でありますけれども，今聞きますとなるほどなと，これはやはり繰越明許として出していかなれければいけないことになるのかなというふうに思いましたけれども，こういったことも２トンから５トンの見直しとかいうのも，最初に宝勢丸が出してきたときにその後でも協議ができて早々とこれができなかったかなというような気もいたしますが，ただ見ただけでは，当初予算に１，２４１万７，０００円を措置をして，３月の最終補正までこれを執行は全くしていないというような状況でありますから，また最終補正で１，２５８万円を補正すると。見ただけでは，何でこういう風になるんだろうというふうに思いますので，この辺のやはり説明をしっかりとやりながら議会にも理解をさせていただきたいなというふうに思っております。

３番目のその奄美満喫ツアーの関係ですけれども，この予算は当初で，今話がありましたが１，５００万円が措置をされて，９月補正で２，２５０万円を追加して３，７５０万というようなことでありますけれども，これが過大の見積もり，いわゆるＬＰリーディングプロジェクト枠で地域政策的なものの目玉的なものであったので，かなりの額を増額をして，結果としてこの１，５４４万円の減額になったのではないかなと。その決算を見ますと，３０年度の決算でも１，５００万程度だったと思うんですけれども，そういった中で３，７５０万円の見積もりをしてきたということが，ふえるだろうという予測は当然ありますけれども，そういった緻密なことがどうだったんだろうということで，総額３，７５０万円の見積もりは本当に適正だったのかなという思いもいたしますが，その辺の見解があればお示しをいただきたいと思います。

地方債の関係でありますけれども，るる財政課長から説明がありましたので，理解はいたしました。理解はいたしましたけれども，財政規律は自らが決めたわけですから，確かに災害はいつどういうふうにという予測はできません。しかし，その辺も含めて過去の災害の起債がどれぐらいだという平均的なものはとれるわけですから，そういったものを含めて予算全般の中の起債を年間どれぐらいだ，３６億と決めたのであれば，そういう枠におさまるような努力もしていただきたい。何も縮小してどうのこうのということじゃなくて，自らが３６億という起債を決めたわけですから，やはりそこは守っていかなれければいけないのではないかなというふうに思っております。

ちょっと調べてみますと，地方債現在高が平成２９年度，３９３億７，９１２万３，０００円，平成２９年の決算です。これは経常収支比率が１００．１パーであった平成１８年度，いわゆる非常に財政が一番悪かったときなんですけども，そのときが３９７億２，８９９万８，０００円，３９７億です，に近づきつつあるわけですよね。そしてまた，この間の２８年，２９年度の決算で単年度収支，実質単年度収支が２年連続赤字になってきたと。単年度であればそれは問題ないと思いますよ。連続をして２年連続赤字になってきていると，そういうことを含めて起債枠が３６億円を超えてきているということであれば，言葉で言えば第二の夕張にならないように，やはりこの長期計画，実施計画，先ほどおっしゃいましたけども，そういうのがあるわけですから，しっかりとそういう中を精査をしながら起債枠での範囲内での投資的経費の計上というふうに考えるのが普通だというふうに思いますけれども，その辺の考え方があればお聞かせをいただきたいというふうに思います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

教育委員会総務課長（徳永恵三君）　それでは，学校の冷房設備に関してですが，対応できる業者につきましては，発注に当たりましては校区分け等を行い進めてまいりたいと考えております。以上です。

商水情報課長（麻井庄二君）　協議のほうに時間を要したということで先ほど御説明を申し上げました。６月に発注予定でございましたが，そのころになりまして機器メーカーのほうの製造ができないということの連絡がありました。それをもとにしまして，その時点では製氷能力が２トンでございましたので，２トンで考えていたとこ

ろ，国内のほかのメーカーにつきましては，もっと大きなものしか製造できないということで調査の結果判明いたしました。その結果では２トンから能力を今夏場の最盛時に合わせた５トンに上げたいということで，国のほうにも説明をし，また事業主体であります宝勢丸生産組合のほうとも協議をいたしたところですが，この規模，また事業費とも倍近くなりますので，国のほうもなかなか計画の変更ということについて，まずそこの理解をいただくことに時間がかかったということでございます。

なお，今回の計画変更後，御理解いただきましたので，４月以降早急な入札，また執行に向けて努力をしていきたいと思います。

紬観光課長（島袋　修君）　この奄美満喫ツアー実行委員会負担金が，昨年の実績が１，５００万に対しまして，３０年度補正予算も合わせまして３，７５０万円が積算が過大だったのではないかという御質問にお答えいたします。

これは先ほども御説明しましたように，リーディングプロジェクト枠を採用，使って事業実施しております。この予算要求が３０年度の２月のほうで予算を要求しておりまして，当初は３０年度の世界自然遺産登録を契機としたさらなる観光客の誘客を見込んでの予算の確保でございましたが，議員御存じのように，推薦書を取り下げて再申請ということになっております。

また，２９年度までは６プログラムの事業をやっておりましたが，３０年度から新たに体験プログラムという事業を導入しまして，その利用促進を図るということで，当初はその予算を十分活用できるのではないかということで予算を計上しておりましたが，結局はそれ以上の利用がなかったということで今回減額ということでの補正を計上しております。以上です。

財政課長（國分正大君）　それでは，幾つか御意見がございましたのでお答えしたいと思います。

財政規律を自ら設定し，遵守することの必要性ですが，この辺につきましては十分に理解をしているところでございますので，御理解いただきたいと思います。

なお，次の質問の災害の予測ですが，私のほうとしても災害は予測はできないものですので，こちらのほうは御理解いただきたいというふうに思っております。

しかしながら，やはりこの財政規律を設けた３６億につきましては，この第２次財政計画をつくる直近の数値の数字を十分に生かして予測可能な範囲で設定をさせていただいたものでございます。しかしながら，やはり近年の社会情勢と関係等含めまして，あとは過去の本市におきます公共施設の老朽化といいますか，これが今集中的に奄美市のほうには来ているところでございます。実施計画で十分精査をし，予算編成に臨んでいるところですが，どうしても待てない施設というのがございます。この機会に手をつけないと，一層の老朽化が進んで一層改築事業に入ってしまうというなどなどと，より一層の予算規模が大きくなってくるということです。それをよいタイミングで国の補正事業とか来た場合には，やはり国の補助があるということは財政運営にとって非常に貴重な財源ですので，これを生かすタイミングを逃す必要はないというふうには考えているところです。こういう点から弾力的に運用させていただきたいということです。ここからあと５年程度，大型事業が続きます。この大型事業を進める上でもやはり国の補助事業を使うのはもちろんですし，それに加えまして，今言いましたように，通常の公共施設，長寿命化を図るためのやはりその機会を得た手を入れることが大切ですので，ここにつきましては有利起債を今充てているところです。辺地債，過疎債，３２年度まであります合併特例債，ここをこの機会に生かさないとなかなか今後の事業展開は難しいよということも考えていますので，御理解をいただきたいと思います。

あと，第二の夕張の話をされましたが，確かにその当時は非常に厳しい財政運営とありました。起債残高に対する実質公債費比率も１０パーセント台を１０ポイント超えていたのは事実でございます。ただし，今申し上げましたとおり，有利起債を使うとか，国の財源を引っ張ってくるとかそういう結果と，やはり行革の一環を継続しているということも含めまして，実質的な起債残高に対する本質的な起債残高，いわゆる交付税措置で国から賄われるもの，基金で償還財源を確保していることも踏まえまして，実際は数字以上の軽減が図れているということは御理解いただきたいと思います。２９決算でいきましても，実質公債費比率は１０ポイントを切っている

のは御承知のとおりと思いますので，御心配は要らないものというふうに御理解いただきたいと思います。

いずれにいたしましても，財政を運営するに当たって，やはりこの起債残高が増えていくのは心配をかけるところですが，それを補うために予算編成，この辺も十分に検討しながら，実施計画の精度を上げるとか，この辺を考えてやっていっていますので御理解を賜りたいと思います。以上です。

議長（師玉敏代君）　関　誠之君，３回目の質疑です。

１６番（関　誠之君）　ありがとうございます。よく理解をいたしました。

今の議論の中で大体見えてきたんですけれども，やはり年次計画なり実施計画というのをつくってあるわけですから，それがある程度前倒しにして，市長のよく言われる，つくるべきときにそれをつくっていくんだと，いわゆるそういうふうなことでやってきたんだろうとは思いますが，それはそれとして正しい考え方だというふうに思います。しかしながら，数字として３６億という自らが決めた財政規律を超えたということに対しては，しっかりとこれは反省をしながら今後のやはり，先ほどありました老朽化をして，これから先，かなりのそういった投資的経費がかかってくるんではないかと思われますので，そういったことに対する備えをしながらこの公共物の建築もやっていきたいというふうには思っておるんでしょうけども，ぜひそういった投資的経費をしっかりと見据えながらやっていただきたいというふうに思います。もうほとんど大型事業，庁舎から始まって市民交流センター，または今安勝にも地と知の交流センター等もありますけれども，その辺で非常にそういった意味では，先ほど言った実施計画等も余りに前倒しをしてつくり過ぎるんではないかという声もありますので，そういったことに含めて，今後の財政運営に当たり，今事務方のほうでは言っていただきましたけれども，市長としてはどのような留意をしながらやっていくかということを最後にお聞きして，私の総括を終わりたいと思います。よろしくお願いをいたします。

市長（朝山　毅君）　まず，関議員に２点であろうと思います。

まず１点，繰越明許費について，例年になく多くの繰り越しをいたしました。繰り越しをした要因については，財政担当課長からあったと思います。要因は御案内のとおりでございますが，いつも申し上げておりますことは，当該年度で計画したものは当該年度で完結をするということが先ほど来の会計の原則であります。

しかしながら，私ども予算編成の中において，国・県の支出金，負担金を相当額予算編成などで計上いたしております。その負担金，助成金の内示交付というのは，ほとんどが７月・８月，その時間帯にまたがってまいります。そういうふうな時間的なこともありますし，またその間には，さっき言った不可抗力な災害等もあります。そういうもろもろのことにより，年度内に事業が完結できないというまず１点。

もう一つは，国の景気対策として，今回の場合も補正予算が相当額全国に災害を含めて国の補正予算が１２月にありました。その補正予算においても奄美にも相当額の配分といいますか，ありました。したがって今回の文化センターの改修事業等についても４億相当などがありました。同時に，反対に１２月には教育委員会の冷房施設の１１億余りの予算を皆さんの御理解をいただいたと思います。しかし今度は１億８，０００万の減額ということについても，実際にはそういうふうに予算が，あくまでも予算ですから，決算でないですから，予定でありますので，より予定に近い予算を編成するということが私どもに課せられた責務でもありますので，そういうふうにやっているつもりでもありますが，確かに職務怠慢と言われないように予算執行していく，事業の遅れがないようにということを前提に事務執行をやっているつもりでありますが，そういうもろもろの社会的な災害とか要因，国や県の内示の交付の時間，時期，などなどを含めてどうしても繰り越しがせざるを得ないというふうな状況があるということを御理解いただきたいと存じます。職務怠慢と言われることだけはないようにだけ，これはいつも言明しているつもりです。

それが１点ともう１点は，起債残高の問題。あの起債残高の３６億を基本にしていこうという時代，あの時期には毎年返済する額と借り入れる額とそれがイコールであれば，むしろ借り入れる額が少なくなれば起債はどんどん減っていきます。しかしながら，この四，五年，三，四年の間にどれだけの事業をいたしましたでしょうか。庁舎建設，給食センター，平田浄水場の更新事業，いろんな事業をやってまいりました。これらのことについて，

議員が時期を見てということでもありましたが，この庁舎の建設についても，そして平田のこのあたりの８割を賄う浄水場の建設についても，給食センターについてもなどなど，やらなければいけないであろう公共施設がずっと集中してまいりました。そういうもろもろの件でこの四，五年内で１００億を超える事業をしてまいりました。そのために償還が借り入れよりも多くなっています。返済する，むしろ最近は借り入れのほうが返済額より多くなっています。したがって，議員がおっしゃった３９０億ぐらいの起債残高になっております。３３０億ぐらい減っていましたけれども，この間に随分公共事業やりましたが，その間にやはり議員がおっしゃるように，辺地債などなど有利起債，もちろん合併特例債も含めてこの庁舎もつくっております。そこで申し上げたいのは，これを適切に時期を見てやるということも当然のこと，そのために事業執行と事業計画とすり合わせをしながら財源の確保を持って今事業を進めているつもりです。ですからそういう中において，お調べになればわかると思います，今３９０億ぐらいの借金があります。そして有利起債を差し引いた補填で８割，７割は補填できる，７０パーセント補填できる，差し引いた，我々が純粋に負うべき起債は１７０億です。我々の現金預金を足すと１５０億弱です。前よりもその差は縮まっております。去年より７億ぐらい，８億ぐらい減っていると思います。１６８億ぐらい，１７０億ぐらいです。そういう意味においてそれらをじっくり見ながら事業執行しているつもりです。したがって，３年間の平均の起債制限についても１８．幾らだったものが，今９．５，６，１０を切っているはずです。経常収支金を，前に少し動きますが，そういうことを見計らいながら収入と支出の安定性，そして収入は確実に確保できるように，経費は必ず見積もって確実に出ていくもんだという収入支出の算段をしながら事業計画を立てて，これ以上借金が累増しないように定期的な事業執行していかなければ，これからあと二，三年は大変厳しいよということを申し上げているつもりです。まだまだ足り得ない部分もある財政状況であります。しっかりと例年支出を抑えながら収入は確実に確保して，次に積み立てができるような財政環境をつくっていきたいと思っていますので，議員の皆様方の御理解をいただきたいと存じます。

繰越明許については，そのように職務怠慢だと言われないように，理由はなぜあるかというのをしっかりした上で事業を年間通して頑張っていくように努力をしてまいります。

また，市民や議会の皆さんに不安を与えるような財政環境にならないように，できることはしなければいけないが，そういう不安を与えないような財政運営をしていくように努力をしてまいりたいと思いますので，今後とも皆様方の御理解と御協力，御教授をいただきながら頑張ってまいりますので，よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（師玉敏代君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま上程されました議案第２号から議案第４号，議案第８号及び議案第１号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中の関係事項についての５件は，これを文教厚生委員会に，議案第５号から議案第７号，議案第９号，議案第１３号及び議案第１号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中の関係事項についての６件は，これを産業建設委員会に，議案第１０号から議案第１２号，議案第１４号及び議案第１号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中の関係事項についての５件は，これを総務企画委員会に，それぞれ付託いたします。

次に，本定例会において受理いたしました陳情４件は，お手元に配付してあります文書表のとおり，所管の常任委員会に付託いたしましたので，御報告いたします。

お諮りいたします。

常任委員会審査及び報告書整理のため，明日２０日から２４日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日２０日から２４日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。
２月２５日午前９時３０分本会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。（午前１０時５７分）

第 1 回 定 例 会
平成 31 年 2 月 25 日
（第２日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　栄　ヤスエ　君
3番　津畑　誠　君	4番　師玉　敏代　君
5番　松山　さおり　君	6番　林山　克巳　君
7番　与　勝広　君	8番　大迫　勝史　君
9番　渡　雅之　君	10番　平川　久嘉　君
11番　元野　景一　君	12番　川口　幸義　君
13番　竹山　耕平　君	14番　安田　壮平　君
15番　西　公郎　君	16番　関　誠之　君
17番　三島　照　君	18番　﨑田　信正　君
19番　戸内　恭次　君	20番　奥　輝人　君
21番　伊東　隆吉　君	22番　多田　義一　君
23番　橋口　和仁　君	24番　里　秀和　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	東　美佐夫　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	手蓑　利文　君
笠利総合支所事務所長	髙　一也　君	総務部長	菊田　和仁　君
総務課長	三原　裕樹　君	企画調整課長	山下　能久　君
財政課長	國分　正大　君	市民部長	前田　和男　君
市民協働推進課長	佐野　早苗　君	保健福祉部長	奥田　敏文　君
福祉事務所長	中村　博光　君	商工観光部長	武下　義広　君
産業振興課長	長井　和揮　君	農政部長	山下　仁司　君
農林振興課長	栄　広久　君	建設部長	本山　末男　君
都市整備課長	竹元　康晴　君	上下水道部長	橋口　義仁　君
下水道課長	里　嘉郎　君	教育委員会事務局長	山田　春輝　君

教育委員会総務課長	徳永　恵三君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向井　渉君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議に開きます。（午前９時３０分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程に入ります。日程第１，議案第１５号　平成３１年度奄美市一般会計予算についてから，議案第３３号　奄美市空き家等対策の推進に関する条例の制定についてまでの１９件について，一括して議題といたします。

この際，市長に新年度に臨む施政方針並びに各会計予算，その他各議案等に関する提案理由の説明を求めます。市長。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。平成３１年第１回奄美市議会定例会が開会し，ここに一般会計予算案並びに関連議案の御審議をお願いするに当たり，市政運営に臨む所信の一端を申し述べ，市民と議会の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて，平成２８年９月から始まった奄美市本庁舎の建設工事が完了し，全ての庁舎機能の移転と併せて，晴れて市民の皆様にお披露目することができました。本定例会から新議場で市議会を開会することに対し，議員の皆様とともに喜びを共有するところであります。

既に完成しております住用，笠利の両支所庁舎と併せて，市民に最も身近な基礎自治体として，これまで以上に市民の皆様のお役に立ち，親しみの持てる本市行政の拠点となりますよう決意を新たにいたしたところでございます。

平成の時代は，天皇陛下の御退位により，本年４月までとなり，５月１日には，皇太子殿下が御即位され，新元号に改められます。思い起こしますと，平成１５年１１月には奄美群島日本復帰５０周年記念式典に天皇皇后両陛下の御臨席を賜り，群島民と祖国復帰の喜びを共にしていただき，忘れることのない佳き思い出となりました。

また，平成２２年１０月に発生した奄美豪雨災害の直後に，両陛下に被害状況等を直接御報告申し上げる機会を賜った際には，被災者，そして，島民を慮るお言葉を賜り，早期の復旧・復興を目指す，私たちにとって大きな励みとなりました。

東日本大震災などの大災害においても，幾度となく被災者の心に寄り添う両陛下のお姿を拝見し，努めて被災者の大きな心の支えとなろうとする御姿勢は，国民に大きな感動を与えていただいたところでございます。

昨年末に奄美群島は日本復帰から６５周年となる節目を迎えました。本年３月末には，復興から，これまでの歩みを続けてきた奄美群島振興開発特別措置法が５年間の期限を迎えます。この間，前回の法改正時に創設された奄振交付金制度や奄美群島広域事務組合を中心に，群島民自らつくり上げた奄美群島成長戦略ビジョンの内容改正を含め，法延長を見据えた今後の振興開発に資する施策等について議論を重ねてきたところでございます。

昨年１２月には，政府において，平成３１年度予算案の閣議決定がなされ，奄美群島振興開発事業費は，公共事業２０９億６，３００万円，非公共事業２４億５，２００万円の計２３４億１，５００万円が計上され，対前年度比１１０パーセントとなりました。このことは，我々群島民が引き続き，自ら着実に課題を解決していく，自立的発展の後押しになるものであり，この時期にしっかりと応え，奄美群島の未来へとつなげるよう，さらなる振興発展に取り組んでまいります。

先般，国は，奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録に向けて推薦書をユネスコ世界遺産センターへ提出いたしました。改めて大きな一歩を踏み出すことができたことを励みに，地元においても，国，県，関係町村と連携，協力し，来年には確実に世界自然遺産登録を実現するとの気概を持って取り組んでまいります。

平成３０年度には，平田浄水場の更新，奄美空港ビルの改修，奄美市立学校給食センターの供用開始，光ブロードバンドの整備が完了するなど，これまで本市が進めてきた大型事業が一つ一つ形になり，さらなる飛躍，発展のための基礎づくりが次々と整ってまいりました。また，名瀬港マリンタウン地区においては埋立が完了し，今後新たな街の形成が期待されるとともに，中心市街地においては生涯学習の拠点となる市民交流センターの整備に着手する運びとなっております。

あわせて中心市街地へのアクセス改善及びマリンタウン地区との一体的な街づくりに向けて，国や鹿児島県との連携を一層深め，おがみ山バイパス事業の促進に取り組んでまいりたいと存じます。

これらの価値を力に奄美市が今後５０年，１００年，それ以上，群都としての役割を果たし，本市のみならず，奄美群島の成長に寄与していく街の形成に努めてまいる所存でございます。

昨年は，北海道や大阪北部の地震，西日本豪雨，全国各地で多くの被害をもたらした台風，記録的な猛暑など，自然の猛威が日本列島を襲った１年でありました。被災者の皆様には，心よりお見舞いを申し上げますとともに，一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

本市においても，相次ぐ台風被害による災害復旧に取り組んでおり，引き続き，防災・減災による市民の安全安心の確保に努めてまいります。

また，先の補正予算において，国の施策と連動した教育施設冷房設備整備に係る費用を予算計上しており，併せて新年度は新たに公立保育所においても，冷房設備等を整備し，厳しい暑さから子供たちを守る対策を積極的に進めてまいります。

本年３月末には，陸上自衛隊奄美駐屯地が開設いたします。台風常襲地帯である奄美群島にとって，一層の災害即応体制が整うことから，市民の安心安全な暮らしの向上に向けて，日頃から緊密な連携を図り，緊急時の備えに努めてまいりたいと存じます。

また，島内に隊員約５５０名とその家族が一時に定住することとなり，人口増による地域経済の活性化と地域住民との交流が図られるよう取り組んでまいります。

近年，奄美群島を取り巻く環境は，新規航空路線の開設などにより，年々交流人口が増加しており，その効果は，奄美大島のみにとどまらず，群島全体に広がりを見せております。今日の上向く奄美の環境は，先人が連綿と積み上げてきた努力の結果であり，今後のさらなる飛躍に向けた大きな財産でもあります。これを契機として奄美の未来を切り拓いていくために，就任以来，多くの難局に対処してきた経験をもとに，一つ一つ着実に課題を解決し，奄美市の振興，奄美群島の自立的発展に向けて，全身全霊で取り組んでまいる所存でございます。

今年は亥年，市民の皆様とともに，奄美が今迎えている大きな大切な局面にフォローの風をしっかりと捉え，誇りある奄美市の創造，幸せの島の実現に向けて，勇猛果敢に突き進む年となるために，奄美市長として全力を賭してまいります。

以上の基本姿勢をもとに，平成３１年度における重点施策について御説明を申し上げます。

第１点目は，健康で長寿を謳歌するまちづくりの実現についてであります。

本市においては，結婚・妊娠・出産・子育てに関する課題に対して，包括的な少子化対策を推進するとともに，子どもからお年寄りまで，また障害のある方々など，全ての市民が健康で安心して暮らすことができる環境づくりに取り組んでまいります。

また，子育て・保健・福祉複合施設の整備に取り組み，保健・福祉機能を集約することで，市民の皆様の利便性向上及び各分野の連携強化に努めてまいります。

児童福祉の向上と子育て支援につきましては，子は地域（しま）の宝の考えのもと，働きながら子育てしやすい，地域全体で子育てを支援する環境づくりに向け，現計画の検証や子ども・子育て会議からの意見を踏まえ，次期子ども・子育て支援事業計画の策定に取り組んでまいります。

幼児教育の無償化につきましては，国の動向を踏まえ，全ての子どもが公平に教育，保育が受けられる環境の整備と子育て世帯の負担軽減に取り組んでまいります。また，保育サービスの充実へ向けて，名瀬地区においては，朝日幼稚園の認定こども園への移行の推進，住用地区においては，保育サービスのあり方についての検討や乳幼児の保育施設の安定化，笠利地区においては，赤木名地区の認定こども園の検討を行ってまいります。併せて公立保育所に冷房機器などの整備を行い，安心して子どもを育てられる環境の整備に努めてまいります。

さらに，ひとり親家庭につきましては，医療費助成などの生活支援策を引き続き実施するとともに，児童扶養手当を隔月支給に移行することで，きめ細やかなひとり親家庭の支援に努めてまいります。加えて，ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進給付金については，制度の拡充を図り，就職に有利な資格取得の支援に努めます。

障害者福祉につきましては，奄美市第５期障害者計画，障害福祉計画，第１期障害児福祉計画に基づく事業な

どに，関係機関と連携して取り組むとともに，ＰＤＣＡサイクルによる評価，検証を実施してまいります。また，多岐にわたる障害者支援の内容について，支援を必要とする方々によりわかりやすく制度を御理解いただき，活用できる各種支援策の情報発信を充実してまいります。

児童虐待・ＤＶ関係につきましては，早期発見に努めるとともに，地域や学校，関係機関と連携を図りながら対応してまいります。

支援が必要な妊婦や児童につきましては，関係機関との情報共有や連携を図り，養育に関する相談支援などを実施することで，悩みを持つ方々に寄り添った支援を行ってまいります。

複雑・多岐にわたる青少年問題につきましては，青少年の自立・共生を目指して，引き続き，青少年支援事業を実施いたします。また，青少年の支援及び健全育成に向けて，国との協働による再犯防止推進モデル事業に継続して取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては，第７期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき，高齢になっても安心して暮らせるための施策の推進や健全な介護保険制度の運営に取り組んでまいります。また，地域包括支援センターにおいては，介護予防・日常生活支援総合事業などに取り組むとともに，成年後見制度の利用促進を図る中核機関を設置することで，住民と一体となって，ひとり暮らしや認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進してまいります。

併せてシニア世代が地域の中でお互いに支え合い，生き生きと暮らせる地域づくり活動の立ち上げ支援にも取り組んでまいります。加えて，お達者ご長寿応援事業や１００歳到達者などへの敬老祝い金を引き続き実施いたします。

生活保護行政につきましては，関係機関と連携した生活保護受給者の自立支援と永住帰国の中国残留邦人の支援のほか，引き続き，健康管理支援事業を実施し，生活保護受給者の生活習慣病及び重症化予防に取り組んでまいります。

また，生活困窮者自立支援制度においては，引き続き就労準備支援事業などを実施するとともに，子どもの学習生活支援事業の実施箇所を拡充し，子どもの学習支援や日常的な生活習慣の習得など，必要な支援を推進してまいります。

市民の健康づくりにつきましては，健康あまみ２１の評価，検証を行うことで，地域の健康管理を把握し，地域の特色を生かした１０年計画を新たに策定いたします。

また，特定健診，がん検診など，各種健診の受診率向上に，保健部門，高齢者福祉部門，国保部門が連携して取り組むとともに，感染症予防対策として，全ての世代を対象に予防接種事業を実施し，健康増進に努めてまいります。

併せて，健康寿命の延伸を目指した重点事業として，地域や民間企業，関係機関などと連携を図りながら，健康いきいきプロジェクト事業を実施し，早世予防に向けた健康づくりへの機運を醸成してまいります。

妊娠から育児期までの切れ目のない支援につきましては，引き続き，不妊・不育治療費助成の実施や子育て世代包括支援センターによる相談支援及び妊娠出産包括支援事業の充実に努めてまいります。また，産後ケア事業につきましては，宿泊型まで支援を拡充し，ケア態勢の充実を図ってまいります。

併せて乳幼児健診などを通して，健やかな発育，発達を支援するとともに，母子歯科保健につきましても，妊婦から幼児期に係る歯科保健の向上を推進してまいります。

自殺対策につきましては，誰も自殺に追い込まれない，生きるを支える奄美市を基本理念とする奄美市自殺対策計画のもと，関係機関と連携を図りながら，人材育成や周知啓発などに取り組んでまいります。

都道府県単位化に移行した国民健康保険事業につきましては，収納率の向上と特定健診の受診率向上などによる医療費の適正化に努め，引き続き，財政の健全化を図ってまいります。

後期高齢者医療制度につきましては，県や広域連合など関係機関と連携して，医療費の適正化や保健事業の充実に努めてまいります。

第２点目は，観光立島を目指した多様な産業連携のまちづくりの実現についてであります。農業，観光交流，情報の奄振重点３分野を基軸とした産業の振興に取り組み，相互連携により新たな価値の創出，産業経済の全体的な底上げ及び各産業の自立的成長を促すことで雇用の創出を図ってまいります。

特に，物資の輸送費支援や航路航空路運賃に対する支援の拡充など，奄振交付金の充実強化に向けて，国，県，他町村と連携して取り組むとともに，同交付金のより一層の活用により，さらなる産業振興を図ってまいります。

農業基盤の整備につきましては，県営畑地帯総合整備事業や農業基盤整備促進事業などを実施するとともに，住用地区においては，県と連携し，中山間地域総合整備事業による基盤整備を進めてまいります。また，農地の有効活用を図るため，人・農地プランに基づく農地中間管理事業による農地の流動化と併せ，多面的機能支払交付金などを活用し，農村集落の環境保全などの取り組みを推進してまいります。

担い手の確保育成を図る農業研修事業につきましては，研修機関の拡充のほか，研修作物についても，新たにタンカン栽培研修を行うなど，収益性の見込める作物を中心に構成し，研修制度のさらなる充実に努めてまいります。

また，新規就農者に対しましては，農業次世代人材投資事業資金を活用した資金面での支援を行うことで，就農後の定着を図り，担い手農家や認定農業者の確保に努めてまいります。

サトウキビの振興につきましては，サトウキビ増産計画に基づく支援を行い，単収アップと生産量の拡大を促進してまいります。

また，生産の回復及び安定に向け，有機農業支援センターによる堆肥生産，供給体制を強化するほか，堆肥活用を促すための奄美群島“結いの島”農業モデル事業などを実施し，農家の土づくりの意識向上に引き続き取り組んでまいります。

新たに，分みつ糖製糖工場の働き方改革促進のため，国，県と連携した産地パワーアップ事業により，省力化設備などの整備を支援してまいります。タンカンやスモモ，カボチャなどの重点振興作物や年内収獲が可能な津之輝につきましては，引き続き，苗木や資材購入の助成を行い，樹木の更新を促進するほか，面積拡大を支援するとともに，新規品目として台風時期を避けた栽培が可能で，収益性の高い実エンドウの生産を促進してまいります。

また，耕作放棄地の解消，鳥獣被害防止対策，防風対策を推進するとともに，各種研修会を通して，生産性の向上と組織の育成強化を推進してまいります。また，特殊病害虫につきましては，関係機関と連携を深め，被害防止に取り組んでまいります。

畜産の振興につきましては，畜産基盤の整備とともに，巡回指導や研修会を通して，飼養管理技術や受胎率の向上，自給粗飼料の確保の促進，併せて防疫体制の徹底を図るなど，子牛の品質や生産性の向上に取り組んでまいります。

また，肉用牛生産基盤維持緊急対策支援事業や豚増頭支援対策事業を実施し，畜産経営の安定化に向けて規模拡大などを支援してまいります。

林業の振興につきましては，森林環境譲与税の活用に向けて，奄美市森林環境譲与税基金を設置し，森林環境保全に努めてまいります。

水産業の振興につきましては，種苗放流，藻場造成などの漁場の生産力向上や加工品製造，魚食普及をはじめとする実践的な取り組みを行う，漁業集落などを支援してまいります。また，漁業後継者の育成や漁港施設の維持更新を行い，水産業の発展に努めてまいります。

農林水産業全体の振興のため，流通条件の不利性を軽減し，本土との競争力アップと販路拡大に向け，輸送コスト支援に引き続き取り組んでまいります。

商工業の振興につきましては，奄美市中小企業・小規模企業振興条例の理念に基づき，奄美大島商工会議所及びあまみ商工会の経営指導を促進してまいります。また，中小企業者の事業継続に必要な人材確保・育成を図るため，島外での資格取得を支援するキャリアアップ助成制度を引き続き実施してまいります。さらに，１０月に予定されている消費税率引き上げに伴う中小企業支援につきましては，消費の平準化に向けた国の施策とも連動し取り組みを進めてまいります。

中心市市街地の活性化につきましては，空き店舗活用を促進する家賃補助や新規出店のリフォーム補助など，各種施策に継続して取り組み，にぎわいのある中心市街地の形成を推進してまいります。

併せて創業希望者に対しては，関係機関と連携したあまみ創業塾の取り組みを中心に引き続いて支援してまいります。

地場産業の振興につきましては，日本版DMOに認定された一般社団法人あまみ大島観光物産連盟や奄美ふるさと１００人応援団の皆様などとの連携を強化し，特産品の販路拡大などを促進してまいります。

本場奄美大島紬につきましては，紬の薫るまちづくりに向けて，紬購入費等助成事業などに引き続き取り組むとともに，本場奄美大島紬産地再生計画に基づき，業界の自立的発展を支援してまいります。

また，新たに奄美大島伝統工芸産業支援事業を実施し，技術者の減少と高齢化が進んでいる工程での後継者育成に取り組んでまいります。

奄美黒糖焼酎につきましては，黒糖焼酎乾杯条例の普及促進など，地元消費の気運醸成に努めるとともに，海外を含む販路開拓への取り組みを支援してまいります。

観光の振興につましては，世界自然遺産登録を見据え，魅力的な観光地づくりに向けた施設整備をはじめ，航路航空路運賃低減や旅行支援事業の充実，島づたい観光の促進のほか，官民一体となったクルーズ船の寄港誘致に引き続き取り組んでまいります。

施設整備につきましては，大浜海浜公園やあやまる岬観光公園の改修を引き続き行うとともに，新たに内海公園に遊具設置を進めるほか，重点「道の駅」として選定された黒潮の森マングローブパークのさらなる観光活用を促進してまいります。

また，奄美らしい観光地づくりを推進するため，自然や文化を生かした着地型観光メニューの造成やＳＮＳなどを活用した情報発信に取り組んでまいります。

観光受け入れ体制につきましては，奄美大島５市町村が一体となって，奄美空港ビルにおける観光情報拠点窓口の充実に努めるほか，多様化する観光ニーズに対応するため，奄美らしい民泊のあり方について検討を行います。

また，大型クルーズ船の寄港増加による外国人観光客に対応するため，キャッシュレス対応や多言語表記を促進するとともに，引き続き，地域通訳案内士や国際交流員による受け入れ体制の強化を図ってまいります。

スポーツ合宿につきましては，関係機関と連携して，引き続き，誘致活動と受け入れ体制の充実を図り，合宿チームの満足度向上に努めてまいります。

また，１０回目となる横浜ＤｅＮＡベイスターズの秋季キャンプに向けて受け入れ環境の整備を行ってまいります。

情報通信産業の振興につきましては，市内全域に整備された光ブロードバンド環境を生かし，引き続き，地元企業の人材育成や起業者育成などに取り組むとともに，ＩＣＴの活用による地域への幅広い波及効果に向けてフリーランスなどの育成支援や奄美市産業支援センター内に交流拠点あまみ働き方ラボの整備を推進してまいります。

雇用対策につきましては，本市独自の雇用対策事業を，中小企業等雇用者確保総合支援事業として拡充するとともに，国の実践型地域雇用創造事業も活用して，さらなる雇用機会の拡大に取り組んでまいります。

併せて，市内中小企業の福利厚生向上を目的として，退職金共済への加入促進，ゆいセンターの取り組みを引き続き支援してまいります。

また，県や産業創出プロデューサーとともに，企業誘致・仕事誘致に取り組み，市内への企業進出や企業の高度化を促進してまいります。

産業連携につきましては，産学官連携やＩＣＴ活用により地域資源の新たな活用による産業の創出に向け，地域の総合的な取り組みをより一層促進してまいります。

第３点目は，自然に囲まれた快適な暮らしのまちづくりの実現についてであります。

人と自然が共生し，市民が安心して快適な暮らしができる生活空間を創出するため，豊かな自然環境を保全し，生活基盤・交通体系を整備するとともに，防災・防犯体制と，消費生活相談体制の強化に取り組んでまいります。

水道事業につきましては，水道法改正により，経営基盤強化が求められる中，新たに経営戦略を策定するほか，笠利東部地区及び平田浄水場の配水池更新事業に取り組むなど，安全で安定した生活用水の供給に努めてまいります。

公共下水道事業につきましては，平成３２年度からの公営企業会計への移行に向けた準備を着実に進めるとともに，名瀬終末処理場の改築更新，大笠利地区及び赤木名地区の事業推進に加え，災害対策として，管路の耐震

対策を推進してまいります。

農業集落排水事業につきましては，佐仁地区において，一部供用開始し，用安地区と併せて引き続き整備を推進いたします。

合併処理浄化槽設置整備事業につきましては，補助を継続して実施し，合併処理浄化槽の設置を促進してまいります。

末広・港土地区画整理事業につきましては，港町側の都市計画道路整備に着手し，事業の早期完了に向けて着実に取り組みを推進してまいります。

また，第３期の都市再生整備計画に基づく事業を推進し，にぎわいのある中心市街地の整備に努めてまいります。

市が管理する都市公園につきましては，公園施設長寿命化計画に基づき順次改修を進め，快適に利用いただけるよう努めてまいります。

小宿土地区画整理事業の導入につきましては，地域での合意形成に向けた支援を行ってまいります。

名瀬港本港地区マリンタウン整備事業につきましては，都市機能用地の基盤整備を促進してまいります。

市営住宅につきましては，住宅マスタープランや住宅等長寿命化計画に基づき，外壁改修や水洗化などの改善を進めるとともに，屋仁地区において建設に着手してまいります。

また，民間住宅につきましては，住宅リフォーム等助成事業を引き続き実施するとともに，耐震診断や改修への助成制度を継続し，安全で快適な居住環境の整備を促進してまいります。

景観への取り組みにつきましては，景観計画に掲げる基本理念を実現するため，景観条例の整備を進めてまいります。

適切な土地利用の推進につきましては，経済的社会的諸条件を考慮し，総合的に農業の振興を図ることを目的に，農業振興地域整備計画の見直しを進めてまいります。

地籍調査事業につきましては，境界紛争の未然防止や土地取引の円滑化，さらには災害復旧への，迅速な対応や公共事業の円滑な実施のため継続して事業を推進してまいります。

道路整備につきましては，災害に強い道路網を形成するため，県と協力し，国道５８号おがみ山バイパスの円滑な事業促進に努めてまいります。

併せて市道につきましては，伊津部勝，名瀬勝，小湊線や手花部節田線などの改良事業に加えて，橋梁９０箇所の安全点検及び補修に取り組んでまいります。

港湾整備につきましては，引き続き，国，県と連携しながら名瀬港整備を促進してまいります。

離島航路や航空路につきましては，住民の利便性向上，物流の効率化，運航経営への支援制度の充実とともに，交流人口の拡大に向けて，国，県，関係町村と連携し取り組んでまいります。

地域公共交通につきましては，廃止路線代替バス運行事業を引き続き実施するとともに，奄美市地域公共交通網形成計画に基づき，持続可能な路線網の形成に取り組んでまいります。

世界自然遺産登録への取り組みにつきましては，着実な登録実現に向け，ＩＵＣＮからの指摘事項に対し，国，鹿児島県，沖縄県，関係町村及び関係団体と連携し，全力で取り組んでまいります。

また，外来種対策，希少動物等の動植物の保護につきましては，奄美大島独自の生態系を保全するため，ノネコ対策事業を引き続き実施してまいります。

併せてノネコの発生源対策として，飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例の普及啓発を図るとともに，飼い猫の避妊去勢手術，マイクロチップ装着の助成事業や野良猫のＴＮＲ事業などの施策を引き続き展開してまいります。

加えて，沖縄県との連携により，新たに世界自然遺産次世代交流育成事業を実施し，人材育成及び環境保全への普及啓発に努めてまいります。

生活環境につきましては，ごみの減量・分別の徹底を推進するとともに，海岸漂着物の回収を実施してまいります。

墓地管理につきましては，墓地台帳の整備や無縁化対策に取り組むとともに，墓地検討委員会設置に向けた準備を進めてまいります。

安全な地域づくりにつきましては，奄美市地域防災計画に基づいて，引き続き災害に強いまちづくりに取り組むとともに，自主防災組織を中心とした地域の防災・減災力向上を促進してまいります。

また，避難行動支援システムにより，災害時要支援者を的確に把握し，地域と連携の上，適切かつ迅速な避難行動を促進するとともに，指定避難所施設についても，順次計画的な改修を推進してまいります。

併せて関係機関と連携した総合防災訓練や出前講座などを通して，防災・減災の意識向上に取り組んでまいります。

さらに，今春の陸上自衛隊奄美駐屯地開設に伴い，南西諸島地域における防衛上の意義に加え，奄美地域における災害への即応態勢の構築など，引き続き，連携・協力を図り地域の安全安心の確保に取り組んでまいります。

防災対策事業につきましては，急傾斜・砂防事業などの土砂災害対策を推進するとともに，河川の寄洲除去などを実施いたします。

また，住用川の改修事業と併せ，西仲間，石原地区の内水対策を継続するとともに，総合的な防災・減災対策を推進してまいります。

消防・救急体制の強化につきましては，名瀬消防署の高規格救急自動車の更新や各種緊急車両などの整備のほか，職員・団員の研修充実を図るとともに，効果的な初期消火に向けて消火栓ホースの更新を順次進めてまいります。

防犯対策につきましては，警察などの関係機関と地域防犯体制の強化に努めてまいります。

交通安全対策につきましては，各学校，地域において交通安全教室を実施するとともに，交通災害共済制度への加入促進を図ってまいります。

さらに消費生活センターにおいては，多様化する消費者問題から市民を守るため，弁護士会との連携や地元コミュニティＦＭなどを活用した啓発活動に取り組んでまいります。

第４点目は，地域の中で教え，学ぶ教育，文化のまちづくりの実現についてであります。

様々な課題に直面している教育環境の中，本市の教育理念である「地域に根ざしたふるさと教育～奄美の子供たちを光に～」のもと，子どもたちの情操育成事業などを通して，豊かな心，郷土を愛する心，健やかな体を育むとともに，学校・家庭・地域・世代間が交流連携した教育行政を推進してまいります。

また，生徒指導・生徒支援問題については，再発防止に向けた対策検討委員会を設置し，各学校における生徒支援や教育相談体制のあり方について調査・研究し，望ましい生徒指導，生徒支援態勢の構築を図ってまいります。

確かな学力の定着・向上のために奄美市が取り組んでいる学力向上対策授業改善５つの方策の徹底に努めてまいります。

また，全ての小中学校に整備した電子黒板などのＩＣＴ機器の効果的な活用を研究・推進し，教員の指導力向上を図ってまいります。

併せて，確かな学力を培う家庭学習の習慣化と充実を図り，学力向上に取り組んでまいります。

さらに，きめ細かな指導を徹底するため，特別支援教育支援員・理科支援員の配置や市独自の小学校，５・６年生での３５人以下学級の推進に引き続き取り組むほか，４名に増員したＡＬＴの積極的な活動などを通して，小中学校における外国語活動や英語科学習の充実に取り組んでまいります。

加えて，特認校制度や奄美くろうさぎ留学事業の継続，小規模・複式校の教育の充実，幼小中の連携や小中一貫教育を推進してまいります。

豊かな心を育むために，児童生徒と教師が一体となった花づくり・花いっぱい運動や市少年少女合唱団による歌声の響く学校づくり，地域に根ざす活動などを通して，心に届く生徒支援を推進するとともに，健全な自尊感情の育成や共感的な人間関係の構築を図ってまいります。

さらに，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置，ふれあい教室の活用などにより，一人一人に寄り添った生徒支援の対応に努めてまいります。

併せて，名瀬，住用，笠利地区それぞれに学校司書，巡回学校司書を配置し，児童生徒の読書習慣の確立や多様な読書活動の推進に努めてまいります。

郷土を愛する心を育むために，ふるさと学習を通して，シマグチや島唄，八月踊りを伝承し，伝統文化を保存

継承する世代づくりに向けた活動などの一層の充実を図り，生まれ育った奄美に誇りを持つ児童生徒の育成に努めてまいります。

健やかな体を育むために，一校一運動やあまみっ子運動遊び・体育教室を推進し，園児や児童生徒の体力向上を図ってまいります。

学校給食の提供につきましては，奄美の食材を生かした食育による保健・安全・給食指導の充実を図るとともに，安全管理を徹底し，衛生管理基準に基づいた管理運営体制づくりに努めてまいります。

安全安心な学校づくりにつきましては，各学校での防災訓練などの防災教育を通して，児童生徒の防災意識や災害時に主体的に行動する態度を育むとともに，通学路安全推進会議など，学校・地域が一体となった取り組みに努めてまいります。

教育施設の整備につきましては，厳しい暑さから子どもたちを守るための冷房設備の整備を推進するとともに，老朽化した笠利中学校の校舎改築事業をはじめ，学校施設の改修を計画的に進めてまいります。

高等学校への取り組みにつきましては，魅力ある学校づくり支援事業を継続して実施し，学校の活性化に向けた支援を行ってまいります。

また，島内の医療・福祉分野の人材育成や定住促進のため，奄美看護福祉専門学校への支援を引き続き実施してまいります。

さらに，奄美大島５市町村が連携した共同キャンパスの設置に向けた検討や鹿児島大学国際島嶼教育研究センター奄美分室との連携など，大学などと連携した取り組みを推進してまいります。

生涯学習の推進につきましては，講座の充実や自主事業の展開，県立奄美図書館との連携，移動図書館車の市内巡回を通して，多様化する生涯学習ニーズへ対応するとともに，市民交流センターの建設に着手してまいります。

社会教育の推進につきましては，関係機関・団体と連携し，青少年教育やＰＴＡ活動などの充実に努めてまいります。

また，引き続き，奄美こども環境調査隊を組織し，沖縄こども環境調査隊との交流を図ってまいります。

シマ（郷土）学の振興につきましては，先人の教えを学ぶ島唄半学やシマグチの伝承を推進するとともに，危機的な言語・方言サミット奄美大島大会を文化庁と連携して開催いたします。

奄美の歴史的・文化的資源を次世代へつないでいくために，文化財の保護や赤木名地区文化的景観の指定に取り組んでまいります。

また，国指定史跡「小湊フワガネク遺跡」につきましては，保存活用計画を策定し，適正な維持管理に努めるなど，市民への文化財愛護思想の普及啓発に取り組んでまいります。

文化活動の振興につきましては，市民文化祭や市美術展覧会を開催するとともに，市民が芸術に触れる機会を創出するため，自主文化事業に取り組んでまいります。

また，地域に残る集落行事や伝統文化を映像に記録することで，地域文化の保存継承を図ってまいります。

併せて生まれ育ったふるさと奄美への誇りを喚起し，さらなる発展を願い，全ての市民が心を一つに歌い上げることができる奄美市民歌の制定に取り組んでまいります。

文化振興の拠点となる奄美博物館や奄美振興会館については，施設の長寿命化のための計画的な改修を実施し，情報発信の強化や市民活動の活性化に努めてまいります。

奄美群島の日本復帰運動につきましては，より多くの方に先人の想いを伝承するよう幅広い世代に向けて周知を図ってまいります。

社会体育の振興につきましては，総合運動公園などの施設の充実を図るとともに，老朽箇所の修繕を行い，施設の安全性の向上及び利用者の満足度向上に努めてまいります。

また，市民が広くスポーツに親しむ機会づくりとして，各地区の体育協会と連携し，市民体育祭やチャレンジデーなど，各種スポーツ事業を実施してまいります。スポーツ少年団競技別交歓大会，県民体育大会大島地区大会につきましては，各種団体と協力・連携し，大会の円滑な運営を支援してまいります。

また，小中学生のスポーツ・文化活動の支援のため，全国大会への大会出場助成を実施してまいります。

第７５回国民体育大会相撲競技に向けては，会場となる奄美体験交流館の改修を実施し，受け入れ準備を進め

てまいります。また，本年夏にはリハーサル大会と位置づけられる全国教職員相撲選手権大会が開催されることから，関係機関と連携した取り組みを進めてまいります。

第５点目は，魅力ある地域づくりに向けてについてであります。

本市には，世界に誇れる豊かな自然や多様な文化，お互いを助け合う「結の精神」が存在しております。これらを生かした魅力ある地域づくりを行うため，市民や企業，他自治体との連携をはじめ，国際交流など内外にわたる協働により多能な知恵とノウハウを結集し，島嶼地域のモデルとなる地域づくりを推進してまいります。

市民と行政の協働につきましては，「市長とむんばなし」などを通して，市民と直に語り合うとともに，地域の行政協力員などと連携を深め，ともに協力し合う協働のまちづくりを推進してまいります。

地域コミュニティの強化を図るため，自治会，集落会などへの支援を行い，活力ある地域づくりの推進に努めてまいります。

また，一集落１ブランド事業につきましては，特集ホームページをリニューアルし，情報発信を図るとともに，住んでよし，訪れてよしの地域づくりを，地域の皆様とともに進めてまいります。

併せて地域課題の解決に向け，市民提案型による「紡ぐきょらの郷づくり事業」を引き続き実施し，地域や各種団体の知恵と工夫を生かした取り組みを支援してまいります。

男女一人ひとりの人権が尊重され，個性と能力を発揮することができるよう，豊かな社会づくりに向け，男女共同参画基本計画後期計画に基づき，各種施策を推進してまいります。

定住促進施策につきましては，定住促進住宅の整備に取り組むほか，Ｕ・Ｉターン者への住宅購入費・リフォーム助成制度の活用を推進するとともに，引き続き他自治体との連携により，空き家バンク制度や移住支援情報の充実を図り，積極的な移住・定住施策を展開してまいります。

また，奄美市空き家対策の推進に関する条例を整備し，実態調査をもとに，総合的かつ計画的に空き家・廃屋などの対策を実施してまいります。

国際交流につきましては，将来の奄美を担うグローカル人材の育成を図るため，ナカドウチェス市との中学生交換留学を引き続き実施してまいります。

地域間交流につきましては，友好都市である兵庫県西宮市，大阪府豊中市との地域間交流を推進するほか，長野県小川村，群馬県みなかみ町との交流事業に引き続き取り組んでまいります。

市民サービスの向上につきましては，新庁舎において，２階フロアへの総合案内所の設置や休日などの市民開放を行うとともに，市民広場や駐車場を整備し，市民の皆様に親しまれる市役所となるよう努めてまいります。

また，新たにマイナンバーカードを活用した住民票など，各種証明書のコンビニ交付を推進してまいります。

併せて，ふるさと納税につきましては，新たなふるさと納税サイトを開設するとともに，返礼品のさらなる充実や寄附金を活用した事業のＰＲなど，積極的な取り組みを推進してまいります。

職員の定数管理につきましては，定員適正化計画のもと，職員数の適正化に取り組んでまいります。

さらに，組織としてのチェック体制の強化を図るとともに，職員のスキルアップなど，各種研修を通して公務能率の向上に取り組んでまいります。

公共施設の適切な管理につきましては，指定管理者制度などを活用し，民間事業者との連携による市民サービスの向上に努めてまいります。

市政情報の発信につきましては，広報紙やホームページ，ＳＮＳなどを活用した効果的な周知を行いながら，引き続き，世界自然遺産登録の推進や移住・定住などに関する情報発信の充実を図ってまいります。

広域行政の推進につきましては，成長戦略ビジョンや奄美大島総合戦略に基づく事業を着実に実施するとともに，世界自然遺産登録に向けた取り組みを沖縄とともに推進してまいります。

ここまで，本市の主要な施策を申し述べさせていただきました。

続いて，これらの主要施策の推進に当たり編成いたしました平成３１年度予算案の概要について申し上げたいと存じます。

国は，平成３１年度予算編成の基本方針において，引き続き，経済再生なくして財政健全化なしを基本とし，幼児教育の無償化をはじめとする人づくり革命の推進と，成長戦略の核となる生産性革命の実現に最優先で取り組み，経済の好循環をさらに加速させ，経済再生と財政健全化目標の達成の双方の実現を目指すとしております。

また，本年１０月１日に予定されている消費税率の引き上げに伴う対応については，引き上げ前後の消費を平準化するための十分な施策等を講じると示しております。

こうした国の動向の踏まえ，本市の平成３１年度当初予算は，一般会計において，普通建設事業費の減額により，前年度当初と比較して１億９，６９７万９，０００円減少し，０．６パーセントの減となりましたが，地方創生関連予算として，一般財源ベースで４億１，７００万円余りを確保し，雇用，人の流れ，出産・子育て，地域づくりなどに重点を置いた予算となっております。

また，世界自然遺産登録の実現を図るための予算を確保するとともに，ふるさと納税寄附金を活用した子育て環境の整備や人材育成などの事業に取り組む予算を計上いたしております。

加えて，平成３０年度の国の補正予算と連動した本市の平成３０年度３月補正において，奄振関連予算として５億１，２７８万３，０００円を計上し，本市一般会計予算の１５カ月予算とした切れ目のない予算として実行することとしております。

一方，歳入においては，自主財源である市税の増額が見込まれるものの，地方交付税の段階的な減額が見込まれることから，今後とも引き続き，地域経済の活性化と財政の健全化の両課題に取り組み，中長期的に持続可能な財政構造を確立することが重要と考えております。

続きまして，平成３１年度各会計の当初予算案について概略を申し上げます。

議案第１５号　一般会計予算は，普通建設事業費の減額などにより，対前年度０．６パーセント減の３３６億２，３１１万２，０００円であります。

議案第１６号　国民健康保険事業特別会計予算は，保険給付費の増額などにより，対前年度１．３パーセント増の５３億１，０２７万６，０００円であります。

議案第１７号　国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算は，医師住宅建設に伴う経費などにより，対前年度２．０パーセント増の２億６，７３０万９，０００円であります。

議案第１８号　後期高齢者医療特別会計予算は，保健事業費の増額などにより，対前年度０．２パーセント増の４億４，７１４万９，０００円であります。

議案第１９号　介護保険事業特別会計予算は，介護給付費の増額などにより，対前年度３．０パーセント増の４８億６，０３５万８，０００円であります。

議案第２０号　訪問看護特別会計予算は，訪問看護収入の減額により，対前年度０．６パーセント減の３，５３４万２，０００円であります。

議案第２１号　公共下水道事業特別会計予算は，建設費の減額などにより，対前年度６．４パーセント減の１８億６，１５５万１，０００円であります。

議案第２２号　農業集落排水事業特別会計予算は，建設費の減額などにより，対前年度３．７パーセント減の３億１，９４６万９，０００円であります。

議案第２３号　ふるさと創生人材育成資金特別会計予算は，奨学生貸付金の増額により，対前年度４．４パーセント増の２，６５８万３，０００円であります。

議案第２４号　と畜場特別会計予算は，施設の維持管理費の増額により，対前年度５．９パーセント増の９１６万２，０００円であります。

議案第２５号　交通災害共済特別会計予算は，前年度並みの７１８万４，０００円であります。

議案第２６号　水道事業会計予算は，建設改良費の減額などにより，収益的収入と資本的支出の合計額は対前年度７．１パーセント減の２２億９，１９２万５，０００円であります。

以上，一般会計，特別会計及び企業会計予算を合わせた予算総額は，対前年度０．６パーセント減の４９０億５，９４２万円であります。

引き続き，議案第２７号から議案第３３号までの提案理由を御説明いたします。

議案第２７号　奄美市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定につきましては，新たに第１次産業を全体的に所管する農林水産部を設置するため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第２８号　奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，空き家等対策協議会の設置に伴い，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第２９号　奄美市森林環境譲与税基金条例の制定につきましては，国の制度創設に伴い，森林整備に関する施策及び普及啓発等に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第３０号　奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては，本条例による特例の期間を平成３６年３月３１日まで延長し，情報サービス業の業務を行う企業の誘致を促進するため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第３１号　奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定につきましては，現在整備を進めております佐仁地区農業集落排水処理施設の一部供用開始に伴い，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第３２号　奄美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につきましては，土地評価額の下落に伴い，国，県の道路占用料が改定されたことから，本市の道路占用料におきましても，同様の見直しを図るため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

議案第３３号　奄美市空き家等対策の推進に関する条例の制定につきましては，管理不全な空き家等の対策を総合的かつ計画的に実施し，市民の安心安全及び生活環境の保全に努めるため，所要の規定を整備しようとするものでございます。

以上，平成３１年度の市政運営における基本姿勢，予算編成及び議案の提案理由を申し述べさせていただきました。本年１２月には，私が多くの皆様の温かい御支援を賜り，奄美市政のかじ取り役を担わせていただいてから１０年を迎えることになりました。１０年前，奄美市長として初めての施政方針に当たり，共に語り，共に考え，共に行動するという和の心を基本理念として，市民の声があふれ，元気な声がこだまする明るい奄美市を市民の皆様とともに一緒に力を合わせて創造していくということを申し上げました。

これまで，この基本的な姿勢のもと，市民の皆様方に支えられ，今日まで多くの難局を乗り越え，またそれ以上に多くの得難い経験をさせていただきました。

“奄美の幸と繁栄を”，日本復帰の歌に謳われるこの一節は，復帰運動当時と置かれた状況は大きく異なりますが，時代を超えて現代の我々にとっても目指すべき姿としての言葉であろうかと存じます。

新たな元号・奄振法の延長，本庁舎の完成など，時代の大きな節目に奄美市政を預かる者として，初心を忘れることなく，継続を力として新たな時代・次の時代へしっかりとつないでいくことが重要であります。奄美市の振興，奄美群島の自立的発展，そして，誇りと幸せに満ちた島の実現に向けて，市民の皆様，そして，議会の皆様方のお力添えを賜りながら，関係機関と連携して取り組んでまいりますことをお誓い申し上げ，私の施政方針とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で市長の新年度に臨む施政方針並びに各会計予算，その他各議案等に関する提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

報告書整理及び議案等調査のため，明日２６日から３月４日まで休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，あす２６日から３月４日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

３月５日午前９時３０分本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。（午前１０時４０分）

第 1 回 定 例 会
平成 31 年 3 月 5 日
(第 3 日目)

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　栄　ヤスエ　君
3番　津畑　誠　君	4番　師玉　敏代　君
5番　松山　さおり　君	6番　林山　克巳　君
7番　与　勝広　君	8番　大迫　勝史　君
9番　渡　雅之　君	10番　平川　久嘉　君
11番　元野　景一　君	12番　川口　幸義　君
13番　竹山　耕平　君	14番　安田　壮平　君
15番　西　公郎　君	16番　関　誠之　君
17番　三島　照　君	18番　﨑田　信正　君
19番　戸内　恭次　君	20番　奥　輝人　君
21番　伊東　隆吉　君	22番　多田　義一　君
23番　橋口　和仁　君	24番　里　秀和　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	東　美佐夫　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	手蓑　利文　君
笠利総合支所事務所長	髙　一也　君	総務部長	菊田　和仁　君
総務課長	三原　裕樹　君	企画調整課長	山下　能久　君
財政課長	國分　正大　君	プロジェクト推進監	満永　亮一　君
市民部長	前田　和男　君	環境対策課長	平田　博行　君
市民課長	寿山　一昭　君	市民課長（笠利）	西　幸一郎　君
保健福祉部長	奥田　敏文　君	福祉事務所長	中村　博光　君
福祉政策課長	石神　康郎　君	健康増進課長	吉　郁也　君
高齢者福祉課長	永田　孝一　君	保護課長	濱田　洋一郎　君
商工観光部長	武下　義広　君	商水情報課長	麻井　庄二　君

紬観光課長	島袋　修君	農政部長	山下　仁司君
農林振興課長	栄　広久君	地域農政課長	山野　明人君
建設部長	本山　末男君	土木課長	保浦　正博君
建築住宅課長	岡江　康裕君	建設課長	日高　英樹君
上下水道部長	橋口　義仁君	下水道課長	里　嘉郎君
水道課長	藤山　浩俊君	下水道課技術調整監	里　則人君
教育委員会事務局長	山田　春輝君	生涯学習課長	福長　敏文君
スポーツ推進課長	大山　茂雄君	地域教育課長(笠利)	南　三知子君
学校給食センター所長	龍　和隆君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向井　渉君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

市長から発言の申し出がありますので，これを許可します。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。一般質問に入ります前に，お時間をいただき，議員の皆様方，市民の皆様方におわびを申し上げたいと存じます。

昨日，本市臨時職員が，鹿児島県青少年保護育成条例違反の疑いで逮捕されました。当該臨時職員は，本年１月１５日から３月３１日までの事務の繁忙期における短期間の雇用でありました。なお，本事案につきましては，雇用前の事件でありました。

しかしながら，議員の皆様方を初め，市民の皆様へ多大な御迷惑をお掛けいたしましたことに対し，心から深くおわびを申し上げます。引き続き，全ての職員に対し，綱紀粛正の徹底に努めてまいりたいと存じます。

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　本日の議事日程は，一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように，質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう，時間配分をよろしくお願いいたします。さらに，当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔明瞭に行われますようにあらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，公明党　与　勝広君の発言を許可いたします。

７番（与　勝広君）　皆さん，おはようございます。公明党の与　勝広でございます。平成３１年奄美市議会第１回定例議会一般質問に先立ちまして所見を述べたいと思います。

新しい庁舎での，また新しい議場で，この議場から奄美市議会の歴史の第一歩となります一般質問第１号の登壇をさせていただきました。同僚議員の皆様方，心から感謝御礼申し上げます。トップバッターとして，新しい庁舎，新しい議場のように，新鮮さ，初々しさに対しましては，皆様方の御希望に沿いかねますが，最後まで全力で頑張ってまいりますので，よろしくお願いいたします。

平成３１年が開幕をいたしまして２カ月が経過をいたしました。この平成３１年は，１２年に一度のめぐり合わせであります統一地方選挙・参議院選挙が行われる年となっております。国政選挙のたびに各政党は，政党と国民との政策のお約束でありますマニフェストを発表いたします。

しかしながら，そのマニフェストも，今や死語となりつつあります。マニフェスト選挙が終わればただの紙と，このように今や揶揄される時代になりました。政党にとって，また政党に所属する議員にとりまして，政策を実現すること，政策というのは，まさに命であり，生命線であることは言うまでもありません。

戦後，これまで数多くの政党が誕生しては消え，誕生しては消えるという歴史を繰り返してまいりました。公明党は，私が尊敬し，我が人生の師匠と仰いでおります池田大作先生によりまして創設されました。１９６４年，昭和３９年１１月１７日に結党して，本年は５５周年という佳節を迎えます。立党の精神に帰って，今こそ日々新なりの思いで頑張ってまいる所存でございます。

さて，昨年は，日本全国大災害に見舞われた年でありました。西日本を一帯とする記録的な豪雨に始まり，そして大阪北部での地震，台風２１号，２４号，そして北海道での地震と，まさに日本全国天変地異でありました。

昨年の臨時国会では，９，３５６億円の補正予算が計上されました。この予算につきましては，被災された地域の皆様が一日も早く復興・復旧するための予算であります。また同時に，この９，３５６億円の補正予算の中に８２２億円計上されております予算は，全国の公立小中学校の熱中症対策としてのエアコン設置の予算であります。

奄美市議会におきましても，橋口耕太郎議員をはじめ，数名の議員が一般質問等を通じて，奄美市内の公立小

中学校へのエアコン設置の要望を行っておりました。

公明党の石田政調会長は，昨年の衆議院予算委員会で，そしてまた，本年の衆議院の予算委員会でこのエアコン設置に伴う光熱費については，国が負担をすべきである，このように質問したところ，総務省より，普通交付税措置を行うという答弁も引き出しております。

また，この４月から７月にかけましては，奄美市庁舎の解体工事が始まり，それに伴う粉じんの問題，騒音の問題が発生すると思います。特に隣接する名瀬小学校におきましては，この期間，校舎の窓を閉め切っての授業となります。

先だって，当局も答弁されておりましたように，この緊急性等を考えて，名瀬小学校，名瀬幼稚園のエアコン設置を先に行うということでありましたので，安心をしております。残す３９８の教室に対しましては，来年の３月３１日まで計画性を持って取り組んでいただきたいと思っております。

結びになりますが，この３月をもちまして退職されます職員の皆様方，長い間，本当に御苦労さまでした。皆様がこれまで奄美市の職員として培ってこられた知識・経験を，次は地域に帰って，地域発展，地域貢献のために頑張っていただきたい，このように思っております。また，今後は奄美市議会，行政に対しまして，皆様方の御指導，御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて，前置きはすごく長くなりましたけども，それでは，１番目の市長の政治姿勢について，平成２９年度決算審査を終えての財政健全化に向けての質問へと移りたいと思います。平成２９年度の決算も終わっておりますので，私なりの総括をした上で質問をしたいと思います。

平成２９年度決算では，一般会計，特別会計を合わせました歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支，そしてまた，翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は，ともに黒字を計上しております。

しかしながら，実質単年度収支は，２年連続の赤字となっております。財政力指数，経常収支比率，実質公債費比率のこの３つの指標を見る限りにおきましては，奄美市の財政はベクトルが悪化のほうへ向かっております。

財政力指数でございますが，平成２９年度決算では０．２７，この数値につきましては，１に近ければ近いほど自主財源の割合が高く，財政力が高いと言われておりますが，奄美市は０．２７，これ鹿児島県の１９市で比較しますと１８位と，依然として低い財政力であります。

また，人件費，扶助費，公債費など，一般財源に占める必要経費の割合を示す経常収支比率でございますが，この数値につきましては，８０パーセントを超えると財政の弾力性が失われつつあると言われております。奄美市は，平成２９年度は９１．５パーセントとなっております。前年と比較いたしますと１．１ポイントの増となっておりますので，経常収支比率は前年よりもベクトルが１．１ポイント悪化のほうへ向かっていると言えます。

また，財源構成を見ますと，自主財源，依存財源の割合を見ますと，自主財源が２１．２９パーセント，依存財源が７８．７１パーセントとなっておりまして，自主財源が前年度よりも０．２５パーセント伸びております。その理由につきましては，ふるさと納税が前年よりも３．５倍伸びているというのが主な要因であります。

また，収入に占める借金の割合を見る実質公債費比率でございます。この数字は１８パーセントを超えると危険ラインと言われております。奄美市の平成２９年度決算時は９．２パーセントとなっており，また前年と比較しますと，若干でありますが，０．２ポイント増となっております。

したがいまして，実質公債費比率も若干でありますが，ベクトルが０．２ポイント悪化のほうへ向かっていると言えます。

しかしながら，市税につきましては，前年よりも９，４００万円の増となっております。この要因につきましては，先の決算審査委員会でも当局も答弁されておりましたとおり，世界自然遺産の流れ，またＬＣＣなど格安航空機が就航し，そして交流人口が拡大した。そしてまた有効求人倍率が上昇している。こういったことなどから，奄美市の経済は確実に上昇のほうへ向かっていると，このような答弁でありました。

また，いわゆる平成２９年度の市債残高，市の借金でありますが，これは２９年度残が３９３億７，８９８万円となっておりますけども，これについて，１人当たり，また１世帯当たりに換算しますと，１人当たりでは約９１万６，０００円，１世帯当たりでは約１６９万３，０００円となっております。そしてまた，本年この奄美市の行われております公共事業を見ますと，末広・港土地区画整理事業が平成３３年完了予定，そしてまた，その翌年の平成３４年には中心市街地活性化基本計画が完了する予定となっております。この中心市街地活性化基

本計画が終了しますと，ほぼ奄美の市街地で行われております公共事業も終息を迎えます。

このように，これからのこの数年間の起債額，償還額の動きも大変気になるところであり，これだけの公共事業を実施しておりますので，やはり基金の積み立ても今後注視していかなければならないと思っております。

また，平成２８年から平成３７年までは第２次財政計画を今実施の途中であります。この第２次財政計画の実施に当たっても，こういった公共事業等々，様々なことを想定しながらの第２次財政計画である，このように思っております。

以上，総括いたしますが，改めまして，平成２９年度の決算審査を終え，財政健全化に向けての当局の取り組みについて御所見をお願いしたいと思います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　改めておはようございます。それでは，早速，与議員に御答弁させていただきます。

議員がただいまお話しのとおり，平成２７年度に策定いたしました第２次財政計画，これは平成２８年から平成３７年度までを期間としております。健全化に向けての本市の基本的な方針となっております。

本計画は，合併前後の厳しい財政状況を勘案し策定されました第１次財政計画を総括・検証して，当該計画期間に達成すべき具体的な財政目標数値，財政比率等を設定し，次の世代につながる行財政運営を目指すこととなっております。その中において，今，議員がお話しのとおり，大型プロジェクト事業を相当，議会の皆さん，市民の皆さんの御理解をいただき，実行いたしてまいりました。

そういう関係で，議員がおっしゃった３つの大きな財政指標の数値は，少し上下している部分もございますが，いまだもって，やはり厳しい財政環境には変わらないものと認識をいたしております。

そういう意味において，具体的な点を計画の３点お上げいたしますと，１点目は，自主財源の確保についてであります。市税や使用料等は，自主財源の根幹であります。これまで徴収率の向上に取り組む中，平成２７年度よりコンビニ収納等を導入いたしまして，収納率の向上に努めているところであります。

２点目は，起債発行枠の設定遵守についてであります。起債枠は，財政規律を遵守する，市民にもわかりやすい指標として設定しております。本計画においても，本市全会計で３６億円の制限枠を設け，償還額の縮減と交付税措置の高い有利起債の活用に努めているところでございます。

しかしながら，実態としては，この数値を超える起債を発行いたしておりますが，どうしてもやらなければいけない必要最低限度のことについては，特別枠として議会の皆様方の御理解をいただいているところでありますので，御承知方よろしくお願いいたします。

そして，３点目は，基金の積み立てでございます。基金積立は，過去の大規模災害時の緊急的な財政支出や歳入補完の財政調整を行う上で最も重要な財源であり，常時一定額を確保することが必要と認識いたしております。

このことから，本計画におきましても，財政調整基金，地域振興基金，公共施設整備事業基金の３基金目標額を６０億円と設定しており，これまで計画的に積み立てを行ってまいりました。その結果，平成２９年度末で７１億円余りを確保しているところでございます。

以上，主な取り組みを述べさせていただきましたが，合併前の厳しい財政状況を勘案いたしますと，国の政策により財政環境の変化や，これまでの積極的な行財政改革の取り組みにより，財政状況は少しは好転しているものの，他市と比べて，議員がおっしゃったように，まだ厳しい財政状況にあるものと認識いたしております。

したがいまして，今後も安定的かつ持続可能な財政運営が図られるよう，引き続き財政健全化に取り組んでまいりたいと存じますので，御理解をいただきたいと思います。以上であります。

７番（与　勝広君）　ただいま市長から説明があったとおりであると思います。私は，毎回，議会のたびに，質問のたびに，財政改革，財政健全化の質問をあえてするようにしております。それは，財政改革，財政健全化というのは，一朝一夕ではできないというのは，これはもう誰もがわかっていることでありまして，また，こうして一般質問等で取り上げますと，やはり当局も市民の皆様方へ財政の状況を公表するという形になります。公表することによって，またそこで緊張感が生まれて，そしてまた，しっかり財政改革，財政健全化ということで，も

う一度しっかりと見つめ直していくことができると，こういった思いから質問させていただいております。

この財政健全化については，今，市長が述べたとおり，私はまず４本の柱があるのではないかと思っております。まず財政，この起債発行枠，先ほどおっしゃいましたように，一般会計，特別会計合わせて３６億円という枠をしっかり厳守していく。先だって当局の答弁であったように，台風とか大災害が起きると，この枠は超えてしまうということでありますけども，これをまず原則としては，なし崩しにしないと，特例を設けないと，こういったことでまず臨んでいただきたいと思います。

２点目が，やはり自主財源をきちっと確保する。市税，手数料等の自主財源の確保。そして３点目が，必要・緊急性を勘案しながらの事務事業を執行していく。そして４点目が，費用対効果の観点からのコスト意識をしっかりと徹底していくと，この４つの柱が重要であると思いますが，まさにそれに加えて答弁することがあれば，よろしくお願いいたします。

総務部長（菊田和仁君）　おはようございます。今，与議員から４点ほどポイントとなる点のお話があったところでございますが，まさにそのとおりであろうと思っております。

私ども，限られた財源の中で効率的・効果的な財政運営を図ることが重要であると認識いたしており，各種事業を実施するに当たっては，選択と集中を図ることで費用対効果に結びつくよう努めているところでございます。

今後も，中長期的視点に立ち，実施計画と財政計画をもとに，計画的かつ安定的な財政運営が行われるよう努めてまいりますので，御理解を賜りますようお願いいたします。

７番（与　勝広君）　今，部長がおっしゃったとおりだ思いますので，しっかりこつこつと地道に財政改革，財政健全化に向かって取り組んでいただきたいと思います。

それでは，（２）番の元号改正による市民への影響と対応について質問をさせていただきます。

５月１日になりますと，新天皇が誕生いたしまして，新しい元号になります。まさに新しい時代の幕開けとなりますが，その中で政府は当初，元号改正期間の準備を長く取るとして，この夏ごろ公表予定をしておりました。

しかしながら，新元号が発表され，新しい天皇が誕生し，それに伴い，皇太子殿下という二重権威が発生するという懸案が強まって，なるべく即位日に近づけようということになりました。関係省庁連絡会議においても，元号の公表時期については，即位日の１カ月前を想定して準備を進めていこうという，こういった方針になりまして，全国の自治体でもその対応に追われていると思います。

奄美市におきましても，この元号改正によって想定される市民への影響，市民の暮らしや生活に極力影響がないように，最大限の努力をしていくのは，ごく当たり前のことでありますが，そしてまた，それに伴う対応，特に心配するのは，システム改修をどのように行っていくのか。また，その元号改正の対応がスムーズにいくように，庁内の取り組みはどのようにしようとしているのか，御答弁をお願いしたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　それでは，御質問の元号改正による市民への影響と対応についてお答えいたします。

議員御案内のとおり，政府において，昨年来，新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議が開催されており，その中で４月１日に新元号が公表されることを踏まえ，改元に伴う各府省庁における情報システムの改修等の対応について示されているところでございます。

本市におきましても，現在，当会議で示された内容に基づき，国，県，関係各課と協議を重ね，５月１日の改元日に間に合うよう，システム改修を進めているところでございます。

御質問の改元に伴い想定される市民生活への影響についてでございますが，５月１日以降に本市から発行する文書等につきましては，新元号を使用することとなっております。

ただし，５月１日より前に発行した文書で，例えば，離島割引カードや納税通知書，各種許可書において，有効期限など改元後の日付が平成で記載されているものがあり，平成表記のままでも引き続き有効な文書なのか，混乱することが想定されます。

このことにつきまして，先ほどの関係省庁連絡会議の中において，旧元号が表記される場合であっても，国民生活に支障が生じることのないよう措置を講じることとされており，通知書等の表記が平成のままでも有効であ

る旨，周知するよう示されております。

本市におきましても，既に発行している文書で日付が平成３１年５月１日以降のものについては，改元日以降も引き続き有効である旨，現在，ホームページや庁内のデジタルサイネージで周知を図っており，また今後につきましても，広報紙等を通して広く市民に周知していく予定といたしております。以上です。

７番（与　勝広君）　情報システム改修の遅れというのは気になるとこでありますけども，これについては，今，部長がおっしゃったように，そのような対応をするということで，例えば，国民健康保険証あるいは介護保険の資格証の遅れ，また日付，税や介護保険等の日付が，まだ平成の表記のままになっている場合は，部長から答弁があったとおりだと思いますので，しっかりまたそういった対応も市民にも分かり易く，また行政としても説明できるような形でして，しっかりとまたスムーズにいくように頑張っていただきたいと思います。

それでは，３番目の古見方地区の将来構想検討委員会，これは仮称でありますが，の設置についての質問に移りたいと思います。

平成１８年に旧名瀬市，旧笠利町，旧住用村の１市１町１村で合併をいたしまして１３年目に突入しております。当時は均衡ある３地域の発展ということで，この１３年間，十分とは言えないと思いますけども，それなりの財源を投入して今日まで３地域の発展のため，地域振興のため，行政当局もそれなりに頑張ってきたと評価をするところであります。

私は，古見方地区をよく行く機会があるんですけども，この古見方地区というのは，まず朝戸，伊津部勝，西田，西仲勝，前勝，名瀬勝，小湊，ここを総称して古見方地区と言いますけども，この地域は，かつて旧名瀬市時代は，この地域から３名の市会議員を輩出するほどの力を持った地域でありました。大変自然の豊富なところで，また農業も盛んでありました。

しかし，この十数年間，この地域を見てみますと，農業離れ，後継者がいないというのもありますけども，人口減少，少子化・高齢化が加速していると，こういったことなどを見ると，やはりこの地域を何とかしなけりゃいけないんじゃないかと思うようになってまいりました。この地域には，看護福祉専門学校，小湊小学校，大川小中学校に農業研修センター，そして選果場，昨年９月には学校給食センターが開設され，そしてまた，今後はパイプラインの改修事業や食肉処理センターなども建設予定となっている地域ではあります。

しかしながら，ちょうどこのパイプライン改修工事なども今行うに当たって，農業従事者の皆様方との意見交換を交えて，地域の声も今聞いている最中だと思いますが，この際ですから，この地域をどうするか，この地域の農業をどうするか，そして農業と観光を，例えばコラボして，どういうふうに地域発展をしていったらいいのかなど，検討する今ところに来ているのではないかと私は思います。

ですので，この地域の古見方地区の将来構想検討委員会というのを立ち上げて，ぜひこの地域の発展，振興のために頑張っていただきたいと思いますが，当局の御見解を求めます。

総務部長（菊田和仁君）　古見方地区におかれましては，議員からもお話がございましたが，農業用としての大川ダム整備や土地改良事業を初め，選果場の整備など，さまざまな農業振興に資する事業を実施してきたほか，営農指導や農業研究の拠点を同地区に構え，広大な敷地を活用した農業生産拠点となるよう取り組んできたところでございます。

あわせまして，奄美における医療・介護・福祉分野のマンパワー確保に向けて，平成７年に奄美看護福祉専門学校を設立・誘致し，これまでの間，専門的人材の確保はもとより，多岐にわたる地域活動に積極的に御参加いただき，大きな活力を与えていただいているところでございます。

また，奄美の食文化の中心的役割を担う奄美大島食肉処理施設の整備を計画しており，民間における加工品開発の促進に向けても取り組む予定といたしております。

さらに，古見方地区には，国指定史跡小湊フワガネク遺跡や一集落１ブランドなど，多くの地域資源を有しており，現在，小湊婦人会が主体となって，平成３０年度紡ぐきょらの郷づくり事業を活用し，「子どもたちが帰ってきたくなるシマづくり事業」を実施するなど，地域が主体となった活性化の取り組みもなされているところでございます。

今後さらなる活性化に向けて「本気で人口を増やしたい集落応援事業」を御活用いただくなど，地域と一体となった取組を考えており，将来構想検討委員会につきましては，このような事業展開の推移を見ながら検討させていただきたいと存じますので，御理解を賜りたいと存じます。

７番（与　勝広君）　今，部長から答弁あったことは，もうこれは承知でありますけども，やはり私が先ほど説明した，この地域の，いろんな公共施設もありますけども，これが全てうまく上手に連動といいますか，うまく連動し合って，相互間の特徴を発揮して，地域の発展に貢献しているかと思えば，そうではなく，単独，単独で立ち上げられた事業の中で，これをどういうふうに結びつけていくかということもやっぱり検討しながら，この地域の将来構想をしっかり考えていただきたいなと思います。

このパイプライン改修工事でございますが，県畑地帯総合整備事業，正確には。総額で２０億円，２０億円の財源内訳は，３分の２が国で，３０分の７が県，そして，このうちの２億円が奄美市が負担をすると。そのうち２分の１が受益者負担と，こうなっていると思いますけど，この事業に当たっては，様々な地域の農業従事者，また地域の皆様方の意見を聞いていると思うんですけども，今，農業離れ，後継者不足ということで，果たしてこの事業をしっかりやった上で，農業がしっかり定着するかということを先々考えると疑問でありますけども，この事業の進捗状況といいますか，現況どうなっているのか，御答弁をお願いしたいと思います。

農政部長（山下仁司君）　おはようございます。それでは，御質問の古見方地区で計画されております県営畑地帯総合整備事業の現況についてお答えします。

現在の古見方地区パイプラインは，昭和５５年に農業用水として整備され，耐用年数４０年に対し３８年が経過しており，老朽化による漏水等が増えている状況でございます。このようなことから，県営によるパイプラインの更新事業を平成３３年度実施に向けて計画をしているところでございます。

議員御承知のとおり，今回の更新事業に伴い，受益者の負担が生じるため，平成２９年度は地元住民や農業者を対象に説明会を開催したところでございます。その中で古見方地区における農業の現状や問題点など，多くの貴重な意見をいただき，同地区での今後の課題などを把握することができたところでございます。

このような課題等の解決に向けて，昨年７月に古見方地区各集落の区長，農業委員，農家代表，関係団体及び県・市の職員で構成する古見方地区営農計画策定検討会を立ち上げ，古見方地区の農業の現況や問題点などを論議しながら，将来の営農計画を作成しているところでございます。

この営農計画に基づき，平成３１年度以降は，具体的な問題点の解消のための取り組みとあわせて，地域住民及び農業従事者の合意形成を図るための地元説明会などを開催する予定でございますので，御理解をお願いしたいと思います。

７番（与　勝広君）　今，部長から答弁があった，今，進捗状況については，わかりました。

それであるので，せっかくこういう事業を導入しようとするところでありますので，やはりこの地域の農業は，今後どういう形で農業振興を進めたらいいのかと，そういったことの原点に返って，しっかりまたその対策も立て，そしてまた，私たちが議会報告会をする時に，地域からもやっぱりこの地域をどういうふうに考えておるのかと，こういう質問等もよくありますので，やはり地域の人たちにとったら，今はもう少子化・高齢化が加速し，先ほど申し上げましたように，農業人口もない，後継者もいない，本当にそういった中で，この地域はどうなるのかなという不安があると思いますので，しっかりまずそういったことも頭に入れながら，農業，また観光と連携した，そういった部分で言いますと，奄美市の人が集まる良いスポットとなると思いますので，しっかり今後検討していただきたいと思います。

それで，４番目の本市におけるエネルギー政策の総括と今後の取り組みについて，質問を移りたいと思います。

奄美市のエネルギー政策と言いますと，まず頭にすぐ浮かびますのが，大熊の巨大風力発電と，これが奄美市のエネルギー政策だなと皆さん思います。

旧名瀬市時代に，名瀬市地域新エネルギービジョンというのを策定しまして，しかし，奄美市のこのエネルギー政策というのは，はっきり言って，まだ方向性がちゃんと定まっていないのではないかなと。もう一回，ここで

エネルギー政策というのを原点に立ち返って総括をして，そして，これからまた，どういった形でエネルギー政策を進めていくのかと，いい機会ではないかと思って，この質問をさせていただいております。

大熊にあるこのエネルギー風力発電につきましては，これは当時，九州電力の子会社であります西日本プラント工業社から奄美市へ企画提案がありました。それで，奄美市もその企画に乗って，２００９年の４月から着工を始めました。そして，皆さん御存じのように，あの大熊のカントリークラブに巨大な風力発電が今立っておりますけども，これは当初の計画では，大体１，４００世帯分の消費電力を年間５５０万キロワットの電力を九州電力に売電をすると。そして，それによって１５年間で約１億円の売り上げを目指していこうと，たしかそういう計画だったと思いますけども。それについての今の現況どうなっているのか。そしてまた，エネルギー政策をもう一回総括していただきたいと思います。その総括，そしてまた，今後のどういう取り組みをしていくのか，取り組みについて答弁をお願いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。風力発電の運営状況につきましては，平成２７年度までは天候不良や設備の不具合等により十分な運転ができない時期がございましたが，設備改修を進めた結果，現在は安定した運転が行われております。

発電量としましては，当初計画の５割程度となっておりますが，今後もリスク管理等に十分配慮しつつ，改善を図ってまいりたいと考えております。

本市のエネルギー政策の総括といたしましては，風力発電の建設が実現した他にも，新庁舎を初めとする公共施設における太陽光発電，公用車への電気自動車の導入，民間企業における太陽光発電所の開設など，各施策が順調に推進されているものと理解しております。以上です。

７番（与　勝広君）　当初の計画の大体５割ぐらいということであります。いろいろ，ここは台風の常襲地帯等々もあって，災害の多いところでありますので。

当初，西日本プラント工業社と奄美市で共同出資１，０００万をして，奄美市が約２５０万，西日本プラントが７５０万と，合わせ１，０００万の共同出資をして，奄美大島風力発電という第三セクターを設けて，それが運営管理をするということでやっていると思いますけど，それはもう置いときますけども。

昨年の１１月に海洋再エネ法という法律が成立いたしました。この法律は，洋上風力発電の推進を押すものでありまして，実は私ども公明党の河野義博参議院議員が，国会議員になる前に商社で働いておりまして，ヨーロッパでこの洋上風力を手がけておりました。今回の海洋再エネ法につきましても，その法律を通すために尽力した一人でございますけども，この洋上風力と陸上風力というのは，大きな違いがあると思いますけども，まず，この風力というのは，火力よりも二酸化炭素の発生が少ないということで，地球温暖化に有効であると。そしてまた，この洋上風力と陸上風力を比べると，洋上風力は，風況，風の影響がすごくあると。そしてまた，安価で大規模なものができると，こういった利点等もいろいろあると思いますけども，今後この奄美市のエネルギー政策も，この洋上風力，そういったことも考えられるのか，検討をしていくのか，御答弁をお願いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。風力発電につきましては，狭い国土における陸上での設置は既に限界に近づいており，国としましても，洋上風力発電を積極的に推進している状況と伺っております。

本市における洋上風力発電の可能性についてのお尋ねでございますが，議員御指摘のような長所がある一方，設置に当たってのコストやリスク面，また地域での再生エネルギー導入枠などの問題もございますので，今後の研究課題とさせていただきたいと思いますので，よろしく御理解賜ります。

７番（与　勝広君）　洋上風力は，１基当たりの消費電力が，先ほどこの大熊の例を挙げましたけども，大体１，４００世帯分に値しますけども，洋上風力は，その３．５倍の４，２００世帯分ぐらいの可能にするだけの消費電力があるということもデータであります。

また，この洋上風力は，着床式と浮体式というのがありまして，浮体式というのが，水深の，海の深いところでも設置が可能であると，そしてまた，地震にも強いと言われておりまして，今現在，長崎県の五島市，千葉県の銚子市などが商用としてやっておりますので，そういった先進地なども視察をしながら，そしてまた，今後しっかり検討して，この洋上風力も取り入れていただきたいと思いますが，改めて御答弁をお願いします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。洋上浮体式風力発電には，議員が御指摘されているように，着床式と比較しても，大きな可能性があるものと認識しておりますが，国内においては，商用運転開始からまだ日が浅く，今後さまざまな検証及び改善が進められるものと考えております。

つきましては，当分の間は，奄美大島風力発電の安定的な運転に努めるとともに，他地域における再生可能エネルギー施策の推移を慎重に見守りつつ，今後に向け検討してまいりたいと考えておりますので，御理解賜りたいと思います。以上です。

７番（与　勝広君）　それでは，（５）番目の，改正漁業法が成立したが，漁業振興の現状と今後の展望について質問をさせていただきます。

昨年１１月に改正漁業法が７０年ぶりに，漁業政策というのが改正されて成立いたしました。水産漁業の振興をするためということでありますけども，この改正されたこの法律によりまして，この法のもと，今後どのような取り組みをしていくのか。また，その影響，そしてまた本市における漁業振興の現況について御答弁をお願いしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。まず，本市における漁業振興の現状について御説明申し上げます。

漁業振興につきましては，浜の活力再生プランに基づき，各種事業を行い，より高い漁業収入を得る技術導入やコスト削減により漁業所得の向上を図っているところでございます。

正組合員数は，漁業従事者の高齢化に伴い，減少傾向にはございますが，漁獲高はおおむね毎年４億円前後で推移している状況でございます。

また，昨年１２月８日に参議院本会議で可決・成立いたしました改正漁業法は，適切な資源管理と水産業の成長を両立させるため，漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直すものでございます。

まず，資源管理は，漁獲可能量による管理を行うことを基本原則とし，今後は採捕できる数量の最高限度を設定し，これを船舶ごとに割り当てるなど，新たな資源管理システムを構築することを計画しております。

次に，遠洋を中心とする大規模漁業等の大臣許可漁業について，許可の要件となる制限措置等に関する規定を整備するとともに，漁獲割り当てを導入した漁業については，船舶のトン数制限を廃止することとしております。

さらに，漁業権制度につきましては，漁業権を有する者が海区漁業計画に基づき，漁場を適切かつ有効に活用している場合はその者に，それ以外の場合は，地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許することとしております。そのため，漁協などが漁業権を継続するには，漁場を適切かつ有効に活用している必要があるということになります。

このほか，海区漁業調整委員会の漁業者委員の選出方法について，これまで漁業者間の選挙で選ばれていましたが，県知事が任命することに変わります。

また，密猟対策の強化として，ナマコ，アワビなどの特定水産動植物の採捕を原則禁止するなど，密漁者に対する罰則を強化することとしております。

改正漁業法の影響につきましては，資源管理システムについては，国は関係漁業者の意見を聞きながら，沖合海域で操業する大臣許可漁業から導入することとしており，直ちに奄美市の漁業従事者には影響は出ないものと考えております。

また，漁業権の免許につきましては，新たな参入も考えられますが，漁協など既存の漁業者が漁場を適切かつ有効に利用していくよう，引き続き指導してまいりたいと考えております。

漁業海区調整委員につきましては，これまでどおり地域の漁業者の声が届くよう，県や漁協等と連携してまい

りたいと考えております。

改正漁業法は，公布後２年以内に施行されることや，運用に関する具体的な内容が不明な部分が多く，市としましても，国の動向を注視してまいりたいと考えております。以上です。

７番（与　勝広君）　この改正漁業法の目玉というのは，活用されていない漁場へ新規参入を認めると，これが大きな目玉となっております。でも，私は，この奄美の漁業振興というのは，ちょっと危機的状況にあるんじゃないかと思っておりまして，今，部長もいろんなことを列挙されておりましたけども，例えば，シラヒゲウニの捕獲がほとんどできないような状況であると。また，稚魚の放流，そして藻場等の問題もありますけども，こういったまた中で，組合員も減少して，組合の存続すら今後，数年間，大丈夫かなと，こういったこともあります。しっかりまず足元を，しっかりまた組合等との連携をとりながら，この法改正に当たって，これはしっかり漁業組合，そして県，国，そして，しっかり連携をとりながら，どういった形で，まずは地元の漁業組合の漁業に従事されている人たちの生活が安定できるような形で，しっかりまず取り組んでいって，そしてまた，この法のもと，またどういったことができるのかというのをしっかり検討して，今後やっていただきたいと思います。

それで，時間も押しておりますので，２番目の奄振法についての質問に移ります。

大きな２番の（１），昨年の１２月の２１日に，平成３１年，２０１９年度の奄振予算が閣議決定をされました。また，先だっても，延長も閣議決定されましたけども，今年度の奄振予算が２３４億１，５００万円となっておりまして，また，そのうちの奄振交付金が２４億４，４００万ということで，平成２６年の４月に奄振法が延長改正されまして，その当時は確か２０億３，０００万円の補正予算で，奄振の交付金であったと思いますけども，この５年間で，今回また補正まで入れますと２９億４，４００万円と，約３０億近い奄振の交付金がついておりますけども，これだけ奄振の交付金が有効に活用され，そして奄美の群島民のために役立っているという，その証しでもあると思います。

今回のこの閣議決定された奄振のこの交付金についての当局の評価をお願いしたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　今，議員からもお話がございましたが，平成３１年度奄振予算案の内訳でございますが，施政方針の中でも申し上げましたが，公共事業費，約２１０億円，非公共事業費，約２４億４，０００万円，計２３４億円余りの対前年度比１１０パーセントの予算案として計上されたところでございます。

また，議員御承知のとおり，奄振法についても，法の期限を５年間延長することを盛り込んだ改正案が，本年２月８日に閣議決定され，国会に提出されております。

今回の改正案においては，特に奄振交付金について，さまざまな充実強化策を盛り込んだ予算案が示されたところであり，そのポイントとしては４点ほどございます。

１点目は，民間と連携した新しい取組について，特定重点配分対象事業と位置づけ，国費率を１０分の６へかさ上げするとともに，地方負担分に対して，新たに特別交付税措置を行うこと。

２点目は，物資の輸送費支援の対象品目に，現行の農林水産物に加えて，農林水産物の原材料等や奄美群島で製造された加工品を追加すること。

３点目は，航路・航空路運賃軽減事業において，準住民を支援の対象に追加すること。

そして４点目は，観光キャンペーン事業の継続により，閑散期の観光交流需要喚起や，沖縄との連携交流促進を図るものでございます。

今回の奄振交付金の充実強化につきましては，予算案も含めて，本市のみならず，群島全体にとっても期待の持てる内容であると考えているところでございます。以上です。

７番（与　勝広君）　今，部長から答弁があったように，今回の奄振のこの予算につきましては，まず，奄美群島から県本土までの航路・航空運賃が準島民ということで，奄美の群島民に扶養をされている学生は，この対象の枠となりました。そしてまた，農林水産物の輸送費コストが，これについても拡充し，そしてまた，地方負担分の特別交付税措置を行うと，そういったさまざまな特典といいますか，拡充がありまして，その中で少しまた質問させていただきたいんですけども，この今，準島民の対象になったということでありますけども，これは，こ

の実行が少し遅れるような話も聞いていますけども，本来だったら４月１日からの予定のところが。

それともう一つ，ピーチとバニラの統廃合によっての奄美路線の影響について，これは向井県議が県のほうでも質問をされておりますけども，今現時点でわかっている，奄美の影響等の考えは少し心配しますので，奄美路線についての今現状でわかっているのを教えていただけませんか。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，準住民のことからでよろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは，議員御案内のとおり，２０１９年度の奄振交付金を活用した航空・航路運賃軽減事業において，離島割引運賃対象者に準住民を加える予定としております。準住民とは，奄美群島外における大学や専門学校，高等学校等に在籍し，奄美群島の住民に扶養されている方を想定しております。

準住民の方々の地元への帰省の際などに離島割引運賃が適用されることから，奄美群島住民の負担軽減につながるものと認識しております。

先日の地元紙にも掲載されましたとおり，県は約２，０００人が新たな対象になると試算しており，７月までには実施できるよう，地元市町村と調整をする予定でございます。

事業の円滑な実施に向け，引き続き県，奄美群島町村と連携して進めてまいりたいと考えております。

それと，ピーチのお話がありましたので，含めまして答弁させていただきたいと思います。

昨年末にピーチ・アビエーションとバニラ・エアの統合に伴うバニラ・エア便の運航並びに路線の移管について，両航空会社から発表がございました。バニラ・エアとしての運航は２０１９年１０月２６日で終了し，終了までの約半年間にバニラ・エアの路線の便数は段階的に縮小され，ピーチはバニラ・エアの路線網を段階的に引き継ぐことが発表されております。

奄美につきましては，成田線が８月３１日で終了し，１０月１日からピーチが就航，関西便は５月６日に終了し，１０月末から翌３月末の期間中にピーチが就航予定ということでございます。

就航までの間に一定の空白期間が生じるため，入り込み客への影響が考えられますが，機材の更新など，新たなスタートに向け必要な準備期間であるとお聞きしております。

本市といたしましては，これまで奄美とバニラ・エアの間で築いた関係性を引き続きピーチとも構築してまいりたいと考えております。

また，ピーチは継続的に就航し，奄美の飛躍を支える大きな力になっていきますことを期待するとともに，地元としましても，受け入れ環境の整備を行い，魅力ある観光地づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

７番（与　勝広君）　了解いたしました。

それでは，３番目の世界自然遺産登録についての質問に移りたいと思います。

２月１日に推薦書を提出いたしまして，頭をよぎるのは，去年の５月４日に登録延期ということで勧告されました。そうならないために，万全の体制を敷いていると思いますが，登録までの現況と，また，どのように課題を認識しているのか，御答弁をお願いしたいと思います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　それでは，お答えいたします。「奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録につきましては，議員御案内のとおり，２月１日に推薦書がユネスコ世界遺産センター事務局へ再提出されたところでございます。

昨年のＩＵＣＮからの登録延期の主な理由といたしましては，１点目に，沖縄の北部訓練所返還地が推薦地に含まれていないこと，２点目に，遺産の価値の証明に不必要な分断された小規模な区域が複数含まれていることの２点が挙げられました。

１点目の沖縄島北部訓練所返還地につきましては，昨年６月２９日にやんばる国立公園に編入されたことに伴い，その大部分を推薦地に編入し，２点目の小規模な推薦地につきましては，４島で２４カ所に分かれていた推薦地を５カ所にまとめたところでございます。

また，ＩＵＣＮからは，自然遺産としての価値は有しているが，保護管理の水準を満たしているとの評価を受けた一方で，課題として，外来種対策の推進，実効性のある観光管理の仕組みの構築，絶滅危惧種や固有種等の総合的なモニタリングの実施などについて指摘を受けているところでございます。

これらの指摘された課題に対し，外来種対策につきましては，昨年７月から奄美ノネコセンターの運用が始まり，ノネコ対策を本格的に始めるとともに，外来植物の駆除作業を行う一方で，優先的に対応すべき外来種について，関係機関で連携し，検討を行っているところでございます。

実効性のある観光管理の仕組みにつきましては，国，県，民間事業者などの御協力を賜りながら，先月２７日より金作原において，利用ルールの試行が始まったところでございます。引き続き，国，県，市町村と連携しながら，２０２０年の確実な登録実現に向けて取組を行ってまいりますので，よろしくお願いいたします。

７番（与　勝広君）　やはりこれからは地域住民の意識醸成をまたどうしていくかということも大変重要になってまいりますので，しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それで，４番目の福祉行政について，まとめて質問をさせていただきたいと思います。

発達障がい児支援についてと，８０５０問題についてですけども，この発達障がいについては，我々，昨年，公明党市議団，党員の皆様とともに，５歳児健診をしていただきたいということでの署名をしております。これは栄　ヤスエ議員のほうから，また詳しく質問があると思います。

私のほうは角度を変えまして，教育委員会で就学前の児童生徒に対して，健康診断と簡単な知能検査というのをしておりますけども，それによってちょっと疑いのあるのは，２次検査等をやって対応をしておるようでありますけども，スクリーニング検査というのがありまして，これをやったほうが十分にこの発達障がいの発見が可能ではないかと，これが１点目です。

そして，２点目の８０５０運動につきましては，引きこもりでずっと学生時代からおった方々が，これがもう長期化して，親が７０代，８０代，子どもは４０代，５０代になって，８０代の親が５０代の子どもを今，面倒を見ているという，こういう状況が８０５０という，生活困窮を来している，こういう状況の中で，奄美市では，この８０５０の問題について，どのように認識しているのか，あわせて御答弁をお願いいたします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　私のほうから，発達障がいについて御答弁させてもらいます。

就学時健診におきましては，教育委員会が管轄となり，就学時を対象に簡易知能検査を行っております。その結果，発達遅滞などが疑われる場合は，該当児が在籍する幼稚園や保育園に連絡をした上で，就学に向けて，議員御案内のスクリーニング検査の一つである「遠城寺式乳幼児分析的発達検査」などを行ったり，療育機関等への相談を促したりしております。

また，４月と９月には園児・児童生徒を対象にした就学相談を開催し，どのような進学先や支援が適切なのかなどの助言を得られる機会を設けております。以上です。

保健福祉部長（奥田敏文君）　時間がありませんので，ちゃんと答えられるかわかりませんが。

当市におきましては，８０５０問題の実態調査を行っておりませんので，正確な件数や状況について把握しておりませんけれども，生活困窮者自立支援相談の窓口，それからアウトリーチ，高齢者の実態把握などの日々の業務の中でそういう状況が見られているということでございますが，今後については，その対策について関係機関で連携をしていきたいと思います。

議長（師玉敏代君）　以上で，公明党　与　勝広君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

１０時５０分再開いたします。（午前１０時３３分）

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時５０分）

引き続き一般質問を行います。

自民新風会　竹山耕平君の発言を許可いたします。

１１番（竹山耕平君）　市民の皆様，議場の皆様，おはようございます。自民新風会の竹山耕平でございます。まず，２月２７日，平田町内で発生した火災により，残念ながらお二人が犠牲となりました。衷心より御冥福をお祈りしますとともに，被災された皆様方が一刻も早く普段の生活に戻られますよう，お見舞いを申し上げます。

さて，平成の歴史，３０年から新元号を迎えるこのメモリアルな本年に，開所をされました新庁舎と新たなる神聖なここ議場においての一般質問，大変光栄に，また職責の重さを感じる次第でございます。奄美市がこれからさらに発展する長い歴史を共に歩むことに，この場において今後ともよろしくお願いしますと申し上げます。

それでは，早速ですが，個人質問を始めさせていただきます。

今年度末に期限切れを迎える奄美群島振興開発特別措置法は，閣議決定後，国会に提出され，成立が見込まれています。公共事業２０９億６，３００万，各種ソフト事業対策等に充てる奄振交付金２４億４，４００万を含む非公共事業２４億５，２００万を合わせた２３４億１，５００万が計上され，対前年度１１０パーセントであります。そのような中，新たな取り組みとしての奄振改正法についてお伺いいたします。

主な改正点，拡充された点について，その概要をお示しください。これは先ほどの与議員の質問と重複する部分がありますが，お願いをいたします。

さらに，本市としてどのような事業メニューを最重要点として推進を図るのか，この２点についてお示し願います。次の質問より発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，早速竹山議員に御答弁させていただきます。

議員お話しのとおり，奄振法の有効期限を平成３１年３月３１日から５年間延長することを盛り込んだ法律の改正案が，本年２月８日に閣議決定され，国会に提出されております。今回の法律改正案において，法期限の延長のほか，現行法に引き続き，公共事業に対する補助率のかさ上げ措置及び奄振交付金についても，継続して実施するなどと示されております。

中でも奄振交付金につきましては，先ほど与議員にも御質疑させていただきました。重複するところ御理解いただきたいと思います。

そのような中で，さまざまな充実強化策を盛り込んだ予算案が示されたところでございます。そのポイントを４点申し上げます。

１点目は，民間と連携した新しい取り組みを特定重点配分対象事業と位置づけ，国費率のかさ上げ，地方負担分に対する特別交付税措置を講ずること。２点目は，物資の輸送費支援の対象品目に，原材料等や加工品を追加すること。３点目は，航路・航空運賃軽減について，準島民，いわゆる準住民を運賃支援の対象に追加すること。そして４点目は，観光キャンペーン事業の継続であります。

現在，国会において改正法案及び予算案が審議されているところでございます。また，奄振交付金の拡充部分についても，国・県において具体的な制度設計に係る調整が進められております。

本市といたしましては，拡充される物資の輸送費支援や航路・航空路運賃の軽減を初め，世界自然遺産登録に向けた希少動植物保護の取り組みや交流人口の拡大を見据えた観光拠点施設の整備など，これまでの取り組みをさらに拡充する中で，今後とも奄振交付金を積極的に活用してまいりたいと存じます。

なお，御質問の後段の部分については，担当部長より答弁を委ねますので，御理解いただきたいと思います。

１１番（竹山耕平君）　ありがとうございます。今，市長のほうから答弁されましたが，先ほどの与議員とのその重複される点，この奄振交付金が特に充実強化を図られたと。この奄振交付金のこの制度が創設されたことによって，今，市長がおっしゃったように，どんどんこの奄美島民によって，また，さらには準島民，準住民が制度設計の中に盛り込まれるような形となりまして，さらにこの奄美の人々にとってのこの奄振のあり方が見直されているところでございます。

今，答弁をいただきましたが，それでは，この本市において，これがどのような利点，メリットを持っているのか。また，その利点を生かすための具体的な本市としての取り組み，また今ありましたように，官民連携による取り組みと併せ，お示しをお願いします。

総務部長（菊田和仁君）　御質問，特に官民連携をしていくという御質問だと伺っております。

奄振交付金の充実強化につきましては，本市のみならず，群島全体にとっても期待の持てる内容と考えております。特に物資の輸送費支援に関しましては，農林水産物や加工品の島外出荷や原材料などの島外移入の際，海上輸送費等において，本土より高い輸送コストを負担していますが，輸送コストの支援により流通条件の不利性が改善されることから，市内事業者の経営安定，生産販路拡大などの機会につながるものと考えております。

具体的な対象品目を含めた制度の詳細につきましては，現在，国・県において調整中でございますが，本市といたしましても，官民連携によるさらなる産業振興を促進するため，事業実施に当たっては，事業者に対する適切なサポートなどを行ってまいりたいと考えております。以上です。

１１番（竹山耕平君）　わかりました。次の質問までして，またさらに少し再質をさせていただきたいと思います。

次に，③交付金制度の拡充による国と地元自治体が一堂に会して，民間と連携した具体的な事業を検討する体制の構築が新たに盛り込まれているところでありますが，この具体的な趣旨，そして目的等についてお示しをお願いいたします。

総務部長（菊田和仁君）　国土交通省国土政策局の説明によりますと，成長戦略プロジェクトに対する学識経験者等による助言機関として，成長戦略プロジェクト推進会議を新たに設置することが検討されており，この推進会議の役割の一つに，奄振交付金の特定重点配分対象事業の掘り起こしが掲げられております。

推進会議の委員は，エコツーリズム推進の関係者，戦略的な情報発信に係る事業者，奄美群島観光を推進する事業者等が予定されており，また事務局は国土政策局と鹿児島県企画部，大島支庁，奄美群島広域事務組合が共同で担うとされていることから，国と地方が連携して持続的な地域づくりに向けた，新たな取り組みの掘り起こしを支援するとともに，奄美を広く情報発信することにより，群島内外からの支援と参画を広げることを目的としているとの説明を受けております。以上です。

１１番（竹山耕平君）　新たな取り組みという形にというふうに聞こえます。ここで少し今の点についてお聞かせしていただきたいと思いますが，この成長戦略プロジェクトみたいな形で，各種の学識者の皆さんを一堂に会して，また国土交通省が，これ主権を握るということになるんですかね。それと，あと例えば，奄美群島でいうと，広域事務組合を含めて，どのような違いというか，この持って行き方というか。あと，そこの中に広域事務組合は含まれるのか。あと，そこのあたりについて，少し掘り下げてというか，詳細についてお聞かせいただければと思います。

総務部長（菊田和仁君）　まだ検討の段階というふうにはなっておりますが，ちょっと分りやすく申し上げますと，奄美群島成長戦略実施計画に位置づけられた個別のプロジェクトについて，戦略の調整，役割分担，案件の具体化，情報発信等について助言をいただくということで，決して国主導というわけではなくて，たくさんの専門的な立場の人から御助言をいただいた上で，実際の個別のプロジェクトに生かしていくよう取り組むということのようです。

したがいまして，それが広く奄美のＰＲ，そういったのにもつながっていくということで，現在，今，その組織を作ることについての検討がなされているということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

１１番（竹山耕平君）　その広域事務組合との関わりですね。

市長（朝山　毅君）　この組織については，まだ今，部長が話したように，具体的な形はできておりませんが，翻

って申し上げますと，６年前に現行奄振法の改正時期において，奄美群島成長戦略ビジョンを策定いたしました。その成長戦略ビジョンを策定する過程において，広域事務組合が中心となり，学識経験者，各島々を代表する市町村長の皆さん，そして各島，大きく５つの島にわたる産業，文化，経済，教育など，あらゆる観光を含めて，それぞれの島において，各界各層の皆さんの意見を集約して広域事務組合で取りまとめ，与論島の優位性，沖永良部，徳之島の優位性，喜界の優位性，奄美大島本島の優位性，実態を含めて，総合して奄振事業に今後，奄美の５つの島々の思いを法律に，また予算に反映していただきたいということでありました。

当時，約，奄振交付金は，非公共事業が４億円相当でありました。それが２０億を余る予算になったわけであります。そういう過程においては，そういうプロセスを踏みながら，我々の意見を純粋素朴に国や県に訴えようという形で，奄美群島成長戦略推進懇話会というのを組織しております。そういう組織の中において，毎年１１月頃には，現行の奄振法における各種事業がどのように展開されているか，検証，実績を評価しながら，パーセントでとっております。いわゆる，そういう組織をずっと継続して毎年実施，継続，確認，いわゆるＰＤＣＡみたいな格好をやっております。

そういう形をさらに拡充するであろうという意味で，私は位置づけて今，理解しております。ただ，これは案として話し合いをしておりますが，既にその形が整っておりますので，それをさらに拡充したような形になるんではないかと，これについては，詳細これから具体的に詰めていかなければいけないと思っております。

したがって，この奄美群島成長戦略ビジョンを策定する経緯，プロセスにおいては，奄美群島全体の意見がそれぞれの法に反映されるようにという思いを持ってやってまいりました。そのことが現在の結果につながっているんではないかとも思っております。そういう形をさらに充実した形で，学識経験者，その新たな組織の中において，今まで以上に人員を増やすといいますか，角度を変えた人々に参画していただきながら，さらに奄美の群島の振興の発展につながるような，充実した法体系，予算体系，予算措置ができるような環境をつくろうという形であろうと私は意識づけておりますので，いまだもってやっていることも事実でありますが，そういう意味において，更にということで私は思っておりますので，そういうことを含めて，今後協議を，そして成案になるような形で話し合いをしていかなきゃいけないと思っているところでありますので，御理解をいただきたいと思います。

１１番（竹山耕平君）　市長，ありがとうございました。本当に大変よく分りやすい答弁でした。本当にこれまでの経緯，長年にわたるこの奄振の経緯，そして推移があって現在がある。さらには，その中で奄振交付金が創設され，さらに奄美の人々のためになる奄振の予算というふうな流れになってきたと。そして，さらにそれを充実強化を，そして振興発展をつなげていくということで，ますます朝山市長が広域事務組合の管理者として，また奄美群島の群都である奄美市のリーダーとして，そういったところでリーダーシップを十分に発揮できるよう，御活躍をお祈りいたします。よろしくお願いいたします。

それでは，次（２）の質問に移ります。産業振興及び活性化を図るまちづくりの取り組みをお伺いします。

これまでにも商工会議所など，経済界を初めとする各種業界団体や「市長とむんばなし」にありますように，地域との意見交換，そして意見の集約を開催していることは理解しています。そのような取り組みが本市の将来ビジョンや成長戦略等の政策や事業にどのように反映されてきたか。また，その効果は，更には，その業界，市民からどのような反応を聞いているのかの点についてお示しをください。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。各種団体や地域住民の御意見を伺いながら施策を展開している事例は多々ございますが，その中から商工観光部に関しまして２例ほど御紹介させていただきたいと思います。

まず，各種業界団体から幅広く御意見を伺う場といたしまして，奄美市中小企業振興会議を開催しております。その中で資格を有する人材確保に対する課題等が数多く挙げられたため，本年度からキャリアアップ助成制度を創設し，資格取得に対する取得費用への助成を行っているところでございます。

本制度につきましては，自動車連合会等から要望書も提出されておりましたので，大変ありがたいというような評価をいただいているところでございます。

また，奄美豪雨災害の際，特に観光産業を中心に，地域経済への影響が大きく，旅行商品の造成に向けた御要望があったことから，他町村とも連携を図りながら，奄美満喫ツアーを創設したところでございます。奄美満喫ツアーにつきましては，利用者ニーズを踏まえながら，新たなメニューを追加するなど，年々利用実績が増えておりますので，交流人口の拡大に大きく貢献している事業ではないかと考えております。

今後とも各種団体や地域住民の御意見を伺いながら，地域ニーズに即した施策の展開に努めてまいりたいと考えております。以上です。

１１番（竹山耕平君）　分りました。

それでは，次にまた色々と，これも重複するような今のキャリアアップ助成制度につきましても，次の質問にもありますので，次の質問に移らさせていただきたいと思います。

それでは，この②本市の成長戦略や総合計画等を作成する際に，そのシンクタンク等の協力連携を図っていることも少なくないというふうに思っています。そのシンクタンク等も各種あると思いますが，地元の金融機関についても重要な位置付けというふうに考えております。

そのようなことから，開発基金を含めたこの金融機関は，地域の個人，法人を初め，その地域の動向や地域経済についても十分に熟知をしているものと思います。地域経済や各産業の振興など，まちづくりの推進を図る上において，また奄美市が郡都として機能をするためにも，協力連携は欠かせないものと思います。

そのようなことから，各種業界団体との協議の場を設けていますように，今，部長がおっしゃった中小企業振興会議ですか，そういうものも含めて，開発基金を含めた地元金融機関との一堂に会した座談会や協議の場の提供を市が，行政が主導して開催することも大事なことではないでしょうか。これまでの協議等の開催の有無と併せ，御見解をお示しください。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。議員が御指摘のように，金融機関につきましては，地域経済において，資金循環を担う重要な役割を果たしておりますので，地域の実情や企業の将来動向等も含めまして，さまざまな情報や知見を有しているものと認識しているところでございます。

そういった意味で，これまでさまざまな会議等において，市内金融機関の中から代表者に御参画いただき，御意見をいただいてきたところでございます。

議員御提言の，市が主催して市内の全金融機関の皆様方が集まって座談会を行うといったような機会は，これまでございませんでしたが，地域経済に詳しい方々が集まることで，今後の地域活性化に向けた取り組みを検討する上で，実りある議論ができるものではないかと考えております。

そのため，どのような形で開催するほうが効果的なのか，テーマとか，その付近，時期も含めまして，検討をしてまいりたいと思います。以上です。

１１番（竹山耕平君）　部長，大変ありがたい答弁をいただきました。ぜひ前向きに，一刻も早い実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

また，これはなぜ行政主導なのかといいますか，そこはやっぱり金融機関，特に各種業界団体ありますけど，なかなか結びつかないというか，業界ではないだろうかというふうに思いますので，今，部長がおっしゃいましたように，やっぱり地域の経済，そして動向，そして産業，あらゆる面において，個人，法人を含めて，有志も含めた中で，その金融機関を一堂に会して，いわゆる行政が主導してそういう協議等を行うということは，是非重要なことであろうと考えますので，お願いいたします。

今までも，また商工会議所の中にも当然，地元金融機関は入っておりますので，そういう中での金融機関部門というところから，あらゆる提言とか，そういうものも出ていることは自分も承知して，理解をしているつもりでありますが，やはり特化した，そういう部分において，また話をすると，今の，例えば４月から始まるマリンタウンもそうですが，これからの奄美市の郡都機能の発揮というコンセプトにおいて，ぜひ活用していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは，（３）今の話にもありましたが，キャリアアップ助成制度について，①と②を合わせて質問をさせ

ていただきます。

今年度の実績，また当局が考える達成度，今ありましたが，その検証についてお示しください。また，先ほどの重複する部分もありますが，助成制度を希望する各種団体との協議，意見の集約，要望等については，今，バス・トラック協会の話が出ましたので，この①のほうでお示しをお願いします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。キャリアアップ助成制度の創設に当たりましては，先ほど御説明しましたように，中小企業振興会議における議論や関係団体からの要望を受けて実現に至っているところでございます。

本制度は，民間事業者が事業を営むに当たって，必要不可欠な免許や資格のうち，島内では取得できないものについて，島外での資格取得に要する受験料や旅費などの一部を助成するものでございます。

受験日が決められており，資格取得後に助成対象となるといった制度の特徴上，受け付けを前期と後期の２回に分けております。１０月末の前期受け付けの段階で，３事業所から４件，６７万９，０００円の実績となっております。対象資格につきましては，建設，運輸，福祉，観光関係の各分野から事業運営に不可欠かつ島内で受験できない３９の資格としておりますが，対象外の資格についても，お問い合わせをいただいておりますので，それらを踏まえまして，本制度のさらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

１１番（竹山耕平君）　わかりました。３事業者４団体ですか，建設，運輸，福祉などなどで６７万４，０００円あったというふうにあります。

先週末，後期の申請に対して，新聞紙上でその申請に係る受け付けの内容が載っていましたが，これは後期の部分ということでよろしいですね。

あと次に，この③のほうもちょっと質問をさせていただきますが，ここがちょっとやっぱり一番重要だと思います。この次の広報のあり方についてもお伺いいたします。

本事業との当初予算１００万円，今６７万４，０００円が前期であったということなんですが，私，個人的には，各業界や企業への周知次第では，それなりの，かなりの件数の申請があってもいいものというふうに予想していました。しかし，この補正予算を組むことなく初年度が過ぎようとしています。

本事業は，ある意味，本年度，特にこの奄美市が群島を切って，そのトップリーダーとも言うべき奄美市の肝煎り政策の一つとして取り組んできたというふうに，私個人的には考えております。

そのようなことから，この広報と周知のあり方に対しては，改めてもう一度周知，広報を含めて協力体制を作って取り組まなければいけないというふうに考えておりますが，また，ここで，今，商工会議所のほうにも同じように，ちょっとこの前，話をさせていただいたんですが，その時点で，昨年なんで，時期的には私も覚えていないんですけど，話し合いをした時に，このキャリアアップ助成制度を御存じですかという話をしましたら，ああ，知っていますよと，厚労省が出しているやつですよねというふうな，これですね。これはやっぱり処遇改善だとか，いろんな賃金の規定，そういったものの改善を図るための厚労省のキャリアアップ助成金ということです。

その話をした後，商工会議所の職員が市のほうに問い合わせをして，この紙をいただいてきたと。この中身がキャリアアップ助成金，全く同じ名前なんですね。そういったものはあるとは思うんですけど，やっぱりそういったところも工夫して，各事業所，この厚労省が出しているキャリアアップ助成金の申請については，商工会議所は案内をするだけなんで，その中身は，どれだけ申請があったかというのは分らないということでしたが，やはり問い合わせは来ると。ですけど，ちょっと２つのものについて，話を聞く業者さんもいるということでありましたので，このあたりは，ものは全然違いますので，これを本当にこの離島のハンディーという形で，どうしても本市で，例えば，徳之島を含む離島から本市のほうでそういう免許や資格を取れるような，そういう事業所があればいいんですけど，なかなかそういう機会がありませんので，できれば本当はやっぱり島を離れなくちゃいけないので，どうしてもその負担がかかってくるので，極力いろんな形で，いろんな方面にお願いをして，この奄美でそういう資格，免許が取れるような環境を整えてもらいながら，このキャリアアップ助成金の使途をもっともっと推進を図っていただきたいというふうに考えておりますので，よろしくお願いをいたします。

次に，いよいよ４月から開設される陸上自衛隊部隊配備についてお伺いをいたします。

地元新聞紙面でも，奄美警備部隊，その他が紹介をされておりました。本市へはどのように伝えられているのでしょうか，防衛省から九州防衛局を含めて。隊員の異動スケジュールや機材・資材の納入状況，時期の状況など，また現在建設中の宿舎の整備等，また，これも新聞にもありましたけど，また開所式やそのほかのスケジュール等についてお示しをお願いします。

総務部長（菊田和仁君）　陸上自衛隊奄美駐屯地につきましては，本年３月末の開設に向けて順調に整備が進められております。

御質問の部隊配備等に係る具体的なスケジュールについてでございますが，まず，駐屯地内で使用する資機材等については，既に１月下旬から搬入が始まっており，通信回線の整備や食堂などの運営準備のため，準備要員として隊員の方が２月中旬から来島していると伺っております。また，車両等につきましては，同様に，２月中旬から搬入されており，３月中旬にかけて完了すると伺っております。

隊員用宿舎の建設につきましては，名瀬朝日町及び佐大熊町の宿舎は今年度末，それから浜里町の宿舎は来年度末の完成と伺っており，配備予定の隊員やその御家族の方々につきましても，順次来島すると伺っております。

開設記念行事等につきましては，日程等を含め，詳細については，現在調整中ということでございますので，御理解を賜りたいと思います。以上です。

１１番（竹山耕平君）　分りました。もう皆さん御承知のとおり，本当に多くの自衛隊関係者の車両や資機材，あとはいろんな船舶等の運輸などを含めて，多くの自衛隊関係と思われるものが町中に見えてきました。

そういう中，４月からしっかりと開設される準備が進められている中ではございますけど，この開所式については調整中とあったんですけど，３１日に開催されるということが正式に決まっていると思うんですが，そのあたり来ていないんですか。

総務部長（菊田和仁君）　申し訳ございません。その件について，防衛省のほうから正式に３月中旬に公表したいということで，御案内は先に届いていると思いますが，防衛省のほうからしっかりとお伝えをしたいという意味で受けましたので，私どもの答弁はそのようにさせてもらいました。御理解を賜りたいと思います。

１１番（竹山耕平君）　失礼をいたしました。ありがとうございます。そのような中，やはりこれから今までないものができると。さらには，大勢の方々が奄美へ，初来島される方もその他大勢だというふうに考えておりますので，ぜひそのあたりの準備，さらにはその後の運用に関しましても，できるだけ連携・協力を図りながら進めていっていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

次に，基地周辺対策事業費についてお伺いをいたします。基地周辺対策事業では，この防衛施設の設置運用により，生活または事業活動の阻害を生じることが考えられ，阻害が認められる場合，その阻害を緩和するために，地元自治体が行う施設の整備等に助成を行うと。つまり，環境整備法に基づき，民生安定助成事業，道路改修等事業，統合事業等が対象となると私は考えております。

これまでにも九州防衛局と本事業についても協議等を重ねているとは思いますが，この基地周辺対策事業は，次年度の募集締め切りが毎年５月となっております。そのため，新年度の適用はございませんが，この平成３２年度，次々年度，２０２０年度に活用するための取りまとめを行う必要もあるというふうに考えます。そのあたりについて，まずは御見解をお示しください。

総務部長（菊田和仁君）　まず，防衛施設周辺対策事業の定義を申し上げたいと思います。少々長いんですけど。

同事業は，防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づき，自衛隊等の行為または防衛施設の設置もしくは運用に生ずる障害の防止等のために，防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について，必要な措置を講ずるとともに，自衛隊の特定の行為により生ずる損失を保障することにより，関係住民の生活の安定，福祉の向上に寄与することを目的とする事業ということになります。

事業の種類としましては，障害防止対策事業，議員もお話がありました，もう一つは，民生安定助成事業などがあり，具体的な事例で申しますと，障害防止対策事業は，道路改修や洪水・土砂流出対策など，また民生安定事業は，消防施設や公園，コミュニティ共有施設などの建設・改修等に活用できる事業でございます。

なお，先ほども申し上げましたが，事業の導入については，防衛施設の設置・運用や自衛隊の特定の行為との因果関係が必要となることから，本市におきましては，奄美駐屯地の運用開始後に該当する事業実施の可能性などが明らかになってくるものと考えているところです。

なお，本年３月下旬に九州防衛局において，当該事業についての説明会が開催される予定となっておりますので，本市といたしましても，事業の必要性を踏まえた上で，計画的に事業導入について検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

１１番（竹山耕平君）　分りました。運用開始後の，どれだけ自衛隊の運用が開始されて，本市にどれだけ影響が出てくるのかと，また特に基地周辺対策事業なので，基地周辺のそういう事業にだけ組み込まれるのかなと思ったら，いわゆる全国事例を見ると，そうでもないというふうなことがわかるわけです。

それで，今，部長もおっしゃいましたけど，様々な事業に対して案件が出てくるというふうに思います。今後，どれだけ影響があるのか，どこに影響があるのかということも考えまして。そういったところで見ますと，少しこれは私個人的には，この駐屯地からは，もし運用開始後，必ず毎日の大量のごみが出ます。そのごみを処分しなければいけません。そのようなことも考慮しますと，今，時期更新のこの検討を進めなくてはならないクリーンセンター，この清掃工場も本事業に十分に該当するのではないかなというふうに考えています。

これは九州管内ですけど，他自治体においても，複数年にまたがり本事業を何十億と活用した事例もあります。現在のクリーンセンター，延命措置も必要ですが，この調査から設計，そして建設，しかも広域でも取り組んでいますので，かなりの年数が想定されるというふうに考えますので，この詳細の検討は，これからも始まるわけですから，ぜひその検討の課題として取り組んでいただきたいというふうに考えます。延命措置も大切ではありますが，今，課題として基金も積み立て始めました。

そういう中で今言った事例のある自治体は，ごみ施設を約七，八年から１０年かけて建設，事業費はおおよそ五十何億の助成金の活用。さらには，その後，ダイオキシンや，そういった諸々に含んだ処理施設をまた建設を行っている。そういった意味では，かなりの，やはり自衛隊から多くの大量のごみ，そして瀬戸内のほうでは，し尿施設，最終処分場も含めて建設されている事例もありますので，そういったものもぜひ活用事例の一つとして活用を考えていただきたいと思うんですが，もし御見解が今示せるのであれば，お願いしたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　ごみ処理施設等についても，十分検討をさせていただきます。

ただ，自衛隊員が増えたこと等によって，色々発生してくることは，直接今度は施設の建設にどういう説明ができるかどうかという問題等もいろいろとあるようでございますので，いずれにしても，そのこととの関連性をどう結びつけていくかという作業が必要になってきますので，そのような話が実際実現できるように，色々と工夫・検討をし，今後更に私どものほうの計画に反映させていければと思います。よろしくお願いします。

１１番（竹山耕平君）　ぜひ工夫をして考えて，ぜひ他自治体もこの事業を活用しておりますので，事例はありますから，そういったことで考えて，今，部長がおっしゃったように，工夫をして，ある意味こじつけて頑張って取り組んでいただきたいというふうに思います。頑張ってください。

次に，大きな２，まちづくりについてお伺いをいたします。マリンタウン整備事業についてお伺いいたします。

いよいよ新年度からこの土地の公募，そして分譲開始への事務作業が始まる計画であります。平成２７年度から埋め立て工事を開始し，平成２９年度，３０年度中には，本来であれば護岸撤去，河川整備，上下水道，道路整備等の工程が完了するという見込みでありました。しかし，現状を見ますと，工事が間に合うのかと，そして新年度からの計画どおりに事が進むのかという市民の不安の声があることは，担当部署だけではなく，行政当局の皆様にも聞こえていることであろうというふうに考えております。

そのようなことから，この工事の進捗状況とこの工程の計画，また公募に関する今後のスケジュールについて

お示しをお願いいたします。

また，併せて，本事業の情報公開の在り方についてお伺いをいたします。４月から土地公募，分譲への事務作業が始まる訳ではございますが，現時点では，ホームページ等を含め，ネット上ではどこでもこの情報を知ることができません。以前市議会でも，少し全協でも説明がありましたが，その程度の情報公開ですらネット上では見ることができません。

そのようなことから，現在，その土地利用計画の中の面積を含めて，事業者によってはもう構想を描いている業者もいることも確かです。しかし，全く情報を知らされていない方々がいることも事実です。

そういったところから，この情報公開のあり方については，当局は開発公社を含め，市当局がどのような見解をお持ちなのか，この２点について答弁をお願いします。

建設部長（本山末男君）　それでは，答弁させていただきます。名瀬港本港地区マリンタウン整備事業の平成３１年２月末現在の進捗率は，事業費ベースで約７３パーセントになり，公有水面埋立法に基づく竣工認可を平成３１年２月２１日付で得たところでございます。

今後のスケジュールにつきましては，整備に必要な県有地の取得に時間を要したことや，道路整備及び上下水道管の布設が竣工認可後となったこと，土地の分譲に関しましては，名瀬港が重要港湾であることから，１ヘクタール以上の処分について，土地利用や処分価格など，国と協議する包括事前協議が必要となったため，当初のスケジュールを見直し，工事につきましては平成３１年内での完了を予定しております。

また，分譲開始については，平成３１年，今年夏頃をめどにして進めてまいっておりますが，できる限り早期の完了に努めてまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

また，情報公開のあり方につきましては，土地利用計画図など公表している情報は，今後，奄美市ホームページに掲載するとともに，マリンタウン地区で新たに事業展開を予定している事業者においては，応募要件，審査内容，選定方法，価格等について情報が必要であると承知しておりますが，このことにつきましては，奄美市開発公社が設置する土地処分検討委員会において慎重に議論，検討を重ねており，検討過程での情報公開はかえって事業者に誤解や困難を招くおそれがあることから，情報提供に慎重になっていることを御理解いただきたいと存じます。

土地処分検討委員会で検討する処分価格，応募資格，選定方法については，応募要領として平成３１年，今年６月頃をめどに決定すると予定しており，その際は奄美市ホームページに掲載するとともに，事業者説明会等も検討しておりますので，御理解をお願いいたします。

１１番（竹山耕平君）　分りました。今，工程が示されたわけでございますけど，もう一度しっかりとした確認をさせていただきたいと思います。

これは今，土地処分検討委員会が開催され，６月頃に決定というか，そういった設置をするということですか。それとも中身を決定して，それからホームページ上に情報公開を行って，そこから募集を開始すると。平成３１年，年内に相手側，業者の選定を完了するというところの，そのちょっと詳細な，一番事業者が教えてほしいところの部分を，もう一度お願いします。

建設部長（本山末男君）　土地処分検討委員会で検討されて，それが決定されましたその要領については，６月ごろに最終決定したいと考えておりまして，それをその段階で，どの時期になるか，確定はまだしておりませんが，その情報についてホームページでその後，掲載するということで。公募につきましては，今年の夏ごろ予定しておりますが，その後につきましては，それぞれ多数の手続がありまして，いろいろ国との用地の交換等も含めて，交差点協議とか，細かい作業，そして移転業者さんの移転先での建築確認の協議，そして移転先での設置工事とかありますので，一つ一つの作業を確実に進めてから，出せる情報は確実に出していきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

１１番（竹山耕平君）　分りました。ちなみに，この整備事業というのは，先ほども工程の中で，上下水道も含め

て，生活インフラを含めて，道路の，後は今言った，定点の区画，住所の確定というところがあると思うんですけど，この整備事業の完了というのは，どの部分を，埋め立てで今の時点で，あとはボックスカルバートとか，いろんなものの設置は終わっているとは思いますけど，どこの部分まで，相手に譲れるぐらいの整備は終わったものを整備事業の完了と見込むのかというのをちょっとお願いしたいんです。

建設部長（本山末男君）　最終的には道路工事，側溝等を入れて，その後，路盤等をした後に下水道を入れますので，それを終わった後の舗装までですが。ただ，引き渡しについては，早い段階で，途中でできてきて，その建設にあわせて下水道も接続ができますので，その調整をしながら我々は進めていきたいと考えております。

１１番（竹山耕平君）　理解できました。是非業者の皆さんは，ホテルも４棟建つ計画ということにもなっていますし，あとは合同庁舎とか，いろんなことも含めて，やっぱり来年の夏のことを考えている訳ですよね，見込みを，自然遺産の登録。やはりそういったところから，あとは今，どこもホテルが結構満杯状態だと。いつもやっても予約がとれないというところから，一刻も早い建設を見込みたいということも業者さんにはあると思いますので，そういった方々のまた思いもやっぱり酌んで，できるだけ情報公開から一刻も早くマリンタウン計画の整備，そしてまた，完成と成功の期待をしていきたいというふうに思いますので，よろしくお願いいたします。

次に，教育行政について質問をいたします。スポーツアイランド奄美の実現に向けて質問をいたします。

これまでにも何度か取り上げております，この笠利町太陽が丘運動公園の多目的グラウンドの整備，サッカー・ラグビー場の整備についてお伺いをいたします。

太陽が丘では，これまでにもバドミントンやバレー，サッカーなど，さまざまなスポーツ合宿の実績がございます。また，車の交通量が少ない中でのジョギングや砂浜でのトレーニングは，安全と安心が確保でき，その地域の特性，利便性と，最適な環境だというふうに考えております。

また，競技場のこけら落としでは，当時の日本一のサッカーチーム，ヴェルディ川崎や横浜フリューゲルス，そして最近では，現在Ｊ２で活躍中の鹿児島ユナイテッドも合宿を行っていました。また，ありがたいことに，そのグラウンドや合宿地としての改善点，そして欠点等もその都度，関係者から伝えられていたというふうに聞いています。

現在をちょっと見てみますと，私個人的には，せっかくの関係者からの助言とアドバイス等に応えることができなく，以降，継続した合宿が行われていない現状にあるのではないかというふうにも感じているところでございます。子どもたちに夢と希望を与えるのがスポーツです。多目的グラウンドの整備について，御見解をお願いいたします。

笠利総合支所事務所長（髙　一也君）　それでは，笠利地区の施設ということで，私のほうから答弁させていただきます。

太陽が丘総合運動公園の陸上競技場においては，現在，フィールド内をサッカー及びラグビー場として使用している状況でございます。

しかしながら，この施設は，サッカー・ラグビー場の専門的な施設として整備がされておらず，スポーツ合宿等の誘致という点から考えますと，施設の機能は十分なものではないと考えているところでございます。

笠利地区にサッカー・ラグビー場の専門施設の建設を行い，スポーツ合宿等の誘致を推進したいという議員の御提言は，本市のスポーツ振興はもとより，交流人口の拡大や地域の活性化にも寄与するものだと考えております。

笠利地区でのスポーツ施設の建設につきましては，場所，施設の規模，建設経費，維持管理経費，活用方法など，いろいろございますので，関連機関と連携を図りながら，研究・検討を重ねてまいりたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。

１１番（竹山耕平君）　研究・検討を是非お願いしたいというふうに思いますので，よろしくお願いいたします。

やはり笠利も立地条件，空港，そして奄美市で，隣接する龍郷を含めて，いろいろ様々な，笠利町を点として

だけ考えるのではなく，これ次の質問にも入るんですけど，やはりそういうちょっとした点と面を考えて振興を図っていただきたいなというふうな思いを込めて，次の質問に移らさせていただきます。

広域的なスポーツアイランド構想についてお伺いをいたします。

１年前にも同様の内容の質問を行いました。当時の答弁では，その必要性をしっかりと感じて取り組むということでした。今以上のスポーツ合宿の誘致は，現在のこの三儀山の運動公園への合宿の一極集中を分散させないといけないというふうに考えております。そして，本当の意味でのスポーツアイランド，島全体でのスポーツアイランド構想の取り組みが必要です。

しかし，島全体で進めるには，公正・公平に一緒になって取り組むということには，やはりそういう地理的な問題もあって，課題も多くあります。奄美市としては，空港と港が所在する有効な地理的導線を生かしながら，近隣町村とのケース・バイ・ケースでの取り組みが必要になってくると思いますが，御見解についてお示しをお願いいたします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　それでは，広域的なスポーツ合宿についてお答えします。

議員御承知のとおり，旧名瀬市において，平成８年に策定されたスポーツアイランド構想のもと，これまで陸上競技，野球を初め，数多くのスポーツ合宿を受け入れてきております。

行政と宿泊施設などの関係団体が会員となっている奄美スポーツアイランド協会で受け入れを行ってきております。本協会は，平成２８年度まで行政の会員は奄美市のみでしたが，組織の広域化，協力化などを目指し，平成２９年度から龍郷町，大和村，宇検村の１市１町２村が加入し，自治体間で連携を図っているところでございます。

議員御案内のとおり，スポーツ合宿のさらなる拡大を目指すには，他町村との連携を深め，奄美大島全体での取り組みが必要となってまいります。これまでも宇検村に合宿している陸上チームが，合宿期間中に名瀬運動公園で練習をしたり，名瀬地区に宿泊する陸上チームが龍郷町のロードコースで練習しているという事例もございます。

今後とも各市町村の特性を生かしながら，連携を深めてまいりたいと考えておりますので，御理解をよろしくお願いします。

１１番（竹山耕平君）　分りました。しっかりと，やはりあとは，名瀬，あとは笠利，住用を含めて，いわゆる他の町村とその連携というので，また他の町村に，こういう施設が欲しいなとか，こういう施設があったらもっと生かすことができるのになあというような話し合いも行いながら，広域的な施設の整備も構想の一つとして，ぜひ取り組むことができれば，その島内外からも，今度は広域なスポーツ大会の実施というのも可能だというふうに考えていきますので，ぜひ力強く進めていただきたいというふうに思います。先日も与論島や徳之島の多目的グラウンドを含めた，そういういろんな誘致活動に含めていると。沖縄にも行っているというふうにもありましたので，ぜひそういうことも考慮しながらこの先は進めていただきたいと思います。

それでは，最後の質問に移ります。学校給食センターの運用についてお伺いをいたします。

運用開始後，間もありませんが，今後の構想として，名瀬，住用の公立幼稚園や各保育所等への配給も視野に入れることができないかと，必要だというふうに考え，質問をいたします。

この件については，幼稚園や保育所に子ども，お子さんを預ける保護者の方々からも多数要望を聞いているところでありますし，また笠利町給食センターでは，既に幼稚園への配給も行われているのが現状です。

今後，本市内においても，認定こども園等の事業計画が進められていきます。タイミング的にも今後の検討課題，検討事項としての案件として取り上げてほしいというふうな思いから質問をいたします。よろしくお願いいたします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　ただいま議員御案内のとおり，笠利学校給食センターでは，小中学校以外に，赤木名の幼稚園の園児１５名と職員４名に給食を提供しておりますが，奄美市立学校給食センターでは，名瀬，住用地区の小中学校１８校への給食を提供しているところでございます。

現在，平成３２年度に認定こども園の移行を計画している朝日幼稚園につきましては，給食センターから給食を提供することで，担当課と協議してまいりたいと考えております。

そのほかの公立幼稚園及び認可保育園についても，今後，担当課と協議してまいりたいと考えておりますので，よろしくお願いします。

１１番（竹山耕平君）　担当課と協議するというのは，保健福祉部だと思いますが，１分あるので，見解をお願いいたします。

福祉事務所長（中村博光君）　ただいま教育委員会のほうの答弁があったとおり，認定こども園とか，そういう新しい施設もできますので，今後，教育委員会，また給食センターとどのように提供していただくのか，協議を進めてまいりたいと思っています。以上です。

１１番（竹山耕平君）　ありがとうございます。しかしながら，運用開始後，間もなく事故が起こってしまいましたので，そういったところも含めて，ぜひ安全対策も含めて進めなければいけない事案だというふうに思いますので，ぜひよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

さらには，今，答弁がありましたように，認定こども園の話も今後計画的に進まれていくと思います。これはやっぱり住用も進めなくてはいけない，詳細を進めなくてはいけない内容だとも，この先，思いますので，やっぱりこのタイミングでこの話を進めていくのは，いい方向性が出てくるのではないかというふうに思いますので，この構想をしっかり頑張っていっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

これで私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，自民新風会　竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後１時３０分再開いたします。（午前１１時５０分）

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

奄美無所属クラブ　平川久嘉君の発言を許可いたします。

１０番（平川久嘉君）　議場の皆様，奄美市民の皆様，ＳＮＳでご覧の皆様，こんにちは。奄美市議会会派，奄美無所属クラブの平川久嘉です。平成３１年第１回定例議会の一般質問，通告してあります４項目について当局に質したいと思います。

質問の前に少し時間をいただき，所感を述べたいと思います。先月２７日に，平田町で発生した火災で亡くなられた２名の方の御冥福をお祈り申し上げます。また，被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。また，一日でも早く安心できる生活に戻れるように，行政や関係者の迅速な温かい救援を念願するものであります。

この３月に長年の公職を全うし，晴れて定年を迎えられる方々に，これまでの御尽力，御貢献に対して，心から敬意と感謝を申し上げます。これからは，市民としての自分流の時間をつくられ，趣味などを生かした新たな生活を楽しんでいけるようにしてほしいと思います。

また，これまでの体験を生かした，行政や議会への良き助言者，理解ある協力者として，御教示，御支援もよろしくお願いをいたします。

情勢についてでありますが，我が国を取り巻く安全保障環境についてであります。２月２７日・２８日と，ベトナムの首都ハノイで行われた北朝鮮の非核化の期待がかかるアメリカ・トランプ大統領と北朝鮮・金正恩朝鮮労働党委員長の首脳会議は合意に至らず，事実上決裂した状況に終わったと報じられております。隣国の核兵器保有，軍事力増強による海洋進出など，我が国を取り巻く安全保障環境は，依然として不透明で不穏な情勢に，何ら変わらない状況にあります。インドとパキスタンにおいては，現在でも聖地の領有権を巡っての激しい紛争

が起きております。

国は，これらの情勢を踏まえた我が国の防衛力の整備を推進してまいりました。昨年の１２月に新しく防衛計画大綱，中期防衛計画を策定し，南西諸島の島嶼防衛力整備を計画的に推進し，今月末には，いよいよ防衛上の空白地域で弱点となっているこの南西諸島の奄美大島に，抑止力となる陸上部隊の警備部隊が配備されることになりました。奄美市の大熊地区には，奄美駐屯地を開設，対空ミサイル部隊を初め，関連する警備や整備を担任する隊員約３５０人が配置されます。同様に，瀬戸内町節子地区に対艦ミサイル部隊及び関係隊員等２００人が配置になります。帯同する家族を含め，約８００人近くの人たちが異動してきます。新しく駐屯地が開設され，隊員を迎え入れる地元奄美の地域の市民の多くの方に，全国各地から不安を期待を持ちながら赴任される隊員の気持ちを酌んだ歓迎の心で迎えてくれることを望まれるものであります。

新庁舎が完成し，新鮮な思いで３１年度の施政方針を市長は示されました。市民とともに奄美の将来に向かって吹くフォローの風をしっかり受けとめ，「誇りある奄美市の創造，幸せの島の実現」に向けて，勇猛果敢に取り組んでいかれると述べられました。

質問に入りたいと思います。今言いましたように，市長の施政方針についての主な質問となると，私の質問はなると思います。

１番目に，奄美市の振興の課題について伺います。多くの課題がありますが，それを市長はそれぞれに対応されてクリアーをし，現在の豊かなというか，奄美市を築いてこられております。いろいろとあろうと思いますけれども，今言った当面の課題といいますか，あるいは将来を見据えた課題，大きな捉え方になろうかと思いますけれども，課題を教えていただきたいと。

それから，関連すると思いますけれども，２番目に，奄美群島の自立的発展に寄与する施策はということでお答えいただければありがたいです。

次からの質問は，質問席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

総務部長（菊田和仁君）　まず１番目の奄美市の振興の課題についてでございますが，聞き取りの中で，平川議員のほうが雇用対策，子育て・福祉の分野が大変重要だというお話をされていましたので，この点に絞って，ちょっと課題を含めて答弁をさせてもらいます。

議員御質問の雇用対策，子育て・福祉の分野につきましては，本市を含む奄美大島５市町村が，人口減少の克服に取り組む中で特に力を入れるべき重要な施策の一つと認識いたしております。

これらの施策を進めるに当たっての課題に関する御質問でございますが，まず雇用対策につきましては，雇用者側と求職者側での課題があろうかと存じます。それぞれの課題と，そのことに対する本市の取組を申し上げますと，雇用者側における人材確保の課題に対して，本市においては，中小企業退職金共済への加入促進及びゆいセンターを通じた福利厚生の充実に向けた取組やキャリアアップ助成事業など技能習得に関する支援，さらには，高卒・新卒ルーキーの確保を促進する取り組みなどを実施しております。

一方で，求職者側における仕事に就きたいが必要とする技能を持たないなどの課題に対しては，国の補助を活用した実践型地域雇用創造事業として，インバウンドに対応した接遇やＩＴ技能などの人材育成，また同事業やハローワークとも連携したマッチング機会の創出に取り組んでいるところでございます。

次に，子育てを含めた福祉分野につきましては，市民の皆様が本市において社会生活を営んでいく上で大変重要な分野でございます。子供から高齢者まで複雑多岐にわたる福祉分野において，課題を絞って申し上げることは容易ではございませんが，多様化する行政ニーズの中で，市民にとって必要な福祉サービスを恒常的に実施していくためには，計画性を持った財政上の裏付けが最も重要であろうかと存じます。

いずれにいたしましても，奄美大島５市町村が共通して克服すべき人口減少の課題に対して，欠かすことのできない分野であり，常に問題意識を持って取り組んでまいりたいと考えておりますので御理解をお願いいたします。

それから，２点目の御質問でございますが，奄美群島の自立的発展に寄与する重要な施策という御質問でござ

いますが，特にこの件についても，人口流出のことのお話が平川議員のほうからされたということでございますので，その件を含めてお答えいたします。

議員御案内のとおり，地方創生の観点から，地方から都市部への人口流出が課題となっており，奄美群島におきましても，人口減少，人口流出が続いている現状でございます。

なお，県が作成しております推計人口における人口動態では，社会動態は減少幅が縮小傾向にありますが，その要因として，都市ごとの人口規模や経済情勢，企業の進出や撤退など，様々な要因が複雑に絡んでいるようでございます。

このような中，先ほども申し上げましたが，雇用対策や子育て福祉の分野は，人口減少の克服に取り組む中で特に力を入れるべき重要な施策の一つと認識いたしており，本市における取り組みにつきましては，先ほど申し上げたところでございます。

また，そのほかにも，Ｕ・Ｉターンの拡大に向けた移住定住促進や，奄美くろうさぎ留学など，様々な分野において，ハード・ソフト両面から定住につなげる施策を展開しているところでございます。

このような取り組みが少しずつではありますが，功を奏し，近年は本市における生産年齢人口のうち，特に２２歳以上において，転出よりも転入が多い傾向が生まれてきております。このことを励みに，また先進地や群島内の取り組みなども参考にしながら，人口減少という短期的には成し遂げられない課題の克服に向けて，粘り強く取り組んでまいりたいと考えておりますので，御理解と御協力をよろしくお願いいたします。以上です。

１０番（平川久嘉君）　人口減少が一番課題になるんじゃないかとよく言われておりますけれども，都市部の集中といいますか，都市部への流出というのが，この奄美でも見られると。中間と言いますかね，２０万都市への集中とかいうのもありますけど，この奄美では，どちらかというと，今度は名瀬市に人口が集まって，地方のほうかな，例えば奄美市であれば笠利町，あるいは住用町の人口の減少が見られてしまうというようなことが言われております。

一番地方でも，あるいは人口を定着させるということについては，一次産業，既にいろいろ言われてまいりましたけれども，その一次産業で，農業であれば農業のその土地に人が定着をすると，足がついたような農業の振興というのが望まれるということであるというふうに思います。

今言った奄美市の場合の課題となるようなことがあれば，お伺いしたいと思います。その施策について，恐らくいろいろやっておられると思いますけれども，今言った人口の移動に対しての施策，私のほうで考えているのは，重点施策としてやっている子ども・子育てということでありますけれども，そちらのほうになると思いますけれども，その辺のところ，ありましたらお伺いいたします。

総務部長（菊田和仁君）　まず，昼間人口のお話でございますけど，これは奄美市の総合計画の中で，昼間人口を含めて５万人と設定いたしておりまして，そのことに向けて，今取り組んでいるところです。

それから，先ほどの課題のところは，私，申し上げたつもりでございますが，子育て・福祉の分野で幾つか具体的な新年度の事業を申し上げますと，小中学校のクーラーの設備の設置の件は補正予算で計上しましたけど，新年度予算において，公立保育所等の冷暖房の設備を設置したり，あるいは宇宿保育所の診断・改修事業，あるいは公立保育所にプールを整備したり，そういった子育て・福祉環境の対策などに新年度は取り組んでいく予定でございます。

課題につきましては，先ほど申し上げたとおりでございます。よろしくお願いいたします。

１０番（平川久嘉君）　今子育てのほうに入ってしまいましたけれども，３番の③のことでお話しを，質問をしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

お伺いすることについては，陸上自衛隊奄美駐屯地が今度開設されます。先ほどの所見のところでも申し上げましたんですけれども，これについてのいろんな対策，対応とかとか言われますけれども，それに対しての感じていることを，どういうふうなことを感じ取っておられるか，その辺のところをお伺いしたいと思います。

市長（朝山　毅君）　平川議員にお答えいたします。

先ほどの人口問題でありますが，自衛隊に関連いたしますので，人口動態については，社会動態，自然動態あります。社会動態について，自衛隊がここに駐屯地が配備されることによって，社会動態として人口の動きがふえてくるであろうと思います。自然動態については，やはり少子化傾向の中で，奄美市における合計特殊出生率は，今１．８３ぐらいです。奄美全体では２を超えるわけでありますが，そういうふうな状況にあって，自然動態においてはどうしても減っていくような傾向にあります。

社会動態については，今申し上げましたように，議員がおっしゃった３５０人，約５５０人が約８００人相当になるであろうというふうなことが言われております。そのことについて，社会動態として，私どもは大変大きなインパクトがあるんではないかと思うところであります。

加えて，人口の流れについても，国が前，増田氏が発表した中においては，平成２２年度ぐらいの奄美大島５市町村の人口が６万５，０００ぐらいです。その８０パーセントを確保したいと。５万８，０００人ぐらいを想定して，これ以上人口を減らさないようにと５市町村が連携を図りながら，鋭意それぞれの福祉行政，子育て行政を含めて環境を整えようと，一朝一夕の一事業において人口が変わるわけではありませんので，複合的に行政の範疇を広げて人口の確保をしていきたいというふうなことを考えているところであります。

加えて，今議員がおっしゃる自衛隊についてでございますが，御案内のとおり，陸上自衛隊が配備されることになりました。施政方針においても，駐屯地開設に伴い，災害への即対応が構築されるなど，引き続き連携協力を図り，市民生活の安全安心の確保に取り組んでまいりたいと述べさせていただいたところであります。

これまでも駐屯地整備や隊員用宿舎建設などに係る諸調整等に協力してまいったところでありますが，今後も引き続き連携を深めてまいりたいと考えております。

また，隊友会や家族会などの各団体とも連携を密にしながら，自衛隊と地域の交流が地元の活性化につながるよう協力をしてまいりたいと考えているところであります。

あわせて，防災訓練など，防災減災に係る活動につきましても，これまで行方不明者の捜索，救出訓練など御協力をいただいているところでありますが，今後も地元に駐屯する部隊として，より即応体制の強化が図られることから，一層の連携協力を図ってまいりたいと存じます。そのようなことにより，３５０人程度の自衛隊の隊員が配備され，そして御家族を含めて来るということは，人口の社会動態に，ある一定の効果があるんではないかと考えているところでありますので御理解をいただきたいと思います。

１０番（平川久嘉君）　自衛隊の配備ということで，地域の，この奄美市地域，あるいは活性化ということもありますし，その受け入れの体制についてもいろいろお話がありましたけども，部隊の配備に関して，いろいろ市長のほうにはお考えなどを質問されたり，防衛に関しての方法，あるいはその認識を普及する必要があるんじゃないかなという話も分ったりもしてまいりました。今回配備される部隊については，今言ったように，地域の活性化ということもそうですけれども，私が思うには，やはりその部隊の任務といいますか，崇高な使命，そういうのをどういう体制でやっているかというようなことも御理解いただいて，こちらに来られる隊員の歓迎ということも，ぜひ考えてもらいたいというふうに考えております。

ちなみに，こちらのほうの部隊に，奄美市に部隊をぜひ誘致をしてという話については，奄美市議会の有志の会の立ち上がりもありましたけれど，その以前，名瀬市の頃ですね，名瀬市の頃から誘致に対しては並々ならない努力をされてこられているということで御理解いただきたいと思います。その誘致に当たっての努力をされたことについて，少し話してみたいと思いますけれども。

過去の議会議事録のほうで調べたところでありますけれども，大津鐵治市長のころなんです。議会議長も，あるいは商工会，会頭等々も含めて賛同されて，当時の防衛庁長官，これは中曾根康弘長官です，これは昭和４５年の１０月の１日ですね，陳情に行っております。

それから，４６年には西村防衛庁長官に，また４８年には山中防衛庁長官に陳情に行っていると，これ議事録というか調べたところによりますとですね。それから坂田防衛庁長官５１年，三原防衛庁長官５２年８月と，金丸防衛庁長官には５２年１１月と，それから同じ長官に５３年も，そういうふうにして陳情に行っていると。この部隊配備に対しての並々ならぬ願望というんですか，あったということを皆さんに知っていただきたいと思い

ます。

それから，陳情の内容でありますけれども，どういうことを挙げているかと言いますと５項目上げているようです。今とそう変わらないと思うんですけども，情勢は大分変わってますけれども，このようなことを話しております。平和国家建設のため，国家的見地から奄美大島に陸上自衛隊一個中隊を配置していただきたいと。

２つ目には，地元地区民も誘致を熱望しており，協力的であると。

３番目に，奄美群島住民の自衛隊並びに国土防衛についての関心が深く，かつ好意的であると。これは，他の県とかと比較して，奄美市から出身，隊員として自衛官になっている人たちの人数等も比較しながら訴えております。例えば，奄美から１，６５０人が自衛官として活躍されていますとか，奈良県は６００人ですとかいうような言い回しであります。

それから４番目には，自衛隊を身近に配備願うことによって，正しい防衛認識について理解を深めるとともに，理解を深めるということで協力ができると，また災害派遣とかそういう時には，いつでも対応していただけるというようなことであります。その辺のところも皆さんが思っているとおりでありますけれども，当時からそういうことで部隊配置に対しては，誘致に対しては熱望されていたということを御理解いただいて，今回の部隊配備に対しても，何がしかの自分たちのできることはやってあげたいという気持ちは必要ではないかなと思って申し述べたところであります。

次に移ります。今の話に関して，何か感ずるところが，所見があればお話しいただきたいんですが。

市長（朝山　毅君）　平川議員がお話しになりましたとおり，自衛隊が配備された経緯については，先人の皆様の思いが今回成就されたと言っても過言ではないと思います。その自衛隊誘致に対する各項目についての思いも，現在と変わらないというふうな状況であろうと思います。

その当時は，世界の中において，冷戦があり，東西に分かれたイデオロギー的な違いもありました。しかし，イデオロギー的な環境が，今は宗教的，あるいは国際，外交，防衛，そして経済という環境の中において，いろんな問題が出てまいっています。

日本国においても，北に特化していた防衛体制が，今の南西諸島に，どちらかというと特化しているというふうな気が致してならないところです。そういう中において，先人たちが思いを密にして，長年訴えてきたことが，今回このようなことになったというふうな思いで，先輩の皆様方，また先人の皆様方に，この場を借りてお礼を申し上げますとともに，この思いを，未だ変わらない国家国民の安全安心を守るという崇高なる自衛隊精神に対しては，私ども十分理解をしているつもりでありますので，今後とも自衛隊と地域とが信頼関係を構築して，地域の安全安心を確保すると同時に，地域の活性化につながるような関係を構築してまいりたいと考えておりますので，そういう意味においては，私なりに理解しているつもりでありますので，御理解いただきたいと思います。

１０番（平川久嘉君）　ありがとうございました。市長がいろいろ質問に対しての答弁の中からも，伺い知ることはいっぱいあるんですけども，今のお言葉を聞いて心強く思っております。

あと，なかなか部隊のことなど，私のほうは紹介というか知ってもらいたいのもあるんですけれども，もうちょっと話をしてみたいと思います。今防衛が北方から南方というか，先ほど所見で言いましたように，南のほうが重視されて，南方重視の体制をとっております。その離島，島嶼防衛ということで，既に防衛計画では，師団の改編，それを変えるとか，中央即応集団，これは先ほど言いました防衛計画大綱とか中期防衛計画で年々，２５年度のとやっておりますけども，そういうことで，何かあったときには，この奄美に本土からそういう部隊がいつでも対応できると。これもまた，師団の改編とかそういうのも殆どやっております。で，４個機動旅団，これも船舶で移動してくるとか，今までの移動の仕方じゃなくて，全国から移動してくれると。これは防衛のことでありますけれども，私たちが先ほど一番最後に期待しておりますと言った，災害派遣の時にも，何のときでも対応できると。

もっと言えるのは，部隊を配備するということで，警備部隊と言いますけれども，この奄美を守る，皆さんの安全安心を守る部隊ということで，警備部隊が配備になると，節子もあわせて普通科部隊を，ミサイル部隊をしたいならば配備をされるということであります。

次に移りたいと思います。なかなか私のほうで，とりとめのないような格好になりますけども。２番目の重点施策と先ほどお話を少し聞いておりますけれども，児童福祉の向上と子育て支援についてということで伺います。地域全体で子育てを支援する環境づくりはということでお伺いいたします。

今，計画の中には，②になりますけれども，次期「子ども・子育て支援事業計画」というのを挙げておりますけれども，その構想についてもお伺いいたします。

福祉事務所長（中村博光君）　それでは，１番と２番と一緒に答弁させていただきたいと思います。

近年，急速な少子化の進行，核家族化や高齢化，また地域での人間関係の希薄化などにより，家族や地域での子育て力が低下していると言われております。また，核家族の進行，都市化の進展，就労環境の変化等，子供と家庭を取り巻く環境は大きく変化しており，子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このようなことから，国においては，これらの社会状況に対応するために，子ども・子育て関連三法を制定し，これらの法に基づく，子ども・子育て支援新制度が平成２７年度からスタートしているところでございます。

奄美市においては，この新制度に基づき，教育・保育・子育て支援の充実を図り，基本理念でございます「子供がいきいきと健やかに育つ心豊かなまちづくり」に向けて，計画的に事業を実施するために，平成２７年度から平成３１年度を計画期間とした第１期奄美市子ども・子育て支援事業計画を策定し，この計画に沿った事業を，現在実施しているところでございます。

本計画については，基本理念の達成に向けた，教育・保育・子育て支援の充実を図るために，質の高い教育・保育の総合的な提供，地域における子育て支援の充実，子供の健やかな成長に向けた支援，仕事と家庭生活の両立，子供の権利を尊重する社会，子供と子育てに優しい地域環境の整備を基本目標とした内容となっております。

次に，次期「子ども・子育て支援事業計画」の概要についてお答えいたします。次期計画につきましては，基本的には第１期計画の基本理念や基本目標を引き継ぎながら，第１期計画の検証を行い，課題を整理いたしまして，第２期計画で実施すべき事業計画を，子ども・子育て会議の意見等も聞きながら策定していきたいと考えているところでございます。

また，次期計画の策定において，子育て世代のニーズを把握する必要があるため，今年度，未就学時と小学生を対象にアンケートを実施しているところでございます。

アンケートの内容につきましては，幼稚園や保育所などの教育・保育施設の利用のニーズの把握，放課後児童クラブ・病児保育・ファミリーサポートセンターなどの子育て支援事業の利用ニーズ，子供の家庭での養育環境の把握，保護者の就労状況，子育てと仕事の両立支援制度の利用状況となっております。

以上でございます。

１０番（平川久嘉君）　支援事業の中に，今アンケートをとって，それを把握をしながら事業の計画推進に反映したいというお話でありますけれども，計画，アンケートを今までとったことがあるかどうか，あるいは普段の業務の中で，そういう要望等を把握することができなかったかどうか，ちょっと伺います。

福祉事務所長（中村博光君）　アンケートにつきましては，第１期目の計画を立てるときにもアンケートを実施しております。それを踏まえて，その案件の中で，例えば，サポートセンターがつくってほしいとか延長保育が必要だということもございましたので，そういうことを今実施しているところでございます。

今回の３２年度からの計画になりますが，その計画においても，保護者等のニーズ，アンケートとりまして，そういった意見が計画に反映されるようにということで計画をしているところでございます。

また，通常におきましては，保育所等において，保育士の先生方が保護者の方からいろいろ意見等もまた聞いておりますので，そういうことに対応しているところでございます。

以上です。

１０番（平川久嘉君）　ニーズに応じた事業の推進ということであれば，よく言われる待機児童とか幼稚園の不足，保育士の不足とかいうことはなくなると思いますので，そのようにして進めていただきたいと思います。

次に移ります。３番目に，朝日幼稚園の認定こども園の移行推進に当たってということで質問いたします。今，関連するような課題はないかなと思って伺います。

福祉事務所長（中村博光君）　それでは，朝日幼稚園の認定こども園の移行になったことの経緯及び課題についてお答えいたします。

経緯につきましては，朝日小学校区は，若い子育て世代が多く，また共働きの世代も多い地域であるため，朝日幼稚園を利用する児童のうち半数が幼稚園が終了した後の時間に民間の預かり保育を利用している状況がございました。

このように幼稚園での預かり保育のニーズが他の幼稚園より多かったこと，また保護者からも預かり保育もあり，給食の提供もある認定保育園の移行の要望があったことから，平成２８年度に開催いたしました奄美市公立幼稚園在り方検討委員会で検討した結果，朝日幼稚園の認定こども園の移行についての方針がまとめられたところでございます。この方針を踏まえまして，市といたしましては，朝日幼稚園の認定こども園の移行について準備を進めているところでございます。

課題につきましては，これまで幼稚園で実施していなかった預かり保育の実施や給食の提供，これに伴う職員の配置の検討などが課題としてございました。

預かり保育につきましては，平成２９年度から預かり保育を実施いたしまして，預かり保育の経験を積むとともに，職員配置についても一定の整理ができたところでございます。

給食の提供につきましては，自園調理と外部搬入の選択肢がございますが，朝日幼稚園の認定こども園の対象児が３歳から５歳の年齢であることなどを踏まえ，外部搬入も可能でございますので，給食センターからの提供に向けて，現在，教育委員会と協議を進めているところでございます。以上でございます。

１０番（平川久嘉君）　給食，幼稚園でやっていて保育所は自前でやっているということでありますけれども，０歳児とかそういうところまでいくのか，３歳児で終わるのかどうかというのも，また課題になろうかと思いますけれども，その辺も含めて検討していただきたいと思います。

そこでは，新しく保育業務が入るんですけれども，次に移ります。赤木名地区の認定こども園の検討ということであります。赤木名の場合は，赤木名幼稚園と保育所があるんで，近くにあるんで，その性格が違うので，一緒にすぐできそうな感じですけれども，職員等のお話を聞くと，そう簡単でもないような話を聞いておりますが，どのように考えておられるか伺います。

福祉事務所長（中村博光君）　赤木名地区の認定こども園の検討状況についてお答えいたします。

認定こども園につきましては，幼児の学校教育，保育，地域での子育て支援を総合的に提供し，また，保護者の就労状況にかかわらず利用できることで，共働きの家庭のニーズに対応した施設と言えます。

赤木名幼稚園は，保育所対象にならない幼児や，幼児教育機能を求めながら預かり保育を必要とする世帯もございます。しかし，赤木名幼稚園では，預かり保育がない状況でございます。

また，少子化によりまして，今後の児童数の減少によりまして，存続が困難になることも想定されます。併せまして，赤木名幼稚園，赤木名保育所，両施設とも老朽化により，今後施設の改善等の必要がございます。

このような状況から，先ほど言いました検討委員会の中で，赤木名地区の認定こども園の意向が方針が示されておりまして，今回，今後，計画をしているところでございます。

保育所と幼稚園に務める職員につきましては，また認定こども園ということでイメージがわかないのかもわかりませんが，その辺は，認定こども園の視察なり職員研修もあわせまして，地域のニーズが認定こども園ということがありますので，それに向けて計画を進めたいと考えているところでございます。以上です。

１０番（平川久嘉君）　認定こども園，一緒にしたニーズに応えるといいますか合理的な考えだというふうに捉えているのか，効率的というふうなそのようなメリットがあるのかどうかというのも，実際には，今度はその地域の特性によっては，例えば，佐仁へき地保育所とか，あるいは附属の保育所とかっていろいろあって幼稚園があ

るとかって,その辺の今度は統廃合というところにもつながろうかと思います。その辺も含めて,ぜひ検討して,みんなに喜ばれるような保育認定こども園にしていただきたいというふうに考えております。

次に移ります。３番目の世界自然遺産登録についてでありますけども，これは既に先ほどの竹山議員，あるいは与議員の話にありまして，ほとんど内容については理解をしているし，同じようなことになりますんですけれども，私のほうで申し上げたいのは，少し視点を変えているような質問であるというふうに捉えていただきたいんですけれども。

やるべきことはやったと。要するに手を打てることは全部やってきていますと。一番大変なのが，地域の人たちと一緒にやるということで，地域の人たちとか住民との考え方と，一緒にしてやるというのはどうやったらいいのか，その辺のところは施政方針の中でもありましたけれども，官民共同の体制をとって，これに臨むと，一番最後の決めるところでしくじったりしてはいけないというのがあるんですけども,その辺のところでどういうふうに考えておられるかというのを質問に持っていきたいと思っておりますけれども。

①については了解をしております。省略をいたしまして，②の地域住民への普及啓発はということで，いろいろとやっておられると思います。「トレイル」のことについても新聞報道にとっても，あるいはそういうデータをとっていますというのがありますけれども，実際にこの地域の人たちと話をしますと，自分たちに何のメリットがあるのか，良いことがあるのかなとかいうような話を聞く時に，どうしようかな，これでいいのかなとかいう気がいたします。現地調査に来られるときに，そういう住民であってはいけないなと思うんですけども，その辺のところを，調査の１番にも絡むんですけど，対応策というのは考えていただいて，その②の普及啓発はどのようにされているかということをお伺いしたいと思います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　それでは，議員御質問の②のほうでお答えしたいと思います。世界自然遺産登録に向けて,地域住民が一体となって取り組むような機運の醸成が必要と思うがという御質問だということでお答えいたします。

自然遺産登録につきましては，この奄美大島の自然を次の代，次の代へと引き継いでいくことが求められており，登録はゴールではなく，むしろスタートであり，議員御指摘のとおり，地域の機運醸成も大変重要なものであると認識しております。

本市としましても，これまでに地域や団体などへの説明会を行うとともに，国・県・島内５市町村・関係団体と連携して，セミナーなどの普及啓発を行っているところでございます。

平成３０年度には，奄美大島の貴重な自然，文化の豊かさを将来に残すことを目的とし，楽曲「懐かしい未来へ」の制作を行いました。さらに，１０月２７日には，本楽曲の初披露及び２年後の世界自然遺産登録を目指すことを目的とした，世界自然遺産「唄島プロジェクト」を開催し，また翌２８日は音楽イベントの「唄島ふぇすてぃばる」の中で世界自然遺産取り組みに対する普及啓発の場を設けるなど，より多くの市民，島民に対し，奄美の自然，文化を感じ，自然遺産登録に向けた機運を高める事業を実施いたしております。

さらに５市町村で，「子ども世界自然遺産講座」を行うとともに，沖縄の子供たちとの交流を目的とした次世代継承交流事業が始まるなど，大人だけでなく，子供も対象とした普及啓発を行っているところでございます。引き続き機会を捉えながら，住民の機運を高められるよう，関係機関と連携しまして普及啓発を行ってまいりたいと考えておりますので，御理解賜りたいと存じます。以上です。

１０番（平川久嘉君）　今言われました子供のほうに対しても，しっかりその普及といいますか，自覚をしていただいていると，話は大事なことだと思います。

あと沖縄との交流ですね，それからトレイルを実際に体験をさせて，それを認識を高めていると，啓発をしていると。そういうことをやっていますというのを今度の査察に来られる人たちにどうやって広報しているかというのを知りたいんですけど，しっかりやっていると，将来に向かってやっているというのは，実際にはどういう場面でどういうふうにして訴えることができるのかなというのがちょっと気になっているところなんですけれども。その辺のところはどういうふうに考えてありますか。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　議員がおっしゃるように，非常に我々行政が主導して，民間も希少種の保護や，また外来種の駆除など，議員の皆様も御一緒になって駆除作業を行ったり，いろんなことをやっておりますが，なかなか浸透しているかと言われると，ちょっとまだしていない部分があるかと思います。いろいろそういったことは，広報紙等，またはホームページ等を使いながら，住民，市民全体で機運を盛り上げるように努力してまいりたいと思います。以上です。

１０番（平川久嘉君）　今はプラスの広報でありますけれども，新聞等で発掘，先ほどのことでも話もあったり，前のこの質問というんですか，１年ぐらい前の質問の中にも出てくるんですけども，なかなかそういう盗掘なんかは減らないとか，あるいは渋滞になるとかいうような話が出ますけれども，マイナスの報道についても，できるだけそれをプラスに持っていけるような，その取り締まりを厳しくやってるとか，警察に捕まったとか，捕まるとか，そのぐらい厳しくやっているんだというような捉え方の広報も，なるようにしたら良いのか悪いのかというのがありますけども，その辺に焦点を合わせて，しっかりそこまでにそういう体制を整えているというのを訴えていただきたいというふうに思います。

３番の受け入れ態勢でありますけれども，この受け入れもいろいろありますけれども，今言った査察の人たちとか，あるいは観光客とか，どういうふうに受け入れるのかとか，ホテルの数が足りるのかどうかと，道路は整備されているか，看板等はちゃんと整備されているかというようなところもあろうかと思いますけれども，その態勢についても，優先順位があろうかと思います。将来に向かって，きちっと整備をしなくちゃいけないとか，あるいは予算がかかってできないとかいうのがあろうと思いますが，その辺のところもいろいろ話されると思います。その辺のところはどういうふうになっているかというのを伺います。

商工観光部長（武下義広君）　お答えいたします。

質問のほうで，世界自然遺産登録後の全体の観光を通した受入態勢という形で質問を受けていますので，そういう形で答弁したいと思いますが，よろしいでしょうか。はい。

それでは，お答えいたします。世界自然遺産登録の受入態勢につきましては，自然環境保全と観光振興とのバランスを確保していくことを前提に，奄美の魅力を十分に伝えていくことが重要であると考えております。

近年，来訪者が増加している金作原原生林におきましては，貴重な自然を守るとともに，金作原原生林周辺の交通の安全や混乱防止のため，認定ガイド同伴での利用や，一度の利用に対して利用者数に制限を設けるなどといった新たな利用ルールを設け，２月２７日より施行しているところでございます。

また，環境省におきましては，アマミノクロウサギのロードキルについての注意や，国立公園の利用ルールと希少種保護についてのリーフレットをレンタカー会社などに配布し，自然保護に対する注意喚起を行っております。

県におきましても，世界自然遺産奄美トレイルコースを群島全体で策定中であり，本市も県と連携して取り組んでおります。これは既存の道を中心に，１０キロ程度，コースとして選定し，それらをつないでロングトレイルとするものですが，歩くことで自然への負荷を抑えるメリットや，また奄美の自然や文化への理解を促進するという狙いがございます。

このほか，世界自然遺産登録は，世界から注目され，来島する外国人観光客も増加が予想されますので，今年度，インバウンドセミナーを実施し，外国人観光客受け入れに向けた取組を実施しているほか，キャッシュレスセミナーを開催し，観光消費額の拡大に向けた取り組みを行っております。以上でございます。

１０番（平川久嘉君）　いろいろそれぞれの立場，持ち場でしっかりやっているということで，あと整備をしなくてはいけないのかなと思うぐらいにあるんですけれども，それぞれのセクションで責任を持ってその準備をする体制をとるということで，肝心なことは，まとめるところというんですか，コントロールするというところをやっぱりしっかりしてもらいたいなというのがあります。その辺のところも，行政のほうが主導を握ってやるべきではないかなというところがありますので，よろしくお願いをいたします。

次，時間が少なくなりましたが，４番に移ります。高等教育についてであります。大学誘致の調査検討の状況

についてということで，意見等，回答等あったような話も聞いておりますが，どのようになっておりますか。

総務部長（菊田和仁君）　まず，大学誘致の調査検討の状況についてお答えいたします。

奄美大島への大学等設立の可能性につきましては，平成２８年度に大学等設立可能性調査を実施し，その結果を踏まえて，平成２９年度には，有識者による検討会議を開催いたしました。有識者会議においては，さまざまな論点からの議論をいただきましたが，平成３０年５月に奄美大島総合戦略推進本部へ提出された意見具申においては，その中身でございますが，奄美群島の市町村が大学を設立，運営することは，規模の小さな財政を圧迫することから現実的に困難であり，奄美大島総合戦略推進本部は，国・県に対して，市町村と協力して取り組みを推進するよう御意見をいただいたところです。

併せて，奄美群島の地理的な特性や沖縄との比較により，奄美群島が知的，学術的な空白地帯になっていることなどを指摘し，奄美での大学設立は，国・県との統一した政策として進めるべき課題であり，そのためにも現在の我が国の大学を取り巻く状況等を注視しながら，国・県も含めた機運の醸成に取り組むべきとの御提言をいただいたところです。

また，意見具申の中では，奄美大島における短期的な取り組みとして，複数の大学と自治体が連携して設置する共同キャンパスを具現化すべきとの提言をいただいており，現在，この共同キャンパスの具現化に向けて取り組んでいるところでございます。

１０番（平川久嘉君）　２番の回答にもなったと思います。大学誘致については相当の金が要るということで無理だというのは，よく聞かされております。ただし，今チャンスだというのは確かなんで，この２番目での回答というふうに受けとめます。「共同キャンパス」というのを，しっかり，そういうこの奄美が世界自然遺産に向けて努力しているその思考というかな，考え方を十分に発揮して，この共同キャンパスの実現に頑張っていただきたいと思います。

最後になりますけれども，大島北高の振興補助の状況ということでお伺いします。

笠利総合支所事務所長（髙　一也君）　それでは，大島北高校の振興補助についてという状況ですが，この大島北校の補助は，合併前，笠利町時代の平成１３年度から続いております。内容としましては，通学費補助，あと部活動指導者補助，あと大島北高等学校の振興協議会への補助が主なものでございます。

補助金の成果としましては，協議会の活動及び北高のＰＲ及び保護者の経費負担軽減等による生徒数の確保など，地域の活性化ができていると考えています。

今後も，北高の存続に向けて，振興協議会を中心に，学校，ＯＢ，行政，地域一体となって取り組んでいきたいと思います。以上でございます。

議長（師玉敏代君）　以上で，奄美無所属クラブ　平川久嘉君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後２時４５分，再開いたします。（午後２時３１分）

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

自由民主党　川口幸義君の発言を許可いたします。

１１番（川口幸義君）　市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。平成３１年第１回定例議会にて一般質問をいたします自由民主党会派の川口幸義でございます。

去る２月２７日午後８時４５分ごろ，平田町において火災があり，住家５棟を焼き，木造２階建てアパートなど２棟を全焼し，１０世帯以上が焼き出され，焼け跡から２名の遺体が見つかったとの報道で知りました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに，被災なされた方々に改めてお見舞いを申し上げます。一日も早い元の生活に戻れるよう祈念申し上げます。

新年早々から真新しい庁舎で本会議が開催され，また一般質問ができますことに，誠に感慨無量でございます。議会人として庁舎に恥じぬ心を新たにし，市民の皆様方の安心安全と生活向上に行政と一体となり，誠心誠意取り組んでまいりたいと思います。

さて，質問の前に，少々私の所見を述べさせていただきます。昨年度は，働き方改革関連法やＩＲ整備法，漁業法，さらには出入国管理法といった重要法案を成立させるなど，政府を支えてきた我が自由民主党は，政権与党としてのその責任を果たさなければなりません。また，一部の野党は一見筋が通っているように見えるレトリックで，結局は政府に対するあら探しに終始しているように見受けられるのは私一人ではないと思います。いかがでしょうか。野党は反対に徹するのではなく，問題点を指摘し，よりよい対策を，対案を提示するのが真っ当な野党じゃないでしょうか。有権者の側も，そういう努力をしている野党こそ評価してあるべきだと思いますが，いかがでしょうか。

またもや，厚労省の不祥事が発覚いたしました。中小企業や中型企業，それぞれに平均的給与額などに生活周りの実態調査をする作業，すなわち毎月勤労統計が規定どおりに行われていませんでした。中小企業は，その数膨大なため，一定数のサンプル調査にし，そのサンプルは毎年３分の１ずつ入れかえていきますので，３年間で全対象企業が入れ替わるわけであります。

一方，従業員５００人以上の中型大企業は，中小企業に比べ，はるかに数が少ないということであります。全社の調査が義務づけられています。そしてこれが都道府県に委託をすることになっていますが，東京の場合，その対象数が多いということで，事実上のサンプル調査に変更されていました。東京都の作業負担が大きいので，サンプル調査に切りかえたとしたなら，きちんと調査方法の変更を申し出て，政府として承認した上でサンプル調査結果に補正値を掛けて，より実態に近いものにしなければなりません。それからの手続を一切無視して勝手にやっていたということになります。１４年前からこの方式が採られていたということになります。したがって，民主党政権の３年間も含めて，内閣はそのことに気づいていなかったわけであります。

ただし，このことが明るみに出るきっかけに，安倍内閣が全ての政府統計の正確性を検証し，より正確な政府統計データをつくるべきだと提唱し，諮問会議でも，麻生財務大臣から提言がなされたことを受けて調査した結果，発覚したということであります。そこは事実関係をしっかり認識すべきだったと思います。

今年は，平成から新たな時代に移行する記念すべき年になります。統一地方選挙を初め，Ｇ８・Ｇ２０首脳会議やラグビーのワールド杯といったビッグイベントや消費税率の引き上げも予定されております。政治家として諸課題の一つ一つを着実に責任ある形で前に進めていかなければなりません。

これより質問に入ります。１，市長の政治姿勢についてであります。

（１）地元漁業者の頭越しに企業に漁業を開放するのではないかという件について伺います。かつては世界一を誇った日本の漁業生産量は，今やピーク時の半分以下に減少し，漁業者の減少，高齢化も急速に進んでおります。水産庁の試算では，約３０年後，２０５３年以降の漁業従事者が７万人程度と，現在の半分まで減少すると予測されております。これらを踏まえ，水産業政策の改革内容を，なるべく早く具体化し，必要な取り組みに着手すべき漁業法などが改正されました。この後は，発言席にて質してまいりたいと思います。当局の誠意ある御答弁を求めます。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，早速川口議員にお答えさせていただきます。

今回の改正漁業法により，漁業権制度の見直しが行われております。概要を申し上げますと，漁業者の減少や高齢化が進む中で，現在は利用されない漁場も出てきております。漁場の存続に向けましては，適切，かつ有効に活用しているこれまでの漁業権者の利用を確保しながら，利用されていない漁場については，地域内外からの新規参入を認めることで総合利用を図るということが今回の見直しの一つであります。

なお，新規参入が容易になることで，既存の漁業者へ影響が出るのではないかということであろうかと存じますが，新規の参入者や，新たな区画を設定する場合は，海区漁業計画を策定し，県は関係する漁業者や漁協などの意見を聞いて意見調整を十分に行うことが義務付けられております。

また，関係する漁業者への影響を十分考慮することとなっておりますので，既存の漁業者がこれまでどおり適切かつ有効に管理していくことで，漁場の利用には大きな影響はないものと考えておりますので，御理解をいただきたいと存じます。

１１番（川口幸義君）　どうも，市長，ありがとうございました。漁業法というものが改正されまして，近々施行されると思いますけれども，この（２）に移りたいと思いますので，公選制をやめると漁業者の意見が軽視されるんではないかという，こういった不安がよく聞こえておりますので，この公選制についてちょっと伺いたいと思いますが。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

今回の漁業法の改正により，海区漁業調整委員会の漁業者委員の選出方法が変更になりました。これまでは漁業者からの選挙で選ばれていましたが，県知事が任命することになります。

現在の海区漁業調整委員会の委員の任期が，平成３２年８月で満了となりますが，国の定めにより，平成３３年３月まで任期が延長されることとなっております。それ以降は，改正漁業法で定められた県知事が任命することになります。

しかしながら，委員の選任について，県知事は地区や漁業の種類に配慮することになるほか，漁業者，団体により推選や応募が行われ，これを尊重することとなっております。これまでは，漁業者個人として立候補することは可能でしたが，今後は漁協が漁業者の意見を集約し，適任である漁業者を推薦することになり，より地域の漁業者の意見が反映されるものと認識しております。

今後も，漁業者の意見が反映されるよう，県や漁業等と連携してまいりたいと思います。以上です。

１１番（川口幸義君）　公選制がなくなると，いわゆる知事が任命権があるということですけれども。これで，従来は奄美群島で海区調整委員ちゅうのが何人かいらっしゃったと思うんですが，これは何名おりましたですか。

商工観光部長（武下義広君）　調整委員につきましては１０人でございまして，そのうちの４人が学識経験者，６人が漁業従事者のほうから選挙で選ばれるということになっております。

１１番（川口幸義君）　これまで公選では，６名が選挙で上がっていたと，学識経験者の場合は４名と。そういうことでこの公選法がなくなるということで，新たな法律に則ってやるということでした。これまでいわゆる区画漁業権設定をするに当たっては，奄美群島のいわゆる海区調整委員にＡさんが例えば，自分の地域で養殖をやりたい，そうなったときに図面を引いて，この区画を自分は漁業で，いわゆる養殖をやりたいと，こういった資料が今までは，海区調整委員に上がって，知事の許可をもらって，そして区画漁業権設定というものがされて養殖をなさっていると，こういったものがありましたけれども，こういったものについては，従来と変わりがないのかあるのか，ちょっとそこらあたり，お聞きしたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。

海区漁業調整委員の役割としましては，今議員がおっしゃったように，海区漁場計画の作成，漁業権の免許に当たっての意見等を行うということが役割としてあります。今回については，選出の方法は変わるということになりますが，その役割としては，特に改正があるということは聞いておりませんので，従前どおりの話での役割が与えられるんじゃないかというふうに考えております。

１１番（川口幸義君）　今の，部長はもうちょっと，こう，要領を得ないんですけれども。例えば，Ａさんが笠利なり小宿なり，この地域で私は何らかの形で養殖をしたいと。そうすると図面を引く訳だよ，図面を。図面を引いて，この書類を上げるんですよ。これまで奄美群島には海区調整委員というのがあった。今現在ありますよね，３３年までは任期があるということだから。これについて上げたときに，ここで審議するわけだ。そうすると，

どういったものを選んで海区調整委員は区画漁業権を希望する人に対して，希望する方，養殖をする方，その方にしてどういう条件がそろえれば，自分たちは海区調整委員というのは，区画漁業権設定については推薦ができますよという，そのあれがあるでしょう，大体。そういったものは無差別にあるとは思わないけど，それについてちょっと。

商工観光部長（武下義広君）　先ほど言いましたのも，大きな役割として私のほうでちょっとすみません，理解していましたが，その細かい内容につきましては，申し訳ありません。ちょっと勉強不足で，そこをちょっとわからない部分ですので申し訳ありません。また，今後勉強させていただいて回答させていただければと思います。以上です。

１１番（川口幸義君）　部長がまだ余り御存じないみたいですから。区画漁業権設定をするということは，例えば海に，例えば航行する漁船とか他の船の航行の邪魔にならない場所を設定をある程度して，そこで，例えば何ヘクタール，ウキを受けて，ウキ，海の中で境界をとるんですよ。境界をとって区画漁業権設定，これは書類を書いて出すんだけども。そういったものがあって，それはＡさんに，この区画漁業権設定については，養殖してもいいですよという知事の許認可をもらうために調整委員会，上がるわけですけども。そういう形で，今後は変わってくるんではないかとか，いろいろ法律が変わるもんで，これまでこれからもまたやろうとする，要するに区画漁業権設定をして，自分の財産ですよね。区画漁業権を設定をするということは，このウキからこのウキについては自分の財産なの，個人的に。海を借りて国から許可をもらうと。知事は国から委託を受けているから区画漁業権の設置を認めるわけです。

そうすると，これからそういった漁業やりたいという若者がいるわけよ。そうすると，この漁業法というのが改正されて，だんだんだんだん難しくなってできないんじゃないかという，そういった心配があって，これまでと何ら変わりはないんだと。制度は変わっても，ただその公選がなくなったと。こういうことだけなのかなと思って，きょうは部長に伺いを立てるんですけども，それについては，もう御存じなかったらなかったで結構ですけど。

商工観光部長（武下義広君）　申し訳ありません。外区漁業調整委員会の大きな役割という形でお伝えしていましたが，そういう個々の詳しい内容について，今勉強不足で，今分りませんので，その件については，また後日，勉強させていただきたいと思います。

１１番（川口幸義君）　よく分りました。そういうことで法律が変わる節目，節目では，やはりそれに携わっている漁師たちが，いろんな心配があって，いろいろやっているんですけども。

それで，漁協そのものが毎年，年齢が高齢化して，なかなか若者が漁協で携わる人が少なくなったという，このようにあるんですけども，今，これには一応質問には出てないんだけども，部長は要するに自分の所管する漁協について，名瀬市の漁協については，年齢は大体どのあたりの人たちが漁協に携わっているか，御存じですかね。

議長（師玉敏代君）　答弁できますか。

商工観光部長（武下義広君）　申し訳ありません。高齢を迎えているというお話しは，ずっと漁協との調整の中でお聞きはしています。今手元に，年齢平均の数字はありませんが，一応人数については押さえてますので，人数のほうをちょっと御紹介させていただきたいと思います。

今の２９年度末の数値ということになりますが，これにつきましては，正規組合員数でいきますと，名瀬漁協が６２名，それと奄美漁協の住用支所のほうが１８名，奄美漁協笠利本所のほうが７１名と，計１５１名という情報は入っていますので，一応その数値を御紹介させていただきたいと思います。以上です。

１１番（川口幸義君）　それで部長，奄美漁協は，２０代，３０代，４０代，５０代，こういった方々が今２０名近く頑張っていらっしゃるんですよ。それでこの理由はわかりますか。分らない。分っていたらおっしゃって下さい。

商工観光部長（武下義広君）　まだ私の思いとしましては，今奄美漁協のほうにつきましては，沖締めとか新たな販路開拓，そういう形での取り扱いという形で若い方が増えてきているんじゃないかなというふうにお話は聞いているところです。

１１番（川口幸義君）　失礼しました。奄美漁協について，ちょっと述べたいと思いますけど，今さっき奄美漁協は，若い人が結構多いんですよ。それで親子で操業していたり，これはなぜこういう若い人たちが魅力を感じとるかっちゅうことを。彼らは沖で魚を釣ったら沖締めをして，それからウルトラファインバブル，海水滅菌をして完全に無菌状態にして，要するにパックをして，東京の市場，それを沖縄に送ってるんですよ。それで，これはほとんど入札はないんです。受け入れ側が値段も価格も設定していて，航空運賃も皆，相手が持って，そうすると若い人たちが，これだったら漁業で成り立つと。そういうことで一生懸命取り組んでおる。

だから，こういった方式を，僕はぜひ部長，お暇がございましたら，奄美漁協に行ってね，僕は目の当たり，見られたほうがいいと思いますよ。本当に無菌状態で，ものすごく活気があるんですよ。仲間内で釣ってきた魚，これもうどのぐらい積んだら，もう何十万になるって，海で釣りながらも計算ができて帰ってくる。そうすると，陸揚げした時点で，東京，沖縄に送るのを，みんなでお手伝いをして，最後まで送ってあげる。これを見たときにすごいなと僕は感動したんですけれども。

だから，どうしても僕は名瀬漁協の皆さんにも，こういったものを見習って，勉強していただければいいかなと思って今取り上げたんですよ。名瀬漁協は相変わらず，従来どおりのやり方でたくさん魚が釣れたら値段が暴落をする，暴落をすると燃料代にもならない。だから生計が立てられないから漁業をやめたと，こういうことにならないために，私はぜひ部長，暇を見て，一旦，奄美漁協の現場行って，向こうは入札整理はないんです。ほとんど羽田の，世界中に奄美の魚行ってますよ。もう大島紬と一緒だ。ブランドになっているんですよ。日本で３番の中に入っている。奄美漁協の魚は鮮度がよい。そういうふうにやり方を変えれば，できないわけではないということを申し上げて，これについては質問を終わりたいと思いますが，ぜひ一遍，お暇を見て，奄美漁協に行って状況を見てください。もう奄美の魚，一つもないという状況でありますので，よろしくお願いします。

それでは，②番ですね，密漁の多くて困っているという件がありますが，これについては法的な縛りがありますか。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，密猟の関係についてお答えさせていただきます。

密漁の監視につきましては，これまで離島漁業再生支援交付金事業により，各漁業集落が漁協と連携し，禁漁水産物や禁漁期間の周知を図る看板の設置及びシラヒゲウニやイセエビ等の密漁の監視を行っており，過去には，密漁者に対して注意や指導を行った経緯もございます。

今回の漁業法改正により，密漁対策のための罰則も強化されており，悪質な密猟者への検挙に向け，関係機関や海上保安部などの取締機関，漁業関係者等の連携が強化され，密漁監視の効果を発揮できることを期待しております。

今後も，各漁業集落において，密漁監視を行うとともに，罰則規定についても周知していきたいと考えております。以上です。

１１番（川口幸義君）　どうもありがとうございました。

それでは，大きな２番，水道法の改正について伺いたいと思います。

（１）水道事業民営化について……

議長（師玉敏代君）　川口議員，大きな２番の①遠洋沖合い漁業の件については，抜けてますよね。

１１番（川口幸義君）　これは飛ばしますので。もう次にもう気が入っていますので。

議長（師玉敏代君）　はい。

１１番（川口幸義君）　遠洋漁業については６月議会で取り上げたいと思いますので，よろしくお願いします。

それでは，水道法について，（１）水道事業民営化について，①民間業者に運営を任せると水道料金が高騰しませんかという心配が，多々聞こえますので，それについて伺いたいと思います。

上下水道部長（橋口義仁君）　本市におきまして，昨年改正された水道法で，最も注目されている経営権の譲渡，いわゆる民営化につきましては，検討していないところでございます。議員御指摘の運営を任せると，水道料金が高騰しないかという点につきましてですが，確かにただ民間事業者に任せると，民間事業者は経営が成り立たないといけないことから，小規模自治体などにおいてはそのような恐れもあります。海外では，水道料金が高騰した事例も発生したところでございます。

しかしながら，今回の法改正におきましては，水道という生活に密着する重要インフラであることに鑑み，自治体側が料金の上限を設定するなど適切な料金設定であることを確認した上で，民間事業者に対して運営を許可する仕組みとなっており，さらには任せる期限も定めるなど，水道料金が無制限に値上がりすることのないようにした制度となっております。

そういった点から申し上げますと，民間事業者の参入が見込まれるものは，民間が収益を見込める大都市等に限られる制度ではないかと考えているところでございます。

１１番（川口幸義君）　奄美市の場合は，今のところは民間に委託することは考えてないと，これで安心しましたけれども，既に市町村で共同で民間委託をしようという，そういった取り組みがある，本土ではそういう噂もありますけれども，こういったものがうまくいくとなれば，また地方にも上から押しつけてくるんではないかと，こういった問題等もいろいろありますので，水道法については，やはり万人の食と一緒で，口の中に入るものですから，これについては，民間委託というのは，やっぱり我々はできるだけ避けて，危機管理から見ても，行政が最後まで携わるべきだなと，このように思っておりますけれども。

それで我々奄美市にあります水道事業なんですけども，このいわゆる各市内に検針をするですよね，皆さんがその水道の。行き当たったところに。例えば濃度を測ったりする，こういったものについては，どれだけの人間が検針をして，どの濃度まで上がると皆さんに給水，送ってもいいよと，この安全性には問題ありませんという，こういった基準があったら，ちょっとお聞きしたいと思います。

上下水道部長（橋口義仁君）　水質検査のことだと理解して，その採水地点につきましては，名瀬地区におきまして１６カ所，これにつきましては，各配水池系の給水線出口において，色，濁り，残留塩素，味についての４項目をモニターに依頼し，検査を実施しております。これは毎日検査です。

そして，毎月におきましては，浄水場の同じような系統別に水質検査の指標となる大腸菌，一般細菌，塩化物イオン，有機物，ｐＨ，味，臭気，色度，濁度の９項目について検査を実施しております。そして，３カ月に１回ですが，年４回，同じく系統別に水質検査といたしまして５１項目，これは水道法で決められている５１項目全検査を実施しているところでございます。

この端末につきましては，各配水池系の給水栓出口末端付近で採水を行っておりますので，１６カ所で採水をし，現在，項目につきましては，ホームページ及び市の広報紙で公表している段階でございます。以上です。

１１番（川口幸義君）　この水道法については，僕は今①から②，③，これ一緒になっても質問したほうがいいかなと思って今聞きますけれども。

例えば，年に５１項目とか年に４回水質検査するということですけど，この要するにダムから浄水に上げる段

階で，浄水の段階で，皆さんの管理体制，浄水に上げるとか。この浄水の段階で，塩素の配分はどのようになっているか，ちょっとお聞かせください。

上下水道部長（橋口義仁君）　各配水池系の末端で０．１近くなった場合にそのモニターさんから連絡が来るというふうになっております。以上です。

１１番（川口幸義君）　これは末端の話だよね。だから，末端の話では，ちょっと分りかねますけれども，上水道の段階で皆さんは管理体制はどうなっているのか，いわゆる塩素の配分があるでしょう。機械化されているわけ。人間の手で，塩素加えらんといかんわけだから。これについては，もうやりっ放しなのか，その基準をちょっと知りたいんですけど。

上下水道部長（橋口義仁君）　端末で０．１以上になるような形で浄水場のほうから出してますんで，端末で一番末端で０．１以上ないといけないということになっております。

１１番（川口幸義君）　よくわかりました。要するに，上水道で末端まで行ったときに０．１グラムを超えない範囲で検査をすると，これについては市内何十カ所があって，毎日検査をなさるということですね。これは市の職員がなさるのか，どっちがやっていらっしゃるのか，ちょっとそれを聞かせてください。

上下水道部長（橋口義仁君）　名瀬市内で１６カ所やっておりますが，これはモニターさんにお願いをして，管末で０．１以上あるよう，近くなった場合には連絡来るようになっています。

１１番（川口幸義君）　これはモニターさんというのは，これは市の職員ですか。この方が０．１なのか何なのかわからんで，いい加減な報告したら困るでしょう。それはチェックする誰かいらっしゃるんですか。

上下水道部長（橋口義仁君）　モニターさんにお願いをして，試験方法を確認してやっております。

１１番（川口幸義君）　チェック機能はこれでいいんでしょうかね。その上に，さらにチェックが必要かなと思って，私は聞いているんですけど。これ給食センターと一緒ですよ。管理を誰が管理を最終にやったかとちゅうことだから。なぜかというと，これは市民の皆さんがみんな飲むから聞いているんだけど。

上下水道部長（橋口義仁君）　残塩計，測る機械につきましては，月１回，うちの職員が行って，方法，その他確認しながらやっているそうです。

１１番（川口幸義君）　ちょっとモニター制度，これ機械を信じるわけですか。それを説明してちょうだい。

上下水道部長（橋口義仁君）　モニターにつきましては地域住民でございます。そして，そのモニターさんを選任するに当たって，機械の操作，そういった講習を受けてもらった方にお願いをしているということでございます。

１１番（川口幸義君）　しつこいやろうけどね，このモニターさんが測った水，これを例えば１カ所に集めてきて，ここで見たら間違いないよというものなのかと思ったんだけど，それぞれが講習を受けた方を信じる以外にはないということで，そういう認識でよろしいですか。

上下水道部長（橋口義仁君）　そのとおりでございます。

１１番（川口幸義君）　よく分りました。それでは，その上水道にダムから行くまでの状況，ちょっとお伺いした

いと思いますが。ダム。ダムにはいろんな浮遊物とか，大雨のときには赤水が入ったり，それからトリハロメタンと，これは動物の死がいとかそういったいろんな腐ったものがどんどんどんどんダムの中に入ってくる。こういったものについての調査はあるのかないのか。

上下水道部長（橋口義仁君）　原水といいまして，ダムから浄水場に上がるダム水の採水を年１回，水質検査を５１項目につきまして行っております。すいません，３１項目でございます。そして，各浄水場の水質検査の採水地点，同じところで名瀬地区におきまして１４カ所の採水を行っております。

１１番（川口幸義君）　部長，僕が聞きたいのは上水道の前の段階で，上水道に上がる前の段階の話を今聞いたんだけど，それはそれでよいとして，そのダムの段階，原水を上げる段階では何らかの形で対応があるのかと聞いているんですけど。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

上下水道部長（橋口義仁君）　ダム，大川地区のほうで，轟の水源と大川ダム２カ所から上げているんですが，水を採っております。その中で各地点で原水を採水して試験をしていますんで，そういった形で，それをその水を今度，平田の浄水場に上げているという状態でやっております。

１１番（川口幸義君）　まあ大体分りましたけれども，僕はまた，あのダムが赤土で濁った場合，何かほど行政として手を打つのかなと思ったんだけど。透明度が悪くなったり，ダムの段階で。透明度が悪くなったときに行政として管理体制がどうなっているかと思って，今伺ったんですけど，それについては，もう透明度が悪かろうがどうしようが，一旦，上水道に上げて，消毒をして，塩素で対応するというシステムなのか。

例えば，ダムの段階で透明度が悪くなると，こういった汚れをつかんで沈むような，今そういった薬剤があるわけね。透明度を高める，こういったものなどは今までやったことはないんでしょうか。

上下水道部長（橋口義仁君）　原水の段階で濁ったとしても，浄水場の濁度監視室というのがあります。そこで，薬品を注入して，透明度を良くして浄水場に上げるという形をとっておりますので，原水はそのまま採水するという形でやっております。

１１番（川口幸義君）　透明度の悪い，そういったその原水については，一応上水に上げてから対応を今まではやっていると。そういうことで，原水の段階では何の手立てはしないと，そういう理解でよろしいですね。

（「そうです，そうです」と呼ぶ者あり）

はい，分りました。

それでは，大きな３番，出入国管理法についてでありますけども，（１）新たな在留資格について伺いたいと思いますが。①特定技能１号について，ちょっと伺いたいと思いますが。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

議員御質問の，新たな在留資格である特定技能１号についてお答えいたします。改正出入国管理法において，特定技能という在留資格が新設されました。特定技能には，特定技能１号と特定技能２号の２種類の在留資格がございます。

特定技能１号とは，特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格と定義されております。

特定分野とは，建設業，自動車整備業，宿泊業，農業，漁業など１４の分野が設定されており，特定分野に限って外国人が現場作業などで就労することができるようになりました。

また，相当程度の知識，または経験を必要とする技能とは，特段の育成や訓練を受けることなく，直ちに一定

程度の業務を遂行できる水準とされております。残留期間は１年，６カ月，４カ月ごとの更新で，通算して上限５年までとなっておりますが，家族の帯同は基本的に認められておりません。

また，同一の業務区分内であれば，転職も可能ですが，退職から３カ月を超しても次の就職に向けた活動を行っていない場合は，在留資格の取り消しの対象となります。以上です。

１１番（川口幸義君）　この１号についてですけども，介護，日本はあと５年したら，３０万人も介護職が不足をするという，このように言われておりますけれども，３１年度から５年間の受け入れ態勢については，介護だけでも５万人から６万人，受け入れ態勢しなければ，現場で太刀打ちがならないと。こういうことなんですけれども，我々奄美市にとっては，こういったものはどんなに捉えておりますか。また，外国人の手を借りなければ現場は間に合っておるのかいないのか，ここらあたりは把握できていたらよろしくお願いしますが。

商工観光部長（武下義広君）　奄美市の雇用状況としまして，有効求人倍率というのがございますが，その中で，やはり１を超えている状況と，要は職を探している人よりも職が多くあるという状況で，いわゆる人手不足という，やっぱり状況にもなっております。これは全国的にも同じような内容，話になっていると思います。

今回の改正によって，在留資格で単純労務職の資格，仕事が外国人としてもやれるようになったということで，今後に向けて，人手不足に対する，やはりある程度の追い風にはなるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。以上です。

１１番（川口幸義君）　よく分りました。

それでは，②特定技能２号について伺いたいと思いますが，これについては如何でしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，特定技能の内容について，お答えいたします。

特定技能２号とは，特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格と定義されております。先ほどの１号と違い，２号で言う特定分野とは，建設業と造船，舶用工業の２業種となっており，数年間は受け入れをしない方針で，２０２１年度から試験的に開始される予定となっております。

技能水準は，特定産業分野の業務区分に対応した試験により確認されます。特定技能１号と違い，在留期間の上限は設定されず，在留期間の更新ができ，条件を満たせば永住申請も可能となっております。

また，家族の帯同は，要件を満たせば可能となっております。

転職についても，特定技能１号と同じく，同一の業務区域内であれば可能であり，退職から３カ月を超しても，次の就職に向けた活動を行っていない場合は，在留資格の取り消しの対象となります。以上です。

１１番（川口幸義君）　よく分りました。

それでは，③外国人を受け入れる分野と受け入れる数の上限について伺いたいと思います。本市ではどのように捉えていらっしゃいますか。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，特定技能における職種ごとの国内の受け入れ上限についてお答えいたします。

政府は，昨年１２月２５日に，２０１９年４月からの外国人労働者の受け入れ拡大に向け，その詳細について閣議決定されております。

その中で，人手不足が深刻な１４業種を受け入れ拡大の対象とし，今後５年間の受け入れ上限を業種合計で３４万人に設置しております。業種ごとに見ていきますと，介護分野が６万人，外食分野が５万３，０００人，建設分野が４万人，ビルクリーニング分野が３万７，０００人，農業分野が３万６，５００人，飲食料品製造分野が３万４，０００人，宿泊業が２万２，０００人，素形材分野が２万１，５００人，造船業が１万３，０００人，漁業分野が９，０００人，自動車整備分野が７，０００人，産業機械製造分野が５，２５０人，電気電子情報関連分野が４，７００人，航空分野が２，２００人となっております。これは有効求人倍率や雇用動向調査その他

の公的統計や企業等への調査など，客観的な指標により具体的に示されております。

また，特定の地域に外国人労働者が過度に集中しないような措置についても検討していくとなっております。

制限なく受け入れることは，日本人の職を奪うことも考えられますので，国のほうでは，そのような事態が起きないよう，さまざまな調査をもとにバランスをとっていくものと考えております。

また，職場内での事故等についても懸念されますが，労働者として日本人と同様に労災保険の加入が必要であり，適正な労災の適用が受けることができます。外国人とは文化，言葉，価値観の違いから起こるトラブルは多少なりにあると聞いております。会社としてきちんとした制度への加入や，外国人労働者への説明や準備を行い，外国人が働きやすい環境をつくることも必要だと考えております。以上です。

１１番（川口幸義君）　どうもありがとうございました。よくわかりました。

それでね，あと５年間で政府の試算でありますと，１４５万人からその程度の人手不足で想定をしておりますので，そうすると，どんどんどんどんこの奄美地方にも外国人の雇用が必要かと，このように思われますので，そこらあたりが行政としてもその対応が，あとでならないように，やっぱりしっかり見据えて，今後取り組んでいかなければいけないのかなと，このように思っております。

特に，今部長が申し上げたように，外国人がどんどん入りますと，地元の人たち，日本の人たちが職が奪われるのではないかという心配が多々ありますよね。そういったものについても，やっぱり外国人も日本人同様に待遇しなければならない，これはそういう時代に来ておりますので，そうなったときに，我々はそういったもののバランスをとりながら，行政としてしっかり取り組んでいただければありがたいかなと，このように思っておりますが，時間は７分ほど余っておりますけれども，最後になりましたけれども，今年で定年退職なさる皆様方には，本当に長い間お疲れさまです。これから，我々議会にも叱咤激励をしていただいて，また皆様方のこれまで頑張ってこられた後輩たちにも激励をして，たまには役所に顔を出していただいて，自分たちのあとが立派に引き継いで行かれているのかどうか，やる気があるのかどうかを，そこらあたりを見極めて，我々に激励をしていただきたいと思っております。今日はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で自由民主党　川口幸義君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は，終了いたしました。

明日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。（午後３時３９分）

第 1 回 定 例 会
平成 31 年 3 月 6 日
(第４日目)

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　栄　ヤスエ　君
3番　津畑　誠　君	4番　師玉　敏代　君
5番　松山　さおり　君	6番　林山　克巳　君
7番　与　勝広　君	8番　大迫　勝史　君
9番　渡　雅之　君	10番　平川　久嘉　君
11番　元野　景一　君	12番　川口　幸義　君
13番　竹山　耕平　君	14番　安田　壮平　君
15番　西　公郎　君	16番　関　誠之　君
17番　三島　照　君	18番　﨑田　信正　君
19番　戸内　恭次　君	20番　奥　輝人　君
21番　伊東　隆吉　君	22番　多田　義一　君
23番　橋口　和仁　君	24番　里　秀和　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	東　美佐夫　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	手蓑　利文　君
笠利総合支所事務所長	髙　一也　君	総務部長	菊田　和仁　君
総務課長	三原　裕樹　君	企画調整課長	山下　能久　君
財政課長	國分　正大　君	プロジェクト推進監	満永　亮一　君
市民部長	前田　和男　君	環境対策課長	平田　博行　君
国保年金課長	井上　裕之　君	市民福祉課長	村田　英樹　君
保健福祉部長	奥田　敏文　君	福祉事務所長	中村　博光　君
福祉政策課長	石神　康郎　君	健康増進課長	吉　郁也　君
商工観光部長	武下　義広　君	商水情報課長	麻井　庄二　君
紬観光課長	島袋　修　君	農政部長	山下　仁司　君

農林振興課長	栄　　広　久　君	土地対策課長	前島　有為生　君
建設部長	本山　末男　君	都市整備課長	竹元　康晴　君
土木課長	保浦　正博　君	建築住宅課長	岡江　康裕　君
上下水道部長	橋口　義仁　君	下水道課長	里　　嘉郎　君
下水道課技術調整監	里　　則人　君	水道課長	藤山　浩俊　君
教育委員会事務局長	山田　春輝　君	学校教育課長	元野　　弘　君
文化財課長	久　　伸博　君	地域教育課長（住用）	久保　英光　君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎　君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向井　　渉　君
議事係長	伊集院　正　君	議事係主査	堀　健太郎　君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように，質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう，時間配分をよろしくお願いいたします。さらに，当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔明瞭に行われますように，あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，自民新風会　橋口和仁君の発言を許可いたします。

なお，橋口和仁君から，一般質問中の資料投影のため，書画カメラ使用の申し出がありましたので，これを許可いたします。

２３番（橋口和仁君）　市民の皆様，議場の皆様，おはようございます。自民新風会の橋口和仁でございます。

まず初めに，先般，平田町で起きました火災におきまして，お二人の尊いお命が失われました。改めて心よりお悔やみを申し上げますとともに，被災に遭われた方々の早期の復旧・復興なされますことを願っております。

それでは，一般質問を行います。

まず初めに，住宅整備についてお伺いいたします。本市は平成２７年に５市町村で人口対策に向けての共同の総合戦略を掲げました。地方創生の一環として，まち・ひと・しごと創生総合戦略として平成３１年度までの５年間の政策は展開されております。戦略の全体像として，経済的に自立した島として観光受け入れ体制や働く場支援，子育てに適した島として子さばくり支援や定住支援，みんなが知恵を出し実行する島としてグローカル人材の育成と地域づくり，豊かな自然と伝統を守る島として歴史・文化・自然の継承を通して最終的に人口減少の克服を目的に取り組まれてきました。人口対策は少子高齢化社会状況の中，各自治体ごとに喫緊の課題として取り組まれているテーマであり，非常に克服に向けては厳しい状況でありますが，政策においては施策ごとに一定の成果が上がっているものだと理解しております。

そこで，人口減少の克服に向けて定住促進という観点からいま一度力を注いでいただきたいという思いで，直営の住宅整備状況についてと民間委託での空き家対策に向けての取り組みについて質問いたします。

まず初めに，公営住宅整備事業についてお伺いいたします。

公営住宅等整備事業の制度については，平成１８年に国において，地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法が制定され，その後，平成２４年に制度が改正され，現在に至っております。その目的は，その一条に，「この法律は，社会経済情勢の変化に伴い国民の住宅に対する需要が地域において多様なものとなっていることにかんがみ，地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等を，地方公共団体の自主性を尊重しつつ推進するため，国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに，地域住宅計画に基づく公的賃貸住宅等の整備に関する事業，その他の事業又は事務に充てるための交付金の交付等の特別の措置を講じ，もって国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。」と示されております。

本市の公営住宅の整備については，これまでに地域住宅計画に沿って第１期計画で８戸が整備され，第２期においては既存住宅の維持管理，ストックマネジメント事業に着手してまいりました。そして，平成２７年からの第３期計画については１４戸を整備するとなっております。計画期間は３１年までとなっており，３２年度から始まる第４期計画，５年間の事業推進に当たり検討中のことと思いますが，まず，検討するに当たり質問ですが，市民の住宅整備に向けての事業の要望がどのくらいあるのか，直近の需要の動向について示していただきたい。そして，需要度が高い地区はどこなのか，空き住宅への問い合わせが年間どのくらいあるのか，どの地区が多いのかまで示していただきたいと思います。

次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

建設部長（本山末男君）　おはようございます。それでは，答弁させていただきます。

まず初めに，奄美市の市営住宅の管理戸数のほうをまず説明させていただきます。奄美市の市営住宅管理戸数は，全体で２８１棟2，２１２戸となっております。これは以前説明した棟数より減っておりますが，根瀬部住宅が１棟２戸，小湊住宅が１棟２戸解体しておりますので，この数になっております。内訳といたしましては，名瀬地区１，６９７戸，住用地区１４５戸，笠利地区３７０戸となっております。

また，公営住宅法では，「国及び地方公共団体は，住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し，国民生活の安全と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」としており，奄美市においての市営住宅戸数についてはある程度の数は対応できていると考えております。

ただいま質問のありました平成３１年１月末現在の入居申し込みをされている空き家待機者数につきましては，名瀬地区で４２１世帯，笠利地区で４３世帯，住用地区で２世帯の計４６６世帯となっております。地区ごとの特に空き家待ち世帯の多い団地は，名瀬地区では佐大熊団地が９６世帯，住用地区では見里団地が２世帯，笠利地区では赤木名団地が１５世帯となっております。

次に，問い合わせの関係ですが，島外から移住・定住を含め，住宅への入居問い合わせは，今年１月末現在では，名瀬地区で１３０件，住用地区で１０件，笠利地区で４０件，市全体では年間１８０件程度の問い合わせがございました。この中には，入居希望住宅が市営住宅だけではなく，定住促進住宅や民間住宅等も含まれていることが多いため，関係部署と連携して情報の提供を行っております。

また，市営住宅の新設に対する要望書の提出につきましては，笠利地区で１４件，住用地区で２件と，多くの集落から要望がありますが，本市の財政的な問題等もございますので，今後とも，待機入居者状況及び地域の実情等を考慮し，総合的に検討してまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

２３番（橋口和仁君）　ただいま部長に現況をお示ししていただきました。特に問い合わせについて１８０件ということで，笠利のほうにも聞き取りに行かせていただきました。日々問い合わせがあるということで，先ほど１８０件ということでございましたが，今後の人口減少社会の中で，まず，人口を増やすという点においては，居住環境を整備するというのがまず第一ではなかろうかなというふうに思っております。部長が先ほど，住宅供給状況においては本市においては足りているということでありますが，しかし，これだけ要望と問い合わせがあるということ，また，今後の入れ込み客等も含めて交流人口がますます推進されていく中においては，住宅整備というのは是非今一度検討していただいて取り組んでいただきたいと思っております。特に子育て世代の方々にとっては，住宅がないということでなかなか他市町村のほうに移る方もいらっしゃいますので，そのあたりも鑑みて取り組んでいただきたいと思います。

次に，地域住宅整備計画についてお伺いをいたします。地方公共団体は，その区域において，基本方針に基づき，地域における住宅に対する多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する計画を策定することができるものとすると。その中で，基幹事業である公営住宅の整備事業があります。先ほど，子育て支援事業の要望というのもさせていただきますが，今後，地域住宅計画策定に当たり，どのぐらいの計画戸数を考えているのか。さらに，公営住宅を整備することによっての期待と課題は何なのかを示していただきたいと思います。

建設部長（本山末男君）　先ほど私が答弁いたしました住宅に対しておおむね対応できているという数字は，住宅整備率というのがありまして，平成２６年９月が最終なんですけど，県平均が７パーセントになっておりまして，これ，対比するのがちょっと難しいんですが，奄美市の３１年１月が１３パーセントという整備率になっておりまして，この数字をもって一応対応できているという答弁をいたしましたので，御理解いただきたいと思います。

それでは，今，質問がありましたが，答弁させていただきます。

地域住宅計画第３期は平成２７年４月に策定され，平成３２年３月まで５カ年計画となっております。この計

画に基づいた公営住宅整備事業につきましては，平成２９年度から来年度，平成３１年度にかけて，住用・西仲間地区において鉄筋コンクリート造２階建て１棟６戸を建設中であります。また，笠利町の屋仁地区において来年度に鉄筋コンクリート２階建て１棟４戸の建設を計画しております。同じく来年度，平成３１年度に笠利地区で１棟４戸の建設のための設計業務及び用地購入費を予定しております。次期計画，平成３２年度から平成３６年度では，笠利町で１カ所，住用町で１カ所の計画を予定しております。

課題等ありますが，また，将来的な佐大熊住宅等の大型団地の建替等を行う場合は，今後，人口動向や世帯の状況などを考慮した上で，公営住宅の担うべき必要戸数や高齢者施設，子育て支援施設，集会場等の整備内容を検討した上で計画をしていきたいと考えております。

２３番（橋口和仁君）　ありがとうございます。ちなみに，民間の事業者の方にもお話をお聞きいたしました。民間にとっては採算性があればそこに行きますけれども，そういうことも踏まえて，どうしても中心地内のほうに建てかえたいという話がございました。そうなると，周辺部の住用，そして笠利のほうにおいてはなかなか住宅の整備が難しいということになりますので，そのあたりは公営住宅という観点から，ぜひ，周辺部の住宅建設に向けて，先ほどお話しをいたしましたが，子育て世代の入れるような環境整備，そして，また，低所得者が入れるような基幹事業に向けて，先ほど，１棟４戸じゃなくて，ある程度の地域の実地状況も踏まえて建設等に向けて取り組んでいただきたいなと思っておりますので，ぜひ検討していただきたいと思います。

次に，空き家についてお伺いをさせていただきます。

まず，入る前に，字句の訂正方をお願いいたします。３番目の空き家再生等推進事業に向けてということでございますが，これは空き家対策総合支援事業に訂正方をお願いいたします。

それでは，質問いたします。空き家対策についてお伺いをいたします。

もう一つの人口対策として空き家対策があります。平成２６年に空き家対策等の推進に関する特別措置法が施行され，早４年が経過をいたしました。済みません，モニターに投影をしていただきたいと思います。昨日作らせていただきましたが，これは平成２５年度の住宅・土地統計調査による空き家総数でございまして，８２０万戸と。そして，国勢調査が５年ごとに行われてまいりますので，５年前に比べて６３万戸増加しているという状況を国土交通省のホームページから引用させていただきました。そこで，空き家については全国で鹿児島県は一番高い推移で増えているという状況でございます。そして，それに伴って，昨年１０月１日に，平成３０年度の住宅・土地統計調査が行われております。これは，来年度においてまた調査状況が示されていくと思いますが，現在の空き家状況についてどのようになっているのか，課題はどのようなのか，まず示していただきたいと思います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　それでは，お答えします。

議員御案内の住宅・土地統計調査につきましては，住宅数，住宅の種類や整備，土地の保有状況など，人が居住する建物及び世帯に関する実態を調査し，現状と推移を明らかにするために昭和２３年から行われている重要な調査であります。

本市における空き家物件の増減についての御質問ですが，空き家法に基づく本市独自の調査を行っていないため，今，議員がお示ししました住宅・土地統計調査の数値ではなく，防災の観点から大島地区消防組合が２年ごとに行っております空き家実態調査データによりお答えしたいと思います。大島地区消防組合が行っております調査データによりますと，直近の５年間につきましては，平成２６年度調査では７２９件，地区別では名瀬地区が３０７件，住用地区が１３５件，笠利地区が２８７件，平成２８年度調査では５２４件，地区別では名瀬地区が１９８件，住用地区が１１８件，笠利地区が２０８件，平成３０年度調査では２７０件，地区別では名瀬地区が８９件，住用地区が２１件，笠利地区が１６０件となっております。推移といたしましては，５年前といたしまして本市全体では４５９件の減少，地区別では名瀬地区が２１８件減少，住用地区が１１４件減少，笠利地区は１２７件の減少となっております。

なお，この調査では，火災予防の観点から主に廃屋を調査しており，居住が確認できる住宅等は調査対象としていないとのことですので，議員御案内の住宅・土地統計調査と調査対象，調査区域，件数などに差異が生じて

いるものと考えております。

本市といたしましては，今後，空き家対策を進めていくには，まずは現状の把握が必要なことから，新年度において奄美市全域を対象とした空き家法に基づく奄美市空き家実態調査を予定し，新年度予算に計上しているところでございます。以上です。

２３番（橋口和仁君）　ただいま現状を報告していただきました。２年ごとに空き家の状況が改正されているという状況でありますが，しかし，そこには，実際に居住できるような，また，管理されているようなところは省いているということで，今回，空き家バンクについて質問いたしますが，そうなると，どうしても居住できるような環境がどのくらいあるかと，実態調査を把握することがまず第一の課題なのかということでございまして，昨年から市のホームページの空き家バンクのほうを見させていただきました。それによると１３戸ということで，平成２７年度から空き家バンクが政策として施行されまして，その後に空き家バンクを登録して居住環境ができておりますが，なかなか１３戸から進んでいかないという状況で，その課題は何なのか，そして，実際に市としては取り組んでいかれているのかというのがすごく疑問がございまして，その問題について質問させていただきますが，まず，課題は何なのか，その対策についてお伺いをさせていただきます。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　お答えします。

空き家バンク制度は平成２７年度に創設された制度で，空き家を貸したい・売りたい所有者と借りたい・買いたい移住希望者をマッチングさせる制度でございます。平成２７年度が１件，平成２８年度が８件，平成２９年度が２件，平成３０年度は２件，合計１３件の登録がございました。地区別では，名瀬地区が６件，住用地区が２件，笠利地区が５件であります。

なお，平成３１年２月１日現在，この１３軒全て登録物件は契約済みでございます。

本市の空き家バンク制度の課題といたしましては，市内に居住可能な空き家はありますが，「物置として利用している」「帰省の際に使用している」「子供が島に帰ってくる可能性がある」などの理由により，空き家バンクに登録する物件が不足しているということが課題だということを認識しております。まずは現状の把握が必要でございますので，先ほど申し上げましたが，対策といたしまして新年度で空き家の実態調査を予定しているところでございます。以上です。

２３番（橋口和仁君）　了解いたしました。

それでは，次の空き家対策総合支援事業についてお伺いをさせていただきます。

先ほど，市長から現状と対策ということで，新年度に向けて取り組まれていかれるということでございます。昨年，私ども市議会においては政策立案推進会議を立ち上げまして，座長に同僚議員の竹山耕平議員がなられておりますが，空き家等対策に関する政策提言書というのを市長のほうに提言書をお渡しいたしました。その中から質問させていただきますが，条例の制定と，そして空き家にかかわる担当課の体制強化ということで求めております。早速，市といたして新年度において条例を制定していただきました。条例を制定した後に現状把握ということで調査するわけでありますが，実態として調査をどのようにされていかれるのか，そのあたりについて今後の考え等を示していただきたいなと思っております。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。それでは，今，橋口議員の御質問にお答えさせていただきます。

空き家再生等推進事業は，空き家住宅等の集積が居住環境を阻害している地域において，住環境の整備・改善のために，不良住宅，空き家住宅等の除却及び活用を目的とした事業であります。また，事業を導入するには空き家対策計画が定められていることが条件となっております。

また，「空き家対策の推進に関する条例」の考えにつきましては，本条例は平成２７年度に施行されました「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づいており，管理不全な空き家等の対策を総合的かつ計画的に実施し，市民の安全及び安心並びに生活環境の保全を図ることを目的といたしております。

また，条例の内容につきましては，協議会の設置，空き家等対策計画の策定，固定資産税情報の内部利用等や

特定空き家に対する立入調査・指導・勧告・命令・代執行も規定しております。この条例の特徴といたしましては，本市及び所有者等の責務や台風等に対応するため，緊急安全措置を定めているところでございます。

今後は，議員の御案内のとおり，先ずは条例を制定し，空き家の実態調査を行った上で，奄美市空き家対策計画の策定を目指してまいりたいと存じますので，御理解を賜りたいと思います。

２３番（橋口和仁君）　導入につきましては市長からも答弁をいただきました。今回，空き家再生等の推進事業ということで最初質問いたしましたが，国においては，これからなかなか自治体ごとに計画が作成されていないという実態状況において，平成２８年度に空き家対策総合支援事業ということで国のほうが助成事業を施していただいて，空き家がスムーズに遂行するということでございました。中身は多分一緒だと思いますので，それについてまた話をさせていただきたいと思います。

まず，推進に当たって計画ということでございますが，その前に調査をしないといけないと。実態調査。その実態調査については，本市においてはどのような実態調査を考えているのか。職員で回って調査するのか，また，専門的な見地の方々と一緒になって調査されるのか，そのあたりについては如何でしょうか。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　どのような方法で空き家の実態調査を行うかという御質問ですが，新年度のまた予算のほうで空き家実態調査ということで地方創生費のほうで予算を計上しております。職員が回るには非常に件数が多いということと，非常に専門的な観点も必要だということから，今回，委託費のほうで計上させて実態調査をやるということになっております。

方法といたしましては，職員も含めた委託業者と１軒１軒，地図上に落とした物件を奄美市全体を把握しながら，本当に空き家なのかどうか，また，所有者がはっきりしておるのかどうか，そのあたりも含めながら１軒１軒調査をして，１年間の契約で結果を出すということになるというふうに考えております。以上です。

２３番（橋口和仁君）　１年間の契約ということで，市としては，空き家というのはいろんな面で顕在化している状況だと思います。実際に対策室というのは設けられないのかということでありますが，そこで，福祉政策課のほうでこれから率から見た実態調査ということで示させていただきますが，平成２６年度，これにおいて，本市においては２７．２８パーセント，それが３０年度，１２月３１日に集計していただきました。それによると３０．６３と，約３パーセント，高齢化率が上がってきているんですよね。そこで，じゃあ，高齢化率の中において独居の方々が何人ぐらいいらっしゃるのかということでございます。それによると５，２９１人，約４０．８パーセントの方がおひとり住まいということで，また，世帯においても年々減少しているという状況で，そういうあたりも考えたときには特別対策室という課を設けてしっかりと取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますが，それについて見解がございましたらお伺いいたします。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　聞き取りのときに，体制はということでお聞きしていますので，その件だということでお答えしたいと思います。

議員ただいま御指摘ありましたとおり，今後，空き家の実態調査，また協議会の設置，また空き家等の対策計画の策定，順次進めていく必要が出てきます。

また，空き家に係る問題は，今あるプロジェクト推進課だけではなく，建築，また環境，そしてまた固定資産税，また先ほど議員がおっしゃった福祉関係のほうからもいろんな御意見があると思います。そういったさまざまな分野で影響を及ぼしますので，まず，進め方としましては横断的な課の中で横断的なワーキンググループをまずつくって，いろんな問題点を洗い出しながらまずは進めてまいりたいというふうに考えております。

その上で，十二分な体制強化ということですが，この体制についてはプロジェクト推進課だけで決められる話ではなくて全庁的な話となりますので，今後，協議会を設置したり，また，空き家計画をつくっていく中で人事配置とか，そういったのは必要性について検討させていただきたいというふうに考えております。以上です。

２３番（橋口和仁君）　是非よろしくお願いいたします。

余談でございますが，来年度から自衛隊の方々が駐屯地工事に入っておられるという状況で，また，住宅も整備されておりますけれども，空き家を借りたいというお声も聞いております。そのあたりも総合的に検討していただいて，空き家が少しでも改善できるように対策に取り組んでいただきたいなと，このように思っておりますので，ぜひよろしくお願いをいたします。

次に，経済対策についてお伺いをいたします。

ことし１０月から消費税１０パーセントが予定されております。これに伴い，軽減税率制度が設けられ，一部の人については消費税が８パーセントに据え置かれます。８パーセントに２パーセントの増税になることによって，今後，どれだけ私どもの暮らしに影響が出てくるのか懸念するところであります。

消費税導入についてはこれまでに，財政不安を払拭するため，バブル時代も末期の１９８９年に税率３パーセントでスタートいたしました。税率はその後，１９９７年に５パーセント，２０１４年に８パーセントに引き上げられ，現在に至っております。本来であれば，２０１５年１０月に税率１０パーセントへの引き上げが予定されていましたが，増税による消費の落ち込みや景気減速の可能性が懸念され，２０１７年４月へ延期に，ところが，その後も景気は力強さを欠き，２０１９年１０月への再延期が決定をしております。そして，これまでに過去２回にわたり延期を繰り返してきたこと，高齢化社会が進み，社会保障費などの指数拡大は避けられない状況などから，２０１９年１０月には予定どおり１０パーセントへの消費税増税が実施される見通しです。

そこで，今回，軽減税率とあわせてキャッシュレス決済によるポイント還元の取り組みが議論の中にあります。キャッシュレスについては，世界経済状況の中でキャッシュレス普及は目覚ましく，我が国は利用率２０パーセントと，国においては２０２７年までに利用普及率４０パーセントを目指すと閣議決定をしております。

まず，先般行われましたキャッシュレスと外国人接遇セミナーについて，これは事業所が対象だと，参加状況が気にかかるのですが，このセミナーを踏まえて，今後の取り組みをどのように検討されるのか，また，将来の奄美経済においてのキャッシュレス決済化に向けてどのような考えをお持ちか，見解をお聞かせください。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

キャッシュレス化につきましては，議員御指摘の消費税の導入の関係と，また，外国人対応のキャッシュレス化という２つの観点から，市のほうではキャッシュレス化に向けての事業を導入していますので，その全体的なお話で説明させていただきたいと思いますので，よろしくお願いします。

インバウンドセミナーにつきましては，奄振のリーディングプロジェクト枠を活用し，キャッシュレスセミナーと接遇セミナーの２セミナーを実施したところでございます。

キャッシュレスセミナーにつきましては，笠利地区で１回，名瀬地区で２回実施，合計１１０名の参加でございました。参加者は，製造，宿泊，ガイド，金融，小売と様々な業種となっております。アンケートでも多くの方から満足の結果をいただいております。セミナー後に実際に機器導入を決定した事業者もおり，大変効果的な事業であったと認識しております。

キャッシュレス決済を導入することによる社会的なメリットとして，消費促進による経済活性化，社会コストの削減，税収アップ，安全性・生産性の向上などが挙げられます。事業所としては，客層の広がり，売り上げの向上，信頼性の向上，外国人観光客の対応などのメリットがございます。

さらに，本年１０月の消費税増税に伴い，中小規模事業者向けにキャッシュレス決済の導入支援や，キャッシュレス支払いをした消費者へのポイント還元等の事業が国において計画されていることなどから，日常生活並びに観光振興の両面においてキャッシュレス化の推進は重要であると考えております。

今後も，キャッシュレス化の推進とキャッシュレス化への啓発セミナー等について関係機関と協議・連携を行い，効果的な事業内容について検討してまいりたいと考えております。以上です。

２３番（橋口和仁君）　笠利１回，名瀬のほうで２回，計３回と，参加人数は１１０名ということで非常に好評であったということでございますが，キャッシュレスにおいては，使ってもらいたい方，事業所，使う方と，両面のほうからこのセミナーを開くべきじゃないかなと思います。

キャッシュレスについて，あえてこの種類についてちょっと述べさせていただきますが，種類についてはまず

クレジットカード，そしてデビットカード，電子マネー，さらにＱＲコードということで，今，ＱＲコードについては昨年，大手の事業者が１００億円還元キャンペーンということで話題になりまして，その後，いろんな事業者が参入してきたと。今，テレビの放映を見ておりますと，キャッシュレスの状況，そして，また，CM等においていろいろと発信されておりますので，キャッシュレスというのはどういうものかというあたりはある程度理解されているのじゃないかなと思っております。

そこで，一番気になるポイントは，１０月から消費税が１０パーセントと。そうなると，カードなりＱＲコードなりを使うことによって５パーセントを還元すると。持っていない方は１０パーセントか８パーセントなんですね。キャッシュレスすることによっての，キャッシュレスを使う方と使わない方の利益差が大分出てくるわけですよ。国においては９カ月間ということで期間を設けてポイント還元５パーセントということで１０月１日から始まるんですが，そのあたりにおいて，先ほど，事業者に対してセミナーを行っておりますが，ぜひ市民の方々にキャッシュレスの効果というあたりもしっかりと周知を図るべきなんじゃないかなと思いますが，そのあたりについての見解は如何でしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　議員が御指摘のように，日本全体ではキャッシュレスよりも現金を使う方が多くて，確かにおっしゃるようにキャッシュレス化というのは２０パーセントぐらいだと。その中で将来的にはそれを４０パーセントぐらいに上げていこうという国の計画も示されております。その中で，国からもその周知に向けての取り組みなど，また具体的に示されてくることではないかというふうに考えております。その中で，市民に対しての消費税に対する５パーセントのポイント還元なんかについてもありますので，その付近については関係団体なんかとまた協議をして，どのような方法があるのか，ＰＲについてですね，その付近を検討していきたいと考えております。以上です。

２３番（橋口和仁君）　是非よろしくお願いいたします。

それでは，インバウンド対策についてお伺いをいたします。関連いたしますので，３番の中心市街地の活性化に向けても一括して質問させていただきたいと思います。

後で中心市街地の活性化については多田議員のほうから細かく質疑があると思いますが，私はインバウンド対策においての中心市街地の活性化ということで，そのあたりに特化して質問させていただきたいと思います。

まず，直近のインバウンド対策，これは個人対策と団体対策があると思いますが，団体対策において，まずはクルーズ船というふうに考えておりまして，クルーズ船の状況が直近においてどのぐらい寄港されているのかまず示していただきたいと思います。そして，あわせて経済効果までお示しをしていただければと思っています。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

直近３年の本市へのクルーズ寄港数につきましては，平成２８年度が１０回と，そのうち外国船が５回となっております。平成２９年度は１３回，うち外国船が３回と。今年度におきましては１８回，うち外国船が８回となっております。

経済効果というお話でございましたので，今年度のサンプリンセスが，大型の外国船が入っているんですけれども，その例で申し上げますと，１回当たりの寄港で約５，８００万円という形で試算しております。以上です。

２３番（橋口和仁君）　ちなみに，来年度の寄港予定というのは示してもらえますか。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

商工観光部長（武下義広君）　申し訳ありません。平成３１年度の予定につきましては２４回と，その中で外国船は１２回を予定しているということでございます。

２３番（橋口和仁君）　経済効果は５，８００万円と，そして年々，外国船籍が寄港されているという状況がうか

がえました。

そこで，じゃあ，中心商店街への訪日客についてお伺いをさせていただきますが，クルーズ船が寄港した際に，北と南に観光ということで周遊されていきますけれども，一部の方々はシャトルバスを使って中心商店街に行っていただいていると。中心商店街においてもいろんなイベントをされているということで聞いておりますが，そのイベントの内容，どのような状況でされているのか。それで，中心商店街の方々との協議会はどのようにされているのか，まず示していただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

大型クルーズ船来航時には，オプショナルツアーに参加しない乗客のため，ツアー会社やバス事業者において商店街までシャトルバスを運行しております。そのため，多くの観光客が商店街に訪れており，特に昨年のサンプリンセスの来航時には商店街で買い物をする方も多かったとのお声を伺っているところでございます。

クルーズ船寄港の情報につきましては，商店街の役員会へ事前に情報の提供を行っておりますので，商店街においてイベントの企画や各店舗への周知を図り，観光客を迎える計画を検討するなどの対応をとっているところです。具体的に申し上げますと，歓迎横断幕の設置やバス昇降時に臨時の観光案内窓口を設置し，飲食店がマップの配布や街歩きマップの配布，毎回ではございませんが，歓迎イベントの開催など，本市も商店街と連携を図りながら実施しているところです。

また，外国人への対応として，翻訳機を活用した接客やＷｉ―Ｆｉの設置など，各個店による独自の取り組みも行っているところですが，商店街全体としてさらなる受け入れ体制の強化に取り組む必要があると思っております。そのため，商店街においては独自にアンケート調査を実施し，課題の抽出を行っているところですので，本市といたしましても商店街の皆様と一体となって受け入れ体制の強化に取り組み，クルーズ船来航の効果が商店街へも益々波及するよう，検討を行ってまいりたいと考えております。以上です。

２３番（橋口和仁君）　ありがとうございます。受け入れ体制についてなんですが，翻訳機を使ったりとか，Ｗｉ―Ｆｉとか，設備数とかでございますけれども，市当局として，これはちょっと提案なんですが，インフォメーション機器，例えば，空港のエレベーターを上がった窓際のほうにインフォメーション機器というのがございまして，あれはすごく視覚に訴える機器だなというふうに感じておりますけれども，要するに，機器を通して店舗の動画配信というあたりをイメージしていただければ，そのインフォメーション機器がアーケードの入り口のほうに設置され，そして，また，多言語パンフレットの設置とか，また，免税店，そして，多言語による放送とか，そのあたりもしっかりと受け入れ体制としては整備すべきじゃないかなというふうに思っております。なぜならば，先ほど，来年度は１２回寄港されるということで，どの国の方々がこちらのほうにおいでになるかは分かりませんが，いろんな点から中心市街地の事業所としっかりと検討して，そして，その方々がもう一度奄美のその町に行きたいなという環境をつくっていただきたいと。そして，あわせて，先ほどキャッシュレスについても一応質させていただきましたが，中心市街地４３ヘクタール，その全てにおいてキャッシュレス化が推進されていけば特区的な位置づけになってくるのかなというふうに感じております。今年は相撲において全国から個人の方々が入ってこられます。そして，来年は国体が入ってこられます。そういう意味において，今，まさに好機だと思っておりますので，中心市街地の活性化に向けてしっかりと取り組んでいただきたいなと，このように思っていますので，ぜひ地域の方々としっかりと検討して，どのような形で受け入れれば喜んでもらえるかと。最終的にその地で買い物してくれることをどういう形でしたら買い物してくれるのかというあたりもしっかりと協議しながら検討していただきたいなと思っております。

それでは，次に，観光振興計画についてお伺いをさせていただきます。

我が国においては，人口減少社会の到来や少子高齢化の進行など，国を取り巻く環境は大きく変化しております。人口減少，少子高齢化は地域の活力の衰退にもつながり，地域の自治機能の低下や文化産業の消滅など，多くの問題が発生しております。そこで，国においては，急速に経済成長するアジアの観光需要を取り込んで元気な日本を復活させるため，観光立国推進基本法の規定に基づき，観光立国基本計画を策定いたしました。本県におきましては，平成２１年に議員立法で観光立県鹿児島県民条例を制定し，その条例の基本理念にのっとり，観

光立県の実現に関する政策を総合的に作成しております。そこで，観光振興計画を策定し，計画に沿って取り組んでいる自治体もあり，本市においても取り組んでいく時期ではないかと思いますが，いかがでしょうか。御見解をお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　計画に基づいてということでのお話だと思いますので，その見解ということですので，答弁させていただきます。

現在，奄美市としての観光振興計画は現在ございませんが，これに即した計画としまして奄美市「攻め」の総合戦略がございます。この中で，観光振興推進に係る基本目標，施策の基本方向，重要業績指標を設定し，取り組んでおります。

なお，計画内の数値目標につきましては，平成３１年度の入り込み客数４５万人を目標としておりますが，既に達成されているところでございます。

また，現在，奄美大島５市町村で観光振興を推進しておりますが，あまみ大島観光物産連盟において奄美大島中長期観光戦略を策定しております。この中で，滞在日数，観光消費額，観光満足度，リピーター率といった目標値を設定し，その目標達成に向け，着地型旅行商品の造成，ＳＮＳを活用した情報発信，奄美空港における観光情報拠点窓口の充実等の事業を実施しているところでございます。

なお，一般社団法人あまみ大島観光物産連盟におきましては，昨年１２月２１日付で鹿児島県内初の日本版DMOに登録されました。日本版DMOに登録されたということは，行政区ではなく，奄美大島全体を一つの目的地として考え，地域を分析し，受入体制の構築や情報発信に取り組んでいく組織として認められたことになります。

観光客も奄美大島を目的として来られることから，奄美大島全体としての目標や計画を持つことが重要であると考えております。いずれにしましても，議員御提案のとおり，ビジョンを持ち，目標設定を行うことは大変重要なことだと考えておりますので，今後も観光関連事業者との議論を重ね，観光のビジョンを持ち，島民みんなで共有してまいりたいと考えております。以上です。

２３番（橋口和仁君）　理解させていただきました。

１点だけお願いしたいということでございますが，DMOが取り組んでいくということであれば，本市のホームページにDMOの取り組み状況，計画も含めてそこに載っけていく必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので，それはぜひ検討していただきたいなと思っています。ぜひよろしくお願いをいたします。

次に，農業振興についてお伺いをさせていただきます。これも重要な課題でございますので，時間も差し迫っておりますが，的確なまた答弁をお願いしたいなと思います。

今年の地元新聞の元旦号に，果樹農業新時代の見出しで３ページにわたりかんきつ関係の記事が掲載されました。農家はまとまり，産地振興へと，この記事を見て，いよいよ奄美のかんきつが新しい局面に差しかかってきたのかと，非常に希望を抱かされた記事でもありました。そして，くしくも，本年，三反園知事は年頭の抱負として，観光と農業が鹿児島の基幹産業であり，更なる飛躍の年にすべく取り組むと強調しております。その裏打ちされた根拠として，昨年，２０１７年の農業産出額を公表し，ＪＡ等がオール鹿児島で取り組んだ結果，茨城を抜いて農業産出額は全国で２位と，そして，更なる飛躍を期すと，新たに述べております。本市においても県とさらに連携し，観光はもとより，農業振興においても節目の年と位置づけて取り組んでいただきたい。その思いを込めて，奄美タンカンの産地化に向けてどうあるべきかをまずお示ししていただきたいなと思っております。そして，その上において，選果場への搬入対策においてなかなか搬入率が悪いということでございます。私ども委員会の中でも委員のほうから指摘されました。直近の状況を含めて，その課題と対策についてどうされているのか，まずお示しをしていただきたいと思います。

農政部長（山下仁司君）　それでは，お答えします。

まず，直近のタンカンの取り扱い，選果場の取扱量について御説明したいと思います。平成２９年度の選果場の搬入量につきましては１３６．９トンとなっております。今年度につきましては３月５日現在で１１１．７ト

ンとなっております。一番多く取り扱われたのが平成２８年度の２８９．８トンとなっておりまして，計画量の４６０トンにはいまだ達していない状況でございます。

選果場の利用が少ない原因としましては，部会などを中心とした生産者組織の活動が十分でないことや，販売において選果場のメリットが生かされていなく，選果数量に見合った販売単価に至っていないことなどが挙げられます。これは生産者だけでなく，卸売業者など，流通関係者や消費者などにおいても選果場のメリットがまだ十分に浸透していないことが原因ではないかと考えております。

市といたしましても，他町村，関係団体と連携し，生産者に対して栽培講習会や巡回指導などを通じて組織活動の強化や選果場への利用促進を図るとともに，流通業者や消費者に対しても選果場を活用した品質の保証されたタンカンの周知を図り，選果場のメリットを生かした有利販売体制を支援してまいりたいと考えております。このような取り組みにより，将来的に産地化を図れるものと考えておりますので，御理解をお願いしたいと思います。

２３番（橋口和仁君）　端的に申し上げますと，まず，農家がまとまるというのが一番の大きな課題であると思います。その上で，全てのタンカンを選果機に通すということが一番大事なことなのかなと。その上で，農家においては中央青果，そして個販のルート，そしてまた共販のルートということで３つのルートで分かれていきますけれども，まず選果機を通すという体制づくりをまず作っていただきたいということでございます。

時間もございませんが，ＴＰＰ１１について少し若干触れさせていただきますが，オレンジについては，すいません，モニターに投影していただきたいと。関税がオレンジについては８年後に関税撤廃ということで，平成１９年４月から２５．６パーセントということになります。８年後には関税率がゼロということでありますので，今の状態が続いていきますと，産地農家全体でも厳しくなると。

議長（師玉敏代君）　以上で，自民新風会　橋口和仁君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。１０時４５分再開いたします。（午前１０時３１分）

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

１８番（﨑田信正君）　おはようございます。日本共産党の﨑田信正です。

さて，真新しい庁舎で真新しい議場での一般質問に当たり，今，この席に立つことで改めて，平成１２年９月旧名瀬市議会の一般質問に立った初心を改めて思い浮かべているところです。憲法を暮らしに生かすことを初心とし，特に戦後，日本の民主的復興の基礎となった憲法９条，２５条を守り，発展させることが大切だとの思いを１９年間の議員活動でぶれることなく貫いてきたと自負しております。しかし，今，安倍政権のもとでこの憲法が壊されようとしていることに大きな不安を感じているところです。

今，私たちが兄弟島と呼び，ともに復帰運動を戦った沖縄で今何が起こっているのか。歴史の真実に照らせば，余りにもひどい安倍政権の実態が浮かび上がってくるわけです。沖縄の翁長知事が亡くなる直前に開いた７月２７日の記者会見で，「２０年以上も前に決定された辺野古新基地建設を見直すこともなく，強引に推し進めようとする政府の姿勢は到底容認できるものではありません」と述べ，記者の質問に対しては，「今の日本のアメリカに対しての従属は，日本国憲法の上に日米地位協定があって，国会の上に日米合同委員会がある。この２つの状況の中で日本はアメリカに対して何も言えない状況がある」と翁長知事は話されているわけです。２月２４日に実施をされた県民投票の結果を受け，２月２６日の朝日新聞社説は，「これが民主主義の国か」との見出しで，「何と無残な光景か。はっきりと示された民意を無視し，青い海に土砂が投入されていく」，同じく南日本新聞は，「安倍政権は日ごろから沖縄に寄り添い，丁寧に説明すると言っていたはずだ。それならば選挙期間中に辺野古移設が必要な理由を説くべきだったのではないか。余りにも不誠実な姿勢だと言わざるを得ない」と書いております。このような安倍政権のもとではますます日本の安全と国民の暮らしが脅かされることになり

ます。私は政治にかかわる地方議員の１人として，微力ではありますけれども，今こそこの初心に立って地域住民の利益を守る立場から一般質問を行いたいと思います。

それでは，通告に従って順次質問してまいりますので，よろしくお願いをいたします。

まず最初に，市長の政治姿勢についてです。２０１９年度の予算案が示されました。市長は，施政方針の結びのところで１０年前の施政方針に触れられております。「ともに語り，ともに考え，ともに行動するという「和の心」を基本理念として，市民の笑顔があふれ，元気な声がこだまする明るい奄美市を市民の皆様と一緒に力を合わせて創造していく」と述べられたことを紹介されました。私も市政の基本的なものだと共感をいたします。冒頭申し上げましたとおり，私はもう議員になって１９年，議員として常に弱い者の生活向上の立場で取り組んでまいりました。主義主張の違いは当然あることであります。ともに語り，ともに考えることはできても，ともに行動できない部分ももちろん出てまいります。その場合でも言論の府と言われる議会で議論を重ねてきたものであり，今後とも議論を通じて奄美市の発展につなげていきたいと思います。

私は先ほど，弱い者の立場でと述べましたが，憲法２５条を市政に，そして生活に生かされることが何よりも大切だと思っております。憲法２５条はどう書いているのか。「すべて国民は，健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は，すべての生活部面について，社会福祉，社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」としております。この憲法のすばらしいところは，全ての国民であり，全ての生活部面としているところだと思います。平均を言っているのではないんです。遅れているところがあってもいいところもあるからという，そういう言い訳は出来ないということであります。

その立場でまず最初の質問は，私，これまで財政問題では余りしていないんですが，福祉の充実などの要望には，財源がないとか，安定した財源の確保が必要だからという答弁がよくあります。財源がなければ物事を進められないのは，これはもう当然のことであります。財源の使い道が問われなければなりません。日本共産党市議団は，以前には，末広・港土地区画整理事業については身の丈に合った開発を求め，反対をしてまいりました。ここ数年，一般会計では反対していないんですね。住宅リフォーム制度の実施，高齢者のバス代等の補助や子ども医療費の中学生卒業までの無料化，私たちの要望にも応えていただいた施策については評価をしております。それでもなお市民生活の実態を見れば，まだまだ充実させるべき政策は他方面にわたっていることも事実であります。

そこで，今回は財政調整基金について取り上げてみました。市長は議会答弁で，財政調整基金の目標については一般会計予算額の１０パーセントと述べられております。その確保のために努力されていることは平成１９年度の２億３，４００万円から始まり，毎年，目標額に向けて確保され，平成２４年度は１４億４，１００万，そして，平成２８年度に３９億２，８００万円と，これでは目標額を上回ったことになります。市長が示される１０パーセントというのは，これはもう全国の一般的基準となっているようですが，平成３１年度の目標額とその根拠についてお示しをいただきたいと思います。続いて，目標額を超えた部分があれば，積極的に福祉の分野で活用し，市民生活の下支えをすべきだと思いますけれども，この件についても御見解をお伺いいたします。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　﨑田議員にお答えさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり，私も，まず和してしかる後に大事なるという言葉があります。まず，お互いが目標をいつにしたら，とめるものも，とめないものも，まずチームワークを整える。スポーツであろうと，組織であろうと，やはりその基本的な姿勢がまず大切ではないかという思いで私は臨んでいるつもりであります。それはとりもなおさず，住民にまず等しくサービスを提供できるような行政環境・財政環境を作ってまいりたいという思いから，私がその旨を申し上げているつもりでございます。かといって，それが全て満足だということはまだまだ感じておりません。ますます増大していくであろう行政ニーズ，市民の思いに対して満足足り得ない部分があろうかと存じますが，それを少しでも実現・具現化していくためには，行政を執行する上においてお金が必要であります。そのお金を弾力的に運用できるのが財政調整基金であると私自身感じているところであります。そういう意味において，財政調整基金を有する基金として，災害時の予算編成時に貴重な財源として有効活用させ

ていただいているところであります。

お尋ねの目標につきましては，現段階において一般会計予算額の概ね１割程度を常時確保しておくべきであろうと考えております。この１割の根拠につきましては，特に国や県等において定められているわけではございませんが，平成２２年のあの豪雨災害や台風等の大規模災害時において，過去の取り崩し実績等も参考に，必要な額であろうと考えているところでございます。

一方で，本市においては，財政調整機能を有する財政調整基金のほかに，各種政策に目的に沿った特定目的基金，いわゆる地域振興基金，公共施設整備基金，そして，ふるさと応援基金などがございます。これらの基金につきましては，各種施策の推進財源として積極的に活用させていただいているところであります。今後も計画的に積み立てを行うとともに，効果的・効率的に安定的な財源を確保して財政運営に努めてまいりたいと考えておりますので，どうか御理解をいただきたいと思います。以上です。

１８番（崎田信正君）　１０パーセントということで，３１年度は約３３６億ですね，一般財源。今現在あるのが３９億，これは超過しているわけですが，これを積極的に福祉のほうへ使うんだという立場をお持ちなのかどうか，もう一度御答弁をお願いいたします。

総務部長（菊田和仁君）　まず，本市の当初予算の１割を若干超えているということは認識いたしております。

ただ，市長も先ほど答弁がありましたが，豪雨災害のときには，参考までに申し上げておきますと，奄美豪雨災害のときの基金取り崩し額は財政調整基金が約８億５，０００万，それ以外に地域振興基金と公共施設整備事業基金も取り崩しておりまして，合計で１０億５００万となりますが，こういった額を取り崩していたのが現状でございます。

その上で，福祉関係の取り組みについてでございますが，先ほども申し上げましたが，政策的な施策に取り組む基金として地域振興基金を私どもは持っております。その上で，福祉の関係につきましても，政策的な事業，議員の皆様にも当初予算の説明資料としてお配りしておりますが，地方創生関連事業の中に，お達者ご長寿応援事業，あるいは出産祝い金支給事業，子ども医療費助成事業，こういったものを地域振興基金を財源として地方創生関連事業として取り組んでいるところでございますので，御理解を賜りたいと思います。以上です。

１８番（崎田信正君）　具体的な政策はどう実現していくかということについては，この後，予算委員会がありますので，そこでまた詳しくできるかなと思いますので，よろしくお願いいたします。

次に，陸上自衛隊駐屯地の件ですが，やはり説明会の開催は必要だということで今回も質問させていただきます。

政府は２月２２日，３月２６日に，陸上自衛隊駐屯地を新設することを閣議決定したということで，３１日には開設のいろんなイベントもあるようですが，この間，自衛隊基地の建設に当たっては，もう市民団体から再三再四，説明会の開催を求める陳情が出されております。この３月議会でも防衛省へ，奄美市へのミサイル部隊配備計画について説明会を求める陳情が出されておりますけれども，遡れば２０１６年１２月，２０１７年3月，２０１７年9月，そして，２０１７年１２月と，それぞれ若干ニュアンスは違ってきていますけれども，説明会を求める陳情という形で出されております。いずれも残念ながら賛成少数で不採択ということで，当初，大熊で行われた防衛省の広報的な説明会だったと思いますけれども，これが開催されただけで，その後はまともな説明はされていないんですね。

今，安倍政権のもとで集団的自衛権が容認をされ，特定秘密保護法とか，共謀罪とか，そういった戦争できる国づくりを進めている。光学兵器の爆買いなど，軍拡もどんどん進んでいる。教育界にもいろんな影響を今及ぼしているという状況の中で，自衛隊員の方はそれぞれ志を持って国を守るんだということで入隊されている方が多いと思いますけれども，その思いとは別に，安倍政権のもとで自衛隊駐屯地の存在が将来にもたらす影響に不安が増す状況になっているんだと私は感じております。

冒頭述べたとおり，市長の思いを市民が共有することは市政運営上大切なことだと思います。日本共産党議員団は，市民と真摯に向き合うべき行政，議会，議員は市民に対して丁寧に説明することを重視することが必要だ

と考えております。その一つは，開設以来，トラブルが続いている学校給食センターですね，説明会を求める陳情はあったけれども，実現しなかった。ところが，いろんなトラブルが出てきた状況もあります。私も何でもかんでも説明会をという立場には立っていないんです。大事な節目となるような事由についてはやはり開催すべきだと。自衛隊の駐屯地の建設，それから，先ほど申し上げた給食センターというのは，これまでにない新たな取り組みということになるわけですから，しっかりとした説明会を開くべきだというふうに考えております。自衛隊もいよいよ開設ですから，今からでも開催したほうがいいと思うんですが，この件について御見解をお伺いいたします。

総務部長（菊田和仁君）　これまでも繰り返し答弁してまいりましたが，本市への陸上自衛隊奄美駐屯地部隊の配備に係る地元説明会につきましては，平成２８年６月に防衛省と本市の合同で実施しております。開催に当たりましては，新聞記事への掲載により市民の皆様へ広く周知の上，入場制限は設けず，資料を用いて駐屯地整備や任務の重要性，各施設の概要，隊員と地域の交流など，詳細にわたり説明がなされております。

議員のほうからも話がありましたが，本年３月末には開設の運びとなっておりますので，開設後に部隊の訓練状況等を市民の皆様に周知する機会を設けることなどについて，現在，防衛省と検討を進めているところでございます。

いずれにしましても，引き続き連携を密にし，得られた情報につきましては議会へ報告し，市民の皆様への周知を図ってまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１８番（崎田信正君）　部長，今，答弁で詳細に説明したと言われる。あれを詳細と言う時点でもう感覚が違っているんだなという思いがいたします。

奄美市で２０１７年5月1日と２０１８年4月３０日に宇都隆史議員が講演をされておりますよね。この方は元航空自衛官で，外交防衛委員会の理事を務めているという方ですが，この方が――1月１１日の南日本新聞です。ここで，年頭に当たってのインタビューを受けたんだと思いますけれども，そこで，南日本新聞の問いでは，今春，陸上自衛隊の部隊が奄美に配備される。地元では配備に不安の声がある。鹿屋なのでは米軍の訓練移転も控えると，こういった質問に対して宇都議員は，「政府は責任があるため，粛々と前に進めようとしがちだ。我々与党議員の努力もまだまだ足りないと思う。説明の機会を増やし，反対や懸念を示す人の理解を得なくてはいけない」と，こう述べているんですね。説明の機会を増やすということを当局というか，防衛関係の人が言っているわけですから，ふやすというのは必要じゃないんですか。いま一度，今の宇都議員の発言などを聞いてどう感じられているのか答弁をお願いいたします。

総務部長（菊田和仁君）　もういよいよ開設の運びになるということはもう御理解いただいていると思いますが，その上で，そういった不安を持っていらっしゃる方もいるだろうということも含めてですが，そういったことがなくなるように部隊の訓練状況等も含めて市民の皆様に周知する機会を設けると，そういう方向で今防衛省と協議をしているということで御理解をいただきたいと思います。

１８番（崎田信正君）　私，昨年の５月８日に九州防衛局に日本共産党鹿児島議員団として，一員としてオスプレイ問題で交渉に行ったわけです。その後，７月１９日に奄美大島５市町村連名で在日米軍機オスプレイによる奄美空港への緊急着陸及び奄美大島上空における低空飛行にかかわる対応についてという要請文が出されました。その要請では，低空飛行について，設定された区域を厳守することを要請されておりますけれども，今の現状を見ると全く無視という状況ですね。事実，防衛局は，米軍の飛行ルートにつきましては，具体的な経路等については米軍の運用にかかわることでもございますので承知しておりませんと答えております。それも全国各地で同じような答弁をしているわけですが，しかし，この答弁の裏に，日米合同委員会で米軍の飛行計画や臨時の訓練区域などを非公表とする覚書があったということが国会でも明らかになりました。市長は，国防という住民の安全確保のため，国を信じて表明を決断というふうに述べられているわけですね。沖縄の先ほど紹介した例も含めて，今の密約など，これは国を信じていいものかどうか，大変疑わしいと思うんですが，今もこの考えは変わら

ないんですか。ちょっと答弁をお願いいたします。

市長（朝山　毅君）　結論から言いますと変わりません。私は，外交，防衛というものは国の根幹のものである。したがって，議員が先ほどおっしゃったように，国民誰もが平和を希求する権利を持っております。そういう中において国の責務として国家国民を，外交，防衛，経済，あらゆる面でどのような形で国家国民を守っていくかということは，私は国の責務であると。そういう中において，外交であり，防衛である，この現在の環境，定められた場合，国は防衛という形からどのように国家を守るか。しかもこの地域をどういう中において，南西諸島地域の不穏な空気を予見・想定しながら，まず，安全な確保，安全な体制づくりを構築していくということは，国にとって私は当然の責務だと思っています。そういう意味において国家国民，辺地といえども，離島といえども，少ない国家国民であろうといえども，国の責務においてこういう不穏な環境は，安全安心にして生活できるような環境づくりは国がすべきだと，そういう中において自衛隊が国の責務において配備されるということについては，私は配備については賛成と，容認しますと申し上げましたが，その後の説明について，私が内容を詳しく知ることはありません。したがって，今，部長が申し上げましたように，入り口論についての配備についての前任は，私は賛成だと申し上げましたが，後の自衛隊の活動内容とか，装備内容とか，後の状況については自衛隊の皆さん方に御説明していただかなければ，私が詳しく知る由もございません。したがって，不安に思う市民の皆様方に払拭するためにも，防衛省に対してそういう方々に説明できるような環境はできませんかということを問い合わせているということでありますので，その点は御理解いただきたいと思います。その結果はまだわかりませんが，そういう不穏な，あとは不安を覚えている多くの市民がいらっしゃるということでありますので，そのことを伝えて説明会などをしていただきませんかということを要請活動しているということだけは御理解いただきたいと思います。以上です。

１８番（崎田信正君）　ぜひ防衛省に伝えていただきたいと思いますが，国を信じてということについては，この間，国会でも問題になったイラクの日報を隠蔽するとか，自衛隊だけじゃなくて，他のところでもいろんな嘘と改ざん，そういうのが明らかになっていますよね。先ほどの密約の件も含めて，本当に何の情報もなくて信じることができるのかと。私も自分が勝手に言っているわけじゃなくて，一つ一つのこういう事実があるから，もう全て国に任せて大丈夫かということは言えないんじゃないかなという思いで質問をさせていただきました。

次に，実際にオスプレイの危険性が増すのではないかということですが，オスプレイの危険性については低空飛行訓練でやっているということで，議会でも全会一致で決議をした経過があります。７月１９日は先ほど言った５市町村が意見の要請書も出しているということですけれども，以前にもオスプレイの危険性についてお伺いをしました。そのときの，これ，平成２９年の第３回定例会ですが，「オスプレイの事故率について，突出した数字とは分析されていないとの認識もございます」というのがその当時の答弁なんですね。低空飛行訓練がこれだけ頻繁に行われているこの市にあって，何かよそごとのような答弁だなという思いをそのときも受けたわけですが，改めて，米空軍安全センターが２０１７年１０月から２０１８年９月の１年間の空軍運用の航空機の事故の件数をまとめております。それによると，ＣＶ―２２，これは空軍のオスプレイですが，運用開始２０００年度以降の１０万飛行時間当たりのクラスＡ，最も重大な事故だということですね，５．８４件，前年度より１．７９ポイント上昇し，２０１８年の単年度でも空軍全体の平均１．４５件の約１２倍の１７．３６件に上っています。これは米空軍の資料ですから。この現実を踏まえて，オスプレイは危険な飛行機だとの認識を，これは少なくとも危険な飛行機だという認識は，この思いだけでも共有できるのじゃないかな，共有していただきたいと思いますけれども，御見解をお伺いいたします。

総務部長（菊田和仁君）　オスプレイの機体の安全性の問題についてでございますが，専門性を有することでもあり，本市として具体的な答弁は申し上げられませんが，市民の安全確保が大前提でございますので，今後も関係機関と連携を密にして対応してまいりたいと存じます。

なお，その事故率のお話でございますが，防衛省の見解でございますが，安全記録の一つとして使用はされておりますが，整備ミスや操作ミスなど，機体以外の要因で発生する事故もあるということで，それはあくまでも

目安の一つとして考えるべきであると。事故率のみをもって機体の安全性を評価することは適当ではないという見解を防衛省のほうは持っているようです。

なお，今，﨑田議員がおっしゃった事故率の話なんですが，私どもの手元の数字とは若干違うようでございますが，私どもが防衛省からいただいている事故率が３０年９月末時点で２．８５，前年同月末が３．２６ということで，若干その数値は落ちているということを私どもは報告を受けているところです。以上です。

１８番（﨑田信正君）　防衛省がそう言うからオスプレイは危険じゃないということなんですね。だけど，私が言っているのは，ずっと事故が起こっているので，実際に奄美空港に緊急着陸した昨年６月４日，５日，１カ月間駐機したわけですよ。それで何をやったかというと，ロールスロイス社製のエンジンと取り替えているわけですね。２２０万ドルかかっている。２００万ドル以上クラスAだということなんですけれども，オスプレイというのは，去年駐まったのは横田基地のオスプレイですよね。空軍のオスプレイです，ＣＶ―２２。今，奄美上空を我が物顔で飛んでいるのはMV―２２，これは普天間の海兵隊のオスプレイなんですが，これは，今の状況では沖縄から本土へ行ったり，本土のオスプレイが沖縄に行ったりというのを頻繁に繰り返しているという情報もあるんですよね。そうなれば，そのちょうど間にある奄美大島，実際に去年，そうした事例が起こっているわけですから，ますます危険性が増すんじゃないかなと思うんですけれども，それで駐屯地の話です。オスプレイというのは新しくできる大熊あるいは節子の陸上自衛隊の駐屯地に着陸することは可能なんでしょうか。それは聞いているかどうかわかりませんが，御答弁をお願いします。

総務部長（菊田和仁君）　陸上自衛隊奄美駐屯地にオスプレイが着陸可能であるかという御質問でございますが，駐屯地の能力として物理的には可能であると理解はいたしておりますが，このことにつきましても専門性を有することでありますので，最終的な答弁は控えさせていただきたいと思います。

１８番（﨑田信正君）　駐屯地にオスプレイは着陸が可能だと。なぜこういう質問をするかというと，米軍の日本の上空を運用というのは，また基地もそうなんですが，日米安保条約あるいは日米地位協定で自由に使っていいということになっているんですよね。先ほど紹介したように，米軍は飛行ルートについては公表しないということを密約で決めているわけですから，いつ飛んでくるかわからない。いつどんなふうに訓練を展開しているかもわからない。そこに実際にこれまで４回もオスプレイが緊急着陸をしている。そこに陸上自衛隊の駐屯地ができて，オスプレイの着陸が可能だといったときに，この先，どういう心配が出てくるのかというのは当然持つべきだと。それは，市長自身が市民の安全安心をと言われるわけですから，もしそういう事態がもうないに越したことは当たり前なんですが，もしそういったときにどう対応していくのかという市長の考えも現時点では全くわからないわけじゃないですか。そういった中で本当に市民の安心安全ということが言えるのか。国のほうが国民の安全安心，これは当たり前の話なんですね。ただ，私は方向性が違っているということを言っているわけです。やり方が間違っている。国民に開示しないで，陸上自衛隊の戦闘があった行為でも，それを言葉で詭弁で隠し通そうとするようなところで，方向性が違っているから，国が国民の安全を守るのは当たり前。そうでなければ国の役目を果たさないわけですから，ただ方向性が違っている。本当にこれは全部何の批判もなく信頼できるような状態でもないのは，一つ一つの事例を説明して私は申し上げているわけですから，ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

それで，もう一つ心配事ですが，米軍との共同訓練につながらないのかということです。実際，昨年５月，種子島で自衛隊との米軍海兵隊ですね，共同訓練が行われました。その前にはアメリカのパトリオットという護衛艦が入港したり，それから，陸軍の汎用揚陸艇が入港して自衛隊の車両を運ぶというようなことが実際行われてきているわけですね。言えばだんだん外堀を埋められていくと，次はいよいよ共同訓練になっていくんじゃないかなという思いがしますけれども，奄美ではこういった訓練が行われるのかどうか心配されますが，御見解をお伺いいたします。

総務部長（菊田和仁君）　自衛隊と米軍による共同訓練につきましては，規模の大きい訓練が日米共同統合演習と

いう名目で概ね毎年全国各地域で実施されているようでございます。このような訓練等は必要に応じて日米の合意に基づいて実施されることから，一自治体として答弁することは控えさせていただきますが，昨今の国際情勢を鑑み，有事の際に必要な措置を講ずるための訓練であると認識しているところでございます。

現在，本市を含む南西諸島地域における日米共同訓練についての情報等はございません。今後，仮にそのような情報がある場合には，市民，議会の皆様と情報を共有してまいりたいと考えております。以上です。

１８番（崎田信正君）　国のやることだから，国がやると決めれば，それに対しては意見は言わない，言えないという立場だというふうに今の答弁で思いましたので，次に行きます。

次に，世界自然遺産登録を目指して，自然豊かな平和な島をより一層アピールすべきだと思います。自然から連想するのはやはり平和なんですね。それと相反するのが軍事施設だと思います。豊かな自然，希少動植物の存在に興味を持っての，先ほど橋口議員の質問にもありましたけれども，多くの方が来訪されるわけです。軍事施設とこういった事が棲み分けはできないものだと私は思いますけれども，自然豊かな平和な島と軍事施設が存在する島の調和ということについては何か考えがされているのかお伺いをいたします。

総務部長（菊田和仁君）　陸上自衛隊奄美駐屯地の整備に当たりましては，当然ながら，防衛省において環境調査が実施されており，国指定天然記念物を初めとする希少種の所管省庁である文化庁において，防衛省，鹿児島県，本市の担当部署で協議し，駐屯地整備後の環境変化や自然環境の保護・保全対策について十分に配慮して整備が進められております。

また，当該地域は奄美群島国立公園における特別地域等に含まれておらず，世界自然遺産との棲み分けはしっかりできているものと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１８番（崎田信正君）　世界自然遺産との棲み分けだけじゃなくて，来る方は奄美全体を見るわけですから，そういった観光の施策との棲み分けということも必要かと思います。

それで，自衛隊問題はここで一旦置いて，次の就学援助制度についてお伺いをいたします。これまで子供の貧困の関連で，準要保護世帯の入学準備金について質問したりしました。これは子供の入学前の支給が実現をいたしました。今まで４月支給だったのが３月へと改善されているわけですが，そのほかでも就学援助では学用品費とか，修学旅行費とか，医療費とか，いろいろありますけれども，その対象，奄美市でも取り組まれております。就学援助制度のまず対象者，生活保護受給の要保護者と生活に困窮していると認定されている方ですが，補助する準用保護者，その認定は市町村が行っておりますから，そこで生活保護基準をベースに認定する自治体もあります。奄美市の対応はどうなっているのか。

続いて，これは申請主義かと思いますけれども，準要保護の対象は全員が補足をされ，全員が就学援助制度を受けているというふうに考えていいのか御答弁をお願いいたします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　それでは，お答えいたします。

本市の準要保護の認定基準は６項目ございます。そのいずれかに該当する世帯の児童生徒が対象になります。まず第１に，本年度の市民税所得割が非課税になる世帯，第２に，前年度または本年度に生活保護を廃止または停止され，生活が困窮している世帯，第３に，前年度または本年度に台風，火災，その他災害の被害を受け，市民税が減免された世帯，第４に，前年度または本年度に保護者等の死亡，長期入院などにより収入が著しく減少した世帯，第５に，児童扶養手当を受給している世帯，第６に，その他教育委員会が特別な理由による申請を認めた世帯，以上の６項目です。

次に，準要保護を受けられる世帯が全て受けられているかということですが，奄美市では全児童生徒の保護者に対し，学校を通して就学援助申請書を配布しております。その後，就学援助の申請の有無にかかわらず，全世帯から回収し，確認をしております。今後も，提出漏れはないかの再確認などを学校と連携を図りながら，全ての対象児童生徒が申請できるよう努めてまいりますので，御理解をよろしくお願いします。以上でございます。

１８番（崎田信正君）　漏れはないんだと思いますけれども，というのは，先ほど，就学援助制度，奄美市では６項目というふうに答弁がありましたけれども，国が挙げているのはもうちょっと項目が多いかと思うんですけれども，奄美市で取り組まれていない項目，なぜ取り組まれていないのか，その理由をお伺いいたします。更に，今度の２０１９年度で完全実施する予定はないのか御答弁をお願いいたします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　崎田議員の御質問とちょっと先ほど違うのは，あれは認定する基準の項目の６項目でございまして，崎田議員が御質問を今されたのは準要保護費の費目ということで，学用品費とか，そういうもので奄美市がやっていないものということでよろしいですかね。

１８番（崎田信正君）　はい，そうです。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　まず，本市の準要保護の費目は，学用品費等，学校給食費，修学旅行費，医療費，新入学児童生徒学用品費でございます。また，中学校につきましては体育実技用具費も対象になっております。

議員がただいま御案内しましたとおり，奄美市ではクラブ活動費，生徒会費，ＰＴＡ会費の３費目については現在対象費目にはなっておりませんが，平成２９年度決算で教育費における扶助費は１億７，０００万円を超えており，うち準要保護児童生徒の援助費は６，７７１万円で，一般財源から支給しております。

また，現在支給対象とされていない３費目の補助について試算しますと，小中学校を合わせて平成３０年度においては約１，７００万円と見込まれ，実施するためには今後恒久的な財源確保が必要になりますので，補助対象費目にするか，今後検討させていただきたいと思います。

１８番（崎田信正君）　新年度から卒業アルバム代も追加になるということで，これも対象外になっていますよね。今，財源のことを言われましたけれども，一番最初に財政調整基金のこともお伺いしましたけれども，一般財源ということですが，これは地方交付税の項目になっているということで，地方交付税措置に変わったんですよね。そういった意味では，きっちりと子供たちのために財源を確保してやるべきだと。今検討中だという答弁ですから，これはもう積極的に検討していただいて，今年度で補正予算でも上げていただいて，子供たちのことですから，ぜひ実現できるようにお願いをしたいというふうに思います。

それからもう１点，入学準備金ですけれども，これも奄美市も３月支給で前倒しになって良かったなと思いますが，新年度から１万円，入学準備金が引き上がっていますよね。奄美市はどのように対応されているのか。準要保護の方も対象になっているのかどうか御答弁をお願いします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　平成３１年度の新入学児童生徒学用品費支給については，新小学１年生６１名，新中学１年生７８名，合計１３９名に昨日，口座振り込みにより支給したところでございます。

議員御案内の単価引き上げについては，昨年１２月２８日，国のほうから予算案として通知が来ております。決定通知がまだ示されておりませんので，決定通知を受けまして平成３１年度の当初予算で対応できるか，関係課と協議しているところでございますので，御理解をよろしくお願いします。

１８番（崎田信正君）　では，よろしくお願いいたします。

次に，国保制度ですけれども，まず最初に，平成３１年度予算でこれまで財源補填に２億５，０００万円，一般会計から繰り入れておりました。２億円に今度，平成３１年度，減額をしていますが，財源補填の推移というのは，当初，旧名瀬市のときは１億円だったんですよね。合併当初はなくて，その後，数年間は５，０００万円で経過をして，平成２５年度からですか，今の２億５，０００万円になったのはずっと維持してきたわけですが，今回減額した理由についてお示しをいただきたいと思います。

市民部長（前田和男君）　それでは，お答えさせていただきます。

今回の財源補填の繰入金の計上につきましては，国保事業特別会計の累積赤字の状況や新たな国保税制運営の仕組みの中での決算収支の状況，また，県から示される事業費納付金や標準保険料率の推移等を見ながら，当初予算編成の過程の中で毎年度検討することとしております。

１点目として，平成２９年度決算で前年度に引き続き累積赤字が減少し，約４億円まで縮小してきていること，２点目に，平成３０年度の決算に関してもこの累積赤字の減少が見込まれること，３点目として，県から示された事業費納付金額をもとに検討した結果，税率を据え置いても累積赤字を除く平成３１年度の単年度収支の均衡が見込めることなどから，繰入金を減額しても累積赤字の解消を含めた国保財政運営の健全化が可能と判断したことが要因でございます。以上です。

１８番（崎田信正君）　それでは，この間ずっと２億５，０００万円を確保して，財政調整基金も確実に積み上げてきて，今回５，０００万円の繰り入れの削減を行うということですけれども，国保税の負担感が大きいというのは誰もが共通して持っていると思うんですよね。そちらのほうの重税感をなくす方向で，２億５，０００万を維持して国保税の軽減につなげるというふうなことが必要だと思うんですが，現在の国保税の負担感をどのように感じているのか，まずはお示しいただきたいと思います。

市民部長（前田和男君）　市町村の国民健康保険におきましては，年齢構成が高く，医療費水準が高い，また，所得水準が低い等の理由から，社会保険と比べ保険料負担が重いなどの構造的な問題があり，この解消に向け，都道府県単位化を初めとした国保制度改革が進められてきたところでございます。今後も，被保険者の負担軽減を図っていくことは，持続可能な医療保険制度を構築していくためにも重要なことと認識しております。

本市の近年の国保税率の改正の経緯といたしましては，平成２８年度において中間所得層や子育て世帯への負担軽減などを目的とした均等割の引き下げを行っております。また，平成３０年度税率改正におきましても，被保険者の負担軽減を目的とした均等割を６００円，平等割を１，６００円引き下げる税率改正を行ったところでございます。このような税率改正の経緯があることや本年度の都道府県単位化に合わせて税率を引き上げた市町村もあることから，本市の国保税率は県内では低い方にあるものと認識しているところでございます。

今後の国保税率のあり方につきましては，赤字解消や基金の確保を含めた国保事業の財政状況や県から示される事業費納付金，標準保険料率の推移などから総合的に判断してまいりたいと考えております。以上です。

１８番（崎田信正君）　部長が言われたように，奄美市の国保税というのは県下１９市と比べて下から２番目で低いんですよ。特に今言われたように均等割というのは，ほかのところは大体２万円台なんですが，奄美市は１万１，４００円かな，５００円かな，そこに抑えてあると。次に低いところは１万９，０００円台でしたから，そこはすごく頑張ったわけですよね，この前の改定で。だけれども，その改定のときに，一番底辺のところが値上がりになっているんですよ。そこを下げるために他を上げると。高額所得者のところだけだったらいいんだけれども，一番低いところが上がっちゃったわけですね。月額にして３００円ちょっとだったんですけれども，上がっているということで，そのとき私は反対しましたけどね，それはだめだということで。

これでいろいろやっているときに，軽減策，協会けんぽに近づけるためには均等割をなくせば，それでもまだ高いんですけれども，協会けんぽに近づくということで，今，全国で均等割を何とかしようという動きが広がっています。岩手県宮古市，ここは子供の均等割を全額免除したんです。１８歳までですよね。大人の均等割はそのままなんですが，そういったこともやっている。特にここが優れているなと思うのは，奄美市の場合は高いところと低いところの調整をしてやっているけれども，ここは一般財源でやったんです。なぜ一般財源かというと，ほかのところに影響を及ぼすことがないようにということで一般財源，それをふるさと納税でやっているんですね。だから，そういったこともあるので，これはもう時間があれですから予算委員会で，どれだけの人数が対象があって，どれだけの財源があれば実現できるのかというのは議論していきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

それと１点，過度な競争というのがいろんなところで歪な社会をつくり出しているなというふうに思うんですね。スポーツ界もそうでした。こういったことで，国保の場合，保険者努力支援制度というのがあります。この

ネーミングだけを見れば，努力すればその分報われる制度だというふうに思うんですが，努力の評価というのは誰がどのように判断して財源がどうなっているのかお示しをいただきたいと思います。

市民部長（前田和男君）　国においては，持続可能な医療保険制度を構築するために，国保制度改革の中で平成２７年度から１，７００億円，３０年度から１，７００億円，計３，４００億円の国保への財政支援の拡充を行っております。

御質問の国民健康保険の保険者努力支援制度は，この国保制度改革に伴い，新たに創設された制度でございます。平成３０年度からの１，７００億円の公費拡充措置のうち，７００から８００億円を財源として国が保険者の医療費の適正化に向けた取り組みなどを支援するものとなっております。

また，平成２８年度からは一部が前倒し実施されており，本市への交付額は平成３０年度実績で２，３５７万３，０００円となっております。交付金の具体的な算定指標といたしましては，特定健診を含めた各種検診の受診率，糖尿病重症化予防等の医療費適正化につながる保健指導の実施，ジェネリック医薬品促進の取り組み，収納率の向上に関する取り組みなど，１３項目にわたり，各市町村の取り組みを点数評価し，その点数と被保険者数に応じて交付される仕組みとなっております。以上です。

１８番（﨑田信正君）　予算が決まっている訳ですから，全市町村が努力しても予算額枠内での配分ということになるわけですよね。そうなれば，奄美市の場合は職員の皆さん方の努力があって，収納率がずっと上がってきてもう９６パーセント近いんですかね。いろんな弊害は出てこないかと思いますけれども，競争ということになれば，収納率を高めるということで，今，よそで差し押さえとか，過度な差し押さえですね，そういうようなことにもなってくるので，奄美市の場合はそこのところは今のところ心配ないかなと思いますけれども，制度だけではそういう制度だということを確認したいと思います。

次，千年松，私の地元のところです。朝仁の千年松と愛称で地元の人たちに親しまれ，旧名瀬市が１９７８年に保存樹第１号と定めた琉球松でした。市環境課も樹幹注射とか，薬剤散布とか，一生懸命頑張っていただいたのは私目の当たりにしております。それでもついに昨年６月２８日に伐採されちゃったわけですね。伐採に至るまでには地元説明会もありました。朝仁町内会がその前の５月２４日に感謝祭みたいなのをやって，そのときは市長を初め，多くの幹部の方も参加していただきました。今なお，その場所には保存樹第１号の看板が残されているんですね。だけど，あの立派な枝ぶりというか，雄姿を思わせるようなものはもうないんです。地元からの要望も聞いておられると思いますけれども，どのようになるのかお伺いをいたします。また，樹齢４００年というのが一般に言われていましたけれども，本当にそうだったかどうかですね。切っちゃったわけですから，年輪で確定できるかなと思いますけれども，そこまで御説明いただけます。

建設部長（本山末男君）　それでは，答弁させていただきます。

千年松につきましては神松木と呼ばれ，長年，朝仁地区の心のよりどころとして地域を見守り，地域の方々にとりましても非常に思い入れの強い松だとお伺いしています。今，﨑田議員がおっしゃったとおり，旧名瀬市において保存樹第１号と指定され，市といたしましても，樹勢の維持や害虫の防除のため，薬剤の樹幹注入や散布を行い，その後の保存に努めてまいりましたが，平成２９年８月ごろから松枯れが急速に進行し，台風等による倒木が予想されることから，地区住民の安全のため，やむを得ず伐倒することになりました。

５月１３日の朝仁町内会千年松のお別れ会が開催され，６月２８日に伐倒作業を実施しました。﨑田議員がおっしゃるとおり，千年松のお別れ会につきましては，近隣住民はもとより，市長を初め，関係者１２０名が参加されました。

記念碑につきましては，町内会からも千年松記念碑等の要望を受けておりますので，今後，町内会と協議しまして，いい形で後世に残せるような記念碑をつくっていきたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

農政部長（山下仁司君）　樹齢についてのお尋ねでございますけど，４００年とか言われておりますけど，今現在，

名古屋工業大学に千年松の樹齢の確認をさせておりまして，回答としましては，もう少し時間を下さいということなので，はっきりし次第，また皆さんに公表したいと思っています。以上です。

１８番（崎田信正君）　じゃあ，いい方向で進むということで，本山部長の答弁をお聞きいたしました。

最後に，世界自然遺産を目指す中で，ごみ対策ですけれども，通告にあるとおり，この１，２，３，４点，漂着ごみとか，それから町の汚さにびっくりしたというような表現があったり，観光地のごみ箱設置などについての御見解，時間の分，よろしくお願いいたします。

市民部長（前田和男君）　漂着ごみのほうでございますが，県の補助事業である海岸漂着物等地域対策推進事業を活用して実施しております。名瀬，笠利，住用３支所で４名の作業員を配置して回収作業を実施しているところでございます。

ちなみに，平成３０年度の実績が３支所合計で３０１トンとなっているところでございます。

町の汚さにびっくりしているというＩターンの方のアンケート回答についてですが，Ｉターンや観光客は島民とは違う視点，さまざまな角度から本市を見ておられると思いますので，少数意見であっても吸い上げて，奄美市を初め，島内の振興につなげていきたいと考えております。以上です。

商工観光部長（武下義広君）　観光地のごみ箱設置については，各観光地の指定管理先と公園内へのごみ箱設置について協議してまいりたいと考えております。

議長（師玉敏代君）　以上で，日本共産党　崎田信正君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後１時３０分再開いたします。（午前１１時４６分）

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き，一般質問を行います。

日本共産党　三島　照君の発言を許可いたします。

１７番（三島　照君）　こんにちは，昼一番の質問となりました。市民の皆さん，そしてインターネットをご覧の皆さん，議場の皆さん，日本共産党の三島です。

新しい議場でちょっと質問するのも緊張していますけど，緊張感を持って頑張っていきたいと思います。

先日の平田町の出火は大変な大火事で，当日は入れませんでしたけど，あくる日，犠牲者が出たということで，犠牲者の皆さんには心から御冥福をお祈りしますとともに被災された方々には心からお見舞い申し上げます。

この事故で紬も被害に遭いました。紬の原料が結構あそこでやっている方がおられて，水浸しになりました。引き続き頑張ってまいります。

さて，皆さん，先日は川口議員からあら探しを野党はやっていると言われましたけど，今の安倍自公内閣の閣僚による強権発言や暴言，失言，虚言，際立っていると思いませんか，皆さん。

麻生副総理の「今の少子化は子供を産まなかったほうが問題だ」と，とんでもない発言，そして批判されたのに続いて，首相官邸の報道室長が特定の記者の質問を封じる申し入れを内閣記者会にしていたこと。また，五輪担当大臣の桜田大臣が，あの競泳の池江璃花子選手の白血病公表に対して「がっかりした」と，とんでもないこういう発言をし，選手本人や同じ病気で悩む人たちや家族を傷つける発言。

また，最大の問題は，こうした暴言や虚言を放置した責任を問わないどころか，安倍総理みずからが，「自治体の６割以上が自衛隊の募集業務に協力をしていない」などと嘘の発言が続いています。この自治体の問題は，当日１２月に，いわゆる街頭で撒かれた，そのチラシを鵜呑みして安倍総理は発言した発言です。それに対して，自民党の政務調査会が同党の国会議員に，選挙区内の自治体の状況を確認するよう依頼した文書までが発行されています。自衛隊募集に対する地方公共団体の協力に関するお願いという文書が配られています。これに対して，今，全国で問題になっています。

質問します。この問題に対して，奄美市はどのように対応されたのか示してください。
次からは，発言席での質問にします。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，三島議員に早速お答えいたします。
全国自治体における自衛官の募集に関する情報の提供につきましては，全国１，７４１市区町村のうち，およそ３６パーセントに当たる６３２自治体が紙の媒体，または，電子の媒体での情報の提供に協力しているとのことでございます。
ちなみに，書き写しによる協力は５４パーセントで合計およそ９０パーセントの自治体が協力しているということであります。
なお，本市におきましては，自衛隊法の規定に基づく依頼を受けており，電子媒体にて対応をしているところでございます。
なお，本年度，情報を提供した自衛官募集対象となる年齢につきましては，平成９年２月２日から平成１０年４月１日までの間に生まれた者，男女とも平成３１年度中に２２歳を迎える者，また，平成１３年４月２日から平成１４年４月１日までの間に生まれた者，男女とも平成３１年度中に１８歳を迎える者となっております。以上でございます。

１７番（三島　照君）　今，２２歳，１８歳，言われたんですけど，その前に，市長は９０パーセントの自治体と言われましたけど，ほんじゃあ，安倍さんが言うたことは嘘になるんですね。６０パーセントの自治体しか協力しないということを国会で言っていますけど，これは，嘘になるんですか，後で確認してください。これは大分問題です。テレビも新聞も６０パーセントいって報道されている中で，ここに書いてあるのが，１２月の５日に配られた，美しい日本の憲法をつくる国民の会が配ったチラシが配られて，全国６割の自治体が自衛隊募集に非協力的だといっているんです。それを受けて安倍首相は，６０パーセントの自治体が協力しないと，けしからんということで小野寺安全保障調査会長と山本朋宏国防部会長の連名で，国会議員の皆さんに調査をしなさいという命令まで出しているんです。
それで言えば，奄美市がやった，やらんじゃなくて，これが嘘だとなれば，また問題になってくるし，９０パーセントいうのはどっから出た数字ですか，示してください。

総務部長（菊田和仁君）　恐らく，三島議員がおっしゃっているお話は，最初に市長が，冒頭，数字を申し上げましたが，紙媒体または電子媒体で情報の提供に協力している自治体が３６パーセントとまず申し上げました。そうすると，逆で約６割が協力していないという発言をしたのだと思いますけど，それ以外に，自衛隊員が市町村に訪れて情報を見た上で直接書き写しているのも含めると，その率が５４パーセントですから，合わせて９０パーセントの自治体は協力しているという結果になるわけなんですが，今，三島委員のお話を聞きますと，総理のほうは，紙媒体，電子媒体での情報の提供のことをお話されたものだと理解いたします。以上です。

１７番（三島　照君）　大体年齢数，これは，奄美市は，これを全部コピーして送ったんですか，メールか何かで送ったんですか。

総務部長（菊田和仁君）　うちは，電子媒体でメールとしてお送りしているということです。

１７番（三島　照君）　それじゃあ，私は，これ全国でも問題やと思っていますし，奄美市でも問題だと思っているのは，奄美市の個人情報条例，どのようになっているんですか。
例えば，第１条，そして第３条の１項，２項，第４条の１項，総務課長，読んでみてください。

総務部長（菊田和仁君）　個人情報保護条例のお話だと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

三島議員が最後まで読まれたかどうかはわかりませんが，概略を申し上げますと，今，議員がおっしゃったように，個人情報保護条例の場合には，本人による自分の情報だけが請求対象になるわけです。したがいまして，他人の情報は開示請求はできないというのが基本になっておりますけど，第８条に，第８条をご覧になっていただければわかりますが，ここに書いてありますことは，国や他の地方公共団体等に対し一定の条件を満たす場合は提供が可能ということになっておりまして，ちょっと第８条の関係するところだけを私のほうでかいつまんでちょっと読み上げますと，ほかにもいろんな提供できる機関がありますが，「国の機関に保有する個人情報を提供する場合において，提供を受ける者が，事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し，かつ，当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときは提供できる」という規定が，まず，あるわけです。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

とりあえず，以上です。

１７番（三島　照君）　それがあるのはわかります。と同時に，それじゃあ，第４条では「実施機関は，本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは，次の掲げる場合を除き，あらかじめ本人に対し，その利用目的を明示しなければならない」で，１点は，明示してあるのかどうか。出しますよいうのを本人は知っているのかどうか。

４条の３項では，「利用目的を本人に明示することにより，市の機関，国の機関，独立行政法人等，他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」と明確にしているんです。

事務に利用目的を本人に明示することによって，支障が起きるのかどうか，取得の条４項では，「取得の状況から見て，利用目的が明らかと認められたとき」これは，明らかと認められたのかいうこと，後で答弁してください。

本人に出したかどうか，通知が行っているのかどうか。そうして，８条の第１項，さっきは別のところ読みましたけど，第１項では，「実施機関は，法令又は条例に基づく場合を除き，利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し又は提供してはならない」いうことが明らかにされているんです。

だから，その利用目的以外の目的のため，この利用目的も明確にされているのかいうことと，本人に明示することがしてあるのか，本人らは知っているのかどうか，だから，個人情報が本人が何も知らない間に流れているということなんですよね，これ。その辺はどうなっているのか，聞かせてください。

総務部長（菊田和仁君）　まず，防衛省のほうに提供している項目につきましては，４項目だけでございます。氏名，それから，出生の年月日，それから，男女の別，それから，住所でございます。これを防衛省のほうに資料を提供しているわけですが，その根拠については，まず，自衛隊法第９７条の規定がまずございます。

それは，市町村長が行う法定受託事務ということになっておりまして，ちょっと読み上げますと，「都道府県知事及び市町村長は，政令で定めるところにより，自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と，したがいまして，自衛官募集のことにまず限定しているわけです。その上で，自衛体法施行令がございまして，「報告又は資料の提出」という第１２０条の施行令の項目があります。「防衛大臣は，自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは，都道府県知事又は市町村長に対し，必要な報告又は資料の提出を求めることができる」ということでございまして，その個人情報の４項目の使い方については，自衛官募集に限っているということでございます。

そういったこともございまして，先ほどの質問の本人へ，その旨を通知しているかということですが，そのことについては致しておりません。以上でございます。

１７番（三島　照君）　同じく，さっき読みましたけど，自衛隊法の施行令の第１２０条を根拠に，この資料提供

を要請されたと思うんですけど，これは，しかしこの施行令では自治体が応じる義務はないと。にもかかわらず，いかにも義務があるように押しつけられていると思うんですけど，さっき読んだ中で，これ義務が発生するんですか，提供しならん。

総務部長（菊田和仁君）　今，三島議員がおっしゃったように，資料の提供を求めることができるということですから，決して義務ではないというふうに理解いたしております。

したがいまして，資料の提供をしていない自治体も幾つかあるようですが，こういった今のところが，今の文書の「求めることができる」というところで，協力していないところもあるようにもいたしております。

ただ，私どもは，これが法定受託事務であること，それから目的が自衛官募集ということで明らかになっていること，それから，冒頭申し上げました当該個人情報を利用することについて，うちの個人情報保護条例で相当な理由のあるときということを，私どもは理解した上で情報提供をしているところでございます。以上です。

１７番（三島　照君）　ほいじゃあ，相当な理由があるということになったわけですね，それは。何か優等生で，朝からの議論も一緒で国の言うことは何でも１００パーセント聞かんならんいう状況が，何か見え隠れするんですけど，そこら辺ではやっぱり今後いろんな問題が出てくると思うんです。やっぱり，もうちょっと慎重に，なぜ今そこまでしなければ自衛隊の応募者が足らんのか，これ，自衛隊恐らく，確か，出発の段階では１８万体制でしたよね。１８万体制を確立するということで自衛隊は出発しましたけど，結局一度も１８万行かず，１５万を超えることもできなかったいうのが現状。そういう中で，やっぱり島の子らが自分らが知らん間に自分らの情報が送られているということは，やっぱり私は基本的にあってはならないと思いますので，今後，そういった問題についても，国が言うたから何でもじゃなくて，しっかり，よくよく考えて議論をしていただきたいというふうに思います。

次に行きます。

政府は，朝，﨑田議員の質問でもありましたように，陸上自衛隊の駐屯地を奄美大島に新設することを閣議決定し，３月の３１日には式典も行われて，私とこは来ていませんけど，多くの議員には式典の案内も届いていると思うんですけど，やられるいうことが確定しています。

しかし，そういう中で，やっぱり，きょう朝もありましたように，この運用が始まるいうことについて，﨑田議員の質問でほぼ質問していますから，それ以上は言いませんけど，ああいう多くの問題が出てきている。市民は，多くの市民がそのことについて今後の運用，もう完成したんですから，作る，作らんはもう終わってしまったんで，けど，今後運用することについては，あの道路を奄美市内，名瀬市内の道路を自動車や車やいろんな出入りもあるし，今後の建てた後の運用についても何も報道されていない。

市長は何回も当局，防衛省には申し入れしたというていますけど，私らは基本的に奄美市が防衛庁にかわって説明してとは言っていないんです。やっぱり，基本報道は，防衛省がやるべき問題ですから，ここまで来たら，やっぱり今後の運用を含めて市民への説明は必要だと私は思っているんですけど，市長どうですか。

総務部長（菊田和仁君）　今の三島議員の御質問に対しては，全く同様の考えだというふうに御理解いただきたいと思いますが，もういよいよ開設をいたしますので，運用面を含めて不安に思っていらっしゃる方もおるというふうにも伺っておりますので，そういったことを含めて防衛省と協議を進めているということでございますので，御理解をいただきたいと思います。

１７番（三島　照君）　協議を進めているということですね。協議で終わったらだめですよ，実現しなければ協議だけやったら誰でもやるんやから，話し合いぐらいは。そういう点で，やっぱり車の動き出す時間とか緊急な場合も出てくると思う。あの地域は，やっぱり学校の通学路でもあるし，有良・芦花部へ行く道路も結構一日多いし，大熊のあの真ん中を通るか龍郷を回るかしか道はないんですから，そういうことについてしっかりと早い時期に私はやるべきだと思っているんです。

できれば，もう入学式までに子供たちは地域の人たちに，せっかく皆さん祝賀会やらオープンの式典があるん

ですから，そこでもしっかり訴えてやってください。

もうやるいうことではっきりさせてください，今回は。そのくらいの覚悟を持って言えますか，そこ，もう一回，言えますか，覚悟を持って。やらすということで。

市長（朝山　毅君）　相手のあることでありますので，協力に要請はしております。そのことを御理解いただきたいと思います。

今，日程とか時間とか，そういうことについてはまだ詳細わかりませんが，そういう通学の問題，通勤の問題等を含めて，かような場所である。したがって，そういうことについては，十分に説明の機会を設けていただきたいという要請をしておりますので，必ずできるものと思っております。相手があることですから，日程とか時間とかそういうことは，まだ，この場で申し上げる訳に参らないところでありますので，御理解ください。

１７番（三島　照君）　私も最初から言っているように，相手がいることやから，市長一人の判断でできるとは思っていませんから，強く要望しておきます。

次に，３番，昨年，平成３０年の１２月議会でも質問しました。ミサイル訓練は，日本ではなく米国で訓練をするという，この，あの時のパンフレットの説明いうのはやっぱりおかしいと思うんです。

それについて，この内容がどうなんかということについては問い合わせをしたいということだったんですけど，問い合わせした結果を示してください。

総務部長（菊田和仁君）　陸上自衛隊奄美駐屯地に配備予定の中距離地対空誘導弾の訓練につきましては，平成２８年６月の地元説明会資料のとおり，日本国内では実施せず，米国にて実施するとのことでございます。

このことにつきましては，再度，防衛省へ確認をいたしておりますが，地元説明会の資料のとおりという回答をいただいているところでございます。以上です。

１７番（三島　照君）　この乗組員いうんか，自衛隊をアメリカへ連れていって，アメリカで訓練をするということですね。向こうがそう言うているんでしたら，それ以上は聞きませんけど，そういう一つ一つを見ても，あのときの説明会で十分だという判断は，やっぱりおかしいと私は思っていますし，朝の﨑田議員の質問でもありましたように，皆さんが尊敬する宇都代議士までが，参議院やんか，やっぱりこれは説明が足らないと，往々にしてやるべきだと発言していますように，その辺はしっかり市民の不安を解消するための説明会は実施させてください。

２番に行きます。教育行政に行きます。

この間，いろんなところで話題にもなり，全国でも多くの新聞紙が取り上げています。それぐらい，今回の奄美市の第三者委員会がつくったこの報告書は，教育学者だけじゃなくて法学者含めて全国で評判になっているといっても過言ではありません。

私は，そういう点から，この事故報告書について，報告書を読まれた教育長がどのように受けとめたのか，その感想も含めた見解を求めたいと思います。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。

報告書の内容についてどのように受けとめたのかということでございますが，報告書の内容につきましては，大変深刻に，そして重く受けとめているというふうに御理解いただきたいと思います。以上でございます。

１７番（三島　照君）　深刻に重くだけじゃなくて，どのくらい重く感じているのか，率直にこれを読んで，教育委員会に対するいろんな批判めいた文書もありますので，そこら辺を踏まえて，教育委員会はこんだけ努力もしたけど，こういうふうにしか見られていないのは残念だとかいうのがあれば，ぜひ，それやらも含めて，その見解を私はもう一度求めます。

教育長（要田憲雄君）　いろいろ申し上げたいことはたくさんあります。しかし，申し上げては良くないという思いがございますので，大変重く，深刻に受けとめているということを御理解ください。

１７番（三島　照君）　ほいじゃあ，この報告書読まれて，今の見解も含めて，今，見解を示してもらいましたけど，見解も踏まえて今後の対応策，これを生かして，今後本当に今やらなければならないこというのは何があるのか，今後の対応策について，また，あわせて検討していることがあれば示してください。

教育長（要田憲雄君）　先ほど申し上げましたように，申し上げたいことは沢山ございますが，ここで申し上げる訳にはいきませんので，この調査報告書にどのように対応して，どう進めるのかということだろうと思いますので，そのことについてお答えを申し上げます。

私どもは，この報告書にありました提言を踏まえながら，検証する組織を立ち上げます。間もなく立ち上がりますが，そして，その中で協議を行いまして，再発防止に向けた具体的な取り組み方ですとか，あるいは実践策を策定いたしまして，このことを全ての小中学校で確実に実践させていきたいというふうに考えておりますので，御理解いただきたいと思います。以上です。

１７番（三島　照君）　検証組織を立ち上げるということなんですけど，私は，この今度の報告書がなぜ，遺族の皆さんの願いもあって，教育委員会じゃなくて奄美市として立ち上げてくれということで，この組織が立ち上がって，それで，その結果が，この報告書になっています。

そういう点でも，なぜ，遺族が教育委員会の中に調査委員会を立ち上げるんじゃなくてということになったのか，いうことも考えたときに私は今度の検証委員会もどういう立場で，この委員をどう選考するか，言ったら怒られるけど，ありふれた人が，いつもその辺で名前の出てくる人たちが出てきて，格好だけつけるような検証委員会では私は困ると思っているんですけど，その辺はどうですか。

教育長（要田憲雄君）　今，私どもが考えておりますことは，もちろん遺族の思いも含めて，その第三者委員会の調査報告書もおおよそ熟読をしておりますので，そういうことを含めて，学者ですとか法律家ですとか，そしてもちろん私どもの教育委員会で検証を進めていくわけですから，学校の校長代表ですとか，あるいは教頭代表，そして生徒指導にかかわる生徒指導主任の代表，あるいは養護教諭の代表，そういう人たちをおおよそ１０名ぐらいになりましょうか，今，考えているのは，具体的に学校でそれぞれ実践的に使えるような形で，いわゆる，その第三者委員会の意を酌んだ形で進められるようにしてまいりたいと考えております。以上です。

１７番（三島　照君）　今の中には主な関係している名称が出てきましたけど，私は，そういう人たちも含めながらも一般の例えば教職員組合の代表とか，そういった人たちなども含めた本当に今までにない新鮮な委員で組織して，さすがと，さすが教育長頑張ったなといえるような報告書なりが出されて，皆さんがきちっと活用できる状況いうのが，今，必要だと思うんですけど，そのもうちょっと何か幅を広げたような人選ってできないですか。

教育長（要田憲雄君）　組織につきましては，人選を，今，進めているところでございます。人数が多くなってもなかなか簡単には進まないと思うわけでありまして，できるだけ絞る形で１０名以内ぐらいになるようになればと，今，議員がおっしゃったようなことも研究・検討してまいりたいと思います。以上でございます。

１７番（三島　照君）　次は，③番です。提言で，この提言書の中でも教職員や生徒指導などの場面で，本報告書を活用することを求めているんですけど，まだ，そんなに時期経ってはいませんし，年度変わりでばたばたしているときだと思うんですけど，この活用を促しているんですけど，それに対する見解があれば。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。

報告書の活用についてでございますが，既に各学校に１冊ずつ配付し，設置してあります。校長会でも何度か

指導をしているところです。そして，職員室で教職員がいつでも閲覧活用できるような体制をとっているということを御理解ください。

また，各学校での生徒指導の事例研修の際などにも，この報告書を活用するということで，校長会でも教頭会でも指導をしたところです。以上でございます。

１７番（三島　照君）　活用していただいているということなんですけど，私は，もう一つ言えば，その活用するに当たって，各先生ら教育委員会も含めて，この報告書を目の前において，例えば，この提言事項の６項目の内容だけでも，例えば一度時間をとって，これについて本当に感じたことを素直に出し合える，そういうワークショップみたいな，各学校やそこにおいて実施しながら本当の腹を割った議論ができる，すべきだと私は思うんです。

それで，子供たちでもここでも言われているように，大変難しいことだと思うんですけど，いじめとして認定してかかれば問題が出てくるし，そうでなくて，そのまま悪い方向に行けば，また問題やし，そこのところをどうするのか，私はそのことをこの報告書は示してくれているんちゃうかなと思うんで，その示している内容がどうなのかということを，やっぱり生徒やらの中で時間を各学校でとって，やっぱりこのワークショップ的に好きな意見を書き出して議論できる場いうのも必要ではないかと思うんですけど，如何ですか。

教育長（要田憲雄君）　当然，そのこともあり得ると思います。各学校で，年間で何回か生徒指導に対する研修会があるわけでございますから，その中で活用していただくと，今，おっしゃるようなことも含めて今後も指導してまいりたいと思います。

１７番（三島　照君）　ぜひ，最後は④ですけど，それこそ，この報告書もありますように，報告書を活用して市教育委員会や教職員，保護者らを交えたそういう議論の場も必要ではないかということも提案されているんですけど，最後，それについて見解を求めます。

教育長（要田憲雄君）　それでは，本報告書を活用した議論についてということでございますが，議員が考えておられますように，先ほど申し上げました検証チーム，あるいは，その組織で教職員や有識者を交えて議論を進めてまいりたいと，そのように考えております。

ただ，保護者が参加をするということは，それぞれの学校によって事情が違ってくるでしょうから，私のほうからそのことは指導はしますが，学校の対応になるだろうと。全ての学校でそうするということではないと思います。できるだけ，そういうことを含めてやってくださいという指導はしたいと思っています。

それから，これらを総括する事務局としては教育委員会である訳でございますが，教育委員会が主体的になって再発防止に向けた取り組みを確実に実現できるようにしてきたいと考えておりますので，御理解ください。以上でございます。

１７番（三島　照君）　私は今回の問題はずっと，この３年間，思い続けていました。しかし，こういう報告書が出るまでは，公の場所での発言を控えてきたのも事実です。

しかし，私は，今，言いましたように，保護者も含めて，保護者って一般の保護者でなくても，せめてＰＴＡの役員の皆さんやら，やっぱりこのことを真剣にそれぞれの学校で受け止めていくことが二度と起きない，やっぱり再発防止にはつながっていくと思っているんです。

そういう点でも，ここのとこをしっかり受け止めていただきたい。最後に，私はこの間，遺族と語る中で遺族から出た言葉を報告してみたいと思います。

「息子のような子供が出てこないこと，再発防止に尽きます。その根幹は市教委，学校及び教職員が本報告書を自分のこととして受けとめ，学校や教育のあるべき姿について考え行動すること」，そのことをやっぱり強く願ってもいることでありますので，やっぱりそこのとこはしっかり受け止めて上げてほしいというのが私の思いです。是非，何かありますか。

教育長（要田憲雄君）　議員おっしゃるとおりだと思っています。

冒頭で申し上げましたように，言いたいことはないかとおっしゃられましたが，言いたいこともあるんです。私どもも精一杯教育委員会として取り組んでいきたいと思うんですが，そのことが全て否定されておりますから，声を上げたいが上げちゃいかんという思いもあります。

遺族に鑑みて，今，おっしゃることはきちんと進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

１７番（三島　照君）　学校は学校，教育委員会は教育委員会，それぞれが別に一生懸命やっておられる姿は，よく良く分ってはいます。しかし，こういう問題は，ただ，文献やそういう理屈や理論だけで片づけられるもんじゃないと思うんです。

人を指導するいうことは，私は基本的に，そこにやる人の心がつかなかったら，本当の意味で相手に通じることが薄れていくと思うんです。

私は教師やという立場，教育委員会やいう立場で幾ら言っても，やっぱりそれが直接通じることではないと思いますので，最後の遺族の言葉，思いもありますように，いろんなことは感じているとは思いますけど，今，やっぱり取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

次に，３番目の復帰運動の資料館の建設についてなんですけど，私は今これは真剣に考えなければならない時期が来ているんじゃないかなと思っています。

やっぱり，奄美，この島内に居住する人だけでもなく，島外からの観光客などにも，奄美のこのことをよく知ってもらう，軍政下の奄美の中から生まれたこの復帰運動は，やっぱり戦後は奄美の原点だと私は思っているんです。

しかし，この本当の意味での奄美の復帰運動を実際に知っている人は，恐らくこの議場には，職員は勿論誰も生まれていないかも分らんし，いないと思うんです。その人たちに，真剣に復帰はこうや，こうやと幾ら言っても，やっぱり通じないと思うんです。だから，そういう意味では，この復帰運動の原点である，この今の奄美を理解する上でも，この軍政下の奄美の復帰運動を学ぶことは，この奄美に生まれ育った，また島外から来る人たちも，この奄美が昔，占領されていたということは，今，ほとんどの日本国民知らないと思うんです。

奄美では，１２月が来たら復帰運動，復帰運動と騒ぐから分りますけど，そういう点では，やっぱりこのことをこれから増える観光客にも知ってもらう，そうした奄美の観光資源はそういう豊かな資源だけではなく，復帰運動も十分に奄美を理解してもらうための歴史的資源という受け止めで，私は受け止めてほしいと思っています。

そういう点で，今，必要だと私は思っているんですけどどうですか，見解を。必要か，そうでないか。

総務部長（菊田和仁君）　その必要性のお話と併せまして，取り組み状況やら今後の考え方に含めて答弁させてもらいます。

奄美群島の日本復帰は，先人たちの努力と団結力によって成し遂げられた，歴史的にも重要な偉業であり，この史実を次世代につないでいくことが我々の責務であると考えております。

このような点から，復帰運動の周知を図るため，毎年１２月２５日に民間団体と協力し，「日本復帰記念の日の集い」を開催しているほか，各学校において歴史学習に組み入れるなど各種の取り組みを定着させて来ているところです。

議員御提案の復帰運動資料館の建設につきましては，市民や来島者への周知の場として，意義があるものと認識いたしておりますが，建設場所や財政面などの課題もあり，慎重な検討が必要と考えております。

本市では，各学校のスペースを利用した復帰コーナーの設置を初め，新庁舎における市民行政情報コーナーや電子掲示板等への情報掲載，また，インターネットの活用などにより，小中学生をはじめ島内外の方に対し，より幅広い周知ができないか検討を重ねているところです。

また，奄美博物館や各図書館など，既存の施設における復帰関連展示物の更なる充実を促し，市民や来島者の閲覧の機会を増やすことで，より効果的な効率的な周知・啓発に取り組み，復帰を成し遂げた先人たちの思いを次世代につないでまいりたいと考えております。以上です。

１７番（三島　照君）　今，大体おおよそ分りました。

それで，続けて質問します。（２）の，今，各種資料などの保存と活用の状況，今，分る段階で，そして，どの程度公開されて，どうなっているのか，公開の現状などが分ればちょっと示してください。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　それでは，お答えいたします。

奄美群島日本復帰運動関係資料は，奄美市立奄美博物館，鹿児島県立奄美図書館，鹿児島県歴史資料センター黎明館及び群島内の各町村の郷土館，資料館などにおいて数多くの資料が所蔵されております。

奄美群島の行政分離，米軍政府統治，日本復帰運動，日本復帰は歴史的にも類例を見ない特筆すべき事項であり，各館，各施設ともに重要資料として万全の保存管理をしながら活用を図っているところです。

しかしながら，当時の資料は劣悪な品質の資料が多く，保存管理や公開展示の際には細心の注意が必要であることを御理解賜りたいと存じます。

我々の奄美博物館におきましては，常設可能な資料と公開展示の厳しい資料との選別を行い，節目の際に企画展示を開催するとともに，画像撮影，電子データ化，可能な範囲で複製の制作等に努めているところでございます。

公開と活用についてですが，奄美市立博物館におきましては，昭和６２年の開館以降，常設展示に加えまして，奄美群島日本復帰４０周年，５０周年，６０周年，昨年の６５周年と節目の年に企画展示を開催してまいりました。特に，復帰６０周年の際には，鹿児島県立奄美図書館と合同企画展を開催いたしました。

その後，県立奄美図書館におきまして，各離島を巡回する企画展が開催されました。ただいま，奄美博物館におきましては，展示リニューアルを計画しており，世界自然遺産登録を見据えつつ，奄美群島国立公園指定のコンセプトの一つである環境文化についての展示を主軸として考えております。

また，奄美群島の地理的，歴史的，文化的な特性，中でも琉球国統治時代，薩摩藩統治時代，行政分離・米軍政府統治，日本復帰という類例を見ない特筆すべき奄美群島の歴史展示をより一層充実させ，来館者に効果的に伝えていけるよう努めてまいりたいと考えていますので，御理解をよろしくお願いします。

１７番（三島　照君）　今，非常に詳しく出していただきました。そういう点でも，私は今，展示室や図書室とかそういういろんなもんを作るかどうかは別として，今のある資料がさっき言われたように，新聞資料を含めて，ＣＤやマイクロフィルムやらにも焼きつけたりして保存していかなければ，もう，これここ何年かの問題だと思うんです。

そういう点でも思い切って予算も配分しながら，ぜひ確保していただきたい。本当に奄美ぐらいです。奄美の歴史の中で軍政下だけじゃなくて，薩摩，琉球と占領され続けてきた，この苦しみをやっぱりそれがあったから，あの復帰運動が戦えたということも含めて，やっぱり示していくことが，口で幾ら言ってもすぐ忘れますけど，やっぱり見れば嬉しくなってきますので，それで，私は一々大きな建物を建てなくても，私の，今，思っていることは，例えばここの２階のあの市民広場，旧庁舎を解体した後の市民広場とかそういう市民がいつも来るところで，本当に展示方法も考えなならんとは思いますけど，いつも市民，若い人たちが目につく場所に展示ができないか，そういう意味での資料館，大きく言えば，本格的にしよう思えば大きな建物が必要ですけど，当面，そういった感じの資料館的な発想も持って，市民のできるだけ目に届く，例えばおがみ山のてっぺんに資料館建てたって，恐らく誰も行かないですから，はっきり言って怒られますけど，そのくらいやと思っている。

だから，やっぱり市民や旅行客やらが来て，市役所の２階や旧庁舎の後の市民の広場などに部屋をつくって，囲いをして，それなりの展示方法はあると思うんです。だから，箱物作ってやらなくても，今ある場所でできると思うんですけど，そういうことも検討していただきたいいうのがあるんですけど，その辺はどうでしょう，検討できないでしょうか。

総務部長（菊田和仁君）　概ね大体三島議員と考えている方向性は同じだと思っております。新庁舎の行政情報コーナーなどは，特にそういった利用ができる場所じゃないかと考えております。

旧庁舎を解体した後の広場は，ちょっとどんな使い方があるか，出来るのか，ちょっと検討しないといけませ

んけど，極力市民の皆様が集まるような場所に，そういったコーナーが出来ないかを，今後，また検討させていただきたいと思います。

１７番（三島　照君）　初めて意見が一致したとこで，あと１分時間がありますけど，終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，日本共産党　三島　照君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後２時４５分再開いたします。（午後２時３０分）

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

自民新風会　安田壮平君の発言を許可いたします。

なお，安田壮平君から一般質問中の資料投影のため，書画カメラ使用の申し出，また，資料持ち込みの申し出がありましたので，これを許可いたします。

１４番（安田壮平君）　皆様，こんにちは。自民新風会の安田壮平です。

一般質問に入ります前に，去る２月末に平田町で発生した火災において被災された皆様，お亡くなりになった方々に心よりお見舞い，お悔やみを申し上げます。

一日も早く落ち着いた生活が戻りますよう，お祈りいたします。

先日の消防組合議会でも，昨年は例年よりも多く火災が発生したと伺いました。お互いに日ごろの点検を確かなものにしていきたいと存じます。

さて，今月末で退職される市職員の皆様，長い間のお務め本当にお疲れさまでございました。私も一市民として感謝申し上げます。ありがとうございました。まだまだお若い，そのパワーをこれからの奄美市づくりに更に生かしていただきますようお願いいたします。

本日，この真新しい議場におきまして一般質問をさせていただくことをとてもありがたく感じております。市民の皆様が傍聴に来ていただく，あるいはインターネットで視聴する環境や機能もよりよく整備されました。あとは中身がそれに耐えられるかどうか。行政当局の皆様と我々議会議員とで共に，その務めを果たしてまいりましょう。

本題に入ります。

２月１２日，スマートフォンでこのニュースを知ったときは，大きな衝撃を受けました。こんなことがあるのかと，神様も時にこんな試練を与えるのかと，女子競泳池江璃花子選手による白血病の公表，池江選手は１００メートルバタフライなど，個人５種目の日本記録を持つ我が国のエースで，昨年のアジア大会でも６冠に輝き，全競技を通じてのＭＶＰに選ばれたのは，記憶に新しいところです。

１８歳，伸び盛りの選手がまさか。でも，池江選手は，「神様は乗り越えられない試練は与えない，自分に乗り越えられない壁はない，今は完治を目指し，あせらず周りの方々に支えていただきながら，病と闘っていきたい」と前向きなコメントを発表，この姿に，各界，各層より応援のコメントが寄せられ，日本骨髄バンクにも問い合わせが殺到しています。

池江選手を突然襲った白血病とは血液のがんの一つで，１９歳以下のがんで最も多いと言われます。これはすなわち，私たち自身や身の回りの方々，特に若者が突如襲われるかもしれない，そのような病ということです。

私の周りにも実際におります。抗がん剤を使った化学療法や骨髄移植など，今は治療法も進歩し，多くの場合治ると言われておりますが，毎年２，０００人ほどが骨髄などの移植を必要としており，一人でも多くの骨髄バンクへのドナー登録が求められています。

池江選手も，骨髄バンクの登録をした，輸血，献血をしたとの多くの方々からのメッセージに対し，「私だけでなく同じように辛い思いをしている方たちにも本当に希望を持たせていただいています」とコメントし，この病や治療について社会全体の理解や支援の輪が広がっていることを感じます。

池江選手が治療に専念され，病を克服し，再び元気な姿を私たちに見せていただくこと，また，白血病などについての理解や支援がしぼむことなく続いていくことを願って，一般質問に入ります。

骨髄ドナー登録等への支援について，本市におけるドナー登録の状況はいかがかということですが，このドナー登録について平成２７年より名瀬保健所でも登録できるようになりましたが，そこでの登録状況や本市在住者の登録状況はいかがかお示しください。

また，池江選手の病名公表後の状況についても併せてお示しください。

そして，本市在住の移植を待つ登録患者数や実際の提供症例数はいかがかについてもお示しください。

あとの質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

保健福祉部長（奥田敏文君）　それでは，骨髄バンクのドナーの登録状況についてお答えをいたします。

骨髄バンクは，公益財団法人日本骨髄バンクが主体となって行っている事業で，ドナーの登録・管理を日本赤十字社が，患者の登録・コーディネートを日本骨髄バンクが行い，ドナー登録の受け付けを各都道府県，各保健所及び各都道府県の赤十字血液センターにて行っております。

奄美市内における登録状況でございますけれども，鹿児島県及び名瀬保健所に確認をしましたところ，各保健所ごとの受け付け件数のみがわかりまして，その後，そこで受け付けをして，その後，登録をするということですので，名瀬保健所管内での登録件数についてお答えをいたしたいと思います。

平成２７年度から登録が始まっておりますけども，登録人数につきましては合計で６０名となっております。先ほど議員からもありましたとおり，報道で皆様御存じのとおり，水泳の池江璃花子選手が２月１２日に白血病を公表いたしました。その後，それ以降に骨髄バンクに登録された方は，名瀬保健所のほうでは２名というふうになっております。

移植を待つ登録患者数につきましては，市町村ごと，保健所ごとの状況を把握していないということでございますので，鹿児島県内での状況をお答えをしたいと思いますけれども，移植を待っている登録患者数は２２名でありまして，また，これまで提供症例は８１例となっておるというふうに伺っております。

１４番（安田壮平君）　了解しました。

実際，名瀬保健所のほうでも問い合わせは増えているという状況は，私自身も伺っております。

また，例年，今，２７年からの合計で６０名ということでしたけれども，例年に比べて，やっぱり２月１２日以降の状況も問い合わせ含め，そしてまた実際の状況もこれからも恐らく伸びていくんじゃないかなというふうにも思います。

私自身も，先日，名瀬保健所でドナー登録させていただきまして，年齢・体重・健康状態，ドナー登録及び提供への理解といった条件がありましたけれども，短い時間でできました。

本当に，最初の導入から３０分ないし４０分ぐらい短い時間でできましたので，ぜひ，多くの方々にもこういった御協力をお願いできればなというふうにも思っております。本当に重要な病気の一つ，そしてまた希望の持てる治療方法の一つでもあると思いますので，それにつながるこの取り組み，ぜひ，多くの市民の皆様にも興味，関心を持っていただきたいと思っております。

このドナー登録及び実際の骨髄の提供などへの支援をさらに進めていくために，今，全国各地の自治体においてその支援事業というものが行われていまして，実際に，そのドナーの方，あるいはまたそのドナーを雇用する事業所等に対して助成金を交付するという事業でありますけれども，これについて本市においても市民に向けてこのような趣旨の理解を普及させたり，また，広く医療について考えていただく機会を提供したりするためにも，ぜひ導入をしていただきたいと提案をしますが，御見解をお願いします。

保健福祉部長（奥田敏文君）　骨髄移植ドナー等の支援事業についてお答えをしたいと思います。

ドナーと患者の白血球の方が適合しますと，実際に骨髄等の提供が行われます。そのためには，数日間の通院，

あるいは入院を必要としますので，ドナーのほうには大きな負担になっているというふうに感じております。

そこで，その間の休業による経済的な負担の軽減，あるいはドナー登録の推進を目的として，骨髄等の提供のために要した日数に応じてドナーへの助成金を交付する自治体がふえつつございますけれども，鹿児島県内におきましては，今のところ助成制度を導入している市町村はないようでございます。

また，市町村が骨髄等を提供したドナーへの助成を行った際には都道府県が２分の１を補助するという制度もございまして，１６の都府県において補助制度が設けられているようでございますけども，県においては，これについては導入をされておりません。

本市における助成制度の導入につきましては，今後，県内各自治体の動向，それから制度についてのニーズ，これを注視していきながら導入をしている自治体の状況なども調査をしてまいりたいというふうに思っております。

当然，都府県の補助制度というのもありますので，県へのこのようなものについての今後の研究課題というふうにさせていただきたいと思います。以上です。

１４番（安田壮平君）　ちなみに，近くで言うと，那覇市のほうでやっています。沖縄県では唯一那覇市，その骨髄の提供に関して入院をするときに１日２万円，上限１０万円までという支給をされています。

沖縄県もそういった県の助成制度がないので，那覇市は単独予算でやっているということです。今，部長のお話のように鹿児島県内も自治体では，市町村ではゼロと，また県としても，そういった補助事業を行っていないということです。

実際，全国４３７の市区町村でこのような制度が既に行われており，その４３７は３８の都道府県にまたがっています。私が見たところ，若干，東日本のほうが進んでいるかなというふうにも見受けました。西日本は若干おくれ気味かなと，九州地方は特に遅れ気味かなと思います。その意味でも，是非，やっぱりこういった病気ですとか，そしてまた治療法についての国民的な，また，県民，市民的な理解を促す上でも，県のほうにも，是非，その要望をしていただきたいなと思うのですが，そのことについては如何でしょうか。

保健福祉部長（奥田敏文君）　今，議員からあったとおり，都道府県１６都府県において助成制度をやっているということでございます。

また，市町村の制度につきましても，健康診断のための通院とか，あるいは，先ほど言った，骨髄採取のための入院と，そういうものの日数に応じて補助をやっているということのようでございます。

助成金の額につきましても，１日１万円あるいは２万円と額についてもいろいろあるようでございますので，この辺もいろいろ調査をした上で，また，県のほうも調査をしていると思いますので，この辺を含めて，また，県のほうに問い合わせをしていきたいというふうに思っております。

１４番（安田壮平君）　是非，我々も，議会としても今，医療について，やっぱりもっともっと知っていこうと，学んでいこうと。医療とその市民との接点，橋渡し役をやはり議会としてももっともっと，その役目を果たしていきたいという思いで活動をしている議員もたくさんおりますので，是非，その観点からもまた今後も引き続き要望してまいりたいと思っております。

続いて，次の質問に移ります。

元市税等収納嘱託員による公金横領についてなんですけれども，原因究明，実態解明と再発防止についてということで，今回の事件について経緯は概ね理解しておりますので，以前，詳細な説明もいただきましたので，そこは省略していただいて構わないんですが，現在，当局において原因究明や実態解明に向けてどのような調査を行っているのか，また，全容解明にどれほどの期間を要しそうなのかについて，答弁できる範囲で結構ですのでお示しください。

市民部長（前田和男君）　今回の事案の原因究明，実態解明についてお答えさせていただきます。

今回の事案の原因といたしましては，交付していた領収書の回収の遅れや，回収後のチェック体制が甘く，管

理監督の不十分な点にあると深く反省しております。実態解明に向けて，これまで市の調査といたしましては，元嘱託員が使用していた領収帳や台帳，更に本人からの聞き取り等を基に収納システムの記録と領収帳を照合する方法で行ってまいりました。

調査を進める中で，横領方法の一例として挙げました消せるボールペンによる領収帳の書き替えなどが明らかとなり，市独自の調査のみでは全体の解明が困難な状況となっております。

現在，対象納税者の皆様から領収書を確認させていただき，領収帳と照合すること等により被害額の確定に努めているところでございます。

また，全容解明までの期間につきましては，現状でお答えできる段階にはないところでございますが，警察の調査に協力しながらできる限り平成３１年度内の解明に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

１４番（安田壮平君）　分りました。本当に全力で，日常の業務も本当に多忙な時期だと思うんですけれども，こちらのほうの解明調査にも当たっているということを私自身も認識しております。本当に二度と起こってはならない，二度と起こってほしくないという案件だからこそ，是非，徹底的な調査をお願いしたいと思います。

まだ，全容解明に向けてはそれなりの時間がかかるということなんですけれども，気が早い感じはいたしますが，今回の事件を後世への教訓とするために，調査，判明した重要な事項については，調査が終わった暁には全庁的な全職員的な情報共有にも徹底して取り組んで欲しいと要望しますが，見解は如何でしょうか。

市民部長（前田和男君）　再発防止に向けての調査判明事項について全庁的な共有の取り組みということでお答えさせていただきます。

調査判明事項につきましては，担当部署にて警察と相談しながら整理を行い，完全に解明した後ではなく，一つ一つのことが確認できた時点で全て全庁的に共有できるように取り組んでまいりたいと考えておるところです。よろしくお願いします。

１４番（安田壮平君）　了解しました。ありがとうございました。ぜひ，そういった真摯な取り組みを一つ一つ積み重ねていっていただきたいなというふうに思います。

こういった事案が起きて，性善説，性悪説というような議論もあるんですけれども，それはちょっと脇に置くとしても，やはり人間というものはどうしてもそういった弱さというか，つい魔が差すとか誘惑に駆られるとか，そういったことは全ての人においてやっぱり起こり得ることだと思います。そういう環境をやっぱり用意しない，改めるということもとても大事な考え方じゃないかなと，再発防止に向けてはそういうふうに私も思うんですけれども，その上で，今後，収納嘱託業務についてはどのような手順，手法の改善を検討しているのか，今の段階でわかることをお示しください。

市民部長（前田和男君）　収納嘱託業務の改善に向けての取り組みでございますが，収納嘱託員の徴収金は，事例発生前までは集金日の翌朝，市金庫へ入金する方法をとっておりました。これをもう，事案発覚後すぐに朝と夕方２度の入金体制をつくり，市金庫の入金前に徴収金額と領収枚数及び記入内容の確認，さらに入金後に市金庫へ入金されたか複数の職員が確認を，現在，行っております。確認した金額，領収枚数につきましては，別途管理簿に記入し課長まで決裁を行うように改善したところでございます。

領収帳の管理につきましては，これまで係長が行っておりましたが，現在は課長が一括管理し，発行だけでなく返却も収納担当者から係長，課長まで決裁を行うよう改善したところでございます。以上です。

１４番（安田壮平君）　丁寧な御説明ありがとうございます。

かなり見直したと，一連の業務の流れを見直したということで，幾重にもわたるチェック体制，いろいろな目がそこに注がれることでやっぱり不正を防止していこうと，そういう決意を感じました。

これは私見になりますけれども，私自身としては今の業務改善，業務改革に加えて，やはり，今，多くの民間

企業等でも用いられている情報通信端末などを活用した業務への改善というものをぜひ提案したいと思います。

今，訪問販売員，あるいはまた郵便局の方々とかもそうやってすぐに端末に打ち込んで領収書を発行し，その記録がしっかり残る。場合によっては，その都度，その取引状況を本部のほうへ情報，データを送るというようなことができますので，もう，これはもう本当に不正のしようがないところまで行けるんじゃないかなというふうにも思います。

ぜひ，様々な可能性が検討できると思います。すぐすぐには導入できないとしても，ぜひ，やはり今，奄美市のほうで情報通信分野に強い職員の方も出向されていますので，そういった方々のお知恵もいただきながら，ぜひ今後検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして，民生委員についてお伺いをさせていただきます。

実は私も一時期，民生委員をさせていただいたことがありまして，また，議会内にも民生委員を経験した同僚議員の方々がいらっしゃるということを認識した上での質問であります。民生委員の担い手不足が指摘される昨今，本年末には全国一斉改選も控えております。本市における定員に対する充足率，全体と，あと住用，名瀬，笠利，旧市町村別をお示しください。

また，定例会，研修会等への参加率や相談・訪問・地域福祉活動などの委員１人当たりの平均活動件数，年間の活動件数と委員の平均年齢も合わせてお示しください。

その上で，今後の課題についてお示し願います。

市長（朝山　毅君）　安田議員に早速お答えさせていただきます。

民生委員の定員に対する充足率につきましては，奄美市の定員が１４２名でございます。現在１３３名の方が民生委員をなさっておられまして，充足率といたしましては９３．７パーセントになっております。それを地区ごとに申し上げますと，名瀬地区が定員９８名中８９名で，充足率が９０．８パーセント，住用地区が定員１５名中１５名で充足率１００パーセント，笠利地区が定員２９名中２９名で，それも充足率１００パーセントとなっております。

定例会，研修会への参加率につきましては，約８５パーセントとなっております。訪問，相談，地域福祉活動などの委員１人当たりの平均稼働件数は，一月に１２．７件となっております。

平均年齢につきましては，６６．４歳であります。名瀬地区が６６歳，住用地区が６３歳，笠利地区６７歳となっております。

そのような中において課題といたしましては，名瀬地区における民生委員が９名欠員となっているところでございます。あわせて議員が先ほどおっしゃいましたように，今年一斉改正時に退任される方がいらっしゃる場合の後任の方の確保が大きな課題であろうかと思っております。

民生委員不在地区においては，地区内の適任者と思われる方々に打診をしておりますものの，引き受けていただける方がなかなかおられないという状況にあります。不在地区解消につきましては，地区割りの見直しなども含めて今後も引き続き関係機関と連携を図りながら，民生委員の確保に努めてまいりたいと考えているところでございますので，御理解をいただきたいと思います。

１４番（安田壮平君）　わかりました。

名瀬のほうがちょっと欠員が出ているということで，住用，笠利はやはり地域のつながりといいますか，もしくはまた駐在員，嘱託員の方が兼任をされて，しっかりそこは充足しているということでありますが，やはり名瀬という，いわば都会化した地域で，なり手を見つけるというのがやはり大変なんだろうなと，確かに月平均１２．７回も活動があるというのは，基本，本当にボランティア，極めてボランティアに近い活動ですので，奉仕というかそういった活動でありますので，見つけるの大変だろうなというふうに思います。

そういう中で，ちょっと視点を変えまして，今，民生委員されている方の中で，市職員のＯＢ，ＯＧの数といいますか，割合といったものはどうなっているのかお伺いします。

福祉事務所長（中村博光君）　現在，民生委員をしていただいている市の職員のＯＢは，名瀬地区が３名，住用地

区が３名，笠利地区が６名，合計１２名の方にやっていただいております。

１４番（安田壮平君）　わかりました。ありがとうございます。

住用とか笠利は，割とそういって上手くローテーションしているんじゃないかなと，調査員，嘱託員も含めていうふうにも思うんですが，やはり名瀬は人口比に比べてもちょっと少ないのかなと，確かに大変だというこの役目，この仕事大変だというのが頭からあるのかもしれませんが，ぜひ，今後，市職員のＯＢ，ＯＧの方々にもぜひ担い手として御活躍いただきたいなという思いを禁じ得ないところであります。

やはり鍵としては，いかにしてこの制度を円滑に充実したものとして運用していくかという鍵としては，新たな担い手の育成はもちろんなんですが，その委員の負担軽減というものもすごく大事な要素じゃないかなと，頑張る人にもいろいろ仕事が覆いかぶさってというのが，もう潰れてしまうような初期のモチベーションが徐々に擦り減ってしまうというようなそういうことではなくて，やっぱりもっともっとお互いにサポートし合って，この民生委員制度を成り立たせていくというお互いの協力意識といいますか，それは行政にとっても，また，住民にとっても必要な意識じゃないかと思うんですが，その上で，今，行政による民生委員への支援のあり方の現状についてお示し願います。

福祉事務所長（中村博光君）　それでは，民生委員への支援についてお答えいたします。

民生委員への支援といたしましては，民生委員児童委員協議会の運営補助金といたしまして，市のほうから７２１万円ほど補助をしております。民生委員の方々には，各地域におきまして市民の皆様のいろいろな相談，要望に細やかに対応していただいております。

市といたしましては，皆さんが活動しやすいように担当の福祉政策課を中心に，民生委員の研修会等にも参加させていただきながら活動の状況の把握なども行い，民生委員の事務局とも連携を図りながら活動を支援しているところでございます。

１４番（安田壮平君）　わかりました。いろいろ支援を，今，民生委員の組織全体に対しても，また，それぞれに対してもしているということなんですが，全国の好事例を一つ御紹介させていただきます。

大分市においては，各地区の民生委員の代表者に担当課の管理職級職員の名前や電話番号を記した名簿を配り，民生委員の支援要請を受けると市の関係課の担当者が即応する体制を整えています。

手に負えない案件があれば夜間や休日を問わず，最初に連絡を受けた市の支援職員が各課と連携して最後まで責任を持ち，たらい回しをしないように取り組んでいるというようなことでもあります。本市において何か参考にすべき点，導入すべき点ありませんでしょうか。

福祉事務所長（中村博光君）　それではお答えいたします。

各民生委員の市民の皆様の相談内容に応じまして，市の該当部署に連絡や相談を行って，活動を行っております。

民生委員の方からの相談に当たりましては，該当部署において適切に対応しているものと考えております。相談内容によりましては，多くの部署がかかわってくる案件もございますので，担当課でございます福祉政策課が中心となって民生委員事務局とも連絡をとりながら支援要請に迅速に対応してまいりたいと考えております。

また，委員の活動におきまして，必要な資料，情報につきましては，できる範囲において提供，説明を行い，情報の共有を図り活動しやすい環境づくり，活動が負担にならないように支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

１４番（安田壮平君）　前向きな御答弁といいますか，奄美市としてもそういった対応をされているということですので，ぜひ，今後も全国各地のこういった好事例などを参考にしながら，また，自分たちの業務を見つめ直しながら，よりよい制度を運用に努めていただければというふうに思います。

ちなみに，新たな担い手の育成という意味で，民生委員ではないんですが，それをサポートする制度として宮

崎県北部の美郷町というところも，愛の連絡員制度であったり，また，これ兵庫県という県単位でやっている協力委員制度というものもありますので，ぜひ，そういった事例研究をしながら，奄美市にとってふさわしいものをぜひ業務改善をしていただければとなというふうに要望をいたします。

それでは，続きまして，（４）に移ります。ガストロノミーについてであります。

耳なれない言葉かと思いますが，これを今，県内霧島市が非常に力を入れて推進をしております。霧島市が昨年度より本格的に取り組んでいる食文化を中心とて持続可能な地域社会づくりを目指すガストロノミー運動について，市としてどのように見ているのかお示しください。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，ガストロノミーについてお答えしたいと思います。

霧島市が推進するガストロノミーに係る事業につきましては，食にまつわる様々な分野を融合させながら地域の食文化を活かすガストロノミーの理念のもと，霧島市内の産学官組織が連携し，平成２９年５月に霧島市ガストロノミー推進協議会が設立され，霧島の食資源を活かした事業を行い，霧島のブランド力向上に伴う地域経済の活性化，交流人口の拡大につなげる施策であると認識しております。

他自治体が展開する施策でございますので，奄美市として意見等を申し上げる立場にないと考えておりますが，ガストロノミーという理念のもと，その背景にある歴史や伝統文化が凝縮し，地域の魅力が詰まった食という素材の価値を高め，効果的にＰＲしていくことは地域振興を図る上で重要な要素であると考えております。

以上です。

１４番（安田壮平君）　ここで，資料の提示をお願いします。資料１番，お願いします。

まず，ガストロノミーという言葉なんですが，「ガスト」というのは胃袋という意味で，ガストというレストランもありますけども，「ノミー」というのは学問をあらわす言葉で，日本語で言うと美食学，あるいは食事学というふうにも訳せますが，芸術を含め，ものすごい小さいですね，読み上げます。「芸術を含め，舞踊とか演劇，絵画，彫刻などの芸術を含め，物理学，数学，化学，生物学，地質学，農学，人類学，歴史学，哲学，心理学，社会学」というのもかかわってくるような学問というか，あるいはまたそういう運動のことをガストロノミーといいます。

これは，以前，イタリア発祥のスローフード運動というのがありましたが，それがさらに進化していった，イタリアとかフランスとかスペインとか，それぞれの国で進化していった形だというふうに私自身認識をしています。

霧島市は，この取り組みについて３つポイントを上げますが，地方創生の一環として取り組んでいるということ，そしてまた２つ目が食と農のブランド化により霧島の様々な物産の付加価値を高める取り組みをしていると，３つ目が，ブランド認定や新商品開発をした上で，さらに霧島商社という地域商社が販売を担当すると，売りまくるということをやっているという，このとても特徴的な取り組みをしていまして，やはり奄美も観光客が増えている中で，食事というものはやっぱり欠かせません。観光メニューの中に観光地としての魅力づくりの中にも食事というものは欠かせない，本当に奄美に来る楽しみの外せない一つだと思います。食と農を結びつけてブラント化をして，そして，売っていくと，その中で様々な主体を結びつけていこうという取り組みであります。

詳細については，明日，松山議員も取り上げますので，詳細についてはまた，委ねたいというふうに思うんですけれども，②として食文化を柱として地域振興を目指す，このガストロノミーについて本市でも取り組むことへの見解はいかがでしょうか。何か課題等あれば，それも含めてお示しください。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。

食文化につきましては，例えば奄美のほうでは奄美群島観光物産協会におきまして，地域の資源を活かした各島一押しの特産品づくりを促進する，「あまみ島一番コンテスト」事業を平成２４年度から実施しております。

また，各島に物産コーディネーターを配置し，バイヤーとのマッチング事業を展開するなど，奄美群島が一体となって取り組んでいるところです。

また，食の関係で行きますと，昨年５月には訪日外国人や国内の観光需要を地域へ呼び込むため，ＪＡＬ国内

線ファーストクラスにおいて地域と一緒に「地域の元気」を作っていこうと取り組みして，奄美大島の名産品を食材として機内食なども提供されているということもございます。

また，今年度におきましては，郷土料理鶏飯に匹敵する，代わる料理をネーミング，「西郷ドンブリ」に統一することにより，話題性をもって奄美をＰＲできるよう「食のイベント」をあまみ大島観光物産連盟におきまして実施しているところです。

現在，奄美大島１６店舗において「西郷ドンブリ」のオリジナル商品を提供しており，その中で上位６位の商品を一年間，「みしょらんガイド」に掲載して，広報・普及を図ってまいります。

更に，例えば大島本島地区農産物地産地消推進協議会，大島地域・かごしま“食”交流推進協議会及びＮＰＯ法人奄美食育食文化プロジェクト等がそれぞれ事業主体となって，様々な食の事業を展開しているということでございます。

ただ，それぞれにそういう食の文化は奄美の素材を売り出していこうという形で，先ほど申し上げたように，さまざまな仕掛けはずっとやっているということでございます。

ただ，あとは，そのガストロミーということにつきましては，施策の展開につきましては，霧島を初めとした他自治体の取り組みなどを参考にするなど，今後，情報収集に努めて参りたいなと考えております。以上です。

１４番（安田壮平君）　部長が今いろいろ説明していただいたことを私も幾つか存じておりまして，ここ，様々な取り組みはずっとしてきたと，ただ，そこに長期的なビジョンであったり，あるいはまた戦略的，有機的な結びつき，つながりというものが本当にあったのかというところを捉えたら如何かなという思いがいたします。

もちろん，霧島市だけを称賛するわけじゃないんですけれども，やっぱり奄美という本当に食も農も，農業も本当に独自性のある豊かな地域であることは間違いありません。霧島市以上に，私は奄美市のほうがこの取り組みにふさわしい地域じゃないかなというふうにも思っていますので，ぜひ，今後一緒に勉強をして活かせていただけたらなというふうに思っております。

それを踏まえて３月２４日，研修会を行いますので，ぜひ，そのときは御出席をいただければというふうにも思っております。

食文化関連産業，これは一般論でありますが，農林水産業，食品加工業，外食産業，観光業などは，この全体的な産業が多岐にわたっていて総合戦略が不在というふうに言われがち，奄美市も奄美群島ももしかしたらそうかもしれないというふうに思います。

このガストロノミーを一つのきっかけとして何か取り組んでいければと思いますし，例えば農協，漁協，商工団体，観光団体が一堂に会していろいろ意見交換をするだけでも新たな知見が生まれるかもしれないと，新たなサービス，料理が生まれるかもしれないというふうにも思いますので，ぜひ，息の長い取り組みになっていくかと思いますので，ぜひ，そこはお互いに研さんして，研さんをさせていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

続きまして，世界自然遺産登録のエコロジカルネットワークについて伺います。

ＩＵＣＮが提唱をしており，また，奄美大島生物多様性地域戦略にも生態系ネットワークとして記載をされているこの概念について，まず，説明をお願いします。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　それでは，お答えいたします。

議員，ただいま御案内のエコロジカルネットワークにつきましては，生物多様性を保全するための考え方の一つであり，生態系ネットワークとも呼ばれているものでございます。

その基本的な考え方としては，核となる地域のコアエリア及びその地域の外部との相互影響を軽減するための緩衝地域のバッファーゾーンを適切に配置し，保全を行います。

さらに，それらのエリアをつなげる回廊でありますコリドーを確保することにより，生物の個体群の交流を促進し，種や遺伝的な多様性などの保全を図ることにもつながっております。

このエコロジカルネットワークは，野生生物の生息，生育空間の確保，良好な景観や人と自然の触れ合いの場の提供などの機能が期待されているものと理解しております。

議員，御案内の奄美大島生物多様性地域戦略におきましても，同様の考え方であり，奄美の自然全体を保全するための取り組みとして「生態系ネットワークの形成」という項目に森林及びマングローブの再生，市街地の緑化の推進，生態系の連続性に配慮した公共工事の推進などを行動計画の中で設定しているところでございます。

以上です。

１４番（安田壮平君）　詳細な説明をありがとうございます。

ＩＵＣＮがもう１９７０年代ぐらいから提唱をし，そしてまたこの生物多様性地域戦略にも奄美が世界自然遺産を含め，将来的にもこの豊かな自然を大事にしていこうという目的でつくった，この地域戦略にもしっかり記載されている，このエコロジカルネットワークだというところなんですけれども，今回，この質問をしたのは，２月１日までに再推薦書が出されまして，世界自然遺産登録に向けた再推薦が行われたわけですが，地元自治体として本当にこれで万全なのかと，やるべきことはやり尽くしたのかというところを問わせていただきたいなと。

もっと具体的に言うと，その土地利用というか土地のゾーンニングというもの，そこをもっとしっかりとした基準というかルールをつくっていくことが大事ではないかというところを聞くために問わせていただいております。

そこで，②の市有林，市有地について，国立公園上の保護区分指定状況はどうなっているのかお示し願います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　市有林全体の面積につきましては，９，６７３．８ヘクタールとなっております。内訳としましては，名瀬地区が４，５５９．２ヘクタール，住用地区が４，０７５．９ヘクタール，笠利地区が１，０３８．７ヘクタールでございます。

その中で，奄美市の国立公園上の保護指定を受けている面積について，平成２９年３月現在でお答えいたします。これ，国立公園の指定された３月の７日現在の数値でお答えいたします。奄美市の特別保護地区は全体で２，４５３ヘクタール，うち奄美市有地７０ヘクタール，これは住用地区の７０ヘクタールであります。

次に，第１種特別地域は，全体で３，１９４ヘクタール，うち奄美市有地１，３５８ヘクタール，内訳は名瀬地区が３３５ヘクタール，住用地区が１，０２３ヘクタールであります。第２種特別地域は，全体で６，８４１ヘクタール，うち奄美市市有地が２，６８７ヘクタール，内訳は，名瀬地区が８２２ヘクタール，住用地区が１，７９７ヘクタール，笠利地区が６８ヘクタールであります。第３種特別地域は，全体で３８１ヘクタール，うち奄美市市有地が１９４ヘクタール，これは名瀬地区の１９４ヘクタールであります。普通地域は，全体で３４１ヘクタール，うち奄美市市有地が３ヘクタール，これは住用地区の３ヘクタールであります。以上でございます。

１４番（安田壮平君）　わかりました。ありがとうございます。

ここで，そのエコロジカルネットワークという考え方は，必ずしも土地利用，ゾーンニングといいましたが，必ずしも全てを保護しろというものではなくて，この地域はもう保全をしますと，もう一切手をつけません。この地域は林業に活用します，この地域は観光に活用しますというそういう区分をしっかり計画なり，条例なりで規定をする，規制をするというものでありますので，全てにおいて保全してくださいというものではないということだけは，ぜひ御認識ください。

その上で，ちょっと市有林についてお伺いしたんですが，ちょっとここで私が用意した資料を再度投影お願いします。

これ，資料２です。推薦区域なんですけれども，左側が１回目の推薦，２０１７年，平成２９年のとき，右側がその２回目，今年の２月のときであります。

ぱっと見た感じ，そんなに変わっていなくて，ただ，沖縄の北部の訓練所のところがちょっと太くなったり，あるいはまた西表のほうが若干，この濃い青のところが増えているという状況であります。奄美，徳之島はそこまで大きな変化はないというところです。

次の資料３に移っていただいてよろしいでしょうか。

これは，推薦区域と緩衝地帯，バッファーゾーンの違いなんですが，平成２９年１回目と３１年２回目の推薦のところで，奄美大島で見ると１万１，６４０ヘクタール，増減率としては０．８パーセント増えたというとこ

ろです。全体としては3万7，９００から４万２，８００に１０パーセント余り増えたと，その主な要因は，西表と沖縄北部が増えたという推薦区域の状況であります。

ちなみに奄美大島の推薦区域が大体１万１，６００，緩衝地帯が１万４，０００ぐらいというのをちょっと覚えておいてください。

次，資料４，行っていただきまして，奄美群島，これは国立公園です。世界自然遺産の推薦区域とはまた別なんですけれども，ちょっと赤が文字が潰れて大変恐縮なんですけれども，赤の奄美群島の中で奄美大島が占める特別保護地区と第１種特別地域が合わせて大体１万１，５００ぐらいということで，先ほどの推薦区域とほぼ，面積的には一緒で，この第１種特別区域２万１，０００というのも，先ほどの世界遺産の緩衝地帯１万４，０００と重なる部分が多いんじゃないかなというふうにも考えています。その中で，奄美大島の中でさらに奄美市は特別保護地区で言うと，奄美大島の中で奄美市は６４．４パーセント，一番下の段になりますけれども第１種特別地域も４１．２パーセント，その緩衝地帯となる第２種特別地域も３１．４パーセントと，意外と奄美市，他の町村のほうが多いようなイメージあるんですが，宇検，大和，瀬戸内，多いようなイメージあるんですが，かなり奄美市が国立公園に占める重要な地域多いというのがおわかりになるんじゃないかと思います。

最後の資料５に行っていただきまして，これ，その中でさらに所有者別の面積になるんですけれども，左から一番上の行，国有地，公有地，市有地，不明というふうにあるんですが，奄美群島の公有地，国立公園の公有地の９４．７パーセントが奄美大島にあります。

公有地というのは，県有地と市町村有地で，ほとんどが市町村有地になります。その中でも奄美市は４７．６パーセントと，先ほど九千六百幾らの市有林があって，その約半分ぐらいがこの特別地域に指定をされて，これは，特別保護地区から第３種までの特別地域の面積になりますが，かなりの割合は奄美市の市有地，市有林が占めているということがわかるかと思います。ちなみに，その市有地も多いということは確かであります。

その上で――済みません，戻していただいて結構です。――本市においてこの市有林，市の持つ林，市の持つ土地を中心にエコロジカルネットワークの形成にぜひ取り組んでいただきたいと，しっかりまずは保全をして，その上で利用目的をしっかり定めて，その上で使うところは使う，保全するところは保全をしていくというふうにお願いしていきたい。大和村議会でも，去る１２月議会に同様の議会決議を上げています。

ぜひ，本市においても，本市の持つ市有林，本市の持つ土地がかなり重要だと言う認識を再度皆様に御呈示した上で，このエコロジカルネットワークに取り組むことへの見解をお示しいただきます。お願いします。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　お答えします。

奄美大島５市町村は，生物多様性の保全と持続可能な利用に関する総合的な計画である，奄美大島生物多様性地域戦略を平成２７年に策定し，議員御案内の，ただいま御案内の大和村議会の世界自然遺産に関する申し入れの決議の項目につきましても，戦略の行動計画に「生態系ネットワークの形成」として項目を設定しているところでございます。

本戦略は，来年度で策定から５年目を迎え，計画の中間評価と必要な改定を行うこととなっております。これらの作業を行う中で，奄美大島５市町村，関係機関などと「生態系ネットワークの形成」の取り組みについて議論を行い，大和村で決議がありました項目についても更に充実させてまいりたいと考えておりますので，御理解を賜りたいと思います。

１４番（安田壮平君）　是非，地域戦略改定作業が待っているということですので，しっかりこの点にも注力していただきたいというふうに要望をいたします。

ちなみにＩＵＣＮが６つ勧告を出したものの３つ目が，土地所有者，利用者の推薦地の戦略的及び日常的な管理への参画と使用と私有地の取得を進めることというふうにあって，この前段が，まさに戦略的及び日常的な管理への参画という部分が，まさにこのエコロジカルネットワークの形成というのを該当するんだろうと思いますし，そしてまた，生物多様性地域戦略，先ほど推進監がおっしゃった中にも森林整備計画や森林経営計画を策定し，進めていくというようなこともあって，恐らくこういうことを想定しているんだろうというふうに察しますので，ぜひ，力を入れてしっかりと定めていっていただきたいということを要望させていただきます。

最後，情報産業振興についてですけれども，①光ブロードバンド整備事業の成果として利用率をどのように見ているかお示し願います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

本市の光ブロードバンド利用率につきましては，平成３０年５月時点において奄美市全体で約４１パーセントとなっております。

内訳といたしましては，名瀬地区が４６パーセント，平成２８年度末にサービスを開始した笠利地区では約２０パーセント，平成２９年度末にサービスを開始した住用地区で約１１パーセントとなっております。

通信事業者によりますと，本市は同時期に供用開始をした県内他市町村と比べても整備率，当然１００パーセントになりますが，利用率ともに高いとのことであり，本事業により地域の情報化が進みつつあるものと考えております。

なお，今年度に事業実施した４地区，これは，大笠利，小湊，東城，崎原につきましては，今年２月からサービスを開始しておりますので，利用率は更に向上する見込みとなっております。以上です。

１４番（安田壮平君）　良かったと思っております。思った以上に高いです。今，そんなに高くなかったとしても将来の住民，あるいは将来そこで事業をする方にとっても，もう本当に必要なインフラであり，また，災害のときにもとても役に立つインフラであると思いますので，３年間かなりの予算をかけてやった事業の成果というのは必ず出てくるというふうに思いますので，また今後の推移を期待して見守っていきたいと思います。

その上で，②の奄振重点産業３分野としての情報産業振興に向けた次なる一手は何かというところをお伺いします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

各分野へのＩＣＴ活用による産業振興促進の取り組みといたしましては，平成３１年度予算案に計上しておりますＩＣＴ先進技術取得事業において，従来のＩＴ企業による先進技術取得に加え，他産業の業務の効率向上等を図る研修支援も含めて内容を検討しております。

また，産業創出プロデューサーの業務の一環として，市内企業のシステム開発に地元ＩＴ企業とマッチングするなど，ＩＣＴによる各産業の連携・支援を進めてまいりたいと考えております。以上です。

１４番（安田壮平君）　了解しました。

やはり人材育成だったり，技術の高度化というものを力を入れているんだと，入れていくんだというふうに受けとめました。

それも本当大事なことだと思いますので，ぜひ，そのＰＲというか周知広報をしっかり行っていただいて，本土の技術者に向けても，奄美に来たらこういう研修を受けられますよというようなＰＲを積極的に行っていただきたいと思います。

私としては，先ほど申し上げました，今，情報通信分野に詳しい職員の方が出向されておりますので，ぜひ，そういった大元の企業とタイアップなどして，実証実験，あるいはモデル実験，モデル事業というものも可能性としてあるのかなと，例えばＡＩと公共交通機関，バスの組み合わせであったり，ドローンと農業の組み合わせであったり，そういう取り組みもまた次なる一手になっていくんじゃないかと思いますので，ぜひまた専門家の方々と町内にいる専門家の方としっかり協議，議論を進めていただいて，奄美市の将来を見据えた情報通信産業の更なる活性化にこれからも力を入れていただきたいということを要望しまして，私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，自民新風会　安田壮平君の一般質問を終結いたします。

これにて，本日の日程は終了いたしました。

明日，午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。（午後３時４６分）

第 1 回 定 例 会
平成 31 年 3 月 7 日
(第 5 日目)

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　栄　ヤスエ　君
3番　津畑　誠　君	4番　師玉　敏代　君
5番　松山　さおり　君	6番　林山　克巳　君
7番　与　勝広　君	8番　大迫　勝史　君
9番　渡　雅之　君	10番　平川　久嘉　君
11番　元野　景一　君	12番　川口　幸義　君
13番　竹山　耕平　君	14番　安田　壮平　君
15番　西　公郎　君	16番　関　誠之　君
17番　三島　照　君	18番　﨑田　信正　君
19番　戸内　恭次　君	20番　奥　輝人　君
21番　伊東　隆吉　君	22番　多田　義一　君
23番　橋口　和仁　君	24番　里　秀和　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	東　美佐夫　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	手蓑　利文　君
笠利総合支所事務所長	髙　一也　君	総務部長	菊田　和仁　君
総務課長	三原　裕樹　君	企画調整課長	山下　能久　君
財政課長	國分　正大　君	プロジェクト推進監	満永　亮一　君
市民部長	前田　和男　君	環境対策課長	平田　博行　君
市民課長	寿山　一昭　君	保健福祉部長	奥田　敏文　君
福祉事務所長	中村　博光　君	福祉政策課長	石神　康郎　君
健康増進課長	吉　郁也　君	商工観光部長	武下　義広　君
商水情報課長	麻井　庄二　君	紬観光課長	島袋　修　君
産業建設課長	茂木　幸生　君	産業振興課長	長井　和揮　君

農政部長	山下　仁司君	土地対策課長	前島　有為生君
建設部長	本山　末男君	都市整備課長	竹元　康晴君
土木課長	保浦　正博君	建設課長	日高　英樹君
上下水道部長	橋口　義仁君	下水道課長	里　嘉郎君
水道課長	藤山　浩俊君	下水道課技術調整監	里　則人君
教育委員会事務局長	山田　春輝君	学校教育課長	元野　弘君
スポーツ推進課長	大山　茂雄君	地域教育課長（笠利）	南　三知子君
学校給食センター所長	龍　和隆君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向井　渉君
議事係長	伊集院　正君	議事係主査	堀　健太郎君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　本日の議事日程は，一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように，質問者において御配慮をお願いいたします。また，通告項目の積み残しのないよう，時間配分をよろしくお願いいたします。さらに，当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔明瞭に行われますように，あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，社会民主党　関　誠之君の発言を許可いたします。

１５番（関　誠之君）　議場の皆さん，市民の皆さん，おはようございます。まずもって２月２７日，名瀬平田町で発生した火災においてお亡くなりになりました２名の方々に，心から哀悼の意をささげるとともに，被災された方々に心からのお見舞いを申し上げます。また，一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

今年度を最後に市役所を退職されます職員の皆様に，心から感謝と敬意を表します。退職後は，健康に留意され，引き続き大所高所より一市民として市政に対し叱咤激励，御指導，御協力をよろしくお願いを申し上げます。

さて，平成３１年度第１回定例会一般質問に当たり，若干の所見を述べさせていただきます。

先月２４日，日曜日，米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設をめぐる沖縄県民投票が行われ，辺野古の海の埋め立てに反対が７２パーセント，投票率が５２．４８パーセントで，昨年の知事選６３．２４パーセントより低いにもかかわらず，知事の得票数３９万票を大きく上回る４３万票の得票がありました。共同通信の出口調査では，辺野古を推進する自民党の支持者でも反対票が賛成の４０パーセントを上回り，４８パーセントが賛成に投票いたしました。基地建設の予定区域では，極めて軟弱地盤の存在も明らかになり，大規模な地盤改良工事が必要で，工期も今後１３年と長期化し，２兆５，５００億円の税金投入が予想されています。政府は，辺野古が唯一の選択肢と繰り返すばかりです。本当にそうなのか。政府が辺野古に固執すればするほど，普天間飛行場の返還は遅れ，基地を固定化することにほかなりません。当時の知事が２０１３年末，埋め立て申請を認める前提とした普天間の５年以内の運用停止はどうなっているのか。安倍首相は最大限努力すると約束をいたしましたが，守られておりません。何の見通しもつかないまま，今月その期限を迎えました。国の安全保障政策である基地問題をめぐって，なぜ２度も県民投票を行う事態になったのか，国民全体で考えなければなりません。政府は，投票結果に法的拘束力はないと言って，明確にされた辺野古反対の民意をないがしろにすることは許されません。沖縄の民意を無視し，力づくで押しつぶそうとする安倍政権の強硬一辺倒の姿勢は，民主主義を否定する独裁国家ではないかと疑いたくなります。不毛な対立と深まる混迷を脱するには，投票結果を受けて国側が何らかの打開策を探る努力が不可欠であります。

今回の県民投票の結果を重く受けとめ，埋め立てを即時中止し，移設計画を白紙撤回する選択肢も政府はとり得るはずであります。工事の中断は国側の決断次第であります。沖縄の声に耳を傾け，基地負担の軽減にこれまで以上に努力するのは，国民に課せられた義務であります。私たち奄美大島地区からも辺野古に５３０万立米の岩ズリを搬入しようとする計画があります。あの美しい，ジュゴンのすむ辺野古の海に，戦争のために埋め立てる土砂は一粒も搬入させないよう，兄弟島として沖縄の心に寄り添い，お互いに頑張らなければなりません。

さて，政府は，１２月２１日，７年連続で過去最大を更新し，当初予算として初めて１００兆円を超えた一般会計歳出総額が１０１兆４，５６４億円の平成３１年度政府予算案を閣議決定いたしました。政府予算案は，現在国会で審議されています。平成３１年度の予算のポイントは，全世帯型の社会保障への転換に向け，消費税増収分を活用した幼児教育の無償化，社会保障の充実，消費税引き上げによる経済への影響の平準化に向け，消費者へのポイント還元，プレミアム商品券，住宅購入等への支援，防災・減災，国土強靭化３か年緊急対策や，財政健全化として国債発行額を７年連続縮減，一般会計プライマリーバランスを，対前年度比８．４兆円減額する

などの改善であります。

しかし，消費税引き上げの対応に終始する歯どめのきかない歳出拡大の予算であり，改革の取り組みが見えない社会保障費，防衛費の７年連続での増加，国土強靭化で大幅増の公共工事関係，過去最大を見込む税収など，見通しどおりの税収が上げられるか，大変疑問の残る予算編成であります。私は，もっと経済成長が実感できる社会保障改革，人材育成改革など，目先の対応にとらわれず，果敢な改革と，それを後押しする予算編成なのか，大変疑問に思っております。

ここで，市長の政治姿勢，平成３１年度の施政方針と予算編成について，３点にわたり一括して御質問いたしますので，簡潔に，わかりやすくお答えください。

その１，奄美市の現状と課題，経済状況の認識を伺います。

２つ目は，平成３１年度予算に対する評価・見解について伺います。

３つ目は，現在の財政状況の認識と財政運営の基本的考え方について伺います。

あとの質問については発言席から行わせていただきます。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

総務部長（菊田和仁君）　おはようございます。それでは，関議員の質問にお答えします。

私のほうから，１点目と３点目を先に答弁させていただいて，２点目のほうは市長から答弁をしたいと思います。

まず，１点目の点でございますが，まず，本市における現状と課題についての御質問でございますが，奄振交付金制度の創設に伴い，長年の懸案でもありました航路・航空路の運賃低減や，さまざまなプロモーション活動の展開などにより，平成２９年度の入込客数が群島全体で約８２万６，０００人，奄美大島で約４７万４，０００人となるなど，交流人口の拡大が図られているところであります。

また，これまでも申し上げてきましたが，合併以前から有する課題や行政需要の多様化，それから，高度成長期に集中して建設された公共施設等の老朽化などの複合的な要因により，大規模なハード事業がここ数年に集中している現状にあります。

さらには，奄美駐屯地建設など，他の事業も重なり，名瀬署管内における平成３０年の有効求人倍率は１．０２倍となっており，過去最高の水準となっているところであります。

一方で，人口減少社会に起因する人手不足の問題が，本市のみならず，全国各地で顕在化してきております。このような中，奄美大島５市町村では，２０６０年における奄美大島の将来目標人口を，２０１０年の約８割程度となる５万２，６００人と設定し，共通課題である人口減少の克服に向けて各種施策に取り組んでいるところでございます。

次に，本市の経済状況についての御質問でございますが，雇用面については，先ほど申し上げたとおりの状況でございます。

また，本市の景気を推し測るための数値として，市税の状況が上げられるかと存じます。平成３１年度の当初予算においては，前年度当初と比較して市税を約１億１，０００万円増の約３８億５，４００万円を見込んでいるところでございます。

なお，歳入予算については，これまでも特に厳しく精査してきており，近年の決算状況や企業の活動状況等を鑑みて増額計上をしているところであります。このような市税の増収傾向からも，景気が回復してきていると言えるのではないかと考えているところです。

それから，３点目の質問でございますが，現在の財政状況につきまして，主な財政指標を，平成２９年度決算と２８年度比較で申し上げますと，将来負担比率が０．４ポイント改善したものの，実質公債費比率は０．２ポイント悪化し，経常収支比率も１．１ポイント悪化している状況でございます。

なお，財政力指数は前年と同様となっております。

また，基金，特定目的基金及び起債の状況につきましては，合併当初の平成１８年度末と平成２９年度末をそれぞれ比較いたしますと，基金については，計画的な積み立てにより約１００億円増加し，起債残高については，

約３２億円の減少となっております。

なお，名瀬本庁舎や名瀬・住用給食センター建設などの大型事業により，今後，起債残高は増加する見込みでございます。

近年の決算状況や今後の大型事業等を勘案しますと，引き続き厳しい財政運営が予想されますが，財政運営の基本とする実施計画と財政計画に基づく中・長期的な展望に立った事業推進を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。ただいまの総務部長の答弁を受けまして，平成３１年度予算に対する評価と見解についてという御質問でありますが，本市における平成３１年度当初予算は，一般会計において普通建設事業費の減額等により，前年度当初と比べまして約２億円減少し，０．６パーセントの減となりましたが，市民交流センターの建設に加え，地方創生関連予算は，一般財源ベースで４億１，７００万円余りを確保し，子育て・保健・福祉複合施設建設に向けた経費や定住促進対策など，引き続き地方創生を推進するための予算を計上いたしております。

また，世界自然遺産登録の実現を図るための予算を確保するとともに，ふるさと納税等活用事業を前年度当初比較で約７，７００万円を増額いたしております。

公立保育所のクーラー等設備や内海公園自由広場施設整備など，子育て環境の整備や，観光交流の振興に取り組む予算を計上いたしております。

加えて，平成３０年度３月補正においては，奄振関連予算として奄美振興会館改修事業の前倒しを図るなど，５億１，２７８万余の予算を計上し，本市一般会計予算を１５カ月予算として，切れ目のない予算編成をいたしたところであります。

一方，歳入においては，市税等の増額が見込まれますものの，自主財源等の状況を見ますと，財政基盤の確立が十分とは言えない状況でございます。したがって，引き続き地域経済の活性化と財政の健全化が重要であると考えているところでございます。以上です。

１６番（関　誠之君）　ありがとうございました。確かに市税が１億１，０００万増えまして，景気が回復する兆しにあるんだろうなというふうには思いますけれども，やはり市税の増収，求人倍率の伸びなどからしてもそう思います。

しかしながら，生活実感として，なかなか生活が豊かになったとか，収入が増えたとか，そういった目に見えるものが少しまだないのではないかなというふうに思いますし，やはり市税も法人税の詳細な分析をしていかないと，本当に奄美の業界がそれだけの景気が良くなったのかどうか。例えば，内地のほうの本社があって，ここに支社があると。法人税はその配分ですから，そういうものが増えているのもまた事実でありますから，そういうふうに見ていかなければいけないのかなというふうに思います。

認識的には，やはり自主財源をどういうふうに多くして，依存財源を断ち切っていくかと。また，投資的経費，これが６億１，０００万ぐらい，８．７パーセント減額になっておりますけれども，やはり先の総括でもありましたが，３６億の起債枠が３９億余りになったということは，これは深刻に受けとめていただきたいなと。やはり身の丈に合った財政運営というのが必要だというふうに思います。この点については，総括並びに予算のほうで審査も待っておりますので，具体的にそのときにやりたいと思います。

ただ，経済の状況とか評価，財政運営の基本的考え方は，私もそのように思いますので，本当に厳しい中，財政運営をしっかりやられているということは評価をしておきたいと思っております。

次に，教育行政についてであります。

昨日，三島議員が議論をいたしましたが，その前に，私も２月７日の木曜日に，お母さん方を訪問しまして，線香をあげてきたところでございます。最初に，お亡くなりになりました生徒に対し，心から哀悼の意を表したいと思います。この報告書が終わりでなく，ここからが始まりで，教職員研修会，職員会議，いじめ防止基本方針の策定，生徒指導の手引の改定，その他の場面で報告書を活用していただきたいという報告がなされておりますので，ぜひそういったことを望みたいと思います。

そういう立場で，このような視点で質問をさせていただきたいと思いますので，よろしくお願いをいたします。

では，第１に，この報告書は全国で実施されている第三者委員会と比較しても，生徒の立場に立ったものと十分に評価できるものだと思いますけれども，教育長はどのように評価をされているのか，まずお示しをいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。

第三者委員会の報告書につきましてですが，本報告書の巻末にある再発防止に関する提言がございます。このことを重く受けとめまして，この提言を踏まえながら再発防止に向けて全力を挙げて対応策の検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

１６番（関　誠之君）　きょうの新聞に「再発防止を策定し，実践」という見出しが出ておりましたが，きのうの議論では，各学校に配布をしたと。いつでも閲覧できると。今の状況はそういった配布をした状況ですよね。だから，この報告書に何が問われているかというふうに思っておるのか，教育長は深く，重く受けとめと，言葉的にはわからないでもないですけれども，報告書を読んで，何が問われているとお思いになりましたか，お答えいただけますか。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。

教育委員会を中心にして主体的にまず検証をする。その結果をウェブサイトに公表することということですので，そのことをまず進めていきたいというふうに考えております。さらに，文部省に修正報告も，１月１５日に実施したところでございます。それから，３点目に，生徒の立場に立った共感的な理解に基づく生徒指導や生徒支援をしてくださいということでございますので，このことについては常に私どもから校長会や教頭会で，子供に寄り添った生徒指導をするんだと，して欲しいということで，ずっとお願いして指導をしておりますので，その方向で進んでいるというふうに認識をしております。

それから，体罰についてでございますが，まさにこれは論外でございますので，今その都度その都度学校でも，校長，教頭さんがそれぞれ指導をしながら，生徒指導部会でもそのことは確認をしているし，職員会でも確認をされているというふうに考えているところでございます。

それから，不登校やいじめのことについても幾らかありましたので，具体的に共感的な理解をするというふうなことで，個々に寄り添った生徒指導をするということで進めているところです。以上でございます。

１６番（関　誠之君）　少し聞き取りにくいところがありましたけれども，この実践ということで，昨日，恐らく検討委員会を立ち上げるということでありましたが，委員は１０名程度の人選ということしかわかっておりませんが，具体的にこの検討委員会がいつまでに立ち上げて，どのような検証を行い，いつまでにこれを終えるのか。そして，再発防止の活用として，今，配布している訳ですけども，具体的に教育委員会が動いて，しっかりと学校の中で生徒指導を動かれているのもあるんでしょうけども，そういったところまでこのことが，今，教育長が言われたことが十分に周知されるようなことでなければ，この報告書の扱いというものについては，非常にせっかくいいものを出していただいたにもかかわらず，ただ閲覧で終わってしまうという危険性もある訳ですから，その辺を含めて，今言ったことを具体的にお答えいただけますか。

教育長（要田憲雄君）　昨日の答弁でも１０名ぐらいを予定しておりますということを申し上げました。法律家ですとか，心理学者ですとか，あるいは直接かかわっている校長，教頭，生徒指導主任，そして養護教諭，こういう方たちが中心になって進めてまいる考え方でございます。

そして，教育委員会の指導主事がおりますから，この方々が事務局となって具体的に進めていくということになろうかと思います。

会合はおおよそ最終会議まで５回ぐらいを予定しておりまして，できるだけ早くという，今名簿を作って立ち上げる準備をして，間もなく立ち上がると思いますので，それをもとにしながら検証して議論を進めていきたい

というふうに考えております。

そして，各学校それぞれで対応はもちろん違ってまいりますので，そのことについて，私のほうからも校長会，教頭会でも常にその資料を検証しながら，ぜひ活用していただくと。そして，先ほど議員からお話がありましたように，生徒指導委員会や職員会議でこの資料が使えるようにぜひ進めていきたいと，再度そういう方向で進めたいと考えております。以上でございます。

１６番（関　誠之君）　そこで，重要になるのは，やはり生徒指導のあり方が大きな問題点だというふうに報告されておりますけども，報告書が，指導死ということを認めた事案としておりますけれども，このことについて，教育長の指導死についての見解，そしてまた対策的なものを考えておられると思いますけども，この２点についてお伺いをいたします。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。

指導死ということについて申し上げますと，不適切な生徒指導により児童生徒が自死したという，そういう選択をとるに至ったものが指導死であると認識をしているところです。

また，この対応につきましては，報告書でもありましたように，私もそのことは強く感じたところですが，教師一人で指導することではなくて，チームで，組織で指導すると。要するに，２人以上の組織をつくって，その人たちが合同で指導すると。そういう体制が必要になっていくというふうに思っておりますので，今後もそのことは十分，この前も，校長会でもそのことを強調して先生方にお願いしたところでございます。以上でございます。

１６番（関　誠之君）　非常に重たい結論といいますか，やはり，今，教育長が言われたとおりだというふうに思います。こういういじめがあったときに，やはり学校全体のこととして，特に，先ほど言った生徒指導の部会があるんであれば，しっかりとその中に持ち込んでそういう中で議論をして，教員一人に考えを持たせずに，重たいことですから，みんなで知恵を出し合ってやっていく。そして，一番大事なことは，生徒の側にどう寄り添った形でこの問題を解決していくかということが大事だったんでしょうけれども，結果として，この問題についてはそれがなされなかったと。いわゆるこの生徒指導のあり方が問題であったと。何も私は，後で給食の問題も述べますけれども，個人的な責任をということじゃなくて，やはりそういう組織のあり方がそういったことを招いたんではないかというのが基本的な考え方ですから，個人に責任を帰することなく，こういったものは大胆に組織全体で考えていかなければいけない問題だというふうに思っておりますので，そういうことを頭の中に置きまして，先ほど言った検証委員会の件は，あと一つは，第三者委員会が，私どもが協力を惜しみなくやりたいという報告もされておりますが，そういったこの検討委員会とこの報告書を出した第三者委員会との連携についてはどのように考えているのか，まず，その点をお願いいたします。

教育長（要田憲雄君）　連携については，十分考えられることだと思います。ただ，県本土に上がっていらっしゃるわけですから，今，私どもが検討しているのは，地元の主な方々にお願いをして，検証をして，そして，対策を立てていきたいということでございますので，連携は進めてまいりたいと考えております。

１６番（関　誠之君）　ぜひ，１００ページ余りの報告が出ておりまして，非常に読んでいてこんなにも現実が，言えば，学校というのが生徒の側に寄り添っていない指導が行われとったのかなというようなものがありますけれども，そこで，この検証委員会にしても，一番最後に書いてありますけれども，やはり事案が平成２７年の１１月４日起こっておりますけれども，平成２７年の１２月７日には，中学校の報告では原因が特定できずという報告がなされているわけです。で，平成２８年の１月には，教育委員会が全校生徒のアンケートを実施をして，その後についても事故原因は特定できずという報告をしているわけです。

ですから，こういう学校，教育委員会がそういうふうなことで出して，果たしてこの検証委員会を立ち上げて，人は替わるから変わっていくんでしょうけれども，基本的には教育委員会は何も変わっていない訳ですから，そ

の辺の教育委員会，学校の意識改革，その辺については，教育長としてどのように思っておられるのか。

教育長（要田憲雄君）　私どもが意識が変わっていないということではございませんで，常に前に向きながらいろんな研修を進めて，校長会や教頭会でも先生方にお願いをしているということですから，その都度その都度，状況を変えながら指導をしていくというふうに進めているところでございます。

それから，先ほどの指導死に至ったということについて私が考えることは，この前も校長会でもきちんと指導しましたが，とにかく全職員で当たるんだと。そして生徒指導部会があります。学年部会があります。職員会議があります。そこで報告をし合って，この方向で進めるよという方向付けができたら，全ての先生方で動いてもらうということで，そういう方向付けはずっと進めていることでございますから，校長さん方もきちんとした危機意識を持って進めていくであろうというふうに考えているところでございます。以上でございます。

１６番（関　誠之君）　そこで，県教委の支援を仰ぎ，自らの視点で自殺するまでの経過，事実を振り返り，本事案に関する事後対応も含めた検証を行い，その結果を市ウェブサイトに公表すべきというふうなことが言われておりますけれども，この辺について，まず事後対応，これは事務局が総務部の総務課なんです。この検証委員会は。ですから，教育委員会が直接かかわっていろんなことをやったということではないわけで，そういうことも含めて，本事案に関する事後対応を含めた検証を行い，その結果を市のウェブサイトに公表すべきであるという見解が出ておりますけども，このことについて，教育長のお考えをお願いします。

教育長（要田憲雄君）　この事項につきまして，教育委員会が主体になるわけでございますので，教育委員会として事案に関しまして，再発防止に向けて全力を挙げて検証チームと一緒になって取り組んでいくと。そして，具体策をまとめた上で，具体的に全ての学校に下して，先生方に活用していただくということになろうと思います。

で，このことについてはもちろんウェブサイトにも公表してまいると，そういうことになろうかと思います。

以上でございます。

１６番（関　誠之君）　ぜひ今言ったことを，ウェブサイト公表，今約束をいたしましたので，しっかりやっていただきたいというふうに思います。

この件の最後になりますけども，市教委が先ほど，この自殺した生徒が置かれている状況についての修正を，先ほど言った事故の原因は特定できずと文科省に報告しているようですから，これに対しての修正報告をということでありましたが，先ほど修正報告をしたということでありましたが，具体的にどのような形で，どのルートで，どう修正報告をしたのか，お聞かせいただけますか。

教育長（要田憲雄君）　文科省への報告についてですが，修正報告になります。月日は３１年１月１５日付で，第三者委員会の報告書に基づいて修正報告をしたと。強いて申し上げますと，いわゆる指導死であったということを報告したということでございます。

１６番（関　誠之君）　なぜこういう質問をしたかと言いますと，これはもう基本的に子供の人権もありますけれども，ここに書いてありますけれども，やはり生きてきた証として，彼の尊厳をしっかり回復させるためにこの修正というのは必要だというふうに，この報告書もそのような視点で書いたんだろうと。いわゆる名誉の回復でありますけれども，そういうことを４月の１５日付でやったと。これは去年ですか。

（発言する者あり）

ああ，４月１６日はまだなっていませんから，どこかと思いました。是非，そういったことをやっていただきたいというふうに思います。

最後になりますけども，やはりこの報告書を，もう何遍も言いますけれども，教委としてどう生かしていくか，これがこの報告書の次のステップだろうと思いますので，ぜひ，先ほど来議論になりました検証委員会を立ち上げて，これはいつまでにという話がなかったんですけれども，含めて，いつ頃までに，もう一度具体的に，これ

をどう生かしていくかということをお聞かせください。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。

今，ほぼやがて立ち上がる状況になりますので，年間で５回ぐらいを検討したいというふうに考えております。その５回の検証委員会でまとめたものを，恐らくできるだけ今年度中にまとめたいと考えているところです。

それをきちんとした資料にして各学校に下して，全ての学校で活用していただくということになろうかと思いますので，御理解を賜りたいと思います。

強いて申し上げますと，やっぱり人命にかかわる極めて大事なことでございますので，再発防止というのは絶対条件であります。この再発防止に向けて真摯な姿勢で取り組んでまいりたいと思っておりますので，御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

１６番（関　誠之君）　ありがとうございました。この最後に書いてありますけども，「学校評価の際に，教員の体罰や暴言，生徒の尊厳を損なう言動はなくなったのかの項目を設けて，アンケート等を活用して児童生徒の声が反映するよう，学校に対して指導・助言すべきである」というようなことでありますが，市教委としては，学校評価の際にこのようなことが考えておられるのか，今後考えていくのか，そこについて最後に質問したいと思います。

教育長（要田憲雄君）　今おっしゃられたことについては，当然そういうふうに進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

１６番（関　誠之君）　ありがとうございました。

次に，奄美市立給食センターにおける副食への異物混入の一連の対応についてということで，質疑をさせていただきます。

この経過については，もう新聞の報道等でおわかりですので省きたいと思いますが，やっぱり対応のあり方，特に管理職が報道関係に対応せず，一職員に任せたことについて非常に問題があるのではないかというふうに思いますが，その件についてお聞かせをいただきたいというのと，学校給食センターだけに対応を任せて，教育委員会という組織的な対応が見えなかったように思われますけども，特に教育長の顔が見えなかったという意見が出ておりますけれども，このことに対する見解をお示しをいただきたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　じゃ，お答えいたします。

報道関係の対応については，所長と次長２人態勢で行うことを決めておりましたが，所長が給食センターから離れている時間帯に取材が来たため，結果的に一般職の次長が取材を受けることになりました。

所長が戻ってから対応するように指示するなどの配慮に欠けていたと感じております。

次に，学校給食センターだけに対応を任せていたのではないかという御質問ですが，教育委員会では，１月２４日当日に，教育長の指示のもと総務課，学校教育課，給食センター所長を含む担当職員，関係学校長が教育委員会に集まり，対応などについて協議を行い，連携を図ってきたところでございます。

１６番（関　誠之君）　教育長の顔が見えなかったと言われておりますけども，このことについてはどういうふうに考えておられますか。指示をしたということでありますけど。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　今，答弁しましたとおり，その当日も学校訪問で現場に行っていましたので，その報告を受けてすぐ動くということができませんでしたので，教育長の指示のもと対応したということでございます。

１６番（関　誠之君）　教育長，幾ら職責があるとはいえ，子供たちの命にかかわることなんですよ。その命にか

かわることだからこそ，報道機関は全国放送をするわけです。火事とか。だから，それほど重たい，先ほど教育長が使われたのとはちょっと違いますけども，重たい事案なんですよ，これ。

であれば，当然その長が表に立って陣頭指揮をして，見えないところで指示したからいいというふうに思っていないとは思いますけれども，外から見ると，そういう指示があったか，なかったかということは全く見えないわけで，やはり報道機関に堂々と出て行って，実はこうでありましたと。先ほど来申し上げているとおり，個人にこの責任を帰することは絶対だめですよ。自校方式で今まで一度もこういう事故はなかったのに，やはりセンターになってこの事故が起こったということは，４，０００食のこの給食をつくるようになった構造的な問題がこれを引き起こしたというふうに私は考えておりますので，ですから，そういう構造から出たものは，なぜ出たのだ。当然ヒューマンエラー，人間的なこれは間違いだったろうというのは，これは一義的な理由であります。

だから，そこにそうさせたこの給食センターの運営のあり方，また，いろいろなあり方が問題だろう。その中で起こったものだというふうに思っておりますので，ぜひそういうふうなことで対応していただきたいと思いますが，今のことを聞いて，教育長はどう思われますか。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。

全て私の責任というのは当然前々から申し上げていたとおりでございまして，その際，それぞれの部署で長がおりますから，その長が中心になって危機管理体制を確立しながら進めていくと。その都度その都度，私に報告が来ますから，私はその報告を受けて，即対応するようにそれぞれの指示をしているということは御理解を賜りたいと。今後については，また再度その後の対応の仕方については，かなり危機管理体制を進めながら，対応策について給食センターでいろいろ協議をして報告を受けておりますので，その方向で進むであろうというふうに考えております。

今後については，さらに検証しながら取り組んでまいりたいと思いますので，御理解ください。

１６番（関　誠之君）　理解はしておるつもりでありますから，次に，この保護者に対する説明責任が学校任せで，教育委員会としての協力体制が不十分ではなかったかと。特に，この保護者に対する説明責任の時期ですね。何かあったらすぐに対応して保護者がしっかりわかると。報道で知ったという人も少なくないわけですから，そういった教育委員会との協力体制が不十分とは言いませんけれども，結果的にそのように見えますので，こういった対応の遅いことについてどのような見解をお持ちなのか，お示しください。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。

そのことにつきまして，議員おっしゃるとおりでございまして，私どもは即対応して，保護者に対しても文書でお知らせをして謝罪をするという体制を整えて準備を進めておりましたが，今おっしゃられるとおり，それはうまくいかなかったということですので，そのことについても具体的に検証を進めたところであります。今後はそういうことがないように，明確に進めていくようにしているところですから，御理解ください。

１６番（関　誠之君）　次に，この副食２，２８１食分の残食処理はどのようにされたのか。欠品の処理は後で何とかゼリー，桃のゼリーを出したというふうにしておりますけれども，この桃のゼリーの副菜の代金です。給食費というのは一定ですから，そこからそれが欠品になったとすれば，その部分の金というのはどこからか出してこないといかんわけですよね。全体の中でもう一度出したって同じですから。

そういうことがどういうふうになったのかということと，なぜ残食処理といいますか，たまたま毒性がなかったからということでありますけれども，本来ならば，それが判断できるまで何らかの形で保管をして，それを処理するというのがあり方なんでしょうけれども，その辺についてと，管理マニュアルを見直したと言うが，本当にこの管理マニュアルというのはあったんですか。どのようなチェック体制を見直したのかについて，お伺いをいたします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　まず，残食処理についてですが，残食については業者のほうに処分をお願い

しまして，処分しております。

欠品のものについては，今，議員御案内のとおり，桃のゼリーを２月８日に，アレルギー児童にも安心して提供できるということで，その２，２８１名に出しているところでございます。その費用としては，給食費の中で出しております。

危機管理マニュアルにつきましては，異物混入を含めた総合的なマニュアルとなっているため，異物混入マニュアルを独立したマニュアルとして作成を行うなどの見直しを行っております。

また，チェック体制に関しましては，これまで衛生管理基準に基づいたシートのチェックを行っておりましたが，あらたに清掃用具も含めたチェック体制を複数人で行うように見直しをしております。以上です。

１６番（関　誠之君）　ありがとうございました。なかなか全貌を網羅してつくるのも大変でしょうけれども，あれほど２年かけて私どもが提言をし，危機管理の，教育長の言葉を借りますと，自校方式とセンター方式を交えた日本一のセンターをつくっていくと意気込みはわかったんですけども，結果として，やっぱりヒューマンエラーというか，人間的なエラーというのはあるわけですから，そういったことに対するもの，今後しっかりとしていただきたいというふうに思います。

で，責任の所在ということでは教育長だということで，教育長がおっしゃいましたけども，ここまで言うのは酷ですけれども，やはりそういったこと，先ほど言った第三者委員会，これ，また会計検査院の問題もありました。そういった一連の責任のとり方というのはどういうふうにすればいいのか，私もわかりませんけれども，もし見解があるならば，最後にお示しをいただきたいと思います。

教育長（要田憲雄君）　責任のとり方についてはいろいろあると思います。現時点で私がとるべき責任というのは，二度とこのような事故を起こさないと。全力を挙げて危機管理体制を確立していくということだと考えております。

１６番（関　誠之君）　ありがとうございました。

次に，笠利給食センターの委託業務について質問をさせていただきます。

これは，もう１年余りかけて話してきたことですが，委託業務の見直しはどのようになっているのかという点が１点，奄美市の今，北斗に採用されている臨時職員を奄美市で雇えば済むことですよね。直営にして。それをわざわざ委託にしているという点が，この学校給食の委託料の相当な増加になっているというふうに思いますので，その辺を含めてお示しください。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　先ほどの答弁でちょっと訂正をさせてください。

ゼリーの代金は給食費からではなく，試作する予算が別にありまして，そこから出しているということですので，訂正させていただきます。

１６番（関　誠之君）　了解です。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　じゃ，笠利の学校給食センターですが，笠利学校給食センターの業務委託は，調理・配送業務の委託契約が平成２６年４月１日から平成３１年３月３１日までとなっております。本来であれば４月１日から業務開始に向けた契約準備を進めるべきところでありますが，本業務は安心・安全な学校給食を継続的に行うものであることから，再選定のプロセスを踏む必要があると考え，今まで実施していた価格のみで受託業者を選定する方法でなく，一般競争入札方式ではなく，業者の実績，実施体制，運営方法を総合的に判断し，最も優れた業者を選定するプロポーザル方式への見直しと，受託業者が新規となる場合も想定して，給食センターでの準備及び研修期間を充分に確保できる契約期間を検討した結果，平成３０年度に供用開始した奄美市

立学校給食センターでの習熟期間を参考に，８月の夏休み期間を業務開始に向けた準備期間として設定できる契約期間の見直しを考えているところでございます。

これにより，児童生徒へ安心・安全でより質の高い学校給食を安定的に提供できる業者を選定することができると考えております。

次に，笠利，業務委託ではなく直営でしたほうがいいじゃないかということですが，調理・配送業務につきましては，平成２２年度に，直営か業務委託にするか検討した経緯がございます。結果として，平成２２年９月から業務委託を実施し，現在に至っております。

その間，学校給食に関しては，事故などもなく，児童生徒や先生方からの苦情等も発生しておりません。このことは，安心・安全な学校給食の提供が可能であると考えていますので，現時点では，調理・配送部門は業務委託で実施したいと考えております。

１６番（関　誠之君）　もう１年も前から提起しているにもかかわらず，このままの状況を１学期は続けるということですか。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　４月から７月の間は，現在業務委託をしています業者のほうに随意契約でお願いして，仮に新しい業者に変わった場合の準備期間を考えて，８月の夏休み期間を利用したいいうことです。

１６番（関　誠之君）　これは，私は平成２５年の決算のときからこのことを申し上げておるわけです。で，２６年にこれ変わったんですけども，そのときには，５００万以上高くなっているわけです。今度も，予算書だけしか見ておりませんが，年額１２８万６，０００円高い委託料がついておるわけです。非常に，僕はこれは納得しがたいことだと思いますよ。５年も前から今年の３月３１日が終期である。問題点は，５年前からずっと言い続けた。しかし，それにもかかわらず，この同じ業者に７月まではお願いすると。これは考えていただきたいと思いますが，これはまた予算委員会でできると思いますので，予算委員会で数字的なものはお示ししたいというふうに思っております。

時間がありませんので，フッ素の問題に行きたいと思います。

前も議論をさせていただきましたけれども，フッ素洗口について，まず，モデル校を３校，普通は，モデル校をつくるというのは，このモデル校で実施をして，検証をして，良い・悪い，メリット・デメリット，そういったのをしっかりと出して，その後に次の実施というふうになりますけれども，教育委員会は来年度予算も計上してあるようですが，このモデル校の状況がわからないのに，なぜ次の実施をしようとしているのか，含めてお願いいたします。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。

モデル校の実施状況につきましては，当初は，臭いが気になると答えた子供たちもおりました。しかし，現在はフッ素化合物洗口にも随分慣れてきまして，特に問題はないということで報告を受けておりまして，そういう方向で実施をしているというふうに御理解ください。

１６番（関　誠之君）　時間がないから具体的には申し上げませんが，集団フッ素洗口の問題点，そもそも効果がない。半数以上の児童生徒は虫歯ゼロなのに，全員を対象にするのは間違いである。毒性，ミラノールの問題です。薬剤の取り扱いミス，これも人的なミスです。濃度ミス。また，正しく計量されない実態。洗口後のうがいが困難である。対象者の取り違えがある。インフォームドコンセントの欠如の実態，集団心理の影響，いわゆる少数派で希望しない人がいじめられる可能性もある。事故隠蔽の実態。万一事故が起こった場合，補償されない可能性が高いというような問題点が指摘をされておりますので，そういう現場からの問題じゃなく，しっかりと委員会をつくって，本当に問題がなかったのか，そして，こういうことで教育委員会は実施しますという通知をしっかり出していただきたいと。教育委員会の通知のあり方は，言い忘れましたが，おわびが事務連絡になっているんですよ，これ。報告も事務連絡。そして，学校給食センター所長で，名前も何も，職印もないんですよ。

こういうようなこと，学校給食の一部中止，おわびと書いてありますけど，これもそのように。

ぜひ，こういう責任のあり方も含めて，しっかりと教育長名で出すとか，センターであれば職印を打って，公文でしっかり出すとか，そういうのが説明のあり方だというふうに思っております。

時間がなくなりましたので，あと１点だけ。学校で実施するに当たり教職員の協力は不可欠だと考えますが，教職員に職務命令が出せるか，出せないか，その点についてお願いします。

教育長（要田憲雄君）　学校におけるフッ化物洗口の職務命令についてでございますが，保健管理の業務の一環であるというふうに捉えておりまして，その形で実施をしてまいりたいと考えております。

管理運営であるということでございますから，教職員にもきちんと理解と協力を得た上で実施することが望ましいというふうに考えておりますので，今，私ども２つに分けて説明会を実施しております。保護者に１回，そして職員会で先生方に１回と。１つの学校で実施するために，２回説明会を実施しているということで理解をいただきたいと思います。

１６番（関　誠之君）　ありがとうございました。

時間がありませんので，最後の名瀬クリーンセンターの現状と課題についてお伺いいたします。

運転委託の件については，よろしいと思います。あと，埋め立て処分場が何年もつのか。建設準備金の積み立ての状況についてお示しをいただきたいと思います。

市民部長（前田和男君）　最終処分場でございますが，あと１０年ほどで満杯に達するものと予想しているということでございます。

建設準備金につきましては，施設の建替時期を平成４５年度ごろと見込んでおり，３０年度末で４億１，４００万余の積立額となっていると聞いております。最終目標額は１０億円に設定しているということでございます。

以上です。

１６番（関　誠之君）　ありがとうございました。新聞によりますと，徳之島の愛ランドクリーンセンター，構想から約１４年間かかるということでありますから，その辺を含めて，早く立ち上げていただいて，住民のごみの処理を安全・安心としていただきたいということを申し上げて，私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，社会民主党　関　誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。１０時４５分再開いたします。（午前１０時３１分）

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

公明党　橋口耕太郎君の発言を許可いたします。

なお，橋口耕太郎君から一般質問中の資料投影のため書画カメラ使用の申し出がありましたので，これを許可いたします。

１番（橋口耕太郎君）　市民の皆様，議場の皆様，そして，インターネット中継をご覧の日本中，世界中の皆様，こんにちは。公明党の橋口耕太郎でございます。新議場での初めての質問です。元気いっぱい行っていきますので，よろしくお願いいたします。

まず初めに，先月２７日，平田町で発生した火災により亡くなられたお二人の方の御冥福をお祈りするとともに，被災された皆さんに心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧と元の安心した暮らしが取り戻せるようお祈り申し上げます。

さて，質問に入る前に，少々所見を述べたいと思います。

２年前の今日，３月７日，市民の皆様とともに全国で３４カ所目となる奄美群島の国立公園指定の記念セレモニーが行われた日であります。早いものであれから２年が経ちました。残念ながら，昨年の世界自然遺産登録は叶いませんでしたが，仕切り直しで，先月ユネスコへの推薦書再提出が行われました。きっと来年の夏にはうれしい報告が入ってくると信じております。私自身も微力ではありますが，もっともっと奄美の自然をＰＲできるよう努力してまいります。

さて，昨日と今日は県立高校の一般選抜試験が行われております。今まさにそれぞれの志望校で緊張しながらも必死に試験問題へ向かっている真っ最中だと思います。生徒の皆さんが今までの勉強の成果が十分に発揮でき，全員が志望校に合格することを願うものであります。

また，現在行われている国会の新年度予算案には，奄美群島振興対策特別措置法の延長・改正，向こう５年間の予算も入っております。３月１日に衆議院を通過しましたので，参議院の採決を待たずに成立が確定し，ほっとしております。

公明党の離島対策本部が昨年の８月に，離島振興ビジョン２０１８を政府に提出し，奄美の，そして離島の声を国政に届け，その中で奄振交付金のさらなる充実も提言をいたしました。これからも奄美の，そして離島の未来のために公明党の市議団，県議団，国会議員団のネットワークをフルに生かし，情報提供，政策提言を行ってまいりますので，今後ともよろしくお願いいたします。

それでは，通告に従いまして一般質問に入ります。

質問の１，防災行政についてであります。

（１）新庁舎の防災機能について伺います。

この３月１１日で東日本大震災から８年が経過をします。今なお復旧の道半ばであり，復興庁が発表した資料によると，昨年の１２月の数値ではありますが，いまだに約５万４，０００人の方が避難を強いられている現状があります。一日も早く復興することを願うばかりです。

皆様御承知のとおり，災害はいつ，どこで，誰に，どんな状況下で発生するかわかりません。最近は，ここ奄美でも震度１から３の地震が続いていて，少し個人的には心配をしているところです。

さて，先月から新庁舎が完成し業務を開始しましたが，この新庁舎の防災拠点としての機能を確認する意味で質問をいたします。

質問の①，名瀬地区の防災拠点，災害避難所としての新庁舎の具体的な防災機能について伺います。当然ですが，この庁舎は完成したばかりですので，防災計画にはまだ災害避難所として登録をされておりません。恐らくこれから改めて地域防災会議等を開いて，避難所として登録されると思いますが，まず，災害が発生した場合の流れについて，市長を中心とした災害対策本部を設置すると思います。４階の会議室には，括弧書きで災害対策室となっています。新庁舎になっての新たな機能，システムなどがあればお示しください。

また，この新庁舎で何人ぐらいの避難を想定しているのか。８階にある災害備蓄倉庫にはどのような種類の備蓄品を準備し，数量はどの程度なのか。非常用の発電機はどの程度庁舎への電源をカバーするのか。また，先日，Ｊ―ＡＬＥＲＴの試験を実施したようでありますが，新庁舎に設置されたスピーカーからの聞き取り状況などをお示しいただきたいと思います。

以下の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，早速，橋口議員にお答えさせていただきます。

新庁舎につきましては，市民を守る安全・安心な庁舎づくりを一つのコンセプトとして建設されております。柱頭免震構造を採用し地震に強く，また，津波等の水害を考慮して庁舎機能は２階以上に配置するなど，防災拠点として安全性の高い建物となっております。

御質問の庁舎４階の災害対策室につきましては，災害発生時は災害対策会議も行われますことから，市長室と隣接しております。迅速な対応が可能な配置となっていると思います。

また，警察，消防，海上保安部，自衛隊など，関係機関と災害対策室での情報を共有し，連携した活動が行え

るよう，大型モニターやインターネット環境，電話等の情報通信設備を整えております。

新庁舎での避難人数の想定でございますが，災害時の待機・避難スペースとして５階大会議室，約３４５平米でありますが，を想定いたしております。そして，約１７０名，２平米に１人の受け入れが可能となっておりまして，災害の種類，規模等に応じて２階の待合室，いわゆるゆらいどころや，各相談室も活用するなど，柔軟な運用を考えているところでございます。

また，８階，災害備蓄倉庫の備蓄品につきましては，庁舎備蓄分と指定避難所配給分として，それぞれ２００名，３日分の食料と各種災害用品，内容は，哺乳ボトル，おむつ，生理用品，毛布等の寝具，衣類，救急セット，ラジオ等を今月中に納品する予定となっております。

また，非常用の発電機につきましては，庁舎内の電気を全て賄うことができる能力と３日分の燃料備蓄タンクを備えており，燃料の供給に当たりましては，災害時に円滑な供給を受けられるよう，県を通じて石油連盟に対し，タンク情報，給油口の口径，写真，タンクローリー車の駐車位置図等を提供したところであります。

また，先日，２月２０日のＪ―ＡＬＥＲＴ訓練時の新庁舎スピーカーの聞き取り状況等については，移動後初の訓練でございましたが，スピーカーの音量を初め，各機器とも正常に作動しており，特に問題がなかったところでございます。

以上でございます。

１番（橋口耕太郎君）　細かい説明，ありがとうございました。

ちょっと気になっていたのが，非常用電源だったんですけれども，全電源カバーということで，すごくびっくりしました。私が以前勤めていた福祉施設では，中心ラインだけ，エレベーターは２基あったんですけど１基しか乗れないとか，中心ラインのコンセントしか使用できないと，そういうような限定だったものですから，この大きな建物をフルでカバーする。そしてまた，３日間はもつということですので，安心をいたしました。

冒頭，市長が安心・安全の拠点ということでありましたけども，こういうことも市民の皆様に知っていただく意味を込めて質問をさせていただきました。

次に，（２）です。平成２９年第２回定例会で提案をいたしました紙カップ型自動販売機の導入の可能性についてお伺いします。

この紙カップ型自動販売機は普段は有料で販売をして，災害時には機械の切り替えで全部が無料提供になる自動販売機のことで，通常の飲料水に加えて，一部商品がお湯，水に替わる特徴があると。で，お湯提供のメリットとしまして，粉ミルクの調乳，アルファー米の調理，フリーズドライの調理などができる。また，ほかには紙カップなので衛生的，哺乳瓶がない場合は，紙カップの飲み口を変形して赤ちゃんにも提供できるなどのメリットがあることを紹介し，提案をいたしました。

当時の答弁では，「ライフラインを一時的に補完する備蓄プラントとして有用なものであると理解をしている。市ではお湯を沸かすコンロ等も備蓄し，支援物資協定も結んでいる。さらなるライフラインの確保という観点からも，同自販機についての島内業者の取り扱いや運用が可能であるかどうか検討したい。いずれにしても，災害時において避難される方々に不便のないように，より質の高い避難所運営ができるよう，心がけていきたい」と答弁をされております。

この自動販売機の島内業者の取り扱い，運用について調査し，検討した結果などがあれば，導入の可能性も含めてお示しをしていただきたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　お尋ねの紙コップ自動販売機を取り扱う島内事業者は，奄美市内に２事業者がございます。しかしながら，議員御提案の特殊な機能を備えた自動販売機となりますと，一般的な自動販売機と比べてコストが高く，また，取り扱い事業者の負担増にもつながることから，飲料メーカーと取り扱い事業者との協議が必要と伺っております。

同自動販売機の導入に当たっては，既に導入している他自治体の事案なども参考に，引き続き検討させていただきたいと思いますので，御理解を賜りますようお願いいたします。

１番（橋口耕太郎君）　わかりました。特殊な自販機ですので，引き続き検討をお願いしたいと思います。

ちょっと余談ですけれども，災害備蓄品の中で，粉ミルク，さっき市長がお話しされていましたが，今月の５日，大手食品メーカーから液体ミルクの国内発売が始まっております。自治体のほうでも災害備蓄品として常温ですぐ飲めるミルクでございますので，そういったものも引き続き検討をしていただきたいと思います。これは要望として伝えておきたいと思います。

それでは，次の質問に入ります。質問の２，企業誘致についてお伺いをします。

市のホームページを見ますと，企業の進出を応援しますのタイトルで，企業立地等促進条例に基づく支援について，わかりやすくまとめられてあります。この条例による各種助成金の内容のほか，国税・地方税の優遇措置，対象業種，内容が簡潔に示され，また，奄美市ＩＣＴプラザかさりの紹介や，これまでの立地企業の紹介など，非常によくまとめられていると思います。

これまでの企業誘致の考え方としまして，奄美出身者の方がＵターンしたくても仕事がないから帰ることができない。だから，大きな企業を誘致してたくさんの雇用を生み出すという考え方が主であったのではないかなと思います。笠利町にもそれなりの土地を用意しているわけでありますが，この質問のヒアリングの際に少しお聞きをしましたら，やはり外海離島である奄美の条件不利性がネックになっているので，大きな工場・企業などの誘致は難しく，現在は情報産業の誘致へシフトしてきているとお伺いしました。ＩＣＴプラザかさりなどがその例だと思います。

そこで，（１）これまでの企業誘致活動の考え方・成果，これからの企業誘致の考え方，課題などをお示しください。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

本市の企業誘致施策につきましては，地域の産業振興と雇用拡大につながることを目的に，製造業，水産養殖業，情報サービス業など特定の業種を対象に，用地取得，施設設置，雇用などを支援する内容となっております。

企業誘致の実績といたしましては，合併前に４社を誘致し，奄美市としては立地協定２社と，育成企業認定１社となっております。

主な誘致活動としましては，東京事務所や県大阪事務所と連携して，企業訪問や企業立地懇話会などの機会において情報発信等に努めております。併せて，産業創出プロデューサーとともに，ＩＴ企業への働きかけを積極的に行っており，近年は，連携協定の締結が増えております。また，ＩＣＴプラザかさりについても現在８室中７室が入居中，残り１室につきましては，コワーキング施設として使用中です。であるほか，奄美で勤務する社員を募集している企業，事務所の拡大を検討している企業，そして，支社の設置を検討している企業など，以前の立地協定とは違う形での企業進出が進んでいる状況でございます。

御承知のとおり，情報は奄振計画における重点３分野に位置づけられており，本市の企業立地等促進条例においても，情報サービス業の誘致に関して優遇措置を設けております。

議員御案内のとおり，本市の地理的条件から，大規模な製造業等の誘致には限界があるものと認識しております。今後も情報関連産業を中心に誘致に取り組むとともに，奄美の自然や文化などの地域性を生かす企業進出の可能性についても，引き続き検討してまいりたいと考えております。

そこで，課題といたしましては，御承知のとおり全国的に人材不足の状況であり，企業が本市への進出を検討する際も，人材確保がネックになっておりますので，今後も奄美市産業活性化協議会などで行っている人材育成事業の充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

１番（橋口耕太郎君）　わかりました。重点３分野の情報が今は傾向が多くなっているというお話だと思います。確かに地理的な条件，不利性というのがこちらの奄美大島では考えられると思います。全国的に今，部長がおっしゃられたように人手不足で，人材育成のところからも入っていかないといけないという，様々なことがあると思いますので，引き続きお願いをしたいと思います。

ちょっと最近の地元の新聞の見出しに「仕事はあるが人がいない」という記事が載っていました。皆さんも見られた方が多いと思いますけど，少し読みますと「なぜ，職安では求人倍率は１を超えて増えていますが，求職

者数は減っている。管内の人手不足は全業種で起きている。要因として，労働人口の減少，労働人口の県外流出などが考えられる。鹿児島県の最低賃金は昨年１０月に２４円上がって７６１円となったが，全国最下位。続いて，民間の求人情報サイトの代表者の話としまして，島内の労働人口は既に頭打ち。これからは移住者，主婦，高齢者から掘り起こす必要があると話す」，結びに「「島には仕事がない」から，「仕事はあるが人がいない」に風向きは変わった。順風とするか，逆風とするか，企業側には思い切ったかじ取りが求められている」とありました。

行政の支援も非常に大切ですけども，この記事では，地元企業の雇用の考え方とか，経営者の考え方にも問題提起をしていると思いました。今後も，企業誘致に対する支援はぜひとも継続していただきながら，時代の流れを確実につかんだ，それに合わせた柔軟な対応をお願いして，次の質問に移ります。

次に，質問の３，少子化対策についてお伺いします。

（１）直近の人口動向について，まず伺います。いわゆる自然増減，社会増減，労働人口の増減，この３点について，直近３年間の動向をお示しください。

市民部長（前田和男君）　お答えします。

お尋ねの自然増減は，出生者数と死亡者数の差でございますが，直近３年間は，いずれも死亡者数が出生者数よりも多く，平成２７年度は２８４人の減，平成２８年度は２２４人の減，平成２９年度は２６５人の減となっております。

次に，社会増減でございますが，転入者と転出者の差でございますが，直近３年間は，いずれも転出者が転入者よりも多く，平成２７年度は２８１人の減，平成２８年度は２１２人の減，平成２９年は２４６人の減となっております。

次に，労働人口の増減につきましてでございますが，統計資料のもとが国勢調査となっておりますので，平成２２年と平成２７年の労働力人口でお示しいたしますと，平成２２年は２万２，１０３人，平成２７年は２万１，０７３人となっており，１，０３０人の減となっております。以上です。

１番（橋口耕太郎君）　わかりました。いずれも自然動態，社会動態，労働人口も下がっているということです。わかりました。

次に，その①では，婚姻数はどのように推移をしているか，これも直近３年間でお示しください。

市民部長（前田和男君）　婚姻数でございますが，平成２７年度は２１４件，平成２８年度は２１６件，平成２９年度は２１９件でございます。

１番（橋口耕太郎君）　ほぼ横ばいということです。何か特徴的なものがもしありましたら，横ばいですけど，婚姻の反対には離婚もあるんですけど，そういった分も含めてなんですが，もしお答えできればお願いします。

市民部長（前田和男君）　まず，婚姻の件につきましてでございますが，平成３０年の１月から１２月までのもので若干確認をいたしましたところ，この１年間では１９２件婚姻がございました。夫妻ともに３４歳以下がそのうち１０６件，それ以外のうち，一方が３４歳以下が２９件ということで，３５歳を超えた婚姻数が３分の１程度あるということが一つの特徴ではないかと考えております。

また，離婚についてでございますが，本市は全国・県と比べて離婚率は高い状況にございます。衛生統計年報という資料がございますが，この中で，平成２８年度の奄美市の離婚率は２．５５パーミル，県平均が１．７７，国平均が１．７３ということで，離婚率としては高い状況にあるということでございます。

以上です。

１番（橋口耕太郎君）　わかりました。離婚率は全国，県に比べて非常に高い状況で推移しているということですね。

次に，②出生数についてどのように推移しているか，これも同様にお示しいただきたいと思います。

市民部長（前田和男君）　出生数につきましては，平成２７年度が３６８人，平成２８年度が３７５人，平成２９年度は３４４人と推移しております。

以上です。

１番（橋口耕太郎君）　参考までに，出生率がわかりましたら，教えていただきたいと思います。

市民部長（前田和男君）　出生率でございますが，人口に占める出生数ということで，平成２７年度が８．５パーミル，平成２８年度が８．８パーミル，平成２９年度は８．１パーミルという形で推移しております。以上です。

１番（橋口耕太郎君）　わかりました。これも横ばいと言えば横ばいということです。なぜこの質問をしたかといいますと，少子高齢化という言葉がありますけれども，これはあくまでも私は個人的には労働人口が減っていることに対する理由の言葉と捉えておりまして，少子化と高齢化というのは全く別の次元の話であって，その対策は全く違うアプローチが必要だと考えているからであります。

そこで，奄美では年間どれぐらい婚姻があって，年間どれぐらい赤ちゃんが生まれているかを知ることで，一つの傾向が見えるのではないかなという思いからでしたが，横ばいということですので，ちょっと傾向は捉え切れないなという気がいたします。

ここでちょっと婚活という，今，言葉がありますけれども，そういう言葉を提唱しました中央大学文学部の山田昌弘教授のコラムを紹介いたします。

「１９９２年，経済企画庁（当時）が，少子社会の到来というタイトルで白書を公表し，そこで初めて少子化という言葉が登場した。１９７５年以降，徐々に出生数が少なくなり，このまま進展すると，将来労働力不足などさまざまな問題が起こることを予測した。仮定法だが，このとき本気になって少子化の原因を確定し，対策に取り組んでいれば，人口減少どころか，今の日本経済の停滞はなかったと信じている。当時，日本で子供が少なくなったのは，結婚後も働き続けたいと思っている女性が子供を産まないという説が流布していた。厚労省も保育所を増やして，子供を産んでも共働きしやすくする政策を推進していた。しかし，データをきちんと読めば，結婚する人が少なくなっていることであることは明らかだった。なぜなら，９０年代，少子化が起きていても，結婚した夫婦は平均２．２人子供を産んでいた。つまり結婚しない人が増えているから少子化が起きている。当時の調査でも，未婚者で結婚したい人は９０パーセントを超えていた。結婚したくても結婚できないことが少子化の原因であることは明らかだった」という話であります。

今，国では，結婚や新婚生活などを応援する自治体が増えていまして，こうした自治体を後押しするために，地域少子化対策重点交付金を今年度倍増して，活用を呼びかけている。国立社会保障・人口問題研究所の調査で，結婚に踏み切れない理由として，結婚資金を挙げた割合が１８歳から３４歳の男性で４３．３パーセント，女性で４１．９パーセント，行政に実施してほしい取り組みは，結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援が第３位になっているそうであります。

そこで，質問の（２）結婚新生活支援事業の導入についてお伺いいたします。先ほどの地域少子化対策重点推進交付金の柱の一つの事業で，現時点で２６０の自治体が事業を実施しています。

ここで，モニターをご覧ください。新婚生活を応援しますということで，上の吹き出しには，家賃や引っ越し費用の補助があるんだって。平成３０年度ということです。次の画面をお願いいたします。これ一番下に内閣府と書いてあります。内閣府のチラシであります。どんな世帯が対象かということで，１，平成３０年１月１日から，お住いの市区町村の事業終了日までに入籍した世帯，２，御夫婦の所得を合わせて３４０万円未満，所得です。注意書きがありまして，御夫婦の所得３４０万円を年収に換算すると約５３０万円程度。３，御夫婦ともに婚姻日における年齢が３４歳以下の世帯，４，その他，お住いの市区町村が定める要件を満たす世帯。

で，どんな費用が対象か。新居の購入費，新居の家賃，敷金，礼金，共益費，仲介手数料。引っ越し業者や運送業者に支払った引っ越し費用。ア，ウを合わせて，１世帯当たり，上限３０万円ですと。

で，次のモニターをお願いいたします。これはちょっと見にくいんですけれども，一番上に結婚新生活支援事業を実施している市区町村，平成３１年１月１０日現在です。

次のモニターをお願いいたします。鹿児島県は，ちなみに垂水市，薩摩川内市，いちき串木野市，姶良市，東串良町，そして奄美大島の瀬戸内町が実施をしております。

そこで，質問の２に戻りますが，ストレートに言うと，この事業は検討できないかということであります。よろしくお願いいたします。

福祉事務所長（中村博光君）　それでは，結婚新生活支援事業についてお答えいたします。

事業内容につきましては，議員のほうから御案内いただいたとおり，県内では６市町，群島では瀬戸内町が平成２９年度から導入しているところでございます。

本市におきまして，住民が安心して結婚し，子供を産み育てる地域づくり，さらには出生率向上を目指し，関係機関が連携して結婚支援，出産支援，働きながら子育てしやすい環境づくり，子育てにやさしいまちづくりなど，施策に取り組み，結婚，妊娠，出産，子育て期における切れ目のない支援体制を整備しているところでございます。

ただいま御質問の結婚新生活支援事業は，結婚初期の経済的負担を支援するものでございます。対象者が婚姻時の年齢，御夫婦とも３４歳以下ということや，所得にも制限がございまして，こういうことを考えますと，該当者が限られること，そういったことに対する不公平感や国からの補助が２分の１となっておりますが，この補助が継続的に続くか不透明なところもございますので，総合的に勘案いたしまして，本市では現在この事業を実施していないところでございます。

今後，既に導入している自治体での効果や，国の動向などを見きわめながら，検討してまいりたいと思いますので，御理解を賜りたいと思います。

１番（橋口耕太郎君）　先ほど市民部長からちょっと高齢の，３４歳以上の結婚の方も結構いらっしゃるということも，その判断材料の一つになっているんだろうと思いますし，また，継続的にするためには，国がもうこれは終わりですと言えば終わりなので，そういったことも考えられるのかなと思いますが，最近は正規雇用が少なくて，非正規で働いていらっしゃる方も結構いらっしゃいますので，そういう意味でいくと，結婚したいけれどもなかなか難しいという方もまだまだやっぱりいらっしゃると思います。

で，今，所長がおっしゃられたこともよくわかりますけども，一つの角度というか，アプローチとして瀬戸内町も取り入れておりますので，瀬戸内町の動向などもしっかり確認をしていただいて，ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

この交付金を利用した事業は，ほかにも結婚応援パスポートや相談出会いの場の提供など，結婚から子育てまで地域で応援する機運づくりを支援する事業についても同様の補助がありますので，当局においても前向きに検討していただきたいと思いますが，ちょっとこれは通告していないんですけども，３月１６日に福祉政策課主催で，恋愛についてというのがあったんですけれども，それはどういった内容か，所長のほうでわかりますか。

福祉事務所長（中村博光君）　内容については，ちょっと詳細にはお答えできませんが，地域少子化対策重点推進交付金事業について，本市におきましても，今年度５つ事業をやっております。子育て応援デーとか，赤ちゃん先生プロジェクトとか，子育てにやさしいまちづくりとか，ペアレント・プログラムとか，そういった事業をやっておりますので，そういった中でまたいろんな福祉，結婚しやすい，妊娠しやすい，子育てしやすい，そういった方向を示していきたいと思いますので，御理解を賜りたいと思います。

１番（橋口耕太郎君）　わかりました。切れ目ない支援とよく言いますけども，結婚，妊娠，出産，子育て，そこをやっぱり奄美市はどちらかというと積極的に私はされているほうだと思っておりますので，いろんな事業が国にありますから，積極的に採用をしていただくようにお願いをしまして，次の質問に入りたいと思います。

次に，質問の４番です。自衛隊駐屯地配備に伴う周辺整備についてお伺いします。

これは，初日の竹山議員の質問と少し重複するところがありますけれども，私は市民の方から聞いた意見を直接書かせていただきました。

①大熊町内あるいは上方地区の各家庭へ防災行政無線の戸別受信機を整備できないか。②隊員用宿舎周辺の公園に対してこの事業を活用して整備することはできないか，の２点を一緒に質問をさせていただきます。

この事業というのは，防衛施設周辺対策事業のことでありますけども，３月の２６日から配備をされて，駐屯地として稼働することが報道でもありました。施設内で働く方の求人広告なども見て，友人も面接に合格して働くことが決まったなどの話を聞いております。

しかしながら，やはり配備に対する不安を持たれている方も当然いらっしゃいます。昨年１１月１５日に行われた議会報告会，議員と語ろう会で，私は大熊地区に参加をいたしました。参加者は２０名程度だったと記憶しておりますが，その報告会での質問の多くが自衛隊配備に関係するものでありました。当然，まだ納得ができない方，いいよと言われる方，両方の意見があるわけでありますが，今回の質問の１は，地元の大熊町の方と話す中で，自衛隊が配備されて地元にこんなことをしてくれたんだと思えるような何かができないかという意見をそのまま，今回質問をさせていただきました。

また，質問の②も，同じように市民の方からの御意見で，大熊町，佐大熊町，浜里町に隊員用の宿舎が建設されております。近くにはそれぞれ公園がありますが，この事業を活用して整備ができないかというものであります。見解をお示しください。

総務部長（菊田和仁君）　防衛施設周辺対策事業の目的や種類については，先日，竹山議員に御答弁をさせていただいたとおりでございます。

今，御質問がありました２点につきましては，必要な要件を満たせば，民生安定事業として対象事業になり得るというふうに認識をしているところでございます。地元の皆様の御要望も伺いながら，当該事業実施の可能性や必要性などを踏まえた上で，計画的な事業導入について検討を進めてまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

１番（橋口耕太郎君）　私ども公明党が正月に毎回奄美ティダ委員会というのを開会しておりまして，市長も議長も出席をいただいておりますが，その中で，龍郷町の議長さんのほうから，有良のトンネルですね。要望が出されておりました。そのとき，うちの衆議院議員の遠山が，なかなかそれは難しいんじゃないかという話でありましたが，自衛隊が配備をされたら，さっき部長がおっしゃった周辺対策事業の中には，障害防止対策と民生安定と道路改修という大きく３つの事業があって，配備されたことによって車の幅がちょっと狭いので，拡幅するとか，実際に動いてみて初めて，ああ，こういうことが問題だよねというのができたときには，必ずこういう事業にひっかかるはずだという話をしておりました。

私もそう思ってはいたんですけれども，市民の方からの直接な御意見でしたので，今回ストレートに質問をさせていただいたんですけど，やっぱり来るのに不安な方は，どうなるんだろうということのほうが多いとは思うんですけど，私は災害を実体験をした者として，当時，自衛隊の方が一生懸命されている姿を目の当たりにしておりますので，来ることは非常にありがたいというふうに個人的には思っております。自己完結型の部隊ですので何でもできますから，来ていただくことにはすごくありがたいなというふうに思いますが，やっぱり不安な思いを持っていらっしゃる方もいらっしゃいますので，ただ自衛隊の方が防衛省の予算でここにこう作ります。以上，終わり。ではなくて，地元のほうからも，できればこういうことができないかということを要望していただくようにしていただきたいなと思いから質問をさせていただきました。

さっき部長がおっしゃいましたように，民生安定にもしかしたらひっかかるかもしれない。で，竹山議員の質問に対しても，この事業の説明会が行われる予定であるというふうに聞いておりますので，しっかりその検証などを聞いていただいて，ぜひ検討していただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

では，次の質問に入ります。

質問の５，教育行政についてお伺いをいたします。

（１）学校給食センターで先日の事故を受けて，どのような再発防止策を講じ，管理体制を強化したかという

質問であります。

この事故が起きる前の清掃作業の途中でヒューマンエラー，先ほど関さんも質問をされておりましたが，清掃作業はどのように行われていたか，そして，事故が起きた後，どのように改善したか。また，事故前の管理体制，チェック体制はどうであったか。そして，事故後どのような管理体制，チェック体制に改善したか。

先日，全員協議会で若干説明をしていただきましたけれども，改めてその清掃作業について，事故前はこうだった。事故後はこうしましたということを説明していただきたいと思います。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　それでは，お答えいたします。

清掃作業につきましては，調理作業終了後の１０時５０分頃から１２時頃まで作業を行っております。作業の内容は，当日使用した器具や機械の清掃を行います。

毎日の給食の献立によって使う機器が異なることから，栄養教諭が作成する作業工程表により調理作業及び清掃作業の割り当てを決め作業に当たっており，清掃作業自体は，これまでどおり丁寧な作業に努めております。

管理チェック体制につきましては，これまでは衛生管理基準に基づいた刃物及びスライサーの刃こぼれの確認，水質の確認，冷蔵庫・冷凍庫の温度確認などについて，毎日チェックシートに記録し，衛生的に不備がないように，また，危険性を排除するよう作業に当たっておりました。

清掃作業後の道具の管理につきましては，調理室には保管せず，危険性のない洗浄室で保管することとしておりました。

今回の事故を受けまして，所長の指示により清掃作業後のチェックシートを調理室及び洗浄室ごとに作成いたしました。一例として，清掃作業で使用する洗浄剤やスポンジの数に至るまで細かくチェック項目を設けております。午前中の作業終了後及び午後の作業終了後に，部屋ごとに給食調理員２人体制でチェックした後，所長の確認を受けるという流れでチェック体制を構築しておりますので，よろしくお願いします。

１番（橋口耕太郎君）　先ほどの関さんの質問の中でも，清掃作業に関するマニュアルがちょっと不足をしていたという話がありました。

で，今回は，スチームコンベクションですか，大量に揚げたり，焼いたり，煮たりもしたりする機械だと思いますけど，その中を清掃するときに，金版を外して清掃して，そのボトルが置きっぱなしになって，そのまま熱してしまったということだと思うんですけども，あの機械は，センターにとっては絶対欠かせない機械で，大量につくるときには，スチームコンベクションというのはどの大きな施設でもあるもので，先ほどの関さんの質問でもヒューマンエラー，本当に単純なヒューマンエラーだったと思います。本当は起きてはいけない事故だったと思うんですけど，さっき局長のほうが，トータルのマニュアルはあったけれども，清掃作業単独ではなかったので，新たに作り直したということで，今，チェックシートをつくって，スポンジの数，ボトルの数，そういったものまで全部２人体制でチェックをして，そのあと，所長まで確認をするという体制になったということですね。

事故が起きたのは１月の２４日です。で，その週は給食週間だったわけであります。で，文教厚生委員会で各小中学校に給食を食べに行った週です。で，私は２５日に崎原小中学校に，課長と指導主事と３人で，子供たちと一緒にいろんな話をしながら給食を食べたんですけど，この事故が起きたことを聞いて非常に残念でした。もうがっくり個人的にきました。私も，実は新聞報道で知りまして，先ほどの関さんのお話じゃありませんが，文教厚生委員長もそこは重く見て，議長と２人で申し入れをしたと思いますけど，やっぱり我々も報道で知るというのは，それもショックもあったんですけど，また給食週間であったということが非常に残念だった。もう終わったことですので，今こういうことを言ってもしょうがないですけども。とにかく残念でした。

だから，この体制がもう一回ちゃんとなっているのかどうかを確認したくて質問をしたんですけれども，幸いなところ，今，健康被害というのは出ていないということですので，この事故はもう二度と起きてはいけない事故ですので，改善した内容を着実に実施していただいて，子供たちに安心・安全なおいしい給食を提供していただきたいと思います。

じゃ，次の質問に入ります。

次に，質問の（２）大島北高校の名瀬地区からの通学補助について，定期券購入時の自己負担の平準化はできないかということであります。

現在，名瀬地区から大島北高校に通う場合，毎月定期券を実費で購入して，学期ごとに清算して，年３回払い戻しを受ける仕組みになっております。

以前，電話で笠利町の地域協議会に相談をしたところ，購入実績をバス会社からもらって購入の実態を確定させてから，保護者の口座へ補助分，３分の２ですか，を振り込む手続を行うとのことでした。

しかし，保護者からやはり橋口さん，ちょっと何とかならないかなという相談がありまして，毎月大体３万円ぐらい定期代がかかるそうです。例えば，４月，５月，６月と３万円ずつ払うと９万円になります。３分の２バックですので６万円返ってくると。でも，最小的には１万円，１万円，１万円で，買うときにいいわけになる。実際は差し引きすると。その３万円を出すのがすごくしんどいというお話で，今年もその方の中学校は１０名ぐらい，名瀬地区から大島北高校を受験しているということで，そういう相談もその保護者の方からあったそうで，心配だと。定期代が高いらしいねという話で。

そこで，どうせ後で払い戻すのであれば，本人が払わないといけない分だけ，その学生さんの名前を書いて，本人が払う手出し分，例えば１万円を払って定期を買って，残りはバス会社と行政とのやりとりで，直接バス会社にお金を支払うという方法ができないかなという質問です。見解をお示しいただきたいと思います。

笠利総合支所事務所長（髙　一也君）　それでは，私のほうから答弁させていただきます。

定期券購入時の自己負担の平準化についてでございますが，議員御案内のとおりです。現在，定期券の購入の補助については，補助金要綱に沿って，各学期の始めに対象者全員分の補助金申請を大島北高校において一括で行いまして，交付決定，事業終了後に実績報告を受けて交付確定を行い，各保護者のほうに支払いを行っているという状況でございます。

議員御提言の定期購入時に個人の負担額を支払い，補助額分についてはバス会社へ直接支払いという仕組みについては，現在の県立大島北高等学校の生徒通学費等の補助金要綱においては，現在難しいものと考えております。

しかしながら，保護者の通学費に係る負担の軽減や笠利町外から大島北校への進路選択を行う際には，参考になるものだと考えております。

この取り組みにつきましては，補助金要綱等の見直しや補助金申請から支払いまでの事務の作業確認，また，バス会社との協議など，課題も多くございます。今後，議員御提言の取り組みが可能かどうか，研究・検討を重ねてまいりたいと思いますので，御理解のほどよろしくお願いいたします。

１番（橋口耕太郎君）　所長のおっしゃることはよくわかります。例えばですけど，龍郷町は町内に高校がないので，笠利大島北高等学校に通う場合は全額町が負担をしているわけです。そういう場合は，恐らく要綱の問題だと思うんですけど，払わなくていいわけです。龍郷町の場合，名前だけ書いて定期を購入したら，それは龍郷町がバス会社にどんと払うという仕組みになっているんです。

ですので，先ほどの所長のお話でいくと，要綱を１回見直しをして，バス会社とももちろん話し合いをしなくてはいけませんけれども，バス会社にお支払いが必ずあるわけですから調整はきっときくものだと思います。だから，要綱を再度見直しをしていただいて，大島北高校の存続の部分でも補助をしている意味もありますので，ぜひこの要綱の変更というか，検討をお願いしたいと思いますが，もう一度，所長，いいですか。要綱について。

笠利総合支所事務所長（髙　一也君）　この通学補助につきましては，北高の存続に関する目的がございまして，通学補助だけじゃなくて，あと振興協議会の補助，またあと部活動指導者の補助と，それが一つになっての補助金要綱でございます。

確かに保護者のほうが年度の当初に約３万円なんですけど，それの３分の１をしたほうが確かに負担は減るですけど，要綱の中で，やはり支払いのいろんな実績報告とか，確定，交付決定とかいう流れの補助金要綱がございますので，再度また担当課とそういう要綱について見直しができないか，ちょっと研究・検討をさせていただ

きたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

１番（橋口耕太郎君）　要綱ですので議決は要りませんから，しっかり補助金の中身について，もう一度精査をしていただいて，保護者の負担をできるだけ下げるようにお願いしたいと思います。

同様の質問を，逆ですね。安田議員がなぜ笠利町から名瀬地区に来る場合は全く補助がないということをこの間，定例会で質問をされていまして，教育長もしっかりそこら辺は考えていきたいというお話でしたけど，子供さんが少なくなってきて，今回，選抜試験も全校全学科定員割れをしているという状況で，今後，どうなっていくのかなという少し心配もありますけども，今いる子供たちをもっと大切にしていかないといけない意味でも，保護者の負担もそれ相応のことができないかなと思ってです。病院などは自己負担分はもう払わなくていいというふうになっていますよね。病院の診察料とか支払いは，自己負担を超えた分はもう払わなくてもいいというふうになっていますので，そういった意味でぜひ補助金要綱を検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に，最後の質問に入ります。

質問の６，行政資料のペーパーレス化の推進について，お伺いをいたします。

（１）行政の業務の効率化を含め，今後どのような方向性を考えているかという質問であります。

要は，ペーパーレス化，紙をなくしてタブレット端末などを用いて，資料代，いわゆる紙代が節約ができて，また，業務の効率化を図る考えを今後持っているかという話であります。

まず，資料代，紙代と言いましても，市全体の把握をするとなると，とてつもない量になると思いますので，今回は参考値として議会関係の費用に絞って聞きたいと思います。

議会関係で今現在使用している資料代，紙代等について，どのくらいの費用が現在かかっているのか，お示しいただきたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　御質問の資料代，紙代に関しましてお答えいたします。

今回は議会関係の費用に絞ってということでございましたので，平成２９年及び平成３０年の定例会における議案印刷に係る費用について試算をいたしました。その結果，２年間の平均で申し上げますと，１年当たりの印刷枚数が約９万枚，紙代は約２９万円，それから，コピー代が約１０万１，０００円，合計で約３９万１，０００円となります。以上です。

１番（橋口耕太郎君）　議会の定例会に関するものだけですので，これが全庁舎の全課となると，とてつもない金額になるのではないかなと思います。

昨年の１２月１３日に，大手通信社の議会でのタブレット活用事例紹介という研修がありまして，参加をいたしました。議会での活用事例で，全国で導入が少しずつ進んでいるという話でありました。鹿児島県では指宿市，曽於市，薩摩川内市の３議会でタブレット端末を活用しているそうであります。

導入のメリットとして，議員側は，１，資料がいつでも受け取れる。２，過去資料を全て携行可能。３，保管スペース，整理の心配不要。４，検索機能ですばやく探せるなどがあると。で，事務局側のメリットとして，１，用紙代やコピー費用などの経費の削減。２，資料の編纂，ホッチキスどめが不要などの労務の削減。３，資料の差しかえ，保管不要などの副次的な業務の削減などが挙げられるとのことでありました。

実際にデモ端末を使用して議事録の閲覧などを体験しましたが，非常によくできており，感心をいたしました。個人的にはもうすぐにでもという気がいたしましたけども，予算なども伴うので，これからの検討課題だと思います。

今後は，市全体としてもタブレット端末を使ったペーパーレス化などが必要ではないかと思います。庁内で会議に行く際に，分厚いファイルを脇に抱えて会議に行ったりする職員をよく見かけます。本会議や委員会も同様でありますが，今回，議会であった研修内容と似たような研修を関係部署でも参加をして，きっと情報収集等もされていると思いますが，市全体としての今後の方向性，導入の可能性について見解をお示しください。

総務部長（菊田和仁君）　議員御提案のタブレット端末につきましては，ノート型パソコンよりも軽く，持ち運びに便利で，起動時間も短く，バッテリーでの駆動性にも優れていることから，多くの企業やビジネスの場で導入され，業務の効率化が図られているものと認識いたしております。

また，タブレット端末を活用することで，ペーパーレス化，経費や労務の削減など，様々なメリットがあるものと考えております。

一方，タブレット端末の利用には無線ＬＡＮなどの情報通信ネットワークやクラウド環境が必要となるため，万全なセキュリティー対策と運用が求められてきます。現在運用中の地方公共団体における情報セキュリティーガイドラインにおきましては，職員が通常業務で使用しているネットワーク環境での無線ＬＡＮの利用は避けることが望ましいとされておりますが，総務省へ問い合わせたところ，無線ＬＡＮの利用については，本年３月に改訂されるという回答もありまして，期待を寄せているところです。

いずれにしましても，御指摘のタブレット端末を活用したペーパーレス化は，業務の効率化が図られるものと考えておりますので，今後，活用方法，セキュリティー対策などを含め，検討を行ってまいりたいと考えております。御理解をお願いいたします。

１番（橋口耕太郎君）　無線ＬＡＮの環境がいいふうに３月に改訂されるといいですね。セキュリティーに関しましても，そのときの研修では，対応できるというお話でありましたので，ぜひとも前向きに，業務の効率化それから保管場所，そういったものを含めて検討していただきたいと思います。

さて，最後ですけれども，この３月で市役所を退職される職員の皆様，本当にお疲れさまでした。これから第２の人生がスタートするわけでありますが，これまでの経験や知識を今度は一市民の立場で市政に大いにかかわっていただきたいと思います。特に，昨日も質問がありました，懸案となっております民生委員の不在地区の解消や，自治会の休眠地区・不在地区などの活性化，立ち上げ，そして自治会役員など，積極的にかかわっていただけれたらと思います。また，健康には十分留意され，これからも御指導，御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。中には近所におられる先輩もおります。今まで自治会活動に参加しておりましたが，より深く参加していただきたいと思います。これまで市役所においてさまざまな経験をし，市政に尽くしてこられたことに敬意を表し，そして，感謝を申し上げます。本当に御苦労さまでした。

以上で，私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，公明党　橋口耕太郎君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後１時３０分再開いたします。（午前１１時４６分）

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問をおこないます。

自民新風会　松山さおり君の発言を許可いたします。

５番（松山さおり君）　市民の皆様，議場の皆様，こんにちは。自民新風会の松山さおりでございます。

初めに，先日，平田町の火災によりお亡くなりになられたお二人の方の御冥福をお祈りいたします。

質問に入る前に，少々所見を述べさせていただきます。

今，奄美はたくさんのメディアにも取り上げられ，多くの観光客の方が訪れています。ツアーでいらした方，個人でいらした方，沖縄琉球とは違う奄美の文化に驚き，感動し帰っていかれます。シマ唄を聞き，一緒に八月踊りを体験し，楽しかった，ありがとうと言って帰っていかれます。

奄美大島のシマ唄を題材にした「神の唄」という映画を御存じでしょうか。この映画は第１章から第４章までで構成され，既に昨年８月には第１章が龍郷町のりゅうゆう館で上映されたので，ご覧になった方もいらっしゃるのではと思います。

監督の渡辺真也さんに昨年末お会いし，お話を伺いました。渡辺監督は映画監督でもありますが，テンプル大学ジャパンキャンパスの講師でもあります。海外の受講生からシマ唄者の朝崎郁恵さんの唄を紹介され，その歌

声を聞いたとき，衝撃を受け，何とも言えない衝動に駆られたそうです。

また，そのときと同じくして，ある奄美三世の女性の方から，奄美を題材にした映画を撮ってほしいと依頼があり，奄美に何度も訪れ，構想，脚本を書き上げ，映画の撮影に入ったと伺いました。

「神の唄」第１章は，奄美世の時代です。創造の女神・阿摩弥姑と創造の猿神・志仁礼久の国生みの章。第２章は，那覇世，琉球王国の統治時代のお話です。嘉徳なべ加那というシマ唄にある瀬戸内町で生を受けた，生まれながらにして障害を抱えたなべ加那の物語です。第３章は，薩摩世，薩摩藩の統治時代うらとみとむちゃ加那の美しく生まれたことにより，薩摩の役人に島とぅじになれと要求され，喜界島に流された悲しい親子の物語です。第４章は，明治維新，ウォートルスとましゅ，その当時，島津斉彬が白糖工場を奄美大島に建設，来島したアイルランド人のウォートルスとましゅの恋物語です。

４章からなる奄美のシマ唄の物語をノロ役を演じる朝崎郁恵さんのナレーションとともに，その物語にまつわる場所での回想シーンにてつづっていくという，映画「神の唄」はまだ第１章しか上映されていませんが，素晴らしい作品でした。出演者も奄美出身の若手唄者や奄美の人が多く，奄美の映像美とともに楽しめる映画でした。

奄美の歴史はシマ唄なくしては語れません。渡辺監督は，奄美のシマ唄は世界に発信できると断言していらっしゃいました。琉球の統治下におかれた時代，薩摩藩の統治下におかれた時代，アメリカの統治下におかれた時代を生き抜いてきた我が先人たち，悲しいやるせない気持ちを唄に託して，手を取り合って生き抜いてきました。ぜひともこの映画を世界に，奄美市にもバックアップをお願いしたいと思います。

それでは，質問に入ります。子育て支援について伺います。

まず，文字の訂正をお願いいたします。母子扶養手当についてとありますが，児童扶養手当で訂正をお願いいたします。

児童扶養手当についてお聞きします。

児童扶養手当は，父母の離婚などにより父または母と生計を同じくしていない児童を育てている方に対し，児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当と奄美市の福祉のホームページに説明がありますが，奄美市での児童扶養手当の受給者数をお示しください。また，手当の支給対象となる児童はどのような環境にある児童かについてもお示しください。なお，月の手当額，所得限度額についてもお示しください。

次の質問から質問席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

福祉事務所長（中村博光君）　それでは，児童扶養手当の受給者数とその内訳についてお答えいたします。

児童扶養手当の２月現在の受給者数は８４０人となっております。内訳につきましては，母子世帯の受給者数が７６０人，父子世帯の受給者数が７６人，父母以外の方が養育している世帯の受給者数が４人となっております。

次に，支給金額と所得限度額についてお答えいたします。

児童扶養手当は前年の所得に応じて手当の全額を支給する全部支給と一部のみを支給する一部支給がございます。平成３０年度の全部支給の月額が４万２，５００円，第２子の加算額が１万４０円，第３子以降の加算額が６，０２０円となっております。

一部支給の月額につきましては，それぞれの所得によりまして４万２，４９０円から１万３０円，第２子の加算額が１万３０円から５，０２０円，第３子以降の加算額が６，０１０円から３，０１０円となっております。

所得限度額は，全部支給や一部支給の対象を決定する基準ですが，扶養する児童の人数によって限度額が変わってきます。

例えば，扶養する児童の人数が１人の場合，所得が８７万円以下であれば全部支給でございます。８７万円を超えて２３０万円以下であれば一部支給の対象となります。２３０万円を超えますと支給が停止となります。これが児童が２人になる場合，所得が１２５万円以下であれば全部支給，１２５万円を超えて２６８万円以下であれば一部支給の対象となりまして，それ以上を超えますと支給停止となります。以上でございます。

３番（松山さおり君）　ありがとうございました。児童扶養手当ということで，今母子世帯も父子世帯もかなりの方がちょっと受給されているとちょっとびっくりしたところなんですけれども，驚いたところなんですけれども，最近では母子の場合でしたら，前から母子手当とありましたので，受給されて申請をして受給しているという方も多いとは思っていたんですが，父子世帯のほうもちょっと増えてきたと感じているところで，全体的に多いというのがすごく印象なんですけれども，今回このことをちょっと私のほうでも質問を取り上げたことは，私自体もこの手当をもらっておりまして，子供を養育しておりました。養育していたんですけれども，やはりなかなか市民の方でこの手当を受給するに当たって，申請が，何ですかね，難しいというか，なかなか窓口に行くという人もちょっと少ないのかなという思いがあり，そして，それと母子，父子ということで，父母が手当を受給しているというのはよくあると思うんですけれども，それ以外の方が受給されているというのをちょっと把握したかったので，質問させていただきました。

たまたまある御高齢の婦人の方なんですけれども，お孫さんを２人養育しているというお話がありまして，全て自分たちで食費もやっているのよということをお聞きしましたので，そういうケースをちょっとお二人ぐらい聞いていましたので，実際に受給するということを知っているのかなと思って話をしたんですけど，受給，私自体もそのときは勉強不足でしたので受給には至っていないんですね。内地にいるその息子さんのほうが手続をするからって言われて，御本人たちは，養育費は多少はいただいているとは思うんですけれども，その辺がちょっと御本人たちの負担がかなり大きいのかなと思ったので，それを知らない方たちも多いのではないかなと思ったので，ちょっと今回質問をさせていただきました。

２番の御質問にも最初，答えていただきましたので，児童扶養手当の対象となる児童の父，また母が受給しているケースがほとんどだと思いますが，２の父母以外の受給者が現在，何名いらっしゃるのかということの質問もちょっと答えていただきましたのでありがとうございます。

実際，児童を養育しているにもかかわらず対象にならないと思い，児童扶養手当を請求していない方もいらっしゃると思いますので，その現状も今回，答弁をいただきましたので，こちらは大丈夫です。

もう一つちょっと質問をさせていただきたいお思います。

市長の施政方針にもありました，健康で長寿を謳歌するまちづくりの実現の項目の中の，豊かな福祉社会の形成の中に，ひとり親家庭につきましては医療助成などの生活支援を引き続き実施するとともに，児童扶養手当を隔月支給に移行することで，きめ細かなひとり親家庭の支援に努めてもらいますとあります。実際にいつから実施されるのかお聞きします。

福祉事務所長（中村博光君）　それではお答えいたします。

児童扶養手当の支給回数の変更でございますが，児童手当の，現在は児童扶養手当につきましては，４月と８月と１２月，年３回支給しております。これが，改正がございまして，２０１９年，今年の１１月の児童扶養手当から２カ月に一遍の支給となります。したがいまして，来年度の支給月は４月，８月，それが改正になりますので，１１月，１月，３月の年５回払い，再来年から５月，７月，９月，１１月，１月，３月と奇数月になりまして年６回払いとなります。

このことによって，厳しい経済状況になりますひとり親家庭の家計の安定につながるのではないかと考えているところでございます。

３番（松山さおり君）　現在は８月に現況届を出して，それによって支給対象か対象じゃないのか判断をされて，４月，８月，１２月ということで４カ月に一遍の支給となっていたということが，今年の１１月から，何年か移行期間のような感じですかね。１１月から支給，来年度から４月，８月，１１月，１月，３月。去来年度からはもう２カ月に一遍の支給ということで，大分改正されてきたんだと思って，本当にうれしく思うところなんですが，昨年の所管事務調査ですね。そのときには，明石市に文教厚生委員会で訪れました。明石市は本当に子育て支援というのはすごく，とても取り組んでおりまして，その中でこの児童扶養手当，これも毎月１回支給されるということで，すごく国に先駆けて取り組んでいるなというのは感じました。

町自体も子育て支援ですので，それ以外でも全てにおいて住みやすい町だなというのはすごく感じましたので，

やっぱり奄美市も今回こう改正されたことによって，なるべくでしたら２カ月に一遍というよりは１月ちゃんとお給料として，お給料というか，生活費として支給できるように取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと国会でのお話がありましたので，紹介をさせていただきたいと思います。

児童手当及び児童扶養手当の支給に関する質問ということですね。毎月支給される生活保護費や２カ月ごとに支給される年金に対して，児童手当及び児童扶養手当は，４カ月まとめて年３回の支給になっていますが，その理由を伺いますと質問がありました。児童扶養手当，もちろ児童手当についても同様の理由から，４カ月まとめて支給するのではなく，毎月支給することが生活の安定に寄与することになり，法律の趣旨に合うと考えますが，政府の見解を伺いますという質問ですね。

それに対しての国の答えなんですけれども，児童手当及び児童扶養手当を毎月支給することについては，地方公共団体において円滑な支給事務を実施するための体制の確保などが難しいことなどから困難であると考えているという回答でありました。

これひとり親のちょっとブログというか，つぶやきだったんですけれども，事務手続が大変だから４カ月に一回，それにびっくりしたと，驚いたということを言っています。子どもがいるひとり親家庭の生活の安定より事務手続きの難しさが優先なんですね。その事務手続は仕事を探しているシングルマザーに任せて何とか毎月支給にしてもらえないでしょうか。そうすれば求職中のシングルマザーも安定した仕事につけて，ひとり親家庭も毎月決まった日に決まった金額が支給されるから，お金の予定が立てやすくなりませんかとあります。

そして，明石市の例があるんですけれども，やはり，毎月の生活の安定のために支給されている児童扶養手当ですので，各月支給，今改正して各月支給ということになっておりますが，ぜひ明石市を見習ってというか，毎月支給にしていただけるように推進していただきたいと思います。取り組んでいただきたいと思います。

（１）の質問は終わります。

続いて，（２）の部活動遠征費補助について伺います。

私は，今まで関連した質問を議員になった当初から質問してまいりました。鹿児島県と同じく，離島の多い長崎県，沖縄県での取り組みをここで再度御紹介します。長崎県では市内に県が管理する宿泊施設を設け，スポーツの普及，振興，及び競技力の向上の推進に資するため，児童生徒が教科練習のための合宿や大会などのおける宿泊施設として利用することを目的としたスポーツ合宿所を設置し，監理しています。また，やはり，離島の多い沖縄県では児童生徒の各種大会，派遣費を助成することにより，子供たちが持つ多様な能力，才能を発揮する機会を提供し，保護者の経済負担の軽減を図るとし，航空運賃，船賃，実費を補助，宿泊費１泊６，０００円を上限とし実費を助成と一自治体で取り組んでいます。

２０１６年，平成２８年の１２月の新聞に，離島の遠征負担軽減，鹿県来年度導入と新聞に導入と新聞に掲載されました。今から３年前のことです。知事が車座対談で離島住民から出た要望に応え，２０１７年度から導入する方針を明らかにしたとありました。県議会でも一般質問で向井県議，元県議の林県議がスポーツや文化活動での離島の子供の遠征費の負担軽減について質問しました。それにより，２０１７年度から運賃の２割補助という施策が実施されました。その当時の船運賃が約１万円少しだとすると２割の補助で約８，０００円少しとなります。大きな一歩に喜びはしたものの保護者の負担は実感として変わらない現状があります。

まず奄美市で実施している補助内容について伺います。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　それでは，奄美市の小中学生の補助についてお答えいたします。

まず，２つの補助がありまして，まず１つは，中学校県総合体育大会等出場補助金というのでございますが，これは，出場補助の対象者は県の総合体育大会の各種競技及び鹿児島県吹奏楽コンクール，または夏の祭典などの出場した生徒及び指導者で，大会に出場登録をしている生徒と指導者になります。これが県大会の補助になります。

次に，九州大会や全国大会に出場する小中学生に対し，スポーツ大会及び文化芸術におきまして上限を定め，交通費と宿泊費の２分の１を助成しているところでございます。以上です。

５番（松山さおり君）　すみません，補助内容，そして金額まで教えていただけますか。大丈夫ですか。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　県大会の補助につきましては，鹿児島の船の往復割引の半額ということで昨年が６，６５０円になっています。九州大会，全国大会，これは予選をして，県代表，もしくは九州代表に選ばれていく場合です。これにつきましては，上限がございまして，九州大会が２万円，全国大会が４万円で，全国大会で優勝しましたら全額ということで，昨年初めて小学生が１名，相撲で全額もらっております。

５番（松山さおり君）　ありがとうございます。九州大会が２万円，そして全国大会４万円そして全国優勝であれば全額負担ということで，お聞きしました。

小学校，中学校へ，もちろんスポーツ，文化で県大会に行く機会も大分あると思います。ちょっと今の実施している補助というのは，今までと変わらずのことだと思うんですけれども，県のほうでも運賃の２割補助ということもやっていますが，先ほど申し上げましたが，保護者の負担は実感として本当に変わらないという思いがあります。

今，高校でのちょっと取り組みなんですけれども，地元新聞に掲載されたちょっと記事を御紹介させていただきたいと思います。これは，今年の２月に掲載されたものですね。返礼品に徳高生バレイショ，ふるさと納税テニス部が栽培，寄附は学習環境整備にとあります。徳之島高校テニス部の話です。

町側は，昨年１０月高校教育の魅力化や高校生の活動を支援することで未来を担う若者を増やして持続可能な地域をつくろうと，ふるさと納税総合サイト，ふるさとチョイスを運営する株式会社トラストバンクの広域連携，高校生応援プロジェクトに奄美群島から唯一参加した離島のハンデ克服に向けた自学自習環境の整備などを実施事業に掲げ，目標寄附金額を１００万円に設定，昨年末までに６６件，１０８万円の寄附が集まった。返礼品には生徒が育った農産物などを設定し，部活の遠征費捻出を目的に２０１７年からバレイショ栽培を行っている同部へ協力を呼びかけた。１００万円の目標金額に達し，６６件で１０８万円の寄附が集まったとあります。もう満面の笑みで写っている写真があります。

また，同じく２月，地元新聞ですね。バレイショで部費集め，沖永良部高校サッカー部，親の負担減らしたい，沖永良部高校サッカー部の話です。キャプテンのコメントがありました。

（「松山議員，大丈夫ですか」と呼ぶ者あり）

親の負担を少しでも減らしたい，離島だから一生懸命練習してよい結果を残したいと話しています。また，同じく新聞で，ネットで活動費を募るとありました。

現状なんですけれども，中学生，高校に行くときに島外に出ていく子たちがやっぱり多くなっているというのは，皆さん御存じだと思います。毎年６０名ぐらいの子供たちが離島から出ていくというのが，すごくちょっと今本当大変なんじゃないかなと思っていまして，時代も変わっている中で，子供たちがやっぱり出ていく，その環境を親たちも止めないでそのままにしているというのはどうかなと思って，またこのことを質問をさせていただきました。

魅力ある学校づくりという事業も奄美市はやっております。予算が今回ちょっと３００万円に減額されていたのは残念なことだったんですけれども，離島甲子園で奄美の選抜メンバーが一生懸命練習して，離島甲子園に２度行っています。そのときのメンバーが島に残って地元の高校で頑張ろうねって言って，ある高校に集まって一生懸命野球の練習に取り組んでいるという話も聞いています。

島だからできない，島だからできないわけじゃなくて，離島のハンデがありつつでも環境を親たちが，保護者がつくって，周りでつくって，それで，ここで育んで，育てていくというのが地域の，私たち保護者の取り組みだと思いますので，ぜひ魅力ある学校づくりの意味が何なのか。そして離島甲子園にということで市が進めていることが何なのかということもちゃんと認識していただいて進めていっていただきたいなと思います。

そして，これからちょっとできるだけ，県への要望もぜひお願いしたいんですが，屋久島とか種子島，そこも一緒だと思います。まして，奄美群島であれば，奄美大島はまだアクセスが簡単ですが，喜界島，沖永良部，与論，本当に大変な思いをして，船に乗って，揺られて大会に臨んでいるというのが現状です。

広域的に取り組んでということは，検討しますということを前答弁をいただきましたけれども，再度，もう一度，ちゃんと考えていただいて，ぜひ県への要望ということもお願いしたいと思います。すみません，あればお

願いします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　子供たちの遠征費の補助をなお一層県のほうに要望してほしいということだと思います。松山議員の御案内したとおり，これまでも県のほうや県議，または市としてのほうからも要望してきたところで，平成２９年度に三反園知事が離島生徒大会参加助成事業ということで２割の補助が始まりました。

その後も引き続きやっていますが，市としても今後とも制度の拡充に向けて，県に対しまして要望を続けてまいりたいと考えておりますので，よろしくお願いします。

５番（松山さおり君）　ありがとうございます。ぜひ何度も繰り返しになりますが，ぜひ県のほうにも強く要望をお願いしたいと思います。教育長，よろしくお願いします。

それでは，環境についてということで質問をさせていただきます。

（１）各地域の海岸の漂着物の現状についてということで伺います。

各海岸で海岸漂着物地域対策推進員という推進員の方がいらっしゃるとおもうんですけれども，今その推進員のかたのまずはお仕事というか，仕事の内容というのを先にお示しください。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，松山議員にお答えいたします。

議員が今，お話のとおり，きれいな海と美しい海岸線は，私ども本市はもとより奄美群島すべての市町村にとって大変貴重な観光資源であると思っております。この海と海岸線が漂着物などにより汚れることには大変心配をいたしております。訪れた観光客が奄美に対し悪い印象を持ってしまうんではないかと，大変危惧もいたしております。また今後，交流人口の拡大に向け，避けなければならない大きな課題と感じております。

その上で，本市の海岸漂着ごみの対策につきましては，現在，活用している海岸漂着物等地域対策推進事業の補助対象期間が毎年度１月末日までとなっております。しかし，奄美群島においては冬場の風が強い２月３月に多くの漂着ごみが発生しており，苦情があった海岸の清掃を職員で対応しておりますが，行き届かない現状にあることも事実でございます。

この奄美のきれいな海と美しい海岸線の環境を守っていくためにも，国県に対し補助対象期間の延長も含めた事業拡充を要望してまいりたいと考えておりますので，御理解をいただきたいと思います。

後段の分については担当部長が答弁いたしますので，御理解ください。

市民部長（前田和男君）　それでは，具体的な事業の中身を答弁させていただきます。

ただいま市長のほうから答弁させていただいた県の補助事業である海岸漂着物等地域対策推進事業でございますが，この事業の目的としまして，奄美市の海岸全域で流木，プラスチック，ガラス瓶，ペットボトル，空き缶，漁網，発泡スチロールなどの漂着物を改修しているところでございます。

事業の実施方法といたしましては，鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に則り，奄美市の重点区域を中心に，名瀬，笠利，住用各地区のそれぞれの支所で各４名の作業員を配置し，担当する海岸を年間を通じて回収作業を実施しております。

各所で実施することで，より地域住民の意見に即した海岸清掃と適宜迅速な対応を心がけることが可能となっているところでございます。

回収量として，平成２７年度が２２４トン，平成２８年度が１８４トン，平成２９年度が４１６トン，平成３０年度が３０１トンとなっております。以上です。

５番（松山さおり君）　ありがとうございます。その年によってこう漂着物も変化があるのかなと思ったところです。

これは，県と国の事業ということでも，国のほうからの補助というのも８割と伺ったんですけれども，１月で

終了してということなんですが，市のほうとしても予算をつけて増員をして，世界遺産に向けて清掃をしていくということもちょっと考えていただけないかなと思うんですが，その辺についてはどうでしょうか。

市民部長（前田和男君）　まず，補助率の件ですが，今，議員のほうから８割ということでお聞きしたんですが，離島については１割かさ上げがございまして９割補助という形になっているところでございます。２月３月の件ですが，先ほど，市長からも答弁がありましたように，各地区の担当課のほうで苦情等があった海岸は職員が回収を２月，３月はしていると。ただ，どうしても業務と兼務の中で回収しているということで，行き届かないところもあるものですから，こちらのほうも，市長が先ほど言ったように，県を通じて事業の拡充をお願いしているという形をとっている，要望しているのが現状でございます。以上です。

５番（松山さおり君）　では，市としての予算をつけて増員をするということはないということですか。

市民部長（前田和男君）　市として単独で予算をつけないということではなくて，先にやはり，可能な限り財源を見つけてくるというのが私たちの基本的なスタンスでございますので，そこをまず御理解していただきたいと。

ちなみに，先ほど，回収量を申し上げましたが，２８年度の４１６トンでございますが，県全体で１，８９２トンということで，全体の，県全体の２２パーセントが奄美市で回収していると。これは，当然，県の中では一番回収量が多いと。２８年度は３位だったんですが２７年度も県内で回収率が一番高いと，量の割合がですね。そういう中で，奄美市としてはかなり職員も頑張って回収しているということは御理解していただきたいと思います。以上です。

５番（松山さおり君）　昨年なんですが，私もちょっと海岸線を，自分の集落なんですけれども，清掃とか行ったことがありました。本当にペットボトルが，海外のペットボトルが多くありまして，多分この冬の時期だと思うんですけれども，韓国とか中国，台湾とか，その辺のペットボトルがすごくいっぱいありまして，もう海の浜自体がそれで覆われているように感じたんですね。なので，やはり，これも世界的な問題なのかなと思うんですけれども，やっぱりその辺のことも世界自然遺産というのが近づいている，本当に登録になってほしいんですけれども，ぜひ，そうですね，対策，推進をこう増やしてというのは，また違う問題かもしれないんですけれども，その認識をしながら，ぜひ早急にその辺は取り組んで，財源を見つけて取り組んでいただきたいと思います。

もう一つなんですけれども，今の海岸線の現状というのはどうなんでしょうか。今この冬の時期ですね。奄美市，笠利，住用もありますよね。今は定期的に推進員の方が清掃されて，職員の方も２月，３月ぐらいにやっていらっしゃるということでしたので，今は観光客は来ても，特に問題なくと，どう感じられますか。

市民部長（前田和男君）　問題がないというほどきれいな海岸ということは，現状なかなか言えないと思います。当然，海岸ということで，海につながっていますので，一度回収したらそれでおしまいということではなくて，何度も打ち寄せられてくる，時期によって打ち寄せられてくるごみをその都度，回収して，当然その１カ所だけをずっとするのではなくて，延べで何キロぐらいですかね。２００キロぐらいですかね，海岸線の。回収しているものですから，順番に回っていきながら，ただやっぱりごみが目立つところは市民の方からも観光客の方からも情報が入ってことがございます。そのときにはその場所を優先して，回収に，清掃に行っているというのが現状でございます。以上です。

５番（松山さおり君）　先日なんですが，山羊島のほうですね，通っていきまして，車でだったんですけれども，やはりその辺の，波打ち際のほうに，ペットボトルじゃなくて大きなバケツとかが漂着していたんですよね。だから，やっぱりその辺というのも，大きなものとか，あと湾岸ですよね，湾岸のテトラポットの下にはたくさん，いっぱいこう打ち寄せたりとかしていますので，ぜひ観光客の方はやっぱり一番最初にきれいな海，先ほども市長がおっしゃっていらっしゃいましたけれども，きれいな海，本当にエメラルドの海，そしてきれいな空とか，そういう自然を求めてやってこられている方がたくさんいらっしゃると思いますのでぜひその辺のこともちょ

っと今一度考えていただいて，世界自然遺産に向けて一生懸命取り組んでいただきたいと思います。

続いての質問です。③です。世界自然遺産に対する市民の反応はということでお伺いしたいと思います。

一度提出が，推薦が取り下げられまして，再度，先月の２月にユネスコ再提出という経緯がありました。前，世界自然遺産と言われていても，市民の中になかなかその気持ちが，気運がみなぎっていなかったというか，醸成されていなかったんじゃないかなという思いがあります。役所の方だけが一生懸命やっているとか，議員が言っているとか，そういうふうなことで，なかなか集落に行ってもその話をしても，何ですか，こう気持ち的に世界自然遺産なんてとか，自然遺産になったら逆に困るとか，観光客にお話も伺ったんですけれども，来にくくなる，もうどこにも，海とか人があふれてこの自然が台なしにされるとか，そういう心配が危惧されていた部分なんですけど，現在はどうなのかなということで，市民の反応をお聞きしたいと思います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　お答えいたします。

議員から今，御案内があったとおり，地元住民の世界自然遺産登録に向けた機運は大変重要なものと認識しており，特に昨年５月のＩＵＣＮによる登録延期勧告後については評価結果について正しく理解していただくこと，また登録に向けた再スタートを進めていることなど，世界自然遺産登録に向けた現状をより多くの地元住民に理解いただき，機運を高めていくことを大きな目的として，普及啓発を行っているところでございます。

ちなみに申し上げますと，本年度実施しました主な取り組みを３件御紹介いたします。

１点目は，世界自然遺産フォーラム，こちらは世界自然遺産登録に向けた現状を地元住民の皆様に正しく理解していただくこと，及び登録に向けた新たなスタートを切ることを目的に実施いたしました。

２点目は，奄美大島子ども世界遺産講座です。こちらは次世代を担う子供たちを対象に，自然環境の保全と継承を行うリーダーの育成を目的として全３回の研修を実施いたしました。

３点目は，世界自然遺産唄島プロジェクトです。奄美大島の貴重な自然，文化の豊かさを将来に残すことを目的とし，楽曲「懐かしい未来へ」の制作を行い，フォーラム及び音楽イベントにて本楽曲の披露とともに世界自然遺産への取り組みに対する普及啓発を実施いたしました。

これらの取り組みを通じ，世界自然遺産の登録延期を受け，自然保護及び環境保全について改めて考える機会となったのではないかと考えております。

さらに，奄美市議会議員も参加されている「奄美の宝を次世代につなぐ議員の会」などの各種団体及び民間企業にて外来種除去作業が計画実施されているなど，地元住民による自然保護に対する意識の高まりも感じられているところでございます。

次年度につきましても，引き続き市民への出前講座，各種シンポジウム，イベントなどの開催，協力など，様々な機会を通じまして普及啓発に努めたいと考えておりますので，御理解賜りますようよろしくお願いします。

５番（松山さおり君）　ありがとうございます。唄島プロジェクトですかね，これ私もちょっと唄を聞いてすごい感動したところなんですけれども，次年度もそういったいろんな取り組みを計画されているということなんですが，具体的に決まっているという計画がありましたらお示しいただいてもよろしいでしょうか。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　唄島プロジェクトの「懐かしい未来へ」ですね，その楽曲について，ことし学校関係にはもうお配りしているんですけど，あと実態を見て，その唄をじかに学校を回りながら聞いてもらうような計画を今立てているところです。

また，次年度以降もイベント等ございますが，その唄をそのイベントごとに出して，次年度以降の普及啓発にこの唄を活用していきたいというふうに考えております。

３番（松山さおり君）　子供たちにも，そういって学校を回ってということでしたら，子供たちの中からやっぱりその世界自然遺産ということでの機運という，それがまた保護者に伝わり，全体的に奄美市で広がっていったらいいなと思いますので，ぜひ取り組んで，推進していただきたいと思います。

市民の反応ということで，大分皆さんに浸透してきたんじゃないかなというのもちょっとお話して感じました

ので，よろしくお願いいたします。

続いて，観光についてお伺いいたします。

（1）奄美版ガストロノミーの構築についてということで，霧島ガストロノミーの取り組み，そして奄美市での取り組みについての見解を伺うということなんですが，先日，安田議員のほうが質問をされていまして，それで答弁をいただいております。私のほうでまたもう一つちょっと質問があるんですけれども，先にそのガストロノミーということで，きのうも安田議員がちょっと説明というか，されていたんですけど，私のほうも先日，一緒に霧島市のほうに伺いまして，お話を聞いたところだったんですが，すごく，これが新しい取り組みなんだなというのを感じました。官民一体となって一生懸命霧島市をＰＲして，世界に発信していく。で，実際に外貨を稼ぐということを取り組んでいらっしゃいましたので，すごく新鮮なお話でした。

奄美市にも物産協会とか物産協会連盟とかいろいろ商工会だったりいろいろあるんですけれども，霧島ガストロノミー推進協議会というのを霧島市はつくっておりまして，その中に，霧島商工会議所，霧島市商工会とか特産協会，観光協会，全て一緒に入っています。

もう一つ，本当にすごいことだなと思ったのが，第一工業大学と国分中央，そして霧島高校という高校生も取り込んで協議会をつくっています。

協議会の趣旨というか，私が感じたことなんですけれども，５０年後の，生きている世代に伝えたい，残していきたいという思いをお聞きしまして，なぜ５０年後かということなんですけれども，そうすると２０代だったり高校生に一番，教育にいいといったら一番いいという話なんですけれども，まずガストロノミーという新しい言葉で，知識，伝統，記憶，イメージの集積であり，観光体験を生み出すというのもちょっと新鮮な印象を受けました。

霧島市自体が霧島ＰＲ課というところで，新しく課を設立して一生懸命霧島市のブランドだったり，それを発信しているところなんですけども，奄美市にも紬観光課がございます。観光課のほうでいろんな観光面だったりでいろいろやっていらっしゃるとは思うんですけれども，ちょっと言葉を新しくして，奄美ＰＲとかそういうＰＲ課と，ＰＲだけを全体的に進めていくという，そういう課をつくるというか，そういうふうなことは考えていただけないのかなと思ってちょっと質問をさせていただきます。

商工観光部長（武下義広君）　それではお答えいたします。

ガストロノミーの見解につきましては，きのう安田議員の中で色々とお答えさせていただいたところです。食の支援とか食を売り出すとか，そういったことにつきましては，観光物産連盟での西郷どんぶりのＰＲとか，またその他，各種団体等，様々な物産について，また食について支援を行っているということで，その辺のことで，霧島と同じようなことをしているという形で，私は理解をしているところです。

その中で，今の議員の御質問はそういう中で専門の課がつくれないかということでございますので，ガストロノミーについてちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

ガストロノミーに関しましては，ＰＲ担当課を設置できないかとの御質問でございますが，本市におきましては，各種協会，連盟，協議会，民間を含め，数多くの食にかかる事業を展開しているところでございます。そうした中で，ガストロノミーに特化した担当部署を設置するのではなく既存の組織の中で各部署の枠組みを超えた連携等により対応してまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いしたいと思います。以上です。

５番（松山さおり君）　既存の組織でやっていくというお話ですね。霧島ＰＲ課というのも最近商工観光部の中に入っていまして，その中から新しくできた部署だと聞いております。奄美市のほうでもこういうふうな取り組みも，フットワークを軽くしてちょっとやっていただけないかなという思いで質問をさせていただいたんですが，既存の中でまた進めていくという話でもありますので，この後もまた検討課題としてぜひ考えていただけたらなと思います。

安田議員も先日おっしゃっていましたが，ガストロノミーって本当に新しい言葉で，そして協議会の中も高校生を取り込んでやっているという部分がすごく新鮮だなと思いました。

一番，霧島市と類似している奄美市というところで，空港が近くにある，自然が豊か，食文化，そして伝統文

化についても鹿児島本土，沖縄とも違う文化があるというのはすごい特質な，特異な文化だと思います。

私も２月に食テーマシンポ講演会というようなことで，伝承についてということでちょっとパネリストで出させていただいたんですけれども，あるこのイベントですね。その中で，やっぱり食文化という部分で，島唄があり食文化，奄美の郷土料理というのを皆様楽しみにして観光でいらっしゃるんですね。

まず，旅行に行ったら何をしたいかというと，おいしいところを探すんですよね。どこに食べにいこうというのが先にあると思います。それとプラス，島唄を聞きたい，島唄を聞いて，所見でも述べさせていただいたんですけども，本当によかった，その文化を感じとって帰られる方が今，本当に身近に多くいらっしゃるんですね。なので，霧島市より奄美というのは本当にぴったりな場所なんだなというのを感じておりまして，ぜひこのガストロノミー，私もまだ勉強したばかりなのでなかなかなんですけれども，ぜひ市のほうでも勉強していただいて，一緒に取り組んでいくというスタンスでやっていただきたいなと思います。

食，文化，そして食と文化という，この自然というのが一番合致しているのは，奄美大島というのを認識していただいて，ぜひ一緒に勉強をしていただきたいなと思います。

３月の２４日，今月の２４日なんですけど，ガストロノミー研修会ということで，ＡｉＡｉひろばで行いますので，ぜひ再度また伺って御案内をさせていただきますので，いらしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

すみません，ちょっと早いんですけれども，以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で自民新風会　松山さおり君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後２時４５分再開いたします。（午後２時２５分）

―――――――――――――――　○　―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後２時４５分）

引き続き一般質問を行います。

公明党　栄　ヤスエ君の発言を許可いたします。

なお，栄　ヤスエ君から一般質問中の資料投影のため，書画カメラ使用の申し出がありましたので，これを許可いたします。

２番（栄　ヤスエ君）　市民の皆様，議場の皆様，インターネット中継をご覧の世界中の皆様，こんにちは。公明党の栄　ヤスエでございます。一般質問も３日目の最終となりました。最後までよろしくお願い申し上げます。

質問の前に少々所感を述べさせていただきます。まず初めに，２月２７日の平田町での火災で犠牲になられましたお二人の方の御冥福と被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。また，３月１１日は東日本大震災より８年を迎えます。日本各地で災害に遭われました皆様が一日も早く普通の生活に戻れますように，心からお祈りを申し上げます。

また，明日３月８日は国連が定めた国際女性デーでもございます。１日から８日は女性の健康週間でもございます。全ての女性が生き生きと活躍できるためにもライフステージに応じた支援が今後も大切になってまいります。

私も市民の皆様に議会に送り出していただきまして，今年で８年目を迎えます。公明党の立党精神であります，「大衆とともに」との原点を忘れずに，どこまでも市民の皆様の付託を受けた者といたしまして，これからもしっかりと働かせていただく決意でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは，１つ目の質問に入ります。１番，児童虐待ゼロを目指して，本市の現状についてでございますが，日頃から相談業務，そして支援業務に携わっておられる関係者，職員をはじめ関係者の皆様に敬意を表しながら質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今年の１月末に千葉県野田市にて虐待を受けた亡くなった女児は，父親に暴力を受けていると学校でのアンケートで答えております。このＳＯＳを発信しておりましたけれども，市の教育委員会は女児が回答したアンケートのコピーを父親に渡しておりました。女児は児童相談所に一時保護されましたが，自宅に戻され最悪の結末となりました。

野田市の事件では，児童相談所と学校，教育委員会の対応の不備や関係機関同士の連携不足が指摘をされております。

（1）本市のおける相談や通報等の現状を伺いたいと思います。次の質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市長（朝山　毅君）　それでは，早速，栄議員にお答えさせていただきます。

本市の児童虐待に関する相談，通報の現状についてでございます。

まず，通報に関しましては，主に児童相談所で受けた後に，児童相談所から本市へ連絡があり，児童相談所と市が一緒に当該家庭の訪問等を行い，状況確認を行っております。

平成２９年度に大島児童相談所で受け付けました奄美市分の虐待通告件数は７３件で，うち４８件が虐待認定されております。４８件のうち，身体的虐待が１４件，子供の前でのＤＶ等の心理的虐待が３４件となっております。主たる虐待者については，実父２３件，実母１６件，実父以外の父親が８件，その他１件となっております。

本市における支援相談体制につきましては，若年妊婦や養育環境の面からリスクの高い妊婦，家族等からの支援が受けられない家庭，また育児不安を抱える親については健康増進課に子育て世代包括支援センターを設置し，専任の助産師を中心に虐待等につながらないように支援を行っております。

また，福祉政策課におきましては，家庭児童相談室に家庭相談員と婦人相談員を配置いたしまして，要保護児童対策員を中心として児童相談所，学校，教育委員会，警察と連携をとりながら，子供の虐待に関する相談，ＤＶ相談，子供を持つ家庭等に関する相談全般に応じているところであります。

相談等の内容により，児童虐待が疑われる場合には，児童相談所，警察，学校等と連携を図って対応，支援を行っているところでございます。

２番（栄　ヤスエ君）　詳細な説明，大変にありがとうございました。今，奄美市がおかれる現状といたしましても，通告件数が４８件ということで身体的，心理的，また虐待を行うのが実父が２３件，実母が１６件と，やはり身近な大人からの虐待というのが多いということが，現状がわかりました。

次のなんですけども，児童相談所の相談対応件数といたしまして，平成２９年度は全国で年間１３万件を超えまして，昨年１年間で児童虐待の疑いのある１８歳未満の子供の数は８万１０４人とのデータもございます。厚生労働省は昨年６月から１１月に市町村を通じて緊急調査を実施した結果を出しております。東京都目黒区で５歳の女児が虐待を受けて死亡いたしたとされる事件を受けまして，１月２８日，保育所や小中学校などに通っていなかったりとか，また乳幼児健診を受けていなかったりして安全確認ができていない子供が全国で２，９３６人いるというふうに発表があります。

虐待を受けているか，虐待情報がある子供は１４３人だったということと，また安全確認ができていなかった未就園児らは１万５，２７０人に上り，調査を進めていてもなお安全確認ができていない子供が２，９３６人いると。その内訳は就学前は２，４８０人，小学生が２６３人，中学生が１４７人などとなっていると。

状況確認ができたこの１万２，３３４人のうち，虐待を受けているか虐待の情報がある子供は１４３人だったと。そして未就園が９５人，不就学，学校に行っていない子供が２１人，児童手当などの届け出をしていない子供が１４人，検診未受診が１３人だったということで，児童相談所の対応としては一時保護と施設入所措置，各１０人だったということの新聞報道もございました。

そこで次の質問でございますが，この野田市の事件後，緊急対策，総合対策といたしまして，全国で虐待が疑われる全てのケースについて，全国の児童相談所や学校，教育委員会などに対して１カ月以内に緊急の子供の安全確認をということで通知がありまして行われていると思いますが，点検後の本市の現状を伺いたいと思います。

虐待が疑われるケースの緊急点検を児童相談所，学校，教育委員会が連携して点検と検証ができたのか，また先ほど出ましたけども，要保護児童対策地域協議会等が設置されているようでございますが，この中身についてまた教えていただきたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君）　それでは，児童虐待に関する緊急安全確認調査に関して，保育施設等についての状況についてお答えいたします。小学校，中学校につきましては教育委員会のほうから答弁いたします。

児童虐待に関する緊急安全確認調査につきましては，国からの調査依頼を受けまして県のほうから各自治体の関係機関に調査が来ております。調査内容につきましては，保育施設等に関して，平成３１年２月１日以降に一度も登園していない園児の有無等で，登園していない園児がいる場合には職員が家庭訪問等で面談をして安全の確認を行うことになっております。

本市におきまして，保育施設等に関して，各施設に対して調査を行った結果，今回の調査に関しまして，虐待に該当する事案はございませんでした。以上でございます。

教育長（要田憲雄君）　同じく，児童虐待に関する緊急安全調査に関して，小学校，中学校分についてお答えを申し上げます。

児童虐待に関する事案で疑われる部分として，小学校はゼロになっておりますが，中学校は６件ありました。私は驚きまして，すぐ同じ学校でしたので，当該する学校に行って校長から事情を聞き取ったところでした。ただ，結局，内容は，ネグレクト的なものでございまして，これがエスカレートしてくると深刻な虐待になって発展していくわけでございますので，このことにつきましては，福祉部局と児童相談所と連携を図って，今対応しているところです。

強いて申し上げますと，お母さんの養育能力の問題だとか，あるいは外国人が育てている子供だとか，そういうのがあるようでございましたので，さらに連携を図りながら進めていくということでございます。

今後も月ごとの生徒指導の調査，あるいは各種会合等で実態把握を進めながら，各関係課とも連携しながら，児童生徒の安全を守る取り組みを徹底していきたいと思います。以上でございます。

福祉事務所長（中村博光君）　それでは，要保護児童対策地域協議会についてお答えいたします。

協議会の構成機関は大島支庁，大島児童相談所，警察署，医師会，教育委員会，小中学校校長会，児童養護施設等の児童対策に関連する１５の機関で構成されています。この設置の目的といたしましては，要保護児童の適切な保護，要支援児童，特定妊婦への適切な支援を関係機関が連帯して取り組むこととなっております。

協議会には，実務者会議を置き，支援事案の総合的な把握，及び検証並びに定期的な情報交換を行っているところでございます。

また，個別のケース検討会議を置きまして，個別の支援対象児童等に直接関わり合いのある機関の担当者で構成されておりまして，各事案に沿って情報の共有，対応の詳細を協議して支援に取り組んでいるところでございます。

２番（栄　ヤスエ君）　御説明ありがとうございました。今，教育長の答弁の中でも，やはり中学校で６件ネグレクトがあるということで，やはりこれが現状ではないかと思います。しっかりこういうところはＳＳＷだったりとか現場のほうでも対応されて掌握はされているものだとは思いますけれども，そういったところは教育とまた福祉って，両方の面での支援というのもすごく大事になってくると思いますので，しっかりとこの６名に対しては，６件に関しては，今後もしっかり見守りながら，連携をとっていただいて，しっかりとした対応をしていただきたいと思います。

ネグレクトというのは御飯も食べれませんし，本当に育児放棄という言葉でも表せますけれども，本当に大変な状況だと思いますので，その中にはやはり母親，親，保護者のちょっと精神的なこととか，いろんな状況も要因もいろいろとあると思いますので，そういったところも複合的になってくると思いますので，今後の支援をよろしくお願いいたします。保育所に関してはゼロということで認識をさせていただきました。

国においても，先ほど福祉部長からも答弁ございましたけれども，公明党の推進によりまして，また政府が昨年１２月に発表いたしました児童虐待防止対策体制総合強化プランということで，市町村の体制強化といたしまして，要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員について，また専門職の配置ですとか，研修受講が義務化さ

れるということで配置もするということになっておりまして，この前ちょっと聞き取りさせていただいたときに，要支援の対策員の方もしっかりと国の研修等も受けているということもお聞きしておりますので，しっかりと配置はされて，奄美市においてはそういった福祉部のほうでしっかりとした連携がとれているということも認識をさせていただきましたので，ありがとうございました。

次の質問に入りますけども，平成２９年度の鹿児島県における虐待に見る家族の背景ということで，虐待件数が，鹿児島県，平成２９年度で７８１件の虐待があったと，認知があったということで，その中で相談の割合が４７パーセントと一番多かったのがＤＶですね，ドメスティックバイオレンスです。また，夫婦不和ということで３５パーセントという数字が出ております。

朝の橋口議員の質問の中でも本市の離婚率が平成２８年で２．５５パーミルということで，国よりも，国の数字として高いということもありましたし，今現在，家族の形というのも大分多様化しておりまして，やはり実母だったりとか実父が連れ子で家族になったりとか，事実婚であったりとか，ステップファミリーであったりとか，いろんな家族の形態も変わってきている減少の中で起こることもあるかと思います。

そうした示していただいた数で，出生数の中にも低年齢の出産であったりとか，婚姻がなくての出産であったりとか，いろんな現状があってのまたそういった虐待につながる部分もあると思いましたので，そこで質問ですけども，野田市の女児の母親はその夫からＤＶを，ドメスティックバイオレンスを受けていたこともわかっていたと。それも行政も認識をしていたということでありました。本市におけるまたそういった場合の女性相談，配偶者暴力相談支援センター，また警察や児童相談所等の関係機関との連携について，具体的な対応を伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

福祉事務所長（中村博光君）　それでは，虐待に関する関係機関の連携についてお答えいたします。

当事者が傷を負うなど事件性がある場合などは警察への連絡が不可欠となります。また，子供の保護が伴う場合には児童相談所への連絡が必要ですので，関係機関と連携し，被害者を保護することになります。

虐待を受けた子供につきましては，身体的だけではなく，心にも大きな傷を抱えることになり，身体的，心理的な支援が必要となります。

市だけでは解決できないケースも多く，長期にわたることも多いため，当事者を支援する体制を事案ごとに関係機関と構築しながら対応して進めてまいりたいと考えております。

具体的な対応といたしましては，生活の支援，養育支援，警察や法テラス等での法律的な相談への案内，またケースによっては学校の転校の問題，また島外の施設への避難的な転居等を行っていることもございます。

以上でございます。

２番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございます。具体的な対応をしているということでございましたけれども，ＤＶとかまた虐待についてもそうなんですが，奄美の場合はやっぱりこうした離島ということもありまして，どうしてもこう相談事でもなかなかこう支援につながらないというか，相談の窓口に来てもそれが，御本人がそれがＤＶであるということが認識をされないというふうなこともお伺いしましたので，実際にそういうことをしっかりと周知というか，認識もしていただきながら，本当に最悪の状態になる前にしっかりと支援ができるような体制を今後もつくっていただきたいと思います。

先ほど，具体的な対応ということで，生活支援ですとか法テラスというのもありましたけども，ここの中には病院というか，そういった医学的なところでの支援というのは入ってはいないんでしょうか。

福祉事務所長（中村博光君）　子供を，先ほど言ったように負傷するとか，そういう場合は警察への通報等がございますが，子供がけがをしているとなりますと，病院にもいろいろ相談をして状況などを聞くこともございます。

以上でございます。

２番（栄　ヤスエ君）　わかりました。やっぱり虐待においても，やはり外見からはわからない。服を着ていると脱いでみないとわからないということもありますので，そういったところの医学的なそういった医学の見地もす

ごく必要ではないかということでお話もいただいておりましたので，そういったことも今後，国のほうでもですし，市町村でもまた進めていただきたいなと思います。

新聞記事では，厚労省の児童虐待などに関する専門委員会に，昨年８月に出した報告では２０１６年度に虐待死した子供の年齢の６５パーセントが０歳児であったと。うち半数は０カ月で，亡くなった子供の６９パーセントが生まれてすぐの０日，すぐに亡くなっているとの掲載がございました。

この場合は，予期せぬ妊娠ですとか経済的な困窮，また社会的孤立，家庭内暴力，ＤＶなどの背景にした，親が生後すぐに子供を虐待死させてしまうという事例が全国的に多くなっている現状において，来年度から国としましては，産科受診が困難な特定妊婦と言われるハイリスクな方なんですけども，特定妊婦だと疑われる場合には，受診を促すために同行支援ですとか初回のその受診料，なかなか行けないものなんですよね，女性の場合は，自分で相談もできないですし，なかなか行きにくいという分で，妊娠判定の助成を行うようにしておりますけども，本市としてもこの子育て世代包括支援センターが今できていますし，先ほど，助産師が１人配置されているというふうなお話がありましたけども，こういったところでしっかりとリスクを持った妊産婦の支援ができるのかどうかもお伺いしたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君）　現在，妊婦さんの同行支援というのはやっております。それから，今おっしゃった，女性健康支援センター事業の拡充ということで，初回の受診料の助成というのは，県が事業主体となっておりますので，県の動向を見ながらどういった支援ができるか，こちらも検討してみたいと思います。以上です。

２番（栄　ヤスエ君）　わかりました。そういったところもしっかりと県が，県の動向ということですけども，そういった方もしっかりと支援ができるような形で，助成の検討を強くお願いしたいと思っております。

次の質問に入りますけども，婦人相談員を増加して配偶者暴力相談支援センター機能を持った女性総合相談支援センターの設置はできないかということなんですけども，何度か，何回か私も質問をさせていただいておりまして，この配暴センターというところなんですけども，本市の相談員の現状と婦人相談員はＤＶ相談支援などの研修も受けているかどうかということなんですが，それとやっぱりスキルがすごく大事だと思うんですよね。今，相談員の方も替わられたばっかりだと思うんですけども，そしてまた，他市の取り組みを視察，情報収集はされているのかということで伺いしたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君）　それでは，相談員の現状についてお答えいたします。

家庭における適正な児童養育，その他家庭児童福祉の向上を図るために家庭児童相談室を設置いたしまして，婦人相談員と家庭相談員を各１名配置しております。相談室においては子供を取り巻く養育環境，子育て等の悩み，婦人保護に関する相談，家庭の問題等に関する相談を受けまして，一緒に解決の方策を考えて支援しております。

相談員につきましては，鹿児島市で開催されました相談支援の研修に２回ほど参加いたしております。そのほか，市内での研修にも積極的に参加し，スキルアップを図っているところでございます。

次に，配偶者暴力相談支援センターにつきましては，鹿児島県が女性相談センター，男女共同参画センターを設置しております。市内におきましては，大島支庁保健福祉環境部でその機能を果たしております。本市には福祉政策課内に要保護児童対策担当者，先ほども言いました婦人相談員，及び家庭相談員を配置しておりますので，ＤＶを含めた各相談に対応しております。相談の内容によって警察や法テラスの連携も図っているところでございます。

配偶者暴力相談支援センターの設置につきましては，ＤＶに関してはいろいろな機関が，関連する事案や施設の設置場所の問題，対応期間が長期になる場合もございますので，他設置自治体の取り組みも参考に，大島支庁とも連携を図りながら，どのような組織，人員体制で取り組んでいくのかを検討してまいりたいと考えております。

他市の取り組み状況の視察，情報の収集につきましては，配偶者暴力相談支援センターを設置している自治体の運営，支援の状況につきまして聞き取りをいたしました。その内容を若干，紹介いたしますと，センターを設

けてございますが，職員としては福祉課とかそういったところの職員が兼務しているようでございます。

シェルターについても特に場所を決めてシェルターは設けていないと，保護しなければいけない方がいる場合には，ホテル等を一時的に借り上げて対応をしているということでございますので，現況としてはセンターを設けるところと同じように本市も対応ができているものと考えております。以上です。

２番（栄　ヤスエ君）　了解いたしました。しっかりとまた，他市の状況も確認をしていただいたということでございますので，そういったことも，さらにいいところはしっかりと見ていただきながら，鹿屋市等も私も何回か紹介させていただいたんですけども，女性の弁護士も配置されておりますし，あと心理的なカウンセリングができる方も設置されておりますので，そういった専門職の職員もしっかりまた配置できるような形で，強く要望したいと思いますので，よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。公明党は，今国会の参議院予算委員会での質問で２月１９日に緊急提言をまとめまして，関係機関の情報の共有システムを全て都道府県，市町村で来年度中に構築するように求めております。また，母親がＤＶを受けている家庭は子供も虐待を受けているケースが多くあると。児童相談所と配偶者暴力相談支援センターや婦人相談所が連携強化をすることを，法律上にしっかりと明記するということで，山本ひろし参議院議員が質問に立ちました。

その中で，厚生労働大臣は今国会に提出予定の児童福祉法改正案に盛り込む準備を進めているというふうに答弁をしております。

野田市の事件では，母親が親族に欲したＤＶに関するＳＯＳに，これが行政がすぐに対応できていたならばということですごく思ったんですけども，シェルターへの保護ですとか，そこで気づいていれば母親が保護されると，シェルターへの保護と，また離婚等に向けた保護をしながら，一時保護をしながら離婚等に向けた支援等もできたのではないかということが推測されます。

子供の命が埋もれることも回避できたのではないかというふうにも推測されますので，しっかりとしたこういった行政もアンテナをしっかり張っていただきまして，今後も支援していただきたいと思います。

また，毎日テレビ報道や新聞，メディアでは子供が虐待の被害者になり，親やパートナーなどが逮捕される痛ましい事件が次々と，今日もですけども，報道されております。虐待は生活の困窮や社会的孤立などの様々な要因があるかと思われますが，発生予防のためにもしっかりと困りごとを抱える家族の支援ということも大事だと思います。ただ，加害者だけではなくて，全てにおいて困りごとを抱えている家族の支援も言われております。

国は２０２２年までに子育ての悩みなどの相談に応じる子ども家庭総合支援拠点というのを市町村に設置する目標も掲げておりますけども，こういうことに関しては，本市の今後の取り組みがございましたら見解を伺いたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君）　各種の家庭，子供の相談につきましては，保健福祉部の中で窓口を一本化しまして相談がしやすいように，また連携がとれるように，とりやすいようにということで，今内部でどういった体制がいいのか，どういった人員体制がいいのかということを検討しているところでございますので，御理解を賜りたいと思います。

２番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございます。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

子供の生命を守り，健やかな成長を支えることは社会全体の責任であると思いますので，よろしくお願いいたします。

ここで資料を提示させていただきます。すみません，１８９なんですが，１８９番，これは電話番号なんですが，公民党が提言してまいりました子供の虐待の通報や相談を２４時間受け付ける全国の共通ダイヤル１８９，「いち早く」なんですけど，この通話料が前までは通話料がかかっていたんですが，来年度，４月１日からは国の来年度予算で無料化されることになりましたので，電話もしっかりと２４時間できるような体制になります。

地域で児童虐待かもと思ったらすぐに電話をということで，児童虐待通告は国民の義務と虐待防止法にも明記されております。目の前で行われている暴力を止める場合には，まずは１１０番，警察，重篤な体への傷害，生

命が危ぶまれる場合には，まずは１１９番，救急のほうにためらわずにお電話をしていただきたいと思います。ありがとうございました。資料は大丈夫です。

また，提案でございますが，毎年の新入職員の研修等も行われていると思いますが，その職員研修の中でもしっかりとこのＤＶのこと，また児童虐待に関する研修会も全職員に受けていただきまして，全庁的な認識を持って日々の業務を行っていただきたいというふうに提案をさせていただきたいと思いますが，よろしくお願いいたします。

本市には男女共同参画基本計画の中には，基本目標の分野の中に女性に対するあらゆる暴力の根絶と生涯と通じた女性の健康という目標もございます。児童相談所，行政，関係機関のネットワークと子供を育む温かい地域力でこの奄美市から痛ましい事件を出さないように，絶対に出さないようにという決意でよろしくお願い申し上げます。

では，次の質問に入らせていただきますけれども，発達障害児への支援ということなんですが，平成１６年に制定されました発達障害者支援法におきまして乳幼児健診を行うに当たり，発達障害の早期発見に十分に留意する必要性が明記をされました。この発達障害は，保育園や幼稚園など集団生活に入ってからの，他のお子さんとの客観的な比較によって疑われることが多いと指摘をされております。

３歳児検診以降から就学前に発達障害児を発見して，就学後に適切な支援や対応が行われるよう，５歳児検診というものがありますので，こういった５歳児検診の機会を設けることで発達障害児の特性を早いうちに見つけ，早期支援につながる体制づくり，保護者の不安をできるだけ解消できるような取り組みが求められておりますが，そこで質問でございますが，実際この発達障害について伺いたいと思います。答弁をお願いいたします。

福祉事務所長（中村博光君）　それでは，発達障害の特性に関して特徴的なことについてお答えいたします。

発達障害はいくつかのタイプに分類されておりまして，自閉症とかアスペルガー症候群，注意欠如，多動性障害，学習障害，チック障害，吃音などが含まれております。これらは，生まれつき脳の一部の機能に障害があるという点が共通しております。同じ人にいくつかのタイプの発達障害があることも珍しくなく，そのため，同じ障害がある人同士でも全く似ていないように見えることがございます。個人差がとても大きいという点が発達障害の特徴と言えるようでございます。

その中で，自閉症，アスペルガー症候群等の特徴の典型的なものにつきましては，相互的な対人関係の障害，コミュニケーションの障害，趣味や行動の偏りの３つが上げられております。

次に，注意欠如，多動性障害の特徴といたしましては，発達年齢に見合わない多動や衝動性，あるいは不注意，またはその両方の症状が７歳頃までにあらわれるといわれています。男性は女性より数倍多いと報告されております。男性の有病率は青年期には低くなりますが，女性の有病率は年齢を重ねても変化しないと報告をされております。

最後に，学習障害の特徴といたしましては，全般的な知的発達には問題がございませんが，読む，書く，計算するなど特定の事柄のみがとりわけ難しい状況を言います。有病率は，確認の方法等にもよりますが，２パーセントから１０パーセントと推測されており，読みの困難については男性が女性より数倍多いという報告がなされております。以上です。

２番（栄　ヤスエ君）　詳細な説明ありがとうございました。本当に発達障害と言ってもひとくくりではなくて，もう一人一人特性が全然違いますし，自閉症でありますとも多動的に動き出したりとか，本当に大変な思いで保護者の方たちもその特性と付き合いながら生活というか，していると思います。

本当に大変なことだと思うんですけども，実際に次の質問に入りますけども，本市の発達障害児はおよそどれくらいの方がいらっしゃるのか，数字にはちょっとあらわすのはどうかなと思うんですけども，昨年１２月に文教厚生委員会の所管事務調査で市内の放課後等のデイサービスですとか事業所を訪問させていただきました。事業所の数が平成２８年を境に本市では，その当時は２事業所から，今は５事業所あるということで増えているということで，昨年１２月の補正予算でも障害児給付等事業費が７，８００万円，補正ですね。３月も１，３００万円ということで計上されております。障害児に対する予算等も増えているような現状でありますけれども，今後

も増えていくと予想されると思いますが，本市におけるこういった児童発達支援，また放課後指導等デイサービスの詳細をお聞きしたいと思います。

福祉事務所長（中村博光君）　本市におきます障害児支援の利用者数の推移についてお答えいたします。

障害児支援は，通所としての支援として未就学児を対象とした児童発達支援，就学時を対象とした放課後等デイサービスと保育所等訪問支援，及び障害児相談支援の４事業がございます。

支援を受けている児童の実人員は，平成２８年度が１２９名，平成２９年度が１６５名，平成３０年度の見込みが１８６名となっております。この利用者数の伸び率が特徴的なものとして，放課後等デイサービスが平成２８年度と３０年度の伸びを比較しまして６３名から９９名，３６名の増で約１．５倍の伸び率となっております。

利用者が増加した要因といたしましては，これまでになかった運動等を取り入れた支援の開始や学習方法を工夫した支援の開始により，これまでフォローされなかった利用者の新規利用開始が主な要因と分析しております。

以上でございます。

２番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございます。デイサービスの推移をお話していただけましたけども，平成２８，２９，３０と少しずつ，若干ですけども増えているということでもありますし，これはデイサービスのほうが少し，３３名ということで，利用者が増えているということで，そういったその行き場所というか，子供たちが行ける場所が増えたということで，事業所におきましてもそれぞれの事業所で特性のある音楽だったりとかスポーツだったりとかそれぞれの特性を生かし，特性というか，個性を生かしながら事業者さんも運営をされているというのは目の当たり見てきたところですけども，そういったところでもまたしっかりと子供たちが通いながら，自分の特性をしっかりと生かせる，対応ができる場で成長していければなというふうに思いましたので，そこら辺はありがとうございます。

そしてまた，幼児期においてですけども，就学前の相談会等での相談数等もあるのかなと思いますので，そこら辺はいかがでしょうか。

福祉事務所長（中村博光君）　就学前の相談件数，これは教育委員会の担当ですが，２８年度は２５名，２９年度は６２名，３０年度は５６名ということでございます。

２番（栄　ヤスエ君）　わかりました。これ数字的にちょっと多いのか少ないのかあれなんですけども，２８から２５から６２，５６ということで，２８，２９の間が大分増えて，増加していると，２９年度が増えていることがよくわかりました。

こういった形で相談しやすい体制もできているのかなというふうにも思いましたので，すみません，数字的には上がってきていると思いました。

その中で，サービスを利用する際に，事業所ごとに個別支援計画というのはそれぞれの事業所で立てていると思いますけども，その子供に対してどういう特性があるとか，その子供さんがしっかりとまた幼稚園，保育園からずっと小学校，中学校まで上がっていけるような，それと別に療育が必要なお子さんに対しては，個別に症状とか特性などを記入したリレーファイルというのが確かあったかなと思います。

そういったものが作成されて保育園とか幼稚園，小学校，中学校までしっかりと引き継がれているというふうに私は認識をしているんですけども，そういったもので，やはり２次被害というか，幼稚園から保育園で，小学校に上がったときとかに，その子供さんの一通りの，誰が見ても支援が，体制がわかる，症状がわかるということでリレーファイルというのができたと思うんですが，その現状はいかがでしょうか。しっかりと受け継がれていっているかどうか，確認をさせてください。

保健福祉部長（奥田敏文君）　お手元に今，申し上げた資料は持っておりませんけれども，今議員からあったとおり，きちんとファイル等でリレーされているというふうに思いますし，また先ほどありましたけれども，放課後

デイサービスなどに行く場合に，保育所から行く場合とかありますが，それについてもきちんとその情報のやり取りができているというふうに思っております。以上です。

２番（栄　ヤスエ君）　すみません，ありがとうございました。御答弁ありがとうございました。しっかりとまた受け継がれているというか，引き継がれているということがよくわかりましたので，個別，一人一人違う特性を持つものですから，しっかりとそういったものが情報として誰が見てもわかるような形でつながっていっているということが確認できましたので，ありがとうございます。

そこで，国は５歳児健診ということで推奨しておりますけども，本市の考えを伺うんですが，昨年，コメントにおきましても，５歳児健診を導入することを求めるための署名をさせていただいたところなんですが，就学前でも発見できずに小学校や中学校を卒業して，また高校を中退後に診断を受けたというお子さんの親もいらっしゃいます。私も相談というか，されたところで，２人の自閉症のお子さんを育てられた方，お母さんも本当に苦労して育てられた方とかいらっしゃいます。さまざまな保護者がいらっしゃいますけども，厚労省はその５歳児健診で多くの軽度の発達障害児や軽度の精神遅延滞児を就学前に発見できる可能性があるというふうにも示しておりますので，そのことも鑑みながらしっかりとまた奄美市におきましても５歳児健診を検討できないかということで，再度，本市の考えを伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君）　発達障害児の早期発見につきましては，発達障害者支援法第５条において，母子保健事業における健診での取り組みを行うことが明記をされております。本市におきましても１歳６カ月及び３歳児健診におきまして問診等による発育，発達の確認を行い，発達障害児の早期発見に努めているところでございます。

これらの健診の結果，発達面で気になる子供さん，それから保護者に対しましては，健診後のフォローとして，家庭訪問等による確認を行いますけれども，特に必要な子供さんに対しましては，親子教室への参加を促す，それから発達支援や保護者への相談支援などを行っております。

３歳児以降につきましては，保育所及び幼稚園に出向いて行う発達相談を実施しており，特に４歳児，５歳児につきましては，幼稚園，保育所等との連携を図りながら，早期支援に取り組んでいるところでございます。

また，入学前の支援といたしましては，教育委員会において年２回の就学相談会を実施しておりまして，この中でもどのような進学先や支援が適切であるのか等の助言が得られるという機会を設けているところでございます。

議員お尋ねの５歳児健診につきましては，県下１９市の中で１市が実施をしているというふうに伺っております。ほとんどの市においてはそれよりもさらに早い段階での健診に重点を置いているという状況になっております。本市におきましても，先ほど申し上げましたように，より早い段階での気づき，それから早期の養育につなげるために現在取り組んでおります１歳半，それから３歳児の健診後のフォローの充実，保育所，幼稚園，教育委員会等関係機関等のより一層の連携強化が重要だと考えておりますので，御理解をよろしくお願いいたします。

２番（栄　ヤスエ君）　わかりました。５歳児では遅いという，早目早目に見つけることで，しっかりと現場のほうでも取り組んでいただいているということは，よく認識をさせていただきました。

今ではないんですけども，やはり，今大人の発達障害とかも言われておりますし，今後，１歳６カ月，３歳児，そこでまたスルーしてしまって，気づかれなくってといったところで，やはり５歳児健診をしたらどうかということで提案させてもらったところだったんですけども，そういったところの今後の課題もあると思いますので，また検討課題として，していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に入りますけども，３番目ですが，ヒト細胞白血病ウイルス１型のＨＴＬＶ―１の母子感染予防についてなんですが，初めて聞かれる方もいらっしゃると思うんですが，このヒト細胞白血病ウイルス１型，ＨＴＬＶ―１につきまして，ヒト細胞白血病ウイルスの１型，ＨＴＬＶ―１とは，ヒトに感染するウイルスの一種でございます。

ＡＴＬですとか，精神Ｔ細胞白血病やＨＡＭということで，ＨＴＬＶ―１の関連髄膜症等の病気の原因となる

ウイルスとのことです。

感染経路は，ウイルスを持った母から子へ母子感染ということと，また輸血による感染，あと性行為による男性から女性への感染があるということです。現在は献血時の血液検査により輸血による感染はなくなったということでございますが，まずはこの本市の現状を伺いたいと思います。

妊婦検診等，妊婦健康診査で感染が判明した妊産婦の同意のもと，情報の検査ですとか，また産科医療機関との綿密な連携によって情報の共有等も相談体制もできていると思いますが，そこら辺についてお伺いしたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君）　議員お尋ねのヒトＴ細胞白血病ウイルス１型，いわゆるＨＴＬＶ―１についてでございますけれども，血液の白血球の一種であるリンパ球のうち，Ｔ細胞に感染するウイルスという定義がされているようでございまして，このウイルスに感染した方の一部が成人Ｔ細胞白血病，先ほど議員がおっしゃいましたＡＴＬ，それからＨＡＭと呼ばれる脊髄の病気などが発生するということがわかっております。

成人Ｔ細胞白血病の罹患者及びその発症原因であるＨＴＬＶ―１の感染者，キャリアにつきましては，全国的に見ますと，本県を初めとする九州地方に多いというふうにされておりまして，産科医療機関を主として感染対策が行われているということでございます。

本市におけるＨＴＬＶ―１の感染者の現状につきましてですが，産科医療機関により同意が得られた方についての情報につきましては，市町村に提供されるというふうになっておりますけれども，現在のところ情報提供はありません。本市のおけるＨＴＬＶ―１の感染者の現状というのは，今把握はできていないということでございます。

２番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございます。実際，私も難病でございますので，保健所のほうに聞き取りに行かせてもらいまして，現状等も聞かせていただきました。やはり，出産時とか妊婦検診等でわかるものでございますので，そこでキャリアがあるとかウイルスに感染しているというのがわかるということでしたので，そのキャリアがある母親が出産をしてなんですけども，同意のもとでないと情報は市町村には来ないということでありましたので，しかし，その保健所で聞かせていただいたときには，その医療機関で説明とまた今後の支援についてですとか，諸々詳しいところはドクターのほうからしっかりと医療機関のほうで説明等諸々されるということでしたので，そこはもう任意ということでキャリアを持たれたその母親の方の任意ということでしたので，確認はさせていただいたところなんですけども，実際また母子感染の防止ですね，についての体制について伺いたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君）　ＨＴＬＶ―１の母子感染防止対策につきましては，鹿児島県において長きにわたり対策に力を入れているという経緯がございまして，感染防止マニュアルなどに基づいた対策，それから相談支援の体制が位置づけられているというふうに伺っております。

具体的な対策としましては，ＨＴＬＶ―１の最も多い感染経路，先ほど議員のほうからありました母乳による感染，これをつくらない，感染症をつくらないということが重要となるために，主として産科，医療機関において妊婦からの感染予防対策が行われているということでございます。

妊娠が判明し，妊婦健康診査を受ける際には，公費で抗体検査，スクリーニング検査を実施して，その結果が陽性であった場合にはさらに抗体の確認検査，これを受けていただいて，陽性であった場合に，先ほど言ったＨＴＬＶ―１のキャリアだと，感染をしているということが確認をされるということのようでございます。

キャリアである妊婦に対して検査結果についての説明，それから日常生活上の注意，さらには母子感染を防止するための栄養方法，いわゆる母乳によることによって感染する可能性があるということですが，それとかＨＴＬＶ―１に関する疾患の説明などを行うということでございますが，先ほど言ったとおり，その取り扱いは非常にやっぱりデリケートなものですので，妊婦に対してできる限り，不安を軽減するような，丁寧な説明が必要になるというふうに思います。

特に，赤ちゃんへの母乳を授乳するかしないか，この選択につきましては，マニュアルの中では原則としては，

いわゆるミルクによるものが推奨されているということでございますけれども，母親の意思決定を尊重する姿勢を十分に取りながら説明をしていくということになると思います。

さらに，出産後につきましては，産科医院において１カ月健診時に今後の健康管理についての説明を行いまして，この際に母子感染の有無の確認については，３歳以降にＨＴＬＶ―１の抗体検査を行い，その結果について説明，それから相談支援を行うということにされております。

以上のような，母子感染防止の体制につきましては，先ほどから繰り返し申し上げておりますが，産科医療機関が主体となって行っているという状況でございます。

２番（栄　ヤスエ君）　わかりました。しっかりと医療機関のほうでしっかりと主体的にやっているということですね。はい，わかりました。

次の③の質問ですが，このＨＴＬＶ―１やヒト免疫不全ウイルスの抗体陽性の妊婦から生まれた乳児を対象にした粉ミルクへの購入への助成金について伺いたいと思いますけれども，これは，平成２９年度には妊婦がキャリアであることが明らかな場合は，原則として完全人工栄養を進めるということが県のマニュアルに，先ほどありましたけども，明記をされております。県内では，霧島市が粉ミルク事業をしておりまして，キャリアの母親から生まれた乳児ですとか病気等で母乳を与えられないお母様に生まれた乳児などで経済的負担の軽減を図るために月３，０００円×１２カ月ということで１年間分ですね，１年間分の粉ミルク券を支給しているということがあります。

県は，来年度から母親がキャリアである場合，そのウイルスの母子感染をしていくために乳児の粉ミルク代の一部を助成する助成額を乳児１人に対して一括交付で２万４，０００円ですね。１月あたり２，０００円ということで１２カ月の助成をするということで，おおむね１５０名，対象者の推計として，１年間の出生数として約１万３，０００人の方，事業費として３，６００万円の計上をしておりますけども，こういったことも県として取り組みを始めました。これも私の先輩の女性議員が鹿児島市にいるんですが，ＮＰＯの団体のほうから要望というか，相談をたくさんいただきまして，国のほうにしっかりと動きながら，県知事のほうにもしっかりとこのミルク，キャリアの母親に対する粉ミルクの助成ということで働きかけたところでございます。

今回，また４月に開始になるところなんですけども，ここら辺に関して，市民への正しい知識の啓発と周知について伺いしたいと思います。

保健福祉部長（奥田敏文君）　先ほど申しましたし，議員も御説明をしましたとおり，このいわゆるウイルスの感染を防ぐためにはミルク等で育てることが推奨されているということでございます。

繰り返しになりますけれども，経済的な負担軽減で県内，鹿児島市，霧島市，南さつま市などがこの粉ミルク代の一部の助成を行っているということでございます。

先ほど申し上げましたとおり，本市で把握するためには，本人の同意がいるということが一つのネックになっているというふうに思っておりますが，また，議員から御案内のとおり，鹿児島県においてもこの粉ミルク代の一部助成を行うという予定があるというふうにお聞きをしております。詳細は私どもまだ把握をしておりませんけれども，今後詳細を示されましたら，県とも連携をしながらこういう制度の周知なども含めてやっていきたいというふうに思っております。

２番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございます。情報提供ということでさせていただきました。

以前，キャリアの母親で出産されたお母さんからお話を聞いたことがありました。第１子で生まれた子供に直接こうキャリアであるということで母乳が与えられなくて悲しい思いをしたと，粉ミルクで対応したけれども，本当に辛かったんだと，また，家計の負担も多かったんだよということで，涙ながらに話されておられました。また，お子さんの抗体検査は，先ほどありました，３歳以降になりますので，それまでの間，キャリア，陽性があるんじゃないかどうかという不安を抱えながらの心理的負担も大きかったというふうに聞いております。

こういったことを，今，実際に奄美市は，すみませんけれども，広報紙ですとかホームページ等にも載せていただきまして，県からの情報もあると思いますけれども，こういったことも広報していただきまして，市民の方

への周知もよろしくお願いしたいと思います。要望しておきます。

最後の質問ですが，公営住宅の建設についてということで，１番，２番をまとめて質問をさせていただきます。

地域の住宅計画につきましては，きのうの橋口議員の答弁でも明細はわかりましたけれども，実際，市民相談をいただいたということで，大笠利地区への公営住宅の建設計画ということで伺いしたいと思います。

大笠利地区は昨年大火に遭われて大変な思いをされたわけですけども，そういったところで被災者の方が住宅探しもちょっと苦労したと。大笠利地区には小学校，中学校もありますし，今児童生徒もだんだん少なくなっているということで，やはり子育て世代の住宅の確保のためにも，住宅がつくれないかということで，市民相談がございましたので，まずはそこら辺の話と，また２番目の赤木名地区の場合は，築年数の古い住宅が大分あるかと思いました。今後の計画等も取り壊した後の土地利用ですとか，そういったものが計画がありましたらお伺いしたいと思います。

笠利総合支所事務所長（髙　一也君）　それでは，栄議員の笠利地区ということで，私のほうで答弁をさせていただきます。

笠利地区における公営住宅の建設計画は今年度から進めている屋仁地区と併せ計３カ所を予定しております。

議員御質問の大笠利地区への公営住宅建設計画についてですが，笠利１区，２区，３区からなる大笠利地区には現在７棟２２戸の公営住宅がございます。笠利地区は議員も御承知のとおり，昨年１月に同集落の中心部で火災が発生し，今も空き地が多く見られます。

そのような中，今回，笠利２区から公営住宅の建設要望書が提出されております。これらのことから，今後，具体的な住宅建設用地を確保するため，調査や地域住民との協議を重ね，建設を計画してまいりたいと考えております。

次に，赤木名地区の築年数の古い公営住宅の建替え計画でございますが，赤木名地区の公営住宅につきましては，現在５９棟，１８９戸ございます。また，築後５０年を経過している住宅が２６棟，７４戸あり，老朽化が著しく，建替えの時期に来ていることは認識をしております。

しかしながら，現在，入居している方々の移転や引っ越しに係る負担，建替え後の家賃が既存の家賃より高騰することが予想されることから，これらを踏まえ，総合的に判断をし，建替えの是非等も含め，用途廃止や改修，維持修繕について検討，協議を重ねてまいりたいと考えておりますので，御理解をよろしくお願いいたします。

２番（栄　ヤスエ君）　ありがとうございます。もう要望書も出ているということで理解をしておりましたので，今後，計画等していくということで理解をさせていただきました。

最後になりますが，最後にこの３月をもちまして退職されます全ての職員の皆様，長い間，大変にお疲れ様でございました。これよりは一市民として地域での御活躍を期待しております。

これで私，栄　ヤスエの一般質問をおわります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で，公明党　栄　ヤスエ君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

３月１１日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後３時４５分）

第 1 回 定 例 会
平成31年3月11日
（第6日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　栄　ヤスエ　君
3番　津畑　誠　君	4番　師玉　敏代　君
5番　松山　さおり　君	6番　林山　克巳　君
7番　与　勝広　君	8番　大迫　勝史　君
9番　渡　雅之　君	10番　平川　久嘉　君
11番　元野　景一　君	12番　川口　幸義　君
13番　竹山　耕平　君	14番　安田　壮平　君
15番　西　公郎　君	16番　関　誠之　君
17番　三島　照　君	18番　﨑田　信正　君
19番　戸内　恭次　君	20番　奥　輝人　君
21番　伊東　隆吉　君	22番　多田　義一　君
23番　橋口　和仁　君	24番　里　秀和　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	東　美佐夫　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	手蓑　利文　君
笠利総合支所事務所長	髙　一也　君	総務部長	菊田　和仁　君
総務課長	三原　裕樹　君	企画調整課長	山下　能久　君
財政課長	國分　正大　君	プロジェクト推進監	満永　亮一　君
市民部長	前田　和男　君	税務課長	藤原　俊輔　君
市民課長	寿山　一昭　君	国保年金課長	井上　裕之　君
市民福祉課長	村田　英樹　君	保健福祉部長	奥田　敏文　君
福祉事務所長	中村　博光　君	福祉政策課長	石神　康郎　君
商工観光部長	武下　義広　君	商水情報課長	麻井　庄二　君
産業振興課長	長井　和揮　君	農政部長	山下　仁司　君

土地対策課長	前島　有為生　君	建設部長	本山　末男　君
都市整備課長	竹元　康晴　君	土木課長	保浦　正博　君
建設課長	日高　英樹　君	上下水道部長	橋口　義仁　君
下水道課長	里　嘉郎　君	下水道課技術調整監	里　則人　君
水道課長	藤山　浩俊　君	教育委員会事務局長	山田　春輝　君
学校教育課長	元野　弘　君	生涯学習課長	福長　敏文　君
奄美博物館長	高梨　修　君	学校給食センター所長	龍　和隆　君
農業委員会事務局長	用稲　工巳　君		

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎　君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向井　渉　君
議事係長	伊集院　正　君	議事係主査	堀　健太郎　君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　本日の議事日程は一般質問であります。

日程に入ります。日程第１，一般質問を行います。

この際，申し上げます。一般質問は個人質問とし，各自持ち時間は答弁を含めて６０分以内といたします。なお，重複する質問事項につきましては，極力避けられますように，質問者において御配慮をお願いたします。また，通告項目の積み残しのないよう，時間配分をよろしくお願いいたします。さらに，当局におかれましても答弁については時間の制約もありますので，できるだけ簡潔明瞭に行われますように，あらかじめお願いをしておきます。

通告に従い，順次質問を許可いたします。

最初に，奄美無所属クラブ　津畑　誠君の発言を許可いたします。

３番（津畑　誠君）　市民の皆様，議場の皆様，おはようございます。平成３１年第１回定例会一般質問最終日のトップバッターを務めます私は，奄美無所属クラブの津畑　誠でございます。

まず最初に，先月２７日，平田町での火災でお亡くなりになりましたお二人の御冥福をお祈り申し上げますとともに，被災された方々の一日でも早く落ちついた生活が送れますようにお祈りいたします。

さて，本日３月１１日は，東北地方を中心に未曽有の被害をもたらした東日本大震災の発生から８年となります。この震災により，かけがえのない多くの命が失われました。最愛の御家族や御親族，御友人を失われた方々の気持ちを思うと，今なお哀惜の念に堪えません。

現在，岩手，宮城，福島の３県では，３，０００人余りが今でもプレハブの仮設住宅での暮らしを余儀なくされています。震災の後，最大で１１万人以上がプレハブの仮設住宅で暮していましたが，自力での住宅再建や災害公営住宅の建設が進んで，退去する人が増えました。

一方で，震災から８年となる今でも，多くの人が仮住まいの不自由な生活を続けていて，岩手県の一部の地域では，土地のかさ上げなど，土地区画整理事業の遅れが課題となっています。かつてないほど長期にわたる仮設住宅での暮らしや生活の再建に向けたサポートが今でも必要となっています。

また，被災地では復興が進む一方，震災の風化に懸念が高まっています。共同通信のアンケートでは，伝承施設を管理する自治体の担当者の６割以上が風化を感じていると回答しています。施設への来場者が減少していることなどが理由で，全国で自然災害が多発し，東北への関心が薄れてきたとの指摘もあります。大震災の教訓を忘れないためにも，被災地にできるだけ足を運び，風化を食いとめたいと言っております。

災害は忘れた頃にやってくる，備えあれば憂いなしと言いますが，一人一人が自らの身の安全は，自らが守るのが基本であるとの自覚を持ち，平常時から災害に対する備えを心がけるように努めてまいりたいと思います。

最後に，今月末で退職されます市職員の皆様，長年の御苦労，誠にお疲れさまでございました。誠心誠意市政に尽くしてこられたことに改めて敬意を表し，そして感謝を申し上げます。今後は一市民といたしまして，これまでの経験や知識を生かして，地域から行政を支え，奄美市発展に向けて御協力いただきますよう，よろしくお願い申し上げます。

それでは，平成３１年第１回定例会に当たり一般質問をいたします。

主題１，ふるさと納税制度について，（１）奄美市ふるさと納税等推進事業の実施状況について伺います。

初めに，平成３０年度直近の実績並びに奄美市出身者の寄附件数及び金額を伺います。

次の質問からは，発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　おはようございます。それでは，お答えいたします。

平成３０年度ふるさと納税寄附額の１月末現在の実績は６，３４２件，２億６，７３４万５，５００円でござ

います。うち奄美市出身者のふるさと納税寄附額は５００件，１，８９５万３，５００円であります。以上です。

３番（津畑　誠君）　平成３０年度実績は6，３４２件の２億6，０００万ということですね。あと奄美市出身者の寄附件数が５００件の１，８９５万円ということですね。ちなみに，昨年度，２９年度の実績，皆さん御存じのとおり，５，１３８件，４億３，０００万ということで，今，３０年１月末現在での数字が２億４，０００万ですか，ということですが，まず寄附額及び件数が伸びなかった要因としてどのようなことが考えられるか，お伺いいたします。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　ふるさと納税は全員の寄附であるということから，前年の寄附額がベースになるというものではなく，見込みを立てるのが大変難しいものであるというのをまず初めにお話ししておきたいと思います。御理解いただきたいと思います。

その上で，前年より落ち込んでいるということでございますが，総務省から，今現在，大変厳しい要請に反しまして３割以上の商品を返礼品に使ったり，また地場産品以外の返礼品を取り扱ったり，またいろんな工夫をされてやっているところがあります。

また，そういったところが驚くような寄附額を記録しておりますが，そういったところにちょっと一部は流れたんじゃないかなというふうには考えているんですけど，まだ決算が終わっておりませんので，決算が終わりましてから，また決算委員会の時などに詳しくはお話ししたいと思いますので，お時間をちょっといただきたいと思います。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。引き続き，よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

平成２９年度の奄美市民による他の自治体へのふるさと納税の総額及び件数，また奄美市への実質収支を伺います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　それでは，２９年に奄美市民が他の自治体へふるさと納税をした実績につきましては，寄附件数が２４６人，寄附額が２，４０３万２，０００円であります。

なお，寄附人数，寄附額ともに，平成２９年１月１日から１２月３１日の集計でございます。

次に，ふるさと納税寄附額の実際の収入と支出についての御質問でございますが，平成２９年度の寄附受入額が４億３，０５２万４，３５１円，返礼品などにかかった経費が２億５，５８９万７，３６７円であります。

次に，平成２８年中に寄附を行った奄美市民の平成２９年度中の市民税控除額が７５６万７，２４６円であり，この税額控除のうち７５パーセントは地方交付税措置がございますので，残りの２５パーセントの１８９万１，８１２円が奄美市の税額控除を受けた金額となります。

したがいまして，寄附金額受入額から返礼品などの経費と奄美市民の寄附に伴う寄附控除額を差し引きますと，実質収支は１億７，２７３万５，１７２円と試算いたしております。以上です。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。実はこの質問をしたのは，昨年の朝日新聞の記事によりますけど，ふるさと納税による自治体ごとの昨年度の収支が全国の自治体の約６割で前年度より悪化して，税収の流出で赤字額が多い自治体が増えているということでした。

ちなみに，全国でいえば，横浜市がマイナス１０２億円，名古屋市がマイナス５８億円，大阪市がマイナス５０億円，また町村別で言いますと，京都府精華町がマイナス６，９９１万円，静岡県長泉町がマイナス６，９１５万円，奈良県広陵町がマイナス６，０５０万円となっております。こういった現象が続いておりますので，そこら辺も気をつけていただきたいと思います。

続きまして，本年度の実績の中で，ふるぽ並びに楽天への寄附額，また返礼品カテゴリーごとのランキング上位５位の総額及び件数を伺います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　それでは，３１年１月末現在，寄附実績につきましては，ふるぽは４，３４２件，２億３，７２１万５，５００円，楽天は２，０００件，３，０１３万円で，合計６，３４２件，２億６，７３４万５，５００円でございます。

次に，返礼品のランキングについてでありますが，奄美市の返礼品を大きく五つのカテゴリーに分けて，寄附件数上位５位の件数及び寄附金額を申し上げます。

寄附件数で申し上げますと，一番多かったのが「野菜・果物」で２，４６３件，金額で２，９１３万４，０００円，次に「食べ物・飲料類」が１，７３５件，２，３５６万３，０００円，次に「黒糖焼酎」が１，１８８件，２，８８６万７，０００円，「体験ツアー・イベント等」が１，０８７件，１億５，６８１万６，０００円，「その他」が２４０件，３５２万２，０００円となっております。以上です。

３番（津畑　誠君）　まず，ふるぽの件数が４，３４２件の寄附額が２億３，７００万，楽天のほうが２，０００件の３，０１３万ということでした。全体的に納税額は減っておりますので，そこら辺はよくわかりますが，楽天が若干伸びているということですね。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

はい，わかりました。あとカテゴリーごとの順位ですが，「体験ツアー・イベント」が１億５，０００万，前年度が１，５００件に対しまして３億１７０万円と，結構大きかったんですが，若干落ち込んでいるんですか，体験ツアーのほうが。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

理由がわかりますか。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　今回大きくカテゴリー別で見ますと，昨年と比べて落ち込んでいるのが「体験ツアー・イベント等」があると思います。今現在やっておりませんが，昨年までは航空券を，今現在は鹿児島県と沖縄県ということで固定しておりますが，前回までは全国やっておりましたので，そういったものが落ち込んでいる原因じゃないかというふうに分析しております。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。これは総務省の指導によって，そこら辺は改めたということでございますね。はい，理解しました。

あと次の質問ですが，平成３０年度直近の奄美群島３町，瀬戸内町，龍郷町，徳之島町のふるさと納税額を伺います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　それでは，お答えします。

鹿児島県が集計しました平成３０年度ふるさと納税受納実績によりますと，１２月末現在の３町の実績が，瀬戸内町が３，５３７件，１億４，５７６万５，０００円，龍郷町が２，５６３件，４，４９５万円，徳之島町が２万１，０４６件，４億４０６万円となっております。以上です。

３番（津畑　誠君）　瀬戸内町が３，５３７件の１億４，５７６万円と，昨年からすると，約１．５倍，昨年が２，６２６件の９，２７３万円ということですから約１．５倍と，龍郷町は２，５６３件，４，４９５万円と，昨年より若干落ちていると，徳之島町が本年度２万１，０４６件，寄附額が４億４０６万円と今おっしゃっていましたが，昨年度の実績が１万６，６７２件に対しまして寄附額が３億５，０３１万円と，大幅に徳之島が伸びておりますが，この大幅に増加した原因がわかれば教えてください。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　徳之島町が確かに伸びております。この件につきましては，議員もプロジェクト推進課に来られて一応お話ししたんですけど，里帰り牛という牛肉のほうで大分伸びているんじゃないかというような話を聞いております。

３番（津畑　誠君）　今，参事がおっしゃった種牛というんですか，子牛を本土のほうに送って，それを逆輸入というんですか，逆仕入れというんですか，そういうような形で，その牛肉が伸びたということですね。わかりました。

次に，平成３０年度ふるさと納税活用事業の成果並びに寄附者に対してのお礼はどのようにしているか伺います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　ふるさと納税の活用事業の成果及び寄附者に対してのお礼はどのようにしているかという御質問だと思います。

平成３０年度当初予算におきまして，ふるさと納税等活用事業につきましては２０事業，６，３８６万円を計上いたしております。ふるさと納税を活用した主な事業としましては，水難救助の機動力を高めることを目的として，奄美群島で初の水上オートバイを購入する事業４２９万円や学力向上を目指し，小中学校のＩＣＴ機器の充実を図り，授業力の向上を図ることを目的に実施している「教育のＩＴ化整備事業」１，３１１万円などが上げられると思います。

市民へのふるさと納税への広報につきましては，ハード面，つまり水上オートバイのように目に見える備品等につきましては，ふるさと納税等活用事業シールを貼付しまして，より多くの方への周知に努めております。

また，広報紙はもちろんですが，今後，奄美市ホームページや，また各ふるさと納税サイトにて活用状況を公表する準備を今進めているところでございます。

寄附者のお礼の方法につきましては，お礼状の送付，また奄美市のふるさと納税情報が掲載されたメルマガの配信・発信，奄美市出身者向けに奄美市カレンダーの送付などを行い，継続的に本市を応援していただけるよう努めているところでございます。以上です。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。ちなみに，平成２９年度の寄附者からの事業使途のほうですが，世界自然遺産に関する事業が１９パーセント，子育て支援，高齢者福祉に関する事業が１８パーセント，観光の振興に関する事業が１５パーセントでありました。ぜひとも，この三つの事業で約６割の寄附が集まっておりますが，そこら辺を鑑みて，また活用していただければと思います。

次に，（２）の平成３１年度に向けたふるさと納税等推進事業についてお伺いします。

まず，平成３１年度の新たなふるさと納税推進のＰＲ等があれば伺います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　平成３１年度に向けたふるさと納税等の推進につきましては，主に三つのことに力を入れてまいりたいと考えております。

一つ目は，より寄附しやすい環境を整えるため，事業者の皆様のさらなる販売拡大を目的としまして，ふるさと納税サイトの「さとふる」を開設する予定で，新年度へ予算計上しているところでございます。

「さとふる」は，ふるさと納税サイト認知度・利用意向２０１６年ナンバーワンという実績があり，テレビＣＭやＰＲイベントなどの積極的なプロモーションとメディア露出を展開し，会員登録数も２７３万人いるサイトでございます。「さとふる」というサイトをふるさと納税サイトを通じて，奄美市及び奄美の特産品をより多くの方に知っていただき，奄美ファンになっていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

二つ目は，ふるさと納税ＣＭの作成でございます。平成２９年度に「奄美市ふるさと納税ＣＭ―まるごとお届け編―」を制作し，鹿児島県広報コンクールにおいて特選，鹿児島でナンバーワンに輝きました。現在，ユーチューブや各種ふるさと納税サイト，奄美空港の発着ロビーで放映しておりますが，奄美市へふるさと納税をしていただくためには，寄附しやすい環境整備を進めるのはもちろんのことですが，広報，宣伝も重要であると認識しております。そのために平成３１年度でＣＭをリニューアルし，島外へ奄美市をアピールしていきたいと考えております。

三つ目は，返礼品のブラッシュアップでございます。ふるさと納税推進事業を本格的にスタートしてから３年

が過ぎ，事業者の皆様もどのような返礼品が寄附者に選ばれているのか，選ばれるためにはどうすればいいのかという理解が深まってまいりました。そのため，個別に協議をさせていただき，一社一社で異なる課題をその都度一緒になって解決しながら，返礼品をブラッシュアップしていきたいと考えております。以上です。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。まずは，「さとふる」を導入したと，二つ目に，新たなＣＭの作成，三つ目に，返礼品のブラッシュアップをしていくということですね。ちなみに，「さとふる」ですが，今現在，ふるぽ，また楽天を導入しておりますが，「さとふる」の業務委託手数料というのは何パーセントか御存じですか。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　まず，ＪＣＢが２９年度まで１９パーセントだったものを３０年度から１６パーセントにちょっと下げております。楽天のほうが９パーセントとなっております。「さとふる」は，今まだ交渉の段階なんですが，一応提示されているのが１２パーセントでできないかという話なんですが，契約までにはもっと下げれるものであれば交渉して下げていきたいというふうに考えております。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。さとふるが１２パーセントで，交渉の段階ということですね。先ほどふるぽのほうが１９パーセントから１６パーセントに，３パーセント落ちたわけですが，これは交渉次第で，また頑張っていただいて１パーセントでも２パーセントでも落としていただければ，またそういった資金が有効活用できますので，頑張っていただきたいと思います。

また，新たなＣＭということで，前回は「―まるごとお届け編―」，私も十数回見ましたが，すごいいいものができたということで前回お話ししましたけど，ちなみに今回はどういったものか，ある程度企画はあるんですか。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　大体青写真はできているんですけど，予算を通していただいてから本格的に検討したいと思っております。以上です。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。

それでは，次の地域資源を活用した新たな返礼品の開発等があれば伺います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　地域資源を活用した新たな返礼品の開発としましては，奄美に来て，見て，体験していただけるような返礼品は，非常に有効であると認識しております。現在，金作原探検ツアーやダイビングなどの返礼品を用意いたしておりますが，奄美市のみならず，奄美群島全体で世界自然遺産を体感できる体験型の返礼品なども検討してまいりたいと考えております。

次に，既存の返礼品取扱業者との新たな商品開発，答弁してよろしいですか。

議長（師玉敏代君）　どうぞ。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　すみません。聞き取りのときに１回で聞かれたと思うものですから，お答えさせてください。

既存の返礼品取扱業者との新たな商品開発，販路拡大支援につきましては，ふるさと納税委託事業者と連携し，個別に対応しているところであります。委託業者に全国的に人気の高い返礼品や販売方法などの資料を定期的に提供いただき，職員が直接事業者を訪問し，他市町村の事例を含め，新商品の開発や既存商品の改善等の提案をしております。

また，先ほど答弁させていただいたふるさと納税サイト，「さとふる」の開設も販売拡大の支援策の一つであるというふうに考えております。

最後に，地場産品，伝統工芸品の活用，販路拡大につきましては，やはり魅力のある返礼品を揃えていくこと

が必要ではないかと考えております。地場特産品の黒糖焼酎は毎月１回，３カ月連続でお届けする定期便を始めました。

また，いろいろな蔵元の焼酎が味わえるバラエティーに富んだ返礼品を用意するなど，他の市町村との差別化を図っているところでございます。伝統工芸品につきましては，大島紬の反物の販売も必要でありますが，本場奄美大島紬を知ってもらうことが重要ではないかと考え，大島紬を使用した印鑑ケースや財布など約９０種類を用意し，比較的安価なお手軽な商品も提供しております。今後も奄美市ならではの特産品，工芸品をどのような形で返礼品としてするのか，どのようにＰＲしていくのか，事業者の皆様と意見交換を行い，販路拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。実は私も今回，ふるさと納税の質問が８回目になりますが，いろんな情報が蓄積されまして，本当に提案したいこともかなりあるんですが，今，参事が言われたことは，ぜひ今度は実行に移して，早期に進めていただきたいと思います。

また，最近での自治体での取り組みの中で，おもしろいものが一つありましたので提案させていただきますが，埼玉県内の７市町村で実施されております複数の自治体の周遊コースを体験型返礼品とする取り組みをしております。共同企画した県によりますと，複数の自治体が連携した体験型返礼品は，里山での宿泊や作物の収穫体験など各地の観光資源を組み合わせていて，今まで市町村単位だった返礼品が中心だったんですが，新たな商品になりそうだと言っております。ぜひとも奄美大島のほうでも５市町村，また奄美群島１２市町村でも，世界自然遺産登録を活用したメニューを創造していただきたいと思っております。

また，もう一点ですが，高知県の高岡郡日高村というところなんですが，ここでは電子感謝券というものを活用しておりまして，寄附した額の３割に当たるポイントを寄附者が受け取り，地元の飲食店，地元の協力店などで利用できるという電子感謝券になります。これは，また地元事業者に対しまして直接的で，売り上げ増につながりますので，そこら辺も大変喜んでいただけるのじゃないかと思っております。ぜひとも御検討のほうをよろしくお願いいたしたいと思います。

続きまして，平成３１年度のふるさと納税活用事業で，市民に対してアピールできる主力事業があれば伺います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　平成３１年度のふるさと納税を活用して行う事業は２０事業，１億４，０９０万円を当初予算で計上しております。主な事業としましては，公立保育所の保育環境の向上のためにクーラーなどの設置費２，０７１万円や住用地区にあります内海公園自由広場に子供向けンビネーション遊具などの整備費３，２１４万円などを計上しております。以上です。

３番（津畑　誠君）　３１年度のふるさと納税活用事業は２０事業の１億４，０９０万円ということですよね。ちなみに，昨年度は教育のＩＴ化整備事業と子育て応援情報発信事業をやっておりまして，引き続き拡充して取り組んでいるということですよね。先日の市長の施政方針の中で，平成３１年度予算の基本的な考え方の中で，子育て環境の整備，人材育成などの事業に取り組む予算が計上されておりましたが，先日の一般質問でも同僚議員が質問していました。小中学校，また高校の部活動遠征費用補助等，そこら辺の充当等も考えていただければ，市民の方々，保護者の方々，大変喜んでいただけるんじゃないかと思います。また，今後そういう機会があれば，ぜひともそこら辺も考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に移ります。

奄美市はＧＣＦ（ガバメントクラウドファンディング）について，どのような取り組みを考えているのか伺います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　ガバメントクラウドファンディングとは，地方自治体がプロジェクトオーナーとして市町村などが抱える問題，課題解決のため，ふるさと納税を募る制度であります。現在のところ，この制度を活用して行う予定の事業はございませんが，ガバメントクラウドファンディングの実施については，慎重に

課題整理を進め，運用開始に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。ガバメントクラウドファンディング，前回も質問しましたが，これは複数の自治体が同じテーマや課題で一緒に寄附を呼びかける新たなサービスですよね。今現在，広域ガバメントクラウドファンディングというのもありまして，それこそ今，５市町村，１２市町村で取り組んでいただければ，時宜を得たすばらしい納税制度になるんじゃないかと思っております。そこら辺も考えていただければと思っております。

続きまして，大きな（３）番，平成３１年６月以降に規制強化されますふるさと納税制度（地方税制改正案）について伺います。

改正案の内容として，調達価格を寄附額の３割以下の返礼品，また地場産品の返礼品に限るとなっております。本年６月から認可制に移行するが，新体制に対しての準備はできているか伺います。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　議員御案内のとおり，地方税法改正案が閣議決定され，平成３１年６月よりふるさと納税の返礼品は「寄附額の３割以下とすること」及び「地場産品とすること」という基準が明記され，その上で基準を守っている自治体を総務大臣がふるさと納税制度の対象に指定するという制度へと見直されることとなっております。

総務大臣の指定を受けなかった自治体，つまりルールを守らない自治体につきましては，ふるさと納税制度の対象から外れることとなり，寄附者は制度対象から外された自治体へ寄附をしても，税制上の優遇措置が受けられなくなります。本市の現状につきましては，総務省からの要請であります「返礼品は３割以下」，かつ「地場産品」のルールの範囲内でふるさと納税制度を現在運用しておりますので，現在のところ新体制に向けて早急に準備する事案はないものというふうに考えております。

しかしながら，今後，総務省から具体的な規制の内容が示されますが，具体的な返礼品名や地場産品の考え方など総務省より詳細な基準が示されておりませんので，今後も引き続き国や県の動向を注視しながら，寄附者及び返礼品取扱事業所に負担がかからないように取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上です。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。６月以降は調達費が，これは送料も含めまして寄附額の３０パーセント以下ということですね。現在，奄美市の返礼品は４０パーセントとなっておりますが，ということは奄美市の自主財源が１０パーセントふえて，４０パーセントから５０パーセントになるということですよね。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　ただいま議員がおっしゃった送料込みで確かに４０パーセントなんですが，総務省が今３割以下と要請しておるのは，商品だけでの３０パーセントということでございますので，となると，今現在，約４割が奄美市の収入となっているわけですが，今後，総務省からの規制の中で，どの部分をまた削ればいいか検討しながら，先ほど言いましたように，返礼事業者などに迷惑のかからないように，負担のかからないようにしてまいりたいというふうに思っております。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。それでは，引き続きまた頑張っていただきたいと思います。

また，今年度のまた施政方針の中で，歳入においては，自主財源である市税の増額が見込まれるものの，地方交付税の段階的な減額が見込まれることから，今後とも引き続き，地域経済の活性化と健全化の両課題に取り組み，中長期的に持続可能な財政構造を確立することが重要と考えていると言っております。

また，奄美市財政力指数は０．２７と，県下１９市の下から２番目ということですので，ぜひともこのふるさと納税での自主財源の確保というところに力を入れていただいて頑張って，また庁内一丸となって頑張っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは，大きな２のまちづくりについて質問いたします。

（１）末広土地区画整理事業について，まず初めに平成３３年度の事業完了予定の末広・港土地区画整理事業の進捗率とスケジュールを伺います。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。末広・港土地区画整理事業の現状とスケジュール等について，私のほうで答弁いたします。

お尋ねの現在の進捗率でございます。平成２９年度末で，事業費ベースで約８３．６パーセント，建物移転契約ベースで約９４．１パーセントとなっております。

また，現在における平成３０年度の見込みでございますが，進捗率で，事業費ベースで約８４．９パーセント，建物移転契約ベースで約９５．６パーセントと見込んでいるところであります。

なお，今後のスケジュールといたしましては，末広町側におきましては，都市計画道路，「末広港線」が昨年の６月に供用開始を行い，現在，相互通行がなされております。港町側につきましても，本年度から北側，いわゆる海側部分から工事を着工し，来年度以降につきましても，順次計画どおり整備を進めてまいりたいと考えておりますので，御理解と御協力よろしくお願いします。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。予定どおり進めていっていただきたいと思います。

次に，平成３０年６月には末広町側の都市計画道路が竣工し，相互通行が開始されて約８カ月が経過して，交通車両が急増しているのではないかと思いますが，住民の安全対策として横断歩道，信号機等の設置は考えられないか，また奄美警察署との協議はなされていないか伺います。

建設部長（本山末男君）　おはようございます。それでは，答弁させていただきます。

末広港線に係る横断歩道等の設置について，答弁させていただきます。

末広港線の末広町側につきましては，昨年６月に供用開始をし，片側通行から相互通行になったことから，通行車両や歩行者も増えてきていると感じているところでございます。供用開始当初は，これまで奄美本通りや銀座通りが優先道路でありましたが，末広港線へ切りかわったことにより，戸惑うドライバーも見受けられたことから，安全対策として奄美警察署と協議の上，一時停止の看板や一時停止の路面標示など安全対策を行ったところでございます。

信号機や横断歩道の整備につきましては，地域住民や通り会からの要望も踏まえ，奄美警察署と協議を行っておりますが，奄美警察署といたしましては，これまでどおり交通実態に応じて必要性を判断したいという考えとのことでございました。今後も末広港線の歩行者や交通状況を見ながら，引き続き奄美警察署と横断歩道や信号機の設置について協議をしていきたいと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

３番（津畑　誠君）　今，部長答弁のほうで，奄美警察署と現状を，状況を見ながら，判断しながら進めていくということございましたが，現状ということで，商店街の方々に私，以前お話を伺ったところ，子供や高齢者があの大きな通りを斜めに歩いていくと，これは大変危険だということをまずおっしゃっておりました。

また，奄美本通りと銀座通り，末広港通りの直進する道路，そこもかなり車両の交通量も多く，特に銀座通りから進む，大通りに入る，末広港通りに入る交錯するところですけど，左右にビルが建っていまして，死角になって，歩行者が見えづらいと，あそこの接触が懸念されているみたいですので，そこら辺のしっかり現状を見ていただければと思いますが，今言った横切るところは，主に奄美本通りと銀座通りのあの付近から斜めに子供とお年寄りが歩いていくということですので，最低でも横断歩道，信号機じゃないありませんよ。横断歩道が２カ所，プラス今言った銀座通りの１カ所，３カ所あれば，今のところ大きな問題はないのかなというようなお話をされておりました。参考までにですけど，今度通られるときによく見られてください。

次に移ります。

末広・港土地区画整理事業において整備した都市計画道路「末広港線」の有効活用を官民とも協議していく奄美市地方再生コンパクトシティ推進会議を今年１月に設置しておりますが，各種イベントや利活用方法など具体的にどのようなものを計画しているのか，お伺いいたします。

また，ほかの通り会と連携してどのような活性化を図っていくのか伺います。

建設部長（本山末男君）　奄美市地方再生コンパクトシティ推進会議につきましては，昨年３月に奄美市が地方再生のモデル都市として選定されたことを受け，町なかの回遊性の向上，道路や公園の高質化を図り，官民連携による利活用等を検討する場として，本年，平成３１年１月に設置いたしました。会の構成といたしましては，行政，商工会議所，地元通り会，地域代表，社交業組合，まちづくり団体等の計１０団体で構成されております。

また，当会議には専門のアドバイザーとして，国土交通省から都市計画課の課長補佐を地方再生パートナーとして御参画いただいており，当日は「奄美市のまちづくりに向けて」の演題にて職員向けの講演を行っていただいたところでございます。今回会議の参画や講演につきましても，昨年モデル都市として選定された地方再生パートナー制度の支援措置の一つとなっております。

また，本会議で検討されるイベントの中身についてでございますが，先日開催された第１回の推進会議におきましては，会の目的や進め方，また取り組むべき内容として，末広港線の利活用の意見が出されております。

具体的な利活用については，協議会内にまちづくり部会を設置し，地域の様々な意見を集約しながら，協議を進めていくことで御了承いただいているところでございます。２月にはワークショップ形式でまちづくり部会を開催しており，末広港線の利活用やイベントの検討，また街がどのようにして賑わうかなど，様々な意見が出されております。

今後この部会において協議を重ね，末広港線の利活用について意見をまとめた後，その結果を再度奄美市地方再生コンパクトシティ推進会議にて御議論いただくことになっております。

以上申し上げたとおり，具体的な利活用方法やイベントの中身等については，今後さらなる協議が必要となってまいりますので，計画ができた際に改めて御報告できればと考えておりますので，御理解をお願いいたします。

併せてですが，他の通り会との連携はとの御質問ですが，今回設置いたしております推進会議，部会ともども，通り会連合会にも御参画いただいておりますので，まずは末広港線での利活用方法を検討，実証しながら，将来的には他の通りや公園などにも運用していきたいと考えておりますので，御理解いただきたいと思います。

３番（津畑　誠君）　２点ほどちょっとわかれば教えてください。

まず，各種イベント利活用方法は，具体的にはまだ案は出ていないんですかね。

もう一点が，今言った通り会との連携，活用させていただくと言われましたけど，具体的にどういったものを活用していくのか，お願いします。

建設部長（本山末男君）　歩道を利活用したオープンカフェ，また市の敷地もありますので，そこでのまたいろんな活用，またイベント等，またそれを含めて，また通りの中で歩行者天国にしてどういう行事をするか，通常車両を通しながら歩道をどう利活用できるか，その件をまた，これは道路の幅，歩道の幅とかありますので，今度は新年度になって，その幅を実証実験しながら，その幅の中で実際何ができるかとかいうの検証して，それを拾い上げた中で，会議の中で検討していくということで，ただいま話が進んでおりますので，御理解いただきたいと思います。

３番（津畑　誠君）　あともう一点のほかの通り会との連携という部分は，具体的にはどういったものがありますか。

建設部長（本山末男君）　先ほど申し上げた会議の委員には通り会連合会も入っておりますので，その中で協議した内容を各通り会に持ち帰って協議して，また通り会の意見を，また会のほうに出されていただいて，それをまた銀座通りとか，ほかの通りの中で同じようなことができないかとか，いろんな意見を出されて，本当みんな自由に意見を出した中で，今後この利活用について広がりを持てればなということで考えております。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。ぜひともこの奄美市地方再生コンパクトシティ推進会議活用して，活性化を図っていただきたいと思います。

また，これからも官民連携して，商店街含めまして，知恵を絞って，末広港線を中心とした商店街全体の活性

化に取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に，（２）に移ります。

名瀬港本港地区マリンタウン整備事業について，まず初めに現在の進捗状況と分譲公募までのタイムスケジュールはどうなっているのか伺います。

建設部長（本山末男君）　先日竹山議員にお答えした内容と同じになりますが，答弁させていただきます。

名瀬港（本港地区）マリンタウン整備事業につきましては，平成３１年２月末現在，事業費ベースで約７３パーセントとなり，公有水面埋立法に基づく竣工認可を平成３１年２月２１日付で得たところでございます。今後のスケジュールにつきましては，整備に必要な県有地の取得に時間を要したことや道路整備及び上下水道管の敷設が竣工認可後となったこと，土地の分譲に関しましては，名瀬港は重要港湾であることから，１ヘクタール以上の処分について，土地利用や処分価格など国と協議する「包括事前協議」が必要となったため，当初の予定の見直しを行っております。

工事につきましては平成３１年度内，分譲開始は平成３１年夏頃を目処にと進めてまいりますが，できる限り早期の完了に努めてまいりたいと考えておりますので，御理解をお願いしたいと思います。

３番（津畑　誠君）　先日竹山議員のほうからの質問でも回答のほうは伺っておりますが，まず当初計画では１９年の４月の分譲公募予定だったと思いますが，遅れた理由は今の説明でよく理解できましたが，こういったことを関係者の方々にはどのような手段で，いつごろ通達したのか伺います。

建設部長（本山末男君）　スケジュールとしては，昨年議会の中でも４月分譲，公募に関する事務の開始ということで答弁させていただいていると思います。工事につきましては遅れておりますが，これにつきましても，できるだけ早期に完了できるよう進めてまいりたいと考えております。情報提供につきましてですが，当初予定の見直しを行っていることから，情報提供にはちょっと慎重になっていたことを御理解いただきたいと思います。今後の情報提供につきましては，応募要領を平成３１年６月をめどに決定する予定としており，その際は奄美市ホームページに掲載するとともに，事業者説明会を検討しておりますので，御理解をお願いいたします。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。あと通告した質問が幾つかありますが，昨年の第２回定例会と全く同じ質問だと思いますけど，答えられる部分は答えていただきたいと思います。一応通告どおり質問いたします。

まず，次に利用目的，公募方式，分譲価格はどうなっているのか伺います。

建設部長（本山末男君）　利用目的については，公有水面埋立のほうで許可を受けた利用計画，事業用地として観光関連施設用等を含めた利用計画となっております。

その次に，分譲価格のことにつきましては，今度土地処分検討委員会で詳細を決定し，要領が決定しましたら事業所説明等において公表したいと考えております。

３番（津畑　誠君）　次に，１区画一括売却の公募方式の根拠は，既存市街地での業務施設用地確保は厳しいことなどから，新たな業務施設用地としての整備を進めることとしており，駐車場を含めた業務施設を考えますと，現段階では１区画一括売却方式として考えておると答弁しておりますが，土地処分検討委員会ではどのような見解を持ち，また分譲は考えていないのか伺います。

建設部長（本山末男君）　１区画一括売却につきましては，土地処分検討委員会の第１回審議において，津畑議員のおっしゃったとおり，業務施設用地の確保は既存市街地では難しいということから，新たな業務施設用地として整備を進めることとし，駐車場を含めた業務施設を考えますと，現段階では１区画一括売却が望ましいという観点から，１区画一括売却として決定しております。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。

次にお伺いします。

土地取得後の事業開始時期に関する規定等があるのか伺います。

あと転売，転貸借の規定はあるのか，またテナント事業等は考えられないのか伺います。

建設部長（本山末男君）　事業開始時期に関するまず規定等，テナント事業についてですが，これも土地処分検討委員会において審議される事項でありまして，決定後，応募要領として６月頃を目処に公表する予定です。

また，転売，転貸借の規定については，公有水面埋立法第２７条において制限が設けられております。その期間は，埋立竣工認可の告示日より起算して１０年間と定められております。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。

次に，公募対象は奄美市に本部，本店を有する地元企業としております。地元企業法人として登記後何年とかの規定に関しましては，土地処分検討委員会で審議するとのことですが，審議の結果はどうか，また現在までに地元企業法人以外の応募はあるのか伺います。

建設部長（本山末男君）　公募対象に対する規定は，今後また詳細に検討委員会で審議して決定しますので，平成３１年，今年６月をめどに詳細の応募要領を公表する予定であります。今の応募の話ですが，応募は今からですので，まだ公募等の企業はありませんので，御理解いただきたいと思います。

３番（津畑　誠君）　はい，わかりました。今の質問は昨年の６月第２定例会での質問と全く一緒です。ちなみに，昨年の６月の第２定例会では答弁のほうで，「今後，開催されます土地処分検討委員会において利用目的，公募方式，分譲価格などを審議していくことになっておりますので，詳細については現段階では御説明できませんので御理解をお願いたします」と言っておりますが，あれから９カ月ですよね。これをこの中で事業計画を立てている事業者といたしましては，ちょっとスピード感がないのかなと思いながらの質問でした。

また，最初の御答弁の中で，「土地処分検討委員会で検討する処分価格，応募資格，選定方法については，応募要領として平成３１年６月ごろをめどに決定する予定としており，分譲開始については平成３１年夏頃を目処としてまいります」とありますが，事業者の皆さんは今年６月に処分価格，応募資格，選定方法がわかって約２カ月で事業計画を立てて，夏ごろに入札に参加というタイトなタイムスケジュールになるわけですが，事前に何も知らされずに，たった２カ月で会社の進む方向を明確にし，関係者に自社の方針を示し，金融機関からの融資を受け，将来発生するであろう問題に対して事前に対策を講ずることができますかということなんですが，もう時間がありませんので，最後の名瀬港旅客用ターミナルビルについてお伺いします。

質問が二つあるんですが，私の意見だけを述べさせていただきます。勝手ながら失礼いたします。

まず，平成２９年度の名瀬新港乗降客数は１８万１，９８７人でした。海の玄関口名瀬新港は島の人々の生活路線であり，また来年度の世界自然遺産登録や大型クルーズ船寄港での観光客及びインバウンドの増加等で利用頻度が増していくと思います。

また，名瀬港旅客用ターミナルは，県の事業ではありますが，地元住民，地元企業としっかり連携をとって，船客の利便性，機能性の良い施設の整備をお願いいたしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

これで私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で奄美無所属クラブ　津畑　誠君の一般質問を終結いたします。

１０時４５分再開いたします。暫時休憩いたします。（午前１０時３１分）

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

引き続き一般質問を行います。

自民新風会　林山克巳君の発言を許可いたします。

なお，林山克巳君から，一般質問中の資料投影のため，書画カメラ使用の申し出がありましたので，これを許可いたします。

６番（林山克巳君）　議場の皆さん，市民の皆さん，そしてインターネットをご覧になっておられる日本中，世界中の皆さん，こんにちは。平成３１年第１回定例議会一般質問，自民新風会　林山克巳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

質問の前に少々所見を述べさせていただきます。

その前に通告の訂正をお願いいたします。

質問１の（１）「２０１５年から２０１９年」を，これを「２０１８年」にお願いいたします。そして，「２０２０年から２０２５年」を「２０２３年」に変更をお願いいたします。

まず，平田町におきまして火災でお亡くなりになられた方々にお悔やみ申し上げるとともに，被災に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。

また，きょうは２０１１年３月１１日，東日本大震災の起きた日でもあります。着実に復興はしていますが，８年たった今でも被災地の方々の心の傷が癒えることはなく，長い年月と時間がかかると言われています。被災者の今と未来に希望が持てる日が訪れることを切に願います。

さて，いよいよ５月から新元号が変わります。昭和は，戦争，戦後の復興，経済発展，平成は，パソコン，携帯端末，想定外の災害，そして平成の大合併もありました。年号が変わる節目の年に当たります。私が師として慕う方の口ぐせは，節目節目を大切にすることは，人生において大変大事なことであり，そのことが後から影響を及ぼすことになるものだと厳しく言われたものです。

さて，今回は，木を見て森を見ず，物事の一部分や細部に気をとられて，全体を見失うことのないようにを一般質問のテーマに，奄美のこれからの展望と希望と未来への考えを中心にお尋ねすることにいたします。

真新しい新庁舎のもと，この議場にて，この場にいることへの喜びと全てのことに感謝いたします。同時に，市民の代表としての責任を肝に銘じて，日々精進することを誓います。

また，今月末をもって退職される職員の方々に心より敬意を表し，今までの御尽力に感謝いたします。これからもよろしくお願いいたします。

それでは，質問に入りますが，重複する質問，答弁はできる限り省きますので，簡潔明瞭にお答えください。

１，平成から新元号に移行する新しい時代における市長の未来像について，（１）財政状況の観点から（歳入・歳出・自主財源・依存財源）を伺いますが，まずは平成２７年度と平成３０年度における当初予算額における歳入歳出をお伺いいたします。

あとの質問からは発言席からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

総務部長（菊田和仁君）　まず，答弁に当たりまして御質問の金額が大きいことから１００万円単位でお答えいたしますことを御了承いただきたいと思います。

平成２７年度の一般会計当初予算額は３００億７，５００万円，平成３０年度は３３８億２，０００万となっております。

６番（林山克巳君）　同じく自主財源と依存財源もお願いいたします。

総務部長（菊田和仁君）　自主財源及び依存財源でございますが，当初予算ベースで，平成２７年度の自主財源は５４億９，２００万円，依存財源は２４５億８，３００万円でございます。平成３０年度の自主財源は６８億２，０００万，依存財源は２７０億円となっております。以上です。

６番（林山克巳君）　はい，ありがとうございます。財政状況，こちらに一般会計予算の予算資料があるんですが，

私はこれがそのまま一番大事なことだと思っております。財政状況，内容編成などはありますが，同僚議員の質問におきまして詳しく答弁をいただいていますので，要点を絞って質問いたしますが，細かなところのやりくりは，私は，財政当局の手腕であり，それよりも歳入歳出，幾ら入ってきて，入ってきたお金の中から幾ら出ていくのか，また足りない部分をどう補うのか，そして起債と基金のバランスを考えながらの単純な数字の合わせだと私自身は思っています。

特に，歳入おける依存財源はいろいろな要因で左右されていきますが，自主財源は市の取り組み次第では，市の懐，財政運営に明るい希望をもたらすことだと認識いたします。その最たるものが，先ほど津畑議員よりも質問がかなりありましたが，ふるさと納税であると私は思っております。

実際，２７年にふるさとチョイス，２８年にふるぽ，２９年は楽天と契約，間髪を入れずに事業を推進したことに対しては，当局の強い思いがあると私は認識しており，また数字でもあらわれています。平成２７年度１６４件，１，２０５万４，０００円，それが２８年には２，８９６件，９，０５０万６，０００円，そして２９年度，５，３３９件，約４億３，０５２万４，０００円になっております。これはいろんなことがありますが，本当に間髪を入れずにどんどん進んでいったと私は理解しております。３０年度をもう一度ちょっと教えていただきたいんですが，答弁をお願いいたします。

総務部長（菊田和仁君）　３０年でございますが，件数は６，３４２件，金額にして２億６，７３４万５，０００円でございます。

６番（林山克巳君）　はい，ありがとうございます。この年度の予定額は減少しておりますが，そこはいろいろな要因があると思います。そこは私も理解していませんので，その理由に関しては言いませんが，このふるさと納税はぜひ取り組みをいろいろ工夫しながらやっていただきたいと思います。

それでは，②の質問に入りますが，ここ大事なことなんですが，基金・起債の観点から，特に合併特例債・一本算定伺います。

この質問に関しては，私が最初一般質問に立ったときに，この合併特例債の話を質問したのを覚えていますが，まず平成３１年の基金残高と起債，借金，この残高をお教えください。よろしくお願いします。

総務部長（菊田和仁君）　平成３１年度末の全基金を合わせた基金残高見込みは１４３億３，３００万円でございます。

なお，ちょっと聞き取りの中では起債の見込額というふうにお聞きしていましたので，平成３１年度の起債借入見込額は６１億５，７００万円となっております。

６番（林山克巳君）　次に，合併特例債，これは平成１８年度，合併してから，まず平成３０年度までの総額をお教えください。

総務部長（菊田和仁君）　平成１８年度から平成３０年度見込みまでに活用した合併特例債の合計額は１４６億３，１００万円となっております。以上です。

６番（林山克巳君）　わかりました。

そしたら，この３年間，２８年度，２９年度，３０年度，これをもう一度お願いいたします。

総務部長（菊田和仁君）　２８年度から３０年度の起債額を申し上げます。

平成２８年度は８億６，３００万円，平成２９年度は１３億２００万円，平成３０年度は３２億１，７００万円となっております。

６番（林山克巳君）　今のは，すみません，合併特例債の３年間の流れなんですよね。わかりました。すみません。

この合併特例債，本当に非常に大型事業を取り組むには，各地方公共団体がこれを利用しながらやっている形なんですが，この合併特例債事業費の７割が翌年の普通交付税として一般会計に計上されていきますので，それが私が最初言った歳入歳出の地方交付税の普通交付税ですね。９５パーセントで，４パーセントが利子補填か何か，また同じように来るかもしれませんけど，そこに翌年のかかってきますので，その調整をしながら，またどんどん進めていかなければ，合併特例債の入ってくる普通交付税をいろいろな形で使っていきますので，これが償還も含めて，いろいろな含めて計画していくことだろうと私は思っております。

ですから，今いろんな公共事業，大型事業なんかが遅れてはおりますが，だけど，考えてみれば，それをうまくしながら計画を立てていくので，本当少しずつ階段を上りながら事業を進めていくにはこういう形なのかなと思っております。そこでなんですが，平成１８年から平成２８年の１０年間の期限措置でありましたが，さらに５年間延長され，さらに昨年，また５年間再延長が決まったと聞いております。トータル２０年，平成３７年までの期限になったと聞いております。

１回目の延長は平成１１年，まさに先ほど話しましたが，東日本大震災，あれで東北はもちろんなんですが，工場が閉鎖したり，日本全国に企業のいろいろな活動が停止して，各行政の活動，財政状況，それから経済が厳しくなって，それを配慮した上での延長になっていると思います。

今回はオリンピックなど人手不足，そのほかに入札不調，それから合併特例債事業の遅れなどになっておると思いますが，どうですか，この認識でよかったですか，答弁ください。

総務部長（菊田和仁君）　今，議員がおっしゃったとおりでございます。

６番（林山克巳君）　そしたら，ちょっと話しにくいんですが，単刀直入に聞きます。私がちょうど５年，６年前に帰ってきまして，そのときは名瀬中央通りも，本当にまだ道路ができていなくて，ずっとちょっと何年間は，何というんですか，静かな状態だったんですが，ここ本当三，四年でばたばたっと，どんどん進めていったんですが，それも延長関係がありながら，当局として，あっ，これは間違いないな，入ってくる歳入，それから事業執行できるなという，それがあったから執行されたんですか，それともそれがもし延長されなかったら厳しくなったこともあったんですか，答弁お願いします。

総務部長（菊田和仁君）　１回目の合併特例債の延長の際は，奄美市のほうも５カ年間延長したところです。それにつきましては，各合併市町村は，合併特例債を幾らまで使えるという限度額がございまして，私どもは，当初，最初の延長のときに５年間延長した上で，本庁舎の予定もありましたので，有効に活用できるということで，１回，５年間の延長をしたということで，計画的に活用させていただいているところです。以上です。

６番（林山克巳君）　すみません。この合併特例債，国からの借り入れが，合併特例債は借金と同じですが，借りて，そしてその事業には９５パーセントまで充填はできて，それで５パーセントは一般財源だけど，７割，先ほど話しましたけど，国の地方交付税に戻ってくるんですけど，そこでちょっと私，質問したいんですが，この新庁舎，これがもし間違っとったら，単純に６０億として，そしたら充填率が９５パーセントとして７０パーセントだったら四六，四十二，４２億が，間違いかもしれませんけど，来年交付税で戻ってきて，残りの３割，それをある程度起債をしながら，残っている１８億，約４２から１８億，６０から４２引いたら１８億，１８億ぐらいがこの庁舎基金に積み上げられているんですけど，そこを起債を返しながらどんどんして償還を待つと，そういうことなんですか，ちょっとそれだけじゃないと思うんですが，ちょっとお答えいただけますか。

総務部長（菊田和仁君）　今，議員がおっしゃったとおりでございまして，庁舎をつくるときの事業費の９５パーセントを合併特例債をお借りします。ですから，最初に建設するときの５パーセントは，一般財源が必要だということです。

それから，借りた９５パーセントの元利償還金，おおむね２０年で返していきますけど，その元利償還金の７０パーセントが普通交付税で入ってくるということになりますので，最初の５パーセント分と，それから交付

税で措置されない部分，９５パーセント借りて７０返ってきますので，その差額分が一般財源になりますので，最初の５パーセントと交付税措置されない分を庁舎整備基金に積み立てているというふうに御理解をいただきたいと思います。以上です。

６番（林山克巳君）　私は，ちょっと今，単純に自分の思っていることを話しましたが，だけど，そう考えれば，この１年，２年，先ほどいろいろな予算説明のあれもしましたが，その前に基金，新庁舎基金を２０億から２１億とか，こうやって，何というんですか，積み立てていって，そしてたまたま人手不足で庁舎建設が少しずれ込みながら，また予算もかかりながらやりましたが，それがちょうど４２億，９５パーセント充填でして，１８億ぐらいできれいにおさまる形になったというのは，本当に何かきれいに形ができたなと，ちょっと私なりにそういう感想もあります。

それと，もう一つは，来年交付税で４２億が入ってくるという，これがものすごく大きいことだと思っておりますので，そうすると，また来年の合併特例債事業は翌年翌年ずっとずれて，その調整という形になると思いますが，そこでなんですが，③の質問に移りますが，大型事業完了，整備事業の進捗，先ほど，この前，竹山議員のほうの質問，マリンタウン整備事業では７３パーセント，１９年以内の完成だと聞いています。

これは省きます。新聞でも出ておりますので，それと市民交流センター，子育て・保健・福祉複合施設，ワークショップ，バスセンター，この２カ所の件についてはどういう形になりそうですか，答弁をお願いします。

市長（朝山　毅君）　財政状況，また議員がある面においては御懸念なさっていらっしゃることもあろうかと思いますが，私どもにおきましては，財政計画を１０年スパンで一応計画いたしております。事業の計画と，その計画を裏づけする財源はいかに確保すべきかということを念頭に置きながら，各種公共事業をここ数年に集中して進めてまいりました。

もとより，そういう中においてやった事業を少し申し上げますと，住用・笠利新庁舎，また当名瀬の本庁舎，そして学校給食センター，光ブロードバンド事業，平田浄水場など，完了いたしております。

また，これから御審議いただく平成３１年度以降における事業につきましては，市民交流センター，議員が今お話しになったとおりであります。

そして，いずれ近いうちには，子育て・保健・福祉総合施設などがございます。これら大型事業が数年間の間に集中いたしました。事業執行に当たりましては，今申し上げましたように，しっかりした事業計画のもとで，その裏づけになる補助事業，そして我々が負うべき一般財源については有利起債，条件のいい借り入れをして，そして返済財源をしっかり確保した上で事業を執行いたしているつもりでございますので，どうかいずれの事業についても計画どおり進めるのではないかと思います。

社会動態によりまして，今，議員がおっしゃったように，人手の確保が難しいとか，そういう災害が，台風があるとかいうことによって，事業期間が少し延びたという事例もございますが，総じて計画どおりに進んでおります。それはとりもなおさず，議員がおっしゃったように，合併特例債の９５パーセント充当の７割償還，７割補填というふうな，そういう有利債，８割補填などなどを含めて，そういう償還財源を確保しながらやっているつもりでありますが，いずれにしろ厳しい財政状況が今後続くということはもとよりでありますので，それをしっかり把握した上で事業執行に万全を尽くしてまいりたいと考えておりますので，御理解と御協力よろしくお願いします。

総務部長（菊田和仁君）　今，林山議員からあったちょっと別の事業の件で，少し補足をさせてもらいます。

市民交流センターは３２年度までの予定でございまして，おおむね事業費が２１億円，それから子育て・保健・福祉複合施設が３１年度から３３年度で約２０億円，それからバスセンターにつきましては，まだ計画段階でございまして，民間投資，民間との連携も検討しておりますので，まだ具体的な計画は固まっていないということで御理解をいただきたいと思います。以上です。

６番（林山克巳君）　この平成３２年度というのは，一本算定が終了する，そして本当は合併特例債も終了する，

その中でのことなので，本当に今回，また再延長することによって，本当の意味での安心した，またいろいろ工夫しながらできることができると理解しております。楽しみにしておりますので，どうか財政当局も大変ですけど，どうか経済活動の上でも順調に進むことを願っております。

まず，ここまでは市民の台所を預かる財政的なことでしたが，それを踏まえた上で，一番大事な市民生活に入りたいと思います。

まず，２，市民生活の状況について，（１）雇用状況（労働状況）についてなんですが，地元新聞に丁寧にいろいろな有効求人倍率とか，産業別でも示しておりますので，簡単に求人倍率，２７年と３０年，それから産業で，どの産業が上位占めるか，そこだけのお答えでよろしいですので，お願いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

まず，業種別の有効求人倍率ということでお聞きしていますけども，これにつきましては業種別の求人数につきましては，ハローワーク名瀬で奄美群島内の数値が確認できますが，求職者数が確認できないため，奄美市全体における全業種での有効求人倍率という形でお答えさせていただきたいと思います。

有効求人倍率につきましては，平成２７年度が０．７６，平成２８年度は０．９４，平成２９年度は１．０３，平成３０年度は１２月末の数字でございますが，１．１４となっており，年々有効求人倍率が増加している状況でございます。現在は，求人数が求職者数を超えており，いわゆる人手不足という状況になっているところです。以上です。

６番（林山克巳君）　ありがとうございます。平成２７年度から３０年，最初，私が年代別を分けて訂正をいたしましたが，本当に年ごとに求人倍率，もちろん大型事業の事業執行もあるし，景気の，観光の浮揚もあるし，いろんなことがありますが，求人倍率がこれだけ上がってきている。産業別でもいろいろありますけど，産業別の話はよろしいですか，じゃ産業別もお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　申し訳ございません。先ほど求人数が多い産業別では何があるかということにちょっとお答えしていませんでしたので，一応求人数が多い業種を見ますと，まず医療・福祉の関係，それと卸売・小売業，それと続きまして建設業と，この三つについて求人数が増えている状況になっているところです。以上です。

６番（林山克巳君）　今，私自身も素人目で周り見ましても福祉関係，それからいわゆる小売店関係，それから建設業，こちらのほうの人手は人手不足というか，本当に次から次へといろいろな店舗のいろんな各事業者が事業拡大をやっておりますので，それは本当に数字に表れていると思います。

それを踏まえた上で，②の質問に行きますが，奄美市の平均所得（課税所得・非課税所得）の質問の前に，これ所得があって，今から質問しますが，市民税もなんですけど，保険もなんですが，所得が基本になって全部算出されますので，その中で二十歳以上の住民税の課税者と非課税者の人数をまずお伺いしたいというのと，それとまた扶養控除などによって市民税が発生しない方なんがどれだけいらっしゃるのか，この２点だけ簡単にお答えください。

市民部長（前田和男君）　お答えします。

市民税の課税者数の推移でございますが，平成２７年度が１万８，４９３名，平成２８年度が１万８，５５０名，平成２９年度が１万９，０２３名と増加傾向にあります。課税されていない，いわゆる非課税者数でございますが，平成２７年度は１万７，２６７名，平成２８年度が１万７，０１０名，平成２９年度が１万６，１４５名と，減少傾向にございます。以上です。

６番（林山克巳君）　これに関しても，先ほどこの平均所得がどうしてもこれに伴って減少したり上昇したり，それが平均したところがどうしても付与してきますので，ぜひここは考えていただきたいと思いますが，それでは

平均所得の質問に入りますが，所得課税，納税者，課税者ベースで，民間のシンクタンク情報では，奄美市民の平均所得は直近５年間で，これはあくまでも所得税が課税されている方々，これが２７２万から２７５万になっています。正所得者，非課税者，そして人口で割りましたら，平成１６年が人口５万２４０人，１人当たりの所得が，その当時は１８３万７，０００円，そして平成２４年，人口が４万５，０７６人，このときは１人当たりが市民平均所得が２２５万２，０００円，そして２６年度統計書に，今，統計の関係でちょっといろいろありますが，人口が４万４，１２５人で，１人当たりの市民所得が２２４万５，０００円，これを単純に，これは前の質問でもしましたが，１２で割ると，１人当たりが１８万７，０００円，手取り額では１２万から１５万，実態は。

しかし，総支給額は１２万から１５万の方々もかなり多くいらっしゃると聞いております。立派な庁舎も建ちましたが，これらの市民の状況をまずどう思われますか，確かに業界においては所得が向上しており，また子育て支援や医療費補助や免除，働きやすい環境をつくり，現実的な側面からの支援により，実質賃金は改善されてきております。

また，雇用者と労働者の実態把握ができていないような気がします。景気がよくなっても，所得が上がらなければ，市民には不満と苦しさだけが残り，経済活動に支障を来すのではないでしょうか，いま一度官民一体となって取り組む必要があると，こう思いますが，何かありましたらよろしく答弁ください。

市民部長（前田和男君）　今，議員がおっしゃったとおり，確実に課税者数は増えて，非課税者数が減っているという状況は見てとれます。

ただ，それが生活実態として市民に全て行き渡っているか，感じてもらえているかということになると，申告の時とか，そういう時の市民の声からすると，なかなかそういう状況まで至っていないのが実情ではないかと考えているところです。以上です。

６番（林山克巳君）　はい，ありがとうございます。

そしたら，それを踏まえた上で，③の国民健康保険料の質問に入ります。

ちょっと写真というか，あれをお願いします。これは国民健康保険料の実態なんですが，市民から高いという声がありますが，当局の見解と，昨年から県へ移行になりましたが，その影響というのは，今余りないかもしれませんけど，その影響はどんなものなんですか，答弁をお願いします。

市民部長（前田和男君）　基本的に県へ移行したことにより，大きな差が出ているわけではございません。

ただ，昨年，県の標準税率が示されたときに，若干市のほうの税率を下げさせていただきました。

それで，収支が可能になるということでの税率の引き下げでございました。今回，平成３１年度の税率についても，若干の赤の見込みはあっても，何とかなるレベルじゃないかということで，税率の据え置きという判断をさせていただきましたので，そういう面では，市にとってプラスの要因があったのではないかと考えているところです。

６番（林山克巳君）　この国保は非常に難しい話で，私もいろいろ質問するのをちょっと，もう少し中を細かく知って質問したかったんですが，あえて質問しましたが，今の話で，税率を下げながら，据え置いたりしながら，工夫しているのはよくわかりましたので，国のほうも２７年の国保税制改革で１，７００億円，２９年度の１，７００億円を足すと，３，４００億円の支援を国保にして，市のほうには２，３５７万３，０００円というお金が入ってきているみたいですので，単年度で黒字になっていると思います。

しかし，社会保険と比べていろいろな要因がありますよね。構造的な問題から保険料が高いんですが，これを見ましたら，本当に見たらわかりますけど，１人当たり，これいろいろな構造がありますけど，本当だと７万５，３４５円，１人当たりこの国保に関しては払わなければやっていけないという数字なんですよね。これが１９市，１９番目なんです。

右側は群島で，６番目に当たります。いろいろ努力をしながらやっていると思いますけど，この７万５，

３４５円というのは非常に大きい数字で，本当それをやりくりの中でやっていくと思いますが，ただ，奄美市は，公務員の方々は，これは共済，そして会社は社会保険，それ以外が国保なので，この加入者において，いろいろな所得の関係が出てきますので，なかなか上がればいいんですけど，なかなかこの数字を単純に比較するのは難しいと思いますので，この御苦労はわかりますが，本当奄美市はそれだけ会社を経営している，従業員，農業をしている方なんかは，どうしても国保関係が多いんですが，あとはこういう保険の体制の中でなので，それをどうのこうの言うことは，私はいたしません。

だけど，これから先，国保の関係も本当にしっかり考えていってほしいなと思います。

ここまでは市長の施政方針で，経済再生なくして財政健全化なしの言葉に照らし合わせた質問になりましたが，次の質問は，家庭にも規律があるように，行政当局にも規律があり，間違いがあれば，発生すれば，反省の上に質すことが議員としての役割であると思いますので，質問いたします。

３，３件の不祥事についてなんですが，詳細は，当局の説明や同僚議員の質問，また地元新聞でも掲載されていますので，省きます。簡単な質問をいたします。

（１）行政管理者の責任の有無について，元市税等収納嘱託員公金横領について，２点お伺いします。

当局の金銭のチェック体制の見直しをしたと聞いていますが，チェック自体どのようなチェックでやっておられますか，答弁をお願いいたします。

市民部長（前田和男君）　今回の事案のまず原因が私ども管理監督の不十分な点があったということで，深く反省しているところでございます。その上で，対策といたしまして，これまで１日１回の入金を１日２回にし，更に入金前と入金後の２度，複数の職員が確認をする体制にいたしました。

また，領収書の管理につきましても，管理簿の記載をこれまで担当係長のみであったものを課長までしっかりと決裁を回すという形と，発行だけでなく，返却後も収納担当者，係長，課長と，全て決裁をするように改善したところでございます。以上です。

６番（林山克巳君）　チェック体制のことがわかりました。この金銭関係に関しては，民間企業でもありがちなことなんですが，その度にいろいろな対応をしております。月日が流れていくと，人間ってやはりそこのチェック体制もだんだんとマンネリ化してくるところがありますので，その辺を気をつけてほしいなということと，実は京セラの稲盛名誉会長，私，ここの盛和塾に入っているときに，税務と財務諸表論で，帳簿のチェックの仕方を聞いたことがあります。

その中で，売掛金の金銭のやりくりで，全額売掛金を払えないものですから，払える金額だけということで払うんですよね。そのときに２人体制でしながら，どの部分の売り掛けのどの部分の商品なのかを聞いて，それを全部塗り潰していって，その金額を出していくという，そういうチェック体制をするみたいですね。それを最初に経理課に教育したのが稲盛先生みたいですね。

ですから，今回いろいろありますが，支払いをしたら全額というのは無理と思うんですけど，その中で，どこの何月のこういうのを，半分まだというのをちょっと金額でこうしながらやっていくのも一つと思いますので，これはあくまでも提案ですので，よろしくお願いいたします。

それと，もう一つ，スピードを上げていきますが，もう一点は備考にも示していますが，消せるボールペン，これ私もちょっといろいろ認識しておりませんでしたが，部長は認識しておりましたか，答弁お願いします。

市民部長（前田和男君）　消えるボールペンがあること自体は知っておりました。

６番（林山克巳君）　実は，私，本当この文具って，この前ちょっとテレビで見ましたが，文具メーカーの紹介で，いろいろな機能があって，すごいなと思うんですね。

だから，便利な反面，怖さもあります。だから，不安を感じるんですが，金銭に携わるほかの課や，またいろいろな使用に対して実態を把握しておりますか，答弁をお願いします。

市民部長（前田和男君）　消せるボールペン，いわゆる消えるボールペンでございますが，行政文書につきましては基本的に保存期間がございます。摩擦で消えるような筆記用具は使ってはならないという形で，本市では使用禁止としているところでございます。以上です。

６番（林山克巳君）　安心いたしました。それが存在すると，同じようなことが起こり得るということで，強化していただきたいと思います。

それでは，２番の質問に入ります。

給食センターの副菜の配膳中止についてですが，まず最高責任者は教育長だと思いますが，当時はセンター長も教育長も学校訪問のため，電話で指示を仰いだと聞いておりますが，これ間違いありませんか，答弁をお願いします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　そのとおりでございます。

６番（林山克巳君）　そしたら，もし教育長に連絡がつかない時，なかなかそういうことはないと思うんですけど，万が一つかない時はセンター長で判断して対応を，どう動けとか，どうしろという決断ができるのですか。

それと，もう一つ，今回のこの事故においてのマニュアル作成，こういうのが作る計画があるのか，作っておるのか，答弁をお願いします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　教育長，もしくは所長に連絡がとれない場合，現場にいる次長並びに栄養教諭など責任者，その現場で判断できる者で，事の大きさによってすぐ中止が必要と判断したら，まず中止をして，それから報告をするという形になっています。以上でございます。

６番（林山克巳君）　これ物すごく非常に大事なことで，今回の事故もそうですが，時間を急遽，今回本当事故が起こってすぐ対応してできたからいいですが，今回本当もし連絡がつかなかった場合，そして今おっしゃるように，大きい案件の場合にセンター長でもできる，またそういうマニュアルができるという，できていらっしゃるという話を聞きましたので，安心をいたしました。そこは，まだ細かくそういうマニュアルの対応をつくっていただきたいと思いますので，よろしくお願いいたします。

この不祥事，もう一つ，食品製造会社でもこういうことは，大企業でも意外とあるんですね。原因，対策，対応を，そのときは始末書，顛末書，報告書を書いて，担当課長，部長，担当役員，社長，印鑑を押して処理をしているんですが，そういう顛末書とか，責任書，始末書，そういうのはあるんですか，答弁をお願いします。

教育委員会事務局長（山田春輝君）　今，議員がおっしゃる顛末書については，今回は作成しておりませんが，今回の件につきましては，給食センター所長，職員，あとは所長，次長，事務職員，栄養教諭，調理員により，現場にて検証をまず行いました。あと教育長の指示のもと，総務課，学校教育課，給食センターがその経緯並びに原因について，関係職員から事情聴取したのを記録として保存しているところでございます。

６番（林山克巳君）　私が話しするのは，確かに確認はなんですが，今，私が顛末書，始末書というのは責任の，どなたが起こしたとしても，みんなで上へ，上司，みんな確認をしてやっていくという，責任の所在をちゃんとするという意味での顛末書，始末書，これはぜひ作成して，もし同じような事故が起こった時は，それはもう一度見直していかなきゃいけなくなるということで，責任の所在だけはしっかりしていただきたいと思いますので，よろしくお願いします。

給食センターもスタートしたばかりなので，今回の案件がこれからの体制の構築に付与することを信じ願いながら，次の中学生死亡事故に関する質問に入ります。

③平成２７年１１月中学生死亡事故に関する調査報告書についてですが，１点だけお聞きします。

当局も内容を謙虚に受けとめ，指導に当たるとの見解を聞いていますので，不安な部分の質問をいたしますが，

今の時代に合わせた先生や保護者に対する対応指針と一番大事な子供たちに対する奄美市教育委員会の新しい教育指針があればお知らせください。教育長の心からの思いを込めて答弁をお願いしたいんですが，これは本当に今回の報告書は，本当にこれは大事なことなんですが，それともう一つ，やはり学校の先生方々が子供たちの教育に対して少し遠慮したり，親に対して，何というんですか，ちょっとまたそれも遠慮したり，教育の現場が心でつながらなくなった場合の子供がこれからの成長の過程で大事と思いますので，そこで答弁を願いたいんですが，家庭，８時から５時までは学校におります。学校生の時間帯のほうが長いですので，そこを踏まえた上で答弁をお願いいたします。

教育長（要田憲雄君）　お答えを申し上げます。

この前から何度かお答えを申し上げているとおりでございまして，まずこの第三者委員会の調査報告につきましては，申し上げましたように，大変重く受けとめております。

この報告書は全ての小中学校に１冊ずつ配付して，備えつけておりまして，これを教職員がいつでも閲覧して活用できるように，そういう体制をとっているということを御理解ください。

今後につきましては，報告書にありました点検を踏まえながら，有識者を交えた検証チームを立ち上げて，再発防止についての協議を行いまして，具体的に各学校で取り組みを確実に実践させていきたいというふうに考えているところです。

さらに，検証チームをつくるわけですから，有識者を招聘しながら，教育委員会が主体的に関わりを持っていくと，そうする上で，二度とこのような事がないように全力を挙げて取り組みを充実してまいりたいと考えております。以上でございます。

６番（林山克巳君）　ありがとうございます。私のほうが事故調査報告書についての質問であったので，今の答弁になったのかもしれませんけど，できれば私は，それよりもそこはそこ，今のこれからの，私も思いますけど，昔の時代と今は違って，本当携帯もあり，新しい時代の今のこの時代に合わせた教育のあり方，それから先生方々のあり方，そういうのをちょっとお聞きしたかったんですけど，それはよしとして，とにかく未来を担う子供たちのよりよい教育環境をよろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

今日は，あの２０１１年3月１１日午後2時４６分，東日本大震災が起こった日でもあります。たまたま今日の質問の日になりましたが，その日のことは昨日のように鮮明に覚えています。新風会控室から窓の下を眺めると，末広から町並みが見えるんですよね。５メーター，１０メーターのビルが見るに当たって，あの日の１０メートルの津波がばあっと押し寄せて，家屋，ビルが無残に流されているのを上から見ながら，本当何か思うんですよね。足もすくみ，本当胸が苦しくなります。想定外のことが起こり得る時代の中，地震についての質問をいたします。

４，地震状況について，奄美市・奄美群島に頻発する地震について，今年に入り奄美大島近海で1月８日の震度４の地震を皮切りに１４回起こっています，地震が。危機管理室の見解をお伺いします。答弁をお願いします。

総務部長（菊田和仁君）　議員御案内のとおり，本年１月８日と２月１０日に震度４の地震を観測し，２月に入ってからは震度１，２の地震が頻発しているところでございます。名瀬測候所に一連の地震について問い合わせをしたところ，震源地については奄美大島近海で，日頃からマグニチュード４以上の地震活動が見られる領域であること，過去には平成１３年１２月９日にマグニチュード６の地震が発生し，住用町では震度５強を観測した経緯があるということです。現在のところ奄美大島近海での大規模地震発生の可能性が高まったと考えられる特段の変化は見られないとのことでありますが，地震発生の予測は難しく，日頃から地震の備えが重要と考えております。

本市においては，引き続き地震，津波を想定した総合防災訓練や自治会，小学校等への出前講座などを通して，地震への備え，防災意識の向上を図るとともに，関係機関と連携協力し，防災・減災力の向上に努めてまいりたいと存じます。以上です。

６番（林山克巳君）　ありがとうございます。確かにそういうことを思われると思いますが，何せ想定外のことというのは，本当にどうなるかというのはわかりませんので，いろいろな情報を入れながら，危機意識を持ちながらやってほしいと思っております。地震自体，今，ここはちょっと余談ですが，リュウグウノツカイという魚が近海から１０匹ぐらい出てきて発見されるのがよくテレビで出たりします。

そのほか，クジラとイルカ，これが一番地震に大変みたいですけど，イルカが愛媛県沖で１３頭ですか，これも珍しいことみたいです。

だから，本当にいろいろな火山の噴火もありますが，本当ここは気をつけてやっていただきたいと思います。

それと，もう一つ，たしか2月２０日だったと思うんですが，Ｊアラート，全国瞬時警報システムの試験放送をして，新聞とかいろいろなラジオとか，それをしたって聞いているんですけど，これ簡単に聞かせてほしいんですけど，これはちょっと私の認識不足で，どういう状況の中でのＪアラートのそういう試験放送というか，それだったのかわかりませんので，ちょっと答弁をお願いします。

総務部長（菊田和仁君）　Ｊアラートについては，地震や津波，武力攻撃などの緊急情報を国から地方公共団体，市民へ伝える全国瞬時警報システムであります。本市では，国からの緊急情報をＪアラート受信機が受信すると，防災行政無線が自動的に起動し，市内全ての屋外子局やあまみＦＭから緊急情報が放送される仕組みとなっております。

２月２０日の訓練については，本年度で４回目の全国一斉訓練でありました。Ｊアラート受信機での信号受信，防災行政無線の自動起動，あまみＦＭの割り込み放送について，一連の運用を確認し，いずれも正常に作動したことを確認いたしております。以上です。

６番（林山克巳君）　私は，これは非常に良い事であると思います。先ほどの地震のことでもわかりますように，これを年に４回やっておられると思いますので，これは非常に，ものすごく危機管理の中での対応としては，本当に楽しみというか，本当にずっと続けていただきたいと思います。

５番の質問に入ります。

この自衛隊部隊の開設についてなんですが，この質問，５番の（１）３月末に迫る自衛隊部隊開設の市民における影響と変化についてなんですが，これは同僚議員が，これは随分質問をいたしておりますので，質問を少し省きながら質問をいたします。

本当１，０００人規模，これはあくまでも防衛省幹部の人，挨拶の中で，３００人２５０人，それと今度はその家族を入れて７００，８００，だけど，その関連を含めた上では，大きく言ったかもしれませんけど，１，０００人規模が来られるという話を聞きましたので，それは御了承いただきたいと思いますが，そしてまた地方交付税，住民税，入りましたら，歳入も入ってきます。影響があると思いますが，このことに対しての見解はございますか，お願いします。

総務部長（菊田和仁君）　隊員の数については，今，議員がお話しされましたとおり，奄美駐屯地に限って言いますと，隊員が３５０名，それから隊員を除く御家族の総数が２５０名，そのうち子供が１５１名というふうになっております。

また，こういった数がふえることで，人口が増えるという観点から，普通交付税も増えるということになりますので，いろんな面で，交付税のことを含めて，経済の活性化につながるものというふうに理解しております。以上です。

６番（林山克巳君）　ありがとうございます。ちょっとまとめて質問したらよかったですが，その自衛隊の関係で，防災訓練の実施，民間企業の研修機関，こういうような取り組みとか，開催計画みたいのはあるんですか，あれば簡単に，なければないでお答えください。お願いします。

総務部長（菊田和仁君）　これまでも奄美市防災訓練など，規模の大きな訓練については自衛隊など防災関係機関の御協力をいただき実施をしているところです。御質問は民間企業との研修機関のそういった取り組みというような趣旨でございましたので，この件につきましては，自衛隊奄美大島駐在員事務所へ確認しましたところ，陸上自衛隊では企業の新人研修などの受け入れを実施しており，奄美大島駐屯地におきましても例外ではないというふうに伺っているところです。以上です。

６番（林山克巳君）　ありがとうございます。本当自衛隊も奄美市民と結いの心で活動することを本当に望んでおります。私も奄美市防衛議員連盟の一員として，また市民の一人として環境づくりをしたいと思います。その流れの一環としまして，２月の中旬ですか，自衛隊の最初の隊員が夜中の真夜中，朝３時に，本当暗いときに自衛隊，ぱあっと何台も車並べていって，市民体育館の駐車場にとめて，そこで体育館であれしながら，そして帰るときも４時ぐらい，そおっとみんなに，本当市民に迷惑をかけないように，本当それなりに対応しながら，自衛隊の隊員の方々，また上の方々もやっておりますので，どうかそのあたりも御理解して，自衛隊全体で捉えるのも，いろいろ賛否両論ありますが，一個人一個人，隊員の一人一人の心をもって，是非接していただければ本当にありがたいなと，私自身思っております。

同時に，市民への情報発信の開示だけは，是非当局のほうはお願いしたいと思いますので，よろしくお願いします。

そして，最後の質問，期待を込め，６番，世界自然遺産登録について質問をいたします。

ある私の友人が世界自然遺産登録と自衛隊のことに関して，何で世界自然と反対，反抗するんじゃないかなという声があることに関して，そうじゃなくて，奄美は自衛隊も来る，そして世界自然遺産も登録になる。いろいろな案件がいっぱいある。みんなでそれをしっかりと確認して，認識して，そしてみんなで力を合わせてやればいいんじゃないのという言葉がありました。

私もそう思います。本当これから先，予算関係もそうですけど，これから高齢者が増えていく中で，いろいろなこういう材料があるだけでも，ほかの地方公共団体に比べたら，私は本当に嬉しい事だと思っています。これは賛否両論ありますが，これは私の思いでございます。

６，世界自然遺産についてですが，①，②，まとめて答弁をお願いします。地元市民の登録に向けた機運などについてと啓発活動について（子供たちへの自然学習など）も含めてお教えください。お願いします。

プロジェクト推進監（満永亮一君）　それでは，①と②と，まとめてお答えいたします。

①のほうにつきましては，先日松山議員の答弁内容と一部重複するところがございますが，地域住民に対する普及啓発活動につきましては，これまでも環境省，鹿児島県及び奄美大島５市町村にて連携し，実施しております。

今年度においては，登録延期勧告後の７月に世界自然遺産フォーラムを実施し，１０月には奄美大島の貴重な自然，文化の豊かさを将来に残すことを目的とした楽曲製作とフォーラム，音楽イベントを実施いたしました。

また，８月から１２月にかけて「子ども自然遺産講座」にて，次世代を担う子供たちを対象にリーダー育成を目的とした取り組みを行っております。

次に，２番の子供たちへの自然学習などということですが，来年度につきましては子供向けの普及啓発活動について２点の取り組みを予定しております。

１点目は，本年度も実施しました奄美大島子ども世界自然遺産講座です。２点目が沖縄県との連携事業であります奄美と琉球の世界自然遺産次世代継承交流体制構築事業です。世界自然遺産登録に向けましては，登録後においても，子供たちへの環境学習については，引き続き取り組みを続けてまいりますので，御理解賜りたいと思います。以上です。

６番（林山克巳君）　ありがとうございます。いよいよ世界自然遺産登録に向けて，本当再度の認定に向けて取り組んでおると思います。同僚議員の安田議員も次世代に自然をつなぐ，そこの事務局長として一生懸命取り組んでおります。その議員連盟もございます。本当に次の登録にはみんなで喜んでできるような日を願って，今回の

全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で自民新風会　林山克巳君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後１時３０分再開いたします。（午前１１時４６分）

――――――――――――――　○　――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後１時３０分）

午前に引き続き一般質問を行います。

自由民主党　奥　輝人君の発言を許可いたします。

２０番（奥　輝人君）　議場の皆さん，市民の皆さん，ひんまんきゃうがみんしょうらん。こんにちは。自民党会派の奥　輝人です。一般質問の最終日，それも予備日での一般質問。平成最後，私を含めあと２名となりました。あらかじめ通告しています一般質問を行います。

その前に，本年度をもちまして退職されます部課長や職員の皆さん，長い間のお勤め本当にお疲れさまでした。これまで培ってきた技術やその能力，手腕などを遺憾なく発揮され，各地域に貢献できるように第二の人生を頑張ってください。

さて，平成の時代も残すところあと１カ月余りとなってきました。早いもので，もう３０年が過ぎ去っています。十年一昔と言いますが，時間が過ぎるのが早く感じ，今では三十年一昔と言ったほうがいいように思うところであります。本当に３０年は長いようでありましたが，あっという間の３０年であったように思います。

そのような平成の時代，少しばかり振り返ってみたいと思います。

時は平成１８年３月の２０日，名瀬市，住用村及び笠利町の３市町村は合併をし，新奄美市が誕生。均衡ある発展と一体感の醸成，合併して良かったと言えるまちづくりを目指し，現在進行形中であります。

時は平成２２年，未曽有の奄美豪雨災害が発生。財政調整基金，約８億円を取り崩して復旧，復興に専念。

平成２６年，笠利総合支所及び住用総合支所の新庁舎の完成。地域のシンボルとして，そして拠り所として癒やしの空間を継続中。

平成２７年，ミカンコミバエ種群の発生。国の植物防疫法で果菜類，果物類など島外への移動禁止規制の発令。これにより，ポンカンやタンカンなどミカン類の島外への持ち出しが禁止されました。

時は平成３０年，ＮＨＫの大河ドラマ「西郷どん」が放映。奄美編では，奄美の歴史，奄美の食文化，奄美の島唄など，見どころ多彩で全国に発信。奄美が全国版になりました。ほんまごて，よか，おもしろか番組じゃったどな。

現在，西郷どんぶり，各指定店で好評販売中。わんも先日，とぅじ（妻）と二人で，奄観で，西郷どんぶりば，かみよたんちば，中身は，あかりんとんの豚天丼，あげー，まさりょったど。

平成３０年，奄美市民体育祭。本年度で退職されます本山建設部長，何と６０歳代１００メートル走において１３秒２１の記録で大会新記録を樹立。このタイム，当分の間，誰も破ることのできない記録となるでしょう。本人，このタイムに満足することなく，来年はさらなるタイムの更新に，体力を強化して臨むとのことであります。奄美市の６０歳代のスプリンター，頑張ってください。

平成３１年，奄美市本庁舎の完成。群島，奄美市のシンボルとして親しみの持てる拠点として，そして市民の交流の場として，ただいま展開中であります。

そのほかに，いろいろな出来事がありましたが，時間の都合上，割愛をいたしまして，平成の時代を胸に刻みながら，それでは，平成最後の一般質問に入ります。

１，収納嘱託員の任務についてでありますが，この件については，同僚議員も質問していますが，かぶらないように再度質問していきたいと思います。

（１）任務について。先日に発覚した元市税等収納嘱託員による公金の横領の事案について，本当にあってはならないことであります。

先月の２月の１５日に，議員の全員協議会の中で，市長を初め幹部の皆さんによるお詫びと報告がありました。その中で，内容については，おおむね理解をしたところであります。

さて，収納嘱託員の任務についてでありますが，まず，この方たちは一般の方であり，臨時職員ということであると思います。信用を得るために，または信用されるために，どのような研修会や勉強会などを行っているのかを，まず聞きたいと思います。あとの質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

市民部長（前田和男君）　それでは，お答えします。

まず，収納嘱託員の職務等のことを答弁させていただきます。

設置規則の中で定められていますが，まず，滞納市税等の収納に関すること，次に，市税及び国民健康保険税の口座振替及び自動払込による納付の勧奨に関すること，最後に，この２つの事項に付帯する事務に関することとなっております。

収納嘱託員は，採用時に履歴書記載の学歴や職歴，資格等を確認し，面接をした上で採用をしているところでございます。

御質問の研修，勉強会についてでございますが，採用時には服務規程及び職務の内容について説明しておりますが，その後の研修会や勉強会等は特に行っていない状況でございました。

今後は服務規程の遵守など注意喚起を含め，定期的に面談を行うこととしております。以上です。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。一応，この方が平成１３年からですか，こういった不正が発覚したということでありましたけれど，やはりこの人は相当信用されていたという思いで雇っていたと思いますので，まず，その収納嘱託員についても，ほかにも，笠利でも２名とかいますので，そこあたり，やっぱり年度初めとか，必ず年１回ぐらいは，そういった研修会なり勉強会なりを行ったほうがいいと思います。

今の部長の答弁では，ほとんど１年目にそういった面接とかやっていると言いましたけど，その後の２年目，さらにまた１０年目，そうやって最中になっていく方については，年１回ぐらいは再度，念のためにやっていただきたいと思います。どうでしょうか。

市民部長（前田和男君）　議員のおっしゃるとおり，今まで余りにも，こういう更新時の面接，その他注意喚起も含めてやっていなかったということが，今回の事案にもつながっていると思いますので，今後はそういうことがないように，定期的に，１年に１回と言わず，３カ月程度の間隔で，やはり面談をするということで注意喚起を促したいと思っております。以上です。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。是非よろしくお願いしたいと思います。

それでは，次にですけれども，収納率向上対策委員会が設置されていると私は思っていますけれど，この件については，一応，財政の第２次の計画の中で，収納率向上対策委員会というのを見に行きましたので，この委員会の役割と取り組んでいる状況などをお願いしたいと思います。

市民部長（前田和男君）　議員御質問の収納率向上対策検討委員会につきましては，平成１８年３月の合併後に，旧市町村が所有する債権――市税，国民健康保険税，保育料，市営住宅使用料等について，口座振替の推進や滞納対策の強化に取り組むために，名瀬支所では，滞納整理室，収納対策課を設置，本庁機能として，債権保全等管理委員会を設置したところです。笠利・住用支所におきましては，議員御質問の中にございました収納率向上対策検討委員会を設置したものでございます。

現在では，本庁機能の債権保全等管理委員会に総括し，この中で各課の所有する債権について権利の保全並びに不納欠損などについて審査し，滞納処分や強制執行などについての助言，指導を行っているところでございます。以上です。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。その収納率向上対策検討委員会というのは，今，言われたように，笠利と

住用では，まだこの委員会は継続されているということなんですか。

市民部長（前田和男君）　もう既に債権保全等管理委員会に統合をして，その中で一括して市の債権を管理しているという考え方でございます。以上です。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。市の嘱託員の任務については，本当，あってはならないことが二度と起こらないように，チェックを強化しながら取り組んでいただきたいと思います。

それでは，（２）番の滞納者への領収証等，現金の取り扱いについてですけれども，この収納嘱託員の仕事でありますけれど，滞納者への領収証と現金の取り扱いについて，実際に行っている業務内容を順次お願いしたいと思います。

市民部長（前田和男君）　まず，収納嘱託員につきましては，職員による滞納者との分納制約後に，決められた日時に自宅，職場等へ訪問し，納税者より定められた金額を集金するのが業務でございます。この際，領収証を使用するんでございますが，領収書が１冊５０組で，１組３枚の複写式となっており，納税者へは２枚目の領収証をお渡しすることになります。

事案発覚以前は，１日の集金が終わりますと，翌日の朝，担当課職員に領収帳を渡し，職員のチェック終了後，嘱託員は市金庫へ領収帳及び集金した現金を提出することになります。

この部分について，これを事案発覚後は，１日２回，朝と夕方に，入金前と入金後に，複数の職員でチェックするように改善したところでございます。市金庫では，領収帳１枚目及び３枚目に出納印を押印し，３枚目を控えとして，一旦，市金庫が預かります。

その後，本市の公金口座へ入金後，入金明細として後日３枚目を担当課へ返却し，担当課では，この３枚目の記載内容で市税等の収納金として処理をするという流れになっております。

以上が領収帳により集金をした現金が市税等として納入される手順でございます。

また，領収帳につきましては，１冊５０組が使い終わると担当課に返却をし，担当課では新しい領収帳を交付するという流れになっているところです。以上です。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。その中で不正が出たということでありました。同僚議員の質問の中でもありましたけれど，消せるボールペン等，いろいろありましたけれど，今後の対策，対応についてですけれど，同僚議員も言っていましたけれど，この領収書と現金を取り扱う市の嘱託員でありますので，携帯用の電子式の機械を持たせて，不正ができないような，そういった管理体制が，やはり今後は求められていくのかなと私は思っておりますので，そこあたり，電子盤つきの携帯用の機械，今，水道料金やら，あと電気料金とか，そういったもろもろに活用されていると思いますので，そこらあたりの機械の導入などについての見解を聞きたいと思います。

市民部長（前田和男君）　先日，安田議員の質問でも同様の内容がございましたが，当然，導入コスト等もかかります。これについては，郵便局等が，現に今使っているという話は聞いておりますが，ほかの先例都市でどのような運用をしているか職員のほうにもしっかりと勉強してもらった上で，導入の検討をしたいと思っております。

以上です。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは，（３）番のチェック体制については，先ほど同僚議員の話でありましたので，今後，チェック体制を見直していくということと，あと，そのチェックを二重体制にすると。あと，課長に決裁を受けるときを増やしていくという流れを先ほど聞きましたので，この件については同じ回答になると思いますので省略したいと思います。

続きまして，大きな２番に行きたいと思います。

合併特例債についてであります。この件についても午前中の同僚議員の中で，いろいろと問題やら質問等ありました。自分も内容はわかりましたので，まず，その合併特例債の（1）番のこれまでの導入事業について伺いたいと思います。一般会計の中で，どのような事業に活用されてきたのかを事業名を伺いたいと思います。

市長（朝山　毅君）　それでは，奥議員にお答えいたします。

事業名ということでありますので，金額は別にして事業名を申し上げたいと思います。

これまで導入してまいりました主な事業を申し上げますと，３地区における庁舎建設事業や道路・学校・施設改修事業がございます。庁舎以外の幾つかの事業を挙げますと，まず，名瀬地区においては，末広・港土地区画整理事業，公設卸売市場整備事業。住用地区におきましては，和瀬漁港整備事業，東城中学校屋内運動場改修事業。笠利地区におきましては，節田小学校校舎改修事業，県道佐仁赤木名線道路改修事業などでございます。

以上です。

２０番（奥　輝人君）　市長，ありがとうございました。内容はわかりました。

それで，一応，この合併特例債が果たす役割は，やっぱり大きいものと思っております。

それでは，（2）番の年度別の発行額の推移についてであります。平成１８年度から借り入れを行っていると思いますが，平成２９年度の決算時までの年度ごとの発行額の推移について伺いたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　それでは，合併特例事業債のこれまでの借入額について申し上げます。

平成１８年度が２０億1，８００万円，１９年度が5億1，３７０万円，平成２０年度が9億1，５５０万円，平成２１年度が7億8，５７０万円，２２年度が7億5，９５０万円，２３年度が4億9，７４０万円，それから，平成２４年度が１１億3，２３０万円，２５年度が１４億4，５６０万円，２６年度が6億7，９９０万円，平成２７年度が5億２１０万円，２８年度が8億6，２９０万円，平成２９年度が１３億１８０万円となっております。以上です。

２０番（奥　輝人君）　ありがとうございました。合併特例債は，毎年こういう金額の借り入れをしているということでありますのでわかりました。

総額については１１４億くらいあると思いますけれど，この限度額までお示しをしていただきたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　合併特例債の奄美市の発行限度額ですが，１６１億9，１３０万円になっております。

以上です。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。

それでは，（3）番の年度別の償還額の推移までお願いしたいと思いますけど，これは直近３カ年でいいと思いますので，２７，２８，２９年でお願いしたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　それでは，合併特例事業債の年度別償還額の推移を申し上げます。

平成２７年度は約4億4，０００万円，平成２８年度は5億円，平成２９年度は約6億3，０００万でございます。以上です。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。

それでは，この償還について平成１８年度から始まっていますけど，この据置期間と，その償還の年数，そこあたりどのようになっているのか。据置期間とその償還の年数，そこあたりは事業によって違うのか，また，同じような合併特例債ですので，全て一緒に推移されているのか，そこらあたりをちょっと聞きたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　据置期間と償還期間についてでございますが，借入額などによっても期間の設定はちょ

っと変えたりしているところですが，建設事業は，おおむね据え置き３年，それから償還年数は２０年で設定しております。

なお，他の事業については，一部１０年償還であるとか１５年償還というものもございます。

２０番（奥　輝人君）　それでは，事業によっては１０年償還とか１５年とか言いましたけど，１０年間過ぎていますけど，その中でも終了した事業とかもありますか。

総務部長（菊田和仁君）　今，お話があったとおりでございまして，例えば，１８年，１９年あたりに借り入れた事業で，１０年償還のものも幾つかございまして，償還が終了している事業は既に３事業ございます。また，本年度末には９事業が終了する予定でございます。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。

それでは，合併特例債の利子，今，どのぐらいのパーセンテージなのかを聞きたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　済みません，今は詳細な資料を持ち合わせておりませんが，金利が大分安くなっておりますので，うちのほうは縁故債ということで市中銀行から借りていますが，１パーセントないということでございます。

２０番（奥　輝人君）　金利が１パーセント未満だと私も思いますので，０．４とか０．５だと思いますので，この合併特例債を借りるのであれば，やっぱり金利も低いですので，３年据え置きの２０年間とか，そういった方法でもいいのではないかなと私は思っております。

そういう償還について，今の現時点でですけれども，合併特例債を活用している事業等の中で，やっぱり金利が低いということで，今後もですけれど，現在こうやって金利が低い中での借り入れ，これはまだまだほかの起債でもやっていただきたいなと思うんですけれど，ほかの起債もこういった金利はやっぱり１パーセント以下で借りられるんでしょうかということを，まず聞きたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　一応，借り入れに当たりましては入札をしていまして，こういった金利の時代ですので，大体同じような安い金利でお借りしているということでございます。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。利率が安いということでありますので，ぜひそういった利率の安いところの金融機関から借りられるようにやっていただきたいなと思います。

それでは，（４）番の特殊要因についてであります。

これもいわば起債で借金であります。財源が確保されていますけど，事業名と起債総額についてお願いをしたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　合併特例債に限っての特殊要因ということで申し上げます。

平成２３年度から平成２５年度に実施いたしました住用・笠利地区の庁舎建設事業及び平成２７年度から実施しております名瀬地区の庁舎建設事業でございます。合併特例債を使っての特殊要因は，庁舎関係の建設事業だけだということでございます。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。特殊要因でありますので，それでは，（５）番の今後の償還予定について，今度は伺いたいと思います。

特殊要因を含めた今後の償還のピーク時，今後ですけれど何年頃になるのか見込みと金額までをお願いしたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　合併特例事業債の償還予定につきましては，平成３５年度がピークになる見込みでございまして，おおむね１０億円の償還額を見込んでいるところです。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。平成３５年が１０億円でピーク時ということで，今，答弁がありました。その中で，一般会計の中で，平成３５年からになるんですけど，旧笠利町時代には起債制限比率とか，そういった一般会計の中であったんですけど，合併特例債の中での起債制限比率とか，もし数字が出るのであればお願いしたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　今，実質公債費比率という言葉のほうが一般的に使われていますが，合併特例債に限っての率というのは，そういったのは出している訳じゃございませんで，いわゆる全体の借金償還の比率になってくるんですが，この財政計画に基づいて試算している実質公債費比率につきましては，同様に平成３５年度がピークになるであろうと予測しておりまして，率を申し上げますと，１２．２パーセント程度に，現在よりも若干上がるというように見込んでいるところでございます。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。今，実質公債費比率は９パーセント台だと思いますけど，この特殊要因を含めるとこうやって１２．２パーセントまでやっぱり上がるということでありますけれど，この比率については，自分が考えていた１８パーセント台とか１６パーセント台とか，そこらあたりまで上がっていくのかなと思ったんですけど，１２．２ということであれば，まだまだ財政健全化というか，まだまだ余裕があるのかなという思いがしておりますので，安心をしたところであります。

この中で，この特殊要因を除いた平成３５年の実質公債費比率とかも出ていますか。そこあたりの数字，計算されていますか。お願いしたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　特殊要因を除いた実質公債費比率という言い方ではなくて，簡単に申し上げますと，起債――お金を借りますと普通交付税に戻ってきたりする分がございますので，そういったものを差し引いた実質的な償還額を使って数字を出しますので，今，私どもが言っている特殊要因というのは，ちょっと大規模な大きな事業などを使うときに，将来の負担にならないように，先に一般財源相当額を基金に積んで準備をしておくというのを特殊要因とお話をしているんですが，実質公債費比率の場合には，全ての私どもが借りている起債の中の中身を実際どれぐらい一般財源がかかるんだというのをはじき出しまして，それを分母で割ると１２．２になるというようなことでございますので，御理解を賜りたいと思います。

２０番（奥　輝人君）　部長，わかりました。今の説明でわかりましたので，私も安心しました。

それでは，（６）番目の終了時の対応についてですけれども，この合併特例債ですけれど，先ほど言われたように２０年まで延長されたという話もありましたけれど，今後，この合併特例債の限度額を超えた場合に，有利起債のほかに，あと辺地債と過疎債ですか，ありますけれど，そこらあたりに対応していくのかなと思いますけど，合併特例債が終了した後の起債の状況と今後の対応について聞きたいと思います。

総務部長（菊田和仁君）　議員御案内のとおり，合併特例債の発行期限は平成３２年度となっております。お尋ねの再々延長につきましては，現時点で実施計画などから考慮しますと，現期間内，要するに平成３２年度内で予定額を全部活用する――先ほど申し上げました百六十数億の限度額を全部活用する見込みになっておりまして，再々延長は検討していないという状況です。

また，合併特例事業債の終了後の対応としましては，実施計画に基づく計画的な事業を実施し，辺地対策事業債や過疎対策事業債を初めとする有利起債の活用により，効率的，効果的な財政運営に努めることが重要と考えております。

なお，併せまして財政規律として設定をしております起債発行枠は，第２次財政計画において，一般会計，特別会計，企業会計の全会計で３６億円と設定しており，引き続き，この規律を遵守してまいりたいと考えている

ところです。以上です。

２０番（奥　輝人君）　部長，わかりました。合併特例債については，合併した市町村が受けられる恩恵だったと思いますので，これを有効に活用していくということは，やっぱり奄美市の建設に，また，そして合併して良かったなと思えるようなまちづくりに貢献できているものと思っておりますので，これが終わった後でも，有利起債の辺地債と過疎債というのが，まだ交付税措置の高いのがありますので，そこらあたりを重点的に活用しながら奄美市の建設に前向きに大いに利用しながら，３６億円枠を超えない範囲で，ぎりぎり目いっぱい使いながら，この起債を有効に活用していただきたいと思いまして，この件については終わりたいと思います。

次に，大きな３番目の住民からの要望についてを伺いたいと思います。

（１）番の節田・須野，未指定漁港の浚渫についてであります。

①現状についてですけれども，本当，節田と須野の漁港においては，この未指定漁港は，漁家の船舶や観光客相手の遊漁船の利用など利用価値が多い，また，冬場の時化ているときなど，特に東シナ海側が時化ている時は，節田の沖から土浜そして用安にかけて避難港という形で，一応，使用できる状況であります。利用価値があると聞いていますので。

さて，そのようなことで，最近の大型台風などにより浜砂の堆積などが重なり，船舶の航行に支障を来しているのが現状であります。このため，台風が来るたびに大型重機のユンボなどを借りて，浜辺から手が届くところまでは砂の除去などを行っていますけど，その手が届かないところの沖のほうにかけては全然砂が溜まったままであります。やはり潮が引くと，漁家の船舶などのスクリューが下に当たって事故を起こしたりとか事例がありましたので，そこら当たり，砂が堆積したままの現状について，どうにか改善していただきたいという漁家の皆さんの要望もありました。

そこで，今の現状をどのように思っているのかを，見解を聞きたいと思います。

笠利総合支所事務所長（髙　一也君）　それでは，笠利地区の問題なので私のほうから答弁させていただきます。

笠利地区においては，辺留，須野，節田，用安の４つの未指定漁港があり，計５６隻の漁船が登録され，漁家の方々が利用されている状況です。未指定漁港については，船舶の出入港時の進入灯や誘導灯を含め，管理しているところでございます。

議員御指摘のとおり，台風襲来時には海砂が堆積し，船舶の航行に支障を来す状況となることも考えられます。市としましても支障を解消するために，陸側につきましては，例えば，議員御案内のとおり，その都度重機による堆積砂の除去を行っているところでございます。

海側の堆積砂については，浚渫船などを利用した方法が実現可能かどうか，また，あと，実施方法や時期等につきましても，現在，検討を行っているところでございますので，御理解をよろしくお願いいたします。

２１番（奥　輝人君）　わかりました。本当に数十年来，この問題が続いておりまして，これは節田だけではないと思うんですけれど，ほかの漁港もやっぱり未指定漁港でもありますし，また，港湾でもそういった浚渫をしていただきたいという要望は何度か聞いていました。

今後においてですけど，今，検討されるという話も聞きましたけれど，今後の可能性ですけれど，やはりこの浚渫をすることによって，漁家の皆さんの船舶の安心安全が図られると思いますので，実際に，これをやっていただきたいなというのが漁家からの要望でありますので，今後の可能性についてどのような見解を持っているのかちょっと聞きたいと思います。

笠利総合支所事務所長（髙　一也君）　それでは，可能性についてということでございますが，浚渫船を利用した浚渫については，奄美大島島内では保有する企業が限られております。また，一つの港を単独で施工するには，費用対効果等の面から厳しいことも想定されます。

節田，須野の浚渫に関しましては，両漁港，または複数の漁港を同時に施工し，費用節減を図るといった方策も考えると同時に，利用者である漁家や関係機関の意見を聴取して，今後，検討していきたいと思いますので，

よろしくお願いいたします。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。

一応，浚渫船ということでありますけれど，やっぱりこの奄美市にも業者がいますので。前回，５年ぐらい前だったんですか，一応，自分のほうからも役場の建設課のほうに行って，浚渫していただきたいという要望を出した経緯がありまして，そのときの回答が，やっぱり，浚渫船を入れるのに多額なお金が必要だと。約２，０００万とか２，５００万ぐらいかかるとか言っていましたので，今後，可能性があるとなれば，この節田だけじゃなく，さっき言った須野，あと辺留やら，ほかにも未指定漁港が奄美市で６カ所ぐらいあると思うんです。そこらあたりの６カ所を含めて一括してやれば，そういった経費削減とか，そういうのにつながって，やっぱり漁家の皆さんの意気込みもやる気も出てくると思いますので，そこらあたりも検討していってもらいたいなと思います。

浚渫船もあるということを聞いておりますので，もう一度，そこらあたり，奄美市の未指定漁港，または港湾，港などを浚渫する箇所が出てくると思います。出てきているのが，今，現状であると思いますので，もう一度，そこあたり，今後の対応策について，所長，もう一度お願いしたいと思います。

笠利総合支所事務所長（髙　一也君）　現状の浚渫の要望でございますけど，節田，須野以外の未指定漁港等についても，先ほど申し上げたとおり陸からの重機による砂除去は対応しておりまして，節田，須野以外では，浚渫要望については，現在，届いてはいませんが，利用者や関係機関と協議して，やはり先ほども申しましたけど，浚渫船が限られておりまして，また，時期的にも一つの港とすると費用がかかると。そうであれば，３つ，４つあわせてとか，その辺の方向もやはり今後検討していかなきゃならないと。

ただ，浚渫船につきましては，奄美大島全部，与論から含め，そういう事業の船があると伺っておりますので，時期的なものもありますし，今後，その辺も含めて担当課とまた協議をして進めてまいりたいと考えております。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。

以前に，今の議長さんの師玉議員のマングローブパーク方面での浚渫の件も，一回，一般質問で出ていたんですけど，そこらあたりもやっぱり兼ね合わせてできるのであれば，そこらあたりも一緒にできるような体制をつくれば，経費削減につながっていくとは思いますので，よろしくお願いをしたいと思います。

それでは，次に（２）番の節田の立神周辺の整備についてであります。

①観光地としての活用についてであります。

この節田の立神のある現場は砂浜が広がり，大小複数の石や岩があり，また，潮が引いたときはサンゴ礁が浮き，魚釣りや貝取りなど，レジャーも楽しめる場所であります。憩いの場所であります。

また，節田の立神を間近で見ますと，豪快で勇壮で迫力があり，観光地としては最適な場所であると思います。まだまだ地名や場所，魅力などが発信されていないのが現状であると思います。

今後の観光地としての活用について，どのような見解を持っているのかを伺いたいと思います。

笠利総合支所事務所長（髙　一也君）　それでは，節田の立神周辺の観光地としての活用ということで御答弁させていただきます。

本市においては，多様化する観光客のニーズに対応するため，着地型旅行商品造成事業を実施しており，笠利地区では，佐仁集落の夕日鑑賞と集落歩き，「節田マンカイ」体験，赤木名地区の集落歩きなど，各地域の素材を活かした旅行商品の造成を進めているところでございます。

節田立神については，有力な観光資源として，「あまみシマ博覧会」において，節田まち歩きプログラムへ組み入れ，観光パンフレットや看板等などでの周知を行っているとこでございます。

今後も有力な観光資源として活用して，入り口の看板の設置などについても，今後検討させていただきたいと思いますので，御理解よろしくお願いいたします。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。節田の立神については，先般でも紹介をしたんですけど，西郷どんのオー

プニングの中でも，ドローンで撮影したと思われるんですけど，上からの映像が流れていたところであります。

また，土浜の展望所が今年度からできまして，原ハブがある展望所から見ますと，向こうは節田の立神，そして喜界島の島を見ながら，観光客がそこに足を止めて見ているのを，いつも自分も見ております。

それと，その節田の立神の現場は，昔は，節田小学校のお別れ遠足の場所ということもありまして，自分もですけど副市長もそのお別れ遠足には，そこの場所に行って，いろいろと楽しんだり遊んだりした思い出があると思います。そういった場所でもあります。

それと，最近では，松村健ピアニストと島唄のコラボなどをやって，向こうでショーなども行える本当にいい場所でありますので，今後は，その観光客に，どのような形で節田の立神周辺をＰＲ，アピールしていくのか，それが今後は課題かなと思って，今，質問していますけど，節田の立神というのは間近で見るのと遠くから見るのと全然違いますので，やっぱり間近で見れるように，観光客，また地元奄美市の市民が行けるような対策ですね。

先ほど所長のほうから看板の話もありましたけど，今後，そういった看板の設置，そこに入る入り口がわかりにくいと。土浜から浜に下りて向こうまでに行くのに約１．５キロぐらいありまして，ちょっと遠いということで，車で行くのにどのような形で行くのか，そういったことも尋ねられている住民とかもいましたので，やはり入り口，今，笠寿園がありますけど，その笠寿園の入る入り口前に，そこらあたりにでも節田の立神の行き場所という，そういった看板でも設置してもらいたいなという思いがしておりますが，そこあたりの節田の立神をＰＲするための今後の立て看板などできないのか，そこらで検討できないのか，ちょっとそこらあたりまで聞きたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高　一也君）　先ほども申し上げましたですけれど，この節田立神は，「あまみシマ博覧会」において，節田のまち歩きプログラムへ組み入れて，現在，観光資源として活用しているという状況でございますので，確かに私も近くまで行ったことがありますが，県道からの入り口が，観光客にはかなりわからないところもありますので，その入り口等の看板も含めまして担当課と協議をして進めていきたいと思っておりますので，よろしくお願いいたします。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは，②番の市道１８号線の整備についてであります。

これは節田の立神に行くまでの道路でありまして，その近くに特別養護老人ホームがあります。その特別養護老人ホームを過ぎてから節田の立神まで行く間，メートルにしても１キロぐらいあるのかなと思いますけど，そこあたりが未舗装整備のままで，なかなか車が向こうに通りにくいという住民からの要望もありまして，その節田の市道１８号線の整備について，車両の行き来とか，人の行き来など不便を強いられておりますので，そこあたりの整備についてですけれど，見解を伺いたいと思います。

笠利総合支所事務所長（高　一也君）　それでは，市道１８号線の整備についてお答えいたします。

この１８号線につきましては，昨年の５月に節田集落からの要望も出ております。節田１８号線は節田集落の居住地から節田の立神のある海岸にアクセスする路線で，節田集落のみならず観光客など多くの方が利用する路線であり，利用者に未舗装で不便をかけている状況でございます。

今後，利用者の増加も見込まれるところではございますが，市内全体の中で計画的に整備していく状況でもありますので，当該路線につきましても，順次かつできるだけ早期にできるようにしていきたいと思っております。

２０番（奥　輝人君）　わかりました。早期によろしくお願いしたいと思います。

１１分残しておりますけれど，ちょっと割愛などしましたので早目に終わりたいと思います。私の一般質問を終わります。

議長（師玉敏代君）　以上で，自由民主党　奥　輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時，休憩いたします。

皆様へお知らせいたします。本日は東日本大震災から８年となります。議場にて，追悼，黙祷の後再開いたします。午後２時４５分までに御着席ください。暫時，休憩いたします。（午後２時１９分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後２時４７分）

引き続き一般質問を行います。

自民新風会　多田義一君の発言を許可いたします。

２２番（多田義一君）　市民の皆さん，議場の皆さん，こんにちは。自民新風会の多田義一でございます。新議場での一般質問，いよいよラストとなりました。当局と議論を深めていく質問になればと思いますので，どうぞよろしくお願いいたします。

質問に入ります前に，先月，平田町にて起こりました火災により，お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに，被災された皆様の一日も早い復旧と穏やかな生活に戻れますよう，お祈り申し上げます。

また，本日は，東日本大震災から８年という月日が経ちましたが，いまだ多くの方々が仮設住宅での生活を余儀なくされており，また，立ち入り制限などにより自宅に帰れない人々も，まだ多く存在しており，傷は癒えていません。

この奄美においても，１年の間に数年間は日本酒の会という会がありまして，東北のものを消費することにより，東北全体の復興を支援していこうという取り組みが，今，なされているわけでございますが，この取り組みも全国に広がっており，皆，思いは一日も早い復興と復旧を願っております。

改めて，お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

それでは，一般質問を行います。

末広・港土地区画整理事業についてであります。

平成１７年1月１７日に都市計画決定，平成１９年2月２日には事業計画の決定，平成２２年度より工事が始まり，工事も終盤となり，いよいよ町並みの全貌が見えてきました。計画当時は，私も公聴会に参加をしましたが，賛成意見，反対意見ともに活発に議論がなされ，商店街の皆さんも，これからの商店街を夢見て，この事業を後押ししてきたと思います。

そのような中，世界自然遺産の候補地として取り組みが始まり，多くの観光客も来島するようになりました。

また，陸上自衛隊の配備も決まり，今月には多くの自衛隊員の方々も生活圏をともにする市民として奄美市に来られるようになっているようでございます。家族を含めると，６００人から７００人近い人口がふえ，また，防衛省などの関係人口が増えることを期待している市民の意見を耳にする機会が多くなり，期待の大きさを肌で感じているところであります。

確かに吹いている大きな追い風ではありますが，もう一度，活気のある商店街を，安全な町並みを，そのような思いでスタートした本事業でありますが，想定外のこともあり，終盤に来て，市民の皆さんが不安を感じているのも現実であります。

私は，今回の一般質問に当たり，商店街の方々から話を伺ってきました。課題は多くあると思います。しかし，奄美市の後押しがあれば乗り越えていける課題でもあると思いますので，問題点を明確にした上で議論を深めていけたらと思います。

まず，事業導入前と現在の建物の棟数についての推移はどのようになっているのか，お伺いいたします。

あとの質問からは発言席にて行います。

議長（師玉敏代君）　多田義一君から一般質問中の資料投映のため，書画カメラ使用の申し出がありましたので，これを許可いたします。

答弁を求めます。

建設部長（本山末男君）　それでは，答弁させていただきます。

移転数ではなくて，移転事業開始時の棟数，そして今現在何棟建っているかということで，まとめてです。

末広・港土地区画整理事業につきましては，事業も終盤に入っており，都市計画道路末広港線については，昨年６月に，末広町側について供用開始されているとこでございます。本年度は，港町北側分から工事を着手しており，次年度以降も順次整備を進めていく予定となっております。

お尋ねの末広・港土地区画整理事業区域内にある建物棟数についてでございますが，事業計画時の平成１８年におきましては，全体棟数１３８棟でございました。そのうち３０棟が用地先行取得で取得しました先行取得物件・建物であり，６棟が工作物であることから，建物棟数として，これは仮換地先へ移転が必要な建物でございますが，１３８棟から３６棟を差し引いた１０２棟が事業開始前建物の棟数でございます。

事業の経過に伴い，現在，建物棟数は４６棟となっており，４６棟中３５棟につきましては，仮換地先で新たに建物を新築したものでございます。現在，７棟が建築計画中と聞いておりますので，合わせますと５３棟となります。

また，以前から答弁させていただいています末広町側につきましては，５２区画中３２棟の建物が建築されており，５区画地が建築計画中と聞いております。

今後，福祉複合施設など集客力のある施設が構築されることに伴い，新たな建物も増加してくるものと考えております。

２２番（多田義一君）　ありがとうございます。対象棟数が１０２棟で，今は計画まで含めて５３棟ということで，およそ半分ぐらいに減っているという認識でよろしいでしょうか。ということですね。はい，わかりました。

それでは，次の質問に移ります。

今後の民間投資の計画ということで，お伺いしますが，結局，今，先ほど部長のほうから答弁があった７棟が今から建てる準備をしていると。そこの７棟でいいのかなと思いますが，それ以外でも何かしら大型投資だったりとかという情報が，今現時点で市のほうにあればお示しを願いたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

今，市のほうでまちなか居住推進事業という形で，町の中に定住するための促進事業という形で事業を行っております。

その件につきましてお答えしたいと思いますが，今後の民間投資計画についてですが，本市におきましては，平成２３年度より中心市街地における居住人口の増加を図り，コンパクトなまちづくりを推進し，中心市街地の活性化に寄与することを目的として，まちなか居住推進事業を実施しているとこでございます。

これまで，この事業により１０棟の建物の整備が完了しております。現在，新たに１件が設計を行っている段階であり，年内には完成の予定と伺っております。

したがいまして，先ほどの区画整理事業の移転の建物と，これはまちなか居住ということで，また別の性質ということで御理解いただければと思っています。以上です。

２２番（多田義一君）　わかりました。そのまちなか居住の補助で１０棟はもう建ったと。また，残り１棟が今から計画があるということですね。わかりました。

それでは，次の質問に移ります。

３番目に，通行人の調査を毎年行っていると思いますけれども，その辺の推移はどうなっているのかお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

通行人調査につきましては，本市におきまして毎年１２月の第４日曜に，中心商店街内で歩行者，自転車，自動車等を対象とした歩行者通行量調査を実施いたしております。

区画整理事業が本格化する直前の平成２１年度は，全体の歩行者数は自転車を含め２万２５６名でございまし

た。直近では昨年１２月に実施しておりますが，全体の歩行者数は自転車を含め１万７９８名でございます。昨年度までは減少傾向にありましたが，今年度は末広通りの開通などもあり，昨年度の９，９２０人と比較し，８７８人の増加と歩行者数は増加に転じてきている状況でございます。

以上です。

２２番（多田義一君）　ありがとうございます。歩行者数は増加に転じていると。

以前も僕，聞いたことがあるんですが，なぜ１２月の第４日曜日なのか。すごく１２月って繁忙期で，人が一番動く時期だと思うんです。恐らく屋仁川にしても，商店街にしても，どの施設も１２月って人がいっぱいなんです。これを通常のデータとして出されると，比較というのが非常に厳しくなると思うんです。

なので，１２月じゃないといけない理由というのは何かあるんでしょうか。

商工観光部長（武下義広君）　ただ，この比較は毎年１２月の第４日曜日ということで条件として，みんな一緒だと思いますので，一応，特別に今回だけ１２月にやったということでありませんので，そのデータとしては，その年々の比較はやれるデータになるんじゃないかというふうに考えております。

２２番（多田義一君）　わかりました。では，一つ提案なんですが，１２月の第４の日曜日はずっと行うとして，それは過去データがずっとあると思いますので，別にもう一回，１年の間に，今からのデータの蓄積というやつで，どっかでスタートしたほうが，僕はよりわかりやすいデータが集まると思いますので，それは要望をさせてください。よろしくお願いいたします。

それでは，次の質問に移ります。

次に，４番目の空き店舗の推移，数についてお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

空き店舗の推移につきましては，本市におきまして毎年３月に中心商店街エリアを対象として，空き店舗の調査を実施いたしております。

平成２１年３月末における空き店舗数は，商店街全体で８０店舗となっておりますが，この年以降，減少に転じ，直近の平成３０年３月末の空き店舗数は，商店街全体で４１店舗となっております。以上です。

２２番（多田義一君）　わかりました。空き店舗に関していうと，徐々にではあるが埋まってきていると。今から商売をやろうという人たちが増えてきているというのは，大変いいことだと思います。

それでは，５番目の次の質問に移りますが，区画整理事業内の住民票を有する方々の数の推移をお伺いいたします。

市民部長（前田和男君）　それでは，お答えします。

末広･港土地区画整理事業が本格化する直前の平成２１年度末である平成２２年３月３１日現在の末広町の人口は７１６名，世帯数は３７６名。港町の人口は６４２名，世帯数は３３５世帯です。

直近の平成３１年２月２８日現在の末広町の人口は５２０名で１９６名の減，世帯数は３０９世帯で６７世帯の減。港町の人口は５４１人で１０１人の減，世帯数は３２６世帯で９世帯の減となっております。

以上です。

２２番（多田義一君）　わかりました。やはり両地区とも減っていると。これは恐らく建物が減った分の影響だと思いますので，これは自然減と言わざる得ない数字なのかなと思います。

それでは，次に移ります。

６番目の，今度は商店街含めて売上高の推移。これはちょっと難しいと思いますが，何か比較できるものがあれば，それをお示しいただいたら結構なんでお願いします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

商店街の売上高につきましては，経済産業省の商業統計において，立地環境特性別の情報として把握しております。それを御紹介したいと思います。

その数値を基に，平成１９年の中心商店街における年間売上高は６２億７，６００万円となっております。直近の平成２６年の中心商店街における年間売上高は３１億１，３００万円となっており，この間の年間売上高が約５０パーセント減少している状況でございます。この大幅な減少は，前年に商店街内の食料品スーパーが撤退したことが原因の一つだと考えております。

現在は，商店街内に食料品スーパーが２店舗，新たに出店しておりますので，平成２６年度よりは増加しているものと推測しているところでございます。以上です。

２２番（多田義一君）　要因は様々あると思いますが，数字的には半分ぐらいには減っているだろうという見方でよろしいですね。はい，わかりました。

それでは，次の質問に移ります。

次に，７番目の，商店街はある意味地域の顔となるわけですが，商店街の活性化には民間の投資が必要となるわけです。そこには，どうしても金融機関との協力が必要と考えますが，地元金融機関などとの連携はどのようになっているのか，お伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，地元金融機関との連携についてお答えいたします。

地元金融機関との連携につきましては，奄美群島振興開発基金と連携し，通常は融資の対象とならない業種につきましても，中心商店地内の事業者については，特例として融資の対象とする取り組みを行っているところでございます。

平成２３年度から実施しておりますが，これまで４４件，約５億円の貸し付けがなされているとのことでございます。以上です。

２２番（多田義一君）　ありがとうございます。今後，金融機関として，今，開発基金という言葉が出てきましたが，それ以外の地元の金融機関さんとは，そういう何か連携というのは，情報共有であったりとかというのはされていないという認識でいいんですか。

商工観光部長（武下義広君）　この融資制度で支援という形では，先ほど申し上げました開発基金という形で連携をしております。

地元の金融機関につきましては，特にそれに特定して，そういう形での連携は今のところやっていないところでございます。

２２番（多田義一君）　わかりました。実情としては，そのような連携は，今，ないということですが，実は，地元紙のほうで，数日前に，キャッシュレス化に向けて地元の金融機関と東京の大手さんで市内のほうに端末を入れていくというふうな報道がありました。

この背景には，恐らく国が方向転換をしてきているというのが一番大きな要因であろうと。もう一つは，やはり世界自然遺産を見越したときの外国人向けであったり，国内旅行者の現金を持たない方がすごく多くなっているんです。そういう部分では，地元の金融機関さんは率先して手を挙げて協力をしようとしてくださっているというのが，私はすごくありがたいなと思うところと，また新たなビジネスのチャンスがそこにも必ず生まれると思いますので，必要なことだと思うんです。

これは情報共有があって初めてなせるものであり，この末広・港土地区画整理事業においても，今の現状を良しとするなら話は別ですが，恐らく，この議場にいる皆さん，多分みんなそう思っていると思いますが，今の状態でいいと思っている方は恐らくいないと思うんです。やっぱり何かしら改善をしていこうと思うのであれば，

今からでも遅くないので地元金融機関との情報を共有しながら，共同に商品開発をするとか，何かしらできると僕は思っていますので，この金融機関の後押しがなければ，僕はこの商店街の再建というのは厳しいと思っていますから，その辺もぜひ念頭に置きながら，今後は地元金融機関と率先した連携をお願いしたいと思います。

それでは，ちょっと（1）は足早に進んできましたが，本題の中心市街地の活性化についてでありますが，今，いろいろ数字をお聞ききいたしました。

通行量によっては，人はふえていると。ただ，車両の台数が減っている。これも一つ要因がいろいろ考えられると思いますが，その中で，民間投資を促すという政策で，先ほど部長のほうからまちなか居住の支援制度で１０棟はできたと。しかしながら，全体棟数はおよそ半分に減っているのが，今の現状ですよね。大体全体の棟数で見ると。

人口が減っているという一つの大きな要因は，まず，この建物の数が圧倒的に減ったというのが，これが大きな理由だと思います。以前は，商店街の中にも５階建てのビルがあって，５階建て，４階建て，恐らく世帯数でいっても２０世帯を有するほどのビルが，中にはあったんです。それも，今，区画整理事業で崩されてなくなった。替わる建物というと，恐らくその制度上の問題もひょっとしたらあるのかもしれませんが，４戸以上でしたか，４戸以上の集合住宅ということですよね。

そこに輪をかけて，今，土地の高騰。結局，きょう一般質問内でありましたとおり，経済状況は全体的に好転していると見ているわけですよね。それで，当然土地の価格も若干ではありますが，恐らく売買も上がってくる，実際上がってきていると思います。

そこに輪をかけて，今度はものが高くなっているんです。建築コストが上がっている。そこに人材もいない。人材に関する費用も上がっている。要はそのようなさまざまな状況から，民間投資が結局，敬遠されているというのも事実上あると思います。

なので，この民間投資を促す政策についてですが，現在，市のほうでは店舗つき住宅や集合住宅に補助金を出していると思いますけれども，今，行っている事業で結構ですので，その内容をちょっとお聞かせいただいていいですか。それと同時に，民間のほうで大型投資とか，住宅の整備とか。

以前ですけれども，ホテルをつくるとかというお話もあったように思いますが，最近そういうお話を聞かないので，そのホテルはないんだろうなと思いますけども，それ以外で民間の大きな住宅であったり，実際それはなければ市営住宅でも建てたほうがいいと僕は思いますけども，そういうのも含めて，ちょっと何か情報があればお示しをいただきたいと思います。

市長（朝山　毅君）　それでは，多田議員に，前段の部分を私のほうでお答えさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃるように，中心市街地，末広，港界隈は，やはり郡都と機能を最もおさめている商店街であろうと。したがって，市民共有の空間である。これを活性化していくことが奄美市にとっても最も肝要な事業であるという意味から，私もその思いを持って，今日まで来ているつもりでございます。

そういう中で，議員がお話しになりましたとおり，旧来あった店舗が約半数に減っていると。売り上げも約半分ぐらいになっていると。この実情をしっかり把握しながら，次の飛躍するような環境整備をしていかなければいけないと，常に思っているところであります。

そういう中において，まちなか居住推進事業という事業を導入しているわけでございます。中心市街地における居住人口の増加と，店舗の集積促進を図るため，共同住宅や店舗併用住宅を建設した際に補助金を交付し，民間投資による建設促進に取り組んでいるところであります。

そこで，この事業は平成２３年度から実施いたしております。これまでに１０事業者が制度を活用いたしまして，住宅戸数が４１戸，店舗数として１５店舗が建設されております。本制度は，区画整理事業の進捗に合わせまして，できる限り早い段階で建て替えを行っていただきたいという思いも込めて実施いたしておりますので，多くの土地所有者に最も早く活用していただければとお願いをしているところであります。

そのために，区画整理事業の終了までに本制度を活用していただきますよう，これまで以上に制度の周知に努めてまいりたいと考えておりますので，どうか御理解を賜りますようによろしくお願いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　市長がおっしゃった後段の部分のほうについてお答えしたいと思います。他に民間投資に関する情報などがないかという御質問であったと思います。

市のほうでは，そういうまちなか居住とは別に，また，出店支援とか，リフォーム制度とか，そういう形で出店で町なかに呼び込むという形でやっています。ただ，これにつきましては，申請主義で申請がないとわからないという状況でございます。

それ以外で大きな店舗が入ってくるかということについては，今のところ私のほうでは，まだそういう計画等については話が来ていないということでございます。

また，今後，マリンタウンという形が補完する施設としてできますので，その中には当然民間が融資した建物などもできてくる。そしてまた，将来においては，バスセンター構想がございますので，そのバスセンターにつきましては，民間の力を借りながらやっていくということなども考えておりますので，そのような形での将来的な計画は，そういう形であるんじゃないかなというふうに考えております。

２２番（多田義一君）　わかりました。今の現時点では，民間の投資という情報はないということですよね。

もう一度，聞かせてください。そのバスセンターという言葉は，議会のたびに出てきますけれども，そのバスセンターというのは，本当にバスセンターだけをつくるんですか。上に何かを建てようとかという発想はないか，何か考えがないのか，その辺はどうなんですか。

商工観光部長（武下義広君）　このバスセンターについては，あくまで構想ですので，まだ具体的にこうだということは答弁はできる状況ではありません。

しかし，構想の中では，やはり上のほうに民間の力をかりて宿泊施設，あるいは店舗なり，そういう形という構想はございます。

ただ，あくまでもこれはまだ構想の段階で，全然，表に出せるような形ではないということで御理解いただければと思います。

２２番（多田義一君）　わかりました。

先ほど，前段のほうで市長のほうから答弁があったように，１０棟というある一定の成果は，これはまさしく事業の成果だと思います。しかしながら，これから先です。事業の完了は３３年ですか，区画整理の事業完了は３３年だと思いますが，３３年に区画整理の事業が完了，あと２年後です。世界自然遺産も来年と。

今，やはり商店街に行って感じるのは，先ほどの通行量の調査のほうは，人は増えているというふうなお話でしたが，商店街の方，皆さん口を揃えて言うのは，実感として通行人は半分以下になっていると，聞いた方，皆さん言ったんです。

なので，この数字との温度差というのはやっぱり否めないんですが，実質，感覚としては，皆さん，半分以下になっているんじゃないかと思われている方が，もうほぼ１００パーセント。

というのを踏まえた上で，何が足りないのかって，やっぱり住む場所です。買い物客にも当然来てもらいたいんです。ですが，やはり住む定住人口を増やしたいと。もっと生活の中にある町，もともとの活気のある商店街のところって住んでいる人もたくさんいらっしゃいましたんで，その住む場所をどうつくっていくかという部分が，恐らく今後の課題であろうと思いますので，先ほど部長のほうからありました，そのバスセンターの上のほうにいろんな構想があるということなので，具体的なのは何も決まっていないと思いますが，そこに，ぜひ民間の力を活用して，住む方々を増やせるような方策というのも，ぜひ入れてほしいなと思います。

もしくは，そのバスセンターのところではなく，市が先行地として購入した道路でとっている地区があると思うんですが，それ以外に市の土地で余っている土地というのはないんですか。部長，それ以外にないんですか。道路の部分は先行して，多分，買っていると思うんです。それ以外では，市が持っている空いている土地というのは，もう存在しないという認識でいいですか。

建設部長（本山末男君）　土地としてはありますが，規模的に小さいもので，先ほどお話しさせていただきました，

歩道に利活用とか，その付近を含めた，空き地で子供たちが遊んだり，イベントする程度の土地しか残っておりませんので，御理解いただきたいと思います。

２２番（多田義一君）　わかりました。であれば，なおさら，ここで明確になったのは，市が所有する土地では，そういう住居用の土地はないということなので，ここはどうしてもやはり民間のほうに投資を促す動きを，ぜひ制度として何か構築していく必要があるということはあると思いますので，これもできれば早急に，時間はどんどん過ぎていくと思いますので，３３年，事業導入が終わる前までには，やはりある程度の将来ビジョンを再度つくり直していくということも，僕は必要なのかなと。この住居に関してです。商店街の町並みとかではなく，住居に対して，もう少し住む人が増やせるような環境づくりをしていく必要があるのではないかと思いますので，これも今後，またいろいろ議論をしていけたらなと思いますので，よろしくお願いしたいと思います。

それでは，次の質問に移りますが，先ほど調査結果が示されたわけですが，商店街の活性化には，やはり多くの市民の皆さんに足を運んでもらう必要があると考えますが，まず，人に優しい商店街，また，居心地のいい場所であること，もちろん駐車場のあり方など，多くの要素が必要となってくると思いますが，これは，やはり商店街を歩いて実際に感じたことでの質問を少しさせていただきます。

あの商店街の中に入ると，ちょっと感じることがあって，座る場所がないんです。座る場所がなくて，大型のショッピングセンターとか行くと，必ずベンチというかソファーがあるんです。どれぐらい間隔か，ちょっとわかんないですけども。

ただ，今の商店街のところに関して言うと，やはり高齢者の方が買い物をするには環境が厳しいです。僕の年代でも，やはり座りたくなるというのはありますので，そういうベンチであったり休憩する場所とか必要なんじゃないかなと。

また，商店街の皆さんにいろいろお話を伺ったときに，食べ物屋さんが少ないという意見を聞くんです。昼間，観光客が来られたとき，または，学生が何か食べながら話をしたりとかという，そういう場所がないというのも，以前は，昔ですけども，もう固有名詞を出しますがモリーナというお店が，大分昔ですけども，あの角にあったんです。

やはり皆さんその話をするんですが，あの当時は学生がすごく多く来ていたと言うんです。それに代わるものというのがなく，そこで止まってしまっているのが，今の現状なのかなと思いますので，そういうフードコート的なファストフードが気軽に食べれると。たまった子たちが座って話ができたり，お年寄りが休憩できたりする場所，これがあると今より格段に利便性の向上にはつながるんじゃないのかなというお話もあったりしました。

そこで，お聞きしますが，今，市が行っている人集めの対策などがあればお示しをいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

やはり商店街には，年間を通して人が集まることが中心商店街の活性化には不可欠であるものと認識しております。そのため，市といたしましても，観光交流拠点となりますＡｉＡｉひろばの整備や，集客力の高いスーパーの立地促進に努めるとともに，末広通りの歩道を活用し，どのような集客ができるのか，商店街と一体となって検討を重ねているところでございます。また，通り会連合会におきましても，独自に駐車券補助を行うなど，訪れやすい商店街の環境整備に取り組んでいるところでございます。

人通りを増加するためには，魅力ある店舗の集積促進が重要ではないかとも考えておりますので，既存店舗の魅力向上とともに新たな店舗の増加に向け，奄美大島商工会議所，また，通り会連合会とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

２２番（多田義一君）　ありがとうございます。今，事業を多く聞きましたが，さっき少し私が申し上げたイメージとして，写真のほういいですか。

これは，四国の愛媛の商店街の空き店舗の前なんです。シャッターが閉まっていて，そのシャッターにアート的な絵を描いて，そこに人が座れる空間をつくっていると，必然的に学生だったり，いろんな方が休憩をすると。

見るからに，大してお金もかからないような感じなので，こういうのも参考にできるのかなと思います。

もう一つお願いします。これは，先ほど言ったフードコート。いろいろ探したんですが，僕も，ちょっと商店街のイメージに合うものが少しなくて，イメージしやすいのかなと思って，こういう感じの写真を準備しましたが，やはり外で人がたまれる場所かつ雨が降っても濡れない場所で，土日になると，多分こういうとこってすごくいっぱいになるんです。増えていくと思うんで，やはり市民の休日の過ごし方も，私は変わってくると思いますから，今，行く場所を考える時代なんです。

奄美大島って，家族連れで，天気が悪いとき，どこ行こうかと考えて行く場所がそんなにたくさんないので，やはりその一つに商店街をチョイスできるような場所をつくっていくのが僕は必要じゃないかなと思いますので，ぜひ参考にしていただきたいと思います。

何か意見ございますか。大丈夫ですか。どうぞ。

商工観光部長（武下義広君）　議員がおっしゃるとおり，そういう形で人を集めるのも一つの手じゃないかと思います。

それで，先ほどから説明しています末広通りの歩道を活用して，オープンカフェを置いたりとか，そういう形での集客の仕方もあるんじゃないかということで，今，商工会議所，通り会などと，今，一生懸命，協議を進めていますので，御理解賜りたいと思います。

２２番（多田義一君）　先ほどの一般質問で，オープンカフェの件は僕もお伺いしましたが，そのオープンカフェはすごくいいと思いますが，それがカフェだけで終わるのか，もしくは，そのスペースにほかにも業種をひっつけて共有スペースとした上で，いろんな食べ物屋さんが使えるのかで，これは大きな違いだと思うんです。

ただ座ってお茶をするぐらいの場所であれば，ちょっとインバウンド対策としては弱いです。海外の方も奄美の島料理，ちょっとした料理を食べたい。商店街に来たときに，カフェしかありませんとは，なかなか言えないと思うんです。

なので，そこを考えると，関連しますので，これは次の質問に移りますが，今，部長がおっしゃったように，商店街の魅力を出すには，やっぱり店舗の魅力を当然出していきながら，発信をしていく必要は絶対あるわけです。

そこで，今，空き店舗の支援を行っていますけども，僕が，ここでお話をするのは，業種別に支援を分けていく必要があると僕は思っています。一律，家賃の２分の１ではなく，実際，商店街にない業種，必要な業種に対しては３分の２でもいいと思います。もしくは従来どおりの２分の１で，他の業種の比率を少し下げるとかです。

例えば，洋服屋さんはたくさんできている中で，再度，出すといったときに，実際，本当にない魚屋さんであったり，僕もいろいろ考えたんですが，家具屋さんとかもないですよね。家具屋さん，食べ物屋さんももうない。以前は，家具屋さんはあったんです。二つ，三つほどあったんですけども，今は営業している家具屋さんというのはもうないです。

ない中で，やはりいろんな魅力を集めるということはすごく必要だと思うんです。それで，従来の支援事業から，今度は真に商店街に必要な業種に的を絞り込んだ制度に僕は変える必要があると思うんですが，その辺はいかがですか。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

商店街の魅力として，多種多様な業種が集まっていることが大きな要素の一つであろうと考えてはおります。そのため，新規出店向けに支援を行っているところでございますが，業種を設定し，実施しているわけではございません。

議員御提案の業種別に支援を変えるという方法については，魅力ある商店街形成を図る上で有効な手法の一つになるのではないかと考えておりますが，現在，多くの出店希望者が相談に来ている中で，制度を変更することは困難ではないかと現在考えているところでございます。

現在，実施している支援制度が来年度末までを予定しております。そのため，来年度に支援制度の見直しを予

定しておりますので，その中で，商店街関係者や商工会議所の皆様の御意見も伺いながら検討させていただきたいと思いますので，御理解賜りたいと思います。以上です。

２２番（多田義一君）　ありがとうございます。

ちょっと確認なんですが，以前は，一度，補助を導入した店舗の再度の申請の場合は，これはだめでしたよね。今はどうなんですか。

一度，補助を入れてリフォームをして，補助をもらった店舗に関しては，この方がやめて，次に新しい方がやりたいと言ったときに，同じ場所には，その制度は活用されなかったと思うんです。今，どうなんですか。使えるんですか。

商工観光部長（武下義広君）　この件につきましては，経営者が別の方が入るということであれば，それは可能じゃないかというふうになっております。

２２番（多田義一君）　わかりました。

以前，数年前は，結局その場所に助成金が出ているということで，そこに新たな事業導入はできないと断られたという方がいらっしゃったんです。なので，今現時点でもそうなのかなと思ったりして確認したんですが，そうではないということでよろしいですね。はい，わかりました。

それでは，今，部長からもいろいろあったように，この制度を変えていく必要は僕はあると思いますので，今，問い合わせがいっぱい来ているという中で，結局，助成金のかさ上げ，家賃補助のかさ上げは，その業種に絞れば，別に僕は途中でも可能なのかなと思ったりするんです。

実際，今，商店街にない店舗に限るわけですから，これは別に特殊に差別しているわけでもなんでもなく，技能が必要な職種もあるでしょうし。それは何もできない人に，魚屋さんを明日からやってくれと言ったって，それは絶対できませんから，やはり，そういう意欲のある，経験がある方が出てきやすい環境をどうつくるかというのが，多分これからの商店街の重要なところだと思いますので，そこはぜひ早急に対処できるような方策を何かしら考えていけたらと思いますので，よろしくお願いしたいと思います。

それでは，次の住みたい地域対策ということでお伺いしますが，末広町は商店街に住みたいと思ってもらうための魅力の発信をどんどんしていく必要が，僕はあると考えております。

やはり住みたいと思うために，魅力の発信というのがないと，なかなか若い人たちであったり，今まで別の地域にいた人が，あえて末広を選択して来るというのは，いろんな情報があって初めて来れると思うんですけども，住みたい地域対策として，何か市のほうがやっているのかどうかをお伺いいたします。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

商店街を住みたい町にする取り組みについてでございますが，中心市街地の一番の魅力というのは，商業施設や行政機能，そして公共公益施設など，各種都市機能がコンパクトに集積している点ではないかと考えております。

そういった点におきまして，本市では，コンパクトシティーの推進に取り組んでおり，子育て・保健・福祉複合施設の整備など，多様な世代が利用する施設整備も予定していることから，地域としての魅力は，今後さらに高まっていくものと期待しているところです。

これにつきまして，各種支援を行っておりますので，それに対しましては，ホームページ，通り会の皆さんとの定例会，それに，まちづくり奄美での定例会，それについて支援，いろいろと，今，話し合いをしながら進めておりますので，そういう形で周りの方にもＰＲをしながら進めているということでございます。

２２番（多田義一君）　ありがとうございます。

僕，一つ疑問に思うことがあって，これもＰＲの仕方も，今，部長のほうからお話があったとおりだと思うんですが，例えば，先ほど議論があった商店街のエリアが大きくなって，屋仁川でも家賃助成が２分の１が使える

という制度があるんですけども，結局，不動産屋さんに，その周知の徹底とかというお願いはしたことありますか。

やっぱり不動産が絶対入るわけですから，その不動産屋さんに知識がないと，役所に行ってくれという方もいれば，すごく熟知をされて，そういうお客さんを獲得するために，それを武器にしている人たちもいる。対応がまちまちなんです。

その辺を考えると，やはり共通認識を持ってもらうために，役所と，間に入る不動産屋の共通の認識と，そういう広報も僕は必要なのかなと思いますけども，過去，そういうのはないんですか。

商工観光部長（武下義広君）　出店支援等についての情報について，ＰＲについては，不動産協会のほうに，そういう情報を流しているということで，認識をしていただいているというふうに理解しております。

２２番（多田義一君）　なるほど。わかりました。

では，ここの対応の中での，そういう対応であるというふうに認識はしますが，やはり，行政がやる，今の魅力ある商店街をどうアピールするかも相当大事なことになってくると思います。

本当に，僕がぱっと考えてというか，状況だけ見ても，近くにこれだけ立派な役所ができたわけです。役所ができ，郵便局があり，銀行があり，幼稚園があり，保育園もあり，小学校，歯医者，病院，コンビニ，何せ一番は商店街があるということです。それを考えても，徒歩だけで全てを賄える地域であるのは間違いないんです。

冒頭言ったデメリットのほうは，やっぱり地代が高かったり，家賃がちょっと高かったり，そういうことで敬遠されている方たちもいるかもしんないです。そこに輪をかけて，駐車場も定期借地でいうと，ない上にあってもちょっと高いんです。高いので，あえて選択肢としては除外されてきているようなところもあると思います。

だから，このデメリットもわかった上で，いかにその魅力を高めていくかという部分で，これは一つ，僕の提案なんですが，今，名瀬小学校の子供たちの児童数というのは減っています。新たな建物ができていなくて，家族構成がずっと変わらないわけですから，やっぱりこの辺は借りている方よりか地主さんが多いわけです。

となると，やはり高齢化されていって，結局，人が減っていっているというのが，この界隈ではないのかなと思いますが，やはり，ここに子供を育てている若い家族に引っ越してきてもらうために，何かエリアを絞って，そういう家賃助成とか，子育てしている世帯に家賃助成をしましょうとかという制度創出とかはどうだろうと思ったりしますが，可能性としてどうですか，部長。

商工観光部長（武下義広君）　議員御提案のは，一つの，そういう施策ではないかと思います。

また，今後，来年度もそういう出店支援のほうについても見直す予定ですので，いろいろ総合的に判断させていただきたいというふうに考えております。

２２番（多田義一君）　店舗と住宅に対する助成というのは，僕は，要素は近いものがあると思います。やはり商店街再生には，住む人口をふやす必要は必ずありますので，そこの部分をどうするかという選択と集中の中での予算配分というのは，僕は可能だと信じていますので，ぜひ人が多くなるように，また，子供たちが遊んでにぎわう商店街にできるように，ぜひ検討をしていただきたいと思います。

それでは，次の質問に移ります。

次に，売り上げを上げていくための支援策として，商店街での買い物がしやすいように，また，子供が行きたくなるような仕掛けをつくる必要があると思いますが，より買い物を多くできるような環境です。なので，売り上げ支援というのは大変大事だろうと思いますが，現在，市が行っている，そのような何かしらの施策，取り組みがあればお示しいただきたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　売り上げ支援について市が行っているものと，また，通り会もやっているものもございますので，含めて答弁させていただきたいと思います。

各個店の売り上げを伸ばすためには，個店の魅力を消費者に伝えることが重要であり，そういった点で，全国

的に成功している事例として，まちゼミがございます。お店の店主が講師として，得意なことをワークショップ形式で消費者と体験する取り組みですが，店主と消費者が触れ合うことで，リピーターの増加や新規顧客の開拓などにつながっているようでございます。

商店街においても，昨年９月に開催し，１５店舗２１講座に１５０人が受講し，実際の売り上げにつながった店舗等もあるようでございます。

本市といたしましても，事業実施前の勉強会の開催に協力するとともに，事業に対し支援を行ったところでございます。参加者，店舗ともに満足度が高く，好評であったことから，来年度も実施する予定で準備を進めておりますので，本市といたしましても，商店街の主体的な取り組みについては積極的に支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

２２番（多田義一君）　すみません，部長と僕の二人の答弁なんで，皆さん，ちょっと暇かもしれませんが，お許し願いたいと思います。たまに，皆さんに振るかもしれないので，ちゃんと聞いとってください。すみません。

今，部長のほうから，縷々商店街とタイアップしてイベントをやっているということで，これはこれですごく重要なことだと思うんです。日常的に買い物の消費を高めるために何かしら施策はないかという部分では，やはり先ほどの業種別支援のあり方であったりすると，全体的に向こうが一つのショッピングモールとして考えれば，何が足りないかというと買い物をしたときの荷物を置く場所がないんです。多く買ったときです。なので，僕は買い物カートを導入して，各駐車場に置き場を置くとかという方法もあるのかなと思いますけども，ちょっとここでいいですか，写真のほう。

これは，実際に商店街のほうで，買い物かごを導入している地域です。試験的な導入ということですが，その後の成果か失敗かは，今，まだちょっとわかりませんが，実際に導入している商店街もあるということです。

では，次よろしいですか。

今度は，これは小さい子供さんが乗って，お父さん，お母さんは買い物ができて，買い物かごも一緒に乗せれると。子供も楽しい。これは，こういうタイプがありますよというだけの写真なんですが，イメージとして捉えてくれていただければ結構です。

このように買い物に行っても，両手が塞がっている方が，あと一つ買おうかなとなかなかならないです。もう持てないわけですから。

なので，その辺も商店街の利便性を向上するためには，僕は必要な方法の一つだと思いますけども，部長，いかがですか。方法の一つだと思いますけど，いかがですか。

商工観光部長（武下義広君）　議員御提案の，確かに子連れのお母さん方などがやったときに，買い物の中で，そういう買い物かごとか，そういうのがあればすごく便利じゃないかなというふうに考えております。

また，これも今後の検討課題という形で考えさせていただきたいと思います。

２２番（多田義一君）　よろしくお願いします。

やはり商店街には夢があるという場所に変えていくために，いろんな仕掛けが必要だと思いますので，また，そこはみんなで知恵を出して考えていけたらと思いますので，御検討よろしくお願いしたいと思います。

それでは，６番目の，今回の一般質問等でも多く出てきましたが，マリンタウン地区との相関性と，私は，ここで質問をしておりますが，商店街のほうに行くと実際に皆さん口に出すのは，マリンタウンのことはすごく気になっています。皆さん気になっていますので，そことの相関性をどのように考えているのか，お聞かせ願いたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

マリンタウン地区につきましては，中心市街地の機能を補完する位置づけとなっております。埋め立て完成後には，宿泊施設等の立地も見込まれておりますので観光客も大勢宿泊することは期待できると考えております。その観光客等を商店街に誘導するような仕組みづくりなんかができればいいんじゃないんかなというふうに考

えております。

２２番（多田義一君）　まさしく僕も同意見です。

商店街の方たちはマリンタウンを脅威に思っているんです。でも，これは，市長，僕，これは役所も悪いと思うんです。津畑議員からあったように，結果的に情報が出ていなさ過ぎるんです。情報が出ていないので，これは買いたい人だけじゃなくて商店街の皆さんも，どういう町ができるのかというのをすごく危惧を持っていらっしゃる方が多いんです。

いや，そうじゃないですよと。向こうに商業施設というのはできないと。ホテルであったり物流であったりとか，そういうところはできるけども。

じゃあ，部長が言うようにホテルができたときに，いかにお客さんを商店街へ流すか，ここが勝負なんです。なので，商店街からすると，僕はマイナスは絶対にないと思いますので，その人を流す仕組みづくりをどうつくるか。

僕は，これは極端な話，この間，聞き取りでも話をしたんですが，トゥクトゥクという乗り物があるじゃないですか，屋根だけあって間があいている三輪車みたいなやつがあるんですけど，ああいう南の観光地にありそうなやつを待機させて，商店街にだけピストンするような形で置いてもいいと思うんです。

むしろ，コクトくんのデザインした一風変わった１０人ぐらい乗る屋根がないバスとかでもいいです。これは一度投資したら結構使えますから，それをもって，商店街のほうに人を運んでくるぐらいの感覚がないと，皆さんが心配されているのは，結局，港のほうが栄えるんじゃないかと。商店街には，お客さんが来ないんじゃないかという心配をされていますので，その辺をぜひ話を聞きながら，何かしら人を流せるような方策を考えていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

それでは，最後の質問に移りますが，この奄美大島は世界遺産登録に向け，今，まさしく動いているわけですが，もし登録をされるとなれば，世界が注目をしていくという，そのような特殊な地域になります。その地域の中心地として課題は多いと思いますが，私はいろんな意味で残された時間は短いものだと認識をしております。

そこで，お伺いいたしますが，この商店街活性化，これがやはり大きな意味合いを私は持っていると思いますので，ここで意気込みをということでお聞かせを願いたいと思います。

商工観光部長（武下義広君）　それでは，お答えいたします。

中心市街地の活性化につきましては，本市といたしましても長年にわたり重要施策として取り組んでおります。

そのため，平成２８年度に中心市街地活性化基本計画を策定し，国の認定を受け，ハード，ソフトの両面から着実に事業を実施しているところでございます。

ハード事業といたしましては，区画整理事業において道路の一部が供用開始されるとともに，新庁舎も完成いたしました。また，来年度には市民交流センターの着工が本格化するとともに，平成３３年度には，子育て・保健・福祉複合施設の完成も予定しており，活性化の基盤となる施設整備も，あと数年というところまで来ております。

ソフト事業につきましても出店者の支援に取り組んでいるところですが，年間目標を大きく上回る出店状況となっており，中心市街地で新たな挑戦を始める方々も多いことから，地域に対する期待のあらわれではないかと感じているところです。

また，商店街においても，これまで集客イベントに加え，若い役員を中心に，まちゼミなどの新たな取り組みを行うなど活動が活発になってきておりますので，今後の展開についても期待をしているところでございます。

先ほどの各種数値が減少してきたところではございますが，歩行者通行量が増加に転じるなど，これまでの取り組みの成果も見え始めてきたところです。

今後とも計画に基づき，着実に事業を実施，推進することで，魅力的で誰からも愛される中心市街地を実現すべく商工会議所や商店街の皆様とともに連携を図り，より一層努力してまいりたいと考えております。

以上です。

２２番（多田義一君）　ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　以上で自民新風会　多田義一君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。（午後３時４７分）

第 1 回 定 例 会
平成31年3月12日
(第7日目)

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　栄　ヤスエ　君
3番　津畑　誠　君	4番　師玉　敏代　君
5番　松山　さおり　君	6番　林山　克巳　君
7番　与　勝広　君	8番　大迫　勝史　君
9番　渡　雅之　君	10番　平川　久嘉　君
11番　元野　景一　君	12番　川口　幸義　君
13番　竹山　耕平　君	14番　安田　壮平　君
15番　西　公郎　君	16番　関　誠之　君
17番　三島　照　君	18番　﨑田　信正　君
19番　戸内　恭次　君	20番　奥　輝人　君
21番　伊東　隆吉　君	22番　多田　義一　君
23番　橋口　和仁　君	24番　里　秀和　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	東　美佐夫　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	手蓑　利文　君
笠利総合支所事務所長	髙　一也　君	総務部長	菊田　和仁　君
総務課長	三原　裕樹　君	企画調整課長	山下　能久　君
財政課長	國分　正大　君	市民部長	前田　和男　君
税務課長	藤原　俊輔　君	保健福祉部長	奥田　敏文　君
福祉事務所長	中村　博光　君	福祉政策課長	石神　康郎　君
商工観光部長	武下　義広　君	紬観光課長	島袋　修　君
農政部長	山下　仁司　君	農林振興課長	栄　広久　君
建設部長	本山　末男　君	土木課長	保浦　正博　君
上下水道部長	橋口　義仁　君	水道課長	藤山　浩俊　君

農林振興課長	栄　　広　久　君	土地対策課長	前島　有為生　君
建　設　部　長	本山　末男　君	都市整備課長	竹元　康晴　君
土　木　課　長	保浦　正博　君	建築住宅課長	岡江　康裕　君
上下水道部長	橋口　義仁　君	下水道課長	里　　嘉　郎　君
下水道課技術調整監	里　　則　人　君	水　道　課　長	藤山　浩俊　君
教育委員会事務局長	山田　春輝　君	学校教育課長	元　野　　弘　君
文化財課長	久　　伸　博　君	地域教育課長（住用）	久保　英光　君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎　君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向　井　　渉　君
議　事　係　長	伊集院　正　君	議事係主査	堀　健太郎　君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

――――――――――――――――――　○　――――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　本日の議事日程は，お手元に配付してあります議事日程第３号のとおりであります。

日程に入ります。日程第１，議案第１号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）についてから，議案第１４号　奄美市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定についてまでの１４件について，一括して議題といたします。

ただいまの議案に関する各委員長の審査報告を求めます。

最初に，文教厚生委員長の審査報告を求めます。

文教厚生委員長（安田壮平君）　おはようございます。御報告申し上げます。文教厚生委員会は２月２０日の１日間開会し，当委員会に付託されました議案第１号から議案第４号及び議案第８号の５件について，慎重かつ丁寧に審査いたしました。

５件の議案につきましては，お手元に配付してあります文教厚生委員会審査報告書のとおり，全て全会一致で可決すべきものと決しました。

以下，主な審査内容について御報告いたします。

初めに，議案第１号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中，３款民生費及び４款衛生費について当局より補足説明があり，３款１項２目障害者福祉費２０節扶助費４，１０８万９，０００円のうち，介護給付費等事業費２，７６０万７，０００円は，就労移行支援，就労継続支援Ａ型，Ｂ型，生活介護の増額によるもの。また，障害児給付等事業費１，３４８万２，０００円は，放課後等デイサービス，児童発達支援の増額によるもので，補助率はいずれも国２分の１，県４分の１。また，２項３目保育所費，１９節負担金補助及び交付金３，２１１万２，０００円及び８目地域型保育費，同節１，４７２万６，０００円は，昨年末に保育所の公定価格の基準改定が行われたことによる増額分で，国，県からの補助によるもの。

また，４款２項２目塵芥処理費，１９節２２５万３，０００円のうち，廃家電離島支援事業費補助金１２１万４，０００円は，全額補助事業であり，近年，廃家電が増加傾向にあり，前年度比１．２倍の排出が予想されることと，補助単価が今年１月より増額したこと，また，新たに新規ルートが算入したことにより増額するもの。また，自動車リサイクル離島支援事業費１０３万９，０００円も全額補助事業であり，定期船を利用し，移送するため，生鮮品など他の物品が優先されたり，台風による欠航等で予定どおりに輸送できなかったりする場合があり，今回もそのような関係で時期がずれ込んだため補正計上になったとのこと。

委員より，お達者ご長寿応援事業５００万円の減額について質疑があり，当局より，当初は，対象者の８０パーセントへの支給を目標にしていたが，１月末現在で７４．５パーセントとなっている。前年度の執行率は上回りそうとの答弁でした。

また，１人当たり５，０００円という金額設定について増額は考えていないかとの質疑に対し，利用者からそのような声はいただいているが，持続可能性に鑑みて現状のままで行きたいとの答弁でした。

また，委員より，同じくお達者ご長寿応援事業について，減額になるなら障害者の方々への移動支援にも予算を活用できないかとの質疑があり，当局より，同事業はあくまで本人お一人で外出できる方への支援となっており，障害者の方に対しては，一人一人相談支援計画を立てて，その中で外出機会を確保できるように対応しているとの答弁でした。

また，委員より，海岸漂着物地域対策推進員について質疑があり，当局より，県の計画と連携して行っており，国から９割の補助をいただいている。毎年度５月から１月までの期間，市内１８カ所を重点指定地区として，名瀬，住用，笠利にそれぞれ４名を配置し，１２名体制で行っている。増員や期間の延長については，今後の検討課題だが，３１年度から回収物についての国のサンプル調査が行われる予定もあり，国，県と連携しながら取り組み強化を考えたいとの答弁でした。

その他，放置車両などについて質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，１０款教育費について当局より補足説明があり，１項４目教育施設冷房設備整備費１億８，０００万円

の減額については，国庫補助金額の内示に伴うもので，補正後の事業費９億３，１００万円は，幼稚園，小学校，中学校に設置予定の空調設備に係る設計業務，工事管理業務，工事請負費で，次年度に繰り越すもの。また，５項４目社会教育施設管理費，１３節委託料のうち２億９，３９４万５，０００円は，奄美振興会館設備取替業務，１５節工事請負費のうち１億４，８００万円は，奄美振興会館屋根の防水工事の入札執行残２００万円と，外壁防水工事１億５，０００万円の増額による合計であり，奄美群島振興交付金の防災関連施設整備事業を活用して，空調設備の取替やギャラリー改修，自家発電設備や昇降機の改修，外壁工事，防水工事を行い，総額４億４，３９４万５，０００円を計上しているとのこと。

委員より，名瀬小学校，名瀬幼稚園等への空調設置について質疑があり，当局より，名瀬小学校については，市役所側の校舎が２月１日からの工期で，名瀬幼稚園についても１月２９日からの工期で作業を進めており，旧庁舎解体工事前までには完了させたい。その他の学校については，来年度末までに設置しなければならないが，騒音が出る工事については，学期中は土日に行い，騒音が出ない作業については平日でもできるので，学校側と協議の上，計画的に進めていきたいとの答弁でした。

その他，質疑がありましたが，この際，省略いたします。

続いて，議案第２号　平成３０年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について，当局より補足説明の後，委員より，若干の質疑がございましたが，この際，省略いたします。

続いて，議案第３号　３０年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について，当局より補足説明の後，委員より特段の質疑はございませんでした。

続いて，議案第４号　平成３０年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について，当局より補足説明の後，委員より歳入の４款２項８目保険者機能強化推進交付金７２０万３，０００円及び歳出の４款１項１目基金積立金増額について質疑があり，当局より，高齢者の自立支援，重度化防止，介護予防について，保険者が強化して実施できるよう，通常の法定負担とは別に国より交付されるもので，国の示す約６０項目の指標により取り組みに力を入れている保険者ほど多くの交付金が交付される，いわゆるインセンティブの仕組みとなっている。指標の具体例としては，地域包括ケアの「見える化」システムを活用して，他の保険者と比較するなど，地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。また，介護保険事業計画に則った対策がとられているかなどで，各市町村で自己評価をして国に提出し，国のほうでの判断を待って交付される仕組みとなっているとの答弁でした。

その他，介護予防教室やいきいき配食サービス事業について質疑がありましたが，この際，省略いたします。

最後に，議案第８号　奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について，当局より補足説明の後，委員より特段の質疑はございませんでした。

以上で文教厚生委員会の審査報告を終わります。御質疑がございましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（師玉敏代君）　次に，産業建設委員長の審査報告を求めます。

産業建設委員長（橋口和仁君）　おはようございます。御報告いたします。産業建設委員会は２月２１日の１日間開会し，議案第１号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）についてから，議案第９号　奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について，議案第１３号　奄美市道路線廃止について，議案第５号　平成３０年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）について，議案第６号　平成３０年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について，議案第７号　平成３０年度水道事業会計補正予算（第３号）についてまでの６件を慎重に審査いたしました。

これらの議案６件につきましては，お手元に配付してあります産業建設委員会審査報告書のとおり，全て原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下，その審査の結果について，御報告をいたします。

議案第１号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中，産業建設委員会関係事項についてであります。

歳入の主なものにつきまして，当局より補足説明があり，６款４項２目水産振興費において，１９節負担金補助及び交付金で大熊漁港製氷施設整備事業費補助金として１，２５８万７，０００円を増額計上，これは漁協所得の向上を目指す浜の活力再生プランに基づく共同施設整備事業取り組みとして宝勢丸鰹漁業生産組合が利用する専用施設整備に対する補助金として，当初予算で計上したところだが，氷の使用料と製氷能力を検討した結果，規模を大きくする必要が生じ，国，県の理解をいただき，当初の国の負担額であった１，０３０万８，０００円を２，２８９万５，０００円に増額して取り組むこととなり，今回，１，２５８万７，０００円の増額計上となったとの説明がありました。

また，１６款財産収入，２項財産売払収入，３目出資金返還金，１節出資金返還金５６１万５，０００円は，株式会社道の島公社出資金の返還金との説明があり，当社は平成１０年に設立され，平成２７年３月３１日まで大浜海浜公園の施設管理運営を行っていたが，平成２７年４月１日より，株式会社しまバスが指定管理で運営を行い，その後，平成３０年度からは株式会社谷木材商行が指定管理で施設の管理運営を安定的に行っており，道の島公社の存続の必要性がなくなったことから，解散を行い，その残余財産を市が受け入れるものと説明がありました。

次に，歳出の主なものについて当局より補足説明があり，９目観光施設整備費，１５節工事請負費４，８５７万６，０００円については，奄美振興基金を活用し，大浜海浜公園の大浜遊歩道改修工事の費用を計上したとのこと。なお，全額繰り越しして，来年度早い時期に入札を行い，工事を実施するとのことでした。

委員より，選果場の利用状況と指定管理者のあまみ農協の経営状況について質疑があり，当局より２９年度の取り扱い量が１３６．９トンで，約１３８万の赤字があるとのこと。損益分岐点でいけば２５０トンであることから，今後，各種各構成団体等も含めまして，協議していきたいとの答弁でありました。

また，他の委員より，農地利用の状況調査と耕作放棄地について質疑があり，当局より，３０年度の農地利用状況については，管内農地面積は２，１２６ヘクタールで，利用状況の中で遊休農地，１号遊休農地，２号遊休農地，あとは非農地という形で調べ，その後，遊休農地に関しましては，文書をもって遊休農地をどうするかということでアンケートをとり，その後，農地中間管理機構，もしくは人・農地プランで再利用するという形にしているとのこと。

非農地については，農業機械では処理できないような原木が生えたりしている農地のことで，名瀬地区が７．４ヘクタール，住用地区が５．９ヘクタール，笠利地区が９．６ヘクタールで，耕作放棄地については，名瀬地区が２ヘクタール，住用地区が９２２平米，０．９ヘクタールで，笠利地区が２．９ヘクタールとなっているとの答弁でありました。

さらに，大熊漁港製氷施設整備事業補助金について質疑があり，当局の説明で，宝勢丸鰹漁業生産組合の専用施設の整備に対する補助金で２トンから５トンへの処理能力の増加への整備計画見直しの要望を受けて，県，国のほうと協議を行い，今回，３月中旬頃には交付の決定がなされ，４月の上旬には入札，そして事業の工事の発注ということに予定しておりますとの答弁でありました。

そして，他の委員より，公営住宅整備事業について質疑があり，当局から西仲間公営住宅の進捗状況については，２月２０日現在で２３パーセントの進捗状況で，１棟６戸の建設を現在進めており，完成予定として９月頃の入居予定とのこと。また，屋仁公営住宅については，１棟４戸の建設を予定しており，今年度，実施設計業務，地質調査を終え，平成３１年度の工事着手，３１年度中の供用開始を予定しているとの答弁でありました。

そのほかにも委員から他の質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

次に，議案第９号　奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について，奄美市名瀬大字小湊１７９番地２に所在していました市営小湊住宅につきましては，昨年，平成３０年９月２９日の台風２４号により，屋根が全て被災する被災を受けている上，この建物は昭和３２年に建設されており，建築後６１年を経過し，劣化が著しいため，解体撤去工事を行っているとのこと。さらに，このことにより，条例中の別表に記されている当該市営住宅の削除を行い，同条例の一部を改正するものとの補足説明がありました。

委員からは，質疑がございませんでした。

次に，議案第１３号　奄美市道路線廃止について，当局より，４路線につきましては，矢之脇１号線は名瀬港（本港地区）マリンタウン整備事業に伴い，事業用地として貸し付けをするため，市道廃止を行うもの。

須野崎原４号線，須野崎原５号線，喜瀬一屯ホード線の３路線は，農業基盤整備促進事業による路面舗装等の農道整備を行うため，市道廃止を行い，農道へ移管するものとの補足説明の後，委員からは，特段の質疑がございませんでした。

次に，議案第５号　平成３０年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）について，２款事業費，２項建設費，１目公共下水道建設費，１５節工事請負費の７００万円の減額につきましては，浦上地区で建設予定の民間施設を取り込むための工事費として計上していましたが，民間施設の建設予定が３１年度にずれ込むこととなったために減額とのこと。

また，２目特定環境保全公共下水道事業建設費，１５節工事請負費の９００万円の減額につきましては，笠利須野地区の県道改良工事において，道路移設に伴う改良工事が３１年度にずれ込むことになったため減額するとのこと。また，５００万円の減額につきましては，赤木名地区の処理施設の杭基礎補強工事の工事費確定に伴う減額との補足説明のうち，委員より特段の質疑がございませんでしたので，この際，省略いたします。

次に，議案第６号　平成３０年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について，農業集落排水事業費，１５節工事請負費の９６０万円の減額につきましては，笠利佐仁地区及び用安地区の工事費の確定に伴い，それぞれ減額とのこと。歳入歳出それぞれ９６０万円の減額となり，平成３０年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は２億８，３６８万１，０００円となります。この補足説明の後，委員からの質疑はございませんでした。

議案第７号　平成３０年度水道事業会計補正予算（第３号）について，収益的支出において，１目原水及び浄水費の負担金６８万２，０００円減額しております。これは，大川ダム管理業務の負担金削減による減額であります。

次に，基本的支出について，１項建設改良費，４目朝日地区簡易水道区域拡張事業において，一部の工事を次年度に実施することに伴う２，８００万円の減額とあわせて４，３００万円を減額すると。

第３条の資本的収入額が資本的支出額に不足する額２億５，８５６万６，０００円につきましては，当年度分損益勘定留保資金２億５，８５５万６，０００円，消費税及び地方消費税資本的収入資本的収支調整額１万円で補填するとの補足説明の後，委員より，自衛隊の水道関係の連結について質疑があり，当局より自衛隊への水の供給の工事につきましては，本日から試験的に送水ポンプ場のほうから中継ポンプ場のほうに水を送る調整を今図っているところで，自衛隊のほうとの約束どおり，３月の頭には水を供給ができるとの答弁でありました。

他の議員より質疑がありましたが，この際，省略いたします。

以上で，産業建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わりますが，御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えいたしたいと思います。

議長（師玉敏代君）　次に，総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（三島　照君）　おはようございます。それでは，総務企画委員会に付託されました議案第１号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中，総務企画委員会関係事項，議案第１０号　奄美市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第１２号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について及び議案第１４号　奄美市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定についてまで，これら議案５件につきましては，お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおり，全て原案どおり可決すべきものと決しました。

以下，その審査の結果について御報告いたします。

議案第１号　平成３０年度奄美市一般会計補正予算（第６号）中，関係事項についてであります。

当局より１８款１項１目の基金繰入金，補正額２億３，０４０万６，０００円の減額のうち，財政調整基金繰入金４，７７７万１，０００円，地域振興基金繰入金１，７５０万１，０００円，公共施設整備繰入金６，３３３万３，０００円，庁舎整備基金繰入金９，９８０万１，０００円の減額につきましては，各事業費の確定見込み及び財源構成に伴い，減額をするものとのことでした。

委員から，庁舎建設事業の総事業費が幾らで，その執行額が幾らになっているのかとの質疑があり，当局から，

この本体新築工事における発注済みの本体工事費は合計で４７億２，３３０万３，０００円で，これは建築，電気，機械設備等，３ＪＶを合計した金額とのことでした。

また，設備，施工等管理費の経費約３億５，０００万で，３１年度発注予定の第２期工事，これは市民広場と立体駐車場の工事費約１０億円を含めますと，建築に係る建設費は約６０億円程度かかる見込みとのことでした。

また，委員より，光ブロードバンド事業について，総事業費が幾らかかったのか，これで本市は全てカバーできるのか，また，Ｗｉ-Ｆｉ設置等の環境状況等の質疑があり，当局から，光ブロードバンド基盤整備は，住用町東城地区，笠利町笠利，名瀬小湊地区をもって市内全域への整備は完了するとのことです。

また，「Ａｍａｍｉ　Ｃｉｔｙ　Ｗｉ-Ｆｉ」ということで，７カ所設置しているということ。行政の事業所のあるところにも設置がされている。また，広域事務組合の調査ですが，市内１００カ所に環境が整っているとのことでした。

また，委員より，奄美環境文化フォーラム，奄美市出身アーティストが楽曲を共同制作した島唄プロジェクト事業について，自然遺産登録の機運という本来の目的が薄く見える。もっとＰＲする必要があったんではという意見があった。

そのほかにも多くの委員からの質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

次に，議案第１０号　奄美市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について，当局の補足説明で，宇宿定住促進住宅ほか２件が平成３１年３月３１日をもって契約期間が終了するためとのことでした。

委員より，家主さんが継続して活用していただきたいとなった場合，どうなるのか。また，さらに増やしていくなど，その辺の計画があれば教えてほしいとの質疑があり，当局から，契約が終了した時点で入居者と家主との協議となり，宇宿と節田については，今も入居をしているとのことです。

また，今後は，今年度も民間を借りる予定をしているということでした。

ほかにも質疑がありましたが，この際，省略をさせていただきます。

次に，議案第１１号　奄美市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について，当局から補足説明があり，奄美市消防団幹部会を開催し，消防団員の定員について協議した結果，定年制の廃止の申し入れがあり，定年制を廃止することにより，消防団員の確保を図るとともに，消防団員への加入促進，地域防災力の充実強化に取り組みたいなどの補足説明がありました。

これに対して，特に委員からの質疑はありましたが，この際，省略させていただきます。

次に，議案第１２号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について，当局から，今回の変更は笠利辺地における総合整備計画の施設において，新たな事業の追加や事業費の変更に伴い，事前計画書に増減が見込まれるなどの補足説明がありました。これに関しては，特段質疑はありませんでした。

次に，議案第１４号　奄美市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について，当局から補足説明があり，市税収納嘱託職員の公金横領に関連して，市長の給料について１００分の３０，副市長においては１００分の２０の額をそれぞれ３カ月間減額するとの補足説明がありました。

委員より，市長，副市長以外に現職員含めて処分があったのかとの質疑があり，当局から，減給処分が７名，訓告処分が５名，合計１２名の職員を処分することになったなどの答弁がありました。

ほかにも委員から質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

以上で，総務企画委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお，御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君）　これから，各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，採決いたします。

議案第１号から議案第１４号までの１４件を一括して採決いたします。

この議案１４件に対する各委員長報告は，いずれも原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

この議案１４件は各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第１号から議案第１４号までの１４件については，いずれも原案可決されました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第２，陳情第１号　気象事業の整備拡充を求める陳情，陳情第３号　核兵器禁止条約の批准を求める陳情，陳情第４号　辺野古の新基地建設を中止，全国民の責任で解決をはかる陳情及び平成３０年陳情第７号　おがみ山・「日本復帰記念観光公園」（仮称）の整備に関する陳情，平成３０年陳情第９号　防衛省へ「奄美市へのミサイル部隊配備計画」について説明会を求める陳情を議題といたします。

この陳情５件に対する総務企画委員長の審査報告を求めます。

総務企画委員長（三島　照君）　それでは，総務企画委員会に付託されました陳情につきまして，審査の結果について御報告いたします。

総務企画委員会に付託されました陳情第１号　気象事業の整備拡充を求める陳情，陳情第３号　核兵器禁止条約の批准を求める陳情，陳情第４号　辺野古の新基地建設を中止，全国民の責任で解決をはかる陳情及び平成３０年陳情第７号　防衛省へ「奄美市へのミサイル部隊配備計画」について説明会を求める陳情についての４件の審査結果は，お手元に配付してあります総務企画委員会審査報告書のとおりであります。

以下，その審査の結果について御報告いたします。

陳情第１号　気象事業の整備拡充を求める陳情の陳情者は，住所，奄美市名瀬仲勝町，国土交通省労働組合九州気象支部名瀬分会分会長松本泰幸さんです。

委員より，この陳情内容の自然災害から人命を守るため，より精度の高い，きめ細かい防災情報が提供できるように，気象庁の人員と予算を増やし，気象観測や予報技術開発の強化を求めるというのは，必要なことだと思いますなどの意見が多くありました。

採決の結果，この陳情につきましては，全会一致，採択すべきものと決しました。

次に，陳情第３号　核兵器禁止条約の批准を求める陳情の陳情者は，住所，奄美市名瀬長浜町，奄美地区労働組合総連合議長小野貴広さんです。

委員より，平成２８年１２月議会で全国の自治体１，７４１自治体中，今年２月６日現在までに，この意見書を採択した自治体は３５９自治体で，全体の２０．６パーセント，これを多いと見るか少ないと見るかということで，慎重な議会が多いと見られるので，もう少し慎重にという意見もありました。

また，他の委員より，１年前と情勢も余り変わっていないという意見もありましたが，ほかにも多くの質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

採決の結果，この陳情につきましては賛成少数のため，不採択とすべきものと決しました。

次に，陳情第４号　辺野古の新基地建設を中止，全国民の責任で解決をはかる陳情の陳情者は，住所，奄美市名瀬幸町，自然と文化を守る奄美会議共同代表大津幸夫さんと薗　博明さんからです。

委員より，私たちは国益を守り，領土を守り，国を守っていくという責任政党でありますので，このことに関しては反対。

また，他の委員より，この第１列島線の要として，この基地は必要だと思うなどの質疑がありました。

他の委員からも質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

採決の結果，この陳情につきましては賛成少数，不採択とすべきものと決しました。

次に，陳情第７号　おがみ山・「日本復帰記念観光公園」（仮称）の整備に関する陳情の陳情者は，住所，奄美市名瀬大字小宿，奄美群島日本復帰６５周年記念民間団体実行委員長，大津幸夫さんからです。

委員より，気持ちは復帰の顕彰する施設をつくりたいという思いには非常に賛同しますが，おがみ山に公園という形というのは，現実的に無理だと思いますという意見があり，また，他の委員より，最終的に日本復帰の観光公園で，あと野外博物館というのは，趣旨はわかるが，などの意見もありました。

ほかにも質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

採決の結果，この陳情につきましては賛成少数，不採択とすべきものと決まりました。

最後に，継続審査となっていました平成３０年陳情第９号　防衛省へ「奄美市へのミサイル部隊配備計画」について説明会を求める陳情については，陳情者は，住所，奄美市名瀬幸町，戦争のための自衛隊配備に反対する奄美ネット代表，城村典文さんです。

当局より説明があり，奄美駐屯地における部隊の活動や訓練内容等について，説明会の開催ができるかどうか，防衛省と協議を進めているところだという報告があり，委員より，奄美市が要請している中で，市議会として防衛省に求めることは，タイミング的にできないのではなどの意見がありました。

ほかにも質疑がありましたが，この際，省略させていただきます。

採決の結果，この陳情につきましては賛成少数，不採択とすべきものと決しました。

以上をもちまして，総務企画委員会に付託されました陳情の審査内容の報告を終わります。なお，御質問がございましたら他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（師玉敏代君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論の際は，件名を明らかにした上で討論するよう願います。

通告がありますので，日本共産党，﨑田信正君の発言を許可いたします。

１７番（﨑田信正君）　おはようございます。日本共産党の﨑田信正です。私は，陳情第３号　核兵器禁止条約の批准を求める陳情，陳情第４号　辺野古の新基地建設を中止，全国民の責任で解決をはかる陳情及び平成３０年陳情第９号　防衛省へ「奄美市へのミサイル部隊配備計画」について説明会を求める陳情の３件について，いずれも採択すべきとの立場で討論を行います。

まず，陳情第３号　核兵器禁止条約の批准を求める陳情についてですが，陳情事項は，核兵器禁止条約を批准するよう，日本政府に働きかけてくださいというものです。核兵器禁止条約に関する陳情は，２０１８年第１回定例会でも同様の趣旨の陳情が出されました。このときも，採択を求めて，私は討論に立ちましたが，残念ながら賛成を得ることができず，不採択となりました。

２０１７年７月７日に核兵器を全面的に違法と断じた核兵器禁止条約が国連で不採択をされましたが，日本が参加しないことに対して，各方面から調印に批准すべきだとの声が上がっており，地方議会でも２０１８年１月の１１３議会から，２０１８年９月には３０１に，そして今年１月には３５８議会へと広がっており，全会一致で可決する議会も少なくありません。本来，唯一の戦争被爆国として，日本政府が率先して核兵器禁止を訴えれば説得力もあります。そして迫力もある発信ができると思いますが，アメリカの核の傘にあることから，アメリカと行動を共にしています。

しかし，そのアメリカ国内でも，陳情趣旨にあるとおり，核兵器禁止条約を支持する決議が大都市を含む議会に広がっております。戦争などあってはならないものでありますけれども，国際法で禁止をされている兵器があります。ナパーム弾，クラスター爆弾，そして毒ガスなどの化学兵器や細菌・ウイルスなどの生物兵器でありま

す。そして，１９９１年の湾岸戦争でアメリカ，イギリス軍が大量に使用した劣化ウラン弾があります。

しかし，この禁止兵器には，まだ核兵器は含まれておりません。核の悲惨さは広島，長崎の惨状を見れば一目瞭然です。核兵器をめぐっては，国連でも核兵器不拡散条約など，いろいろとありますけれども，いずれも全面的に禁止するものとはなっていません。この核兵器禁止条約は，核兵器に悪の烙印を押し，全面禁止を求めた画期的なものであります。そして，この背景には，６５年間に及ぶ，被爆者を先頭とする核廃絶を願う粘り強い運動があり，条約の前文には，被爆者にもたらされた容認しがたい苦悩と損害に留意すると明記されました。今，実現に向けた運動が全世界で進められております。ぜひ被爆者の願いに応え，唯一の戦争被爆国の日本が全世界の願いに応えることを求めて，奄美市議会が全会一致で採択するよう強く願っております。

次に，陳情第４号　辺野古の新基地建設を中止，全国民の責任で解決をはかる陳情についてです。

陳情事項は，沖縄県辺野古の新基地建設を中止し，普天間基地の早期移転について，全国民の責任で解決を図ることとなっております。この陳情が出されたのは，陳情受付締切日の関係で，２月１２日となっております。沖縄県の住民投票の結果が出る前ですが，辺野古の新基地建設については，政府が県民の願いに逆らって，辺野古への土砂投入を強行するなど，既成事実を積み重ねようとしている中で，沖縄県民が決してあきらめない，この決意を示したのが２月２４日に実施をされた沖縄県民投票です。翁長知事が亡くなる直前の記者会見ではこう述べられております。「いろいろと土砂を投げ入れようとしたり，あるいは４メートルの壁をつくって，歩行者道路を縮めたり，あるいは直接新辺野古でない場合も，この重機などを住民の上，村民の上から運んでいく。私は，こういうことを政府がやることについて，日本国民などが全く違和感のない中で，沖縄につくるのは当たり前だというようなものがあるのではないかということで，大変私個人的には憤りを持って見ている」と述べられております。

これまで，私たちも，常々，兄弟島と呼び，戦後の米軍統治下から復帰運動を共に戦った沖縄が，今なお基地被害に苦しんでいる。この現状をこのままにしてはならないことは，奄美に住む者として思いを一つにすることができるものだと思っております。

なお，この陳情項目では，普天間基地の早期移転と記述をされておりますけれども，日本共産党市議団は，普天間基地は米軍が銃剣とブルドーザーで無理やりつくった基地であり，無条件返還が当然であり，これこそ最善の策だと考えております。日本のどこであっても，新たな米軍基地をつくることには反対を表明をいたします。皆さん方も記憶に残っていることと思いますけれども，徳之島に米軍基地建設，移設，海兵隊の訓練基地の計画が表面化したときに，奄美郡民は，復帰闘争同様，一丸となって超党派で行動いたしました。２０１０年３月２８日に天城町で大集会が開催され，まだ，感動的に記憶に鮮明に残っているのが４月１８日，徳之島亀津漁港で１万人集会と称して１万５，０００人が大集結した米軍基地徳之島移設断固反対１万人集会です。そして，奄美市でも５月１９日に名瀬小学校体育館で集会が持たれました。陳情では，日本国内でつくることを求めていないと思います。全国民と責任と言った場合，国民の総意で無条件返還，移転するならアメリカ国内へとの国民の総意がつくられるようにすべきだと考えております。

沖縄県民が辺野古新基地建設反対を明確に示した今，その民意を尊重して，この陳情の採択を求めます。

最後に，平成３０年陳情第９号　防衛省へ「奄美市へのミサイル部隊配備計画」について説明会を求める陳情についてですが，この件につきましては，さきの一般質問でも述べたとおり，日本共産党市議団は節目となる事柄については，基本的に行政や議会議員は住民に丁寧に説明することが必要だと考えております。中途半端な情報や説明は混乱を招くという思いがあるのかもしれませんが，準備段階，計画段階から，積極的に住民と話し合う，意見を聞くというスタイルが必要かと思います。住民説明会の開催がほとんど決定事項の報告のようなことにならないようにすることも留意することが必要であります。

世界自然遺産の登録を目指す奄美にあって，ミサイル部隊というのは，やはりそぐわないと感じる人がいれば，積極的に説明会を開催することが必要です。当局も，市民に周知する機会を設けること等について，現在，九州防衛局と検討を進めると答弁をされております。これは，私の一般質問での答弁でありますけれども，しかし，周知ということでは住民の声を行政に生かすための説明会とは若干違和感があります。議会と当局は車の両輪とも言われます。議会としても，こらからの奄美市の大きな節目となることであり，説明会の開催を積極的に求めることが必要であり，これも採択を求めたいと思います。

以上で，陳情３件についての採択を求める討論を終わります。

議長（師玉敏代君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，この陳情５件について採決を行います。

採決は，これを分割して行います。

初めに，陳情第１号　気象事業の整備拡充を求める陳情を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，陳情第１号は採択することに決定いたしました。

この際，念のため申し上げます。委員会が不採択のときは，本会議において改めて採否をお諮りすることになっておりますので，表決に当たっては御注意願います。

次に，陳情第３号　核兵器禁止条約の批准を求める陳情について採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件はこれを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって，陳情第３号は不採択とすることに決定いたしました。

次に，陳情第４号　辺野古の新基地建設を中止，全国民の責任で解決をはかる陳情について採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件はこれを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって，陳情第４号は不採択とすることに決定いたしました。

次に，平成３０年陳情第７号　おがみ山・「日本復帰記念観光公園」（仮称）の整備に関する陳情について採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件はこれを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって，平成３０年陳情第７号は不採択とすることに決定いたしました。

次に，平成３０年陳情第９号　防衛省へ「奄美市へのミサイル部隊配備計画」について説明会を求める陳情について採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件はこれを採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立少数であります。

よって，平成３０年陳情第９号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

１０時４５分，再開いたします。（午前１０時３０分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時４５分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第３，議案第１５号　平成３１年度奄美市一般会計予算についてから議案第３３号　奄美市空き家等対策の推進に関する条例の制定についてまでの１９件について，一括して議題といたします。

ただいまの議案１９件に対する質疑に入ります。

なお，議案に対する質疑でありますので，所見等は述べないようにお願いいたします。

通告がありますので，順次発言を許可いたします。

初めに，自由民主党，奥　輝人君の発言を許可いたします。

２１番（奥　輝人君）　議場の皆さん，市民の皆さん，きゅうやうがみんしょら，おはようございます。あらかじめ通告しています総括質疑を行います。

差しかえがありましたので，差しかえのその用紙でいきたいと思います。

議案第１５号　平成３１年度奄美市一般会計予算書１０６ページ，肉用牛生産基盤維持緊急支援対策事業費補助金３５０万円について，（１）繁殖雌牛導入に対する補助を行い，繁殖雌牛の増頭及び更新を促進し，畜産経営の安定を図るとなっていますが，具体的な内容について伺います。

同じく，予算書の１０６ページ，新規豚増頭支援対策事業費補助金１４万５，０００円についてであります。養豚農家の母豚及び種豚の導入に対する補助を行い，規模拡大及び品質向上を図るとなっていますが，具体的な内容について伺います。

あとの質疑からは議席で行います。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

農林振興課長（栄　広久君）　おはようございます。まず，肉用牛生産基盤維持緊急支援対策事業費補助金の御質問についてお答えします。

近年の子牛競り価格の高値傾向の中，肉用牛生産農家につきましては，農業経営の安定や生産意欲の増進に寄与している一方で，肉用繁殖雌牛の導入に係る経費増加に伴い，繁殖雌牛の改良並びに規模拡大がなかなか進まない現状であります。

このような状況の中，肉用繁殖雌牛の導入に対し，補助を行うことによりまして，繁殖雌牛の改良促進と規模拡大を促し，肉用牛農家の経営安定と本市肉用牛生産の振興を図ることを目的としております。

内容としましては，肉用繁殖雌牛をセリ市で購入した場合，１頭当たり７万円以内，自家保留牛の場合には１頭当たり３万５，０００円以内を補助金として交付するものです。

肉用繁殖雌牛を購入により導入する際の条件としましては，購入価格が５０万円以上のものを予定しております。

また，自家保留にて導入する際の条件としましては，導入時の笠利市場での子牛セリ市の平均価格が５０万円以上で，導入する牛の枝肉重量，もしくは，難しいんですけども，脂肪交雑の期待育種価というのがありまして，それがＡ級以上のもの，ある程度いいものを入れた場合に対象ということとしております。

この事業により，肉用繁殖雌牛の改良並びに規模拡大の推進，肉用牛農家の経営安定と畜産振興が図れるものと考えております。

次に，豚増頭支援対策事業についてお答えいたします。

議員御承知のとおり，奄美大島において，豚は島料理に欠かすことのできない伝統的な食文化を構成しており

ます。

また，近年，大型クルーズ船の寄港増加，ＬＣＣ航空事業者の算入などにより，奄美大島への入り込み客数は増加しており，地場産食肉の需要及び利用価値は広がりつつあります。あわせて奄美の食文化の中心的役割を担う奄美大島食肉処理施設の整備も計画しており，今後，養豚農家については増頭による規模拡大や生産の向上を図っていく予定であります。

これらの中，繁殖用豚の増頭に対する補助を行うことにより，養豚農家の規模拡大及び品質向上を図るものであります。

内容としましては，養豚農家が毎年行っております飼養状況報告をもとに，当該年度において，生後６カ月以上の繁殖用雌豚，母豚でございます。の増頭１頭につき２万円以内，同じく生後６カ月以上の繁殖用雄豚，これ種豚でございます。の増頭１頭につき１万５，０００円以内を補助金として交付するものです。

この事業の導入により，養豚農家の生産安定につながるものと考えておりますので，御理解を賜りたいと存じます。以上です。

２１番（奥　輝人君）　今の説明でよく理解できました。一応，肉用牛については，この合併する前に，旧笠利町では，こういった補助金等がありまして，合併と同時にこれが一応廃止されたということもありました。その点で，また，自分のほうも一般質問等でこういうことを復活してほしいという要望をしてきたところでありましたけど，今回，このような事業がまた新規に導入されるということは，農家の皆さんも喜ばしいと思います。

そういった意味で，今，農林課長のほうから答弁がありましたけど，再度質問をしたいと思います。

今，飼養牛に対しては７万円以内，そして自家保留牛ですと３万５，０００円以内という内容の説明がありましたけど，この査定について，その根底について，どのような方法でこの金額が決定されたのかを伺いたいと思います。

それと，豚についてでありますけど，豚も今，養豚農家も若干増えつつあると思います。また，豚の母豚も増加傾向だと認識しております。この養豚農家については，今まで何らかの事業とか，予算関係の補助事業等がなかったのが実情だと思っております。今後，養豚農家を育成していくために，また，そういった島豚の銘柄確立をさせるためには，この事業でやっぱり規模拡大が図られれば，養豚農家もやっぱり育成，底上げにもなると思いますので，本当，喜ばしい事業であるかと思います。

それで，養豚農家の歳出でありますけれど，今の奄美市の養豚農家の戸数と母豚の頭数，また，種豚の頭数などなど，わかる範囲で答弁していただきたいと思います。

農林振興課長（栄　広久君）　この事業の補助金額の根拠ということですが，肉用牛生産基盤維持緊急支援対策事業の肉用繁殖雌牛を購入により導入した際の補助金１頭当たり７万円以内の補助金につきましては，繁殖雌牛導入後の育成期間，約６カ月なんですが，に係る費用の補助として考えております。

具体的には，繁殖雌牛の育成期間が６カ月間の餌代として約１３万３，０００円ぐらいかかります。この一部の助成として，おおむね半分の１頭当たり７万円を補助としたところでございます。

自家保留牛の場合は，購入するものよりも経費がかからないことから，補助金は購入する際の半額としております。

なお，大島本島でのその他町村の肉用繁殖雌牛導入に対する取り組み例としましては，瀬戸内町が１頭当たり７万円，龍郷町につきましては１頭当たり３万円で，あと龍郷町の町有牛につきましては，競り価格と３３万円の差額の２分の１ということで事業を行っております。

あと，豚の現在の飼養頭数の件なんですが，３１年２月１日現在の奄美市における豚の飼養状況は，飼養戸数が６戸です。飼養頭数が５１６頭，うち６カ月以上の繁殖用雌豚が８９頭，６カ月以上の繁殖用雄が１５頭という状況になっております。以上です。

議長（師玉敏代君）　奥　輝人君，３回目です。

２１番（奥　輝人君）　わかりました。今の説明を聞いて，これは畜産農家に対する熱いやっぱり思いが感じられました。一応，畜産農家も肉用牛やっている牛農家も，本当，相場が高くて，この相場が高い，高くてまた，増頭しているということで，この市でも増額になっているのかなという，私はお願いしております。そういったことでも，やはり税金を納めているという，そういった貢献度も高いのが畜産農家であるかと思っておりますので，本当にこれは農家にとっては喜ばしいことであると思います。

また，豚のほうも，今後，先ほど言いましたけど，今，奄美市で６農家ということでありましたけど，平成３４年には食肉処理センターが完成する運びとなっておりますので，それに向けて，やっぱり奄美の島豚をどうにかブランド化できるように，食肉処理センターを活用しながら，島の豚がやっぱり皆の中に入れるような，そのような手助けとなるような，事業だと思いますので，養豚農家も本当うれしいと，喜ばしいと思っておりますので，今後の肉用牛並びに養豚農家のさらなる底上げと，今後，ますます期待をしまして，私の総括質疑はこれで終わりたいと思います。以上です。

議長（師玉敏代君）　次に，社会民主党，関　誠之君の発言を許可いたします。

１５番（関　誠之君）　議場の皆さん，市民の皆さん，おはようございます。社会民主党，社民党の関　誠之でございます。

議案第１５号　平成３１年度奄美市一般会計予算について質疑をいたしたいと思います。

１１ページ，予算書の１１ページでありますが，第２表債務負担行為について，株式会社商工組合中央金庫が本場大島紬販売協同組合及び本場奄美大島紬協同組合に資金を貸し付けたことによる損失を受けたとき，市がその損失を保証するという債務負担行為をいたしておりますけれども，それについて質疑をいたします。

①今年度予算で貸付金として，本場奄美大島紬販売改革預託金３，１００万円を計上しております。紬協会の預託金は幾らになるのか，また，紬組合，販売組合の平成２９年度，または３０年度の融資額，融資残高を示すとともに，両組合の融資合計残高は幾らになるのかお答えください。

２つ目として，両組合の収支状況と純資産合計，また借入金についてお答えをいただきたいと思います。

２つ目，（２）１９ページ，歳入，２款４項１目１節森林環境譲与税４５５万６，０００円について，１つ目，森林環境譲与税基金として積み立てして，私有林の管理に充当する目的財源となっているようだが，制度の概要と配分基準が私有林面積，林業就業者数，人口となっておりますけれども，それぞれの数値と私有林の林野率をお示ししていただきたいと思います。

２つ目は，奄美市としての具体的な使途についてお示しをいただきたいと思います。

３つ目は，平成３６年度から森林環境税の課税が始まりますけれども，考えられる問題点は何だと思いますか，お答えをいただきたいと思います。

（３）８９ページ，３款２項７目児童育成事業費，１９節負担金７，０００万の現況と今後の課題，見通しについてお答えいただきたいと思います。平成２９年度に４，１８５万４，０００円だったのが，かなり伸びておると思いますが，その件についても同時にお答えいただきたいと思います。

４番目は，（４）は１０４ページ，６款１項３目１３節委託料，農業振興地域整備計画更新業務２，５９０万円の業務委託のあり方と計画の内容，目的を示すとともに，前回はいつどのような計画づくりをしたのか，計画年度の期限はどうであったのかについてお答えください。

（５）１０５ページ，６款１項３目１９節農林水産輸送費コスト支援補助金１，７５９万８，０００円の拡充策の説明と昨年の実績についてお示しをいただきたいと思います。

（６）１２６ページ，８款２項３目１５節排水機場整備工事２億２，３００万について，総事業費が工事予定の５億円を超え，約７億５，０００万まで増額されているが，平成３１年度時点における総事業費と各年度の執行率，現在の予算額を示していただきたいと思います。

（７）１４０ページ，１０款１項２目８節報償費に特別支援教育支援員謝金２，９５５万８，０００円が昨年の賃金から組み替えられていますけれども，その意図は何だかお答えをいただきたいと思います。

（８）１０８ページ，１０款４項１目１５節奄美幼稚園工事請負費が計上されておりますけれども，認定こど

も園に移行に伴う施設整備の概要と今後の認定こども園の計画工程を示すとともに，移行する認定こども園の内容があれば説明をいただきたいと思います。

最後になりますけれども，１５９ページ，１０款６項２目１３節施設管理運営等業務委託費に３，４６２万３，０００円について，前回，平成２６年４月の更新時期に決算での運営委託料が年間５３３万８，８５６円の増額となって，そのときも指摘をいたしましたけれども，今回，３１年度の委託契約でも予算ベースで８６４万３，０００円の増額となっておりますけれども，その原因は何なのかお答えいただきたいと思います。

あわせて，業務委託に関する仕様書に，年ごとに財務報告書，いわゆる業務委託の財務報告書でありますけれども，提出が義務づけられていますが，私が資料請求したときには，それは出されてなくて，後日，これを取るというようなことも言われておりましたが，どうなっておるのか状況をお伺いします。

２つ目は，５年前から委託契約のあり方を指摘しておりましたが，さきの一般質問で７月まで，この夏まで延長だと，１学期延長だというようなことが答弁されておりますけども，なぜ５年前から３月３１日に終了を迎えるということがわかっておるにもかかわらず，この契約が継続されて移行されるかの原因についてもお答えいただきたいと思っています。以上です。

議長（師玉敏代君）　答弁を求めます。

紬観光課長（島袋　修君）　おはようございます。３１年度予算に計上しております紬組合及び販売組合の預託金額についてお答えいたします。

紬組合につきましては，預託金額１，０００万円，本市の預託金額２，８００万円，合わせまして合計３，８００万円となります。

販売組合につきましては，預託金額２，７００万円，本市の預託金額３００万円と合わせまして合計３，０００万円となります。

次に，両組合の２９年度及び３０年度の年度当初の融資金額と年度末の融資残額についてお答えいたします。

紬組合につきましては，２９年度融資額は１億９，７８０万９，０００円，同年度末の融資残額は１億９，２４４万４，０００円となっております。

３０年度融資額は２９年度の融資残額と同額の１億９，２４４万４，０００円，本年２月末の融資残額は１億８，５８６万２，０００円となっております。

次に，販売組合につきましては，２９年度融資額は１億６，５００万円，同年度末の融資残額は１億６，０００万円となっております。

３０年度融資金額は，２９年度の融資残額と同額の１億６，０００万円，本年２月末の融資残額は１億５，０００万円となっております。

両組合の融資合計残額は，先ほど申し上げました紬組合１億８，５８６万２，０００円と，販売組合１億５，０００万円の合計３億３，５８６万２，０００円となっております。以上です。

農林振興課長（栄　広久君）　それでは，（２）の①のほうから御説明いたします。

森林環境譲与税は，我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため，森林資源の適切な管理推進を目的として，森林の間伐や人材育成，担い手の確保，木材利用の促進や普及啓発等の地方財源を安定的に確保する観点から，平成３１年度税制改正において創設されました。

鹿児島県が作成した譲与額試算表によりますと，奄美市につきましては私有林の人工林面積，これ私有林でございます。が５２５ヘクタール，林業就業者数４３人，人口４万３，１５０人となっております。

また，奄美市における林野面積２万４，１７８ヘクタールに対する私有林の人工林面積５２５ヘクタールの割合は２．１７ペーセントとなっております。

次に，②のほうです。奄美市としての具体的使途についてでございますが，森林環境譲与税の使途につきましては，県が示した例としまして，間伐等の森林整備，人材育成，担い手の確保，木材利用促進，普及啓発活動等がありますが，奄美市としては，まだ具体的に定めてはおりませんので，一旦，基金として積み立てることとい

たしました。

今後，県内他の市町村の動向や県の助言を受けながら使途を定めてまいりたいと考えております。

次に，（４）の農業振興地域整備計画更新業務２，５９０万円についてでございます。

議員御質問の委託業務のあり方につきましては，実績等を考慮した競争入札が基本となるものと思われますが，他市での業務のあり方等を参考に適正な執行に努めてまいりたいと考えております。

計画を作成する目的につきましては，総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について，その地域の整理に必要な農業施策を計画的に推進することを目的に計画を策定いたします。

計画の内容といたしましては，農用地利用計画として，今後１０年以上にわたり，農業用の利用を確保すべき土地の区域として，農用地区域の設定を行います。その上で，農業振興地域の一体的な整備を推進するためのマスタープランを作成いたします。

前回の策定につきましては，平成１８年度の市町村合併により，奄美市としての計画を策定する必要があったため，これまでの３地区の土地利用の方向性を尊重する形で統一した計画を平成２２年３月に策定しております。計画年度の期限については定めておりませんが，おおむね１０年先を見据えた計画を策定することとなっております。

次に，（５）の農林水産輸送コスト支援事業補助金についてでございます。

農林水産輸送コスト支援事業補助金の拡充案につきましては，現在，国会において改正法案及び予算案が審議されているところでございます。その中で，拡充案として示されているものが２点ございます。１つは，加工品に対する輸送コスト支援です。奄美群島内で製造し，本土へ出荷する企業，団体について，奄美群島の出荷港と県，本土の港間の輸送コストへの支援策です。

２点目として，農林水産物の生産に係る原材料等の移入コストと支援でございます。

奄美群島で農林水産物を生産し，本土へ出荷する団体に対し，農林水産物１品目に対する原材料と１品目の移入，すなわち県本土の出荷港から奄美群島の港までの輸送コストに対する支援でございます。

ただし，先ほど説明しましたとおり，現在，国会において，改正法案及び予算案が審議されているところであり，また，奄振交付金の拡充部分についても，国，県において，具体的な制度設計に係る調整途中であり，今後の振興計画の策定により決定されているものと認識しております。

次に，昨年度の奄美市における事業実績について説明いたします。

平成２９年度の実績として１，１３８万３，９７９円を支援事業として補助しております。

内訳といたしまして，農産物４品目に対して１４９万５，２４５円，水産物１１品目に対し９８８万８，７３４円を計上しております。以上です。

税務課長（藤原俊輔君）　それでは，（２）の③平成３６年度から課税が始まる森林環境税についてお答えします。

まず，現在の個人住民税の均等割額は，市町村民税が３，０００円，都道府県民税が１，０００円で４，０００円となっております。

それに加算して，平成２６年から平成３５年までの間，東日本大震災を教訓として，全国で実施する防災施策適用分として１，０００円，さらに鹿児島県においては，平成３１年度末まで森林環境水源環境の保全を目的とした超過課税として５００円を追加して，合計５，５００円の課税を行っております。

平成３２年度からは，この鹿児島県の森林環境税５００円が終了することにより，均等割額は５，０００円となります。

議員お尋ねの森林環境税は，平成３６年度から１人年額１，０００円を予定しており，住民税の均等割額に合わせて，市町村において徴収を行う予定でございますが，導入される前年度末の平成３５年度末で東日本大震災に係る防災施策対応分につきましては廃止されるため，平成３６年度からの住民税均等割額は増減なしの総額５，０００円となる予定でございます。

課税事務に当たっては，特に問題はないと考えておりますが，新たな税金の創設でございますので，納税者への事前説明を行ってまいりたいと存じます。

福祉政策課長（石神康郎君）　それでは，（３）放課後児童クラブ運営補助金７，０００万円の現況と今後の課題，見通しについてお答えいたします。

放課後児童クラブにつきましては，平成２９年度は名瀬地区に７クラブ，８クラス，笠利地区に１クラブ，住用地区に１クラブの合計９クラブ，１０クラスでございました。

平成３０年度は，名瀬地区に７クラブ，９クラス，笠利地区に２クラブ，住用地区に１クラブの合計１０クラブ，１２クラスでございます。

平成３１年度は，平成３０年度に奄美小学校区で公募したクラブが本年４月から開設する予定となっておりますので，１１クラブ，１３クラスになる予定でございます。

また，年々放課後児童クラブ運営補助金が伸びておりますが，その要因といたしましては，児童クラブ運営主体やクラスの増設，運営補助金の基準額の見直し，放課後児童支援員の処遇改善事業の導入によるものでございます。

今後の主な課題といたしましては，朝日小学校区では，小学校の余裕教室と校庭の専用のプレハブ施設を利用して，２クラブ３クラスで運営しておりますが，今後，自衛隊関係者の児童の増加が見込まれる中，放課後児童クラブの施設の増設が考えられます。

今後の見通しにつきましては，放課後児童クラブのニーズは朝日小学校区に限らず，自衛隊関係者や共働き世帯の増加等により，引き続き増加していくのではないかと推測しております。

そのため，必要なニーズを見極め，必要なクラブ数の整備及び放課後児童クラブで働く支援員の方の処遇改善に取り組んでまいりたいと考えておりますので，御理解を賜わりたいと存じます。

続きまして，（８）朝日幼稚園についてでございます。

初めに，朝日幼稚園の認定こども園移行に伴う施設整備工事の概要についてお答えいたします。

認定こども園につきましては，給食の提供が必要となっておりますが，朝日幼稚園につきましては，給食センターからの外部搬入で行うことを考えております。そのため，給食センターから搬入するために必要な受配施設の整備に必要な経費を計上しているところでございます。

また，朝日小学校区は，若い子育て世代が多く，教育，保育施設のニーズが非常に高い地域であり，今後もそのような傾向が続くことが想定されることから，保育室の増設などに必要な経費もあわせて計上しているところでございます。

さらに，今後の認定こども園の計画工程についてお答えいたします。

認定こども園の認可は県が行っており，認可申請の期限が毎年６月となっておりますので，これに向けて１号認定及び２号認定の利用定員や学級編成の計画，職員配置計画，園則など，運営に関する規定，園舎や園庭など，施設計画などの準備を進める必要があると考えております。

また，例年９月に次年度４月の新入園児の募集を行っていることから，入園事務の整理につきましても，これにあわせて２０１８年度の早い時期に行う必要があると考えているところでございます。

さらに，認定こども園の設置に関する条例改正も必要であると考えておりますので，教育委員会と協議してまいりたいと思います。

次に，認定こども園の内容について，お答えいたします。

認定こども園と現在の幼稚園の大きな違いは預かり保育と給食の提供になります。

現在，幼稚園では，月，火，木，金が午後２時まで。水曜日が午前中までの保育となっており，昼食が必要な月，火，木，金の４日間のうち，１日はパン給食で，残り３日は保護者が弁当を準備することとなっております。

預かり保育を利用している場合は，さらに水，土曜日も含めて，土日は保護者が弁当を準備することとなります。そのため，弁当の準備が保護者の大きな負担となっていることから，給食の提供は幼稚園を利用している保護者から多くの要望があると伺っているところでございます。

また，預かり保育についても，共働き世帯がふえてきており，ニーズが高いことから，平成２８年度から実施しているところでございます。

対象児童の年齢につきましては，園舎の規模や設備から，０歳から２歳の受け入れが難しいことから，３歳以上からの受け入れに限定したいと考えております。

現在，朝日小学校の附属幼稚園という位置づけでございますが，これを引き継ぎながら，認定こども園へ移行していきたいと考えております。

今後とも保護者の要望に応えるとともに，現在の運営形態をそれほど変えることなく，幼稚園現場に負担にならないように認定こども園への移行に取り組んでまいりたいと考えておりますので，御理解を賜わりたいと思います。以上でございます。

土木課長（保浦正博君）　それでは，排水機場整備工事についてお答えいたします。

本事業に関しまして，排水機場整備に係る詳細設計が平成２９年度に完了したことを受け，平成３０年度に総事業費を約８億円に増額したところでございます。

各年度の執行率は，平成２９年度末は執行額７，６００万円で９．５パーセント，平成３０年度末は執行額２億２，７００万で２８．４パーセントとなり，現在の予算残高は，平成３１年度予算も含めて，５億７，１５０万円となります。以上でございます。

学校教育課長（元野　弘君）　（７）特別支援教育支援員謝金を賃金から報賞費へ組み替えたことについてお答えいたします。

特別支援教育支援員の設置につきましては，平成２９年度まで報償費として予算計上しておりました。昨年度は給与形態を賃金に見合う形で組み替えたところでございます。そのような中，特別支援教育支援員として雇用するに当たっては，教育委員会や学校長と特別支援教育支援員が面談を行い，勤務内容や勤務時間等について協議をした上でお願いをしているところでございます。

しかしながら，学校により，個に応じた支援が多様なため，勤務内容や勤務時間が異なったり，行事等で勤務時間を変更することもあります。

また，特別支援教育支援員の希望により，勤務時間や勤務日数の調整により，雇用保険に加入できなかったり，扶養内での勤務を希望したいなどの理由で勤務時間を制限せざるを得ない状況もありました。

また，特別支援教育支援員の研修会等で直接意見を聞く機会を設けたりして，実態把握を行い，協議をした結果，特別支援教育支援員の現在の勤務状況から勘案して，報償費として取り扱うほうが望ましいと判断したところでございます。以上です。

地域教育課長（笠利）（南　三知子君）　笠利給食センターの運営費の施設管理費運営等，失礼いたしました。笠利給食センター運営費の施設管理運営等業務の増額分についてお答えいたします。

増額分につきましては，主に賃金の改正等による単価のアップ分と，１０月から導入されます消費税増額分でございます。年間では約１７２万８，０００円の増額となります。

続きまして，業務委託に関する仕様書の報告にあります業務委託料の報告の義務づけについての件につきましては，今まで受託業者への決算報告書だけの提出だけを求めていました。今後は，仕様書に記載されている業務委託関係の資料についても報告を求めて，確認していきたいと考えております。

委託契約の指摘にもありました。なぜ延長契約かという件に関しましては，準備期間や研修期間を十分に確保できる契約期間を検討した結果，奄美市立学校給食センターでの習熟期間を参考にして，８月の夏休み期間を業務開始に向けた準備期間として設定して契約期間の見直しをしました。平成３１年４月から７月末までは４カ月間の延長契約となりました。この間も，今までどおり安心安全な学校給食の提供ができるものと考えておりますので，御理解を賜りたいと思います。

紬観光課長（島袋　修君）　すいません。先ほどの御質問に一部答弁が抜けておりました。大変失礼いたしました。

質問番号１の（１）②両組合の収支状況と純資産合計，借入金についてお答えいたします。

両組合とも平成３０年度の事業，現在執行中でありますので，決算の一番新しい平成２９年度決算の数字をお示しいたします。借入額については，最新の金額を提示いたしたいと思います。

まず，紬組合につきましては，平成２９年度の決算で，収支状況がマイナス１，１９７万１，９０４円の赤字，

純資産合計が５０２万9，７９６円となっております。借入金につきましては，今年２月末で２億５，４４５万５，４００円となっております。

次に，販売組合につきましては，平成２９年度の決算で，収支状況が４０２万５，０００円の赤字，純資産合計が１，８１５万３，９３５円の赤字となっております。借入金につきましては，先ほども申し上げましたが，今年２月末で１億５，０００万円となっております。以上です。

１５番（関　誠之君）　細かいことは，あと予算委員会控えておりますので，そこでやりますが，少し初めてのこの森林環境税と債務負担，先ほどの学校給食センターの関係を少しお願いしたいと思います。

債務負担行為については，今，最後にありましたけれども，販売組合４０２万５，０００円の赤字で，１，８１５万３，９３５円の赤字だということで，借り入れが１億５，０００万，この辺を見ると，前もそれぞれ同僚議員が質疑をいたしましたけれども，この両組合について，まず１つ目は，両組合の販路開拓資金の借り入れに関して，債務保証，いわゆる連体保証がそれぞれどういう形でなされているのか，前，大熊の何丸ですか，あったときには，理事がちゃんと債務負担行為をしておったんですけれども，特に，この件についてお伺いしたい。

２つ目は，本場奄美大島紬販売協同組合の経営状況をどのように考えて，今，数字が出ましたけれども，当局としてはこれを捉えて，どのように考えになっているのか，さっきも少し言いましたけれども，本場大島紬との合併統合，言葉的にはどうかわかりませんが，皆さんが推進していくという回答をもらっておるわけですけれども，それからかなりの時間が経っているのもかかわらず，それがなされていない状況も含めて，今後の方向性なりを教えていただきたいというふうに思います。

森林環境税について，今，説明がありましたけれども，私としては，非常にこれ問題のある税金じゃないかなというふうに思っております。

そこで，地方交付税との関係を考えますと，懸念されることがあるんではないかなというようなこと，実は，自治体が自ら間伐を，先ほど説明がありましたけれども，行なって，経営管理を行うというようなことも法律に定められていますけれども，そういった事務費的なものも含めて，本来ならば地方財政計画で給与関係費等，保証財源を含めた増税を基準財政需要額に全額のっけてやれば事足りるにもかかわらず，このような難しいやり方でやるというようなことがなされておるが，その辺のことについて見解があればお示しをいただきたいと思います。

あと，この笠利の給食センターの委託問題というのは，５年前からこの終着点わかっているわけです。それを，時間がないから８月の夏休み期間を利用して次の，それを準備期間として，この４カ月の契約を延長するというのは，私は理解できないんです。５年前からわかっている。５年前にも五百数十万のこれ増額があって，そして，そのときも消費税という言葉でした。恐らく。ところが，消費税が抜けても，それ以上の増額があるわけです。

前，指摘をいたしましたとおり，この委託契約書の仕様書には，財務報告書というのが義務づけられておるわけです。義務づけなんです。これは，提出しなければならないと書いてあるんです。それをとらないということが，とれないということが，私には理解できないことでありますけれども，それがないために，詳しい分析が私でもできないわけです。私ができないということは，当局はできたのかもわかりませんけれども，そういうものを調べて，きちっと今までの経過を機能的にも出して，初めて８６４万３，０００円の増額が出てきたとは思いますけれども，余りにも大きな数字だなと，１２３万です，消費税で上がるのは，それに８００万というと，その辺のことも含めて，少し説明をしていただければと思います。以上です。

紬観光課長（島袋　修君）　それでは，両組合の債務保証につきましてお答えいたします。

紬協同組合の債務保証につきましては，理事９人中，７人の方が同組合の借入金の連帯保証人となっております。２人が連帯保証人になっていないのは，市商工観光部長及び龍郷町の企画観光課長が委員会理事で入っていることから，この２人は連帯保証人からは外れております。

次に，本場奄美大島紬販売協同組合におきましては，現在，代表理事のみが連帯保証人となっているところでございます。

また，本市においても，販路開拓資金の借り入れに当たって，取り扱い金融機関である商工中金との間で損失

保証契約を締結しており，来年度は融資額と同額の紬組合１億９，０００万円，販売組合１億５，０００万円，合計３億４，０００万円での損失保証契約を締結する予定となっております。

議員御指摘のとおり，販売組合の経営状況につきましては，平成２７年度から純資産合計が赤字に転じており，具体的な経営状況，経営改善の方策もなされずに現在に至っている状況です。

損失保証をしている本市の立場としましては，販売組合の財務状況，経営状況，先ほど決算状況を答弁，お答えしたとおり，非常に厳しい状況であり，自力による経営改善も見込めないことから，業界において，大島紬の市場価値を維持するためにも，産地両組合の合併が望ましいと考えており，既に両組合役員へはその旨の説明を行ったところでございます。

今後，両組合において，組織の再編を視野に入れた議論が展開されていくものと考えておりますが，合併を進めるに当たっては，関係団体の十分な理解と連携が必要であり，財務上の負担も伴うため，実務的にさまざまな困難が予想されます。

大島紬を後世に継承するためにも，本市としましても，両組合と積極的に協議を進めてまいりたいと存じます。

財政課長（國分正大君）　それでは，森林環境譲与税と交付税の関係について御説明いたします。

現時点において，国から示されておりますのは，平成３１年度の普通交付税算定において，基準財政収入額に算入されること，また，基準財政需要額におきましても，地方財政計画の重点課題対応分に計上された森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等の経費として，国全体で約２００億円程度を算定することとしております。

現時点において，具体的な制度設計は示されておりませんので，影響額につきましてはお示しはできませんが，いずれにいたしましても，森林環境譲与税に関する一般行政経費につきましては，交付税制度に反映されることが示されております。以上です。

地域教育課長（笠利）（南　三知子君）　業務委託料の増額分につきましては，先ほど関議員さんからもありましたように，８６４万３，０００円の増額につきましては，５年間の増額分となりまして，１年分に直しますと１７２万８，０００円の増額となります。

仕様書に記載されている決算報告書につきましては，今まで財務報告書の提出で経営状況を把握して確認しておりました。今後は，こちらの認識不足でしたので，仕様書に記載されている業務委託関係の資料についても，今後は報告を求めて確認をしていきたいと思います。

契約の延長契約につきましては，先ほども言いましたように，８月の夏休み期間を準備期間として設けるほうが適切じゃないかなという見直しがありまして，延長契約となりました。

以上です。

１５番（関　誠之君）　紬協同組合のことについては，大変スピードが遅いというような感じがするんです。やはり，今まで育ってきた紬産業でありますから，もう時代の流れとともに，組織も再編をして，京の問屋がどうのこうのという時代は終わったわけですから，そうすると紬販売組合の目的も，ある意味，収束をしてきているんではないか。もっと言えば，紬組合でそれは一括をしてできるような状況になるんではないか。そうすると，一番心配なのは，この債務負担行為，市がやっております販売組合に対する，また，１億５，０００万借りておりますけれども，そういったことをどういうふうな形でうまくやっていくのか，知恵を出さなければいけない。これはもう前から言われておることですけれども，そういう中で，もう何年も同じような答弁で来ておりますけれども，本当に，これ政策的な問題なりもありますから，そういったことについて，もし，大変申し訳ありませんけども，市長，首長としての何かコメントがあれば出していただきたいなというふうに思います。

それと，森林環境税が２０２４年，平成３６年度から１，０００円上乗せがあるんですけれども，森林環境譲与税ということで，これが２０２４年度からもう課税をされ，森林環境譲与税というのが特別歳計，いわゆる交付税及び譲与税配付金特別会計というのがあるんですけれども，そこからを原資に，２０１９年度から実施をされると，いわゆる２００億，全国ですけれども，２００億円を４年間，５年になるんですか，やって，今言った

基金から，あと，税金をとって，取り崩して配分したものは埋めていくというような形になっているようですけれども，心配するのは，地方税でありますから，その地方税を事実上課税標準とする国，国税の導入になってしまわないかなというのが１点と，先ほど言った地方交付税の関係は，財源保証という面から見て，自治体の独自の財源保証の観点からいけば，住民税の超過課税方式をモデルとしてこの課税でありますが，そういったこと，地方譲与税というのは，基本的には一般財源，決算の段階では一般財源に入れられておりますけれども，それが特会に入る，こういったあり方というのが非常に問題であるというふうに思っておりますので，そのことについて再度，財政のほうから何かあればお示しをいただきたいということと，とにかく学校の給食センターの問題は，もう５年も前から言ってきてというような気がいたしますので，やはりスピーディに何でも早く行政進めていかなければ，時を逸して，今のような状況になるのではないかなというふうに思いますし，ぜひその辺のことも改めながらやっていただきたいなということを申し上げて，終わりたいと思います。

紬観光課長（島袋　修君）　議員御指摘のように，全国の和装産地においても，やはり生産量，生産額ともに減少傾向にあり，その流れは常に継続している状況であります。

大島紬においても，その生産量，生産額は年々減少しており，平成３０年の生産反数は４，０００反を割り込んでいる状況でございます。

大島紬を含め，和服，和装，着物においても，全国的には，やはり一定の需要はあり，需要と供給のバランスの中で，いずれは下げ止まるものと思っているところであります。

生産反数の減少もありますけれども，後継者の問題など，紬業界を取り巻く多くの課題があるのも現実であります。

議員御指摘のように，この業界，合併も含め，スピード感を持って取り組んでいくということで，この問題につきましては，喫緊の課題であると認識しているところであります。

この長い歴史と伝統のあるこの本場奄美大島紬の産地を守るためにも，市といたしまして，両組合と連携し，関係機関とも協議を行い，この課題に積極的に取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

財政課長（國分正大君）　譲与税の件ですが，譲与税の考え方，財源の扱いにつきましては，議員が説明したとおりでございます。

今回の森林環境条例につきましては，先ほども申しましたが，制度設計がまだ具体的に示されておりませんので，今年７月ぐらいになる普通交付税の算定作業の中で具体的に分析をしていきたいと考えておりますので，機会があれば，また説明をさせていただきたいと思いますので，御理解をお願いいたします。

以上です。

議長（師玉敏代君）　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議案といたしました議案第１５号から議案第３３号までの１９件については，１２人の委員をもって構成する一般会計予算等審査特別委員会及び１１人の委員をもって構成する特別会計予算等審査特別委員会を設置し，これに付託の上，審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，ただいま議題といたしました議案１９件については，両特別委員会を設置し，これに付託の上，審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計予算等審査特別委員会の委員に，橋口耕太郎君，栄　ヤスエ君，津畑　誠君，

松山さおり君，林山克巳君，平川久嘉君，元野景一君，川口幸義君，安田壮平君，関　誠之君，三島　照君，里秀和君の１２人を，また，特別会計予算等審査当別委員会の委員に，与　勝広君，大迫勝史君，渡　雅之君，竹山耕平君，西　公郎君，﨑田信正君，戸内恭次君，奥　輝人君，伊東隆吉君，橋口和仁君，多田義一君の１１人をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，ただいま申し上げました諸君を先ほど設置されました両特別委員会の委員に指名いたします。

議案第１５号　平成３１年度奄美市一般会計予算について，議案第２７号　奄美市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてから議案第３０号　奄美企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について，議案第３２号　奄美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について，議案第３３号　奄美市空き家等対策の推進に関する条例の制定についてまでの以上７件は，これを一般会計予算等審査特別委員会に，議案第１６号　平成３１年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算についてから議案第２６号　平成３１年度奄美市水道事業会計予算について及び議案第３１号　奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上１２件は，これを特別会計予算等審査特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正・副委員長互選のため，暫時休憩いたします。（午前１１時５１分）

一般会計予算等審査特別委員会委員の諸君は第一委員会室，特別会計予算等審査特別委員会委員の諸君は議員控室に御参集ください。

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午後０時００分）

先ほど設置されました両特別委員会の正・副委員長の互選の結果について報告いたします。一般会計予算等審査特別委員会の委員長に栄　ヤスエ君，同じく副委員長に林山克巳君が互選されました。また，特別会計予算等審査特別委員会の委員長に奥　輝人君，同じく副委員長に竹山耕平君が互選されました。

以上のとおりであります

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第４，議案第３４号　新たに生じた土地の確認について及び議案第３５号　町の区域変更についての２件を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　ただいま上程されました議案第３４号及び議案第３５号につきまして，提案理由を御説明申し上げます。

議案第３４号　新たに生じた土地の確認について及び議案第３５号　町の区域変更につきましては，名瀬港本港地区の埋め立て工事が竣工しましたので，当該埋立地を本市の区域内の土地として確認し，あわせまして名瀬矢之脇町に編入するため，町の区域を変更しようとするものでございます。

何とぞ御審議の上，議決してくださいますようお願いいたします。

議長（師玉敏代君）　これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案第３４号及び議案第３５号については，一般会計予算等審査特別委員会に付託の上，審査することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，ただいま議題といたしました議案第３４号及び議案第３５号については，一般会計予算等審査特別委員会に付託の上，審査することに決定いたしました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第５，発議第１号　気象事業の整備拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本案は提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが，御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，提案理由の説明は省略いたします。

これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから本案について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，発議第１号　気象事業の整備拡充を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先につきましては，議長に一任願います。

お諮りいたします。

委員会審査及び報告書整理のため，明日３月１３日から３月２４日まで休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日３月１３日から３月２４日まで休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

３月２５日午前９時３０分，本会議を開きます。

本日は，これにて散会いたします。（午後０時０６分）

第　1　回　定　例　会
平成31年3月25日
（第８日目）

○　出席議員は，次のとおりである。

1番　橋口　耕太郎　君	2番　栄　ヤスエ　君
3番　津畑　誠　君	4番　師玉　敏代　君
5番　松山　さおり　君	6番　林山　克巳　君
7番　与　勝広　君	8番　大迫　勝史　君
9番　渡　雅之　君	10番　平川　久嘉　君
11番　元野　景一　君	12番　川口　幸義　君
13番　竹山　耕平　君	14番　安田　壮平　君
15番　西　公郎　君	16番　関　誠之　君
17番　三島　照　君	18番　﨑田　信正　君
19番　戸内　恭次　君	20番　奥　輝人　君
21番　伊東　隆吉　君	22番　多田　義一　君
23番　橋口　和仁　君	24番　里　秀和　君

○　欠席議員は，次のとおりである。

なし

○　地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は，次のとおりである。

市長	朝山　毅　君	副市長	東　美佐夫　君
教育長	要田　憲雄　君	住用総合支所事務所長	手蓑　利文　君
笠利総合支所事務所長	髙　一也　君	総務部長	菊田　和仁　君
総務課長	三原　裕樹　君	企画調整課長	山下　能久　君
財政課長	國分　正大　君	市民部長	前田　和男　君
市民課長（笠利）	西　幸一郎　君	保健福祉部長	奥田　敏文　君
福祉事務所長	中村　博光　君	商工観光部長	武下　義広　君
産業建設課長	茂木　幸生　君	農政部長	山下　仁司　君
地域農政課長	山野　明人　君	建設部長	本山　末男　君
都市整備課長	竹元　康晴　君	上下水道部長	橋口　義仁　君
下水道課技術調整監	里　則人　君	教育委員会事務局長	山田　春輝　君

学校教育課長	元　野　　弘　君	農業委員会事務局長	用稲　工巳　君

○　職務のため会議に出席した者は，次のとおりである。

議会事務局長	前田　賢一郎　君	議会事務局次長兼調査係長事務取扱	向　井　　渉　君
議事係長	伊集院　正　君	議事係主査	堀　健太郎　君

議長（師玉敏代君）　おはようございます。ただいまの出席議員は２４人であります。会議は成立いたしました。

これから，本日の会議を開きます。（午前９時３０分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　本日の議事日程は，お手元に配付の議事日程第４号のとおりであります。

日程に入ります。日程第１，議案第１５号　平成３１年度奄美市一般会計予算について，議案第２７号　奄美市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてから，議案第３０号　奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第３２号　奄美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第３５号　町の区域変更についてまでの以上９件について，一括して議題といたします。

ただいまの議案９件に対する委員長の審査報告を求めます。

一般会計予算等審査特別委員長（栄　ヤスエ君）　皆さん，おはようございます。公明党の栄ヤスエでございます。平成３１年度一般会計予算等審査特別委員会の御報告を行います。

３月１２日の本会議におきまして当委員会に付託されました議案第議案第１５号　平成３１年度奄美市一般会計予算，議案第２７号から議案第３０号，議案第３２号から議案第３５号についての９件の議案について，３月１４日，１５日，１８日の３日間委員会を開催し，１２名の委員により慎重かつ活発な審査を行いました。これら９件の議案については，お手元に配付いたしました審査報告書のとおり，いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

以下，審査の内容を御報告申し上げます。

初日，３月１４日は，議案第１５号中，１款議会費，２款総務費，１項１３目庁舎建設事業費，１１款災害復旧費，４項その他公共施設・公用施設災害復旧費，２款２項徴税費，６項監査事務費，３款民生費，４款衛生費，議案第２７号，議案第２８号，議案第３３号から議案第３５号の６件について審査を行いました。

まず初めに，当局より補足説明があり，その主なものにつきましては，一般会計においては本庁舎の完成に伴い対前年度比１億９，６９７万９，０００円，０．６パーセント減の３３６億２，３１１万２，０００円になった。

歳入については，自主財源は６７億９，７１５万１，０００円で，市税が１億１，００４万円，諸収入が１億３４８万７，０００円増となったが，繰越金が２億６，０５６万６，０００円の減になったことにより，対前年度２，２７２万１，０００円の０．３パーセント減となり，自主財源比率は２０．２パーセントとなっている。

歳出については，義務的経費は１７９億１，７１０万４，０００円で，人件費，公債費が増になったことにより，対前年度１，９４３万８，０００円，０．１パーセント増となる。投資的経費は６４億８，５６４万５，０００円で，本庁舎建設及び名瀬・住用地区学校給食センターの建設に伴い，対前年度比６億１，４３０万４，０００円，８．７パーセント減となっている。

また，市債の借り入れは増加傾向にあり，あと四，五年は続くと見ている。公債費の伸びについては平成３８年度がピークと見込んでいるとの説明がありました。

委員より，奄美市全体の職員の定数について，旧庁舎の解体工事について，総合管理業務について，危険空き家等除去助成金について，地域協議会についての質疑があり，平成３１年度の職員数は８名増の５９７名になる予定，６１７名の定員適正化計画に比べると２０名ほど足りない。

旧庁舎の解体工事については４月以降に発注予定で，どのような形にするかは現在検討中である，総合管理業務費５，０００万円については民間の技術を導入し，主に６業務で，設備管理業務，保安警備業務，電話交換業務，総合案内業務，駐車場整備事業と，それからを統括する統括管理業務から構成されている。

危険空き家等除去助成金については，老朽化し，近隣住民に被害を及ぼす恐れのある危険な空き家を解体撤去する際の助成事業を考えている。

地域協議会については，市町村建設計画と連動しており，本市としては，旧名瀬市，旧住用町，旧笠利町の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議書の中に，地域協議会の設置とうたっている。期間は平成３３年３月３１日までとなっているとの説明がありました。

ほかにも庁舎建設アドバイザーについて，会計年度任用職員制度システム改修事業について，避難行動支援システムについて，地域コミュニティＦＭ中継局筐体取りかえ業務について，ふるさと納税の使い道について，電話交換業務について，全国離島交流中学生野球大会についてなど質疑がございましたが，この際，省略いたします。

なお，議案第２７号，第２８号，議案第３３号から議案第３５号についても，この際，省略をいたします。

次に，２款２項徴税費から６款監査事務費までの補足説明があり，その主なものについては，委託料の地番図，家屋図作成業務３，６２０万３，０００円については，法務局の電子データの航空写真等を活用し，パソコンで運用できる電子データを作成する業務となる。

固定資産土地評価業務４８６万円は，平成３０年度から３２年度，３年間の業務委託の２年目の契約金額で，３年に一度の固定資産評価替えに向けて，土地の価格算定の基礎となる路線価等の評価額を設定するための業務となる。

選挙費については，県議会議員選挙費，参議院通常選挙費，市議会議員選挙費を計上している。

統計調査費については，農林業の実態を把握するための農林業センサスと各種基幹統計調査が実施するための経費を計上している。

地籍調査については，名瀬地区１．７５平方キロメートル，住用地区１．０６平方キロメートル，笠利地区１．８３平方キロメートル，奄美市全体で４．６４平方キロメートル，平成３１年度事業完成後の進捗率見込み率は，名瀬地区３０．１３パーセント，住用地区２５．６９パーセント，笠利地区６８．２７パーセント，奄美市全体で３６．７０パーセントになるとの説明がありました。

委員より，エルタックスについて，地番図・家屋図作成業務について，市民税が増額になった要因について，人権啓発フェスティバルについて，統計調査について等の質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，３款民生費について補足説明があり，その主なものは，委託料３７０万円は，青少年の自立・共生を目指すことを目的として，平成３０年度から３２年度までの３年間，地域再犯防止推進モデル事業として実施するものである。

広域連携推進協議会負担金３５０万円は，成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき，制度の利用促進の体制整備を行うものである。

また，扶助費１０億９，９２９万５，０００円のうち４億３，２１１万は，児童扶養手当に，これまで年３回支給であったものが，平成３１年１１月以降年６回，偶数月に拡充されることになっている。

委員より，生活困窮者世帯の子供に対する学習支援業務について，保護費について，保育所の工事請負費について質疑があり，学習支援業務は，市内で１カ所場所の拡充をし，２カ所で実施をする。平成３０年度の２月末現在の利用者数として，中学生１３名，小学生が９名であること，保護費については，平成３１年１月末現在で６６．１パーミルとなり，５年間で４０．８ポイント以上も下回ってきている。

保育所の工事請負費については，老朽化の進んでいる赤木名保育所と宇宿保育所の改修工事を予定している。そのほかにも地域活動支援センター事業と基幹相談支援センター事業について，子ども・子育て支援事業計画策定業務について，県障害者スポーツ大会出場補助金について，障害児給付事業について，老人クラブ運営補助金について，公立保育所業務効率化システム使用料について，保育所等給付負担金についてなどの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，４款衛生費について補足説明があり，その主な内容は，委託料の健康あまみ２１策定支援業務４７７万３，０００円は，平成２１年度に策定の健康あまみ２１の見直しが１０年ごととなっており，費用を計上している。

報償費の謝金１０万４，０００円は，国勢調査を基にした平均寿命が男女とも全国県平均を大きく下回ったことを受け，平成３１年度から３年間実施する健康いきいきプロジェクト事業の運動指導士などの謝金である。

また，自殺対策計画に基づき，人材育成事業でゲートキーパー養成講座実施のための費用を計上している。

環境衛生費委託料は，食肉センター建設に係る実施設計業務１，５８０万円，地質調査業務６２０万円を計上している。

委員より，委託料の食肉センターの建設計画について，市有墓地管理業務について，不法投棄監視パトロール

についての質疑があり，委託料食肉センターの建設計画について，平成３１年度に新しい食肉センター実施設計を行う予定で，時期は６月以降をめどに発注を考えているとの説明があり，市有墓地管理業務については，永田墓地の４，０００件余りの墓のうち，私有墓地数は２，３５９基，平成３０年３月３１日現在の処理は２，３５９基のうち１，３６９基で，進捗率は５８．０３パーセントである。

平成３１年３月１４日現在で２７８件の手続を進めており，合計１，６４７件を処理しており，進捗率は６９．８パーセントである。

また，不法投棄監視パトロールについては，平成２９年度の実績は，テレビ，エアコン，冷蔵庫，洗濯機を合わせて１２２台回収している。平成３１年度から民間の一般財団法人家電製品協会からの補助を活用し，パトロールの強化を図り，監視カメラ等の補助の対象となるため，活用を考えている。

そのほかにも自動車リサイクル離島支援事業について，健康健診・検査業務について等の質疑がございましたが，この際，省略いたします。

次に，３月１５日，２つ目の審査では，議案第１５号中，２款１項１４目地方創生推進費，２款１項１５目ふるさと納税等活用事業費，２款１項１６目世界自然遺産推進費，５款労働費，６款１項農業費から４項水産業費，１１款１項農林水産業施設災害復旧費，７款商工費，８款土木費，９款２項公共施設災害復旧費，議案第２９号，議案第３０号，議案第３２号について審査を行いました。

以下，審査内容を御報告いたします。

まずはじめに，補足説明があり，委員より，妊娠・出産包括支援事業費の産後ケア事業の充実拡大，宿泊型の整備についての質疑に対し，奄美市以外で出産される方へ，産後ケアに必要が感じられ，来年度は鹿児島市内の助産院と契約を結んで実施する予定である。

奄美大島自然保護協議会特別負担金７４５万の予算の中には，５市町村共同で普及啓発のためののぼり旗をつくる予算を計上している。

市民歌制定事業５５３万５，０００円については，市政施行１５周年に合わせて制定したいとのこと。

ふるさと納税等活用事業の主なものとしては，住用地区の内海公園自由広場施設設備で，遊具の設備と公立保育園等クーラー等整備事業，笠利地区６保育所で２６台設置を予定している。

そのほかにも奄美空港観光情報拠点施設活用事業負担金について，新卒ルーキー家賃補助について，教育のＩＴ化整備事業について，フリーランス支援事業等多くの質疑がございましたが，この際，省略いたします。

次に，５款労働費について補足説明があり，その主なものは，奄美市シルバー人材センター事業費補助金３２０万円，その運営に係る補助金５３３万９，０００円，また，奄美産業活性化協議会貸付金６００万円であります。

委員より，シルバー人材センターの会員数や仕事の内容についての質疑に対して，平成３１年２月末現在で登録人数は３５１名，業務の受注の件数は２，３９４件となっている。

そのほかにも質疑がございましたが，この際，省略いたします。

次に，６款１項農業費から４項水産業費，１１款１項農林水産業施設災害復旧費についての補足説明があり，１項農業費については，農業委員会委員１６名と推進委員８名分の報酬である。

また，農業振興地域整備計画更新業務２，５９０万円については，農業用地等の面積や現状調査及び管理システムに関する委託経費で，おおむね１０年先を見据えた計画を策定するもの。

農業次世代人材投資資金１６５万円については，若手の新規就農者の就業意欲の喚起と就農後の定着を図るため，経営が不安定な就農直後の所得を確保するため年間１５０万円交付する制度で，対象者は１１名を予定している。

奄美市森林環境譲与税基金については，森林整備に関する施策及び森林の整備を担う人材育成及び確保，森林の有する公益的機能の関する普及啓発，木材の利用促進，その他森林整備に関する施策に関する経費に充てるため基金を積み立てるもの。

漁業整備事業費の工事請負費については，小宿漁港浚渫工事として５，０００万円を計上している。

委員より，多面的機能支払交付金事業について，重点品目生産拡大事業の実エンドウについての質疑があり，多目的機能支払交付金事業は，地域の農地農業用水等の資源を適切に管理し，集落機能の活性化を図る事業であ

る。

重点品目生産拡大事業については，実エンドウの生産は，平成２７年度，３戸の農家が０．１３ヘクタール，約４５０キロの出荷，平成２８年度は同じ３戸で約３反，約１トンの出荷量である。平成２９年度は８戸の農家が約２トン５００キロぐらいの出荷量があり，約４６０万の生産高となっている。

ほかにも質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，７款商工費，議案第３０号について補足説明があり，経営改正普及事業奨励補助金６００万円については，奄美大島商工会議所及びあまみ商工会に対して，平成２９年までに補助金にかわり，平成３１年度からは両団体が小規模事業者に対して行う経営改善普及事業を促進するために，実績に応じて支出する補助金となる。

プレミアム商品券事業助成金２，０００万円については，新年度もプレミアム商品券を発行するための経費を計上している。

中心市街地活性化対策費，委託料５００万円は，中心市街地の活性化を図るための定期的なイベントの実施や，商店街情報の発信等を行う商店街活性化推進業務として，まちづくり会社に委託して実施するもの。

委員より，海外販路開拓支援事業負担金についての質疑があり，日本貿易振興機構ジェトロ鹿児島貿易センターへの負担金となっている。

笠利地区観光施設等トイレ管理事業についての質疑があり，笠利地区内のトイレ施設の維持管理を一元化することによって，利用者へのきめ細かな対応と美化レベルの向上を目的に計上したもの。

その他多くの質疑がございましたが，この際，省略いたします。

次に，８款土木費，１１款２項公共土木施設災害復旧費，また，議案第３２号についての補足説明があり，１３節委託料１億３，４４３万８，０００円の主なものとしては，設計業務４，０００万円は，名瀬地区８橋，住用地区２橋の計１０橋の橋梁補修実施設計委託に要する経費である。

橋梁長寿命化点検業務３，０００万円は，９２橋の橋梁詳細点検に要する経費で，今年度は５年に一度の点検の初年度で，奄美市内の橋の２回目の点検開始となる。末広・港土地区画整理事業費４億３，９７７万４，０００円は，平成３０年度末進捗見込みは，事業費ベースでは約８５パーセント，建物契約ベースで約９５パーセントとなる。

公営住宅整備事業費委託料としての１，１００万円は，平成３２年度に新規公営住宅１棟４戸を計画し，笠利町大笠利地区への建設業務委託及び地質調査業務委託をするもの。

委員より，立地適正化計画策定業務委託料１，０００万円についての質疑に対して，住居や都市機能を１カ所に誘導，集約して，地域社会の生活サービスを充実できる。住民生活の利便性を高めて，集約的にコンパクトなまちづくりを目指している。計画期間としては，おおむね２０年を予定している。新たに施設や商業施設，医療福祉施設を新たに設置を計画策定すると，様々な支援や補助が受けられる制度である。

また，都市公園施設長寿命化対策事業費についての質疑に対しまして，長寿命化計画に基づいて公園の遊具の整備を行うもので，１９公園の整備を予定である。

そのほかにも質疑がございましたが，この際，省略いたします。

次に，３月１８日，３日目の審査では，９款消防費，１０款１項教育費から４項幼稚園費，１１款３項文教施設災害復旧費，１０款５項社会教育費から６項保健体育費，１２款公債費から１３款予備費，また，予算書，第２表債務負担行為について，第３表地方債について，第４条一時借入金について，第５条歳出予算の流用について審査を行いました。

以下，審査の結果を御報告いたします。

１項１目消防費の報酬２，２０７万８，０００円は，消防団員の階級に応じた報酬であり，需用費１，０１３万７，０００円は，新入団の活動服，消防ホース等の購入に係る消耗品や修繕費が主なもの。

備品購入費６，７９４万円は，機械機器費として，笠利地区のホース格納箱３４万円，自動車購入費として，名瀬地区の警備号，芦花部号，小湊号，笠利地区の土浜号の小型ポンプ付積載車代替車両計４台と，笠利地区の笠利号の消防ポンプ自動車代替車両１台の購入費６，７６０万円である。

委員より，消防団員の充足率等について質疑があり，平成３１年３月１日現在，実員３９９名，充足率は８８．３パーセントである。うち女性団員は３２名となっている。

地区別は，名瀬地区は２３４名，充足率は８９．３パーセント，住用地区は４８名，充足率は８２．８パーセント，笠利地区は１１７名，充足率８８．６パーセントである。

そのほかにも質疑がございましたが，この際，省略いたします。

次に，１０款１項教育総務費から４項幼稚園費，１１款３項文教施設災害復旧費まで補足説明があり，その主なものについて，３目教職員住宅管理費，１５節の工事請負費９，６１０万円は，長浜教員住宅の外構改修，佐仁小教職員住宅内の配水接続工事，住用小学校，赤木名小学校，笠利小学校教職員住宅の改修工事によるもの。

また，工事請負費２億４，２２０万円は，伊津部小学校校舎２棟改修工事，朝日小の給食室の改修工事，小宿小学校の校舎１棟改修工事等を計上している。

学校建築費，１４節使用料及び賃借料８，０００万円は，笠利中学校校舎改築に伴う仮設教室のリース代で，１５節工事請負費４億１００万円は，笠利中学校の既設校舎解体や校舎改築に係る費用を計上したもの。

委員より，特別支援教育支援員配置事業２，９５０万８，０００円で，特別な支援が必要な子供は何人いるかとの質疑があり，個別指導計画を作成している視点から，小学校は１５校，２４３名，中学校は９校，６７名の児童生徒が各学校において支援が行われている。特別支援教育支援員の３０年度は２８名を配置をしている。

朝日幼稚園工事請負費２，５００万円についての質疑に対して，朝日幼稚園が認定こども園に移行するに当たって，給食センターから配送を受ける受配施設設備と保育室の増設を予定している。

また，学校施設の長寿命化計画策定業務についての質疑に対して，国の方針で平成３２年度までに実施し策定することで，校舎改築等をする際の補助採択がされやすい。

そのほか，魅力ある学校づくり支援事業について，英語指導助手の配置についてほか質疑がございましたが，この際，省略いたします。

次に，１０款５項社会教育費から６項保健体育費まで補足説明があり，主なものについては，市民交流センターに係るもの，保健体育総務費委託料，第５８回全国教職員相撲大会運営業務２，５００万円は，かごしま国体リハーサル大会が，今年８月１８日に開始されるもの。

委員より，小湊フワガネク遺跡保存活用計画策定事業についての質疑に対して，平成３０年と３１年の２カ年の事業で，事業の目的そのものが遺跡を恒久的に保存し守っていくもの，３１年度は，計画を取りまとめて契約書を印刷するという取り組みが主な事業になる。

そのほか，奄美博物館管理事業について，公民館指定管理について，学校給食センターについて，成人式実行委員会補助金について多くの質疑がありましたが，この際，省略いたします。

次に，１２款公債費及び１３款予備費については，公債費の元金３９億６，６８１万２，０００円については，対前年度比４，４３０万６，０００円の増となっているが，その主な要因として，２９年度借入分の本庁舎建設に係る元金償還が開始されることによるもので，２目利子２億７，４２１万７，０００円は，対前年度比１，４８３万７，０００円の減となっており，借入利率の低下や見直しなどが主な要因である。

１３款予備費については，前年度と同額の２，０００万円を計上している。

委員より，起債の種類で交付税措置の金額が変わると思うが，確実に入っていると認識してよいかとの質疑に対して，確実に算入されていると認識している。

ほかにも質疑がございましたが，この際，省略いたします。

次に，第２表債務負担行為について，第３表地方債について，第４条一時借入金について，第５条歳出の予算の流用については質疑がございましたが，この際，省略いたします。

以上で，一般会計予算等審査特別委員会の審査報告を終了いたしますが，御質問がございましたら，ほかの委員の協力を得ましてお答えしたいと思います。

以上で，報告を終わらせていただきます。

議長（師玉敏代君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，ただいまの議案９件について，一括して採決いたします。

以上の議案９件に対する委員長報告は，いずれも原案可決すべきものであります。

お諮りいたします。

ただいまの議案９件につきましては，委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第１５号，議案第２７号から議案第３０号及び議案第３２号から議案第３５号までの以上９件については，いずれも原案のとおり可決されました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第２，議案第１６号　平成３１年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算についてから，議案第２６号　平成３１年度奄美市水道事業会計予算について及び議案第３１号　奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてまでの以上１２件を一括して議題といたします。

ただいまの議案１２件に関する委員長の報告を求めます。

特別会計予算等審査特別委員長（奥　輝人君）　議場の皆さん，市民の皆さん，きゅうやうがみんしょうらん。平成３１年度特別会計予算等審査特別委員会の審査について御報告申し上げます。

特別会計予算等審査特別委員会は，3月１４日と１５日の２日間開催し，本会議において当委員会に付託されました議案１２件を審査しました。１２件の議案につきましては，お手元に配付しました審査報告書のとおり，９件については全会一致，３件については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下，主な質疑等について御報告いたします。

まず，議案第２３号　平成３１年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算について，当局の補足説明があり，歳入歳出それぞれ２，６５８万３，０００円，主な歳出は，奨学金貸付金として２，６２２万円，教育奨学生６８名分，起業奨学生２名分として計上。

主な歳入は，貸付者からの返還金を計上とのこと。

委員より質疑があり，起業奨学生の申し込み状況についての質疑があり，年間２名の枠があるが，平成２４年度を最後に実績がない状態が続いている。今後は，この制度の見直しを図り，ほかの事業，例えば，店舗の出店支援，キャリアアップ助成，人材育成研修，あまみ創業塾など，全てを含めた形での展開ができないか検討を行っているとのこと。

そのほかに，返済期間や滞納状況，基金の総額など多くの質問がありましたが，この際，省略します。

次に，議案第２４号　平成３１年度奄美市と畜場特別会計予算について，当局の補足説明があり，歳入歳出それぞれ９１６万２，０００円。

主な歳入は，と畜場使用料，豚８２０頭，１９８万４，０００円，ヤギ２１０頭，２５万４，０００円を計上。

主な歳出は，施設管理業務委託料２６０万３，０００円。

委員より，歳入の予定額が昨年と比べて減少しているが，これは生産頭数が減少しているのかの質疑に，年々１０パーセント程度，と畜頭数が減少しているとのこと。

また，新食肉処理センターの施設設備についての質疑があり，新年度は実施設計及び地質調査を予定しているとのこと。

そのほかに，公債費について，新食肉処理センターの概要について，奄美のブランド化についてなど多くの質疑がありましたが，この際，省略します。

次に，議案第２１号　平成３１年度奄美市公共下水道事業特別会計予算について，当局の補足説明があり，歳入歳出それぞれ総額１８億6，１５５万1，０００円，昨年度の当初予算と比較しまして１億2，６５５万9，０００円の減額。主な要因としましては，建設費の減額。

主な歳出について，委託料の名瀬地区と大笠利終末処理場の運転管理業務に１億2，６４２万7，０００円，排水費の委託料６０１万1，０００円は汚水管路施設の維持管理に係る経費。特定環境保全公共下水道建設費の主なものは，赤木名地区の汚水管路の詳細設計委託業務に2，２００万円。

主な歳入について，一般会計繰入金５億2，７６０万7，０００円とのこと。

委員から，環境清掃業務費について質疑があり，延長6．9キロ，名瀬6キロ，笠利0．9キロを予定。管路の詰まる原因は油。飲食店の多い特定の地域は毎年実施している。グリーストラップをつけて管理していると思うが，どうしても流れてしまうとのこと。

また，小宿地区の下水道の事業について予算などを検討されないのかの質疑に，基本的には区画整理事業と一緒に同時進行でやるというスタンスである。まだ要望が出ていないので，予算段階では検討はしていない。

そのほかに，下水道使用料徴収業務の件，使用料手数料の件など，多くの質疑がありましたが，この際，省略します。

次に，議案第２２号　平成３１年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第３１号　奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について，２件を一括して審査する。

まず，議案第２２号　平成３１年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算について補足説明があり，歳入歳出それぞれ総額３億1，９４６万9，０００円，主な歳出は，佐仁地区と用安地区の汚水管路施設工事の経費と，その他の地区の地質調査業務，機能診断業務，実施設計業務など。

次に，議案第３１号　奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について補足説明があり，笠利町佐仁地区において新たに整備を進めております農業集落排水施設の一部を供用開始させるため，所要の規定を整備をする。

なお，施設の名称は「佐仁地区農業集落排水処理施設」で，奄美市笠利町大字佐仁字向田に位置しているとのこと。

委員から，全体の水洗化率は８１パーセント，残り約２０パーセントがまだ未接続ということであるが，勧誘についての質疑があり，山間地区と大川地区において啓発とお願いはしているが，なかなか伸びないとのこと。

また，佐仁地区の今後についての質疑に，３１年度に管渠の延長２４５メートル，３２年度に残り８８２メートル整備を進めていく予定とのこと。

そのほか，質疑がありましたが，この際，省略します。

次に，議案第２６号　平成３１年度奄美市水道事業会計予算について当局の補足説明があり，収益的収入及び支出について，水道事業収益１２億5，１５１万7，０００円，水道事業費を１２億1，８８３万8，０００円となっており，この額から消費税や予備費を差し引いた金額1，１９６万3，０００円が税抜きの利益となる。

次に，資本的収入及び支出に関して，資本的収入6億８００万円から資本的支出１０億4，０４８万円を差し引きますと4億3，９６０万8，０００円が不足となるなどの説明があり，委員から，水道事業のシミュレーションでは平成４０年度に赤字に転落するとなっているが，その要因と，また，市民生活を考えたときに，一般会計からの繰り入れなどを検討されているかとの質疑に，要因は，収入減と減価償却費の増，また，老朽化施設に手を入れて更新時期を延ばすなど，いかにバランスよく調整していくかにかかっている。

また，一般会計からの繰り入れについては，今のところ特に対応は考えていないとのこと。

また，他町村との広域化についての質疑に，県主導のもと三，四回協議を進めた，市にとってプラスになるかどうか懸念される。違う形での広域化を目指すべきとの考え方になっているとのこと。

そのほかに，浄水場のメダカの現状についての件，資産減耗損の件，奄美の水を売り込む件など，多くの質疑がありましたが，この際，省略します。

次に，議案第２５号　平成３１年度奄美市交通災害共済特別会計予算について当局の補足説明があり，歳入歳出総額で７１８万4，０００円。

委員より，見舞金の内訳について質疑があり，毎年約３０件近く申請があり，見舞金の金額は，死亡事故1件

につきましては１００万円，障害につきましては基本見舞金１万５，０００円，あと，通院は１日につき８００円，入院が１日につき１，１００円という内容になっているとのこと。ほかに特段の質疑はありませんでした。

次に，議案第１６号　平成３１年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について当局の説明があり，歳入歳出総額それぞれ５３億１，０２７万６，０００円，これは，前年度より６，７２９万５，０００円の増額。

主な歳入は，国民健康保険税６億８，１０９万３，０００円で，前年に比べ２，９５４万３，０００円の減額，これは，主に被保険者数の減少によるもの。県支出金３８億５，９２７万５，０００円，一般会計繰入金は７億６，００８万２，０００円，前年度より８，２２６万４，０００円の減額。また，財源補填繰入金として２億円を計上。

主な歳出は，保険給付費３２億７，６５３万７，０００円，高額療養費５億７，８６７万２，０００円，国民健康保険事業費納付金７億８，５１０万４，０００円。

委員より，収納率の見込みについて，被保険者数についての質疑に，３１年度の徴収率見込みは９２パーセント，平成３０年度の徴収率の目標値は９３．０９パーセント，今年は９３．４パーセントを一応目標として今取り組んでいる。３１年度被保険者数は１万９９５人。

また，委員より，将来的な県内における保険料水準の統一化の動向についての質疑に，協議の中で，２３年度をめどに，税率方式を３方式に統一しようとする話し合いはなされているが，税率の統一化については，具体的な話には至っていない。

そのほかに，がんの医療費の推移について，ジェネリック医薬品の普及率について，レセプト点検について，多くの質疑がありましたが，この際，省略します。

次に，議案第１７号　平成３１年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出予算について当局より補足説明があり，歳入歳出それぞれ２億６，７３０万９，０００円。

委員より，公有財産購入費について質疑があり，住用の医師住宅用購入費を計上，約３４０平米，新年度に用地の確保，３１年度に基本設計，実施設計を行い，３３年度に新築工事の予定。

そのほか，数件の質疑がありましたが，この際，省略します。

次に，議案第２０号　平成３１年度奄美市訪問看護特別会計予算について当局の補足説明があり，歳入歳出それぞれ３，５３４万２，０００円。

委員より，財政調整基金の総額と目的についての質疑があり，総額は，平成３０年度末で３５９万９，９９０円，目的は，公設公営で運営していたときの財政調整基金で，現在は公設民営で運営をしている。今後どうなるかわからないということもあり，財政補填分に基金を置いているとのこと。今後，財政課を含めて基金のあり方を検討するとのこと。

そのほか，特段の質疑はありませんでした。

次に，議案第１９号　平成３１年度奄美市介護保険事業特別会計予算について当局の補足説明があり，歳入歳出それぞれ４８億６，０３５万８，０００円。前年度より１億４，２３８万３，０００円の増額。

介護保険計画については３年ごとに立案をすることとなっており，現在は平成３０年から平成３２年の３年間の第７期計画を実行中ですが，平成３３年度から第８期計画がスタートをするため，３１年度は高齢者実態調査を行い，３２年度に計画策定のための策定委員会開催予定となっている。

計画策定に当たっては，実務調査から策定委員会へと連続したものであるため，３２年度の策定業務も含めた委託を予定しており，平成３１年度から平成３２年度までの奄美市高齢者実態調査並びに奄美市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務委託の債務負担行為を計上しているなど説明があり，委員より，低所得者の保険料の軽減について，予算を検討するときに検討されなかったのかの質疑に，消費税増税に伴い，国の制度として所得段階１から９段階のうち，１から３段階で軽減措置が始まる。１０月からの変更であるが，４月からの軽減で動いているとのこと。

そのほかに，新規事業の通いの場運営費補助金，地域支援事業の中の介護予防教室事業，地域密着型介護サービス給付費など，多くの質疑がありましたが，この際，省略します。

最後に，議案第１８号　平成３１年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について当局の補足説明があり，歳入歳出それぞれ４億４，７１４万９，０００円，前年度より８６万７，０００円の増額。主な歳入は，後期高齢

者医療保険料２億７，３１１万円，一般会計繰入金１億６，９０５万９，０００円。主な歳出は，後期高齢者医療広域連合納付金４億３，８７３万５，０００円。

委員より，１０月の消費税増税により，９割減免の方向性と，その影響について質疑があり，後期高齢者の方は，９割撤廃により１万円ぐらい上がる予定で，国のほうは非課税世帯員の年金受給者の方々に福祉給付金という形で，３１年１０月から消費税増税とあわせて加算金を年金につけて給付が開始されるので，結果的に低所得者に対する影響はないと考えているとのこと。

そのほかに，少数の質疑がありましたが，この際，省略します。

以上で，特別会計予算等審査特別委員会の審査報告を終わりますが，御質疑がございましたら，ほかの委員の協力を得ましてお答えしたいと思います。以上です。

議長（師玉敏代君）　これから，委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから，討論に入ります。

討論の際は，件名を明らかにした上で討論するよう願います。

通告がありましたので，日本共産党　﨑田信正君の発言を許可いたします。

１７番（﨑田信正君）　おはようございます。日本共産党の﨑田信正です。私は，特別会計のうち，議案第１６号平成３１年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について，議案第１９号　平成３１年度奄美市介護保険事業特別会計予算について及び議案第２６号　平成３１年度奄美市水道事業会計予算についての３件について，いずれも反対の立場で討論を行います。

最初に，この３件の議案についての反対の理由ですが，以前にもずっと述べてきているとおりです。共通しております。

奄美は追い風と言われておりますけれども，一般質問でも追い風が受けられない人たち，つまり，年金収入は一向増えない中，何とかやりくりして毎日を送っている方々，生活保護も削減方向での検討が進められており，平成２６年に５パーセントから８パーセントに増税された消費税は，１０月には１０パーセントに増税されようとしております。

奄美市民の年金受給額は少ないものです。保護率も依然として高い水準にあります。憲法２５条は「全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は，全ての生活場面について，社会福祉，社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としており，地方自治法第１条の２では「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として」とあります。

これらに規定に従えば，この人たちに政治の光を当てることこそ，今，最優先されなければならないものであります。

奄美市としても，いろいろ努力されていることは認めつつも，あるべき水準に照らせば，まだまだ遅れていると言わざるを得ません。

まず，議案第１６号　国保会計についてですが，国保は，平成３０年度より都道府県化となり，この決算はこれからとなりますけれども３０年度予算と大きく変わるところは，一般会計からの繰入額です。平成２３年度まで５，０００万円だったのが，平成２４年度以降は２億５，０００万円を繰り入れてきました。しかし，本予算，３１年度予算では５，０００万円減少し，２億円としていることであります。

私は，これまでにも夫婦と子供と２人の４人世帯で，一定の条件のもとでは生活保護基準でありながら，２０万円を超える国保税になることを指摘をしてまいりました。当局のほうも，社会保険と比べて保険料負担が重い，構造的問題があることを認めておられます。全国知事会や全国市長会なども，公費投入で構造問題を解決することを強く要望されております。

しかし，国保税の引き下げは今，緊急の課題でもあります。市長の判断でできる特別の事情を認めた減免制度の拡大や，子供が増えると保険税が高くなる均等割の減免などが必要です。累積赤字がある中で，均等割をなくす議論はしづらい環境だということでありますけれども，子供の均等割をなくす，あるいは軽減をするという自治体が出てきてまいりました。５，０００万円の財源は，この方向で検討することが必要だと申し上げたいと思います。

次に，議案第１９号　介護保険会計ですが，介護保険料は３年ごとの見直し，その間据え置き，あるいは引き下げの時期もありましたけれども，第６期事業計画で基準額が月５，１００円から６，４００円となり，さらに平成３０年度からの第７期ではさらに高くなりました。今，６，６００円です。

年金から天引きされる介護保険料が，年金が増えない中，このような高い介護保険料をこのまま認めるわけにはいかないのは当然であります。介護保険の制度上，保険料を算定すれば，どうしても高くなる仕組みとなっております。しかし，それでは市民生活が守れないとして，自治体独自の取り組みが進められております。しかし，奄美市の状況は，全て国の制度としての減免制度であります。

保険料区分なども，平成１２年発足当初の５段階区分から標準６段階へ，そして，今は国の標準９段階となっております。５段階のときは，第１段階が基準額の０．５，第５段階が基準額の１．５と３倍の開きしかありませんでした。

ちなみに，国保税の場合は限度額は９３万円です。そして，最低保険税額は均等割と平等割，その７割軽減がありますから，１万１，９００円，実に７８倍の違いがあるわけです。介護保険料は，現在，第１段階が基準額の０．４５，第９段階が１．７で，３．７倍にしかなりません。

そこで，他の自治体のように，１２段階にしたり，１６段階，１８段階にまでしているところもあります。基準額の３．６倍などに設定をし，その分，低所得者の負担を緩和する対策がとられております。

介護保険料を安くしようとすれば，最後サービスの制限が必要となり，人間らしい生き方を求めれば保険料が高くなる制度は，「全て国民は」とした憲法の精神に明らかに反しております。進んだ自治体独自の政策が国を変え，動かしている事例は数多くあります。何よりも市民生活に根差した政策が必要だと申し上げます。

次に，議案第２６号の水道会計ですが，私は昨年も申し上げました。水道料金に消費税を課税することは認められない。市民生活の実態も示し，福祉減免が必要だと申し上げてきました。平田浄水場の更新など，施設の維持管理には苦労が多いことも，これは十分理解できます。しかし，先に述べたとおり，追い風を受けられない人たちには，先ほどの介護保険料の負担や１０月に予定される消費税の増税は，確実に生活を圧迫するものとなります。

低所得者に対する福祉減免は，いろいろやり方はありますけれども，まず，財源を確保し，できるところから始めることがますます必要ではないでしょうか。

そして，昨年も水道料金の重量料金の区分は，１０立米までの単位を分割して，水道料金の軽減に取り組んでいる自治体があり，奄美市での改善を求めました。質疑でもかなりの割合で，５立米以下の世帯がいると答弁をされております。

改めて申し上げますけれども，行政を進める基本は，健康で文化的な生活を保障するためであります。低所得者に対するきめ細かい対策が必要だと申し上げ，以上，３件についての反対の討論といたします。ありがとうございました。

議長（師玉敏代君）　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これから，この議案１２件について採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

初めに，議案第１６号　平成３１年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。
お諮りいたします。
本案は，委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
起立多数であります。
よって，議案第１６号は，原案のとおり可決されました。
次に，議案第１９号　平成３１年度奄美市介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。
この採決は起立により行います。
本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。
お諮りいたします。
本案は，委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
起立多数であります。
よって，議案第１９号は，原案のとおり可決されました。
次に，議案第２６号　平成３１年度奄美市水道事業会計予算についてを採決いたします。
本案に対する委員長報告は原案可決すべきものであります。
お諮りいたします。
本案は，委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（賛成者起立）
起立多数であります。
よって，議案第２６号は，原案のとおり可決されました。
次に，議案第１７号，議案第１８号，議案第２０号から議案第２５号まで及び議案第３１号の以上９件についてを一括して採決いたします。
ただいまの議案９件に対する委員長報告は，いずれも原案可決すべきものであります。
お諮りいたします。
ただいまの議案９件は，委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，議案第１７号，議案第１８号，議案第２０号から議案第２５号まで及び議案第３１号の以上９件については，いずれも原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。１０時４５分再開いたします。（午前１０時３４分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１０時４５分）
日程第３，議案第３６号から議案第３９号までの人権擁護委員候補者の推薦についての４件を一括して議題といたします。
市長に，提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　おはようございます。ただいま上程されました議案第３６号から議案第３９号までの人権擁護委員候補者の推薦につきまして，提案理由を御説明申し上げます。
現在，人権擁護委員を務めていただいております金城三雄氏，塩崎實子氏，重信千代乃氏及び川畑力雄氏の任期が，平成３１年６月３０日をもって任期満了となります。これによりまして，新たな人権擁護委員の候補者を平成３１年４月９日までに推薦する必要がございますことから，引き続き金城三雄氏，塩崎實子氏及び重信千代乃氏を推薦するとともに，新たに新納啓昭氏を候補者として推薦いたしたく，人権擁護委員法第６条第３項の規定により，議会の意見を求めるものでございます。
何とぞ御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（師玉敏代君）　これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから本案について採決いたします。

採決は，これを一括して行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの議案４件は，これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，議案第３６号から議案第３９号までの人権擁護委員候補者の推薦についての４件は，いずれも同意することに決定いたしました。

――――――――――――――――　○　――――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第４，議案第４０号から議案第５５号までの農業委員会の任命についての１６件を一括して議題といたします。

市長に，提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　ただいま上程されました議案第４０号から議案第５５号までの農業委員会の任命につきまして，提案理由を御説明いたします。

農業委員会等に関する法律の規定に基づき，委員の公募を行い，定数と同数の１６人の御応募をいただきました。この１６人の方々の経歴，知見などを踏まえ，本市農業委員会の委員として任命いたしたく，農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により，議会の同意を求めるものでございます。何とぞ御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（師玉敏代君）　これから，本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は，委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，本案は委員会付託及び討論を省略いたします。
これから本案について採決いたします。
採決は，これを一括して行いたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
お諮りいたします。
ただいまの議案１６件は，これに同意することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，議案第４０号から議案第５５号までの農業委員会の任命についての１６件は，いずれもこれに同意することに決定いたしました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第５，議案第５６号　教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
市長に，提案理由の説明を求めます。

市長（朝山　毅君）　ただいま上程されました議案第５６号　教育委員会委員の任命につきまして，提案理由を御説明いたします。
教育委員会委員のうち，元井孝信氏の任期が平成３１年６月２日をもって満了になりますことから，引き続き元井氏を任命いたしたく，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により，議会の同意を求めるものでございます。何とぞ御同意くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（師玉敏代君）　これから，本案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
本案は，委員会付託を省略したいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，本案は委員会付託を省略いたします。
これから討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これから採決いたします。
この採決は，無記名投票をもって行います。
議場の閉鎖を命じます。
（議場閉鎖）
ただいまの議長を除く出席議員は２３人であります。
投票用紙を配付させます。
（投票用紙配付）

投票用紙の配付漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めさせます。
（投票箱点検）
異常なしと認めます。
この際，念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と，否とする諸君は反対と記載の上，点呼に応じて順次投票を願います。
なお，投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は，会議規則第７３条第２項の規定により否とみなします。
点呼を命じます。
（点呼，投票）
投票漏れはありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたします。
議場の閉鎖を解きます。
（議場開場）
開票を行います。
会議規則第３１条第２項の規定により，立会人に松山さおり君，関　誠之君を指名いたします。
両名の立ち会いをお願いします。
（開票）
投票の結果を報告いたします。
投票総数２３票。これは，先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。
そのうち，賛成２３票，反対０票であります。
以上のとおり賛成多数であります。
よって，議案第５６号　教育委員会委員の任命については，同意することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。（午前１１時００分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　再開いたします。（午前１１時０１分）
日程第６，発議第２号　奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本案は，提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが，御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，提案理由の説明は省略いたします。
これから本案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これから討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。
これから本案について採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，発議第２号　奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定については，原案のとおり可決されました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第７，発議第３号　奄美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本案は，提案理由の説明を省略いたしたいと思いますが，御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，提案理由の説明は省略いたします。
これから本案に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
これから討論に入ります。
討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
これから本案について採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，発議第３号　奄美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については，原案のとおり可決されました。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第８，議員派遣についてを議題といたします。
お諮りいたします。
会議規則第１６６条の規定に基づき，お手元に配付のとおり，議員の諸君を第６２回奄美群島市町村議会議員大会及び議会報告会開催のために派遣いたしたいと思います。
これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議なしと認めます。
よって，配付の文書に基づき，議員を派遣することに決定いたしました。
なお，派遣の内容に変更が生じた場合は，議長に一任願います。

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

議長（師玉敏代君）　日程第９，閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から，お手元に配付してあります文書表のとおり，閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，申し出のとおり，これを閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

以上で，本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって平成３１年度第１回奄美市議会定例会を閉会いたします。（午前１１時０５分）

――――――――――――――― ○ ―――――――――――――――

以上，本会議の次第を記載し，相違なかったことを認め，ここに署名する。

奄美市議会議長　師玉　敏代

奄美市議会議員　与　　勝広

奄美市議会議員　関　　誠之

奄美市議会議員　里　　秀和

（　別　　紙　）

文 教 厚 生 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第１号	平成30年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第２号	平成30年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）について	原案可決すべきもの
（3）	議案第３号	平成30年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について	原案可決すべきもの
（4）	議案第４号	平成30年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
（5）	議案第８号	奄美市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

平成31年３月12日

文教厚生委員長　　安田　壮平

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

産 業 建 設 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第１号	平成 30 年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第５号	平成 30 年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）について	原案可決すべきもの
（3）	議案第６号	平成 30 年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
（4）	議案第７号	平成 30 年度奄美市水道事業会計補正予算（第３号）について	原案可決すべきもの
（5）	議案第９号	奄美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（6）	議案第 13 号	奄美市道路線廃止について	原案可決すべきもの

平成 31 年３月 12 日

産業建設委員長　　橋口　和仁

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

総 務 企 画 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第110条及び第141条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第１号	平成30年度奄美市一般会計補正予算（第６号）について	原案可決すべきもの
（2）	議案第10号	奄美市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（3）	議案第11号	奄美市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（4）	議案第12号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	原案可決すべきもの
（5）	議案第14号	奄美市長及び副市長の給料の特例に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
（6）	陳情第１号	気象事業の整備拡充を求める陳情	採択すべきもの
（7）	陳情第３号	核兵器禁止条約の批准を求める陳情	不採択とすべきもの
（8）	陳情第４号	辺野古の新基地建設を中止，全国民の責任で解決をはかる陳情	不採択とすべきもの
（9）	平成30年 陳情第７号	おがみ山・「日本復帰記念観光公園」（仮称）の整備に関する陳情	不採択とすべきもの
(10)	平成30年 陳情第９号	防衛省へ「奄美市へのミサイル部隊配備計画」について説明会を求める陳情	不採択とすべきもの

平成31年３月12日

総務企画委員長　三島　照

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

一般会計予算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第 15 号	平成 31 年度奄美市一般会計予算について	原案可決すべきもの
（2）	議案第 27 号	奄美市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（3）	議案第 28 号	奄美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（4）	議案第 29 号	奄美市森林環境譲与税基金条例の制定について	原案可決すべきもの
（5）	議案第 30 号	奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（6）	議案第 32 号	奄美市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
（7）	議案第 33 号	奄美市空き家等対策の推進に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
（8）	議案第 34 号	新たに生じた土地の確認について	原案可決すべきもの
（9）	議案第 35 号	町の区域変更について	原案可決すべきもの

平成 31 年３月 25 日

一般会計予算等審査特別委員会委員長　栄　ヤスエ

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

特別会計予算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は，審査の結果，下記のとおり決定したので，会議規則第 110 条の規定により報告いたします。

記

番号	議案番号	件　　名	審査の結果
（1）	議案第 16 号	平成 31 年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
（2）	議案第 17 号	平成 31 年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について	原案可決すべきもの
（3）	議案第 18 号	平成 31 年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算について	原案可決すべきもの
（4）	議案第 19 号	平成 31 年度奄美市介護保険事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
（5）	議案第 20 号	平成 31 年度奄美市訪問看護特別会計予算について	原案可決すべきもの
（6）	議案第 21 号	平成 31 年度奄美市公共下水道事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
（7）	議案第 22 号	平成 31 年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算について	原案可決すべきもの
（8）	議案第 23 号	平成 31 年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計予算について	原案可決すべきもの
（9）	議案第 24 号	平成 31 年度奄美市と畜場特別会計予算について	原案可決すべきもの
(10)	議案第 25 号	平成 31 年度奄美市交通災害共済特別会計予算について	原案可決すべきもの
(11)	議案第 26 号	平成 31 年度奄美市水道事業会計予算について	原案可決すべきもの
(12)	議案第 31 号	奄美市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

平成 31 年３月 25 日

特別会計予算等審査特別委員会委員長　　奥　輝人

奄美市議会議長　　師玉　敏代　殿

平成31年３月25日

議員派遣について

地方自治法第100条第13項及び奄美市議会会議規則第166条の規定により，次のとおり議員を派遣する。

記

１　第62回奄美群島市町村議会議員大会

（１）派遣目的　　当該議員大会における各地区提出議題の審議のため

（２）派遣場所　　大島郡龍郷町

（３）派遣期間　　平成31年５月15日（水）（１日間）

（４）派遣議員　　本市議会議員全員

２　第13回議会報告会

（１）派遣目的　　奄美市議会基本条例第７条の規定に基づく議会報告会開催のため

（２）派遣場所　　奄美市内３地区４か所（名瀬地区・住用地区・笠利地区）

（３）派遣期間　　平成31年６月５日（水）

（４）派遣議員　　本市議会議員全員

平成31年3月25日

奄美市議会議長　　師玉　敏代　　殿

議会運営委員長　　伊東　隆吉
総務企画委員長　　三島　　照
文教厚生委員会　　安田　壮平
産業建設委員会　　橋口　和仁

閉会中の継続審査の申出について

各委員会は，下記案件について，なお検討を要するため，閉会中も継続審査を要するものと決定したので，会議規則第111条の規定によって申し出ます。

記

○　議会運営委員会
　1　議会運営に関する事項について
　2　議長の諮問する事項について

○　総務企画委員会
　1　委員会の所管事務に関する調査について

○　文教厚生委員会
　1　委員会の所管事務に関する調査について

○　産業建設委員会
　1　陳情第２号　全国一律最低賃金制度の実現を求める陳情
　2　委員会の所管事務に関する調査について

◎　所管事務調査計画表（案）

○　委員会名　総務企画委員会
調査期間　平成31年第２回定例会開会までの間
調査場所　東京都大田区，神奈川県川崎市，千葉県流山市
参加委員　三島　照，関　誠之，大迫　勝史，元野　景一，川口　幸義
竹山　耕平，西　公郎，多田　義一
調査目的　デジタルサイネージの活用について，政策課題の調査・研究について，公契約条例の現状と課題について，議会活性化の推進について
経費等　委員１人につき20万円以内

○　委員会名　文教厚生委員会
調査期間　平成31年第２回定例会開会までの間
調査場所　埼玉県三郷市，八潮市，東京都北区，町田市
参加委員　安田　壮平，﨑田　信正，橋口　耕太郎，松山　さおり，
栄　ヤスエ，戸内　恭次，平川　久嘉，里　秀和
調査目的　防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業について，「日本一の読書のまち」推進事業について，「八潮スタンダード」を活用した授業改善について，不登校フリースクールの取組について，ＤＡＹＳ　ＢＬＧ！（デイズ　ビーエルジー！）「認知症の人が働く」デイサービスについて
経費等　委員１人につき20万円以内

○　委員会名　産業建設委員会
調査期間　平成31年第２回定例会開会までの間
調査場所　福岡県福岡市，糸島市，高知県高知市
参加委員　橋口　和仁，奥　輝人，林山　克巳，津畑　誠，与　勝広，
渡　雅之，師玉　敏代，伊東　隆吉
調査目的　インバウンド対策・キャッシュレス化への取り組みについて，グリーンツーリズムについて，商店街活性化への取り組みについて
経費等　委員１人につき20万円以内

参　考　資　料
（意　見　書　等）

気象事業の整備拡充を求める意見書

2011 年３月 11 日に発生した東日本大震災は，死者・行方不明者を合わせて約２万人におよぶ日本の歴史上最大規模の地震・津波災害となりました。2016 年４月には最大震度７を記録した熊本地震により，関連死を含めて 267 人の方が犠牲となり，今も復興に向けた取り組みが行われています。2017 年７月に発生した「平成 29 年７月九州北部豪雨」では 42 人の犠牲者が出ました。また，2018 年には，１月に草津白根山の噴火，６月に大阪府北部の地震，７月上旬に「平成 30 年７月豪雨」，７月中旬から８月にかけて東日本・西日本を中心に記録的な高温，９月に「平成 30 年北海道胆振東部地震」と相次いで災害が発生しました。特に「平成 30 年７月豪雨」では西日本を中心とした広範囲で記録的な豪雨となり，豪雨災害では平成で最も多い 224 人の犠牲者が発生しました。こうした相次ぐ自然災害から人命を守るために，更なる防災業務の拡充・強化が求められています。

私たちは，防災気象情報は，気象庁が国の機関として責任を持って作成・発表すべきであると考えています。国民の皆様から信頼される予報・防災業務を遂行していくために，基礎となる自然現象の精密な監視・観測を行い，その成果に基づいた迅速で的確な情報を発表することが重要です。また，災害を予防するためには，情報が住民の皆様に対してより迅速かつ確実に伝わり，避難などの具体的な防災活動を引き出せるものでなければなりません。

しかし，職場は度重なる定員削減により定員は減る一方で，業務は一段と高度化・複雑化を求められ，新たな業務が増えてきており職員一人に対する業務量が増えている状況となっています。更に今後は，気象情報・注意報・警報の作成・発表作業が地方中枢に集約され，地方気象台の夜間勤務廃止，定員の大幅削減の計画がすすめられようとしています。このような状況では，突発的な災害が発生した際の素早い対応や，きめ細かな情報の作成，地域に密着した情報や観測データの提供が困難になります。

私たちは，国民全体の気象，地震・火山等の基礎知識や防災意識の向上が，自然災害を軽減する上で必要不可欠であると考え，気象庁が防災の先頭に立つ国の機関として責任を持って情報の提供・指導をしていくべきだと考えます。

これらを実現するため，自然現象の観測監視や，調査研究，数値予報をはじめ技術開発など，気象庁の基盤となる業務の拡充とそれに必要な要員の確保を求めます。

記

１　自然災害から人命を守るため，より精度の高いきめ細かな防災情報が提供できるよう，気象庁の人員と予算を増やし気象観測や予報・技術開発の基盤強化を求めます。

以上，地方自治法第 99 条の規定に基づき，意見書を提出する。

平成 31 年３月 12 日

奄　美　市　議　会

【提出先】

総務大臣，国土交通大臣，気象庁長官